和光市史

通史編

上巻

題字　市長　柳下　潔



市場峡遺跡出土　列孔台付浅鉢形土器（縄文前期）



城山遺跡出土　壷形土器（弥生後期）



木造阿弥陀如来坐像



旧名主宅の長屋門



吹上の百庚申

序

和光市長　柳下　潔

和光市では、昭和五三年四月に「市史編さん室」を設置し、市史編さん事業に取り組んでまいりました。これまで昭和五五年一〇月の市制施行一〇周年を記念とした『図説和光市の歴史』の刊行をはじめ、『史料編』三巻と『民俗編』等を刊行し、そして、ここに歴史を叙述した『通史編上巻』を上梓する運びとなりました。

今回の通史編は、和光市の自然環境をはじめ、原始、古代、中世、近世にわたる時代の歴史過程を叙述した内容となっております。

いずれにしましても市史は、先人が歩んだ痕跡を明らかにするため、様々な史料を駆使し編さんされています。本書が一人でも多く市民の皆様にご愛読、活用されますことを願ってやみません。

さらに本書をつうじ、市民の皆様と共に郷土和光の文化都市を目指し、この残された自然と歴史を、大切に将来へ受けついで行きたいと思っております。郷土和光の発展のため、皆様のご協力をもちまして今後とも努力して行く所存でございます。

終わりに、本事業の刊行計画や推進に御尽力を賜わった編さん委員会委員、市史の編成や編集方針から史料の収集・調査、執筆等まで中核を担ってくださいました監修者、編集委員、専門調査員の方々のご尽力、そして貴重な史料をご提供くださいました、市内外の方々及び各機関の皆様の暖かいご協力に対しまして、深く感謝申し上げ、発刊のごあいさつといたします。

発刊にあたって

和光市史編さん委員会委員長　竹田尚之

和光市では、市制施行一〇周年記念事業として、市史編さんに取り組んでまいりました。昭和五三年四月に「市史編さん室」を設置し、二年後の市制施行一〇周年に『図説和光市の歴史』の発刊をみるなど、順調な滑り出しとなりました。

もとより市史編さん事業は、幾多の困難をのりこえて堅実な歩みを続け、ここに『通史編上巻』を完成するにいたりました。その間、昭和五六年一一月には『史料編一（自然・原始・古代・中世・近世地誌紀行）』また、昭和五七年五月には『史料編二（近世）』また、昭和五八年三月には『民俗編』、昭和五九年一二月には『史料編三（近代・現代）』、さらに昭和六〇年七月には『史料編別集（地福寺日並記）』等を発刊してまいりました。この間幸い市民各位をはじめ、多数の関係機関の御協力を得て多くの歴史資料を収集することができました。

本書が深く市民の方々はもとより、各機関の方々にご活用いただけるなら、この市史編さん事業の一つの目的がかなえられることであり、関係者一同の本懐とするところであります。

「源遠長流」　歴史は時代の変化でもあります。和光市も時代の変遷とともに大きく変ぼうし、人口も増加し、今や五万五千都市に発展いたしました。郷土を理解していくためにも郷土の歴史に心を留め、今後発展されていく和光市文化のため、さらに努力を続ける必要があると思われます。

『通史編上巻』の刊行にあたりまして、市史刊行に特別なご配慮をいただいた市長、監修者、編さん委員、編集委員、専門調査員、及び事務当局の諸氏、さらにはご後援いただいた市民各位に心から感謝を申し上げます。

監修をおえて

明治大学教授　渡辺隆喜

このたび、『通史編上巻』がようやく発刊の運びとなりました。編さん事業着手以来九年、市民の皆様の絶大なご協力により完成することができました。ご声援に対し心から御礼申しあげますとともに、完成のお喜びを申しあげる次第でございます。

この間、監修者の明治大学教授萩原龍夫先生を亡くすという不慮の出来事もございましたが、編集委員、事務局一同の団結で今日を迎えることができました。萩原先生亡きあと、先生執筆担当分の中世を急遽担当された埼玉県立歴史資料館長大村進先生の一方ならぬご尽力もございました。これら市史の成果は、亡き萩原先生の敷かれた計画により、毎月一回研究会を開き、編集委員・専門調査員が検討し積み上げてきた賜物であります。内容は充分に満足いただけるものと自負しております。

和光市は東京に隣接し、面積わずか一一・五八平方キロメートル。江戸時代の旧村三か村が大和町となり、そのまま市制をしいた小規模な都市ですが、現在人口五万五千余、人口密度は県内で浦和市に次いで一一番目、発展の可能性をもち将来性豊かな都市です。この歴史的推移は大都市東京

との相互依存の関係をつうじ今日に至っています。

和光市域は荒川、白子川流域の低湿地と乏水性の武蔵野台地縁辺部を生活の舞台とし、長い間、水田と畑作の純農村として推移してきました。その昔、縄文時代中期の吹上遺跡に人々の生活の跡がみられて以来、弥生時代には集落を形成し、古墳時代から平安時代には台地斜面に横穴墳が発見され、市史に新たな成果がつけ加えられています。新座郡が「にいくら」と呼ばれたのもこの時期です。

中世、争乱をよそに静かに推移したこの地域も、江戸期には上新倉、下新倉、白子の三村が成立し、村ごとに別領主のうえ将軍の鷹場ともなっていました。大都市江戸の影響は川越街道、新河岸川をつうじて強まり、とくに中期以降は野菜、製粉の販売、下肥の購入をつうじ密着したことが本編で明らかにされています。

この関係は明治期も変わらず、大正期には東武鉄道の開通により都市近郊化を一層強めています。昭和一八年、大和町成立によりそれまでの純農村から士官学校、工場の進出により軍需の町に変化し、戦後は米軍進駐の町から工場進出によるバイクの町へ、さらに高度成長期を経て東京のベッドタウンに変貌しました。

現在、和光市は緑豊かな文化都市を目指し、魅力ある町づくりを進めています。市史を大いに活用され、祖先の努力に思いをいたし、明日への文化都市形成にむけての糧とされますことを期待してやみません。

例言

一　和光市史は、史料編三巻、民俗編一巻、通史編上・下二巻からなる。

一　本書は、通史の上巻に当たり、自然、原始・古代、中世、近世の四編からなる。

一　文体は平易を心がけ、現代仮名づかい及び常用漢字の使用を原則としたが、必ずしも抱泥しなかった。

一　難読な地名、人名、専門用語等には、おおむねその初出時にルビを付し、なおこれ以外にも必要に応じて付した。

一　引用及び慣用以外の数字の表記は、十、百、千の文字を省略した。ただし万、億は用いた。

一　年号の下に西暦年を括弧で示した。

一　引用した書名は『　』で示し、稿本等の資料名は「　」で示した。

一　引用文は「　」で示し、長文の場合は二字下げ二字上げとした。

一　写真、図、表は、各編ごとにそれぞれ通し番号を付した。

一　本書の執筆分担は巻末に記した。

目次

口絵
序
発刊にあたって
監修をおえて
例言

第一編　自然

第一章　和光市の地理的位置と自然環境

第一節　和光市の地理的位置……三
第二節　自然環境の概観……五
台地の開発と自然の破壊／台地斜面林と湧水／消える雑丹袋の自然

第二章　和光市の地形と地質
第一節　和光市域の地形……九
1　台地地帯の地形……九
2　低地地帯の地形……一一
第二節　和光市域の地質……一三
1　武蔵野台地の地質……一三
武蔵野面／台地の地層／関東ローム層／武蔵野礫層／東京層
2　沖積低地の地質……一八
第三節　和光市域の地形発達……二〇
1　荒川沖積低地の形成……二〇
2　武蔵野台地の形成……二二
古東京湾時代／武蔵野扇状地（台地）時代／古東京川の時代／奥東京湾の時代
第三章　和光市域の土壌

第一節　台地および低地土壌の特徴……二六
台地の土壌／低地の土壌
第二節　土壌の起源と台地土壌の母材……二七
土壌の起源／土壌の母材
第三節　和光市域の代表的な土壌断面……二九
一　柿ノ木坂上／二　妙蓮寺／三　新倉氷川八幡神社／四　柿ノ木坂下／五　天神下／六　新倉河岸
第四章　和光市域の植生と野鳥
第一節　日向・日陰斜面の森林植生……三三
第二節　雑丹袋および広沢原の植生……三六
和光市雑丹袋の植物／和光市広沢原の植物
第三節　カタクリとヒロハアマナ……四四
カタクリの分布／ヒロハアマナの分布

第四節　高度経済成長期前後の湿地・河川の植物……四七
1　高度成長期以前の湿地・河川の植物……四七
湿地の植物／河川の植物
2　最近の河川の植物……五〇
第五節　和光市域の野鳥……五一
第五章　和光市域の気候
第一節　和光市域の気候特性……五四
天候／気温／降水／湿度／風
第二節　和光市域の天気俚諺……六〇
1　動物による天気の予知……六〇
2　植物による天気の予知……六六
3　天体による天気の予知……六七
4　気象要素による天気の予知……六八
5　方角による天気の予知……七二

6 衣食住による天気の予知……七五
7 人体による天気の予知……七七
8 その他による天気の予知……七八
災害と豊凶の俚諺

第六章 和光市域の表流水と地下水
第一節 河川と泉……八二
1 平野の河川と台地の河川……八二
平野の河川 ／ 台地の河川
2 台地侵食谷と湧泉……八五
第二節 地下水の分布と流動……八七
地下水の分布 ／ 地下水の流れ

第七章 自然環境と人間生活
第一節 過剰揚水と地盤沈下……九三
埼玉県の地盤沈下 ／ 和光市の地盤沈下

第二節　都市化と水質汚染……九八
新河岸川（笹目橋、いろは橋、旭橋）／白子川（芝屋橋、白子橋、三園橋）／越戸川（土橋、越戸橋、赤池橋）／谷中川（西大和団地東側、浅久保橋、向原ストアー際）／各河川の特徴
第三節　都市化と風水害……一〇六

第二編　原始・古代

第一章　先土器時代

第一節　先土器時代と自然環境……一一三
1　人類の誕生と先土器時代の研究……一一三
2　関東ローム層と自然環境……一一七
第二節　先土器時代の石器と遺跡……一二〇
1　先土器時代の石器の変遷……一二〇
2　先土器時代の和光市周辺の遺跡……一二一

第二章　縄文時代

第一節　関東の縄文時代……一三〇
1　縄文時代のはじまり……一三〇
2　関東での縄文土器の移り変り……一三四
草創期／早期／前期／中期／後期／晩期
第二節　周辺の遺跡からみた縄文時代……一五五
1　早期の遺跡群と貝塚……一五五
2　前期の遺跡群と道具……一六七
3　中期遺跡の特徴……一八三
4　吹上貝塚にみられる遺構と遺物……一九六
5　散在する村―後晩期の遺跡群……二〇二
第三章　弥生時代
第一節　縄文時代から弥生時代へ―関東の場合―……二一四
1　水稲耕作と弥生時代……二一四
2　関東の弥生文化のはじまり……二一七

第二節　武蔵野台地における弥生文化……二二五
1　県内中期末遺跡の特徴……二二五
2　弥生時代の石器……二二八
第三節　密集する武蔵野台地の村……二三三
1　本格化した弥生文化と地域性……二三三
2　市域の集落と方形周溝墓……二四二
第四章　古墳時代
第一節　古墳時代の展開……二四四
第二節　市域と周辺地帯の古墳文化……二五〇
第三節　吹上横穴墳と市域周辺の古墳……二五七
第五章　考古学からみた奈良・平安時代
第一節　埼玉の古代と主要遺跡……二六五

第二節　市域の古代遺跡と周辺の遺跡群……二七〇

第六章　奈良時代の和光

第一節　和光と新羅人……二七七

僧尼が中心／新羅の仏教／帰化人と仏教

第二節　新羅郡の設置……二八一

新羅郡の所属した旧郡／新羅郡設置の事情

第七章　平安時代の和光

第一節　平安前期の和光……二八五

沙良真熊／地震と水害／東海道と武蔵

第二節　豊嶋氏と和光……二八八

第三編　中　世

第一章　開けゆく武蔵野

第一節　鎌倉政権の成立と武蔵武士……二九七

1　鎌倉幕府と武蔵支配……二九七

源頼朝の挙兵と武蔵武士／秩父一族の帰伏／本知行地主職安堵と新恩給与／幕府の成立と支配機構／関東支配地と武蔵

2　武蔵の国衙支配と御家人……三一一

武蔵国守平賀義信／武蔵国総検校職／武蔵御家人の動揺／承久の乱／総検校職の復活／市域周辺の武士の活躍

第二節　武蔵荒野の開発と村落……三三八

武蔵野の姿／武蔵荒野の開発／武蔵国衙と片山郷

第三節　得宗体制下の武蔵……三五二

得宗体制の確立と武蔵／番場宿の悲劇

第四節　鎌倉文化の影響……三五九
1　板碑の造立……三五九
板碑の造立の思想／近隣地区の鎌倉板碑
2　天台宗の進出―地福寺と不動院―……三六二
天台宗の進出／天台宗地福寺と不動院
3　日蓮宗の進出と妙典寺……三六五
日蓮宗の進出／妙典寺／妙典寺（妙顕寺）の縁起

第二章　新旧勢力の交替

第一節　南朝と北朝……三七一
1　鎌倉親王府と足利氏……三七一
鎌倉幕府の滅亡と建武の新政／鎌倉新王府の成立
2　中先代の乱と武蔵……三七四
中先代の乱／室町幕府の成立と武蔵
3　鎌倉府の成立と支配……三七六
鎌倉府の成立／鎌倉府の支配と南朝対策

4 観応の擾乱と関東府の成立……三七九
幕府の政争と鎌倉府／南朝方の蜂起／関東府の成立
5 入間川御所と武蔵……三八一
入間川在陣／畠山国清の失脚／上杉氏の復帰と武蔵平一揆
第二節 荘園の動向……三八四
1 佐々目郷の動向……三八四
佐々目郷と鶴岡八幡宮／農民の抵抗／佐々目郷と太田道灌
2 赤塚庄の支配……三九〇
足利氏と赤塚郷／赤塚郷と庄氏／千葉氏の支配
3 職人衆の活躍……三九七
浦和市本太の氷川神社宮殿／宝厳院の厨子仕切り板の墨書銘／新座にいた大工
第三節 在地領主の離合集散……四〇五
1 武蔵平一揆の乱と上杉禅秀の乱……四〇五
武蔵平一揆の乱／小山義政の乱と武蔵／足利持氏の登場と上杉禅秀の乱
2 永享の乱前後と武州南一揆……四〇九
禅秀の乱後の関東府／永享の乱／結城合戦と武州一揆

3 古河公方と両上杉氏の対立……四一二
足利成氏の登場／古河公方の成立／千葉自胤の赤塚入城
4 太田氏と豊島氏……四一五
太田道灌の登場／豊島氏の衰退／長尾景春の乱と豊島氏／太田氏の衰退／守護代大石氏と武蔵
第四節 地方文化の展開……四二一
1 禅宗・真言宗の寺院……四二一
臨済宗／真言宗
2 文化人たちのおとずれ……四二七
廻国雑記／梅花無盡蔵
3 熊野修験と民間信仰……四三〇
熊野信仰／月待の信仰／庚申の信仰
第三章 戦国大名と郷村
第一節 後北条氏の進出……四三七
白子原の戦いと武蔵の情勢／河越夜戦／大石定久と氏照／小田原衆所領役帳と和光の村

々／太田康資と岡城／清戸番所
第二節　市場村落の発展……四六九
1　後北条氏の検地……四六九
検地／府川郷の検地と隠田摘発
2　白子郷と農民……四七五
日損・風損による減免願い／高麗丹波守／段銭・懸銭・棟別銭／白子郷の段銭・棟別銭
3　定期市の発達……四八五
白子の六斎市／市場の地名から
第三節　社寺と信仰……四九一
1　白子宿の社寺と信仰……四九一
2　民間巡礼習俗と吹上観音の信仰……四九四
巡礼と観音信仰／信仰と鰐口
3　民間信仰念仏の普及……五〇〇
第四節　後北条氏の没落と和光周辺……五〇三
1　小田原攻めの臨戦体制……五〇三

孤立する後北条氏／ひらひら武者めくやう／天下の御弓箭
2 後北条氏の滅亡……五〇九
名胡桃事件／河越・八王子城の落城

第四編 近　世

第一章 近世村落の成立

第一節 徳川氏の関東入国……五一七
1 江戸御打入り……五一七
江戸入城／上新倉村・下新倉村・下白子村
2 村の領主……五二一
板倉家と上新倉村／酒井家と下新倉村／伊賀者と下白子村／代官支配所と鷹場
第二節 幕府支配と村……五二九
1 神社と寺院……五二九
村の神社・村の寺院／本末制度／檀家制度
2 川越街道と新河岸川……五三六

川越街道／新河岸川
3 検地と年貢……五四〇
検地の施行／開墾と検地／石高と永納／年貢
第三節 村のようす……五四八
1 田・畑・野……五四八
田と畑／下々畑と「かや野」／下白子村の田・畑・屋敷
2 百姓……五五四
本百姓／屋敷持百姓
3 村の生活……五五八
人と人との結びつき／地蔵と観音―民間信仰の一こま／土地の売買
第二章 近世村落の展開
第一節 近世中期の村の概況……五六四
1 村のすがた……五六四
村高の増加／上新倉村の明細帳／下新倉村の絵図／下白子村の年貢と村入用／石塔と石仏

2 村の組織……五七六
組と講／つきあい／村役人
3 宿駅と河岸……五八二
伝馬役／助郷役／芝宮河岸
第二節 支配の強化……五八八
1 享保改革と租税……五八八
検見取／定免法
2 鷹場の再編……五九二
鷹場六筋の成立／鷹場法令／戸田筋の鷹狩り
3 新田開発……五九八
享保の新田政策／雑談袋の開発／広沢原の開発／見取場検地と流作場検地
4 利水・治水……六一〇
自普請と御普請／国役普請
5 酒井家と伊賀者の支配……六一五
酒井家の申渡条目／伊賀者の永代地方目録
第三節 村の動き……六二七
1 新田開発と村の変化……六二七

新田開発の結果／新しい屋敷持百姓／村の取きめ
2 神社と寺院……六三二
神社・寺院の経営／寺の格式と檀家の格式
第三章 近世村落の動揺
第一節 江戸地廻り経済の展開……六三七
1 近世後期の村の概況……六三七
新編武蔵風土記稿／下新倉村人別改帳／村の石仏
2 産業の発達……六四六
災害と飢饉／畑作／水車稼の成立
3 商業的農業……六五二
野菜と薪炭／下肥の買入れ
4 江戸名所の形成……六五九
滝不動・牛房観音・吹上観音／遊覧の拠点白子宿
第二節 新しい流通組織を目ざして……六六二
1 市……六六二

武蔵国の市／吹上観音の市と妙福寺の市／白子宿市の再興
2 在方商人の成長……六六八
肥料値下げ運動／炭薪の江戸直売争論／雑穀の江戸直売争論／在方商業
3 川越街道の輸送……六七八
白子宿の繁栄／輸送量の増加／常備人馬と囲人馬／助郷不勤争論／駄賃稼争論
4 芝宮河岸……六八九
船問屋争論／早船争論
第三節 村の変化と支配……六九四
1 鷹場の変容……六九四
鷹場法／上納物
2 村の負担……六九七
上新倉村の定免制／白子村の村入用
3 文政の改革……六九九
関東取締出役の設置／組合村の編成
4 天保改革……七〇三
村方騒動／天保改革の農村政策／御料所御改革

第四章 幕末の村落

第一節　幕末の社会……七一一
1　維新前夜の村……七一一
上新倉村の戸数と人口／下新倉村の景観／庚申塔と富士講碑
2　幕末の民衆……七二二
上新倉村の家族構成／下新倉村の家族構成／農民のくらし
3　農民の負担……七三二
年貢／村入用／助郷役
4　在方商人……七四一
村の商人／薪売商人／問屋再興令と水車仲間
第二節　大政奉還……七四九
1　社会不安と関東取締出役支配の強化……七四九
不穏の社会状況／関東取締出役支配の強化
2　打ちこわし……七五三
武州世直し一揆／市域三か村の打ちこわし
3　徳川幕府の瓦壊……七五八
旗本の窮乏／幕府の崩壊

年　表
あとがき
執筆者一覧
調査協力者及び資料提供者
市史編さん関係者

第一編　自　然

第一章　和光市の地理的位置と自然環境

第一節　和光市の地理的位置

埼玉県の南東部に位置する和光市は、南西から北東にかけて五キロメートル、北西から南東にかけて二・五キロメートルの長方形をしたまとまりのよい市域からなっている。面積は一一・五八平方キロメートルで、東は板橋区及び練馬区、南は練馬区、西は埼玉県の朝霞市及び新座市、北は戸田市にそれぞれ接している。結果的に、市域の五〇パーセントが東京都区部に連接している都市である。

都心からの距離も一五～一八キロメートル圏内と至近の位置にあり、したがって地理的性格は、埼玉県和光市というより、東京都和光市という側面を強くもっている。このことは、戦前の農村不況期における東京市への野菜供給地、あるいは労働力供給地としての近郊農村時代から、すでに色濃くみられた特徴であった。しかも距離的に近いだけでなく、古くは川越街道の陸運と新河岸川・荒川の舟運を利用し、また近代になってからは、東武東上線によって東京と容易に結ばれてきたことも、時間的にも意識的にも、和光市民の生活を東京に結びつけるもとになってきた。

現在、陸路としては国道二五四号線と東上線が東京に通じ、東京との関係を強化しているが、反面、交通事情や企業の県内立地によって、和光市民の生活は大学進学と貴重品や耐久消費材等の買廻品の購入を除けば、同じ東武東上線や国道二五四号線によって、埼玉県―それも下り方面の郡市との関係も深めているようである。これは東に通じて



図 1-1　和光市域とその周辺（5万分の1地形図　東京西北部）

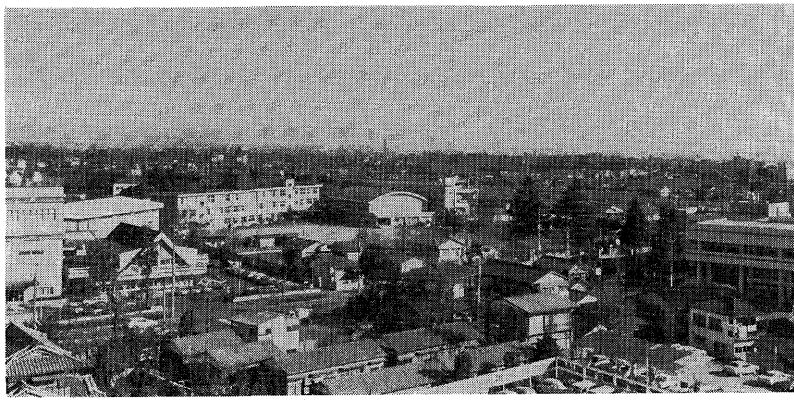

写真 1-1　都市化された武蔵野台地

西を越戸川で，東を白子川でそれぞれ境された和光市域の武蔵野台地は，中央の谷中川をはさんで，ゆるく開けた広い平坦地形を示している。広沢原を中心にかつてみられた平地林と畑は，いまでは都市化の波にすっかりのまれてしまった。（消防署望楼より，昭和54年11月撮影）

高崎線沿線上の諸都市と結合し、西に走って所沢方面と直結する、産業道路や鉄道を欠くことによるものである。いわば和光市は南北に通ずる交通手段には古くから恵まれ、これに影響されて町が整えられ、生活が方向づけられてきたが、東西に通じて、その生活を四方に展開するには、交通的に十分恵まれていたとはいえないようである。

第二節　自然環境の概観

和光市域は武蔵野台地とこれを開析する侵食谷、並びに荒川、入間川によって形成された沖積平野からなっている。ごく大まかにいって、沖積低地が市域の三〇パーセント強、洪積台地が七〇パーセント近くを占めている。和光市における武蔵野台地は、南西端の二軒新田付近が標高四五メートル（最高点）で、これより北東に向けて三五〇分の一ほど緩傾斜し、末端の午王山（ごぼうやま）（独立丘）付近では約二二メートルとなる。表面の耕土は、おもに黒ノッポと呼ばれる腐植混じりの土壌である。土壌は五～一〇メートルの立川ローム層と武蔵野ローム層とからな



写真 1-2　雑木並木のある農道

下新倉の谷戸稲荷裏には，まだ牧歌的な野良道がある。（昭和55年１月撮影）

り、次層に武蔵野礫層を挟んで、古東京湾時代の海底堆積物（東京層）をところによってみることができる。

台地の開発と自然の破壊　台地上には余すところなく畑が開かれ、とくに川越街道（県道新座・和光線）以北では開析谷頭に湧く泉や小川の水を利用して、早くから集落の立地と耕地開発が行なわれた。しかし、街道以南の広沢原付近一帯は地下水位も深く、表流水も得にくかったことから農地開発がおくれ、結果的には、戦前の陸軍予科士官学校用地、戦後の米軍用地―陸上自衛隊用地のような、特殊用地開発が進められるもとになった。戦前の西武資本による大泉学園開発も、同じ事情によるものであった。

結局、川越街道や東上線の駅を利用してつくられた北部市街地は、多分に住宅密度が高く、自然発生的で、都市形態にも統一性がみられない。一方、南部の市街地は軍用跡地利用のため、比較的規模の大きいかつ計画的な都市施設づくりが進んでいる。ただし道路網の整備は必ずしもよくないようである。

いずれにせよ、無計画な民間土地需要の展開や軍用施設利用などの結果、和光市の台地上から緑地空間が、生産緑地という恒常性のない緑地を除いて、ほぼ完全に消滅したことは間違いのないことである。せめて残された斜面林――それも生産的に、若しくは住宅用地として、十分の経済価値のないところが多い――だけは、武蔵野台地の原植生の面影の残るところとして、大切に残したいものである。

台地斜面林と湧水　台地上における自然環境の後退と悪化に対して、台地斜面では、部分的ながら緑地空間の存続がみられた。しかし、かつて台地斜面の随所でみられた湧水は、昔日の勢いを失い、ところによっては涸れてしまった。さらに残念なことは、斜面の土地利用上、建造物の安全を守るべく泉は完全にコンクリートやブロックで覆われ、水は暗渠で下水溝へ流出させている点である。もうそこにはほとばしる水の瀬音もなければ、清流にゆれる水草の姿をみることもほとんどできなくなった。湧水を失い、増加した人家の生活排水のみが流れる開析谷の流れも、上流では褐色や緑色をした藻だけが水にゆれ、魚の姿は見ることもできない。下流に至っては、灰色の水アカだけが流れに漂っているだけである。魚の棲める五ｐｐｍ（ＢＯＤ）ははるかに越えている。

消える雑丹袋の自然　沖積低地の自然も変った。新倉河岸周辺では、新河岸川や付近の小川の水は、川底まで澄み、水藻を横切る魚影が鮮明に映ったという。昭和三〇年代の中頃まで泳いだという人の話は、どこでも聞かれた。ところが今では少々の湧水と水田落水に養われる新河岸川の悪化は、目を覆いたくなるほどである。昭和三四年の夏、戸田橋の上流で筆者もウグイを釣った思い出がある。荒川右岸一帯の変化も激しい。右岸の自然はグランドや自動車教習所になり見る影もない。

それでもまだ左岸の雑丹袋一帯の草原（近年まで湿地帯）には、昔ながらの多くの鳥や小動物の姿がみられる。上総掘りの跡もみることができる。しかしここでもすでに新しい土地利用―遊水池造成が始まった。全体計画を詳しく



写真 1-3　雑丹袋の掘抜井戸

雑丹袋（荒川対岸）で発見された旧水田灌漑用の掘抜井戸。掘抜井戸の採水層は地下30メートル前後の亜角・亜円礫を含む青色砂層であり，上総掘りという方法で竹筒を打込んで被圧水を取水した。（昭和59年8月撮影）

みないうちに論及するのは、拙速の感を免れないが、市民生活に直結した形で、雑丹袋の自然が生かされることを願ってやまない。戸田方式だけが、自然と人間の共存を可能にしてくれるとは思わない。無策を基本にした自然と人間の共存関係もあっていいように思われる。

第二章　和光市の地形と地質

第一節　和光市域の地形

1　台地地帯の地形

和光市域の地形は台地地帯と低地地帯に大別され、さらに台地地帯は武蔵野面、斜面、河谷底の三地形に分けられる。このうち武蔵野面は、谷中川の侵食谷によって東西に分断されたほぼ平坦な台地で、西半部には陸上自衛隊施設や西大和団地が、また東半部には諏訪原団地や南大和団地等がめだつ建物として並んでいる。地盤高は一般に三〇～四〇メートルであるが、越戸川や白子川沿いのやや低い面も含んでいる。面積は約四・六平方キロメートルで、和光市域で最も広い部分を占める地形面である。武蔵野面の表層は黒色腐植土によって覆われ、その下に立川ローム層と武蔵野ローム層、ついで武蔵野礫層が堆積している。

台地の周辺や河谷壁は、急な斜面地形となっている。ここにはローム層や礫層が露出し、とくに礫層の下部には自由地下水の滲出がみられ、熊野神社、百渡荘、妙典寺等では泉となって湧き出ている。緩斜面は黒色腐植土によって覆われ、耕地や斜面林となっている。また午王山南部のように古くから集落の形成されたところもある。近年、盛土や切土あるいは石積みされて、地層がみられなくなってしまったところも少なくない。面積は約一・七平方キロメートルほどである。

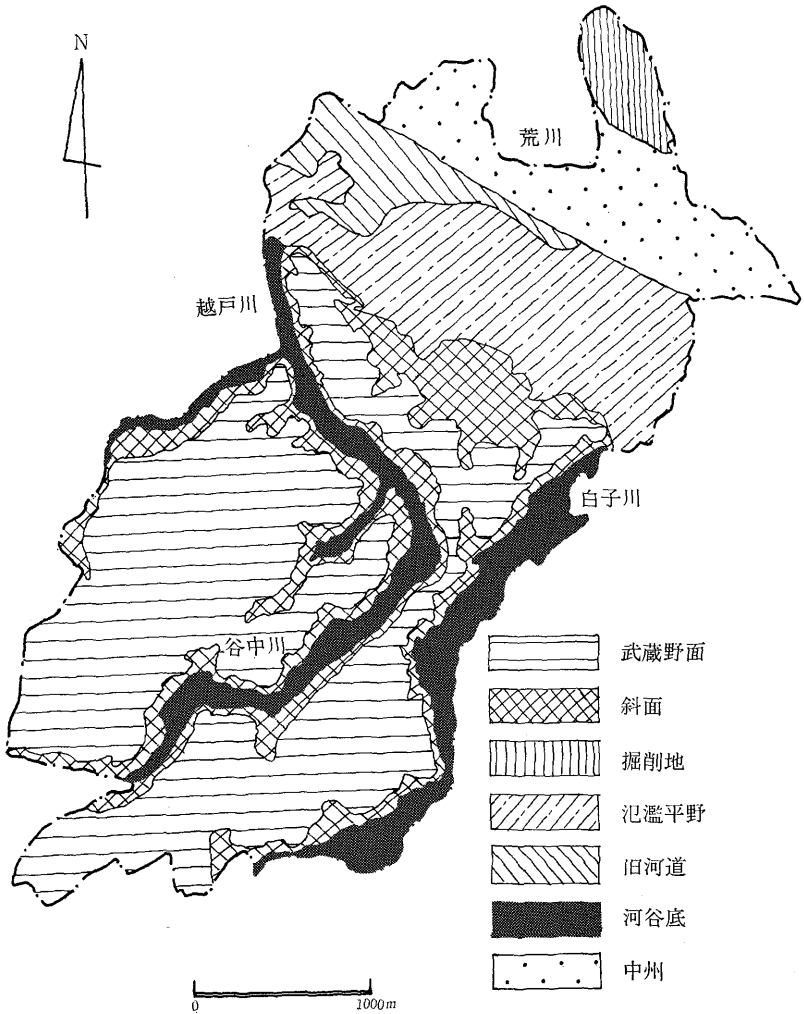

図 1-2　和光市の地形面分類

台地を侵食する谷の平坦面は、河谷底と呼ばれる地形である。和光市域を東京都と分ける白子川、西大和団地西大和郵便局付近に発し、市域のほぼ中央部を分断して流れる谷中川、和光市と朝霞市の間を流れ、途中から谷中川を合わせて下る越戸川などの各河川筋に分布する。河谷底には黒色腐植土や粘土が堆積しているが、ところによっては、宅地造成に伴う盛土部分もみられる。河谷底の面積は約一・二平方キロメートルである。なおこの地形の形成期は立川面の形成された時期（現在の多摩川に沿う立川段丘や黒目川、不老川などの谷筋が形成された頃）と一致する。

2　低地地帯の地形

和光市域では低地地帯の地形は氾濫平野、自然堤防、旧河道、中州、埋立地、掘削地とに分類される。このうちで最も広い部分を占めるのが氾濫平野（約一・八平方キロメートル）である。低地地帯の代表的地形である氾濫平野は、文字どおり、荒川や新河岸川の氾濫に伴う堆積作用によって形成された地形である。表層は主として粘土から成り立っているが、次層には細砂や粗砂ところによっては黒泥土もみられる。ここはかつては一面の水田地帯であったが、近年その多くが埋め立てられ、宅地や畑地となってしまった。

氾濫平野北部の新河岸川寄りに、周囲より〇・五～一・〇メートルほど低い凹状地形がみられる。これが旧河道（約〇・四平方キロメートル）と呼ばれる越戸川、新河岸川、あるいは荒川の流路跡である。軟らかい粘土や緩い砂から成り立った地形で、昭和二〇年代後半（一九五〇年代前半）まで、上総掘りを利用した掘抜井戸灌漑が行なわれていた水田地域である。

河川の運んできた砂やシルト（微砂）が、洪水時に流路の周辺に堆積してできた平野の微高地を自然堤防という。和光市域の自然堤防は、かつて戸田市との境界を流れた旧荒川の流路沿いや、旧新河岸川の河口（新倉河岸）付近な

どに分布がみられた。しかしその後、関東大震災後の東京復興用の建築資材（壁土）として大量に土砂が搬出され、あるいは分布地域が河川敷に編入されるなどして、今日では、新倉河岸付近に一〇〇〇平方メートルほどの面影を残すのみとなった。なお自然堤防は一般に畑や集落に利用されるが、氾濫平野より〇・五～一・〇メートルほどの微高地をなす和光市域の現存自然堤防も、畑や河岸集落（一戸を残して移転）の立地点となってきた。

堤外地にある河川運搬物の堆積地形を中州（約一・一平方キロメートル）という。河川の中上流部やデルタには、しばしば島状をした典型的な中州がみられるが、和光市域では荒川の流路に沿って、いわゆる河川敷として分布している。主として砂や礫まじり砂からなる地形である。戦後の食料難時代には耕地として、また高度経済成長期以降は左岸がゴルフ場、右岸が自動車教習所やグランドとしてそれぞれ利用されている。

荒川左岸の雑丹袋（ぞうたんぶくろ）の河川敷には、砂や土を掘り取った跡地―掘削地がみられる。掘削は関東大震災後の自然堤防の土取りと同じ理由で行われ、平均一・八～二・〇メートルほどの深さに及んだ。とりわけ荒川の河川改修によって、雑丹袋が対岸の飛地（とびち）となり、耕作に不便を来たしたことから、掘削は一挙に進んだ。現況の池沼（草地）は掘削による凹地に、その後の地盤沈下が加わって出現したものである。面積的には約〇・三平方キロメートルにすぎず、それほどまとまった広さではない。

なお、以上の地形のほかにも住宅、工場、公共用地等を造成するために、河谷底や沼沢地に盛土した埋立地が点在する。しかし埋立地は和光高校の校地以外は小規模で、面的なまとまりを欠いているため、ここでは割愛した。

第二節　和光市域の地質

1　武蔵野台地の地質

武蔵野台地は地形学上から狭山丘陵、横浜の下末吉面、武蔵野台地のなかで最も広い範囲に分布する武蔵野面、黒目川・柳瀬川・不老川などの古多摩川の谷底にみられる立川面とに分類される。和光市の台地は、このうちの武蔵野面と呼ばれ、ゆるく開けた平坦な地形を示している。

武蔵野面　武蔵野面は、古多摩川が関東山地から運び出した砂礫を積み重ねてつくった大扇状地の上に立川、武蔵野両ローム層をのせてでき上がった台地面である。いいかえると、扇頂部の青梅（標高一八〇メートル）から荒川低地帯に接する台地末端部（同二〇～二五メートル）へと緩く傾斜しながら展開し、扇状地の原形面上に両ローム層をのせているところである。

ところで武蔵野面と呼ばれる和光市の台地の地層は、どうなっているだろうか。さいわい和光市には白子川や越戸川の谷が発達し、各所に崖をつくっている。宅地造成が進み、これらの崖の多くは、土砂崩れ防止用のコンクリートやブロックで覆われてしまったが、それでも、社寺の周辺やときには建築現場など、地層観察に好適なところを見つけるのにそう手間はかからない。以下和光市内の地層を概観し、ついで主要な地層について、上から順に紹介してみよう。

台地の地層　市内の武蔵野台地の地層は、最上層に植物が腐って分解してできた黒褐色の腐植まじりの表土が、三

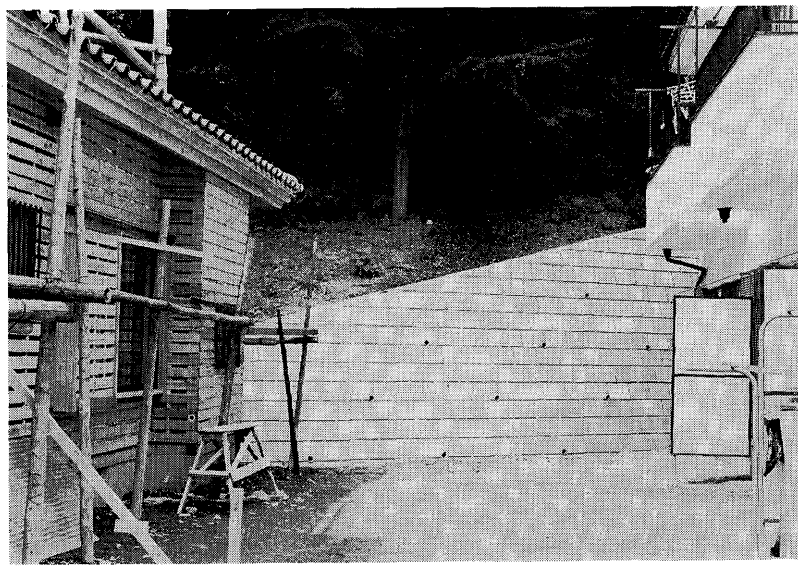

写真 1-4　湧水擁壁（ホンダＳＦ工場付近）

市内屈指の湧水があるこのあたりは，住宅化とともに擁壁がなされ，まだ付近にみられる湧水もいずれ姿を消すことだろう。（昭和59年８月撮影）

〇～五〇センチメートルほどあり、この下に関東ローム層と呼ばれる富士・箱根系の火山灰の風成層（風に運ばれた地層）が厚く積っている。冬から春先にかけて、黄塵（こうじん）を中空に舞い上げ、みごとな霜柱を立てる、いわゆる赤土層がこれである。赤土の地層は、さらに上部の立川ローム層と下部の武蔵野ローム層とに分けられる。この赤土の下に、水分を含んだ灰白色ないし灰褐色系の凝灰質の粘土層（一般に火山灰が水の影響を長い間受けた場合にできる粘土層）が分布する。粘土層の下には、かつて古多摩川が和光地方を流れた際に積った、武蔵野礫層と呼ばれる砂礫の地層が横たわっている。武蔵野礫層の下には、和光地方一帯がまだ海底にあった頃に積った東京層という海成層（海の底に堆積した地層）がある。東京層は、さらに上部東京層と呼ばれる砂まじりのシルト（こまかい砂）や粘土質のシルトからできた地層と、東京礫層と呼ばれる砂礫層とに分けることができ

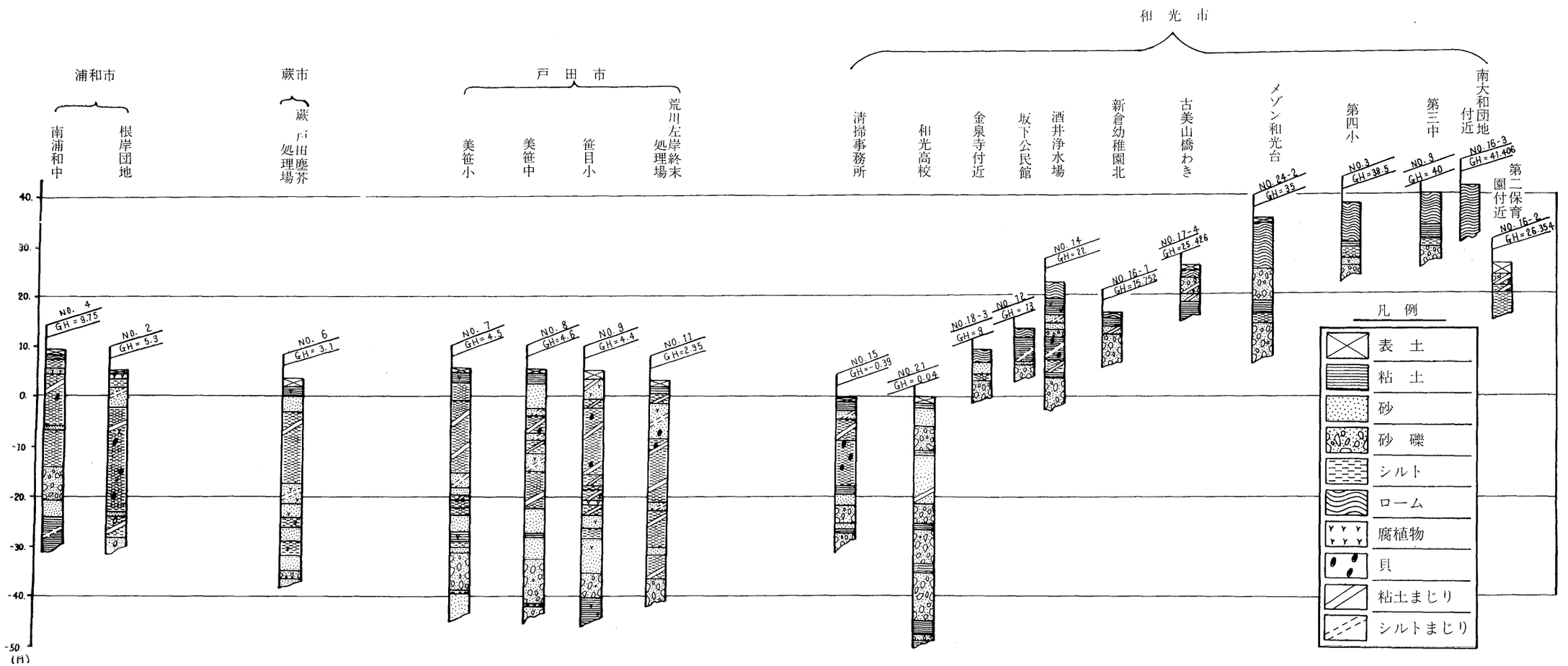

図 1-3の1　ボーリング柱状図

る。

関東ローム層

一万年から数万年前の間に積み重ねられた赤土の層は、市内で平均一〇メートルに達し、侵食の進んだ台地はずれでさえ数メートルに及んでいる。この地層は、上部が明るく白っぽい色をした立川ローム層と、クラック帯（割れ目）の発達がめだつ武蔵野ローム層からなっている。このうち立川ローム層には、現在の表土と同じく、地表時代の腐植土が火山灰の下に埋まってできた、二本の暗色帯（黒バンド）が挟まれていて、二回の降灰休止期があったことをものがたっている。また両層の境目となるクラック帯は、風化作用を受けて粘土化した土が乾燥してひび割れを生じたもので、一目でわかるほど特徴的である。関東ローム層は、全体的に玄武岩質の富士火山系の堆積物であるといわれているが、最下部に近いところには、東京軽石層（TP層）という箱根火山系の堆積物を薄く挟み、地層分析上の鍵層（かぎそう）とされている。な

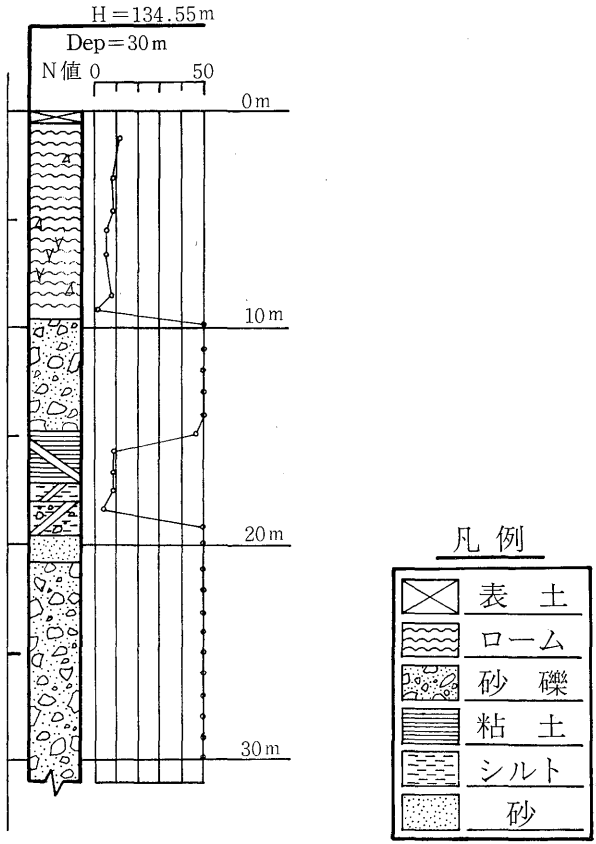

図 1-3の2　台地のボーリング柱状図（営団地下鉄車庫）

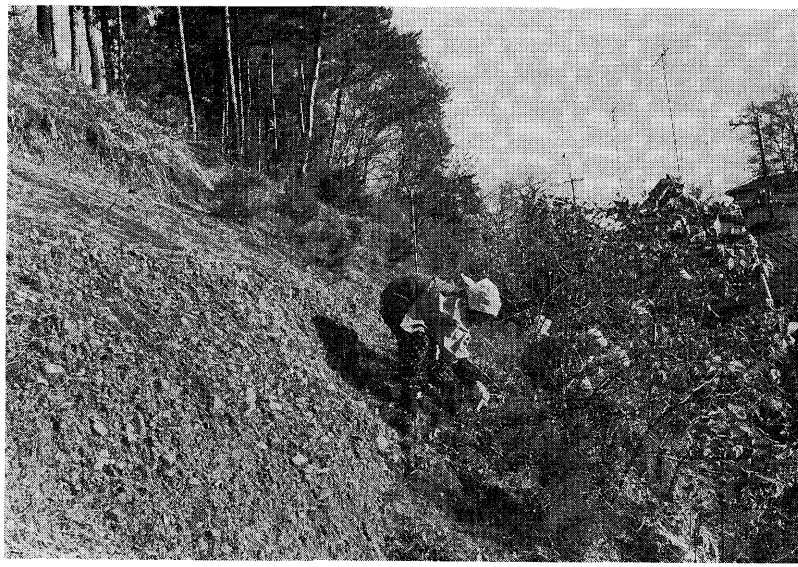

写真 1-5　新倉の氷川八幡神社南面の礫層

氷川八幡神社南斜面の上部には，5メートルほどの礫層がみられる。礫層はかつての古多摩川がこの地を流れたときに堆積したものである。（昭和54年11月撮影）

お、この赤土の層は直下に粘土層が分布するため、台地地下水の第一帯水層となり、しばしば崖のはずれにしみ出しているのをみかけることができる。

武蔵野礫層　数万年前のヴュルム氷期前半に、武蔵野台地を広く覆った武蔵野礫層は、台地末端の和光市にも数メートルの厚さで積っている。この礫層は新倉氷川八幡神社の南西斜面のように、旧河道にあたるところではこぶし大の河床礫を厚く堆積し、午王山南面の工事現場のように、旧河道からやや離れたところでは砂、シルト、粘土等の氾濫にともなう堆積物の互層を形成するなど、当時の古多摩川の流れ方によって、堆積物もそれぞれちがっている。武蔵野礫層は砂や礫の間の隙間（すきま）が大きいため、地表からしみ込んだ雨水をたくわえる帯水層となる。しかもこの層の下には、粘土やシルト質の海成層があって、礫層中の水を入

れる水がめ（不透水層）の役割を果たしている。市内各地にみられる泉の多くは、この礫層中の水が湧き出したものである。

武蔵野礫層は打撃貫入値（地盤の固さを示し普通一～五〇の値で表わす）が三〇以上に達する極めて固い地層で、市内の中層建築物をのせる恰好（かっこう）の地盤となっている。もっとも、中高層建築工事の際の地盤調査は、この層に達すると中止されるため、台地部では、残念ながら礫層以下の状況を知ることがなかなか困難である。

東京層　武蔵野礫層の下には、東京層と呼ばれる地層がある。東京層はさらに砂またはシルト質の上部東京層と、礫径四～五センチメートル以下の砂岩、粘板岩、安山岩などからなる粘土まじりの東京礫層とに分かれる。

このうち上部東京層は、七～一〇万年前頃のリス～ヴュルム間氷期の下末吉海進と呼ばれる海面上昇によって生じた古東京湾の時代に、海底に堆積した海成層である。一般に上から砂―シルト―砂とならぶ地層は、この海が浅い海

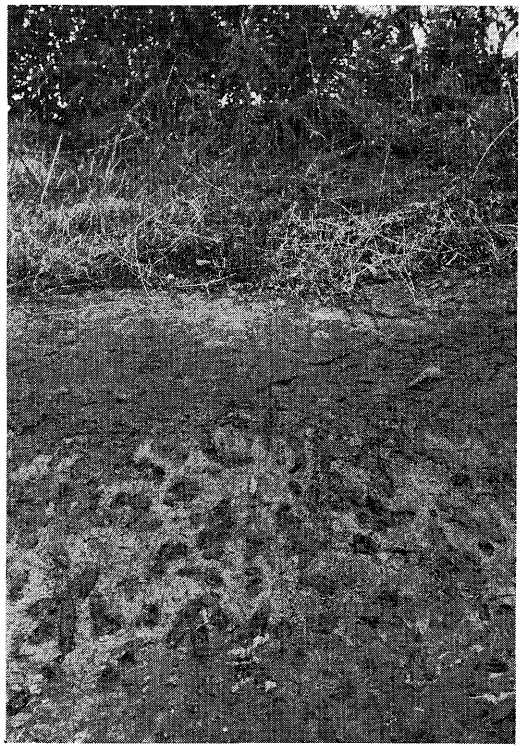

写真 1-6　午王山裏の上部東京層中のサンドパイプ

下末吉海進によって形成された古東京湾の海岸線（浅海底）に分布する管足貝の巣孔（サンドパイプ）。（昭和60年1月撮影）

―やや深い海―浅い海へと変遷したことをものがたっている。上部東京層は横浜の下末吉地区の名をとった下末吉層と同じ地層であり、また、対岸の大宮台地の関東ローム層直下に分布する海成層とも一連の地層である。

和光市内で上部東京層の露頭のみられる所はごく少ない。しかし午王山うらの崖には五～六メートルの地層があらわれている。とくに最上部の黄褐色層とその下の灰白色層との境目にある薄い貝がら層や、その下部に無数に点在する穿孔貝の巣孔（砂管）は、破損しないように注意しながら観察されたい。それは、往古の和光の海岸線を示す大切な証拠であり、小中学生の理科教材としてもだいじな地層だからである。

東京礫層は砂礫質の固く締まった地層である。地盤の固さも武蔵野礫層ないしそれ以上を示し、高層建築物を支える基盤層としてすぐれている。礫層中には地下水が豊富に含まれ、市内の深井戸の採水層として重要である。

2　沖積低地の地質

市内では台地に続いて広い面積を占めるのが沖積平野である。沖積平野は、さらに新倉たんぼの広がる荒川低地帯の平野と、白子川及び越戸川流域の谷底平野とに分けられる。みたところ、見渡す限り平らな荒川低地帯の平野も、子細に観察すると、新倉河岸付近や改修前の旧荒川の河道付近には砂質の微高地があり、また、河道から離れたところにはシルトや粘土質の細かい堆積物からなる後背低地があって、それなりに変化をみせていた。もっとも、河川改修や都市化の進展によって、今日では、ごく一部を除いて昔の姿を現地に見出すことは困難になってしまった。

次に荒川低地帯の地質をボーリング柱状図でみると、まず最上層に現河川の荒川や入間川が堆積した厚さ数メートルの沖積層が分布している。現河川がつくったこの陸成層の下には、上部有楽町層と呼ばれ、浅い海や河口部に積ったと考えられる砂層が三～五メートルほど堆積している。上部砂層の下には、二〇メートル前後のシルト質で軟弱な

地層が厚く堆積している。この海成層は、陸成層が鉄分の酸化により褐色をしているのに対して、一般に青灰色をしている。この地層の中にはところどころにハイガイ、オオノガイ、マガキなどの貝化石が含まれ、縄文海進時代の海成層であることを示している。地下水のくみ揚げによる地盤沈下は、この層の中の水分が減少して、土壌粒子の隙間が締まるために起る圧密現象である。

シルト質の厚い地層に続いて、普通は下部砂層という浅海にできる地層が分布するが、新倉たんぼの下にはこの地層が見当らず、薄い粘土層を挟んで、さきに台地の項で述べたような上部東京層や東京礫層に連続している。

なお、台地の間を流れる越戸川、谷中川、白子川などの谷底平野では、荒川低地の場合とちがって、沖積層はごく薄く、黒褐色系の有機質を多く含む粘土層の下に武蔵野礫層または上部東京層が続いている。谷戸稲荷うらの谷中川べりの工事現場には、表土のすぐ下に五～六メー

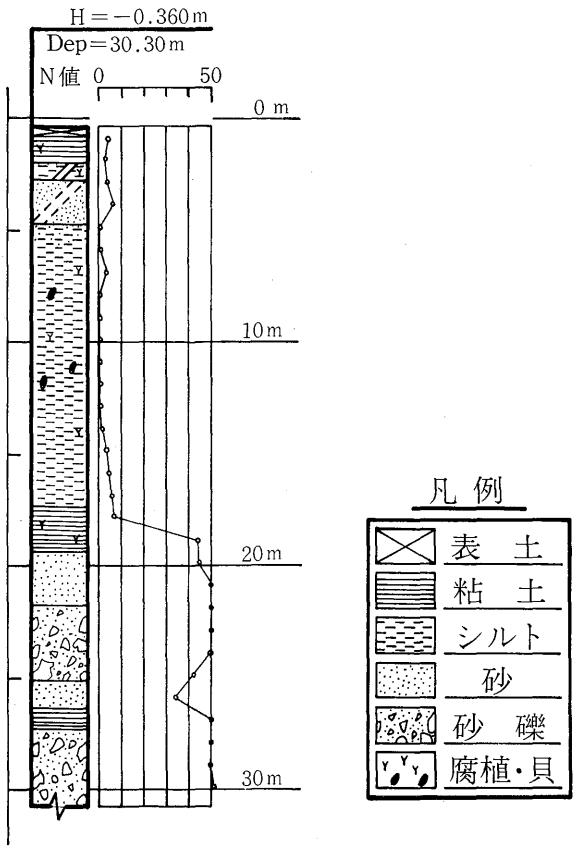

図 1-3の3　低地のボーリング柱状図（和光市清掃事務所）

トル以上の厚い礫層がみられ、かつての谷中川の下方侵食をこの層が阻んでいたことがわかる。

第三節　和光市域の地形発達

1　荒川沖積低地の形成

古東京湾時代に荒川筋に湾入した海の堆積物を、その後の海退期（ウルム氷期、極相期は約二万年前）に荒川、入間川、利根川が侵食し、新倉河岸前面の新河岸川処理センター付近では、最深三〇メートルほどの谷筋をうがって流れ、中川筋を流下する渡良瀬川系の流水と合流して、東京湾底一四〇メートル深度の富津沖に達する大海底河（埋没河川）を形成するに至った。

しかし、貝塚の分布からも推定されるとおり、縄文海進によって再び関東平野に深い内湾が形づくられていった。縄文海進は、極相期にあたる前期（五〇〇〇～六〇〇〇年前）に、中川筋で幸手・栗橋辺から谷中遊水池の北縁・藤岡町あたりまで浸水し、荒川筋では上尾の平方から川島にかけて汽水域が形成されたとみられる。これは上尾の平方や杉戸を走る一〇メートルの等高線内を海で覆ったことになるが、中川筋では地盤運動の関係から思川、渡良瀬川筋の低地は一五～一六メートル辺まで海水の浸入をみたことになる。

関東の内陸部深く入り込んでいた奥東京湾も、海面の低下とともに次第に退きはじめた。海退、すなわち海岸線の前進は渡良瀬川、利根川、荒川等の諸河川によって埋め立てられ（三角州の形成と発展）て加速的に進行した。縄文時代中期頃には、中川筋の海岸線は権現堂川筋あたりまで前進し、同後期（約三〇〇〇年前）頃には、現在の海抜五

メートル線のあたりまで進んでいたという。海抜五メートル線とは中川筋では越谷から松伏にかけて、また荒川筋では和光市域の沖積低地の一部をはじめ、戸田市美女木、蕨の市街地を結ぶ高位デルタの頂部にほど近いところがこれに相当している。したがって和光の台地寄り沖積低地はまさに当時の海岸線であったことが考えられる。

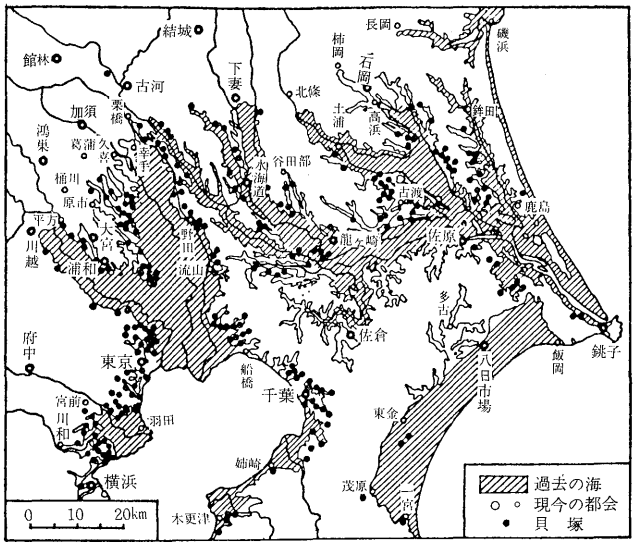

（東木竜七氏による）

図 1-4　貝塚の分布から推定した石器時代の海岸線

縄文時代後期の中頃に、一時侵食基準面を二メートルほど高めた小海進があり、このため和光の海岸線も部分的に溺れ谷となり、入江も生じたようである。これが岩槻の真福寺貝塚で有名な、堀ノ内海進のもたらした結果である。

間もなく再び海退が復活し、縄文時代の晩期には、大宮台地南縁を東流する毛長川（堀）から小合の溜井にかけての線まで海岸線は前進し、そこで停滞期をむかえる。当然、停滞期に入った海岸線に流入する河川は、流送土砂による河口閉鎖現象をひきおこし、沿岸砂堆の内側を河口を求めて流れるようになる。

この間、大宮台地べりから野田の台地にかけて発達した毛長川の自然堤防列によって、左岸は次第にラグーン（遠浅海岸に形成された砂の堆積地形と旧海岸線の間にできた水域）化されていった。一方、ラグーン化の進行

しつつあった縄文後期末葉には、古利根川の河口はかなり上流のおそらくは現在の元荒川との合流点付近にあって、内水面化しかけていた湾内を埋積しながら、比較的安定していた河道を前進させ、ラグーン状態の内湾を東西に二分していたものとみられる。

ラグーンでの高位デルタ形成が進んでいた頃、鳩ヶ谷で台地べりを離れた毛長川は、右岸の浅海に巨大な三角州を形成しながら海岸線を再び前進させていったとみられる。この頃の海岸線の前進速度は、海面低下と連動しない分だけ、相対的にはゆっくりしたものであったと思われる。なお台地べりから新河岸川までは板橋、和光、朝霞にかけて例外なしに三五〇分の一の下り傾斜となっている。このことは、少なくとも現在の荒川流路より南に荒川、入間川等の流路が移動していないことを示しているようである。

結局、和光市域の沖積低地では、川口、鳩ヶ谷の東部を頂点とする高位三角州の形成期には、すでに人間生活の基盤となり得る安定した自然条件が、部分的ながら成熟しつつあったとみてよいだろう。

2　武蔵野台地の形成

関東地方の地形輪郭が形成される第四紀の後半は、ほぼ一〇万年単位で氷期と間氷期が訪れ、これに伴って海面変動が繰り返された。寒冷な気候を伴う氷期の海面は、大まかにいって、今より一〇〇メートルほど低く、気候の湿暖化する間氷期は、今と同じか、一〇メートルほど高かったといわれる。

ところで、第四紀後半の浅くなった海は、氷河性海面変動により陸化と沈水を繰り返すことになる。この海面変動のうち和光市域（広くは関東地方）に関係のあるものをあげると、次のとおりである。

古東京湾時代　下末吉期（一二～一三万年前）の海進によって関東平野は全面的に沈水し、房総半島が島となって

表 1-1　東京付近の第四紀末期の編年

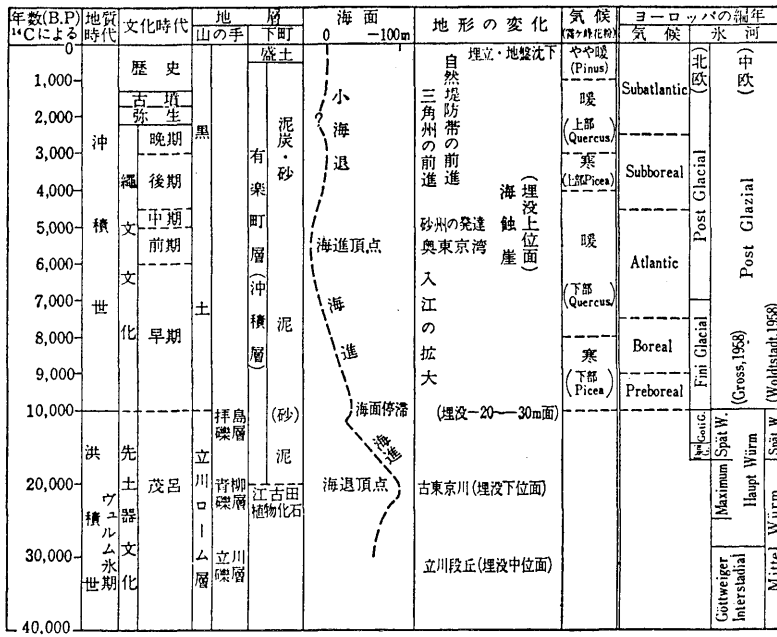

（「東京の自然史」1976による）

湾内に浮かんでいた。和光市域もほぼ全域が海底であった。

武蔵野扇状地（台地）時代　一〇万年前頃から五万年前頃にかけて、およそ二万年間隔で海面変動が繰り返される。この間、多摩川、相模川などは氷河期のたびに侵食力を回復して次第に、山地から湾内に砂礫を運び出し、大扇状地を形づくっていった。武蔵野扇状地の形成はまさにその典型的な例である。その際、扇状地の礫層が上部東京層の上にどの範囲までのったかについては、台地末端部から所沢付近までとみられている。

約五万年前頃になると箱根火山が大噴火して、東京軽石層（TP層）を広域に堆積させることになるが、引き続いて火山活動の盛んな時代を迎え、いわゆる武蔵野扇状地の上に武蔵野ローム層の堆積が進むことになる。和光市域では不十分ながら工事現場や台地斜面にみられる、縦ヒビの入ったクラック帯から武蔵野礫層に至る間がこの頃

につくられた地質である。

古東京川の時代

第四紀の最寒期に当るヴュルム氷期になると、前期に引き続いて全般的な海面低下時代が続き、約二万年前の立川期には今より一二〇～一四〇メートルも海面は低下する。古東京川の河口が東京湾口近くに前進し、侵食力を大きく回復した河川は荒川筋や中川筋に三〇～四〇メートルに達する侵食谷をうがっ

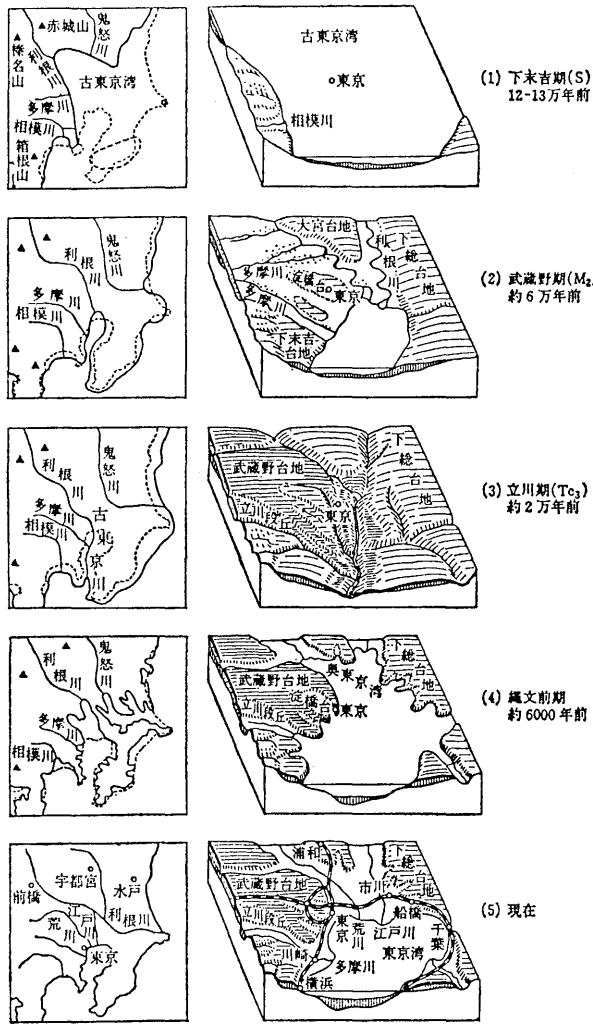

左列の三角は活動中の火山．右列の断面にみえる黒い層は関東ローム層の上部（立川ロームと武蔵野ローム），点は河岸段丘砂礫層，縦線は主に海成層（成田層群と神積層）

（「日本の地形」1977による）

図 1-5　関東平野と東京の地形の移り変り

て流れ、広い範囲にわたって砂礫をまき散らすことになった。武蔵野台地と大宮台地もこの時期に隔てられた。白子川や黒目川などの河川も、この頃台地を深く刻んでいった。この時期、白っぽい色をした立川ローム層中の二本の暗色帯が示すように、和光地方にも二度にわたる降灰休止期があり、人間活動に機会を与えることになった。ただし生活の記録は不明である。台地北端の不老川の河谷が作られ、現在の多摩川に沿って立川段丘が成立するのもこの段階であった。前期に引き続いて火山灰の降下が続き、和光地方でも二～三メートルの立川ローム層を堆積するに至った。

奥東京湾の時代　一万五〇〇〇年前頃から海進が始まり、六〇〇〇年前頃の縄文前期には海面高頂期、いわゆる縄文（有楽町）海進が進む。この頃、新倉たんぼも浅海となり、台地には入江や波食台が刻まれていった。台地縁辺が縄文人の生活舞台となったことは、遺跡の分布状況からすでに明らかである。

もちろん、縄文後期中頃の堀ノ内海進によって、縄文人の生活舞台が、再び沖積低地から台地縁辺に逆戻りしたことは、察するに難くない。もっとも、地下水位置が深く、表流水もない広沢原などの台地内部が、縄文・古墳期の人々には、狩猟の空間であっても居住の場にはなり得なかった。ここが居住生活の場になるのは、時代も大きく下って江戸期を迎えてからのことであった。

第三章　和光市域の土壌

第一節　台地および低地土壌の特徴

台地の土壌

武蔵野台地の一隅、和光市域に分布する富士（箱根）火山系の噴出物からなる関東ローム層は、下層の色が鮮明な褐色を呈し、砂分の中にはかんらん石を多く含んでいる。降灰期も古く、気候も温暖・多雨のため風化が進み、粘土分もかなり生成されている。このように粘土分を含む関東ローム（立川ローム）は埴土（しょくど）ないし埴壌土と呼ばれ、塩基置換作用（チッソ、リン酸、カリ、石灰などを吸着・保有し、必要に応じて植物に与える作用）が高く、また火山灰土としては中性（PH五・五～六・〇）に近いこともあって、昔から開墾され、肥沃（ひよく）度もわりあいに高い土壌となっている。

関東ローム層は、腐植に富むA層（雨水等によって土壌中の諸成分を流失する層）が厚く堆積し、ここでは粗密度が「ふわふわ＝ルーズ」で水や空気を含みやすい。そのため、冬期にはA層に毛細管作用で水分が吸い揚げられ、ガラス細工のように見事な霜柱をつくる。反面、この「ふわふわ」な表土は、乾くとこまかい土ぼこりとなって風に舞い、風塵の害や風食の害をもたらすことになる。なお、黒っぽい「ふわふわ」のA層は、地方によって「クロボク」・「クロノッペ」などと呼ばれるが、A層が削られるか又は生成されずに褐色・黄褐色のB層（粘土、鉄、マンガン、アルミナなどを集めた集積層）、C層（母材層）が露出しているところは、「赤土」・「アカノッペ」と呼ばれ、ひどいやせ地となっている。

低地の土壌　和光市域の水田土壌を代表する柿ノ木坂（谷中川左岸谷地田）や新倉河岸（荒川右岸低地）のそれは、腐植や粘土が土壌間隙にしみ込んで固まった鋤床層（保水層）の形成や、溶脱層（A層）と集積層（B層）の分化がみられるなど、一般の水田土壌とめだったちがいはない。しかし、集積層の範囲がマイナス一メートルに及び、且つ鉄斑紋の発達がよいこと、地下水位置がマイナス一メートルないしそれ以上に低いことなどは、荒川低地や河谷底の水田を一般に「灌漑水型水田」換言すると乾田として特徴づけている。

一方、天神下（台地寄りの荒川右岸低地）の水田のように、近年、急速に埋立が進み、畑地に造成されたところでは、鋤床層や集積層の残影がみられること、壁状構造を示すこと、黒泥土層にクラック（たて方向のヒビ割れ）がみられることなどから、かつての泥炭層を基盤とする低湿水田の名残りを、土壌断面に見い出すことができる。これに対してクラック帯の成立や地層層序の混乱は、地下水位や土地利用の変化に伴って土壌型も変化しつつあることを如実にものがたっている。

第二節　土壌の起源と台地土壌の母材

土壌の起源　関東ロームのうち新期火山灰として位置づけられる立川ローム及びこれを母材とする黒ボク土の特徴は、可溶性アルミナに富むことである。火山灰土壌つまり黒ボク土が溶解性の燐成分に乏しく、一般に低位生産力土壌とされるのは、この可溶性アルミナに原因する。生成年代や地域によって、その含有量には多少の差があるが、一般に一〇〇グラム当りに一〇ミリグラム以上含むとされている。可溶性アルミナは非火山性の土壌、例えば沖積起源である水田土壌にはきわめて少ない。それゆえ可溶性アルミナのデータは火山灰（立川ローム）、及

表 1-2　柿ノ木坂上の関東ローム（B_3C層）の全鉱物組成（粒径¼—1/10㎜）

		石英	長石	火山ガラス	不明軽鉱物	かんらん石	しそ輝石
B_3C上部	粒数	0	114	49*	15	62	73
	粒数%	0.0	30.1	12.9	4.0	16.3	19.3
B_3C下部	粒数	0	45	14**	15	55	94
	粒数%	0.0	14.5	4.5	4.8	17.6	30.1

普通輝石	角内石	黒雲母	磁鉄鉱	不明重鉱物	計
19	2	1	21	23	379個
5.0	0.6	0.3	5.5	6.1	100.0%
35	0	0	34	20	312個
11.2	0.0	0.0	10.9	6.4	100.0%

* 軽石型火山ガラス，** bubble wall 型火山ガラス

びそれに由来する黒ボク土判定の大切な指標となる。

以下、和光市各地で調査した土壌が、火山起源かどうか推定するために、可溶性アルミナの分析をした。分析方法はアルミノン法及びKF法によった。分析結果は表にまとめた。洪積台地に発達する柿ノ木坂上、妙蓮寺、新倉氷川八幡神社の試料では、すべて可溶性アルミナを多く含むことが実証された。アルミノン法で一〇〇グラム当りに一〇ミリグラム以上、KF法でもすべて顕著な反応が得られた。したがって、可溶性アルミナの存在からも台地に発達する土壌は、火山灰に由来する黒ボク土といえる。

これに対し沖積低地の柿ノ木坂下、天神下及び新倉河岸の可溶性アルミナは、いずれもアルミノン法で一〇〇グラム当りに〇～五ミリグラムの値を示し、台地土壌に比べるとかなり少ない。KF法では「反応なし」・「わずかにあり」の反応が多く、したがってこれらの土壌はいずれも非火山灰土壌といえる。ただし柿ノ木坂下は他の二断面に比較するとやや多い。ここの土壌は火山灰に覆われた洪積台地をきざみこんだ谷中川沿いに発達しており、周辺から火山灰の供給をみた

ものと推定される。

土壌の母材　土壌母材の推定、いいかえれば「ある土壌がどこからやってきたか」を知るためには、一般的な手法として鉱物分析法がある。ここでは洪積台地である柿ノ木坂上の火山灰の特定を試みた。試料は土壌層位記号でいうB_3C層の上部と下部の二層準から採取した。結果は表1―2に示したとおりである。

軽鉱物ではいずれも石英がなく、長石が多い。この長石は屈折率の様子から塩基性長石である。火山ガラスは上部に多い。上部に多い火山ガラスには厚みがあり、表面に凹凸のあるいわゆる軽石型の火山ガラスであった。下部は上部ほど多くないが、セロファン状の角ばった扁平な火山ガラスを含む。いわゆる気泡壁型の火山ガラスである。重鉱物ではいずれもかんらん石に富み、水あめのような色を呈している。角閃石、黒雲母はほとんど含まない。

以上の分析結果より、このB_3C層は火山灰で、主体は古富士火山に由来する塩基性の立川ロームと考えられる。気泡壁型の火山ガラスは、おそらく鹿児島県の姶良T_n火山灰（AT）と推定できる。ATは立川ロームの中部層準に位置し、二万二〇〇〇年前の姶良火山のカルデラの噴出物であるという。これらの結果から、和光市域の台地上に発達する土壌は、火山灰（立川ローム）を母材として生成したと考えられる。

第三節　和光市域の代表的な土壌断面

和光市にみられる土壌は、洪積台地での黒ボク土、荒川低地や台地をきざむ小河川沿いの沖積低地での沖積土壌にわけられる。以下、各地点の土壌断面調査に基づいて土壌の分類を試みた。

一、柿ノ木坂上　A_{P_1}／A_{P_2}／B_3C

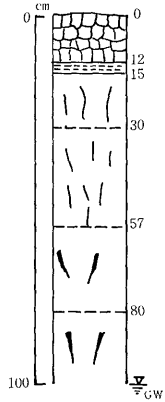

層位	色	土性	構造	腐植	斑紋	礫	粗密（山中式硬度）	乾湿	根
Ap 作土	10YR 3/2 黒褐色	SiCL（シルト質壌土）	クルミ状	富む	なし	なし	やや粗 15mm	やや潤	きわめて富む
A12 鋤床	10YR 3/2 黒褐色	SiCL	壁状	富む	雲状鉄斑あり	なし	きわめて密 23mm	やや潤	やや富む
B_1 irh	10YR 3/2 黒褐色	SiCL	壁状	富む	雲状鉄斑あり	なし	きわめて密 23mm	やや潤	含む
B_2 irh	10YR 3/2 黒褐色	SiCL	壁状	富む	糸状鉄斑あり	含む 径2cm（チャート砂岩）	きわめて密 23mm	やや潤	含む
B_3 irh	10YR 3/2 黒褐色	SiCL	壁状	富む	膜状鉄斑よく発達 径2cm	なし	きわめて密 24mm	潤	なし
B_4 irh	10YR 3/2 黒褐色	SiCL	壁状	富む	膜状鉄斑よく発達 径2cm	なし	密 20mm	きわめて潤	なし

図 1-6　柿ノ木坂下の土壌断面（土地利用：水田　地形：谷中川左岸谷地田）

母材であるB_3C層は鉱物・化学分析からみて立川ロームである。ここでは、立川ロームを母材として生成した腐植に富み黒色でやや粗しょうの特性をもつ黒ボク土が厚く発達する。土壌分類上から「火山性厚層黒色黒ボク土」として位置づけられる。

二、妙蓮寺　A_0／A_{11}／A_{12}／A_{13}／A_{14}／B_3C

二次林下という環境のためか腐植に富む黒ボク土が九〇センチメートルの厚さをもつ。その基底から縄文式土器の破片が発見できた。土器の正確な年代は不明であるが、この地点の土壌生成は三〇〇〇年あまりの年数を要したことがうかがえる。黒色・屑粒（ぜつりゅう）・粗しょう・腐植に富んでいること、化学性からまさに典型的な黒ボク土といえる。未耕作土壌を反映するA_0層の成立がみられる。粗密度は表層二〇センチメートルくらいまではきわめてふわふわ（ルーズ）している。下位にB_3C層として関東ローム（立川ローム）の地山が発達する。ここの土壌も「火山性厚層黒色黒ボク土」として位置づけできる。

三、新倉氷川八幡神社　A_0／A_{11}／A_{12}／B_3／C_1

荒川低地に張りだした台地の縁辺に位置するためにいくぶん斜面地形を呈する。土壌は五〇センチメートルと厚く、下位に関東ローム（立川ローム）が発達し、黒色・屑粒・粗しょう・腐植質等の化学特性で特徴づけられる「火山性厚層黒色黒ボク土」である。大まかなところ妙蓮寺の土壌断面と共通するところが多い。

四、柿ノ木坂下　A_p／A_{12}／B_1 irh／B_2 irh／B_3 irh／B_4 irh

ここは台地をきざむ谷中川左岸の谷地田で、耕作土（A_p）、鋤床層（A_{12}）、そして鉄斑紋が発達した集積層（B_1 irh～B_4 irh）と層位の分化が進んでいる。A（溶脱層）・B（集積層）両層の明瞭な分化は、夏期に灌漑し、冬期に落水するといった灌漑水型水田土壌の特色である。全層にわたり腐植質であるが、これは化学分析（可溶性アルミナ）から推定したごとく、周辺から黒ボク土が混入したためと考えられる。また、一度に母材が堆積したのではなく、少しずつ堆積したこと、そのために腐植物質の供給がしやすかったものと推定される。この土壌は「腐植質灌漑水型水田低地土壌」と呼ぶことができよう。

五、天神下　ⅠA_{1p}／ⅠA_{12}／ⅠB_2 ir／ⅡA_{11} irh／ⅡA_{12} irh／Ⅲ C

荒川右岸低地に位置する。一五年前は水田であったが、その後畑地（カリフラワー・にんじん等）化したといわれる。ⅠA_{1p}・ⅠA_{12}各層は畑地として耕作され、水田としての特徴である鉄斑紋をみいだすことができない。トレンチは一メートルほど掘ったが、断面は一様に乾いており、地下水位はかなり低いと考えられる。ⅠB_2 ir層は壁状で雲状斑紋があり、かつての集積層の様子が記録されている。ⅡA_{11} irh層は黒泥土質で乾燥し、タテ割れのクラックが発達する。堆積生成当時は泥炭質の沼沢地の様相があったと考えられる。斑紋はあるが、これは上位のⅠA・ⅠB各層に水田土壌形成時にできたものであろう。一番下位のⅢC層は分級度の高い中粒砂で構成されている。土壌断面観察から

いくつもの土壌生成が重なっていると判断できる。なお母材の堆積過程と土壌生成を模式化すると、次のように表現することができる。

1、中粒砂の堆積
　←湛水化
2、泥炭地の形成
　←洪水頻発
3、粘土質の堆積
　←開発
4、水田化　鉄斑紋の形成
　←地下水の低下
5、畑地化（乾田化）　鉄斑紋の消滅
　（黒泥土質化　クラック帯の発達）

六、新倉河岸　$I_A$pg／$I_{A_{12}}$g／I_{B_2}irmng／II_{B_1}irg／III_{B_1}irg／III_{B_2}irg／IVCg

荒川右岸に分布する沖積土壌である。水田として利用され、冬期の地下水面は一メートルあまりの深さであった。全層灰色を呈し、鉄斑紋の発達がよい。またI_{B_2}irmngの集積層にはマンガン（Mn）斑紋がみいだされた。このことから夏期は水が停滞して全層が還元状態となり、冬期は落水するといった、いわゆる灌漑水型の土壌の典型といえる。河川低地のため土壌母材は何層にも累積しているが、概括的にいって、ここに発達する土壌は「灌漑水型水田灰色低地土壌」と呼ぶことができよう。

第四章　和光市域の植生と野鳥

第一節　日向・日陰斜面の森林植生

和光市域は年平均気温一四・五度Cで、低湿地を除き、かつてはカシ、シイ類を主体とした常緑広葉樹林が生い茂っていたと推定されている。その後常緑広葉樹林が破壊された後に、二次林として成立したいわゆる武蔵野の雑木林（クヌギ、コナラ、イヌシデなど）は、江戸時代以降、薪炭林として二〇～三〇年周期で伐採されながら更新し存続してきた。同時に和光市域は江戸の近郊農村として、農地の開発が進み、常緑広葉樹型の自然植生はもちろん、代償植生としての二次林も次第にその姿を消し、昨今では台地斜面、社寺の境内、古い農家等にわずかに残存するだけとなってしまった。以下、残り少ない和光市域の森林植生について概説してみよう。なお調査は昭和五五年（一九八〇）七月に越戸川最上流右岸の日当りの良い緩斜面林と、台地末端部の新倉氷川八幡神社―元御嶽神社裏手の北向き急斜面林とを対象に実施した。

調査によると、前者越戸川最上流部右岸の森林植生は、高さ一五メートルに成長したイヌシデの多い二次林で高木第一層、同第二層にエゴノキ、クヌギなどが多く出現し、低木層にはムラサキシキブ、ガマズミ、イボタノキなどが多い。また低木層にはアズマネザサ、チヂミザサ、ジャノヒゲ、スイカズラなども多くみられるが、常緑広葉樹種はほとんど生育していない。加えてヤマフジ、クズなどの落葉性つる植物が高木層まで達しており、ごく近年まで農業



写真 1-7　武蔵野の雑木林

わずかに残されていた雑木林もいまは営団地下鉄車庫用地に変り，その姿をみることは出来ない。（昭和55年1月撮影）

用の落葉採取が行なわれていたものと推定される。

これに対して、後者台地末端部の北向き急斜面の植生は、高さ一六メートルに成長したムクノキ・ケヤキ林で低木第一層、同第二層にシロダモ、シラカシの個体数が多く、ついでアオキ、ウワミズザクラ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ネズミモチなどが生育している。草本層ではヤブコウジ、ジャノヒゲ、ヤブラン、テイカカズラなど常緑性のものも比較的多いが、コクサギ、ガマズミ、ウコギなどの落葉広葉樹やアマチャヅル、ドクダミ、ホウチャクソウ、ミズヒキなどの冬季に地上部分の枯れる夏緑性草本植物の占める比率も高い。

以上の林分把握に基づいて、ここの林相を特徴づけると、高木第一層にシラカシが少なく、好陽性の二次林構成種の多い群落となっており、種類組成はシラカシ群集・ケヤキ亜群集の性格が強いといえる。こうした林相上の特徴から、この森林



写真 1-8　河岸道から上之郷（氷川八幡神社）方面を望む

シロダモ，シラカシ，アオキ，ウワミズザクラなどの茂る上之郷台地の北側斜面林。
道路わきの耕地はかつて水田だったが，いまは埋立てられて畑地となっている。

表 1-3　氷川八幡神社裏斜面林の林分組成（昭和55年７月）

階　層	階層の高さ	植被率	出　現　種
高木第１層	16 m	70 %	ムクノキ　ケヤキ　イヌシデ シラカシ　シロダモ
高木第２層	11	15	シロダモ　ムクノキ　シラカシ　ウワミズザクラ エゴノキ　アカメガシワ　エノキ　ミズキ
低木第１層	6	15	シロダモ　シラカシ　ウワミズザクラ クサギ
低木第２層	3	40	シロダモ　アオキ　シラカシ　ヒサカキ　ヤブツバキ クサギ　ガマズミ　イロハカエデ　ニワトコ シュロ　ウコギ
草本層	0.5	20	コクサギ　ヤブコウジ　ヤブラン　ジャノヒゲ ツユクサ　イヌショウマ　アマチャズル アカメガシワ　シラカシ　ホウチャクソウ ウバユリ　ミズヒキ　ホトトギス　コウモリカズラ アケビ　テイカカズラ　ツタ　アズマネザサ ヤブツバキ　ヌスビトハギ　チヂミザサ ドクダミ　ニワトコ　クズ　タムラソウ ミツバアケビ　ノダケ　イノデ　クサマオ

植生は、過去に人為的影響、例えば薪炭供給林、あるいは堆肥用落葉供給林としての手入れと利用がなされていたものと推定される。

要約すると、和光市域の森林植生、つまり武蔵野の面影をしのばせる「緑」は、社寺の境内林、古い集落の屋敷林及び台地の斜面林としてわずかに残るのみであり、しかも自然状態のもとで原植生が残っているわけではなく、いずれの樹林も程度の差こそあれ、人為的な影響を受けた代償植生（二次林）であり、それも小面積の存在である。しかしたとえ小面積の樹林といえども、新規に造成するとなると数十年の年月と莫大な投資が必要である。まして多様な機能と微妙なバランスで構成される原植生型の森林に戻るには、気の遠くなるような時間を要する。すでに残り少なくなった和光市域の「緑」を保全することは、今をおいてないものと考える。

第二節　雑丹袋および広沢原の植生

和光市域には沖積低地と洪積台地とにそれぞれ広大な草原が残存する。前者は遊水池の造成によって草原そのものが消滅しようとしている雑丹袋（荒川左岸の飛地）であり、後者はかつての米軍用地から現在国有地となっている広沢原である。以下、雑丹袋の沖積低地の植生と広沢原の洪積台地上の植生について、和光市史編さん室資料（増田裕氏作成）を中心に紹介してみよう。

和光市雑丹袋の植物

雑丹袋は、和光市の最北東部の荒川左岸に位置し、和光市でも数少ない湿地帯の一つである。しかし、その周辺は遊水池の造成等が行なわれ、年々その姿を変え、また湿地帯の面積も小さくなってきている。昭和五九年八月にこの一帯の植物を調査した結果、その概要は次のとおりである。



写真 1-9　雑丹袋の大草原

現在，調節池計画の進められている雑丹袋は，耕地→採土跡の水たまり→湿生草原へと変化してきた。タデ科，ミズアオイ科，カヤツリグサ科などの水辺・挺水植物の宝庫である。（昭和59年８月撮影）

ここで生育が確認された植物は二〇科五三種であった（表1－4）。このなかでキク科が一〇種と最も多く、その七種が帰化植物であり、雑丹袋の周辺に開発の波がおしよせてきていることを示している。キク科に次いで、タデ科、カヤツリグサ科がそれぞれ七種と多かった。この二科に属する植物の大部分が水辺、湿地帯に生育し雑丹袋を特徴づけている。これらの植物の生育環境別分布は、植物の生育環境から(1)池や小川の水がある所、(2)水ぎわ、(3)水ぎわから湿った砂地地帯、(4)水ぎわからさらに離れた乾いた砂地地帯、の四つに大きく分けることができる。

(1)池や小川の水がある所には、個体数は少ないがミズアオイやコナギ等が見られる。

(2)水ぎわには、湿地帯特有のカヤツリグサ科の草たけが一・五メートル以上にも達するフトイや、やや小型のサンカクイ、ガマ等が見られ

表 1-4　和光市雑丹袋の植物

（昭和59年８月）

番号	植物名	科名	摘要
1	オナモミ	キク科	帰化植物
2	ヒメムカシヨモギ	キク科	帰化植物
3	カワラヨモギ	キク科	川原の砂地
4	セイタカアワダチソウ	キク科	帰化植物
5	トキンソウ	キク科	沼地，道ばた
6	アメリカセンダングサ	キク科	帰化植物，川原
7	オオブタクサ	キク科	帰化植物
8	ブタクサ	キク科	帰化植物
9	タカサブロウ	キク科	湿地
10	ヒメジョオン	キク科	帰化植物
11	オオバコ	オオバコ科	川原，道ばた
12	マルバノサワトウガラシ	ゴマノハグサ科	湿地
13	カワジシャ	ゴマノハグサ科	湿地
14	トキワハゼ	ゴマノハグサ科	
15	イヌホウズキ	ナス科	
16	ニガクサ	シソ科	湿地
17	ヒルガオ	ヒルガオ科	
18	メマツヨイグサ	アカバナ科	帰化植物
19	チョウジタデ	アカバナ科	水田，湿地
20	エノキグサ	トウダイグサ科	
21	クサネム	マメ科	水田，湿地
22	シロツメクサ	マメ科	帰化植物
23	ムラサキツメクサ	マメ科	帰化植物
24	ツルマメ	マメ科	
25	メドハギ	マメ科	
26	ウシハコベ	ナデシコ科	
27	アカザ	アカザ科	帰化植物
28	シロザ	アカザ科	帰化植物
29	アオビユ	ヒユ科	帰化植物

番号	植物名	科名	摘要
30	ミゾソバ	タデ科	水辺
31	サナエタデ	タデ科	水辺
32	オオイヌタデ	タデ科	水辺
33	ボントクタデ	タデ科	水辺
34	オオケタデ	タデ科	帰化植物
35	ギシギシ	タデ科	
36	ママコノシリヌグイ	タデ科	原野
37	カナムグラ	クワ科	
38	ミズアオイ	ミズアオイ科	水田，沼地
39	コナギ	ミズアオイ科	水田，沼地
40	ツユクサ	ツユクサ科	
41	フトイ	カヤツリグサ科	池，沼地
42	サンカクイ	カヤツリグサ科	池，沼地
43	カヤツリグサ	カヤツリグサ科	
44	タマカヤツリ	カヤツリグサ科	湿地
45	ヒメカヤツリグサ	カヤツリグサ科	湿地
46	ミコシガヤ	カヤツリグサ科	湿地
47	ヌマカヤツリ	カヤツリグサ科	水辺，湿地
48	イヌビエ	イネ科	
49	ケイヌビエ	イネ科	水辺，湿地
50	ホソムギ	イネ科	帰化植物
51	エノコログサ	イネ科	
52	ガマ	ガマ科	水辺，湿地
53	スギナ	トクサ科	

る。その他タカサブロウ、イヌガラシ、オオイヌタデ、マルバノサワトウガラシ等も見られる。

(3)水ぎわから湿った砂地地帯には、草たけが一メートルにも達するケイヌビエ、イヌビエが池や小川の水面を両側から覆うように群落を形成し、この湿地の優占種となっている。そして、これらの群落の所どころには、これらの二種よりさらに背の高いヌマカヤツリの群生もみられる。また、これらの種に混じってカヤツリグサ、ミコシガヤ、ヒメカヤツリ、タマカヤツリ等も見られる。

(4)水ぎわからさらに離れた乾いた砂地地帯には、カワラヨモギとエノコログサがそれぞれほぼ単一群落を形成している。その周囲には、川原に一般的に見られるアカザ、ギシギシ、ヒルガオ等のほか、帰化植物であるヒメムカシヨモギ、ブタクサ、オオブタクサ、メマツヨイグサ、セイタカアワダチソウ、ムラサキツメクサ等も見られる。

その他、特記すべきことは雑丹袋には、その周辺に多く見られる〝ヨシ〟が全く見られないことである。これは、今年（昭和五九年）のような比較的降水量の少ない夏でも、この一帯が常に湿った状態であることと深く関係があるものと考える。以上、植物について述べたが、今回の調査でノウサギ、カルガモ等も確認することができた。

和光市広沢原の植物

広沢原は、和光市の南西部に位置し、雑丹袋が湿地帯であったのとは対照的に台地の一角にある。戦後二十数年間アメリカ軍の基地として使用された後、国の管理下に移り現在に至っている。

昭和五九年八月に広沢原一帯の植物を調査したが、その周囲がフェンスで囲まれているため、フェンス越しの調査となり細かい調査を行なうことはできなかった。不完全な条件下での調査によると、広沢原にはマツ、サクラ等がまばらに見られるが、大部分は草原となっている。ここで生育が確認された植物は、二三科五一種であった（表1―5）。このうちキク科が八種と最も多く、また帰化植物が全体の三九パーセントを占めていた。ここに帰化植物が多いのは、広沢原が東京都に隣接し、交通量の多い国道二五四号線の近くに位置するためと思われる。その他つる植物が一



写真 1-10　広沢原を代表するトダシバとススキの草原（昭和59年８月撮影）

○種も見られた。

ここ広沢原は、(1)ヒトの管理下から離れてから比較的時間が短かく広葉型植物が優占種となっている地域、(2)草原化が進み禾本科植物が優占種となっている地域、(3)この草原に外部から侵入しようとしている植物及びフェンス等にからみついた植物が見られるフェンス沿いの地域、の三つに大きく分けることができる。

(1)広葉型植物が優占種となっている地域には、帰化植物のブタクサが優占種となり、これに同じ帰化植物のセイタカアワダチソウ、マツヨイグサが混生している所と、テリハノイバラ、ナワシロイチゴが群生し、これらにヘクソカズラが巻きついている所とが見られる。昔、子供たちはこのナワシロイチゴの実をよく食べたが、現在ではここ以外にはほとんど見ることができなくなった。

(2)草原化がさらに進んだ地域では、トダシバが一面に生え、所どころにススキの大きな株が見られ、この二種のほぼ均一な群生となっている。このなかに個体数は少ないがタケニグサ、イヌゴマ、ゴマノハグサ、ワレモコ

表 1-5　和光市広沢原の植物

（昭和59年８月）

番号	植物名	科名	摘要
1	ブタクサ	キク科	帰化植物
2	セイタカアワダチソウ	キク科	帰化植物
3	ヨメナ	キク科	
4	ヒメムカシヨモギ	キク科	帰化植物
5	ヒメジョオン	キク科	帰化植物
6	アメリカセンダングサ	キク科	帰化植物
7	アキノノゲシ	キク科	
8	ヨモギ	キク科	
9	ヘクソカズラ	アカネ科	つる植物
10	オオバコ	オオバコ科	
11	ヘラオオバコ	オオバコ科	帰化植物
12	キツネノマゴ	キツネノマゴ科	
13	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ科	
14	オオヒナノウスツボ	ゴマノハグサ科	
15	ビロードモウズイカ	ゴマノハグサ科	帰化植物
16	イヌゴマ	シソ科	
17	クサギ	クマツヅラ科	
18	ガガイモ	ガガイモ科	つる植物
19	ノチドメグサ	セリ科	
20	マツヨイグサ	アカバナ科	帰化植物
21	ノブドウ	ブドウ科	つる植物
22	キレハノブドウ	ブドウ科	つる植物
23	エビズル	ブドウ科	つる植物
24	ヤブガラシ	ブドウ科	つる植物
25	エノキグサ	トウダイグサ科	
26	コニシキソウ	トウダイグサ科	帰化植物
27	オオニシキソウ	トウダイグサ科	帰化植物
28	カワラケツメイ	マメ科	
29	メドハギ	マメ科	
30	コマツナギ	マメ科	

番号	植物名	科名	摘要
31	クズ	マメ科	つる植物
32	ナワシロイチゴ	バラ科	
33	テリハノイバラ	バラ科	
34	ヘビイチゴ	バラ科	
35	ワレモコウ	バラ科	
36	キンミズヒキ	バラ科	
37	クサボケ	バラ科	
38	タケニグサ	ケシ科	
39	アオツヅラフジ	ツヅラフジ科	つる植物
40	アメリカヤマゴボウ	ヤマゴボウ科	帰化植物
41	アカザ	アカザ科	帰化植物
42	ママコノシリヌグイ	タデ科	つる植物
43	クワ	クワ科	
44	ヤマノイモ	ヤマノイモ科	つる植物
45	ツユクサ	ツユクサ科	
46	ススキ	イネ科	
47	トダシバ	イネ科	
48	コヌカホ	イネ科	帰化植物
49	エノコログサ	イネ科	
50	アズマネザサ	イネ科	

ウ等の草原によく見られる植物も自生している。

(3)フェンス沿いの地域には、帰化植物のヒメムカシヨモギ、ブタクサ、アメリカヤマゴボウ、ヒメジョオン、オオニシキソウ、ビロードモウズイカ等が見られる。この他にフェンスやフェンス沿いの木に巻きついたクズ、ガガイモ、ヤブガラシ、ヤマノイモ、ノブドウ等のつる植物も見られる。

以上、広沢原の植物についてその概略を述べたが、ここの一帯で〝桑〟をしばしば見かけたことは興味深い。これは、昔、和光市の農家で蚕が飼育されていたことを示すものとおもわれる。また、キジ、コジュケイ、ホオジロ等草原特有な野鳥も観察することができた。

第三節　カタクリとヒロハアマナ

高度経済成長期以降の激しい自然破壊によって和光市域から多くの植物が消えていった。しかし、住宅や工業用地として利用しにくい台地の縁辺部には、まだまだ武蔵野の面影を残す植物がひそやかな生の営みを続けている。カタクリとヒロハアマナはその代表的な植物である。以下、両植物の特徴、自生環境、保護条件等について市教育委員会資料（磯田洋二氏作成）に従って概観してみよう。

カタクリの分布

和光市新倉の台地斜面にみられるカタクリは、元来、北海道南部、本州を中心に、まれには四国、九州に自生する植物である。関東地方では低地から亜高山帯にまで分布しているが、埼玉県内では洪積台地から山地のブナ帯下部（約一〇〇メートル）にかけて分布がみられ、沖積低地にはみられない。

埼玉県内のカタクリは、比企丘陵地帯や秩父山地には見事な群生地もあるが、平野部とくに東京近郊の台地では、

その自生地はきわめてまれな存在となってしまった。落葉樹林の中に群落をつくり、早春に他の花に先がけてかれんなユリに似た花を咲かせるため、開発―自然破壊―から免れたものも心ない人たちに抜き取られ、絶滅の危機にさらされている。さいわい開花後に葉が凋落して、カタクリの姿は地上から消えてしまうため、和光市域の自生地は辛うじて保たれてきたものである。

カタクリが自生する低地はエノキ、イヌシデ、コナラなどの落葉広葉樹型の高木におおわれた二次林で、その下にはシラカシ、シロダモなどの常緑広葉樹の亜高木層がみられることから、近年他の台地斜面林と同様に放置されたままの状態が続いていることが推定される。林床にはヤブコウジ、ヤブラン、イカリソウなどのやや好湿性植物が占める部分と、やや乾き気味の所に生育するアズマネザサが占める部分とがみられる。そしてアズマネザサの侵入をみるかぎり、土地が次第に乾燥化しているようである。

ところでカタクリの自生条件を最適に保つためには、生態環境の整備・保全が必要となる。例えば、カタクリは春型植物なので秋から晩春にかけて林床に陽光が当ること、またやや好湿性植物なので適度の土壌水分も必要である。しかし現在の自生地の環境は、常緑広葉樹やアズマネザサに覆われて、林床に陽光が当りにくくなっている。さらに自生地を取り巻く外部環境が、開発のために裸地となったり、排水施設が完備されるなどして、次第に土壌の乾燥化が進むことも懸念されている。盗難予防措置を伴う自然保護地区の指定を早急に検討すべきであろう。

ヒロハアマナの分布

和光市下新倉の台地東斜面に自生するヒロハアマナは、日本特産の植物で、関東地方以南に分布するがやや希少な植物である。ヒロハアマナは関東地方では平地に点在するが、とくに東京都と埼玉県の境界付近には、自生地が多く知られていた。県内では比企丘陵や秩父地方からも自生地の報告をきくが、カタクリのような大きな群落は形成していない。

ヒロハアマナは台地などの雑木林中に生育する球根植物で、早春に芽を出し、三月下旬から四月上旬にかけてチューリップ（中央～西アジアの原産の同属のアマナが園芸的に改良されチューリップとなった）を小型にしたような花を開く。ムギの葉をやや広くしたような紫褐色の葉の中央に白色の線がみられ、特徴となっている。カタクリと同じく開花後に間もなく葉を凋落させて台地斜面から姿を消す植物であるが、それゆえにこそ、園芸ブームのなかで今日まで自生状態が保たれてきたともいえる。和光市における調査当時（昭和五〇年）のヒロハアマナの自生地は、林地、草原、果樹園（梅）にわたっていたが、梅林と草原はつい数年前まで林地であった。

このうち林はクヌギ、コナラ、エゴノキ、エノキ、ケヤキなどの高木におおわれた二次林で、シラカシなどの亜高木層は少なく、低木層もほとんどみられないことから、近年まで手入れを受けていたか、人の侵入をたびたび受けていたものと考えられる。林床にはアズマネザサが侵入し、林床がかなり明るいことを示している。林地はヒロハアマナの自生が目立つ地区となっている。草原はノカンゾウ、ナルコユリ、ヤブニンジン、ナワシロイチゴに覆われやや湿生の土地で、ヤマトリカブトなどの平地では少ない植物もみえる。この草原にはヒロハアマナは少ないといわれている。

果樹園には梅が植えられ、調査当時は若木であったため、園内は十分に陽光を受けツルボ、ノビル、ヘビイチゴ、ヒメヨモギ、ツボスミレ、スズメノカタビラ、タチイヌフグリ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、オオバコなどの草本がみられ、やや湿性を帯びた土地であった。地元の人はここに最も多くヒロハアマナが自生するというが、雑木を刈り払ったために良く見えることと多く生えていることを混同している疑念もなくはない。

なお、ヒロハアマナの保護もカタクリと基本的には同様であるが、一点だけ付加するとすれば、果樹園部分をどう維持し、あるいは復元するかという問題がある。放置すれば（つまり果樹園としてしっかり管理すればするほど）早

晩かつ確実に消滅することは必定である。

第四節　高度経済成長期前後の湿地・河川の植物

都市化は和光の台地や台地斜面から緑を駆逐し、吸水性、透水性の高い大地をコンクリートとアスファルトで覆ってしまった。その結果、泉の水は涸れ、あるいは激減して、小川を養う水を失った。清水を失った小川には、生活排水が音を立て、泡をかんで流れ込んでいる。一方、新倉たんぼ、弁天池、白子川、新河岸川等は用排水工事が行なわれて水路と水流は単調となり、池は埋立てられて消滅し、河川は改修工事によって直線化し、三面舗装化され、水草を養い支える土壌も今は一部にしか見られない。

おそらく都市化の影響を最も強く受けているのは、農地でもなければ、大気でもない。それは水であり水草かも知れない。昭和五九年（一九八四）八月の泉と河川の水草調査で、昔ながらの水草を見つけ得たのは、川越街道（県道新座・和光線）南側の白子の切通し斜面一か所にすぎなかった。以下、いかに和光市域から水草が消えていったかについて、高度経済成長の夜明け・昭和三三年度の大和町（和光市）教育委員会資料（富沢栄太郎・村井武文両氏作成）を要約して、今日の実状と比較されんことを願ってまとめたものである。

1　高度成長期以前の湿地・河川の植物

湿地の植物

大和町の湿地は、主として、町の北部の沖積地に分布するが、白子川、越戸川の川沿いなどにもみられる。湿地の植物は、その湿潤の程度、土質の如何、周囲の状況などによって必ずしも一律ではない

が、群落相の上からはしばしば単純な型に陥りやすく、種類の点からも割合に単調になりがちである。

湿原が花色その他の上から単調に見えるのは、一つにはイネ科、カヤツリグサ科、ホソイ科等の互に形の類似した、しかも花の地味な植物によってその大半が占められているからである。よくみるところのアシやマコモの大群叢などは、その最もいちじるしい例である。しかし一般に湿地の植物も詳しく観察してみると、下記のとおり、意外に豊富な種類をみることができる。

ウナギツカミ、サクラタデ、ヤナギタデ、ボントクタデ、ミゾソバ、ママコノシリヌグイ、オオイヌタデ、ノミノフスマ、キツネノボタン、タガラシ、タネツケバナ、ノウルシ、ツボスミレ、ミソハギ、セリ、ヌマトラノオ、ハッカ、アゼトウガラシ、ウリクサ、トキワハゼ、ムラサキサギゴケ、スズメノテッポウ、コブナグサ、カズノコグサ、ドジョウツナギ、クサヨシ、アシ、アゼカヤツリ、ハリイ、ヒメテンツキ、テンツキ、ヒンジガヤツリ、ホタルイ、サンカクイ、アブラガヤ、コナギ、コバギボウシ、オオバタネツケバナ、レンゲソウ、ツユクサ

河川の植物　大和町の池としては、旧荒川の蛇行河路が、今も沼の形でいくつか残っており、その他新倉の弁天池などがある。川としては荒川、新河岸川、白子川、越戸川等にめぐまれている。しかし耕地整理がゆきわたるに従い、河川は人の手が加えられ、直線化して昔の面影はなく、したがって古くからの植物も年々絶えていくのが現状である。それゆえ、白子川も東埼橋から新河岸川に至るまでの間は何らみるべきものはなく、かえって上流の芝屋橋（第五小前）付近にコウホネ、セキショウモ、イトヤナギモ、マコモ等の群落をみることができる。

池、川では一般にその周辺に挺水植物であるアシ・マコモの類、フトイ・ウキヤガラ・マツカサススキ等の植物が好んで群生し、またミクリ類、スゲ類、カヤツリグサ類、タデ類が叢生あるいは散生する。いわゆる両棲であって、どれも水に対してかなり大幅な可塑性をもっており、例えば、陸生するヤナギタデなども、よく挺水植物として水中

に生ずるし、まれには、沈水化することもある。

挺水植物群落に内接してみられるものは、浮葉、もしくは浮水植物の群落で、ここにはヒルムシロ類、ヒシ類がみられる。大和町内ではないが、内間木の河跡沼では、このヒシが水面を覆って見事である。河川の植物でもう一つ重要なものは、沈水植物である。沈水植物は、陸上からは余り目立たぬ存在であるが、これこそ、池川植物の中では最も本質的なものというべきものである。大和町でみられるものとしては、芝宮橋の上流の新河岸川でヤナギモ、天理教白子分教会裏の白子川でイトヤナギモ、芝屋橋付近でセキショウモ・ウリカワがある。

沈水植物に限らず、池、川の植物は、池沼そのものの成因、深度、水質、水温、周囲の状況により、種類の上にもおのずと変化があらわれてくるもので、例えば湧泉地（ゆうせんち）では、湧出口近くの水温が冬期に比較的高いというだけで、種類も多くなることが知られている。なお、小さな池や水たまり、溝などをのぞくと、色も鮮やかに水草が水面一帯にひろがり、不注意な人は陸かと足をふみこむようなこともある。こうした水草にはオオアカウキグサ、サンショウモ、アオウキグサ、ウキグサ等が多い。

また同じ水生植物でも、流れの中と水の停滞した所では生態的に大いに異なって、別の種類かと思うことがある。コウホネは静水では挺水葉をだすが速い流水中ではそれが現れず、代りに沈水葉が幾分長大になり、半透明の緑色をして、川底一面になびているのは異観である。また植物は種類によって、水の清濁を選択するものがあり、オオバタネツケバナ、オランダガラシ等は清水、あるいはその水辺以外にはほとんど見ることができず、大和町では、このオオバタネツケバナの見事な群落を白子たんぼの一角にみることができる。

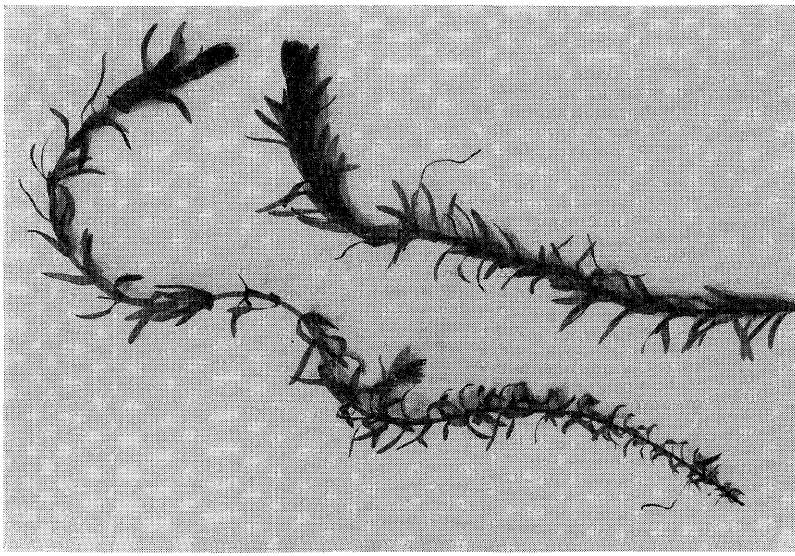

写真 1-11　清流に生育するオオカナダモ（トチカガミ科）

川越街道の白子坂途中には，いまも相当量の湧水が流出している。

2　最近の河川の植物

高度経済成長の展開に伴う都市化の進展によって、和光市域の諸河川は見るも無残な都市排水の集水河川と化し、かつて湧水を集めて流れ下った清流はすっかり影をひそめてしまった。とくに白子川、谷中川の汚濁はひどく、水生植物類は、三面舗装の底面コンクリートに、褐色と緑色の藍藻類が一面に張りついているだけである。

越戸川や新河岸川にしても、底土のある流れにもかかわらず水草の姿はなく、白子川や谷中川と同じように藍藻類だけが生育し、ヘドロの中を汚水に強い食用がえるのオタマジャクシが泳ぐ姿をわずかにみかけるのみであった。

都市化が進む以前の台地の内部を流れる諸河川には、多くの湧水が注ぎ、昔ながらの水草が生育していたことは、冨沢・村井（前掲）報告にみられるとおりである。しかしそれも今日では、白子二丁目の川越街

道（県道新座・和光線）に面した「富沢モータース」わきの湧泉とそこから流れ出す小さな清流に、かつて台地の諸河川やこれを養う湧泉のどこにでもみられた水中植物の一部が、ようやく見いだされるだけとなってしまった。

市域唯一ともいえる水生植物のまとまった成育地「富沢モータース」わきの清流で発見された水生植物は、緑色のウロコを樹枝状に並べたような清流中の優占種フジウロコゴケ（ウロコゴケ科）、ゼニゴケ又はワカメに似た緑（一部褐）色をしたマキノゴケ（ミズゼニゴケ科）、オオカナダモ（トチカガミ科）、モズクそっくりのカワモズク（紅藻類）、その他イチョウウキゴケ（ウキゴケ科）やアオミドロ（緑藻類）などであった。なお、荒川対岸の雑丹袋の水たまりにはアオミドロの繁茂が各所でみられた。

昭和三〇年代初頭に白子川上流でみられたコウホネ、セキショウモ、新河岸川の芝宮橋上流でみられたヤナギモなど、いずれも今はまったくみることができなくなってしまった。小中学生たちの理科教育の上からも残念なことであり、せめて現存する自然だけでも保護したいものである。

第五節　和光市域の野鳥

和光市域における野鳥の調査地域を野鳥の生息環境から区分すると、次の三区域に区分することができる。(1)国道二五四号線の南側の区域。(2)国道二五四号線の北側の武蔵野台地上の区域。(3)荒川・新河岸川河川敷とその後背低地の区域。

(1)の区域は陸上自衛隊朝霞駐とん地、基地跡地など高木疎林を混ずる草原状の区域で、草原状の環境を好むコジュケイ、ヒバリ、セッカ、ホオジロ、ムクドリがその数は少ないが生息し、カッコウ、ツツドリなども年によってはま

だその鳴き声を聞くことができる。

(2)の区域は宅地化のやや進んだ区域ではあるが、まだ部分的に農耕地や農家の屋敷林などが残存している区域で、キジバト、ツバメ、ヒヨドリ、シジュウカラ、カワラヒワ、スズメ、オナガ、ハシブトガラスなど都市化に強い種類が生息する。

(3)の区域の河川敷には、河川特有の湿生草本群落がほとんど残存しておらず、大部分はゴルフ場や野球場など市民のレクリエーション地区として利用されている。沖積低地のやや乾生地に自然林として成立していたハンノキ林も残存せず、森林はほとんどみられない。この区域は、荒川・新河岸川堤防内の草地の部分と、河川の水面、水際の砂泥地及び水田の部分に細分される。草地の部分には(1)の区域と種構成は似ているが、セッカ、オオヨシキリ、ヒバリ、ホオジロなどが生息し、冬季はカシラダカ、アオジ、ウグイスなど多種類の鳥たちの越冬のための場となる。河川及び水田の部分ではゴイサギ、チュウサギ、コサギなどのサギ類、カルガモ、マガモ、コガモ、オナガガモ、カイツブリ、カワウ、ユリカモメなどが秋～冬に生息し、コチドリ、ムナグロ、トウネン、ヒバリシギ、タカブシギ、キアシシギ、イソシギ、ウズラシギなどのシギ・チドリ類が春と秋に渡来する。またチュウヒ、チョウゲンボウなどのワシ・タカ類が冬季一時的に生息する。

笹目橋上流約五キロメートルの秋ヶ瀬橋付近では、コモンシギ、アメリカウズラシギ、コアオアシシギ、セイタカシギ、コシャクシギなど日本でも記録の少ない種類が観察されており、当該調査地域でも生息していた可能性が高い。なおこの区域は、野鳥の繁殖時期（四月～八月頃）に生息する鳥の種類は少なく、春（四月～六月）と秋（八月～一〇月頃）の渡りの時期に通過する種類が多く、季節によって種類数が非常に変動する。

和光市雑丹袋地域に残存する湿生草本群落の面積は少ないが、無用のものとして容易に開発されがちである。しか

し魚類や水生植物と共存する生物や、それらの捕食者としてのシギ・チドリ類などの「渡り鳥」の重要な生息地でもあるので、その保全がぜひ望まれるところである。

第五章　和光市域の気候

第一節　和光市域の気候特性

和光市は、埼玉県の南端にあって東京都に接している。また、東京湾からわずか二五キロメートルの位置にあるため東京という大都市、及び東京湾の影響が気候によく反映している。冬は比較的温暖であるが、北西の季節風が強い。夏は気温が高く、南から東の風が卓越する。天気は表日本型で、冬は降水が少なく晴れの日が多い。気象災害がおこることは少ない。一方、大気汚染、騒音などの都市型災害が問題となっている。

天　候

和光市の天気別日数は、昭和五七年の例をあげれば次のとおりである。晴れの日数は年間一七二日で、東京の晴れの日数年間一八〇日と比較すると、ほとんど大差ない。晴れの日が最も多いのは冬季の一二月、次いで一月と一〇月である。冬季に晴天が多いのは、冬型の気圧配置となった場合に晴天が続くためである。一方、晴天の少ない月は梅雨の七月、ついで六月である。この地域では六月一〇日前後に梅雨入りとなり、七月一八日頃梅雨明けとなる。このほか秋霖（しゅうりん）前線や台風の影響で九月も晴天日が少ない。

気　温

和光市内の台地上に位置する和光市消防本部の最近の記録によると、八月の最高気温の平均は三一・四度C、一月の最低気温の平均はマイナス〇・四度Cである。また、月平均気温の年較差は二二・三度Cである。この値は、内陸の山岳地域よりは小さいものの、海岸寄りの地域よりかなり大きく、市の半分が台地上に位

置している和光市の特徴があらわれている。

関東平野に分布する一二〇か所の気象観測所の資料から、昭和五七年に記録の得られた地点について年平均気温分布図を作成してみると、和光市の年平均気温は一四・七度Cで、海岸から川沿いの低地にかけて分布する高温な地域に含まれ、埼玉県内では、東京寄りの最も気温の高い地域となっている。

関東平野の一月の平均最低気温の分布は、年平均気温分布と似た分布型であり、和光市は、わずかに氷点以下となって東京湾沿いの高温域に接している。

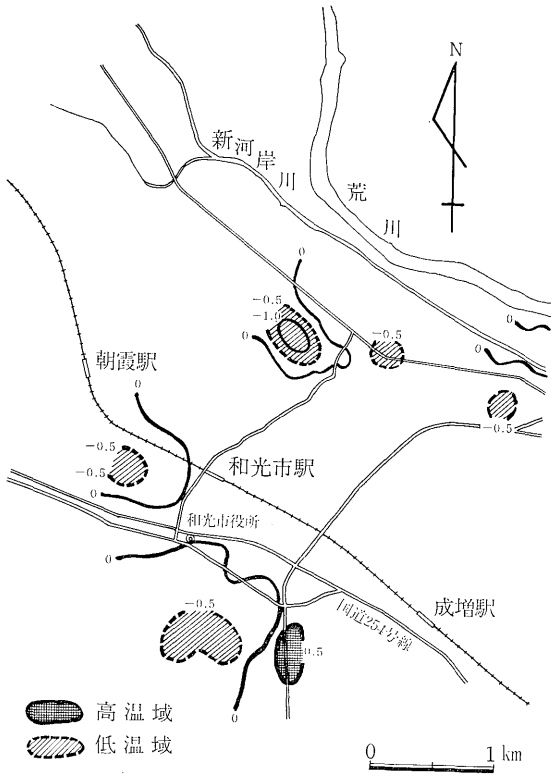

図 1-7　和光市の昼間の気温分布

八月の平均最高気温の分布は、関東平野の中央部と房総半島の中央部が高温となる特徴のある気温分布型である。和光市は埼玉県南東部の高温域に含まれており、三〇・六度Cとかなり高い値を示している。夏の気温が高いことが東京湾に近いにもかかわらず、年較差を大きくしている原因の一つである。

和光市内における気温の分布は、昭和五八年から五九年にかけて、市史編

さんのために移動観測を実施して得た結果を用いて示すと、次のとおりである。

どの季節も昼間は気温の地域差があまり大きくない。おおまかにいうとオリンピック道路（県道練馬・川口線）の南東側（東京側）が高温となり、これに接している裸地が低温となっている。国立埼玉病院前や、白子宿付近は特に高温となり、一方、新倉二丁目の斜面林地の下や、荒川の堤防、本町の本田技研の工場付近と基地跡地が相対的に低温となる。

夜間から明け方にかけての気温分布はいずれも似た形になる。主要道路や和光市駅から市役所にかけての市街の中心部が高温となり、一方、西大和団地から南大和団地にかけての基地跡地と、荒川の右岸の低地や河川敷が低温となることがわかる。つまり台地上のひらけた草地や荒川低地の畑は早朝かなり冷却し、市街地や主要道路沿いが、温暖域となる。

降　水

和光市付近の降水量は年間約一三〇〇ミリメートルと、岩手県の宮古や、神戸、大阪並みの降水量である。埼玉県内の降水量は名栗（一八〇〇ミリメートル以上）を中心として県の南東部が最も多い。したがって和光市から西へ行くほど多雨となる傾向がある。

過去一〇か年間の月別の平均降水量は六月の梅雨期に一七七ミリメートル、九月の台風、秋霖前線のかかる時期に二〇九ミリメートルと、年間二つのピークがあらわれる型を示している。最も少ない月は一一月から三月までの冬季間で、和光市が表日本型の気候型であることを示している。降雪はきわめて少なく、普通積雪深数センチメートル、積雪日数数日である年が多い。

湿　度

和光市消防本部の昭和五八年の観測記録によれば、湿度の記録は年平均五九・〇パーセントである。熊谷の年平均湿度が七二パーセント、秩父では七六パーセントであることと比較してこの値はかなり低い

値であるといえる。

月別の値をみると、七月の梅雨末期の多湿と一二月から二月にかけての冬季の乾燥が著しい。この乾燥と季節風のために以前は冬季、台地上のローム（火山灰土）が吹き上げられたり、火災の要因の一つにもなっている。

風　和光の風について昭和五三年四月から昭和五四年一月の浦和市大久保浄水場の観測値を用いて述べる。

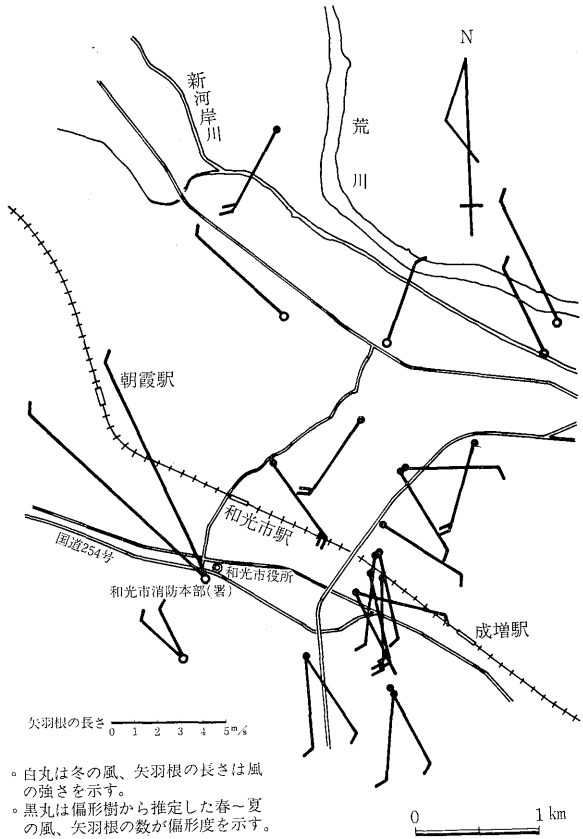

図 1-8　和光市の風向・風速と風の強さ

まず季別最多風向の出現頻度からみると、一月は北西風（六一パーセント）、四月は北北西風（五〇パーセント）、七月は東北東風（二九パーセント）及び南風（一九パーセント）と南東風（一九パーセント）、一〇月は北西風（五五パーセント）がそれぞれ卓越しており、七月の夏の風を除けば特定風向への偏向が著しい。一方、季別の最大風向の出現頻度では、特定風向への偏向はやや弱く、夏季以外の三シーズンとも北―北西間への

風向帯での出現頻度を合算してようやく五〇パーセント台となる。なお、夏の最大風向の現われ方は、最多風向の場合とほぼ同一の類型を示している。

季別の最大風速は、真冬の季節風では北西の風で一一メートル、春の風では北北西の風で九メートル、夏の風では東風で六メートル、秋の風では北西の風で一〇メートルの数値がそれぞれ記録されている。このように春、秋、冬とも計測月の最大風速は似たような数値を示しているが、計測月における日最大風速・風向の現われ方は、かなり季節差が大きい。例えば四月では日最大風速五メートル以上の日数は一六日もあるが、一月、七月、一〇月とも一〇日未満である。

風向き風速は地形その他の地表被覆によってわずかに離れた地点でも、著しく異なる場合がある。

そこで、和光市内の七地点において風向・風速の観測を実施し、これに和光市消防本部の記録を合わせて、都合八地点の風の分布を示す観測を実施したのは、昭和五八年一二月一八日一四時四〇分から一五時一〇分の間である。この日はオホーツク海に九八四ミリバールの低気圧があって、日本は典型的な冬型の気圧配置であった。和光市消防本部は一〇・五メートルの風、同じ台地上の某地跡地内で毎秒二・五メートルの北西の風であるが、建物に囲まれた市街地や吹上観音では風は遮られて吹いていない。一方、荒川沿いの低地では毎秒四～五メートルの北西～北北東の風が吹く。とりわけ荒川の河川敷では毎秒五・七メートルの北北西の風が吹いて遮蔽物のないところでは、冬はかなり強い季節風にさらされていることがわかる。ただし、消防本部の風速は地上一〇メートル高で観測したため値が大きいという特徴がある。したがって、体感する風速とは若干異なっていることに注意する必要がある。

夏の卓越風の方向を調べるために、樹木が風下（かざしも）に変形して成長する性質を利用することがある。和光市内には古い神社や寺の境内にイチョウの大木が多いので、イチョウの偏形樹を風の指標として調べた。標本は市内及び隣接市区

を含めて二二本あり、白子川の低地に臨む台地の南東向き崖縁に位置しているものが多い。この台地の崖縁では、ほぼ南向きの風による偏形樹が多く、白子川が荒川に近づいて、白子川の低地が幅広くなるあたりから南東の風による偏形樹が多くなる。

台地上では、ほぼ南の風による偏形樹が多いが、台地末端は複雑な地形を反映した風向となっている。

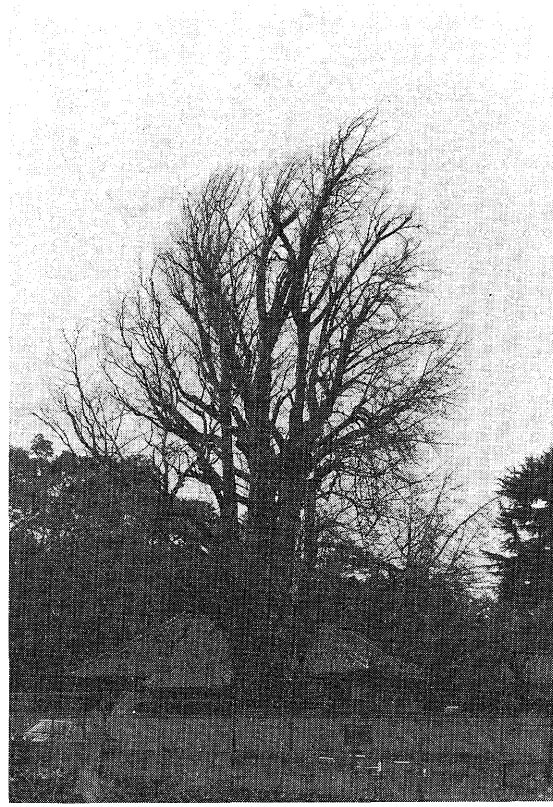

写真 1-12　長照寺の偏形樹

夏の強い風を受けてN70°W方向に偏形したイチョウの大木。（昭和54年12月撮影）

地域の気象観測値と比較すると、夏の風について観測した結果は、北方成分の風を除けば、この地域では南と南東の風が卓越しており、イチョウの偏形は夏の風によるものであると、推定される。ただし、イチョウの大木が均一に分布していないため、詳しい風向分布の推定には不足である。

第二節　和光市域の天気俚諺

天気予報の発達していなかった時代に生きた人々は、生活の中から天気の予知に役立つ諸々の現象を見つけだし、それらを「天気予知のことわざ」として伝承し利用してきた。なかでも農民や漁民にとっての天気予知は、生活に密着した、ときには生命すら左右する重要な問題であった。それだけに農漁村には多くの天気俚諺（ことわざ）が生まれ、そして伝えられてきた。

一方、地理的条件が複雑で天気の変化が激しいわが国では、気象衛星「ひまわり」の利用をもってしても、的確な天気予報は困難である。そこにまた、経験則としての「天気予知のことわざ」の存在価値（生き残る理由）があったわけである。

しかしながらこうした「天気予知のことわざ」も都市化が進行して農業が衰退し、農民がいなくなると、やがてはその地域から消滅してしまう運命にある。そこで、ここでは和光市域に古くから住み、農業を営んできた人たちから収録した多くの「天気予知のことわざ」を項目別に分類し、可能なかぎりこれに解説を付してみた。なお、俗信や禁忌は除いた。（　）内は寄せられた回答点数である。

1　動物による天気の予知

○ネコが耳の後ろまで顔を洗うと翌日雨が降る　（八）

○ネコが顔を洗う時、耳の上から洗うと翌日は雨　（四）

○ネコが顔をふいている（洗う）と雨になる　（四）
○ネコが顔や頭をなでると天気は下り坂　（二）
○小鳥が群をなして人家のウメ・カキなどに来る時は、その夕方から翌日に雪になる　（一）
○野鳥が餌をあさると雪が降る　（一）
○野鳥類が夕方鳴いて騒ぐと雪が降る　（二）
○オナガドリが騒ぐと雨になる　（八）
○ツバメが低く（地面すれすれに）飛ぶと雨　（二）
○コジュケイが鳴くと雨になる（雨降り鳥ともいう）　（一）
○スズメが騒いでいるから雨か雪になる　（三）
○スズメが水を浴びると晴　（一）
○夕方、モズが騒ぐとあすは晴天　（一）
○ヘビが出ると雨が降る　（五）
○ヘビが多く見かけられる時は必ず二、三日の間に雨が降る　（二）
○大きいヘビが出ると大雨が降る　（二）
○ヘビが木に登ると雨　（一）
○アマガエルが鳴くと雨が降る　（七）
○アオガエルが木に登ると雨　（一）
○アオガエルが鳴いているから間もなく雨　（一）

○カエルが鳴くと雨　（一）
○池のコイが水面にはね上がると雨が近い　（四）
○魚（コイやヤマメ）が水面に顔を出して口をパクパクすると天気が変わる　（二）
○ドジョウが水面に頭を出しあばれると雨　（一）
○アリが穴の周囲に土を盛ると近いうちに雨が降る　（一）
○出ていたアリが姿を消して見えなくなると雨が近い　（二）
○アリの観音参りは近いうち雨降り　（二）
○夏期、アリが高い場所に大移動すると大雨がある　（一）
○アリが座敷に上がると大雨　（一）
○夜、トンボが家の中に入って来たらあくる日は雨　（一）
○家の中にトンボが入ると大雨が降る　（一）
○夕方、アカトンボが飛んでいる時は明日は晴天　（一）
○ヒグラシが鳴くと天気になる　（一）
○オケラが鳴くと天気になる　（一）
○ブヨが群がるのは雨　（一）
○雪女郎（ワタムシ）が来ると雪になる　（一）
○クモが巣を多く作る時は晴天になる　（三）
○ミミズが草むしりの時など出てくると天気は下り坂　（二）

○ミミズがはねると晴れ　（一）

○モグラが騒ぐ（土をもち上げる）と雨　（三）

動物の挙動に着目した天気予知のうち、和光市域で最も多くの人に知られているのが、「ネコが顔を洗うと雨になる」である。このことわざは表現上の若干のちがいはあるが、その基本は右のとおりであり、同類のものを合算すると回答者の五〇パーセントに知られていることになる。ただし科学的な根拠はないといわれている。

「野鳥類の動きが目立つときには雨または雪になる。」このことわざも、ネコの洗顔とならんで広く知られている。ことわざにでてくる野鳥は、平地林とともに消えていったコジュケイ以外は、いまでもよくみかけることのできる小鳥たちである。野鳥類の動きが目立つのは、餌を求めて盛んに活動し、群がり鳴くときである。例えば冬季に低気圧が近づくと、その前面では南寄りの風が吹き込み、寒気が緩む。すると野鳥たちの餌を求める動きが活発となり、間もなく雪（雨）になることが多い。また、五～六月にかけての育雛（いくすう）期に、「ツバメが低く飛ぶと雨」になるということわざも、低気圧が近づくと温湿度が高くなり、ツバメの好む昆虫が多発する。ツバメの好む昆虫は低いところを飛んでいる。かくして、低気圧の接近―低空ツバメ返しの披露ということになる。

「夕方、モズが騒ぐとあすは晴天」のように、野鳥の動きから晴れを予知することわざもある。モズについては「モズの朝鳴き天気を知らす（長野）」、「モズ高く鳴けば雨晴れる兆し（福岡）」、「モズの早鳴き鎌をとくべし（群馬）」など、各地にみられるが理由は不明である。また雨あがりの水たまりで、スズメの水浴びをよくみかけることがある。これはことわざのようにスズメが晴れるのを予知して、水浴びをしているわけではなく、雨が止み晴れてきたから水浴びをしているのである。しかし春や秋には低気圧の通過後に移動性高気圧が来るので、スズメの水浴びを見かけた後の数日間は、晴天が続くことも多いといえる。

ヘビの出現から雨を予知することわざも多い。和光市域では同類の四俚諺が見つかったが、他県にもヘビにより雨を予知することわざ、例えば「寒いときにヘビがでれば雨（長野）」、「ヘビが水を飲みにくると雨（群馬）」などがあるが、和光市域のことわざと同じく「ヘビが木に登ると雨（長野、和歌山、福井、宮城、京都、広島）」、「ヘビが多くでると雨（福井、岡山）」などは、かなり広い範囲にわたってみられることわざである。ヘビの出現と雨との関係は、低気圧が近づくと温度や湿度が高くなるために、ヘビが穴から出てきたり、湿気を帯びてきた木に登ったりするのだといわれる。ただし群馬県では、このことわざの的中率はわずかに一四パーセントにすぎなかったという報告もあるので、信頼度は低いとみた方が無難のようである。

カエルで雨を予知することわざは全国的に分布し、おそらく「カエルが鳴くと雨、カエルが木に登ると雨」などのことわざを知らない人は皆無と思われるほど有名である。和光市域で発見されたカエルのことわざは、青（雨）ガエルによるもの三点、種類が特定されていないもの一点の計四点であったが、全国の事例もおよそこの傾向と等しい。すなわち別格に多いのが青（雨）ガエルで、その他はカジカガエル、トノサマガエル、ヒキ（ガマ）ガエルなどで、予知の手がかりとなる挙動は「鳴く、木に登る、家に入る、道にはい出る」などである。ところでカエルによる予知の精度は、「青ガエルが木に登る」場合が、三石巌氏（みついしいわお）の調査によると七〇パーセントの的中率を示し、カエルが鳴きだしてから三〇時間以内に雨になる確率は、中村精男氏（なかむらやすお）の調査によると、東京で六三パーセント、帯広で六四パーセント、和歌山で七〇パーセント、潮岬五二パーセントといずれもかなり高い相関関係を示している。なお、春先から田植どきにかけてみられるヒキガエルの闊歩や早苗田の中でのトノサマガエルの大合唱は、求愛シーズンの挙動であって、雨予報にはならない。

「魚が水面にはね上がると雨」、「口を水面に出してパクパクすると雨」にみられるように、和光市域での魚による

天気の予知には二種類がある。前者は、低気圧が近づくと虫が水面近くを飛ぶようになり、これをねらって魚が飛びはねる場合である。これは雨が降る前にツバメが低くとぶのと同じ理屈である。後者は、低気圧が近づくと水中の酸素が少なくなってくるためである。とくに水槽のようなやや小さな静水域では、低気圧接近に伴う酸素不足の影響が魚に敏感に現われることが多い。こんな場合にコイやフナが水面に口を出してパクパクと呼吸し、ドジョウが時々水面にからだを出しては、また水にもぐる動作を繰り返すようになる。いずれも低気圧の接近と雨を予知する手がかりとなる。

アリによる大雨や洪水の予知は、日本だけでなく世界各国でもいわれている。日本の場合、低気圧が通りやすい状態になっているときに、発達した低気圧や台風が通ると、大雨が降り洪水をおこすことが多い。このため、アリは洪水前に地下水位の高まりや湿気の増加に追われ、高いところへ移動することになる。和光市域に残るアリと雨に関することわざには「高いところへ移動する」、「姿が見えなくなる」、「出入口に土を盛る」の三種類があるが、全国的にはこのほか「卵を運ぶ」、「穴をふさぐ」、「行列をつくる」などのことわざがある。なお、和光市域でいわれている「アリの観音参り」によく似たことわざとして、「アリの宮参りは雨の兆し（京都）」というのがある。いずれも高いところへ大移動することをたとえたことわざである。

以上のほかに「トンボが家の中に入ると大雨」、「ブヨが群がるのは雨」、「モグラが騒ぐと雨」などのことわざもある。トンボは低気圧のくる前のむし暑いときに多発し、その一部が人家にまで飛び込んでくることがある。これは大雨を予知して避難してくるわけではなく、たまたまぎれ込んだにすぎないという。「蚊柱が立つと雨になる」ということわざと同じように、ブヨが塊状になって上下に移動しながら群れ飛んでいる（地方によってはこれを餅をつくという）ときには、雨が近いといわれる。ブヨもトンボやカ（蚊）と同じく、低気圧接近前のむし暑いときに大量発

生するために、雨を予知することわざのひとつとなったものである。

「モグラが騒ぐと雨」ということわざは群馬、福島、長野、愛媛、長崎、鹿児島などの各県でもいわれ、大後美保氏によると、群馬県では的中率七〇パーセントであった。ただし理由については取り上げていないため、ここでは地中の湿度の高まりを推定するにとどめたい。

なお、動物の挙動から「晴れ」を予知することわざは、和光市域の場合、ごく少なく、ヒグラシ、オケラ、モズなどが鳴くとき、クモが巣をかけるときなどの数例しかみつからなかった。「モズの高鳴き」「ハトの夕鳴き」などは知られていないようである。

2　植物による天気の予知

○大木の根もとがぬれてくると雨が近づく　（三）
○木が汗をかくと雨が近い　（一）
○ケヤキの根もとが水分を吸い上げていると雨になる　（三）
○カシの木の根もとが湿ると雨　（一）
○エゴノキが水を吸い上げると雨が降る　（一）
○ケヤキの芽が不揃いに出る年は天候不順　（二）
○ナシの花が高い所ばかりに咲くと豪雨　（一）
○イネの葉にさる（夕方葉先に出来る露の玉）が多いと明日は晴　（一）
○夜露がかかれば晴　（一）

○マツバボタンがしぼむと雨が降る　（一）

和光市域では動物の挙動による天気予知に比べると、植物の状態からみた天気予知は極めて少なく、大別すると五種類にまとめられる。この中でとくに目立つのが「木の根元がぬれてくると雨が近い」という類のことわざである。これは低気圧が近づいてくると暖かい湿った空気が流れ込み、相対的に温度の低い木の根元や幹の表面に水滴が付着し、あたかも木が汗をかいたり、根が水を吸い上げているように見えるためである。

このほか根拠があるとみられることわざに、「稲の葉にさるが多いと明日は晴れ」がある。夕方、稲や草の葉にみられる露は二つの原因によって生まれる。一つは日が沈むと気温より草葉の表面温度の方が低くなり、露がおりる場合であり、もう一つは、夕方気温が下がると根が水を吸い上げる力に比して葉面蒸発力が低下し、水のまましみ出て露となる場面である。いずれにしても、夕方の冷え込みのひどいときほど露は早い時間におり、量もまた多くみられる。こうした気象状況は、優勢な高気圧におおわれている場合であり、したがって翌日も晴れるとみてよいわけである。

「ケヤキの芽が不揃いに出る年は天候不順」といわれるが、不揃い発芽そのものは、発芽期の天候不順の結果である。しかしケヤキの発芽には発芽期（三月下旬）前二週間ほどの天候が関係し、しかも不揃発芽をもたらした三月上～中旬の天気変動傾向は、その後も当分の間は継続することが多い。つまり不揃発芽の原因となる寒暖の変動幅と、これを左右する発達した移動性高気圧の頻繁な通過が、天候不順（とくに霜害）をもたらすことになる。

3　天体による天気の予知

○月が暈（かさ）をかぶると二、三日中に雨が降る　（二二）

○月暈の中に星が見えると、星の数だけ雨降りが遅れる（二つでは二日後）　（二）
○日暈がかかると天気は下り坂　（五）
○三日月が立っている時は天気が続き、横になる時は雨が多い　（一）
○月の弦が水平に見えると照りで、起きて見える時は雨　（一）

「日・月が暈をかぶると天気は悪くなる」ということわざの類は、和光市域の人たちに最も親しまれてきた観天望気のひとつである。日暈、月暈は低気圧の前面や側面に現われる絹雲や絹層雲に光が当って生じる。したがってこの雲が現われ暈がみえるようになると、やがて天気は悪くなることが多い。月暈の場合、翌日雨が降る確率は約六〇～八〇パーセントくらい、二四時間以内の降水確率は二〇パーセント以下であるという。

また「暈の中に星がみえると、星の数だけ雨降りがおくれる」という。これは暈の中に星が多くみえるのは、それだけ絹雲や絹層雲が薄く、かつ少ない状況を反映し、したがって雨の降り出しも遅くなる道理をいっているわけで、必ずしも星の数分だけ遅くなるわけではない。なお、三日月や月の弦の立ち具合による天気の予知には、説得力のある理由は見当らない。

4　気象要素による天気の予知

A、雲

○朝焼けが強いと雨が降る　（一〇）
○朝日に雲がかかって昇る時夕方は雨　（一）
○夕焼けがいいと明日は天気　（一五）

○夕焼け雲が黒雲となると天気が変わる　（一）
○カラカラ天気が続いた後、夕日が沈む時西から東にかけてまっすぐ走る薄黒い雲を見たら近いうち雨　（一）
○うろこ雲が広がると一両日中に雨　（四）
○うろこ雲は天気が良い　（一）
○九月初旬から三月末まで、朝雲の流れが早い時は風が強くなる　（一）

B、雨・雪・雷など

○朝雨簔（みの）脱げ（朝雨は天気になる）　（八）
○日陰の雪がとけると直後に雪が降る　（一）
○雷三日（夏、雷が鳴ると三日間ぐらい続いて雷）　（一）
○夏の朝もや晴れの前ぶれ、暑くなる　（二）
○雷が鳴ったら梅雨が明ける　（二）
○大霜の明後日は雨　（一）

C、風

○東風が吹けば天気は下り坂　（一〇）
○東南の風がやむと雨　（一）
○冬、南風が吹くと明くる日は雨　（二）
○夏の朝、北風が吹くと雷が出る　（一）
○秋、北風が吹いて寒くないと天気にならない　（一）

○冬、北風が吹くと天気が続く　（一）
○朝北風の夕南風は天気良し　（一）
○風は借りが嫌いですぐ吹き返す・風に借り貸しはない　（五）
○十時っ風（朝十時頃になると風の出てくることが多い）　（一）
○日傭取りと風はお天道様じまい　（一）
○日が落ちても風がやまぬと天気は下り坂　（一）
○風がない時、電線がうなると天気は下り坂　（一）

「朝日に雲がかかって昇ると夕方は雨」や「朝焼けが強いと雨が降る」などのことわざは、移動性高気圧と低気圧が、一週間くらいの周期で、交互に到来する春と秋によくいわれることわざである。つまり、西から天気がやってくるこの季節に、東の空に雲が見えるのはすでに低気圧が間近に接近していることを示すものであり、朝焼け空が見えるのはまだ高気圧の勢力圏内にあるが、西方には低気圧が近づいていることを示している。いわば前者は間もなく天気がくずれる兆しであり、後者はやがてくずれる前兆といえる。

夕焼けによる天気の予知も「朝焼け」「月暈」とならんで、和光市域では多くの人に知られていることわざである。というより日本中の人々が知っていることわざであり、指摘しなかった人はむしろ書き忘れたものとみた方が正しいとさえいえることわざである。ところで「夕焼け、朝焼け」がわたしたちの眼に映るには、四〇〇キロメートルの、それも水蒸気の少ない大気層を通らなければならない。一方、低気圧が西からやってくる速度は、およそ時速三〇～四〇キロメートルくらいであるから、夕焼けの見えるときには、すくなくとも十数時間以上は晴天域にあることになる。一般に翌日も晴れるとみてよいわけである。もちろん朝焼けのときは、夕焼けよりずっと天気のくずれが近いこ

とはいうまでもない。

「うろこ雲が広がると一両日中に雨」、「うろこ雲は天気が良い」。この二つのことわざは、一見矛盾しているようにみえるが、必ずしもそうでない。元来うろこ雲（イワシ雲、サバ雲、絹積雲などともいう）は、台風または低気圧の中心から北東へ五〇〇～八〇〇キロメートルくらい離れたところにしばしば現われる。まだ台風や低気圧がかなり遠いところにある時なので、来るまでに二～三日の間があり、天気もすぐには崩れないことが多い。進路が変ったり衰えてしまう場合も少なくない。一方、うろこ雲が広がることは、台風や低気圧が確実に接近していることを示し、それだけに降雨の確率も高くなるとみてよい。一説には七〇パーセントくらいの的中率といわれている。

「冬季、朝雲が早いときは風が強くなる」。このことわざは早朝に上空で吹いている強風が下に降りてくることを予知したもので、良く的中する観天望気のひとつである。

雨、雪、雷などから天気を予知したことわざは和光市域ではそう多くはないが、「朝雨蓑脱げ」などは多くの人に知られたことわざである。これに似たことわざは全国的に分布し、「朝雨と女の腕まくりには驚くな（群馬）」、「朝雨傘いらず・朝雨は鎌をといで待て（長野）」、「朝のパラパラゆうのカンカン」などは言い得て妙なるものである。ただしこれらの雨が低気圧に原因する場合には必ずしも晴れない。

「日陰の雪がとけると直後に雪が降る」。二月中旬以降になると西から低気圧が近づき、その前面では南寄りの暖かい風が吹き込み雪がとける。そして前線が通過する際、気温が〇度C以下なら雪、一～四度Cなら雨か雪となる。関東、東海地方によくいわれることわざである。

また「雷三日」ということわざもある。関東地方が強い太平洋高気圧に包まれると、洋上から湿気を含んだ南風が吹き込んで熱雷が発生する。激しい熱雷が発生するときは、それだけ太平洋高気圧の強いときであるから、数日は晴

天↓南風の吹き込み↓上昇気流↓雷の発生、という天気が続くことになる。これが「雷三日」である。和光市域では関東北西部ほどこの経験をする機会はないようである。

「夏の朝もや晴れの前ぶれ」。朝もやは夜間の放射冷却の地域差がつくりだす冷たい気団と暖かい気団の接触面に発生する。天気のよい時ほど放射冷却が激しく、朝もやもよく発生するわけである。「大霜の明後日は雨」。このことわざはよく晴れて冷え込んだ後に、暖かい雨の日が来ること、つまり移動性高気圧と低気圧の交互に到来するいわゆる三寒四温の移り変わりを示したものである。

「東風が吹けば天気は下り坂」。元来、東風は季節を問わず降水をもたらすことから、「東風の常降り」などともいわれている風であり、和光市域で採集されたことわざとしては、かなり広く知られたことわざである。とくに秋から春にかけて太平洋の沖合を低気圧が通るときに、その前面では、東（南寄り）の風が吹き雨や雪になることが多い。「風は借りがきらいですぐ吹き返す」ということわざも、低気圧と高気圧の交互移動に伴う風向変化、台風時の風向変化、沿岸部ほどではないが夏の日の風向変化などをみればうなずけることである。

「日傭取りと風はお天道様じまい」。このことわざとよく似たことわざ「日傭取りと西風はお天道様かぎり」が関東北西部や長野県にある。強い北（西）風も日雇仕事と同じで、日没にはおしまいになるというもので、理由は夜間の放射冷却によって、地表近くの空気が冷えて重くなるために風も弱まるわけである。「十時っ風」も和光市域での風ぐせを示すことわざであり、「坊主と風は四つ（十時）立ち（山口）」と同類のものである。

5　方角による天気の予知

○東方に雷雲（入道雲）が立つと大雨が降る　（二）

○坂東太郎の方面から入道雲が出ると大雨が降る　（一）
○西の方の山が見えると明日は天気になる　（二）
○西鳴りゴロゴロ音のみで天気は悪くならない　（一）
○西の方で雷が発生すると夕立が来る　（一）
○大山方面（南西）からの夕立は雨が降り、秩父方面からの雷は雨が降らない　（六）
○北鳴り（雷）は雨なし　（三）
○西の空が白く見えたら雨、赤く見えたら雨がやむ　（一）
○夕方、西の空に土手雲が出来ると天気は悪くなる　（一）
○南の空に土手雲が出るとドカ雪が降る　（二）
○東の空に土手雲ができたら天気は下り坂　（一）
○南の方からの音がよく聞こえるから雨が近い　（一）
○北の方が晴れていると北風が強まる　（一）
○冬、北西の山が見えるうちは天気が続く　（一）
○富士山の頭に笠雲がかかると風になる　（一）
○日光の男体山がはっきり見えたら下り坂　（一）
○停車場（自宅より西方）の汽車の音が聞こえると天気、ガード（南々東の方角）の音が聞こえると雨　（一）

東西南北、あるいは特定の方向の可視物（山、川、建造物）と気象現象とを組み合わせたことわざは、どこでも沢山みかけることができる。こうしたことわざは、それぞれの地域の地理的位置、つまり山や川や海との位置関係のち

がいによって千差万別であり、限られた地域にしか通用しないものが多い。このためことわざの根拠を説明しにくい場合も少なくない。ところで、和光市域でいわれているこの種のことわざとしては、「大山方面（南西）からの夕立は雨が降り、秩父方面からの雷は雨が降らない」などは、比較的良く知られていることわざである。

しかし、「西鳴りゴロゴロ音のみで天気は悪くならない」と「西の方で雷が発生すると夕立がくる」という相反することわざの存在からもわかるように、現実はもっと複雑で、同じ方面からの夕立も来たり来なかったりすることがある。これはことわざがでたらめであるとするより、熱雷と界雷（移動性大）の差とみるのがより妥当のようである。なお、埼玉県内における雷道は鬼怒川方面に発して南下し県南東部に達するもの、榛名方面・御荷鉾（みかぼ）方面に発して南東進し県南部に達するもの、北多摩方面に発して東進し県南部をかすめるものなどがある。このうち和光市域を直撃するのが所沢を経て南東進する秩父立ちの雷とされている。

土手雲による天気の予知は、和光市域では、東、西、南の各方向についていわれている。しかし、全国的にはこの種のことわざの事例は少なく「東の空に土手雲がでると天気は悪い（群馬）」以外にめぼしいものは見られない。土手雲とは二〇〇〇メートルくらいのところにあり、気温の逆転層によって上昇気流が止められ、そこまでの高さにできる層積雲（畝雲）を指していると考えられる。天気が悪くなる前ぶれの雲とみられているが、確たる根拠や実証データは見当たらない。

台風や低気圧が近づくと、東～南からの風が吹くようになり、雨が近くなると、雲で音の分散が阻まれ、遠くの音や小さな音がよく聞こえるようになる。したがって、「東～南からの音が聞こえるから雨が近い」ということわざは、「東風の常降り――東風は季節を問わず雨をもたらす」と相まって、根拠のある天気俚諺といえる。

6　衣食住による天気の予知

○腰巻が湿っぽいと雨だ　（一）
○ふんどしが湿っていたら天気は雨になる。乾いていたら晴になる　（一）
○塩が湿っていたら天気は下り坂　（一）
○沢庵（たくあん）石が湿って来たから近いうちに雨が降る　（一）
○釜（かま）に飯粒がつくと天気、つかぬと雨　（一）
○天気が続くときはごはん粒が茶わんに残る　（一）
○たばこが乾くと天気がよい　（一）
○たばこに火をつける時なかなかつかないと近いうちに雨　（一）
○たばこのにおいが強い時は明くる日、雨が降る　（一）
○なべ（釜）炭（ずみ）に火がつくと風が吹く　（三）
○台所が湿って来たから雨が近い　（一）
○土台石が湿っていると天気は下り坂、雨が近い　（三）
○土間のコンクリートが湿ってくると天気は下り坂　（一）
○コンクリートが湿ってくると天気は下り坂　（一）
○家の中に煙がこもれば雨の兆し　（一）
○煙が地面をはうような時天気は下り坂　（一）

○便所がにおったら天気は下り坂　（一）

日常生活の中で湿度、煙、臭気等の状況から天気を予見することわざも多い。とくに湿度に関係することわざの数は多く、日本各地にみられるめぼしいことわざのほとんどが、和光市域でも収録されている。いいかえれば、衣食住からみたことわざには全国に共通するもの、したがってまた根拠のあるものが多いようである。

例えば、下着類あるいは沢庵石、土台石、土間のコンクリート、台所のたたきなどが湿ってきたら雨になるということわざは、いずれも理に合ったものである。前者は汗をかいた下着には塩分が付着し、これが天気が悪くなる（湿度が高まる）と湿気を含んでくるためであり、後者は低気圧が近づき温湿な空気が流れ込んでくると、石やコンクリートと周りの空気との間に温度差が生じ、そこに水滴を生ずるためである。

また、「茶わんや釜に飯粒がつくと天気、つかぬと雨」は、湿気をもった南寄りの風が入ってくると飯粒はとれやすく、天気も下り坂の兆しを示し、とれにくいときは空気が乾燥し、大陸性高気圧圏内に入っているしるしである。これは春と秋にとくによくみられる現象である。

タバコのにおいや便所の臭気がとくに強いときとか、煙が家にこもったり地面をはうようなときにも天気は悪くなるという。それは風が静かで日射も弱いときには、地表の空気は停滞気味となるために、いつもより臭気を強く感じたり、煙が地面をはうようになるわけである。もちろんこうした天気が、温帯低気圧の接近を示していることはいうまでもない。「家の中に煙がこもれば雨の兆し」も低気圧が近づいていることを予知することわざである。温帯低気圧の前面では風は静かになり、温湿度が高まる。これが通風力を弱め、煙を屋内にこもらせる原因となる。つまり煙がこもるのは煙突の通風力がないからで、通風力がないのは煙突頂部での風の吸引力が弱いことと、煙突内外の温度差（比重差）が小さいことによるためである。

7　人体による天気の予知

○腰（足腰）の痛む時は雨が多い　（二）
○手のあかぎれが痛いと明日は風　（一）
○入浴しているうちに手の指がしなびると明日は雨　（一）
○手足の節ぶしが痛い時は明くる日雨が多い　（一）
○神経痛が痛むと天気は下り坂　（一）
○底冷えがするから雪だ　（一）

「手足の関節、腰、古傷などが痛むときは雨が近い」。こうした痛みは、人間のからだが外界からの物理的、化学的刺激によって、ホルモンにアンバランスを生じて起す痛みである。具体的には天気の変化から身体を守ろうとする積極的な防衛反応といってよい。

「あかぎれが痛むと明日は風」ということわざは「あかぎれが痛むと雨が近い」、「あかぎれが痛むと天気が変わる」などのことわざとともに関東、中部両地方以北で広くいわれてきたものである。あかぎれによる天気予知には「痛むと晴」、「痛むと雨」の相反する二つがあるが、赤城颪（おろし）で育った筆者は、晴れて風が強まるときに傷口が乾いて痛んだことをいまでも記憶している。なお、「入浴中に手の指がしなびると明日は雨」ということわざは、和光市以外ではほとんど聞いたことがなく、またそのいわれも明らかでない。

8　その他による天気の予知

○遠くの音が近くに聞えてくる場合天気が悪くなる　（一）
○遠い寺の鐘（遠くの電車の音）がよく聞こえると雨　（三）
○空気が湿っぽいと次の日雨になる　（一）
○夜上がりの天気は長続きしない　（二）
○七ツ時（午後四時）の雨と四十男の浮気はやみそうでやまない　（二）
○晩方子供が騒ぐと雨になる　（一）
○シケ（長雨）の宵晴れ（梅雨のころ宵に晴れても翌日は雨）　（三）
○雷が鳴ったら梅雨が明ける　（二）

「空気が湿っぽいと雨」になるのは、低気圧の前面では南寄りの温湿な風が吹き込むためで、当然こんなときには雨になることが多い。「夜上がりの天気は長続きしない」。これは天気の良い日には局地風が発達し、この風で形成される前線が雨を降らせることがある。しかもこの雨は夜になって局地風が弱まるとやんでしまう。海岸地方にめだつ現象で和光市域ではそう多くみられる天気ではない。むしろ「シケ（長雨）の宵晴」の方が経験する機会が多いかも知れない。

「七ツ時の雨と四十男の浮気はやみそうでやまない」。これは埼玉、長野、福島等でよくいわれることわざであるが、「七ツ上がりは明日の雨（新潟）」、「七ツ雨はやまぬ（神奈川県相模川流域）」などのように類似したものもある。理由はおそらく朝の雨や日中の雨は、海陸風によってできる前線性の雨か雷雨が考えられるが、夕方以降の雨は低気

圧によるものが一般的である。このため前者のあっさりした降り方に比べると、後者の低気圧に伴う雨は簡単にはやまないところから、こんなことわざが生まれたものであろう。

「晩方、子供が騒ぐと雨になる」。このことわざも全国的によくいわれるが、子供に限らず牛馬、ネコ、カラス、スズメについてもいわれることわざである。もっとも理由はかなり違っているようである。ところで子供の場合、低気圧が近づいてくると温湿度が上がり、人間の神経をいら立たせる。大人には自制心があるが、子供にはそれがないから騒ぐことになるといわれる。一方、低気圧が近づくと気温が緩み、静かな日和となるので、子供たちが遅くまで戸外で遊びたわむれるという説もある。ただし説得力はいずれも不十分のように思われる。

災害と豊凶の俚諺　なお最後に、災害に関することわざと作物の豊凶に関することわざを取り上げておいたが、紙数の都合で説明は省略し、羅列にとどめた。

○ハチが高い所に巣を作る時は荒れ（台風・暴風雨）ない。低い時には台風が多い　（九）
○ハチが地面から高い所に巣を作ると大水が出る。低い時は出ない（照り）　（五）
○ハチが河原でヨシ等の高い所に巣を作る時は台風が多く来る　（三）
○川の水草の節が近くにある年は大水が出る　（一）
○カヤの葉に横縞（よこじま）のある年は台風が来る　（一）
○カワヤナギが直立する年は大水が出る　（一）
○シラサギが内側（荒川の）に入ると大水が出る　（一）
○朝雷は大水のもと　（一）
○虹が川（荒川）をまたぐと大水になる　（一）

○朝虹はその日の洪水　（一）
○八月の卯寅の日西北の方向に雲が動くと大嵐が来る　（一）
○南から雲が立つと嵐になる　（一）
○台風が来て、すぐ次の台風が来る時は河岸に垢がつく　（一）
○水の流れている川の中の石に水垢がつくと大雨が降る　（一）
○台風で東風の時、荒川が増水し、南風の時農作物に塩害がある　（一）
○東南の風雨強ければ洪水　（一）
○寒中南風が吹くと土用に大水　（一）
○カボチャのつるが多い年は大風が多い　（一）
○サツマイモの花が咲くと天気に異変がある　（一）
○地震があるときキジがさわぐ（昔近辺にキジがいた頃）　（一）
○置き針になまずが多くかかると地震がある　（一）
○雪は豊年万作のしるべ（稲作・麦作良い）　（七）
○春雪は麦俵（麦が豊作）・春雪は豊年の貢　（七）
○門松に雪がかかると豊作だ　（二）
○雪の多い年は筍が当りで、ウメの実がちがい　（一）
○土用の吹っ掛けが来ないと照り作（陸稲不作、ニンジン・キビは良い）　（一）
○冬に雪が降ったら害虫が少ない　（一）

○冬暖かい時は虫が多い　（一）
○日照りに不作なし　（二）
○七夕には一粒の雨でも欲しい。それは豊年の貢　（一）
○寒の入りから九日目の雨は果樹が当り年、これを寒九の雨という　（一）
○十五夜に曇る（雨だ）と大麦が不作　（二）
○十三夜に曇る（雨だ）と小麦が不作　（二）

第六章　和光市域の表流水と地下水

第一節　河川と泉

1　平野の河川と台地の河川

平野の河川　和光市内には二つのタイプの河川がある。その一つが外来河川の荒川と新河岸川である。荒川は秩父の山地から流出し、途中で越辺（おっぺ）・都幾（とき）・入間（いるま）諸川を集め、和光の一隅をかすめて流れ去る。一方、新河岸川は川越に発し、不老・柳瀬（やなせ）・黒目（くろめ）などの古多摩川の名残り川（古い流れの跡）の水や水田の落水を集めて流れ、かつては和光市内の新倉河岸地先で荒川に合流していた。

両河川とも、低平な平野を流れる河川の常として、めまぐるしく蛇行し、大雨のたびごとに洪水を繰り返し、まさに荒川の名が象徴するとおりの暴れ川であった。荒川が都内北区の岩渕水門で荒川放水路へ、また新河岸川が和光市内から岩渕水門下まで新川を掘削して、それぞれ導かれるようになったのは、明治四三年の大洪水を契機とする大改修工事の結果である。分流工事と一緒に九十九まがり（新河岸川）と呼ばれるほど曲がりくねっていた河道も直線状に改められ、以来、両河川ともおとなしい河川となり今日に至っている。

反面、都市下水や工場排水によってすっかり汚染されてしまったこれらの河川、とくに新河岸川では、昭和三〇年

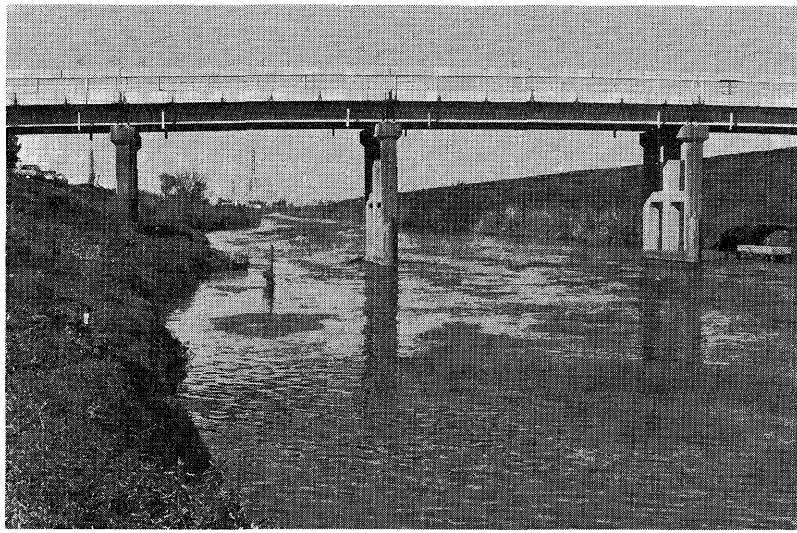

満潮時

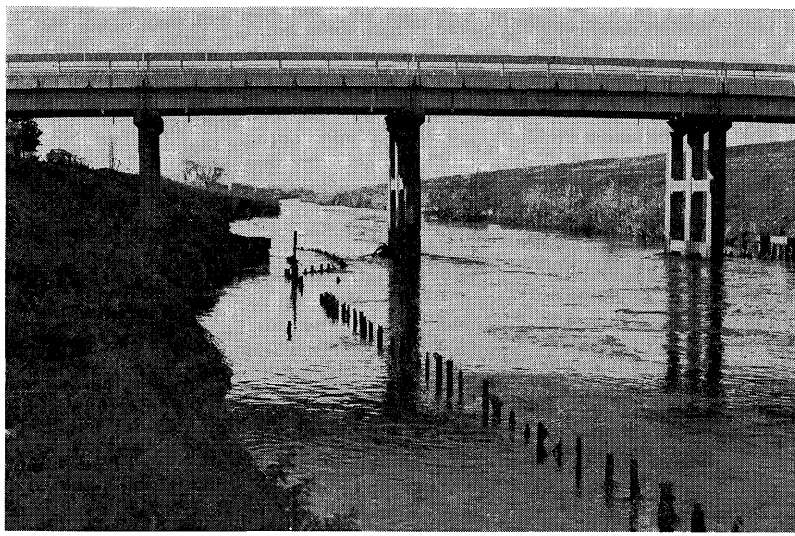

干潮時

写真 1-13　感潮河川・新河岸川

新倉河岸より下流の新河岸川は直線状の人工河川である。低平な平野を流れ，海にも近いため，潮の満干を反映する河川である。干潮時にはヘドロが露出する。（柴宮橋付近　昭和54年12月撮影）

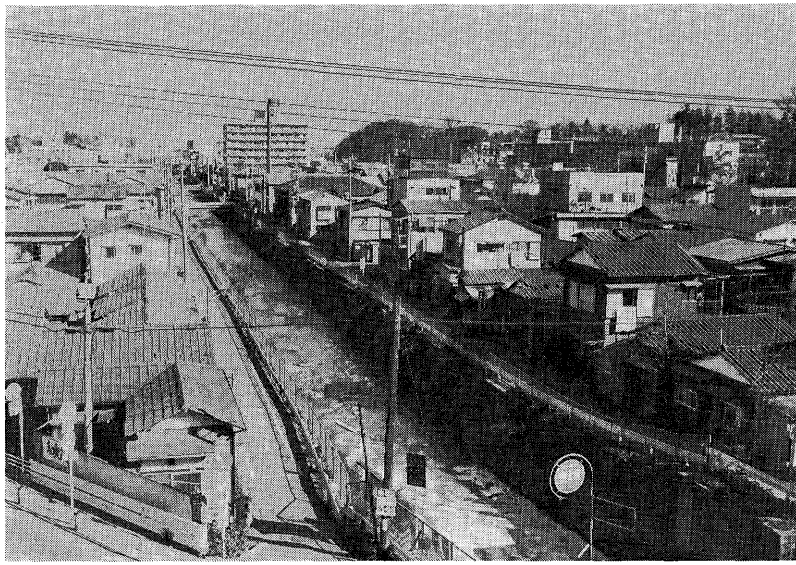

写真 1-14　白子川沿岸の新興住宅群

かつて白子川の両岸は，一面にのどかな水田であったがいまは住宅群に変ってしまった。（白子ガードより昭和54年12月撮影）

以前にみられた釣りや水泳をする人々の姿は、昔なつかしい語りぐさとなってしまった。

なお、両河川とも感潮河川、つまり東京湾の潮位変化の影響を受けて水位、流速、流水量が毎日規則的に変化する河川である。ただし干満の差が大きかったり、地形の傾斜がきわめて緩く、水の流れる力が弱い河川にみられる満潮時の海水の逆流（塩水遡上現象）は、ここまでは及んでいない。

台地の河川

もう一つのタイプは台地で生まれ育った白子川、谷中川、越戸川などである。これらの河川は、谷底が広い割に川幅はきわめて狭く、水量もごく少ない河川である。それは昔と今では気候条件が違い、したがって流水量も違っていたこと、侵食が進み傾斜（河川勾配）が緩くなった河川では下刻作用も弱まり、その後は、側刻（側方侵食といって幅を広げる）作用が主に働くようになったためである。

最近、台地上に都市化の波が押し寄せ市街地の拡

大が進んでいる。台地上での市街地の拡大は地表から緑と柔らかい耕土を奪い去り、かわりにコンクリートや建造物で地表を覆いつくすことであった。その結果、降雨は一挙に台地から白子川や越戸川に向って流下し、たまたま谷底を埋め立てて建ち並ぶ住宅群に、都市河川型の洪水を見舞うようになった。反面、地中にしみ込んで地下水となり泉を養っていた雨水は、流出増加分だけ地下にしみ込む分が減少し、市内の名泉を涸らす一因となっている。

2　台地侵食谷と湧泉

和光市内に限らず、武蔵野台地の東部には泉がたくさん分布していた。都内の井の頭池、石神井池、三宝寺池、善福寺池などはとくに有名である。「分布していた」というのは、すでに水が涸れてしまったものが多いからである。

地下水位置の低い武蔵野台地で生活していた昔の人々にとって、谷頭部や谷壁の泉は計り知れないほど大切なものであった。それは、この地が先史時代から集落発生の拠点となったことや、高麗（こま）、志木（しき）、狛江（こまえ）（東京都）を結ぶ線（湧水帯）を帰化人の開発線とする学説があることなどからも推定することができる。

和光市内の泉の多くは、台地上を流れる河川がローム層を侵食して、第二帯水層の武蔵野礫層に達したときに誕生している。生まれた泉は、次第に谷壁を侵食しながら台地の中に向って枝谷（支谷）をのばしていった。こうして地勢に従って流れる必従谷（本谷）と、必ずしも地勢に従わない無従谷（支谷＝湧水による侵食谷）とが、あたかも鹿の角のような形につくりあげられていった。

ところで市内の泉は、白子川が平野に出るあたりの標高二二～二五メートル線上にほとんど集中している。渇水期の一二月にもかかわらずかなりの湧水量をもっているのは、熊野神社わきの不動の滝と百涯荘上手の滝である。不動の滝は湧き水がいったん池にためられ、そこから滝となって落ちている。水量は日量約二七八トンくらいである。百

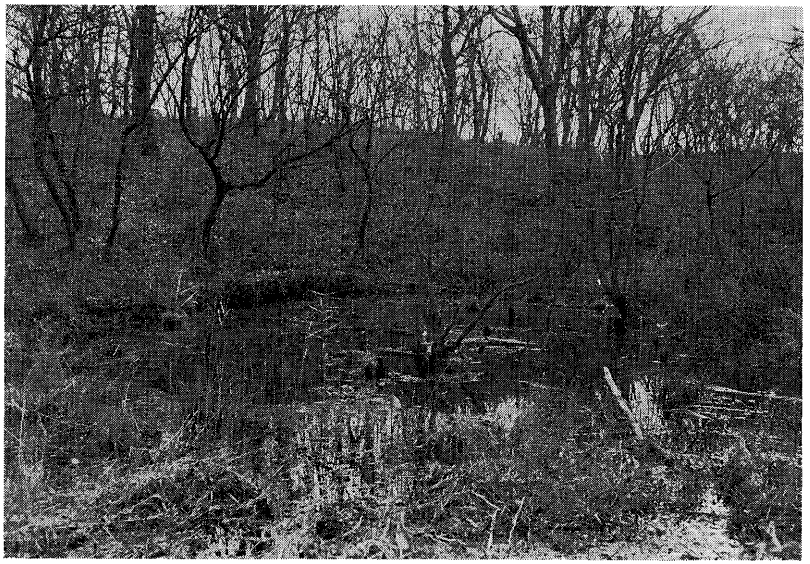

写真 1-15　七ツ釜の冬景色

市内には多数の湧水がある。しかし七ツ釜ほど自然環境に恵まれたところはなかった。いまは営団地下鉄車庫用地の一隅に湧水がみられるが，昔日の面影はない。（昭和55年１月撮影）

涯荘上手の湧水は、およそ一メートルほどの凝灰質粘土層を挟んで、上下両層から出ている。水量は日量八〇トンほどで、不動の滝には劣るが直接の湧き水なので、思わず飲みたくなるようなきれいな水である。このほか妙典寺、神護寺、地福寺等にも少量の湧水があり池に導かれているが、以前の面影はみられないという。

渇水期と豊水期の中間に当たる五月初旬の調査では、不動の滝が日量約四五〇トン、百涯荘上手の滝が約一六三トン湧出していた。これに対して豊水期の七月上旬の調査では、不動の滝が日量約二二五トン、百涯荘上手の滝が約九七トンとなり、中間期の五月上旬に比較すると逆に半減し、渇水期の水量と等しい値を示していた。豊水期の異常渇水は湧出源にあたる武蔵野礫層中の水が欠乏したためであり、これは武蔵野礫層中の水を養う青梅方面から関東山地の降雨量が少なかったからにほかならない。

白子川水系の泉が武蔵野礫層中の水を湧出させているのに対して、越戸川水系の七つ釜の泉はローム層中の水たまり、いわゆる「武蔵野台地の宙水」が台地斜面で地上に表われ、泉になって湧きだしたものか、あるいは白子川水系と同じく礫層から湧きだしたものか判別しにくい。しかし宙水とすれば、他から供給されることのない地下の水たまりのため、地上の変化（住宅化や地表面の舗装化）がもろに影響して涸れてしまうことが多い。そのいずれかは、早晩明らかになるはずである。

第二節　地下水の分布と流動

武蔵野台地の浅層地下水の在り方を支配するものはローム層、段丘砂礫層、基盤層からなる地質構造である。つまり各地質の水理的伝導性の相違によって、地下水は滞溜したり移動したりするため、その組み合わさり方の地域差が地下水賦存上の地域差になって現われるわけである。

地下水の分布

以下、和光市域の台地の地下水について、その地質別性状を概括してみよう。越戸川と白子川に囲まれた和光市の台地のローム層は、高位面ほど厚く堆積し、広沢（ひろさわ）で約一〇メートル以上、その周辺で約八メートル以上、谷中川中～下流右岸（東側）と越戸川左岸（北側）がともに約六メートル以上となっている。

透水性の高いローム層の下部に、不透水層の粘土層が分布している。粘土層の分布範囲は、東上線を中心に約二・五キロメートルの幅をもって広がっている。東上線下手は台地の末端部まで分布し、同じく上手では諏訪原団地、西大和団地、陸上自衛隊朝霞駐とん地の一部などの、いわゆる広沢原の一部まで含んで分布している。粘土層の分布地域では、地下水の浸透が妨げられ、ローム層中に滞溜することがある。新倉一・二丁目、下新倉の一部などにみられる浅井戸地区は、ほぼこの部分と一致しており、浅いところでは二～三メートルの位置に分布していることさえあ

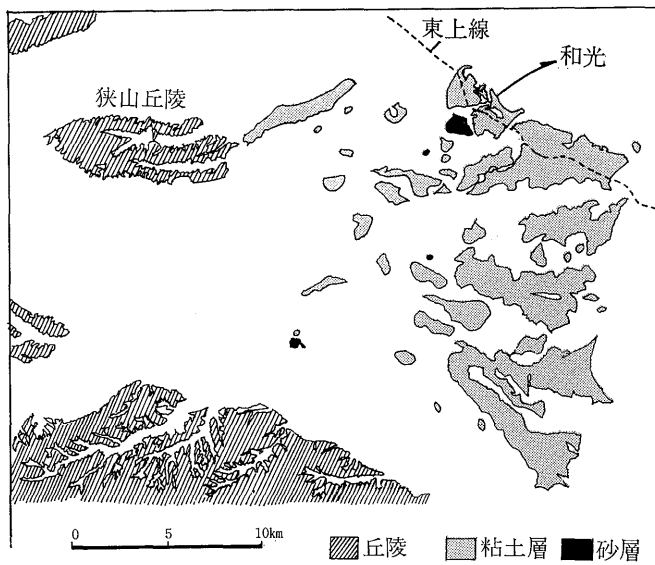

（「日本の水収支」1978による）

図 1-9　ローム層下位に粘土層・砂層の分布する地域

る。ちなみに武蔵野台地東部の浅井帯も粘土層の分布地域とよく一致しており、水位の深さとローム層の厚さとの関係からみても、粘土層に支えられたローム層中の滞水とみられている。

一方、浅層地下水の主要帯水層である武蔵野礫層をみると、武蔵野台地の中～西部では、ローム層の下に粘土層がないため、地表水の浸透はローム層を通過して下の砂礫層に直達している。その結果、被覆ローム層が厚くしかも粘土層がない地域では、地下水が最も得にくく、開発のおくれた新田地帯となっている。和光市の広沢原の西部などは、その一例にあたる地域とみられる。ただし吉村信吉氏の戦前の調査結果「野火止台地の地下水系統」によると、長久保山付近には地下水堆（地下水の丘・高まり）が形成され、最も浅いところでは二メートルほどの独立水域となっていたという。

基盤層は武蔵野台地西部では粘土混じり砂・砂礫層、中部のうち和光地方を含む北部地区では、礫まじり粘土層が多く、一部では上部東京層になっているようである。これらの地層が、地下水の水ガメの底にあたる役割を果たして

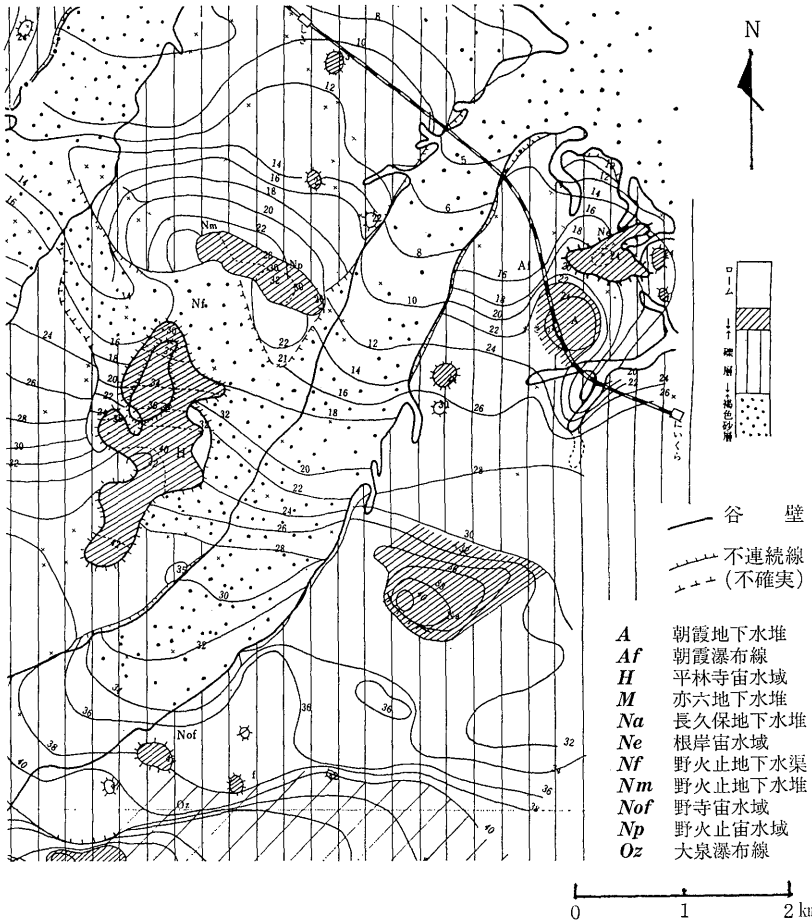

（吉村信吉氏による）

図 1-10　和光―朝霞―新座地下水面等高線図（昭和19年５月～７月）

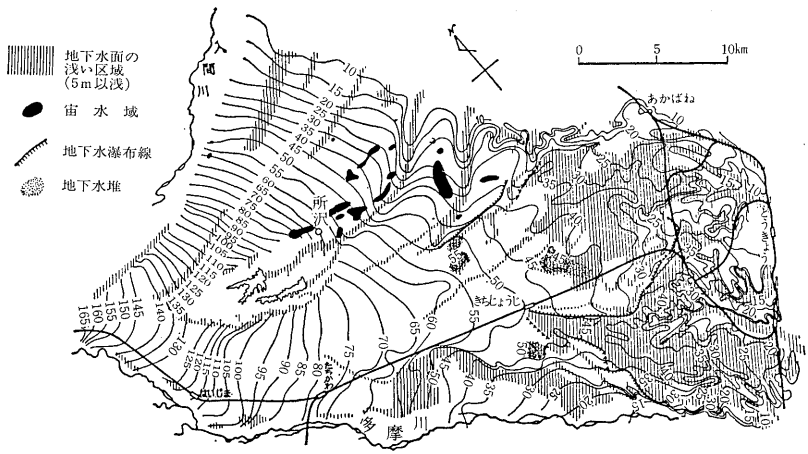

図 1-11　武蔵野台地の冬期地下水面（昭和15年）（吉村信吉氏による）

いることはいうまでもない。武蔵野台地の東部地域では上部東京層に接しているが、粘土層を上にのせているために、浅層地下水を支える直接的な役割は果していないとみられている。

武蔵野台地における浅層地下水の在り方をみると、地表の地形や傾斜方向に極めて良く合致していることがわかる。もっとも、扇頂部の青梅市河辺（二六メートル）、羽村町羽村（二七メートル）などには地下谷によって形成された最深部があり、一般の扇状地が扇央部で最も深くなっているのと明らかに異なっている。これに対して地下水の浅い地域は、開析谷・名残川の谷底部、白子川の谷頭部、野川源流の恋が窪などにみられる。

ところで和光市域の台地の場合も、地形並びにローム層の厚さと粘土層の有無に影響されて、地下水面等高線の分布状況は図1—12のようになっている。即ち、ローム層の厚い高位面の南一・二丁目や広沢地区の三〇メートルラインは、北に向って次第に低下し、越戸・谷中・白子の各河谷底や谷中川中・下流の右岸（新倉二丁目、下新倉、白子三丁目等）並びに越戸川左岸（朝霞市台）では一四メートルとなり、台地北端の独立台地・午王山付近においては四メートルまで下っている。

なお、和光市の台地の浅層地下水の分布を、地下水面高度（海面更正値）の代りに地面からの深さでとらえると、五メートル未満一六本、一〇メートル未満二五本、一二メートル未満九本となり、これに水深を加えると、五メートル未満一一本、一〇メートル未満二三本、一二メートル未満一五本となっている。これらの井戸の底は粘土層、又は砂礫層となっていて、必ずしも一方づいているわけではない。分布については前述のとおりである。

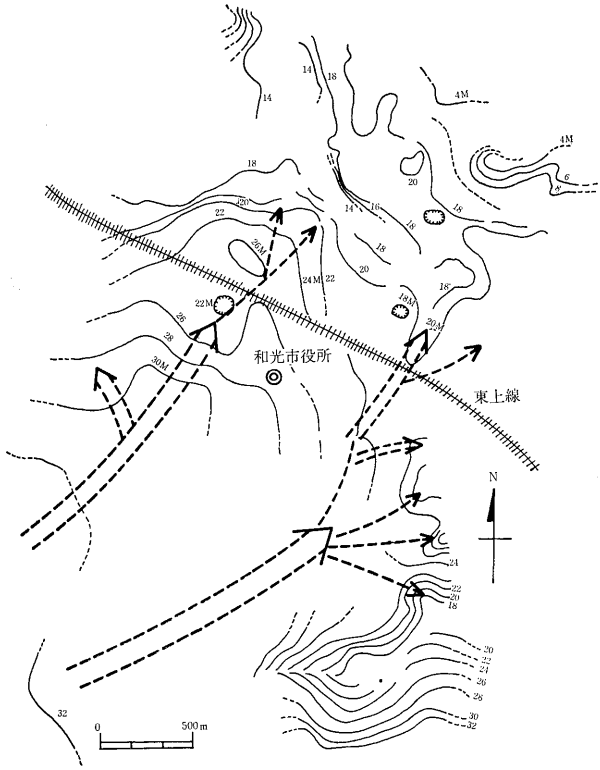

図 1-12　地下水面等高線と流線図（昭和59年２月）

地下水の流れ　ここで和光市の台地における浅層地下水の動きを流線図(図1―12)でみると、南西の都下大泉学園方面から流下した地下水は、和光市域に入る手前あたりで谷中川を境に分岐する。西の流水は広沢、西大和団地、市役所、和光市駅等の立地する和光台地の主部を経て、一本は七ツ釜方面へ、他の一本は谷中・越戸両河川合流方面に向かって崖端部に湧出する。一方、南一・二丁目方面からの地下水は、諏訪原団地付近で多岐に分かれて、白子川左岸の第三中、百渉荘、熊野神社、地福寺等から

湧出している。谷中川下流右岸一帯の地下水流動は、独立水系を形成していると推定されるが、詳細は不明である。

なお、図1―12は昭和五九年二月現在のいわゆる渇水期のものであり、したがって豊水期の地下水面等高線はこれより若干高くなるはずである。また約四〇年以前の昭和一九年（一九四四）の吉村信吉氏の調査によると、当時の三〇メートルラインは東上線付近にあったが、今日のそれは和光市域の最高位面である市域西縁に分布している。したがって、この間に平均五～一〇メートルの地下水位の低下を推定することができる。

第七章　自然環境と人間生活

第一節　過剰揚水と地盤沈下

埼玉県の地盤沈下

第二次大戦中に始まった東京低地帯の地盤沈下は、終戦後一時停止するが、朝鮮動乱を契機とする工業生産活動の復活と同時に再びめだっていった。しかし、なんといっても東京低地帯の地盤沈下を一挙に押し進め、社会問題化したのは、高度経済成長下の工業生産力の飛躍的拡大であった。

地盤沈下帯は東京低地帯の上流部で分岐し、一方は川口、浦和、戸田を中心に荒川低地帯に向かって広がり、他方は中川地帯を北上して草加、三郷、越谷方面に拡大していった。経済成長の展開に伴って沈下地帯はさらに北上し、その範囲を沖積低地から洪積台地まで広げ、ついに武蔵野台地上の新座・所沢地方に大きな沈下の目を形づくるに至った。

この間の南関東の沈下総量は浦安、江東区、船橋臨海部の一二〇～一四〇センチメートルを筆頭に、埼玉・東京の都県境付近の川口、三郷、草加、戸田等がこれに次いで一〇〇センチメートルに達した。一方、和光市の沈下は隣接する朝霞市、新座市にまたがって進行し、最大八〇センチメートルの沈下量を示している。

ところで埼玉県の地盤沈下は、三年間隔で図示したとおり、いくつかの沈下の目を形づくりながら進行していった。これは当初の無規制時代は地下水揚水量の大きい市町村を中心に沈下がめだったが、昭和三八年七月一日の工業

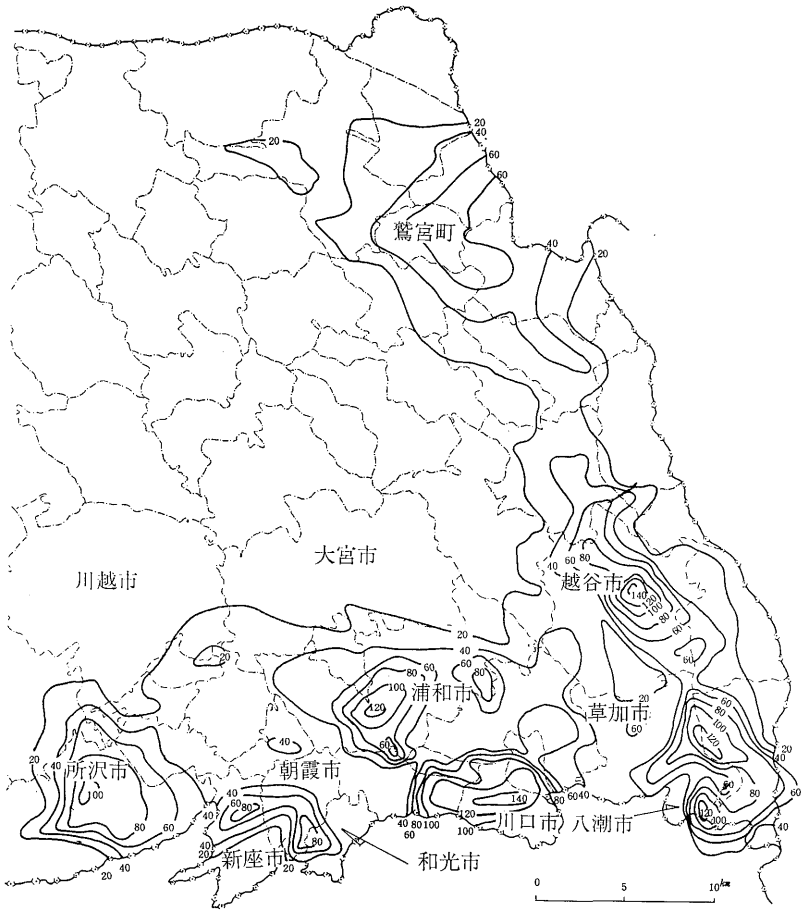

（「埼玉県地盤沈下調査報告書」による）

図 1-13　累積地盤沈下量図（昭和36. 2. 1～56. 1. 1）単位：cm

用水法の指定（川口市の一部、戸田、蕨、鳩ヶ谷、草加、三郷）、同四六年六月三〇日の公害防止条例の強化（届出制を許可制にし、かつストレーナーの位置を六五〇メートル以深に下げる）、同四七年五月一日のビル用水法の指定（川口、浦和、大宮、与野、蕨、戸田、鳩ヶ谷）、さらに昭和五〇年代に入ると、相次ぐ水源転換命令によって、条件は揚水許可さえ失効するに至った。以来その適用地域

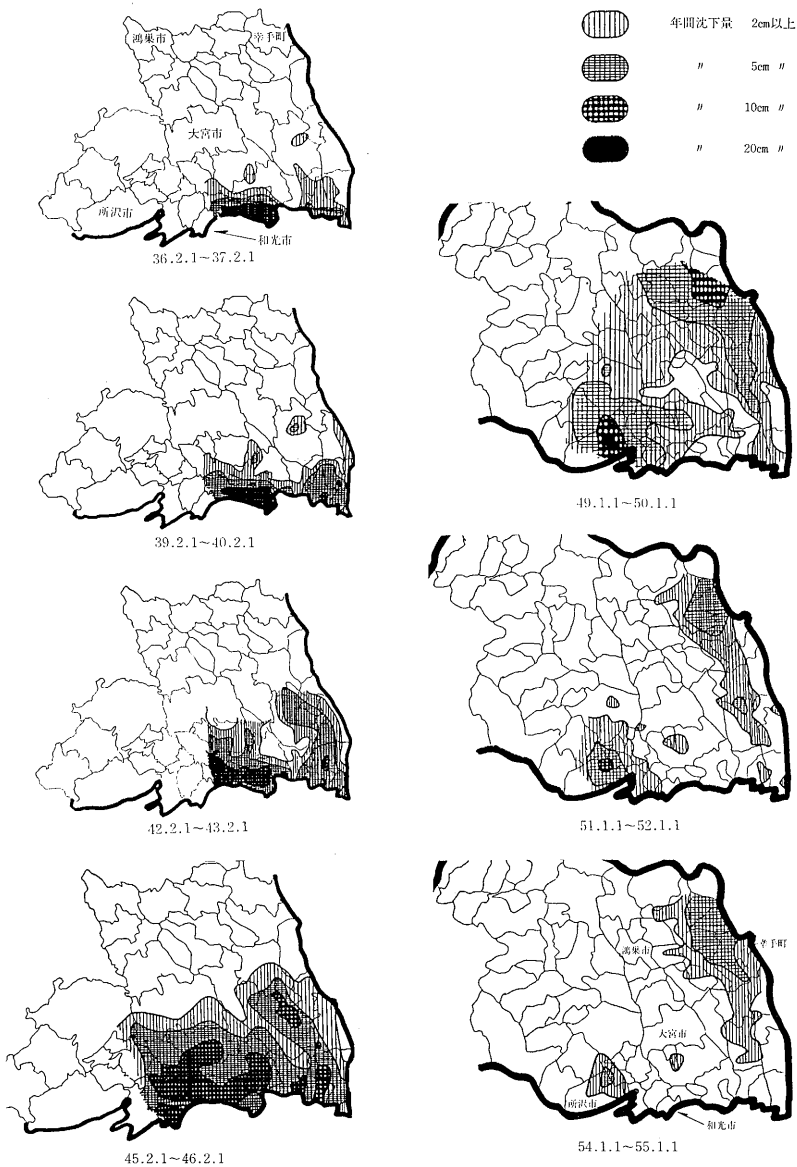

図 1-14　埼玉県南東部の年度別年間沈下量（埼玉県環境部資料による）

内では企業の回収水利用の普及と相まって急速に沈下は停止し、代って立法規制地域外にあたる外縁部に沈下は拡散していった。

和光市の地盤沈下

こうした状況を踏まえて、和光市の地盤沈下の推移をみると、昭和三六年二月一日から同五五年一月一日までの間における地盤沈下は、市内の七本の井戸のうち、沈下量が最大値を示すのは本町協永堂印刷付近の七九・六センチメートル、最小値を示すのは下新倉敷島工業敷地内の二五・八センチメートルである。沈下の推移は、いずれの井戸も昭和四五～四七年頃までの激しい沈下から、五〇年頃にかけての緩い沈下に移行し、さらに五〇年代に入ると横ばい状態となり、今日に至っている。

地盤沈下の主因のひとつが、地下水の過剰揚水によることは、周知の事実である。過剰揚水の内容は工業用、建築物用、上水用の三種目で大部分を占めている。三者の占める割合は和光市の場合、昭和五〇年以後は水源転換の結果、水道用の比率が激減し、ビル用や工業用は横ばいで推移し、五〇年代後半の低減傾向に移行する。

いずれにせよ昭和五〇年の和光市では、井戸密度は一平方キロメートル当たり二・六～三・〇本、同揚水量は一平方キロメートル当たり一日一七四八立方メートルを示し、上福岡、蕨に次いで八潮、草加、戸田、与野、上尾等と同レベルの高水準地域となっている。

ここで揚水量の推移を長期的に見直してみると、高度経済成長期にさしかかる昭和三四年の一日平均六〇七四立方メートルから、揚水量は年々急増し昭和四〇年の一万九〇一一立方メートル、同四五年の二万二六九〇立方メートルを経て、ついに昭和四八年には一日平均三万一五六二立方メートルに達した。その後は既述のような理由のもとに減少の途をたどり、同五四年には一万三八二九立方メートルまで揚水量は低下した。これは高度経済成長期の初期水準とほぼ同レベルの揚水量である。

和光市域における過剰揚水は、当然地下水位の低下を招いた。両者の関係はきわめて密接で、昭和三四年以降の一〇年間で、市内中心部所在の井戸（一〇〇～一五〇メートル深度）の平均水位は三四メートルも低下した。この数字は埼玉県西部市町村のなかでも最大値であった。

なお、地盤沈下は第四紀から縄文時代にかけて行われた数回の海進と海退の結果、砂、砂質粘土、砂礫の互層が形成され、このうちシルトあるいは粘土層中の水が採水層（砂礫層）からの取水につれてしぼり出され、地層が収縮するいわゆる圧密現象によって生じたものである。

地盤沈下に伴って多くの被害が発生する。主な被害は中層建築物の抜け上がり、排水不良、道路や民家の破損、高潮・津波等の災害拡大要因などが考えられる。しかし和光市域では、沈下の中心が国有地の多い川越街道（県道新座・和光線）以南にあり、したがって中層建築物も比較的近年に建てられたものが多い。加えて武蔵野礫層を支持基盤にしているため、被害が生じにくかったといえる。また自衛隊用地として空地利用が多く、八〇センチメートル沈下地区としては、さいわい問題化する余地が少なかったものと思われる。

元来、被害の発生しやすい沖積低地の都市的土地利用はかなり遅れて始まった。そのうえ和光高校や新河岸川処理センターなどの高い建物は、コンクリートパイルの開発後に建てられたため、格別の被害も生じていない。排水不良から湛水（たんすい）状態になりやすい水田も、ほとんど盛土されているため、和光市の水田では被害例もごく少ないようである。

第二節　都市化と水質汚染

昭和三〇年代後半に始まる経済の高度成長は、企業の設備投資の増大と人口の大都市集中をひきおこした。企業並びに人口の大都市及びその近郊に対する集中は、用水需要を飛躍的に増大させ、排水の多量化と多様化とをもたらし、都市河川の水質を急速に悪化させていった。もちろんこのことは、和光市域でも例外ではなかった。以下、埼玉県環境部資料（埼玉県主要河川水質調査報告書）と和光市環境整備課の水系別定期水質調査報告書（河川水質現況・昭和五五年）を中心に、筆者らの補足調査結果を加えて、水質汚濁の実態についてまとめてみよう。

新河岸川（笹目橋、いろは橋、旭橋）　昭和三〇年頃までの新河岸川は、今日とは比較にならないほどきれいで、夏には水泳や釣り場として、さらに春秋には人々の散策の場として親しまれてきた。その後、高度経済成長に伴う工場進出や都市の拡大によって、次第に工場排水や都市下水の流入する排水集流型の悪水河川となっていった。流域面積と地形勾配が小さく、おまけに感潮河川という地理的性格が加わってこの状況は一層増幅され、今日みるような汚染河川と化してしまったわけである。

ところで河川水の汚染度を測定する方法として、現在のところ最も的確な手法といわれるものがＢＯＤ（生物化学的酸素消費量）値の検出である。ＢＯＤは天然汚水によくみられるバクテリアの種類が存在し、好気性でしかもＰＨ、温度、栄養物質などがバクテリアの生育に適当な条件下にある時、試水中の有機物がどの程度酸化を受け、酸素を消費するかを示すものである。

新河岸川の水質を埼玉県環境部資料より経年的に通観すると、新河岸川のＢＯＤは、観測初年度から次第に上昇

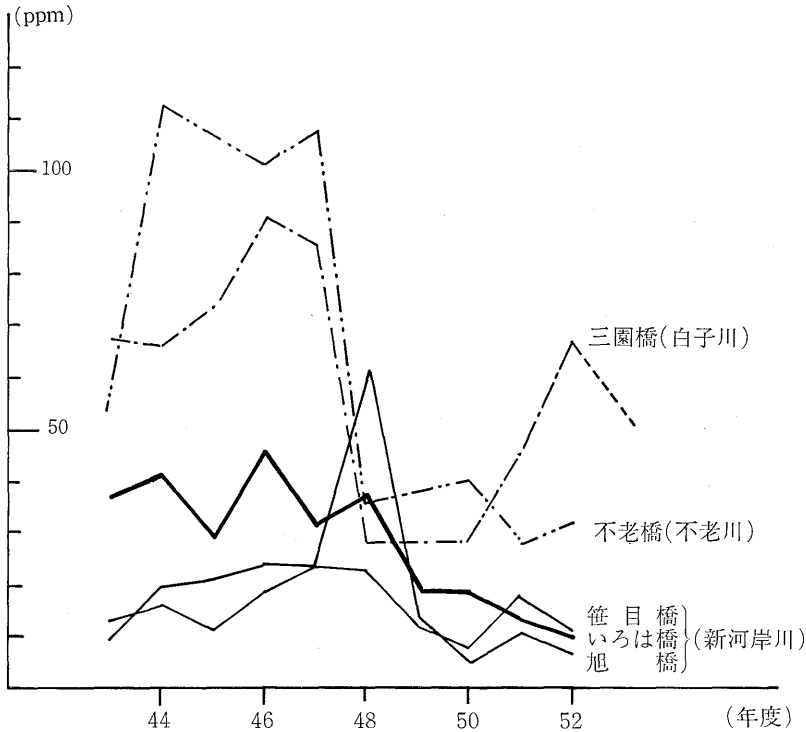

図 1-15　新河岸川水系B．O．D経年変化グラフ（埼玉県環境部資料による）

し、昭和四八年度には柳瀬川合流点上流のいろは橋下で最高の七一・八ppmを記録している。しかし環境意識の向上や環境行政の効果が現れて、その後徐々にではあるがBOD値は低下し、近年では最悪時の四分の一程度にまで数値上では回復してきている。

いうまでもなく河川水中のBODは、測定の日時や場所によってそれぞれ条件が異なるため、年一度の限られた地点での調査結果だけでは、断定的なことはいえないが、少なくとも上記の数値傾向からみた限り、一応の好転を考えることはできるだろう。しかしながら、近年BODの数値例えば昭和五二年度の場合にみられる七・二ppmや一一・〇ppmは、確かに過去の数値に比較すると大幅な低下を示して

表 1-6　新河岸川水系生活環境項目総括表（昭和52年度）

水域名（河川名等）	地点名	PH	DO	BOD	SS
		最小～最大	平均	平均	平均
新河岸川	笹目橋	6.7～7.2	4.9	11	62
〃	いろは橋下	6.8～7.1	1.8	7.2	12
〃	旭橋	6.9～7.6	4.8	11	14
白子川	三園橋	6.9～9.5	3.1	68	83
黒目川	東栄橋	7.0～7.3	4.1	23	111
柳瀬川	不老橋	6.9～7.4	4.5	11	49
不老川	不老橋	7.3～7.9	5.9	33	25

（埼玉県環境部資料）

いるが、これとても環境基準からみると、依然として汚い河川（一〇ppm以上）又はやや汚い河川（五ppm以上一〇ppm未満）の汚名を免がれることはできない数値である。

次に新河岸川の水質を「生活環境の保全に関する環境基準」に照らし合わせながら検討すると、まず水素イオン濃度といわれるPHは六・五以上八・五以下のごく一般的な数値を示すが、その他の項目、とくに溶存酸素量（DO）の四・九ppmはC類型に属する数値である。BODに至っては、すでに指摘したとおり、一〇ppmを越えてE類型にも相当しない数値を示している。また、SS（水中の浮遊物質のことで水が濁る原因）値も高く、笹目橋と白子川の三園橋がD類型、黒目川の東橋（あずまばし）がE類型を示し、水垢のような浮遊物が充満し、水は極度に濁っている。このため魚は餌を求めることができず、水中植物も生えることができない。干潮時の新河岸川では流れのゆるいところにヘドロ状に堆積し異臭を放っている。

前者のDOがC類型に属する河川とは、魚ならば腐水性水域産のコイ・フナ等の生息するところであり、後者のBODが一〇ppm以上とは、特殊な浄水操作を加えても工業用にも利用できないほどの河川であり、それは市民の日常生活において、不快感を生じさせるような汚い河川である。もちろん農業用水としてもこの水は基準（PH六・〇以上七・五以下、DO五ppm以上）に外れており、不適当とされている。

ここで新河岸川の底質についてみてみよう。端的にいって、この川の底質はきわめて悪い状態を呈している。「人の健康の保護に関する環境基準」に対比すると、例えば基準値〇・〇一ｐｐｍのカドミウムの場合、白子川合流点より上流のいろは橋付近では、実に三・四六ｐｐｍという高い数値で検出されている。以下鉛、砒素、総水銀、ＰＣＢのいずれも相当量を含んでいる。しかも八パーセント（旭橋）～二四パーセント（いろは橋）という強熱減量は、河底の泥がかなりヘドロ化していることを示すものである。なお、こうした汚染状況は、黒目川、柳瀬川、白子川等の流入河川の汚染度が極めて高いことから、これらの河川によって大きく影響されていることが考えられている。

白子川（芝屋橋、白子橋、三園橋）　ＢＯＤの年間最高値は大幅に低下して六一・四ｐｐｍ（芝屋橋）となり、例年必ず記録されていた一〇〇ｐｐｍを超える異常な高値はみられなかった。しかし年間最低値がさほど低下していないため、河川としての年間平均値は小幅な低下にとどまった。各測定地点を年間平均値で比較した場合、上・下流の差はみられず、したがって、白子川は練馬区から和光市内を通過して新河岸川に到達する間に、汚濁が増すことも減る（浄化）こともなかったといえる。なお、夏期に低く冬期に高くなるという傾向は、例年どおり認められた。

白子川におけるＳＳについて、各測定地点の年間平均値をみると、環境基準との比較の目安となる値（一〇〇ｐｐｍ）をかなり下回ってはいるが、年間最高値は異常な高濃度を記録している。一〇〇ｐｐｍを超える値は芝屋橋で二回、白子橋で一回記録された。なお、三地点の年間平均値に相当大きな差があるように思われるが、統計的な処理を加えると、特記すべきほどの差は認められない。昨年度との年間平均値の差もみられなかった。

水の汚れを判定する最も簡便な方法は目でみることであるが、これを数値化したものが透視度である。透視度には環境基準値は設定されていないので、透視度計の測定単位である三〇センチメートル（きわめて良好）を目安としてみると、これ以上の値は一度も記録されておらず、相当汚れ方がひどい河川といえる。年間平均値で三地点の差をみ

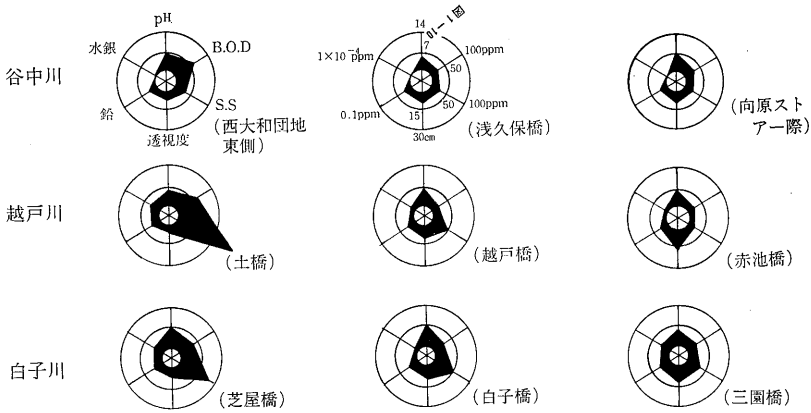

図 1-16　河川の水質現況（昭和55年）（和光市環境部資料）

ると、芝屋橋の八・三センチメートル（悪い）が最も汚れており、他の二地点（白子橋～三園橋）ではとくに差は認められない。いわば都内で生じた汚濁は、白子橋に達するまでに若干減少するものの、それより下流では変化のないまま新河岸川に達していることになる。

白子川の重金属類の分析結果のうち、六価クロム及び総クロムとも皆無であった。水銀は三地点とも二回ずつ検出されているが、濃度的には問題はない。しかしながら検出された水銀は、下流から順次一〇分、一五分間隔で採取されたこと、並びに流速、流量、採取地点間の距離等を考慮すると、相当な濃度及び量が都内から排出されたものと推定される。鉛についてはほぼすべての検体（九四パーセント）から検出されたが、平均値は環境基準値の一〇分の一オーダーの〇・〇三ｐｐｍである。しかし白子橋で基準値を超える〇・一五五ｐｐｍが、五年ぶりに検出されたことは注目に値する。

越戸川（土橋、越戸橋、赤池橋）　越戸川のＢＯＤをみると、三地点間の年間全平均値は三六・四ｐｐｍを記録し、汚濁のレベルは依然として高いままであった。年間最高値は、五年連続して土橋（つちばし）で記録されたが、この数字は三年連続で台地を刻んで流れる四河川の最高値となっている。測定地点ごとの前年度との差及び地点間の差もみ

られなかった。

越戸川でのSSは、土橋で一〇〇ppmを超える値が四回も記録され、年間の最高値は七七〇ppmに達している。一〇〇ppm以上の値は越戸橋でも一回記録されたが赤池橋では記録されなかった。各測定地点の年間平均値は、土橋が年間最高値の影響を受けて二〇〇ppmと高くなっているが、年間のバラツキの少ない赤池橋では、二四・五ppmという最低値を示している。ただし高濃度差の影響を考慮した統計的処理を行なって三地点を比較すると、場所による差や前年度との差はほとんどみられない。

越戸川の透明度をみると、水中五センチメートルで計測物が見えなくなるような状況（きわめて悪い）が土橋で五回、越戸橋で一回記録された。土橋での五回という数字は、調査年度の全調査地点でも最多記録であり、最悪の状態を示していた。具体的には年間で最も良い状態の時でも、多摩川の年間平均と同じく、透視度は一二・五センチメートル、最も悪い時においてはわずか一センチメートルであった。しかし上流二測定地点の値は数字的には決して良いとはいえないが、序列的には全調査地点の中で一、二位を占めている。これは流下途中で七ツ釜等の湧水を入れて希釈される（うすめられる）ためとみられる。

越戸川の重金属は越戸橋と赤池橋で各一回ずつ検出されているが、基準値以下で問題はない。鉛については白子川と同様に検出率（九七パーセント）は高いが、濃度的にはオーダーが異なり、特に問題はないようである。ただし前年に比し上昇傾向にあることは注目すべき点といえる。六価クロム、総クロムとも検出されなかった。

谷中川（西大和団地東側、浅久保橋、向原ストアー際）　谷中川のBODは環境基準値を下回る値を一度も検出しておらず、汚濁のレベルはかなり高い方である。年間最高値は五年連続で西大和団地東側で記録されてきたが、数値は一〇二・六ppmとかなり低下している。一〇〇ppmを超える高濃度は、この一回だけであるから、年

間平均値に対する押し上げ効果は若干弱まっているが、統計的処理の結果は特に良化しているとはいえない。なお、西大和団地東側と他の二地点との間には、六三・四ｐｐｍ対三〇・六ｐｐｍ、三二・八ｐｐｍの差が生じている。浅久保橋までの間で、かなりの浄化作用又は希釈作用が働いているものとみられる。

谷中川におけるＳＳは、一〇〇ｐｐｍを超える値が、昨年来一度も記録されず、台地の開析谷の中では相対的に最も良好な河川となっている。年間最低値は白子川、越戸川と大差がなく、したがって年間変動幅（白子川三九三・一ｐｐｍ、越戸川七八三・四ｐｐｍ、谷中川四二・三ｐｐｍ）もまた前記二河川に比べて相当小さくなっている。なお、前年度との差も地域間の差もめだったものはみられない。

谷中川の透視度は、五センチメートル以上沈めると測定板が見えなくなる程の極度に悪い状況が西大和団地東側で一回、浅久保橋で二回、向原ストアー際で一回、計四回記録されており、越戸川に次いで多くなっている。このうち西大和団地東側では、一二回中の一一回が一〇センチメートル以下という悪い値であったことは、他に例を見ない点である。同地点の年間平均値は、全測定地点中で土橋（つちばし）のそれに次ぐ悪い値であった。測定地点間の差は、この場合、流下につれてごくわずかながら透視度は向上しているようである。この傾向は前者のＳＳについてもいえることである。それにしても、河川としての平均値は四河川中最悪の値となっている。

谷中川における重金属類のうち水銀は、向原ストアー際で一回検出されたが、濃度的には基準値以下であった。鉛については四河川中の最低値（九七パーセント）を示し、六価クロム、総クロムは検出率ゼロであった。なお、谷中川については、調査地点が一か所のため記載は割愛した。

各河川の特徴

なお、筆者らの調査から各河川の特色を要約すると、新河岸川は、越戸川合流点下流で濁度の緩い上昇とＤＯの著しい低下がみられ、次いで白子川合流点下流で、ＤＯのこれまた顕著な低下と正常

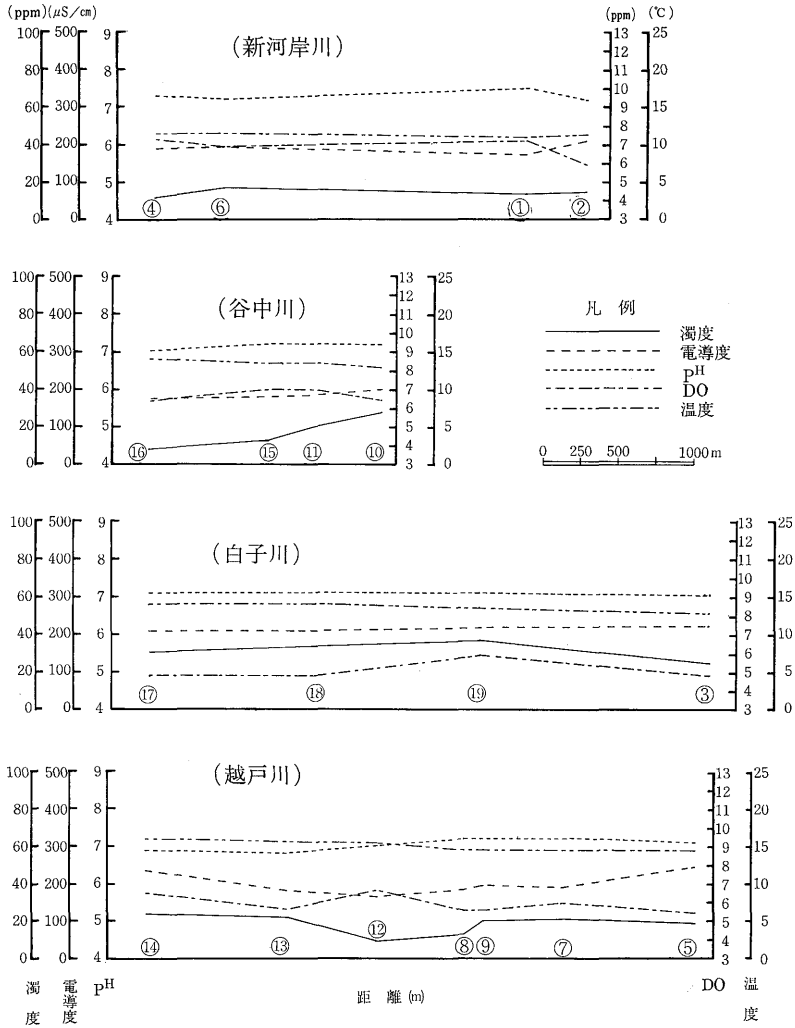

①	芝宮橋	⑥	越戸川との合流点下流	⑪	柿ノ木坂児童公園わき	⑯	東上線上流付近
②	落合橋下流	⑦	赤池橋	⑫	老人福祉センター下	⑰	小源治橋
③	落合橋	⑧	谷中川との合流点上流	⑬	東上線	⑱	東埼橋
④	越戸川との合流点上流	⑨	越戸川・谷中川合流点	⑭	川越街道	⑲	白藤橋
⑤	越戸川河口	⑩	越戸川との合流点上流	⑮	山下橋		

図 1-17　和光市内諸河川の水質（昭和56年）

値（淡水で約一〇〇マイクロモー）の二倍近い電導度（水中懸濁物質の量を示す）の高まり及びPHの低下がめだっている。結局、新河岸川は流下につれ汚濁河川の流入の影響で、水質が一層悪化していく典型的な都市河川といえる。ただし相対的には酸素が多く、水温も低い河川であることから、他の四河川に比べれば、オタマジャクシのような特殊な生物はまだ十分生息し得る河川といえる。

白子川の場合は、流下途中の白藤橋付近の急流点で流水が攪拌され、濁度やDOが一時的に値を高めるが、全般的には高い濁度（二〇～四〇）で四河川中で最もめだち、かつ溶存酸素量（五～六）の最も少ない河川となっている。

越戸川は谷中川との合流点上流で、濁度とDOの上昇並びに電導度の低下がめだつことから、流下途中で一時数値が改善され、その後また悪化する河川である。おそらく湧水等の影響によるものと思われる。

谷中川では、柿ノ木坂付近から下流に向けて新河岸川の二倍に達する濁度の著しい高まりと、DOの低下並びに電導度の高まり、水温の低下などがみられる。いわゆる流下につれて悪化するごく一般の都市河川といえる。水温低下は、鉄板を打ち込んだ狭くて深い、したがって日の当たらない河道部分が長いためであろう。

第三節　都市化と風水害

かつて和光市域が田畑や林で広く覆われていた頃、降雨は徐々に地中にしみ込み、決して一度に小川に流れ込むことはなかった。ところが昭和三〇年代中期からの都市化の進展は、洪水を防ぎ地下水を養う田畑や林を潰し、市内の大部分を宅地、工場用地、舗装道路で覆いつくしていった。当然、地下にしみ込むはずの降水は、一挙に谷中川、越戸川、白子川等に流れ込むようになった。こうして、以前は降水を十分に受け入れて流れた河川に、予想されなかっ

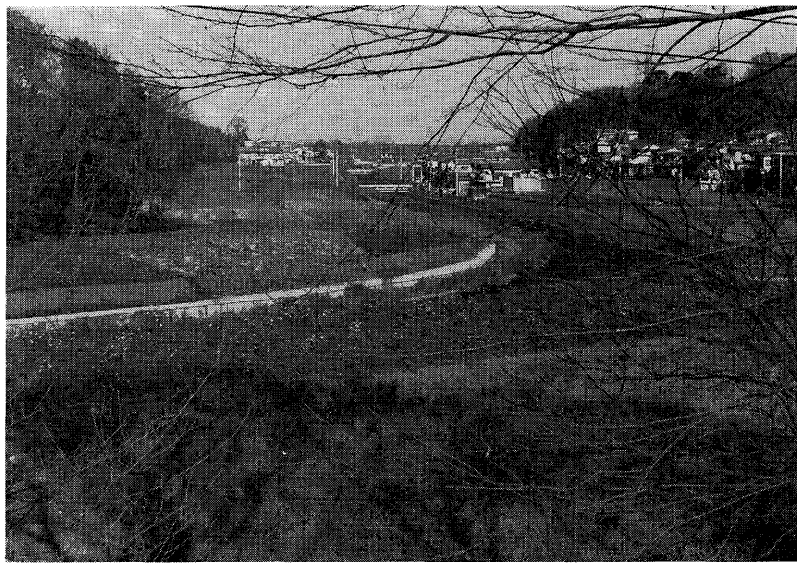

写真 1-16　越戸川下流域のスプロール現象

白子川沿いの都市化についで越戸川沿いにも住宅化が進行している。（昭和54年12月）

た洪水が発生するようになった。しかも都市化の進展に伴う地価水準の異常上昇が、相対的に安価な河谷底や台地斜面、崖下等に、住宅の乱立を招いたため、洪水の被害を一層濃密なものにしていった。

戦後間もない昭和二二年のカスリーン台風は、都市と農村を問わず激甚な被害をもたらした。その後、しばらく洪水の被害を受けたことのない和光市域に、はじめて都市河川型の洪水が襲ったのは、昭和三三年九月二六日であった。

九月二六日の台風二六号は、家屋の全（一一戸）半（一四戸）壊二五戸、床上（二一九戸）床下（一七九戸）浸水合計三九八戸の被害を和光市域に及ぼした。このうち家屋の被害は台地斜面や崖下に建てられた民家の土砂崩れによるものが大部分を占め、その他としては白子川の出水によるものが三戸とみられ、風によるものはゼロであった。これらの災害は、いずれも台地末端部や白子川などの侵食谷に沿った白子と新倉地区に発生している。結局、家屋損

壊の実に八五パーセントが土砂崩れや崖崩れによってひき起されているところに、和光市域の台風災害の特徴の一端があり、また危険このうえもない場所にまで住宅が密集しているところに、東京隣接都市の悲劇〜都市型自然災害〜の芽が宿されているのである。

台風二二号は、家屋倒壊のほかに著しい水災害ももたらした。水害は前述のように新倉（六六戸）と白子（三三二戸）の家屋の浸水被害のほかに白子橋、子安（こやす）橋、芝屋橋、東埼（とうさい）橋、柿ノ木橋を損壊し、さらに家屋の流失（一一戸）と大規模な土砂崩れを各地（一〇か所）に発生させている。田（八三・五ヘクタール）畑（二・五ヘクタール）の冠水被害はいうまでもないことであった。なお、浸水区域は、荒川沖積平野をはじめ越戸川—谷中川合流点上流部から下手にかけての谷底平野と、白子川の三園橋から東埼橋の間のうち上手部分は和光市側が出水し、下手部分では板橋区成増側が出水に見舞われている。

昭和四一年六月二八日の台風四号の被害も、三三年の二二号台風ほどではないが、かなり大きなツメ跡を市内の各所に残した。例えば家屋の全半壊二戸、床上浸水一〇戸、床下浸水一六一戸に達し、道路決壊二か所、橋の流失三か所、崖崩れに至っては三三年の被害に迫る八か所で発生をみている。このときの災害の特徴は、上述のとおり水災害にあった。とくに向和会・二三栄会（二〇戸）、日之出住宅（二五戸）、わだち会（五〇戸）をはじめ金泉寺前、駅前、北口会、向原自治会等で床下浸水が、それぞれ目立っていた。出水範囲は荒川沖積平野と越戸川—谷中川合流点上流から下手にかけての一帯であり、三三年当時の出水範囲とほぼ同様であった。また崖崩れでは天理教白子分教会下、白子小下、市場下、新倉の下井戸（したいど）バス停などがひどかったようである。

なお、農業災害では水田一一六ヘクタールと畑二ヘクタールが冠水し、さらに特産のニンジン畑の表土が六ヘクタールも流失したため、芽生えて間もないニンジンがいっしょに流失し、急きょまき直しをする一幕もみられた。

昭和四一年九月二四日の台風二六号による被害も決して小さいものではなかった。まず家屋の被害では半壊一二戸、一部破損八〇戸、計九二戸に達し、これに非住家分の一八戸を加えると総計一一〇戸を算することになる。これらのほかに崖崩れ一か所、道路冠水六か所、道路不通四か所、床下浸水九戸の被害が発生しているが、どちらかといえばこの時の災害は風災害型であった。

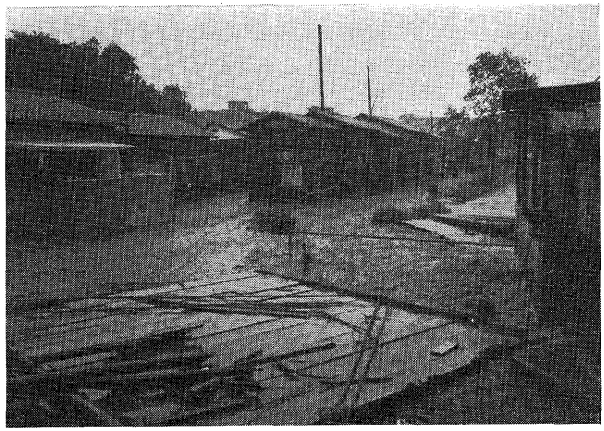

写真 1-17　越戸川の氾濫と日之出住宅

昭和41年の台風4号によって氾濫した濁流は越戸川沿岸の日之出住宅をはじめ多くの家屋に浸水被害を及ぼした。（昭和41年6月28日撮影）



写真 1-18　新河岸川の氾濫による洪水

昭和41年6月28日の台風4号によって新河岸川が氾濫し，新倉たんぼは水没した。写真前方の新倉河岸集落は完全に孤立してしまった。（昭和41年6月28日撮影）

昭和四四年九月二日にも集中豪雨があり、一六時三〇分から二号警戒体制に入った。被害は矢島川付近、向原付近、わだち会の一部、白子坂下、駅前、白子南郵便局裏等で床下浸水がみられ、清水住宅、牛房等で崖崩れが生じたが、被害はそれ以上に拡大せず、二号体制も発令後二時間半ほどで解除された。このときの床下浸水は四三戸で、うち二六戸が日之出住宅であった。

結局、和光市域の風水害の多くは、沖積平野や河谷底の浸水型被害であるが、台地上でも「ダイダラ坊」の足跡などと呼ばれるいわゆる底地や、窪地の排水方向を遮るように住宅が建設されているところでは、浸水被害の発生を見ることができる。これに崖崩れや土砂崩れを加えると、平野と台地にまたがって分布する和光市域の気象災害の骨格ができ上がることになるわけである。

最後に昭和四七年に和光市が指定した市内の災害危険区域を列挙すると、第五小学校裏、すみれ幼稚園下、天理教白子分教会下、緑ヶ丘住宅付近、牛房公民館付近、関東エクスプレス付近、白子ガード下、白子小学校下、吹上観音下、板橋畜産付近、清水住宅付近、日之出住宅付近、松村組付近、大正橋南側付近、新倉小学校プール下、和光設備付近、柿ノ坂下日本梱包寮付近、向原ストアー付近、掛川土木付近、和光精機付近、新倉河岸付近、市立第三保育園付近等である。これは地点数にして二二か所、当時の対象世帯数にして九七四世帯に達する規模であり、予測災害内容は崖崩れと浸水がほぼ折半している。ただし潜在的な危険地区へのその後の住宅化の進展は、おそらく四七年当時の状況を少なからず超えているものとみる必要があるだろう。

第二編　原始・古代

第一章　先土器時代

第一節　先土器時代と自然環境

1　人類の誕生と先土器時代の研究

和光市域では残念ながら先土器時代の遺物は発見されていない。しかし、隣接した朝霞市域をはじめ、周辺地域では多くの遺跡が知られる。古くから、朝霞市と新座市の境を流れる黒目川流域の台地上は連綿として遺跡が並んでいることで有名なところであった。近年、和光市周辺の地域でも発掘調査が盛んに行われるようになり、相次いで新しい遺跡が発見されつつあり、先土器時代の新しい事実も提供されている。和光市域では大規模な調査例が少ないためか、今のところ遺跡は発見されていないが、いずれ発見されることになろう。

そこで、ここでは、先土器時代を概観するとともに、周辺地域における先土器時代の展開をみることにしよう。

先土器時代は、土器を伴う以前の時代ということで名付けられた名称であるが、これは日本の特殊な事情による。ヨーロッパにおける旧石器時代は、磨かれた石器を使用する新石器時代以前を指し、地質年代の区分では新生代第四紀更新世の時代を指すこととなる。この年代は人類の誕生以後、今から約一万年前までを包括する長い期間である。人類生存にとっての著しい環境変化の時代でもあり、氷河期とも呼ばれる。したがって、生物相とくに動物相の

大きな変化も予想される。殊に、今から一万年前の沖積層の時代を境に起った変化が人類に対して大きな影響を与えたものといわれている。旧石器時代の名称は石器、時代、生物相と三つの異なった立場を考慮して考えられた時代概念であったといえるだろう。

しかし、人類進化の流れ、石器群の変遷、生物相・環境変化は人類生存にかかわる現象であったとしても、本来別個に考えるべきことであったといえよう。

日本でのこの時代の研究にあたっては、まず「旧石器時代」が使われていたが、やがて、「先土器時代」、「無土器時代」などの名称が使われるようになったのは、本来ヨーロッパで考えられていた「旧石器時代」の概念と日本での実態とを単純に結びつけることができないという考え方によっていた。

日本での旧石器時代に相当する時代に対する意見や特徴は、明確な前期旧石器時代の存在がはっきりしなかったこと、発見された石器の中に磨きの加えられたものがあること、縄文時代の開始をBC五五〇〇年以後と考える意見が強くあり、それ以前のナイフ形石器等を主体とする時代は完新世（沖積層）と考え、新石器時代の「無土器文化」とする意見があったことなどがあげられる。確かに、日本以外の地域では土器の初出時期がやや遅れるようであり、石器を主体とする文化が完新世でも引き続いている例も多いようである。

日本ではたまたま土器の発明が更新世と完新世の境前後に起っていることから、地質年代と正合しやすい状況ではある。しかし、初期の土器群に伴う石器群をみると、前時代からの流れを強く感じさせる。これらは、縄文時代に普遍化する石鏃（せきぞく）を中心とする石器とは異なっており、明確な時代区分は不可能といえるような変化の仕方である。このような現象は他の時代の転換期でもしばしば起る現象であり、文化変遷の実態と現代の命名とのずれに基づいているといえよう。

表 2-1　化石人類と地質年代

地質			年代	化石人類（世界）	化石人類（日本）
新生代	第四紀	完新世（沖積層）	縄文時代		
			1万年		
		更新世（洪積層）	後期旧石器	（現生人類） クロマニヨン人	浜北人 三ヶ日人 葛生人
			中期旧石器	ネアンデルタール人	牛川人
			前期旧石器	北京原人 ジャワ猿人	明石原人
			200万年	オウストラロピテクス	
	第三紀	鮮新世			

人類学では化石骨をもとに最古の人類の追求が行われ、類人猿、人類の系統図が作られている。それによれば、最古のヒトはオウストラロピテクス（南猿）とされ、猿人と呼ばれた。今から四〇〇万年から一〇〇万年前にアフリカに広く住んでいたとされる。この猿人の中に今から二〇〇万年前頃大形猿人が出現し、一〇〇万年前頃に絶滅している。また、同じアフリカで二〇〇万年前頃のハビリス人の化石が発見されている。現在では、二〇〇万年前頃小形の猿人が大形の猿人とハビリスに分化し、ハビリス人が以後の原人へつながっていくと考えられている。すでに、この頃には原始的石器が使われていた。

原人はピテカントロプス（ジャワ猿人）、シナントロプス（北京原人）と呼ばれており、現在では直立人を意味するホモ・エレクトウスと呼ばれる。アジア、ヨーロッパ、アフリカに及ぶ。次いで登場するのが、ホモ・サピエンスで、旧人（ネアンデルタール人）、新人（クロマニョン人）となる。

日本でも若干の化石人骨が発見されているが、彼らの

使った石器等が発見されることはなかった。日本での化石人類は兵庫県明石市で直良信夫氏が発見した腰骨部の化石で、明石原人と呼ばれる。昭和六〇年三月には出土層位確認のための発掘が実施されたが、明確な結論はでなかったようである。旧人の化石人類は、葛生人（栃木県）、浜北人（静岡県）、三ケ日人（静岡県）があり、出土層位はネアンデルタール人の生活していた時代に相当する層といわれている。

日本での先土器時代の本格的研究は戦後の昭和二四年相沢忠洋氏が群馬県岩宿遺跡のローム層中から採集した石器に始まる。これに基づき発掘が行われ、初めて洪積層から二枚の文化層が確認され、先土器時代研究の幕が開いた。以後、全国各地から相次いで先土器時代の遺跡が発見されるようになる。しかし、岩宿下層の石器群等いくつかの例を除くといずれも剝片石器を主体とした今から三万年以後のものであった。芹沢長介氏は三万

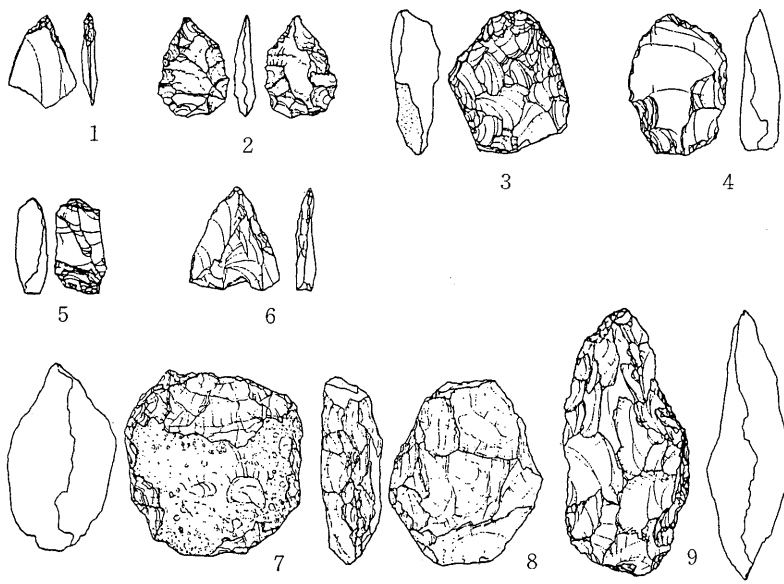

図 2-1　前期旧石器時代の主な石器　1. 錐　2. 両面加工尖頭器　3. スクレイパー
4. ナイフ状の石器　5. 楔形石器　6. 尖頭器　7. チョパー　8. 楕円形石器　9. 石斧

年以前の石器群を求め、栃木県星野遺跡、大分県早水台遺跡等を相次いで発掘したが、発掘による資料がはたして人工品かどうか多くの疑問が提出され、意見の一致をみていない。しかし、近年宮城県座散乱木遺跡において三万年以前の層から明らかに人工品と考えられる石器群が発見され、賛成する意見も多くなりつつある。従来、旧人の時代は化石人骨が発見されていたが、これによりようやくこの時代の石器も検討に値する時代に入ったといえよう。

2　関東ローム層と自然環境

関東ロームは、関東各地の火山からもたらされた火山灰の堆積したものである。埼玉県の県北地域では大里ローム層と呼ばれる浅間山からの火山灰であり、武蔵野台地は富士山や箱根山の活動による火山灰といわれている。武蔵野台地東側にある大宮台地などでは両者の火山灰がみられる。

関東ローム層は古い時期から多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームの順である。このうち、多摩ローム層は一四万年前から七〇万年前で、県内では狭山丘陵周辺に一部みられるが、ほかにはほとんどない。土の色はチョコレート色で乾燥するとクラックが入り崩壊しやすい。下末吉ロームは九万年から一三万年前で、武蔵野台地のなかでは部分的に標高の高い部分に残っているようで、狭山丘陵に続く所沢台のかなり広い範囲に及ぶ。また、大宮台地の下底面は下末吉ローム層である。武蔵野ロームは武蔵野台地の基底層である。三万年前から六万年前頃のものである。立川ローム層はローム層の最上層に堆積した層で、武蔵野台地では台地の上をすべて覆っているほか、黒目川流域の武蔵野台地より一段低い部分では立川ローム層のみをのせる部分が細長く発達している。

関東地方で発見されている先土器時代の石器はいずれもこの立川ローム層中から出土したもので、武蔵野ローム層からは未だ石器は発見されていない。ところで、武蔵野台地を中心に乗るこの立川ローム層は、富士山に起源をもつ。

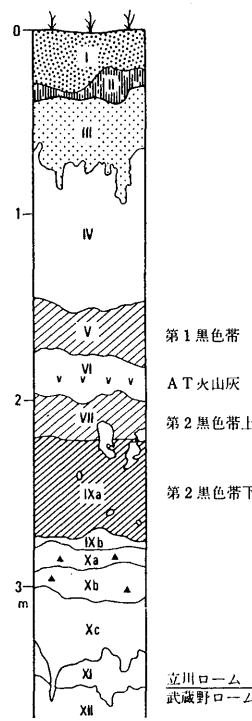

図 2-2　立川ローム層模式図

したがって、層の厚さは富士山に近づくにつれ厚くなり、神奈川県では一〇メートルとなり、和光市周辺の武蔵野台地では三～四メートルとなる。しかし、県北地域の立川ローム層が形成される時代の後半には浅間山の火山灰による大里ローム層が形成される。武蔵野台地の対岸にある大宮台地にもその影響がみられるという。

立川ローム層を観察すると、暗色帯と呼ばれる黒みを帯びたローム層がある。場所により枚数が異なるが、武蔵野台地では二枚あるのが普通である。この層は有機質を含んだため黒みを帯びたものであり、火山の活動が弱く、草木が繁茂した時期と考えられる。

この立川ローム層中のどの層からも石器が出土するが、下層は古く、上層にゆくにつれ新しくなる。

考古学の場合、この立川ローム層から現表土までを図2―2に示すように一〇層に分けて考えている。二枚ある黒色帯は下層がⅦ層、上層がⅤ層に位置づけられる。

このほか、立川ローム層にみられる鍵層（かぎそう）には、姶良（あいら）丹沢軽石（たんざわかるいし）層と呼ばれるものがある。この層の起源は九州南端の姶良カルデラであり、噴火規模の大きさに驚かされる。立川ローム層上位にある第一黒色帯層準にあたるといわれ、埼玉県では大里ローム層直下に入る。

ところで、これら洪積世の時代の古環境はどうであったであろうか。

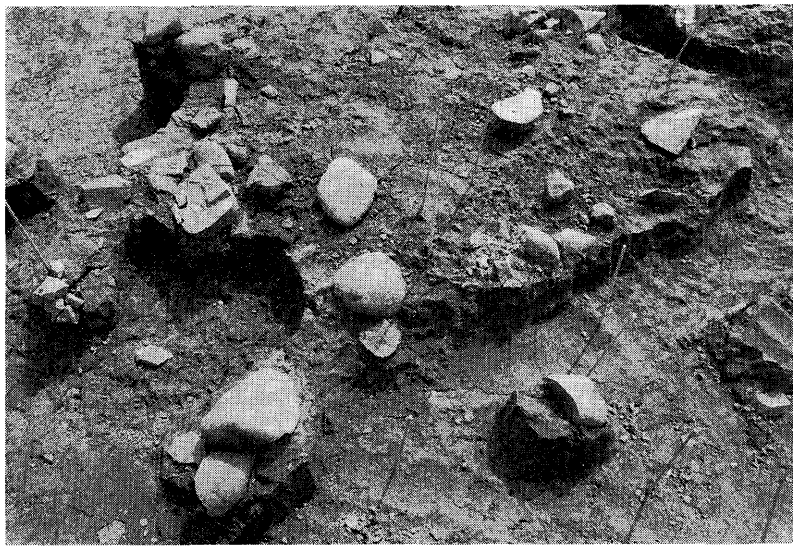

写真 2-1　先土器時代の礫群と石器出土状態

日本列島で普遍的に人類が出現するようになるのは立川ローム層の時代である。この時代の開始は約三万年前に始まったとされる。しかし、立川ローム層の始まる時代は寒冷な気候のゆるむ、亜間氷期にあたるらしい。ちょうど日本における先土器時代の定着と期を一にしているのは興味がもたれるところである。

最終氷期における最寒冷期は、その後の二万年から一万八〇〇〇年前頃である。気温は七～八度も低くなっているといわれる。立川ローム層準でみれば、第Ⅳ層の時代に当る。この時期は先土器の遺跡数や遺跡での石器出土数が急増する時代でもある。

また、海水面の低下は著しく、日本列島は大陸と陸続きであったであろう。海岸線も現在よりはるか離れたところまで後退していた。武蔵野台地の東側にある荒川の沖積低地に当たるところは峡谷状となり、武蔵野台地はあたかも高原状であった。

先土器時代から縄文時代に変る一万三〇〇〇年から一万年前頃は寒冷な気候と温暖な気候が交互にくり返され

た時代にあたるが、最後のビュルム氷期は寒暖の変化を繰り返しながらも寒さが次第に緩み始めた。

第二節　先土器時代の石器と遺跡

1　先土器時代の石器の変遷

先土器時代の遺跡を発掘すると、ローム層中から点々と石器が出土する。石器は無秩序に出土するのではなく、多くは一定の範囲、二メートルから四・五メートルの範囲で出土することが多い。この石器等のあつまりをユニット、あるいはブロックと呼ぶ。これは当時の人々の生活の跡と考えられているが、活動の型によって日常生活に伴う場合、石器製造跡、墓壙等の一括埋納遺構等が考えられる。これらのうち最も石器の出土量の多いのが石器製造遺跡で、出土した石器は互いに接合するものがあり、当時の石器製作技術を知ることのできる例も多い。

なお、これらのユニットと呼ばれるものは必ずしも同一水準で出土するわけでなく、二〇～三〇センチメートルも上下に隔たった場合が普通である。したがって、当時使用された場所から動いていることになるが、これは自然の営為、例えば、雨水による移動、動植物による移動、霜柱等による移動などが考えられている。

このように、石器がまとまって出土するユニットのほかに、木炭片が集中するユニットや礫群と呼ばれる焼石が一定の範囲に広がる遺構がよくみられる。通常の遺跡では、これら三種類のまとまりが複合して発見される。それぞれが重なる場合もあるが、互いにずれて分布することも多い。

これら先土器時代の遺構はその地に人為的な加工を加えて残されたものではなく、地中から出土した「モノ」の分

布から判断されるもので、縄文時代以後にみられる地面に人為的に加工が加えられたものはきわめて少ない。

このことは自然的営為による破壊が著しかったこともあろうが、当時の人々が積極的に地面を加工することがなかったことにも起因していよう。例外的に遺構の発見される場合がいくつかみられているが、住居跡とされるものは鹿児島の上場遺跡が一例あるほかは例がなく、焼土がまとまってみられる炉と思われるのは静岡県休場遺跡が有名である。近年に土壙と思われるものも発見されるようになった。今後もさらにこの種の遺構が発見されるであろうが発掘技術が進んだとしてもそれほど著しい増加はないであろう。埼玉の地でも多数の遺跡が発見されているが、このような遺構はいまだ発見されていない。通常の遺跡を考える場合は、前者の遺物の出土のまとまりから判断するしかないであろう。

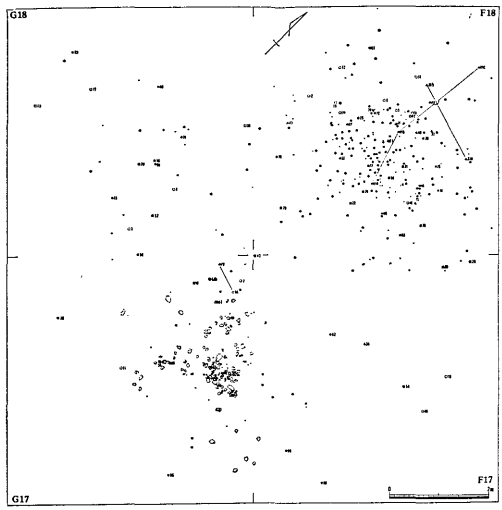

図 2-3　先土器時代石器のユニット（池田遺跡第Ⅳ層）
（「池田遺跡発掘調査報告書」新座市埋蔵文化財報告書第2集より）

2　先土器時代の和光市周辺の遺跡

関東地方を中心とした先土器時代の石器は、ナイフ形石器が長く主体的な存在であった。立川ローム層のⅢ層からⅩ層に至る厚い文化層に包含されている。年代的にも三万年前から一万四、五〇〇〇年前までの長い期間続いた。

Ⅸ層、Ⅹ層から発見される石器は礫器もあるが、その

多くは石核から石片を連続的に剝がした石片を利用したものであり、ナイフ形石器と呼ばれる石片の一部に刃つぶしを施して形を整えたものも含まれる。このほか、楕円形石器、あるいは局部磨製石斧を伴う。従来、この層から出土する石器群にはナイフ形石器を伴わないといわれたが、近年の発掘調査の結果ではナイフ形石器を伴うのが普通のようである。

和光市周辺のこの時代の遺跡は富士見市打越遺跡や三芳町藤久保東第二遺跡が知られる。打越遺跡は立川ローム層Ⅸ層、藤久保東遺跡はⅩ層から出土した石器群である。打越遺跡では第二黒色帯下部で発見されたユニットから局部磨製石斧、ナイフ形石器が出土している。藤久保東第二遺跡もⅩ層を中心とした層で、ほぼ同様な組成であった。炭化物のユニットと石器のユニットが一つずつ発見された。炭化物ユニットは八メートル×五メートルの広がりで石器ユニットに接して発見された。石器ユニットは一〇メートル×九メートルの範囲で、石器、剝片を含め、四三点発見されている。これらの石器群は県内最下層から出土したものといえるが、すでに剝片を利用した石器が主体を占め、局部磨製石斧を含む点に特徴があるといえよう。

Ⅶ層からⅥ層の文化層でも縦長剝片を使ったナイフ形石器が主体となる。局部磨製石斧はこの時期にはほとんど発見されておらず、先土器時代終末で姿を表すようである。

打越遺跡Ⅶ層出土の石器をみると、縦長剝片を利用したナイフ形石器が安定して存在し、錐や彫刻刀も発見されている。錐は石片の先端に細かく剝離を加えて尖らしたものであり、用途は現在と同様毛皮等に穴をあけるための道具であろう。彫刻刀は石刃の一端に打撃を加えて細長い剝離痕を作って、刃としたもので、あたかも彫刻刀様の刃となることから名付けられた。骨角器の工作に使用されたといわれる。朝霞市下原遺跡でも彫刻刀の出土例があるが、全体の石器組成から比べれば出土量は少ない。Ⅵ層はⅤ層の第一黒色帯とⅦ層の第二黒色帯上部に挟まれた層で、上下

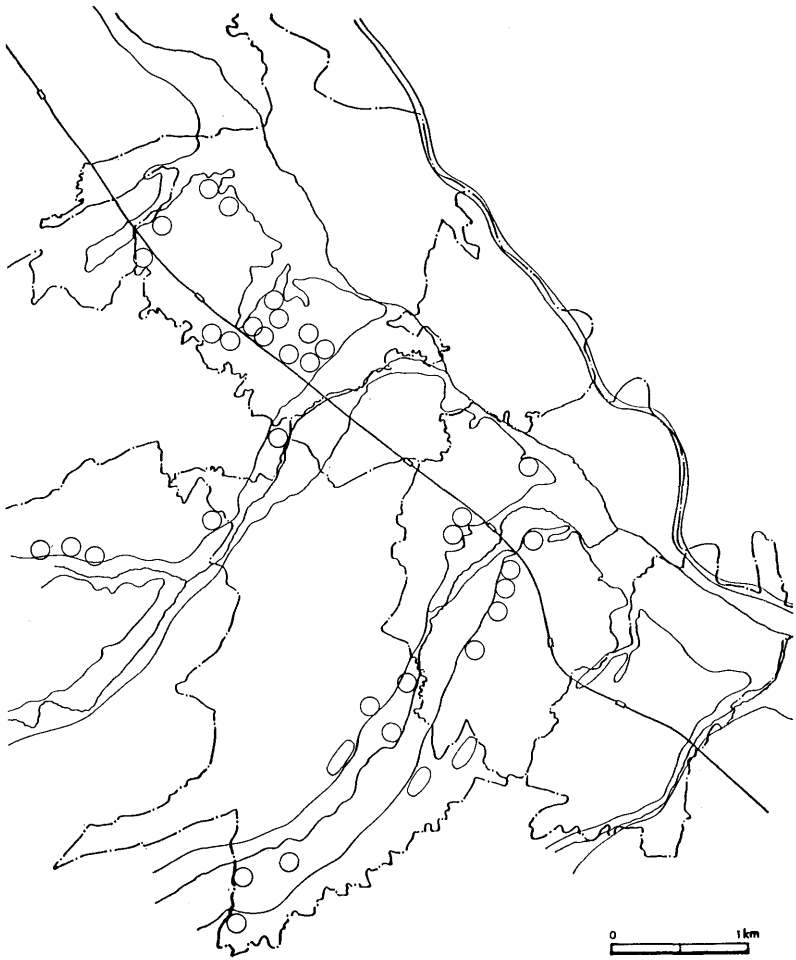

図 2-4　市域及び周辺の先土器時代の遺跡

の地層に比べて明るい褐色をした層である。姶良丹沢火山灰層（ＡＴ）をなかに含んでいる。二万一〇〇〇年から二万二〇〇〇年前とされ、考古学では遺跡間の前後関係を調べるための鍵層として使われる。

富士見市では、山室遺跡、西松原遺跡が知られる。いずれも縦長剝片を利用したナイフ形石器であった。

Ⅴ層の文化層は第一黒色帯に当たる。周辺遺跡でまとまった出土例はないが、やはりナイフ形石器が石器の中心となろう。しかし、彫刻刀や掻器（そうき）等一定の形態も作られ、また、石刃状剝片をそのまま使うことも他の時代と同様一般的といえるであろう。

第一黒色帯上部のⅣ層の時代に入ると、遺跡数が急増する。これはローム層上面に近い位置にあるため、発見されやすいこともあるが、生活遺構ともいえる礫群を伴うことが多くなるこ

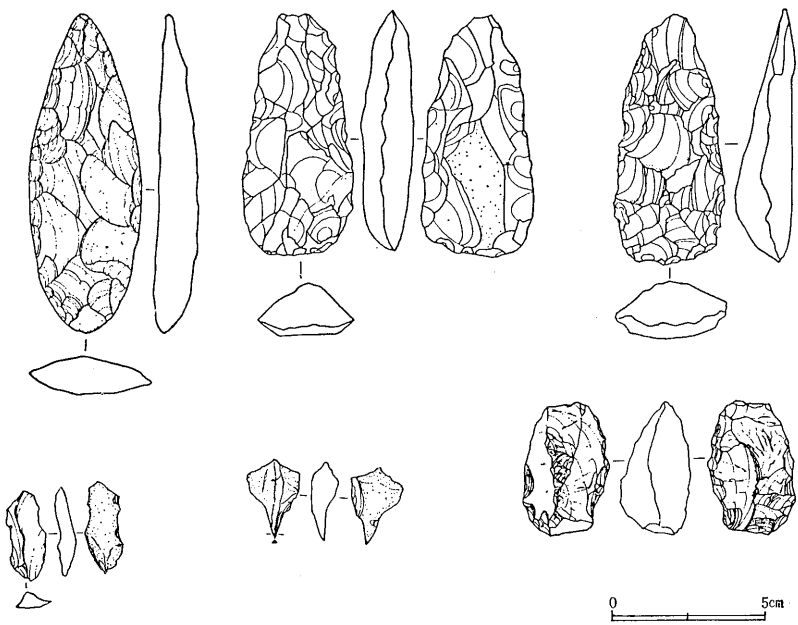

図 2-5　中道遺跡Ⅲ層出土の石器（「中道遺跡」東洋大学より）

とによる。この時期はナイフ形石器を中心とする文化のなかでの一つの画期といえよう。

Ⅳ層の文化層は大きく分けると上下の文化層に分かれ、石器の特徴もかなり異なる。

Ⅳ層下部の代表的遺跡には新座市池田遺跡、市場坂遺跡がある。いずれも多量の石器群が発見されている。

市場坂遺跡は県内で先土器時代の石器がまとまって報告された先駆的な例である。滝沢浩氏は黒目川流域の先土器時代の分布調査を丹念に行い、市場坂遺跡で大量の石器を採集、その結果を昭和三九年「埼玉考古」二号に発表した。採集資料のため、正確な出土層位ははっきりしないが、石器群の特徴から判断すると、Ⅲ層のソフトローム層及びⅣ層からのものと考えられる。Ⅳ層出土と考えられる石器をみると、ナイフ形石器が主体であり、縦長剝片を用いたもの、横長剝片を用いたもの、石刃状の剝片を切断して用いたものとがある。このうち横長剝片を素材にして作られた切出し形ナイフ状のものは、Ⅳ層下半の特徴とされている。

これに対して、市場坂遺跡の南西一キロメートル弱にある池田遺跡の石器群は発掘調査によって得られたもので、Ⅳ層下半から出土したものである。ナイフ形石器を主体に、角錐状石器、掻器、彫刻刀、台形様石器、錐、礫器、石核などを含んでいる。このうちナイフ形石器をみると、市場坂遺跡と同様、横長剝片と縦長剝片の両者が使われており、横長剝片を利用したものはやはり切出し形石器様のものであった。横長剝片をした切出し形ナイフ状のものは通常のナイフ形石器のように、先端が尖りぎみのものではなく、石器の軸に対して斜めの幅広い刃部が付く石器で、特徴的な形態を示す。台形様石器は切出し形ナイフと同様、横長剝片を利用したものが多く、刃部形態も類似するが、全体の形が台形状で、基部が幅狭くなっている点が特徴であろう。これらの横長剝片を利用した石器群は以後では主体となるようなことはなく、一時的な現象といわれる。横長剝片をとる石器製作技法は西日本の瀬戸内技法が著名であり、国府形ナイフが製作されている。また、部厚い角錐状の剝片を利用し、側縁を加工した角錐状石器も特徴的な

ようである。

池田遺跡や市場坂遺跡でみられるような横長剝片は関東地方の剝片利用技術の伝統のなかにはみられない手法であろう。しかし、以後の剝片剝離技術のなかに残らないことも大きな特徴である。この両点から考えると、一時的に瀬戸内技法に代表される西日本の技法が取り入れられるが、関東では剝離技術全般の一部として入れたが、次の時代には消えていったものといえよう。

Ⅳ層上部の石器群はいっそう多くの遺跡にみられる。一遺跡でのユニット数も増加する。礫群の発見も一般化する。和光市周辺で最も著名な遺跡には所沢市の砂川遺跡がある。石器の集中したユニットが多数発見され、様々な形態をしたナイフ形石器が発見されている。近接した市町村でみると、朝霞市では中道遺跡、泉水山北遺跡、下ノ原遺跡、膝折宿遺跡、蛇久保遺跡、富士見市では打越遺跡、山室遺跡、松の木遺跡、三芳町では新開遺跡、俣埜遺跡、三芳唐沢遺跡、藤久保遺跡、大井町では西の原遺跡が知られる。県内においても先土器時代で

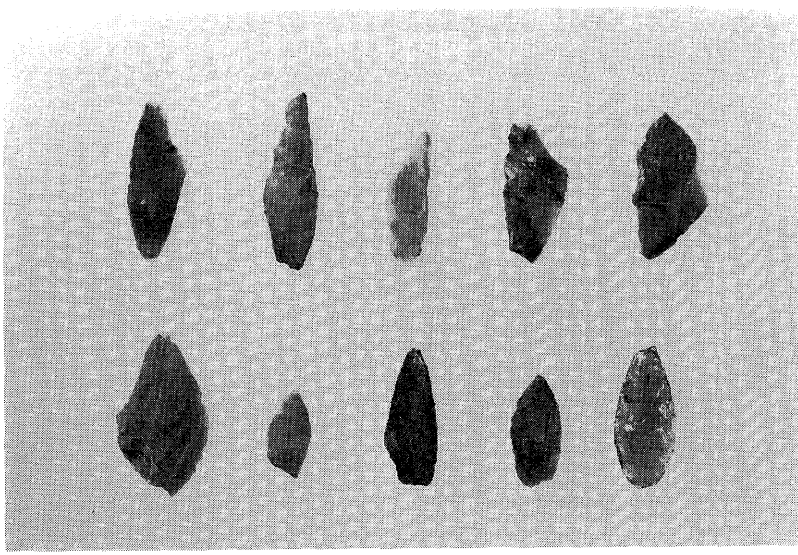

写真 2-2　川越市鶴ケ丘遺跡の石器
（「鶴ケ丘」埼玉県埋蔵文化財調査報告書第３集より）

は最も遺跡が集中した地域といえる。

この頃の石器組成はナイフ形石器を中心とするが、尖頭器を伴うこともあるとされる。しかし、砂川遺跡の段階では尖頭器が確実に伴出する例はあまりないようである。この頃の石材はチャート、安山岩等を中心とし、黒曜石は少ないようである。

砂川遺跡以後、ナイフ形石器は小形化する。黒曜石製の製品が増加し、尖頭器も加わると思われる。浦和市の大古里遺跡などが代表されよう。

Ⅲ層の時代は一万四〇〇〇年前から一万三〇〇〇年前頃で、先土器時代の終末に当たる。いわゆるソフトローム層にあたる。この土層は言葉のとおり軟らかいローム層であり、Ⅳ層のハードローム層との境は凹凸がきわめて著しい。植物の根等により、ハードローム層の上面が侵食された結果であろうといわれる。

この時代は文化的にも大きく変化をとげる時期である。これを簡単に要約すれば、尖頭器を中心とした時代、細石器を中心とした時代、大形刃器、局部磨製石斧、有舌尖頭器の時代へと移る。そして、関東地方においても、最後の有舌尖頭器の時代には土器も使われ始める。

初期に現われる尖頭器は、ナイフ形石器とともに出土することが多い。大きさは五センチメートル程の小形のもので、片面調整やナイフ形石器と同様な形や技法がとられるものがある。朝霞市の中道遺跡でもこの種の尖頭器が出土している。これらをみると、片面の尖頭器は両側から剝離を加え、裏面に全く加工の跡がみられないもの、片面は両側から剝離を加えるが、裏面は周辺から加えられるのみのものもある。関東地方の初期の尖頭器はナイフ形石器と技法的に近いものをもっているといえる。

大形の尖頭器が現われるのは先土器時代終末といわれる。また、有舌尖頭器、局部磨製石斧、大形刃器が主な組合

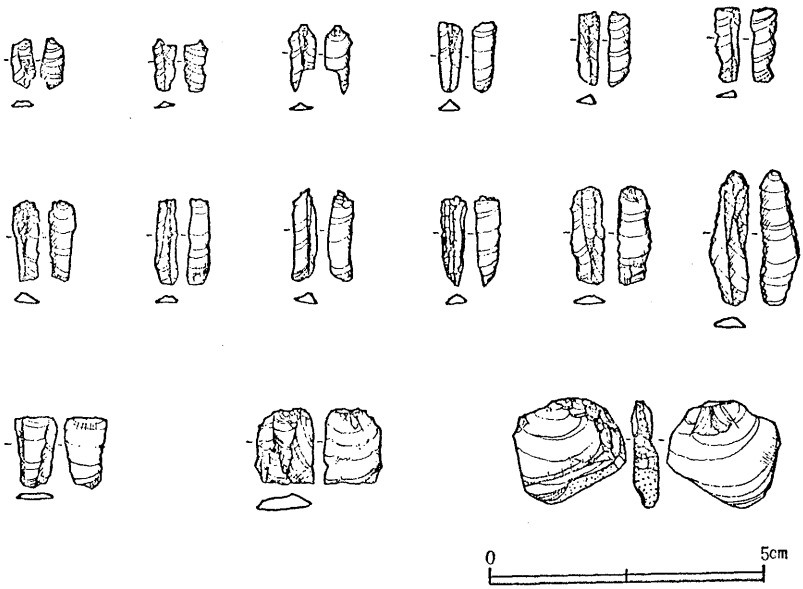

図 2-6　池田遺跡出土の細石器
（「池田遺跡発掘調査報告書」新座市埋蔵文化財報告書第２集より）

せになる。しかし、この両者の間には細石刃を中心とする石器群の文化があり、この三者の具体的な変遷過程はいまだ問題を多く残している。

細石刃を中心とする石器は、池田遺跡から発見され、細石刃一四点、掻器一点がある。また、打越遺跡、新開遺跡、南通遺跡等発見されている遺跡は多いが、出土量の多いものは少ない。

先土器時代最終末の遺跡の代表例は中道遺跡である。その組成は大形の尖頭器と局部磨製石斧である。この磨製石斧は長野県伊奈市神子柴（みこしば）遺跡から多量に出土し、標式的遺跡とされ、神子柴形石斧といわれる。先土器時代初期の出土石器が楕円形石器に近いのに比べ、長大なものが多く、直線的な両側縁は刃部にゆくにつれ幅広くなるものがある。中道遺跡の例をみると、やや丸みがある形態で典型例とは若干異なる。断面は三角形ぎみだが、ゆるいものもある。伴出した尖頭器は大形であり、木葉形に近い。この頃は長大な柳葉形の尖頭器も知られる。有

舌尖頭器は一緒に出土していないようであるが、伴出する例も多い。また、神子柴形石斧には明らかに土器を伴出する例もあり、この間の関係は今後さらに検討されることになろう。

これらの石器群に関連する有舌尖頭器にも形態的変化が著しい。これらがどのような変化をたどるかは次章でみてゆくが、土器との関連が強くなり、一段階新しい要素であることには違いない。

このように、先土器時代の終末から縄文時代の初めのきわめて短かい間ではあるが複雑な変化をとげる。先に自然的環境でもみたように、気候の上でも寒暖の変化が著しい時代に相応する。両者の必然的関係を具体的にあと付けることはなかなか容易ではないが、偶然の一致とは考えられないであろう。一方では日本独自の石器文化の展開も当然あるが、大きな変動には大陸との動きも無視できないであろう。

和光市ではいまだ先土器時代の遺跡が発見されていないが、周辺地域の遺跡分布状況をみれば必ず存在するといえよう。先土器時代には他の時期と同様であるが、残された問題・課題が多い。いずれ和光市で発見される先土器時代の遺跡がこれらの問題を解決する日の来ることを期待したい。

第二章　縄文時代

第一節　関東の縄文時代

1　縄文時代のはじまり

縄文時代とはいったいどういう時代であろうか。第一に言われることは、狩りと採集経済の社会であるという点であろう。このことは弥生時代に始まる稲作農耕文化との対比から定義づけられる問題である。この観点のみでいわゆる先史時代を分析すると、先土器時代と縄文時代は階級あるいはいわゆる国発生以前の社会として位置付けられる。これを冷たい社会、熱い社会とすることもできよう。

しかし、観点を別の角度に移してみると、生業形態の相違、クニと国家の違い、あるいは支配者と被支配者との関係の違いなど様々な角度によって時代の区分は異なってくる。日本での通常認められている先土器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、律令国家の時代という区分はこれら諸要素の一部を適用して時代設定されたものであり、必ずしも一定の基準に基づいて区分されたものではない。したがって、それぞれの角度から見直せば従来設定された時代区分と異なった区分も考えられよう。しかし、現在ではこの時代区分が一定の評価を受け、大方の支持を受けていることからここではこれらの時代区分を受けて進めていこうと思う。

縄文時代を考えるとき、まず生業の基本は先土器時代と同様、狩りと採集の時代であり、特定の有力者による一定

地域の支配が行われなかった時代とするのが一つの定義といえる。しかし、生業形態においては農耕の存在をある段階から主張する意見も強い。この点を考慮すれば弥生時代の最大の特徴である階級差の出現以前の社会とすることも一つの考え方ともいえるであろう。

ところで、狩りと採集の社会という観点では、先土器時代と縄文時代は基本的に同一の生業形態による社会とすることができる。少なくとも縄文時代の前半においてはこの点は疑い得ない。

それでは、先土器時代と縄文時代を区分するのは何であろうか。先土器時代の項でもみたように、その終末においては、異なった特徴の石器群が目まぐるしく変っている。その転換の在り方をみると、急激であっても直線的な変化を読みとることができず、ある契機をもとに大きな転換が幾度も行われてきたことが知られる。このことは、日本列島のみの自立的変化をみるだけでは解決し得ないものと思われ、大陸の影響を無視できない。

日本での先土器時代という名称はその名のごとく土器発生以前の社会という意見で名付けられた。しかしながら、土器出現の過程は先土器時代の終末と密接な関係のなかにあるといえる。最古に近い土器の一群には無文土器あるいは隆線文土器といわれるものがある。このうち、どのような土器が最古になるか、いまだ確定できないが、これらの土器に伴う石器群は先土器終末の尖頭器、有舌尖頭器、いわゆる神子柴形石斧あるいは石鏃等が組合わさる。これらの石器群は土器を伴わない場合も多く、また、土器を伴ってもその出土量は少ないことが一般的である。一方、北九州において、本州では一段階古い石器群といわれる細石器とともに隆起線文土器がいっしょに出土している。現在、九州は本州の石器群の変化と異なり、細石器が本州の有舌尖頭器の時代まで残っているといわれている。

このように、先土器時代の終末と縄文時代の始まりは、石器の面からみても、土器出現の面からみても、容易でないのが実状であろう。東西に長い日本列島では、さらに地域による展開の仕方が加わって細部ではかなり異なってい

るのが現状である。

しかし、土器の出現以後、それほど長い期間を経ずに日本列島を縄文時代的特色で覆ってしまうことも事実である。

そこで、縄文時代を特徴付けるのは何であろうか。まず第一に挙げられるのは、土器の出現であろう。石器群の流れからみれば、先土器時代の終末のある段階に出現し、以後系統的に展開していることからみても最も重要な点である。

第二点は土器の出現からわずかに後れるようであるが、石鏃の使用、すなわち弓矢の出現である。先土器時代の尖頭器は主に槍先（やりさき）として使われたといわれる。これに代って小形の石器である石鏃によって弓による飛び道具の使用へと大きく変ってゆく。

先土器時代の終末に広く使われた有舌尖頭器の形態的変化をみると、長大な尖頭器に舌

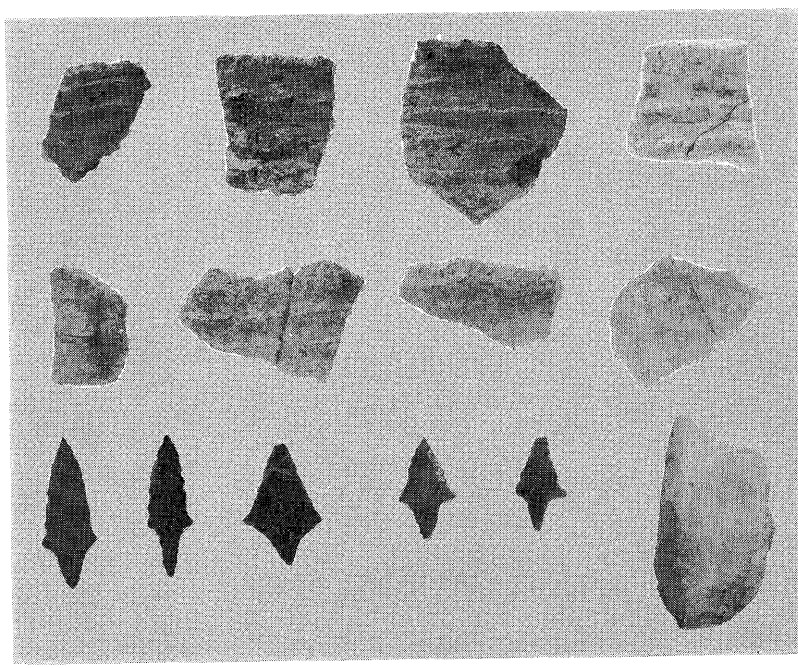

写真 2-3　微隆線文土器と有舌尖頭器

の付いたものが現れ、やがて、長軸の短い有舌尖頭器が出現する。大きさとしては石鏃に近い。そして、この短い有舌尖頭器が主体を占めるようになる。この頃になると土器の使用が一般的になるといわれる。隆線文、隆起線文の時代である。やがて、これに石鏃が加わり、急速に有舌尖頭器は姿を消す。このような変化をとげる有舌尖頭器は小形化が進み、石鏃と変らない大きさとなるが、はたしてこれが槍から弓矢へ変ったか否かはわからない。また小形の有舌尖頭器から石鏃への変化はたどれない。石鏃の形態は舌がなく、下半に浅い抉(えぐ)りが入るものが普通だからである。

いずれにしても、この頃、槍から弓矢へ変っていったことは疑い得ない。以後、縄文時代の狩猟の最も普遍的道具となり、多少の形態的変化をとげるが、その終末、さらには弥生時代へも続いていく。このことを考えると、石鏃は人類にとっての最大の武器であったことは疑いえないのである。

縄文時代を画する第三の点としてしばしば取上げられ

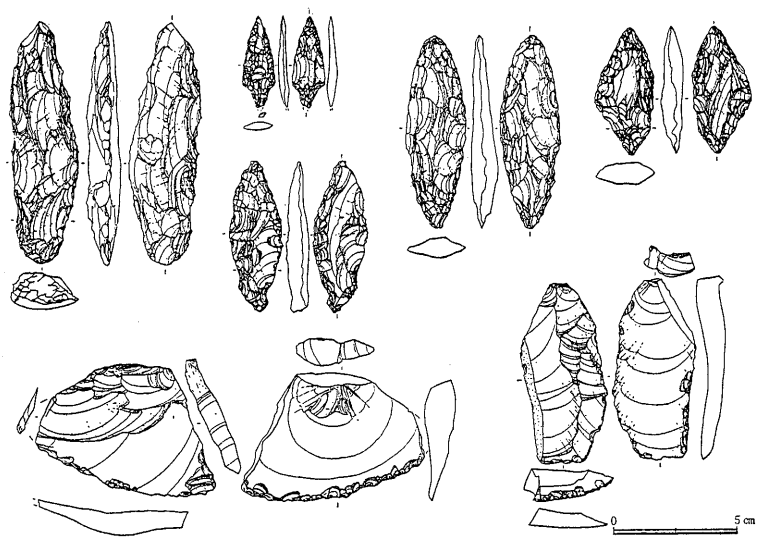

図 2-7　渡場遺跡出土草創期の石器（新編埼玉県史資料編1より）

るのは海の幸の利用、すなわち、貝塚の出現である。貝塚は文字どおり人々が海岸で採集して食料とした貝の殻を捨てた塚であり、そのなかに、人々の食料としたものの様々な骨が出土する。海の魚を始め、各種の動物遺存体が知られる。従来これらのうち、海の食料源の利用があげられてきた。たしかに、現在残されている遺跡でみる限り、先土器時代には貝塚はなく、縄文時代では普遍的な存在であることは疑いえない。最古の貝塚は、撚糸文土器群の最初にあたる井草式の西の城貝塚が知られている。

しかし、先土器時代の終末から縄文時代にかけての環境の変化を考えると、最終氷期から寒暖を繰り返しながらであるが急速に温暖化していく時期に当たっている。したがって、最寒冷期の先土器時代の海岸線は現標高からマイナス八〇メートルから一四〇メートルの下にあるといわれており、たとえ先土器時代に海の食料源の利用があったとしても海水深く埋もれていることになる。

現地形に近くなる縄文時代に入って初めて、貝塚は我々の目にふれることになるのであろう。このように考えればたしかに現在我々の認識できる縄文時代での貝塚の役割は大きいものがある。当時の環境の大幅な変化に負うところが大きいといえよう。

2　関東での縄文土器の移り変り

土器の発見は「人類が化学的変化を応用した最初の事件であった」とイギリスの考古学者チャイルドが述べている。それは粘土と火の芸術ともいえる。そしてその出現については粘土でつくられた土器の壊れやすさから、定着的生活を営む人々、すなわち農耕社会を基盤と考えるのがわかりやすいとされてきた。しかし、日本での土器の出現にみられるように、どう考えても農耕的社会と直接結びつくとは考えられない。よく考えてみれば、農耕と土器の使用

は本来異なる現象であることに違いはない。たまたま、農耕的な定着生活では移動を原則としないことから土器の損壊が少ないという点のみであろう。ただし、世界的にみれば、旧石器的世界から農耕的世界へ急速に変っていく地域が多いことから結びつけられた現象といえよう。

さて、土器は何に用いられたであろうか。土器のもたらす効果を概念的に考えれば、第一に液体を入れても漏れにくい、第二に収納、貯蔵が可能である、第三に煮沸することができるようになる。このうち何が最も大きな変化をもたらすであろうか。出現期の土器をみると、そのほとんどがすすけ、火を受けている。このことは、主に煮沸を目的としていることがうかがわれる。

従来、食料は生で食べるか焼いて食べるしかなかった。先土器時代にみられる礫群は石を熱し、食料を焼いた跡と考えられる。石のなかにはタール状のものが付着しているものがあることからもこの点が証明されよう。土器の発明により、食料を煮るということが加わり、バラエティーに富む調理法がとられるだけでなく、新しい食料の獲得を可能にした。また食物に含まれるアク取り技術も開発されたといわれる。土器の発見あるいは出現の最も大きな点は、この食料の種類のバラエティーが著しく拡大されたことにあるといっても過言でないだろう。

また、縄文土器は、可塑(かそ)的な素材―粘土―を使用することによって、土器を作る人々の意志が端的に表われる。この結果は、地域や時代によって様々な形や文様の土器が作られる。この変化が人々の時代や系譜を端的に表出する。考古学ではこのような土器にみられる変化をとおして、縄文時代の時期区分が可能になり、また、地域相互間のつながりの具合を知ることができる。また、時代とともに土器の形が変化するだけでなく、人々の生活に合った様々な形も生み出すことになり、人々の生活の変化・発展の一端を土器からも知ることができる。

ここでは、関東地方を中心に土器の特色をみてゆきたい。縄文時代は土器や生活のあり方から草創期、早期、前

表 2-2　関東縄文土器編年表と主要遺跡

地方／時代	関東		和光市内の主要遺跡	和光市周辺の主要遺跡	推定年代（B・C）
草創期	隆線文系		——	ハケ上(富士見市)	10,000
	爪形文系		——		
	多縄文系		——		
早期	撚糸文系	井草	市場峡		7,000
		大丸			
		夏島			
		稲荷台	白子宿上	栗谷ツ(富士見市)	
		花輪台・大浦山			
	沈線文系・押型文	三戸			
		田戸下層	白子宿上　吹上貝塚		
		田戸上層		針ヶ谷北通(富士見市)	
	条痕文系	子母口			
		野島	白子宿上	ハケ上	
		鵜が島台	吹上	山室(富士見市)	
		茅山下層			
		茅山上層	午王山	打越(富士見市)	
前期	羽状縄文系	花積下層	白子宿上	打越	4,000
		関山	城山南	打越	
				殿山貝塚(富士見市)	
		黒浜	白子貝塚	内畑(新座市)	
			吹上	岡貝塚(朝霞市)	
	諸磯(竹管文系)浮島	諸磯a	吹上	針ヶ谷北通	
		諸磯b	市場峡	内畑	
		諸磯c		水子貝塚(富士見市)	
	十三菩提	十三菩提	——	針ヶ谷北通	
中期	勝坂阿玉台	五領ヶ台			3,000
		勝坂I			
		勝坂II	吹上	嵯峨山(新座市)	
		勝坂III			
	加曽利E	加曽利EI	吹上	羽沢(富士見市)	
		加曽利EII	妙蓮寺	松の木(富士見市)	
		加曽利EIII		泉水山(朝霞市)	
		加曽利EIV	白子南	嵯峨山	
後期	称名寺	称名寺		本目(富士見市)	2,000
	堀之内	堀之内I	四ツ木		
		堀之内II	白子宿上		
	加曽利B	加曽利BI	四ツ木	北通(富士見市)	
		加曽利BII	丸山台	本目	
		加曽利BIII	吹上	打越	
	曽谷	曽谷			
	安行	安行I	吹上		
		安行II	四ツ木		
晩期	晩期安行	安行IIIa	吹上	鐙田(朝霞市)	1,000
	前浦	安行IIIb			
	亀ヶ岡	安行IIIc			
	浮線網状文系	千網			300
		荒海			

期、中期、後期、晩期の六つの時期に分けられている。土器にはその時期その時期の特色をまとめ型式名が付けられており、表2—2のようにまとめられる。そこで、各時期ごとの特色を順次みてゆく。

草創期

草創期については二つの考え方がある。一つは山内清男氏により提唱された考えで、土器の出現から撚糸文土器群までとする。山内氏は、はじめ沈線文土器群までを早期としていたが、沈線文より古い撚糸文土器が発見されたことから撚糸文までを草創期として位置づけたものである。他の一つは縄文時代として安定して存在する段階、例えば、石器の組合せ、貝塚の出現、地域色の出現などを考慮して、撚糸文土器以前を草創期とする考え方である。このほか、草創期、早期を含めて早期とする考え方もあるが、ここでは撚糸文土器以前を草創期として扱いたい。

最古の縄文土器は木材等の有機物に含まれる放射性炭素を計って年代を測定するC14年代測定法等によれば一万年以前までさかのぼるが、中国、朝鮮半島等の大陸ではまだ日本のように古い年代の土器は発見されておらず、縄文土器の出自等は未解決といえよう。そのためか、日本における最古の土器については未解決の部分が多いが、大方の意見は隆起線文土器をあげている。隆起線文土器は北は東北から南は九州までの各地で発見されており、最古の土器としては最も安定した存在である。

このほか、近年、長崎県泉福寺洞穴で発見された豆粒文土器や後野遺跡（茨城県）の先土器時代終末の石器と伴出したとされる無文の土器も注意されている。

最も安定して存在する隆帯文土器は隆帯文、細隆起線文、微隆起線文へと変化する。終末の土器には爪形文や絡条体圧痕文の加わるものがあり複雑な展開を示す。

これに後続するのは爪形文土器群で、これも広い地域に分布する。著名なのは長野県諏訪湖々底の曽根遺跡で、土

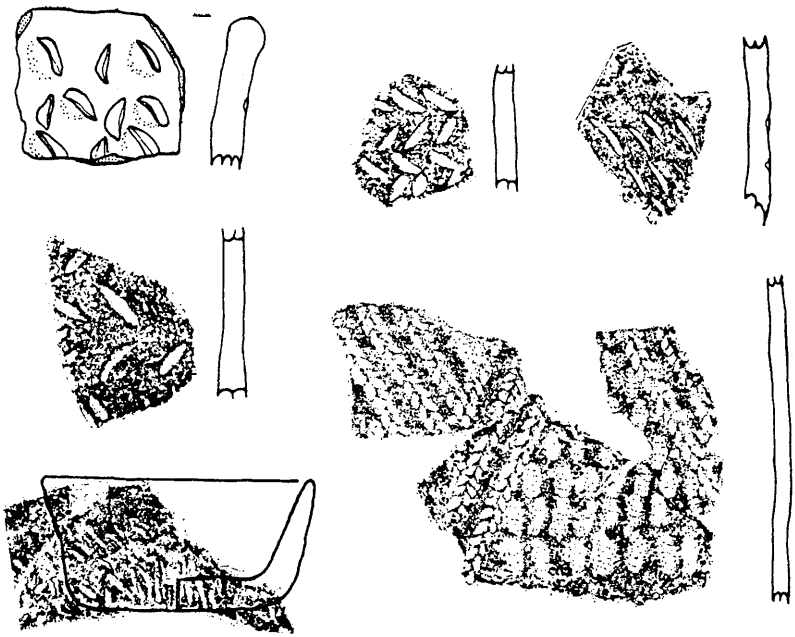

図 2-8　草創期の土器（花園町宮林遺跡）
（「大林Ⅰ・Ⅱ，宮林，下南原」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第50集より）

器のほか多量の石鏃が伴出しており、狩猟具の中心が有舌尖頭器から石鏃へ変わっている。

次いで、撚糸の側面圧痕や撚糸の先端を刺突したものや絡条体圧痕文などの押圧縄文土器がつくられ、さらに、回転縄文の土器が出現するといわれる。

これら草創期といわれる土器群には尖底や丸底の土器もあるが、平底の土器の占める割合も多い。また、口縁が丸くなく、方形気味なものも多い。以後の早期の土器が尖底の伝統が強いのに比べて大きな違いである。

早　期

回転縄文土器に次いで出現する土器は、撚糸を器面に転がして縄文をつけるものや、軸に撚糸を巻きそれを転がして撚糸文が付けられた尖底の土器である。縄を使うという点では、回転縄文と共通するが、撚糸原体の使い方に相違がある。また、すべて尖底になる点やこの時期になると従来

東日本に広くみられたものが関東地方のみになっているなどの違いがある。現在のところ、両者の確実な系統的なつながりはつかめていない。

撚糸文土器群は表2—2のように、井草・大丸式→夏島式→稲荷台式→花輪台・大浦山式の四段階に大別されるが、さらにそれぞれが細かく分かれる。

古い撚糸文土器群は口縁が厚くなって外に反り、細か

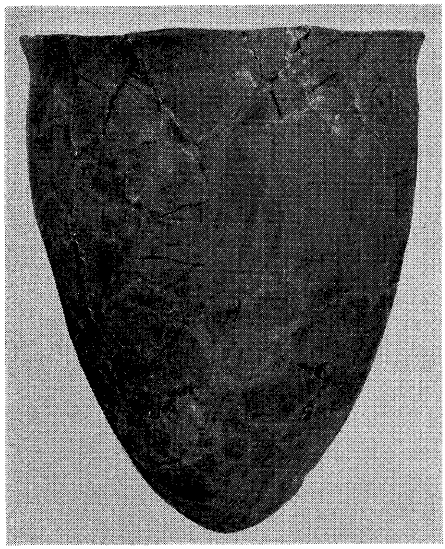

写真 2-4　撚糸文系土器（大宮市高井遺跡）

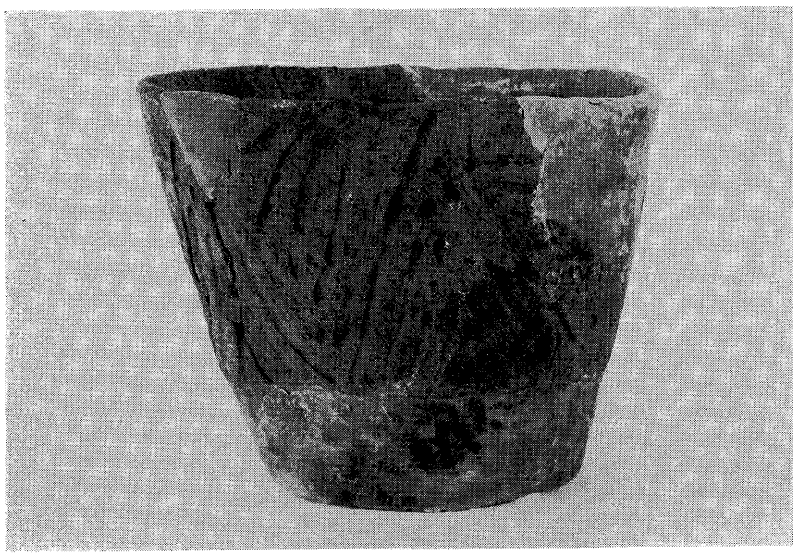

写真 2-5　沈線文系土器（浦和市大古里遺跡）

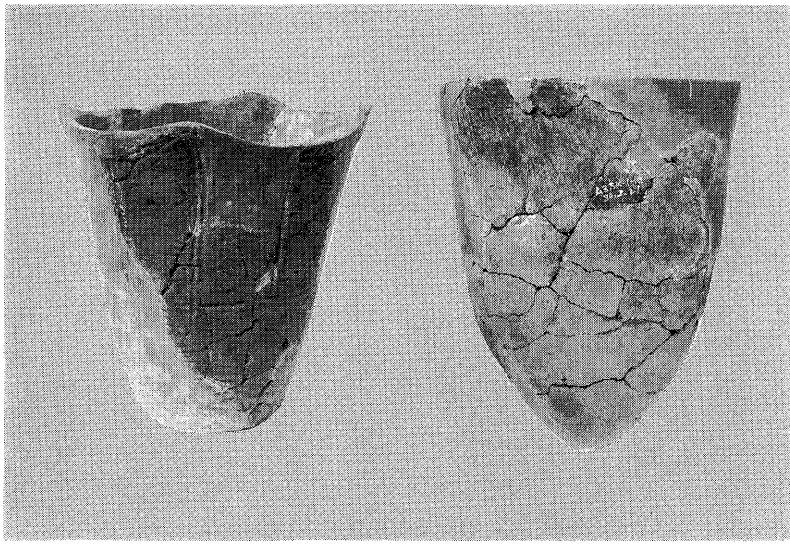

写真 2-6　条痕文系土器（浦和市明花遺跡）

な縄文、撚糸文が施文される。新しい稲荷台式になると、撚糸文が普通となり、さらに進むと、羽状構成の縄文や横に走る撚糸文があらわれる。

撚糸文土器群に続くのは沈線文土器群である。沈線文土器群の時代は東北地方にも文様構成やその展開は異なるが、全国的に共通した施文具による文様が描かれる。関東では細い沈線を多用した三戸式、貝殻文等の加わる田戸下層式、口縁下に渦巻等が文様帯の軸となる文様単位が出現する土器である田戸上層式があらわれる。田戸上層式は東北と相似した文様構成、モチーフをとっており、類縁性の強い土器といえよう。貝殻文の著しい発達も大きな特徴である。

田戸上層式以後の土器は急変し、文様がきわめて少なくなり、器面を飾るのは貝殻等による条痕や繊維束による擦痕文となる。器形も田戸上層式では屈曲や波状口縁もあったが、直後は単純な尖底の器形となる。また、粘土に繊維を混ぜることも行われ、原則的には次第に量を増していく。これらの特徴から条痕文土器群と総称さ

れ、繊維土器の本格的な始まりとされる。その展開は子母口式→野島式→鵜ケ島台式→茅山下層式→茅山上層式→茅山上層式以後の諸型式の順となる。

子母口式は地文が条痕、擦痕文、無文で、器形は単純で、文様もあまり付かない。文様の付く場合でも、口縁部上端に集約される。撚糸を軸に巻き押しつけた絡条体圧痕文が大きな特徴で爪形文、貝殻腹縁文、単純な隆帯文などがある。

野島式は子母口式と同様単純な器形で、条痕文が増え、微隆帯線文が文様の中心となる。鵜ケ島台式では器形に屈曲が加わり、平底の土器が出現して大きく変わる。茅山下層式は、器形上は鵜ケ島台式とのつながりが強く、太い凹線や縄文も加わり、文様帯が安定する。茅山上層式では沈線や縄文のほか、爪形文列も加わり、東海地方の土器も入ってくるようになって、かなり新しい要素が加わる。

茅山上層式以後、関東地方ではまとまった土器の出土が少なく、かろうじてその展開をおえる程度に衰弱してしまう。条痕、擦痕のみの土器が増し、従来からの文様が茅山上層式と比べ、どの程度変化しているか、不明である。これに代って、東海地方の土器の特色が増してくるといわれる。早期末の範囲内で東海地方の編年と対比すると五段階以上あるが、ある程度実態のわかっているのはこの一部であり、今後の良好な資料の出現が待たれる。

前　期

前期は条痕文土器群から羽状縄文土器群へ大きく変った段階を考えたい。羽状縄文の出現は前期最終末の条痕文を主体とする段階で出現している。下吉井式あるいは花積下層式前半の段階がこれにあたる。早期末の下吉井式は神奈川県横須賀市下吉井遺跡を標式としたもので、口縁部文様帯に波状文がみられる土器であるが、東海地方の諸型式のモチーフと類縁した関係にあるといわれ、関東地方独自のモチーフといえない。これらの土器と前期の特徴とされる縄文系土器の伴出例がみられる。また東海地方の細隆帯の木島式も伴出する。この段階を前期とするか早期とするか

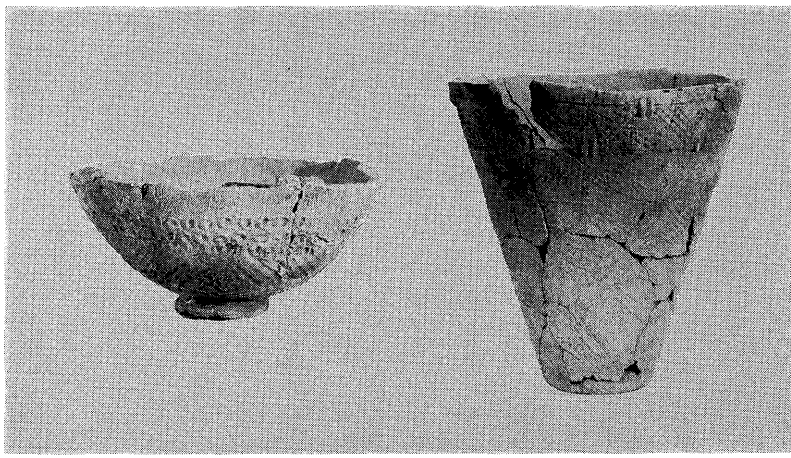

写真 2-7　羽状縄文系土器（富士見市打越遺跡）

意見の分れるところであるが、この直後には羽状縄文、しかもきわめて整った羽状縄文が主体となる土器群が現れる。早期終末の延長で必ずしも遺跡数は多くなく、規模が小さいことが普通であるが、土器の手法上の変化は著しいものがある。土器の特徴は早期末の延長上の条痕文や擦痕の土器、さらに、殻に筋のある貝（アナダラ属）の背を押して文様をつけたものもみられる。

次の関山式土器は縄文が最も発達した時期で、様々に工夫された撚紐（よりひも）だけではなく、撚紐を結んで各種の文様がつけられる。また、普通の縄文でも撚紐を三本以上組んで転がしたものが一般である。器形上の大きな特徴は波状口縁があらわれることで、次の黒浜式以後に受けつがれる。口縁部文様帯の文様は細い篠などを半分に割った道具が使われ、ボタン状の突起もかわる。

黒浜式では縄文が一転して単純化し、縄文時代の基本的な撚りである単節縄文に戻り、縄文原体のバラエティーは減る。半截竹管（はんさいちくかん）を結節状に引いた爪形文がみられるようになり、関東地方も南と北に分かれ、地域性が強まる。この時期までは粘土に多量の繊維が入れられているが、前期の後半になると突然、繊維を入れる手法がなくなる。

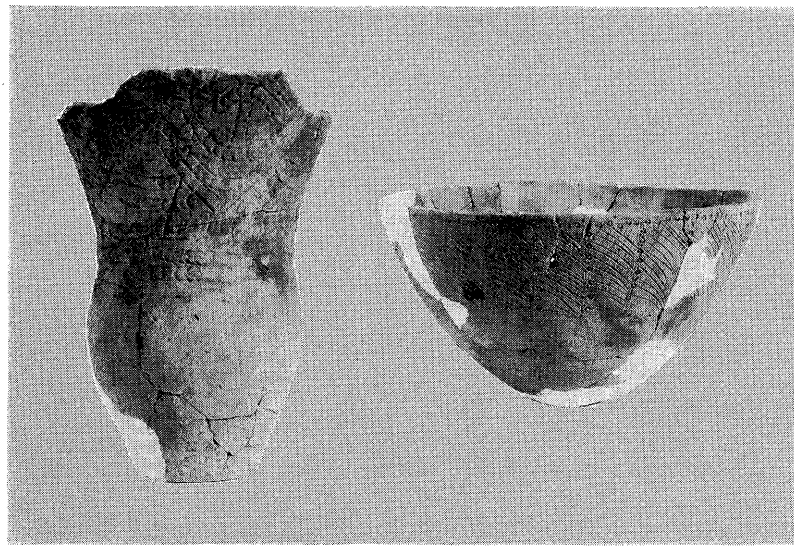

写真 2-8　半截竹管文系土器（入間市金掘沢遺跡）

前期後半の土器は竹管文土器群と呼ばれる。諸磯（もろいそ）a式、b式、c式、十三菩提（じゅうさんぼだい）式と変遷する。この種の土器の主要な分布地域は、従来に比べ大きく広がり、中部地方まで及び、関東と一体の分布圏となる。これに対して、関東の東部地域は貝殻文を使う独自の土器が作られ、次第に西部と異なった土器へと変化し、以後、中期中頃まで独自の文化圏を形成する。

諸磯式の大まかな変化は、a式では文様が胴部上半までで下半は縄文のみとなる。半截竹管を巧みに使った各種の文様がつけられ、鋸歯（きょし）状の文様が多い。b式は爪形文、浮線（ふせん）文、半截竹管文と大きく三つの文様に分けられる。古い時期は爪形文が多く、最後は半截竹管文へ主体が移る。文様帯は爪形文が胴上半に限られるほかは、口縁から底部まで広がるものが主体となる。c式では一部に胴部上半に限って文様の付くものもあるが、他地域からの影響も考えられる。主に底部まで文様が付く。文様の特徴は水平の沈線を間隔をあけて引き、その間を綾杉（あやすぎ）状の文様で埋めるものが多い。また、ボタン状突起が盛

んに使われる。

前期の終わりの十三菩提式では、諸磯式終末に現れた貼付けた細い粘土紐を連続的に刻んだ結節状浮線文が発達し、器面をきり取るよう印刻した手法があらわれる。横に何段にも分帯する文様帯構成がとられるものが多い。

中　期

関東地方の中期は極度に文様の発達した時期である。細かくみれば、様々な流れがあって一様ではないが、その中でも文様の最も発達し様々な文様のつく土器が作られたのは中期の前半であり、後半になると画一的な文様帯構成をとるようになる。厚手の土器が多いことも大きな特徴である。

関東地方の土器の分布圏は前期後半に東西に分れた。ただ、中期初頭の一時期東西とも比較的似た土器が作られるが、これもほんの短い間で終わり、すぐに、東では粘土に雲母片を多く含んだ独特な肌をもつ阿玉台式が生まれ、西では隆帯を使った各種の文様や把手類の著しい発達した勝坂式が生まれる。

中期を大別すると、五領ケ台式→勝坂式（西関東）・阿玉台式（東関東）→加曽利E式となるが、C14年代による時間幅は一〇〇〇年程あり、比較的容易な時期区分では二〇期程ある。単純平均すると一時期は五〇年程となる。また、通常の深鉢のほか、樽状の器形、浅鉢、有孔鍔付土器の発達、まれに、釣手土器、カップ状の土器、注口土器など様々なものがある。そこで、簡単な流れを追うことにする。

五領ケ台式は前期末にみられた何段もの横帯文を重ねたものがある一方、発達した口縁部文様帯に文様が集中し、胴部は地文的文様の付くものに大別される。以後、後者が中期の基本的な文様帯の構成法となる。文様は沈線文、印刻手法、隆帯文等が組み合わされる。この頃の文様構成は前期からの四単位構成を受け継ぐが、四単位の崩れの萌芽がみえる。また、この時期に波状口縁の頂部の下に円文、渦巻文等の文様の中心となるものが出現し、変遷する土器

のなかで、見え隠れしながら残る。

勝坂式は口縁部、胴部とも器面を様々な形で分割した土器といえよう。当初は横帯に器面を分割していたものが、後半では縦に分割したものが生まれる。また、通常の口縁文様帯と呼べる文様帯をもたないものが多く生まれ、口縁が無文となるもの、あるいは口縁から直接縦の分割が始まるものがある。このような分割が生じると、分割数が不鮮明となり、両隣の文様がつながったり、本来あるべき文様帯が消失するケースも出てきて、従来みられた完全な四単位構成は崩れていく。

区画は主に隆帯で行い、区画内は沈線や各種の爪形文で埋めつくされる。五領ケ台式を含め、縄文の使われるケースは少ないが、勝坂式の前半では文様帯のわずかな部分に地文として縄文の使われる場合がある。

東関東の阿玉台式は深鉢以外器種の種類は少ない。まれに、勝坂式に伴出して阿玉台式特徴のある浅鉢がみられる。文様構成としては、隆帯区画と簡単な刺突列(しとつれつ)による文様帯が置かれるが、胴部は蛇行した懸垂文を配するのみである。粘土に雲母片を加えることから独特な効果を生み、輪積痕(わづみこん)を残すことも倍加させている。

大きな流れをみてみよう。阿玉台式の初め頃は比較的広範囲に分布し、遠くは新潟、福島、長野まで及ぶ。主体となる分布域外周の埼玉ではその東半は勝坂式と相半ばする出土量であり、東京の多摩地域でも比率が高い。

後半になると縮小し、本来の東部地域の千葉、茨城に限られ、やがて、土器自体も勝坂式の影響を色濃く受けるようになる。文様帯も勝坂式と同様、多段になったり、勝坂式的な爪形文手法も多く取り入れられ、本来の勝坂式の地域で出土すれば、文様要素だけからでは見分け難いものもみられるようになる。終末には本来の阿玉台的文様帯構成に戻るものの、器面に地文としての縄文が加わる。これが終末期の大きな指標になるが、東関東でのこの頃の大きな流れを示していよう。東北地方やこれに接した栃木などでは、やや早い段階から地文に縄文が使われた大木(だいぎ)8a式と呼

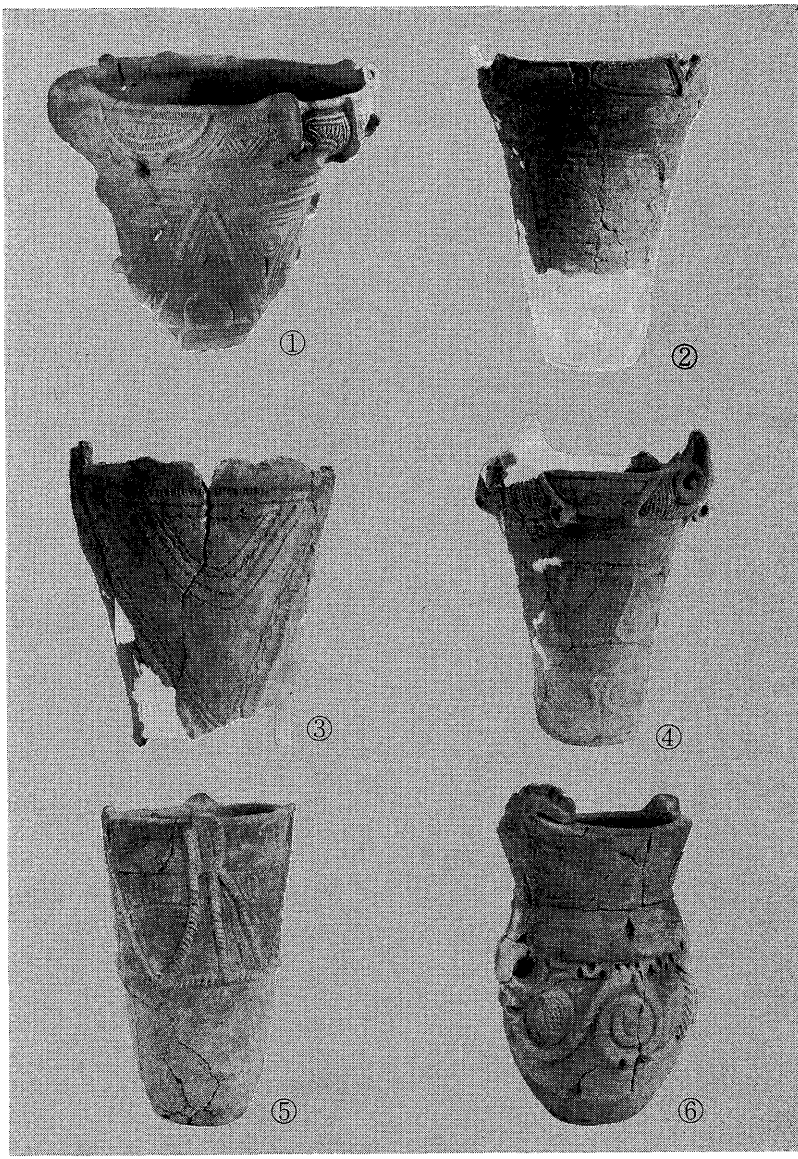

写真 2-9　勝坂式土器（1.3～6）と阿玉台式土器(2)　1.5.6.膳棚遺跡　2.池田遺跡　3.嵯峨山遺跡　4.芦刈場遺跡

ばれる土器が出現している。

一方、勝坂式土器もその終末では極度な把手の発達をとげる土器があるほかに、従来からの文様の退化形式とみられる土器もある。

その意味からも一大転換期にさしかかったのは事実である。このような状況のなか、地文に縄文をもち、口縁部文様帯に文様が集中する大木8a式的な土器の伴出例もある。東関東では、阿玉台式終末の土器に混って大木8a式を基盤とした各種の土器が生まれている。勝坂式分布圏においてもこれらの土器が伴出するようになった。

この直後成立したのが、中期後半の加曽利E式土器群である。土器群の構成は全く一変し、口縁部文様帯に隆帯による渦巻文が置かれるほか、胴部は地文の撚糸文のみとなる土器に主体が移る。東関東も基本的には同一な文様帯分帯による土器だが、早くから勝坂式的要素が取り入れられていたことから、勝坂式的文様要素が随所にみられるのに対して、主体となる土器では勝坂式とは全く別の土器へ一変している。勝坂式直後であることは、伴出する退化形式の勝坂式土器にわずかにうかがうことができる。変革期のあり方としては、土器において勝坂式から加曽利E式へという全く新しい文化要素によって取って代られた最もわかりやすい現象例といえよう。市域にある吹上貝塚からはこの時期を代表する土器が出土している。

以後、加曽利E式はその終末近くまで、口縁部文様帯、懸垂文を中心とした単純な胴部文様帯という構成は変らなかった。しかし、その後半では、連弧状の沈線群を口縁部や胴部につけた土器が発達したり、地文の縄文が太い沈線群に代って中部に系譜をもつ土器群がかなりの割合を占める地域もある。当初、東西関東で大きく異なっていた加曽利E式も、細かな相違を残しながらもより類似した土器へ変っていった。

中期終末は、従来の口縁部文様帯がなくなり、胴部にあった懸垂文が発達し、口縁部から下りるようになる。ま

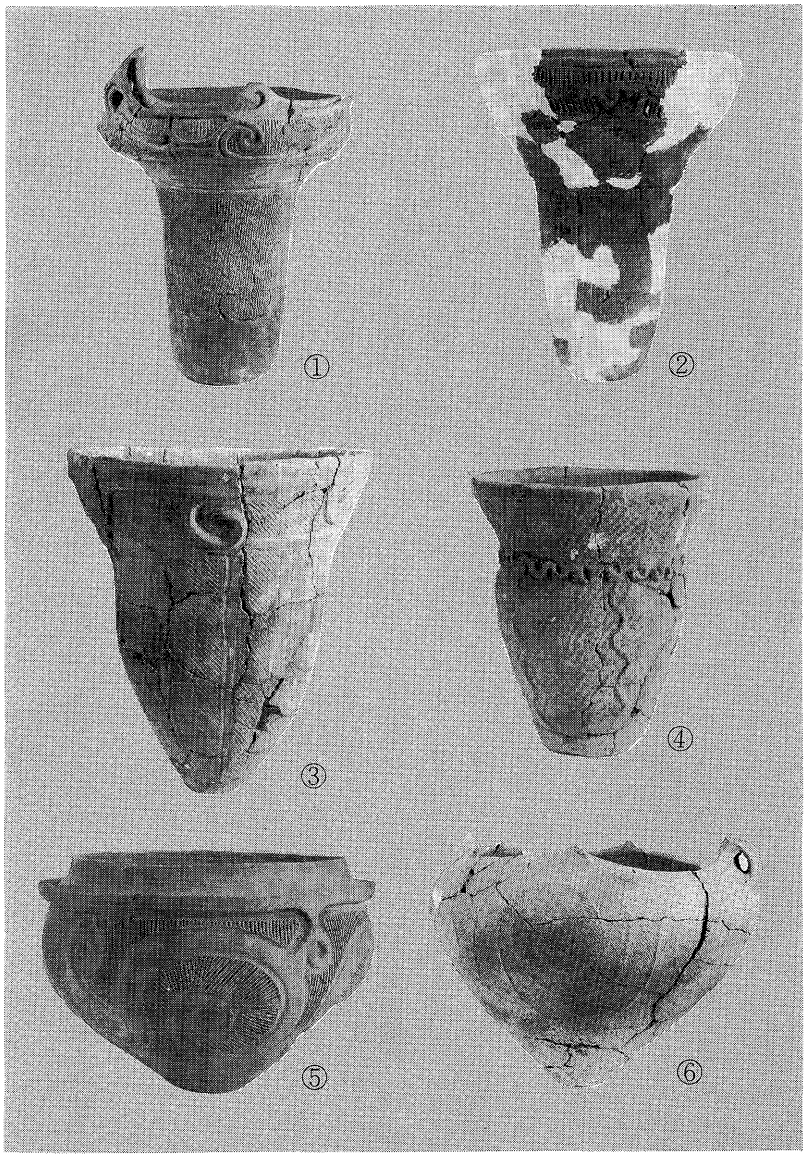

写真 2-10　加曽利E式土器　1.膳棚遺跡（所沢市）　2.池田遺跡（新座市）　3.4.嵯峨山遺跡（同）　5.6.泉水山遺跡

た、このなかから従来の渦巻文でない口縁部文様帯も成立するようになる。

地文は縄文一色となり、分布域も中部地域まで広がり、斉一性のかなり強い土器群である。東北地方でも、渦巻文的な口縁文様帯が衰弱し、文様の単位文化が著しい。

後　期

後期は約四千年前から始まり、二千二、三百年前に終わるといわれる。土器は中期後半に始まる文様の平板化が一層進み、次第に薄手の作りへと変わる。深鉢は器面を沈線文で飾った丁寧な作りの精製土器と単純な文様の粗製土器に分かれる。また、深鉢でも多様な器種が生まれ、さらに、浅鉢、注口土器の一般化、台付土器、壺、高坏、香炉形土器等が作られる。

これら小形土器のなかには、土器作りの上できわめて丁寧なものが多く、光沢を帯びた土器、漆、ベンガラ、朱等で赤く塗るなど、様々な手法が一般化している。

関東の後期は磨消縄文の発達した土器で始まる。称名寺式土器である。中期終末の土器と磨消し手法では同一であるが、文様構成の系譜が全く異なる。称名寺式と類似した文様構成の土器は西日本に広く分布しており、その成立には西日本との関連が考えられている。

始めの頃は称名寺式土器と中期終末からの土器がともに出土することが多い。千葉でも断片的に最古タイプの土器が出土するが、栃木や茨城ではほとんどみられず、中期からの土器が主体となるのかも知れない。

しかし、最古の称名寺式土器はいち早く関東化し、区画文帯内にあった文様は下端区画線がとれて下部へ流すようになり、主に縦に展開した磨消縄文帯が複雑にからみ合って曲線的なモチーフをとるようになる。

称名寺式に次いで堀之内式土器が広がる。文様は称名寺式と類似するところもあるが、東北地方の土器と共通した

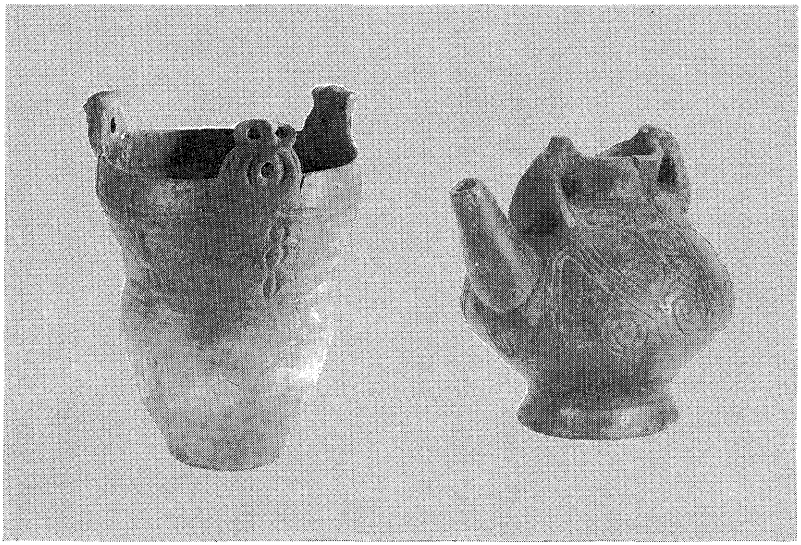

写真 2-11　左　深鉢（一ツ木遺跡），右　注口（本目遺跡）

モチーフをとるものが多い。これは、東北地方でとりいれられた称名寺式のモチーフを、独自に消化したものが、関東の土器へ影響を与え、成立したものと思われる。磨消縄文手法は消え、地文縄文の上に縄文を描くようになる。

堀之内式はⅠ式、Ⅱ式に分かれるが、Ⅰ式は東関東と西関東で地域差が生じている。西関東ではいち早く口縁を肥厚させた縁帯の土器が多く、西日本まで広く共通する土器が分布する。またこの縁帯は関東地方では早い段階で消えても西日本では以後の縄文土器の長い伝統となっている。

堀之内Ⅰ式の終わり頃、東関東を中心に文様帯が上下に区画され、磨消縄文が主文様となる土器が復活する。三角区画が連なる文様である。堀之内Ⅱ式は器高、文様帯とも低くなり、磨消縄文を区画する沈線以外の余分な沈線は消えてくる。この頃から土器が薄手となり、精製、粗製の区分が次第に明らかとなる。精製土器の小形化もみられる。

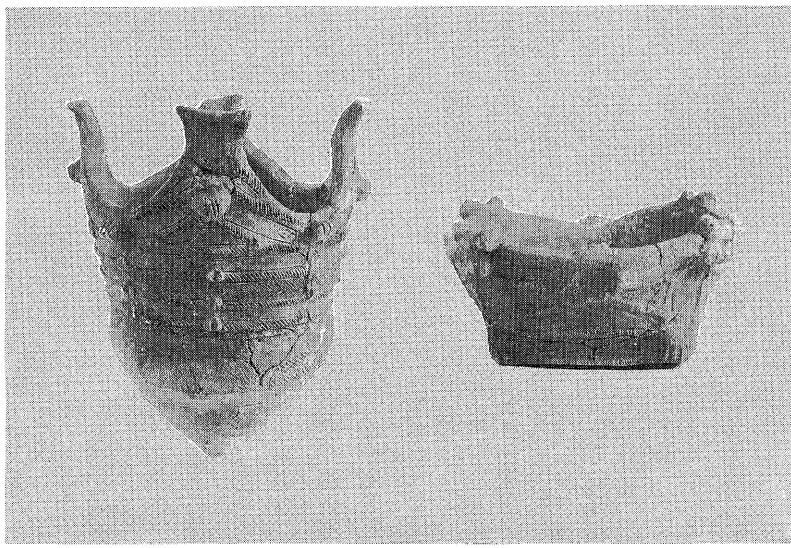

写真 2-12　左　深鉢（小深作遺跡），右　浅鉢（同）

加曽利B式になると急激な変化を遂げ、多種の器種を生み出す。文様の単位は堀之内式以後三単位化が進むが、BⅡ式では三単位のほか、五単位が追加される。

主要な器種である深鉢では加曽利BⅠ式は堀之内Ⅱ式の文様帯が幅狭くなり、数条の平行する沈線に置き変り、それを刻むようになる。やがて、幅広い文様帯が生まれ、上下連弧の菱形（ひしがた）のモチーフになり、中央を上下の「S」字沈線でつないだものが長く変化しながら続く。この頃の粗製土器は著しくバラエティーに富み、口縁に粘土紐を貼り付けた紐線（ひもせん）の土器が現れる。縄文、沈線、縄文と沈線など様々なものがあるが、次第に、縄文地に条線状の斜行沈線を加えた土器に主体が移っていく。

加曽利B式中頃になると五単位の土器が出現する。器形が五単位の波状縁で頸部でくびれ、胴部が膨らんで小さな底部へ移るものである。文様帯も胴部のくびれ部で上下に分帯されるもので、以後の後期の主要な文様帯となる土器である。口縁部は口縁に沿う縄文帯、頸部は刺突文列、胴部は磨消縄文による入組文が展開する。東北

的な縦に組合った入組文から横に展開する入組文へと統一される。

後期終末は曽谷式、安行Ⅰ・Ⅱ式である。加曽利B式終末に現れた五単位の波状縁の土器に代って四単位となる土器がしばらく続くが、波状部が大きく発達するようになる。曽谷式では把手の加わらないものもあるが、安行式では安定して把手が発達する。以後、胴下半の基本モチーフは大きく変らないが、上半部の文様は変化していく。曽谷式から安行Ⅰ式にかけ、文様は共通しながら地文の縄文を欠く一群の土器がある。把手の発達した土器のほか、平縁でもみられる。これら、前段階からは引続いてみられる文様要素もあるが、縄文の抜けるのは急速に進む。波状縁の土器でみると、西日本に広くみられる縁帯の発達した波状縁の土器と共通する。把手の発達した曽谷式の波状縁の土器は西日本の土器を欠いては考えられないが、西日本の土器が完全にとって代ったというより、巧みに利用して独自のものを作りあげたといえる。安行Ⅰ式土器では完全に関東ナイズされたものになっており、口縁部は波状縁を中心に多段の縄文帯が把手を中心に配され、胴部には加曽利B式以来の入組文が取入れられる。西日本的要素は把手にわずかにうかがえる程度となる。

後期終末の安行Ⅱ式では波頂下に三角区画文が成立し、帯縄文が刻目文に代り、完全に関東ナイズされたものになる。東北では波状縁の土器は少なく、文様帯は口縁から胴部まで明瞭に区分するような文様帯が置かれる例は少ない。西日本でも独自の系統的展開をしているのに比べ、関東の変化の激しさは注目されよう。

晩　期

晩期は東北地方で大洞式土器が成立する段階による区分である。関東では安行Ⅲa式から始まる。

大洞式は亀ケ岡式土器とも呼ばれ、縄文土器のなかでも最もすぐれた技術によって作られたものであり、注口、香炉、壷など多様な発達をとげている。

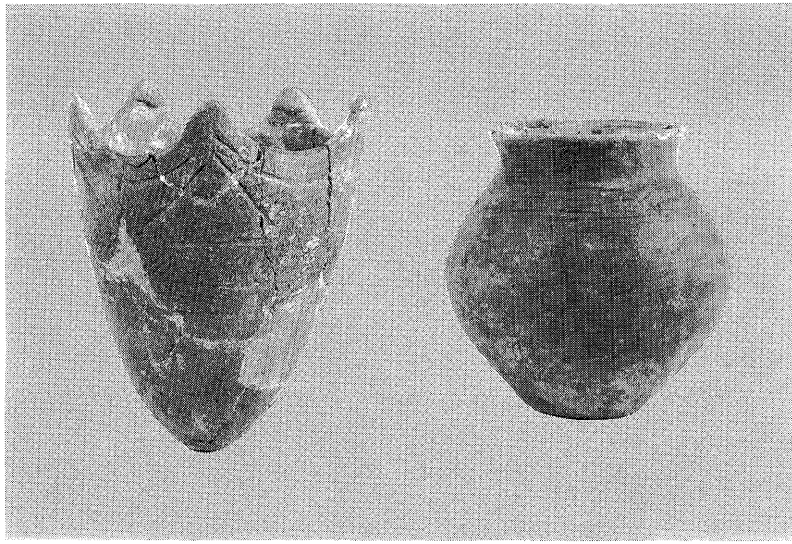

写真 2-13　左　深鉢（小深作遺跡），右　壷（同）

東北ではこの時期、土器だけでなく、文化遺物全般にわたって種類や量が多い。多くは華美な装飾的要素が強く、非実用的な発達をしていることから、呪術的性格が色濃く写しているといわれる。

関東地方でも、このような各種の呪術具が発達し、量が多いことも疑いない。また、作られた土器の量は後期終末頃から前代と比較できないほど増加する。時には完形に近い土器も惜しげなく捨てられており、小形品ではしばしば完全な土器が出土する。亀ケ岡式土器でも同様な現象があり、多量の完全土器が知られている。

晩期の安行式土器は口縁文様帯と胴部文様帯の境が消失し、胴部文様帯の消失、口縁部文様が発達し主要な文様となることである。また、波状縁の土器のほか、東北的影響を受けた文様帯の土器も出現している。

晩期のもう一つの特徴は、次第に縄文を失う傾向で、安行Ⅲc式と呼ばれる晩期前半最後になると、完全に縄文を失う。また、波状縁の土器も極端に減少し、沈線と三叉文で主要な文様を描く平縁の土器へ主体が移る。や

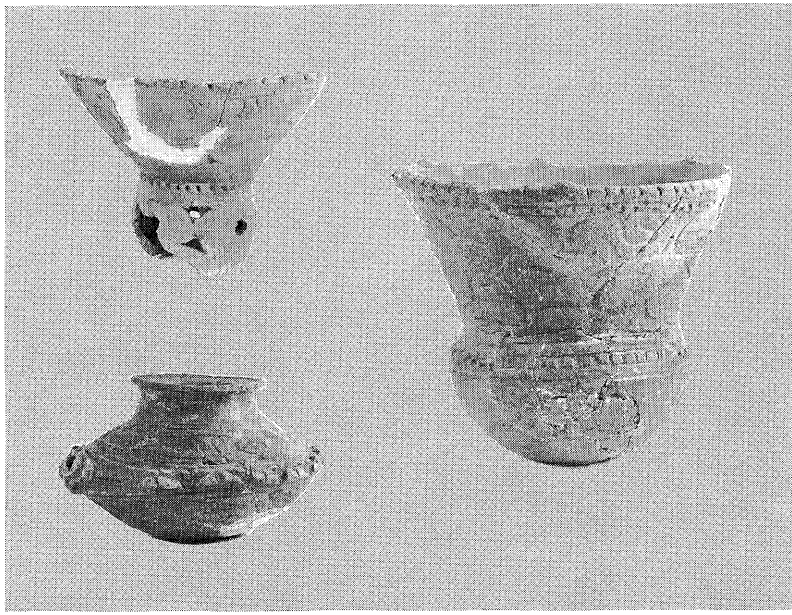

写真 2-14　左上段　台付鉢（小深作遺跡），下段　注口(同)，右　広口壷（精進場遺跡）

がて、これらの文様は入組文風に互に絡み合った文様へと変っていく。紐線文の粗製土器も無文の粗製土器に変わる。

これに対して、関東東部では独自の土器を生み出してゆく。前浦式と呼ばれる土器で、菱形モチーフの文様帯が横に並び、縄文手法が根強く残る。

東北地方との関連をみると、大洞式のモチーフの土器がしばしば伴出するようになる。注口や香炉といった小形土器が中心であるが、関東地方ではこれらの土器が入ってくるようになると、関東在地の土器同種の出土は減少しているようである。

晩期の後半になると、事態は一変する。遺跡が極端に減少し、現在でも埼玉の地ではほんのわずかな遺跡しか知られていない。それだけでなく、いままで、安行式土器として関東独自の土器が展開してきたが、これが全く一変し、東

北的文様をもつ土器に取って代られてしまう。縄文時代の全期間を通じて最も遺跡の少ない時期の一つであろうし、また、文化内容も急変した特異な時期である。この現象は関東全域で起り、晩期前半の終わる頃、東関東で成立した前浦式も短期間で姿を消している。

晩期後半の土器は、文様をもつ土器では浅鉢が中心となり、粗製的な深鉢と組合う。文様は大洞式のモチーフである「工字文」の変形した網状浮線文や工字文の崩れた変形工字文が沈線で引かれる。

近年、これら東北独自のモチーフと考えられてきた工字文について、西日本の影響と考えられるのではないかという見方が強くなっている。弥生時代前期に、木葉状のモチーフがみられることや、中部では東北で工字文が出現しない段階で、すでに変形工字文風のモチーフとなった土器が出現していることなどが主な理由である。

近年、埼玉でも工字文の変形した土器がいくつか発見されているが、なかには弥生土器であろうと考えられた土器も発見されている。西日本ではいち早く弥生時代となっても、東日本で本格的な弥生時代が始まるのは弥生中期以後である。この間、細々と人々の縄文的生活が続いたことになろう。

第二節　周辺の遺跡からみた縄文時代

1　早期の遺跡群と貝塚

市域で最古の遺物が発見されているのは、白子宿上遺跡である。白子宿上遺跡は旧川越街道が東京から埼玉の地に入ってすぐの白子川に面した台地上にある。大きな谷に面した台地上ということで、平坦な地が広がっており、居住

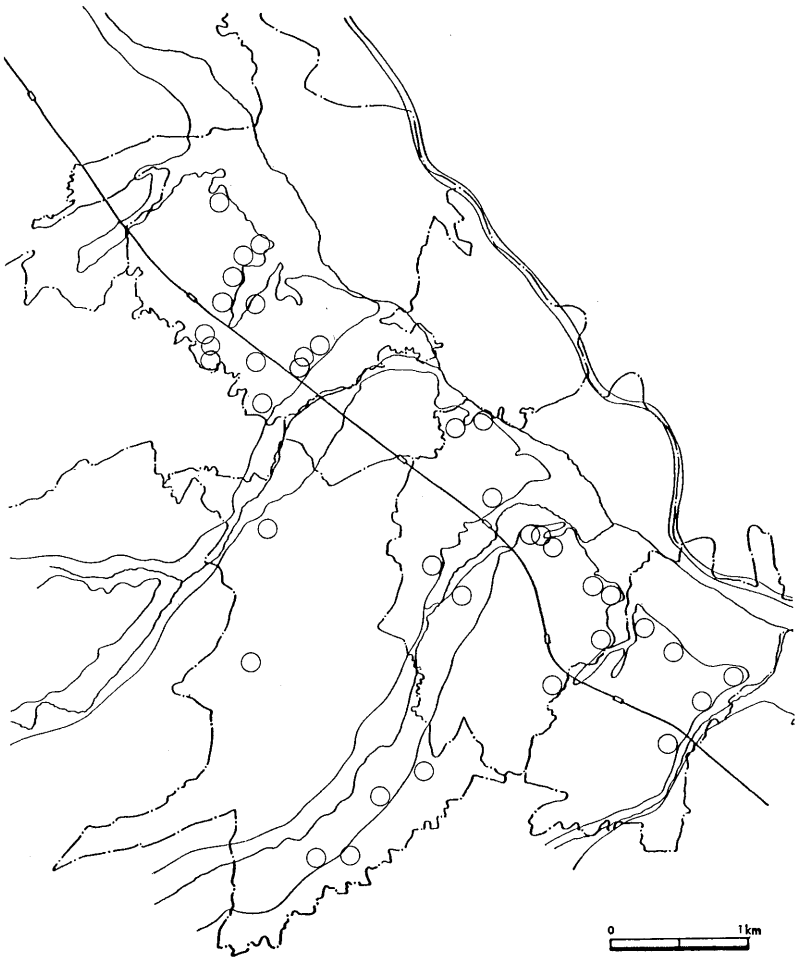

図 2-9　市域及び周辺の縄文時代草創期，早期の遺跡

の地として度々利用された。現在知られる最も古い時期の遺物は早期の初め頃の撚糸文土器と押型文土器であった。発見された土器の点数は少なく、遺跡の性格ははっきりしないが、地面に痕跡を残さない遺跡の部類に入ろう。

撚糸文土器群の遺跡には、撚糸文としては最古である井草式の貝塚や神奈川夏島貝塚などわずかに貝塚遺跡が知られるが、当時はまだ、徐々に暖かくなり始めた頃であり、海岸線はまだはるか低かったと考えられている。したがって、特殊な例外を除くと、白子宿上遺跡のような包含層的な遺跡が多い。

この頃の生活遺構としては住居跡があるが、県内でも幾つかの例が知られるようになった。宮代町宮前遺跡や富士見市の栗谷ツ遺跡がある。市域に近い栗谷ツ遺跡では稲荷台式の土器が出土した住居跡が四軒見つかっている。形は隅丸長方形で、炉がみられたという。草創期の住居跡の場合、住居内に埋まっている土がロームに近く変化しているため、正確に発掘することが困難で、今まで様々な形の住居跡が発掘されているが、栗谷ツ遺跡にみられるように、隅の丸い長方形で、柱穴が壁に沿ってたくさん並んでいるタイプが本来の形なのかも知れない。

住居内に炉が発見されることも多い。かつて発掘された早期の住居跡は、茨城県花輪台遺跡等多くが炉を持たなかったため、炉がないと考えられてきたが、今日では炉を持つことが一般的と考えられるようになった。

白子宿上遺跡で発見された土器をみると、量は少ないが、撚糸文と押型文のみであることが注目された。

押型文土器は先に述べてきたように、西日本に広く分布する土器群であり、本来、東日本で主体となる土器ではない。また、年代幅もかなりあり、早期末葉近くまで続くといわれる。また、どの程度さかのぼるかはまだはっきりしていないが、関東地方で見つかるようになるのは撚糸文終末の稲荷原式以後である。これは、東京都の多摩地域の遺跡である二宮神社境内遺跡で関東の土器と全く同一の作りの土器で押型文が存在することからはっきりした。

白子宿上遺跡では押型文を通常伴出するといわれる沈線文土器がないことから、撚糸文土器に伴出した可能性も考

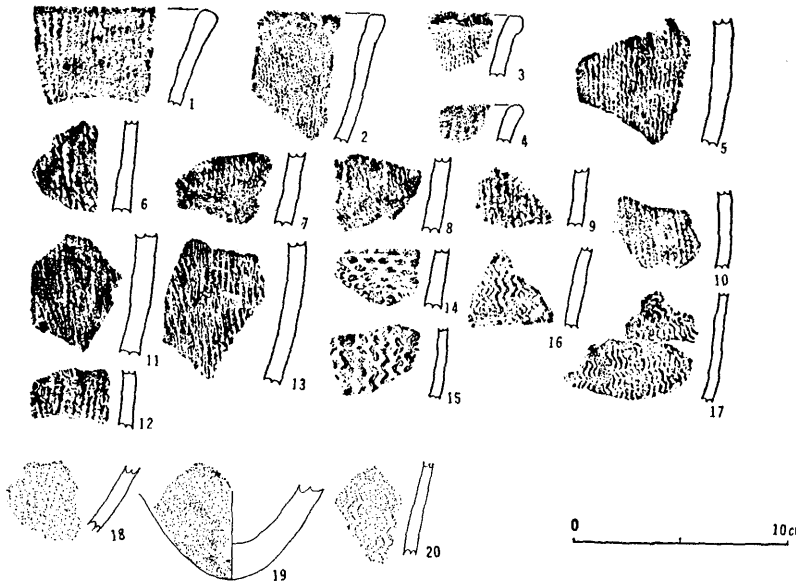

図 2-10　和光市域出土の早期土器群

えられる。ただ、何分にも出土量が少なく、確実性は薄いが、二宮神社境内遺跡より一段階は古くさかのぼる可能性を示す例といえよう。

周辺地域の草創期の遺跡は調査が進んでいる富士見市を除くと少ない。

市域周辺で最も古いものは、柳瀬川の谷をのぞむ富士見市のハケ上遺跡である。発見された遺物は土器及び石器である。土器は、市域ではまだ未発見の草創期前半にあたる細隆起線文の土器であった。隆線文土器のなかでも最も新しいものである。

石器類は有舌尖頭器と石鏃、掻器などが発見された。一般に有舌尖頭器は槍として、石鏃は弓矢の先端として使われたと考えられ、この遺跡で両者が発見されたのは貴重である。有舌尖頭器は小形であり、一見すると後期に一般的にみられるような有茎の石鏃風である。最後の有舌尖頭器の仲間であろう。この時期の遺跡は県内でもまだ数

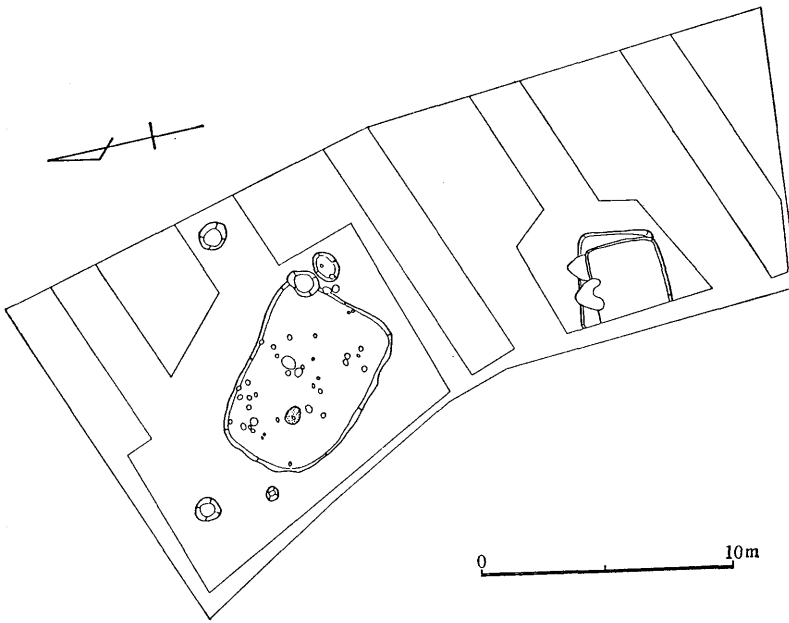

図 2-11　草創期の住居（栗谷ツ遺跡）
（「栗谷ツ遺跡」富士見市文化財報告Ⅸより）

が少なく、秩父市橋立岩陰遺跡、飯能市渡場遺跡が代表的な例である。

先に述べたように、白子宿上遺跡の撚糸文土器の時期は、富士見市の栗谷ツ遺跡で発見された住居跡を除くと、土器や石器のみが発見される遺跡が一般的である。遺物の出土状態に限れば、先土器時代の遺物出土状況と似ているといえよう。人々の生活面では土器が加わっており、石鏃もみられるが、日々の生活が先土器時代と変らず、狩猟と採集の生活は変らない場合も多く、しばしば移動しなければならなかったのではなかろうか。ただ、この頃にはスタンプ形石器と呼ばれる細長い礫を半截して磨石状にして使ったと思われるものもあり、食料の調理が変った面もみのがせない。

早期中葉は沈線文土器の時期で、土器型式としては、三戸式、田戸下層式、田戸上層式の、比較的長い時間にあたる。市域では吹上貝塚で

田戸下層式土器が発見されているが、量はきわめて少なく、人々の生活をみることができる量ではない。市域周辺地域でもまとまった遺物が出土した遺跡として針ケ谷北通り遺跡が知られているのみである。今後各地で発見されることであろうが、一般的な遺跡のあり方からみると、それほど多くにはならないと思われる。早期前半の撚糸文土器群の場合は、この時期の後半にあたる稲荷台式、稲荷原式と呼ばれる時期になると、遺跡での出土遺物の総量は少なくても遺跡数としてはかなり多くなる。人々が転々と移動した結果としても、沈線文土器に比べ数の多いことは否めないであろう。

県内の沈線文土器群の時期ごとに遺跡数の変化をみると、田戸下層式が圧倒的に多いにもかかわらず、前後の時期の三戸式、田戸上層式は著しく少ない。特に、田戸上層式は極端に少なく、東松山市の駒堀遺跡や川本町舟山遺跡等でわずか数片出土しているのみである。

このように、沈線文土器群の時期は遺跡数は少ないが、まとまった遺物の出土した遺跡は前時期に比べて遺物の総量が圧倒的に多い。針ケ谷北通り遺跡の場合、遺構が発見されなかったにもかかわらず、比較的豊富な遺物が出土している。また、この頃の遺跡の特徴である押型文も発見されていた。在地の土器に比べ、小石や雲母片が多く混り、独特な胎土である。押型文土器は西日本的土器で広く分布するが、関東周辺地域の中部地方でも主体的な存在であり、沈線文土器が主体の東日本的土器と好対照をなす。関東での押型文が地元で作られたかどうか判然としないが、その多くは独特の肌から、押型文を主体として使う地域から関東地方に広く持ち込まれているといえよう。

地域間の交流は、石器の原材料となる黒曜石にみられるように、先土器時代から広く使われてきた。石器の原材料の場合、目的がはっきりしており、秀れた石材の入手にはどこの集落でも力を入れていたのであろう。その典型例の黒曜石は縄文遺跡では必ず出土するものであり、各ムラは交易網に組み入れられていたと思われる。

黒曜石の産出地は関東周辺地域では限られており、産出地もはっきり同定できる。産出地をみると、栃木県では高原山、長野県では和田峠、神奈川県では箱根、静岡県の天城山。さらに、本土から離れた東京都の神津島がある。時期や個々の集落で違いがあるが、量的には長野の和田峠や神奈川県の箱根産のものが多い。

土器の場合、形が大きく、また壊れやすいこともあって持ち運びは不便にもかかわらず、しばしば、集落に持ち込まれていることは他に大きな目的があったと考えられる。しかし、明確なところはわかっていないのが現状である。いずれにしても、押型文土器が普遍的に共伴する沈線文系土器の時期の性格を示しているといえよう。

沈線文土器の終末、田戸上層式は関東の出土量は少なく、市域を含めた周辺地域でも発見されていないが、特異な土器なのでここで触れておきたい。

器形上でみると、胴部に段がつき、大形なものが増え、田戸上層式の姿を大きく変える。また、明確な波状縁が出現し、波頂下には中心となるモチーフが出現してくる。前後の時期と大きく異なった土器であり、中心となる文様の存在から前期的土器ともいえる。粘土に繊維を入れ始めるのもこの頃である。このような特異な土器は関東だけでなく、きわめて相似した土器に東北北半や北海道南部で出土する物見台式土器がある。これらの地域でも各種の沈線文土器が変遷しているが、物見台式はその変遷のなかで特異な存在といわれる。完形品例も多く、住居跡も複数で発見され、早期のなかでは文化高揚期の一つといえるであろう。関東でも近年千葉県三里塚遺跡でこの時期の住居跡が発見されたが、これが唯一に近い例であり、両地域の比較を含め、今後の課題となっている。

早期後半は条痕文を主体とする土器の時期である。子母口式に始まり、茅山諸型式の土器群、さらに、花積下層式に至る条痕系土器群と、長い期間にわたって続いた。この時代は文化高揚期といわれ、遺跡数が急増する時期でもある。土器の胎土に繊維を入れる手法が定着し、沈線文手法はほとんど影を潜め、これに代って条痕が地文の基本とな

る時期でもある。

市域で子母口式と思われるものは、市場峡遺跡で発見された口縁部に絡条体圧痕文の施文された土器である。この時期も一般的に遺跡数がきわめて少ない時期であり、貴重な資料であろう。

市場峡遺跡は白子川を望む台地上にあり、縄文時代から平安時代まで断続的ではあるが営まれた集落である。古くから前期前半の白子貝塚があることで知られていたが、昭和三〇年代に小発掘を試みた井本昭氏により炉穴群が検出されている。子母口式土器もこの際発見されたものである。発掘された遺構は炉穴で、図2—12の土器が炉穴に刺さった状態で出土したという。この土器をみると、擦痕状の浅い条痕しかみられず、正確な時期ははっきりしないが、口縁部の作りから茅山上層式以後の条痕文でも終末の土器であろう。また、炉穴周辺からは微隆帯による幾何学文の描かれる野島式や深めの条痕のみの土器が出土しているが、子母口式と思われるものはほかになかった。しかし、写真にはいくつかの炉穴があるこ

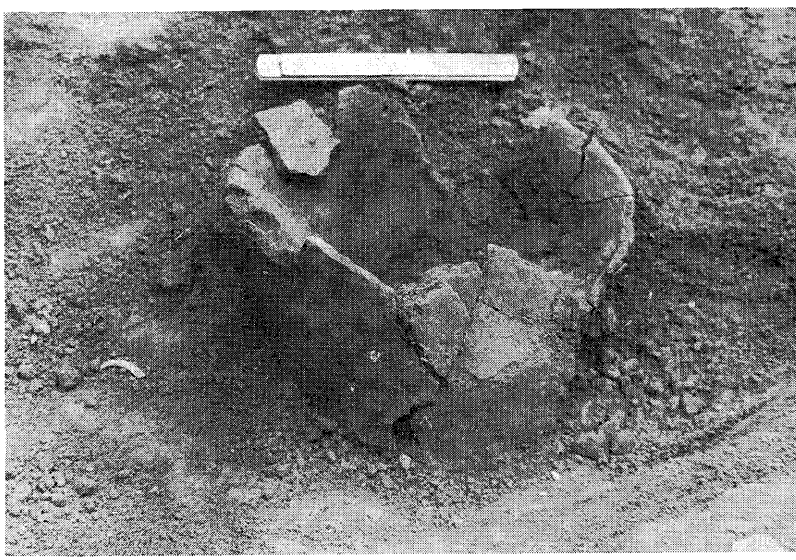

写真 2-15　市場峡遺跡の炉穴内土器出土状態

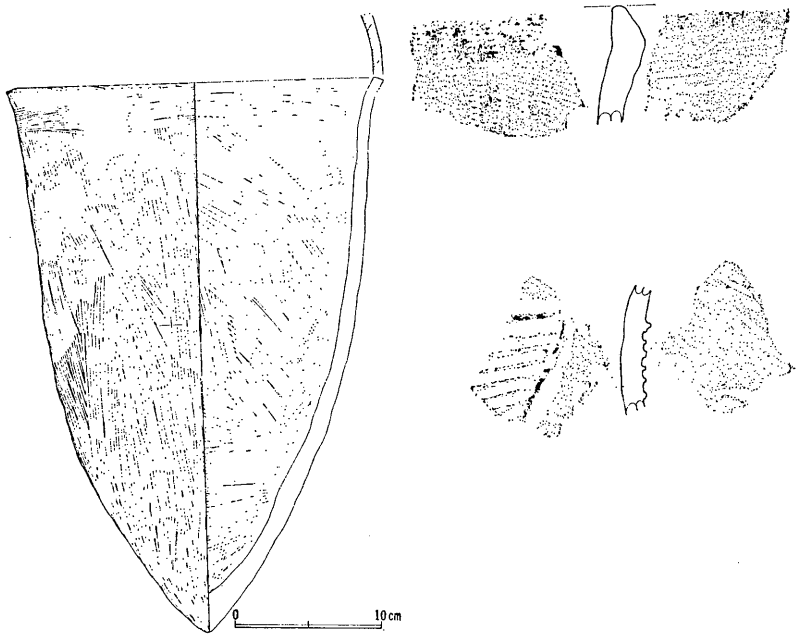

図 2-12　市場峡遺跡出土の条痕文系土器

とから、子母口式の炉穴もある可能性があろう。

なお、市場峡遺跡の子母口式は内曲ぎみで縁帯状の口縁に縦に連った絡条体が並んでおり、子母口式の典型例にあたる。子母口式は条痕のみで、文様の種類が少ない時期であり、前時期の田戸上層式と文様の付け方で比べると対照的で簡素になり、口縁部のわずかな幅だけしか文様が付かず、横文様とのつながりも特別なアクセントがなく、連続した単純な文様の繰り返しになっている。波状縁の土器はほとんどないことも特徴である。

野島式以後になると、遺跡数は飛躍的に増大する時期である。遺構の面でも大規模な炉穴群が発見された遺跡も多い。市域においても、市場峡遺跡のほか、白子宿上遺跡、吹上遺跡で知られている。

この頃、県内にも貝塚が作られるようになる。大宮市五味貝戸貝塚はその一つで、炉穴と

ともに貝塚もみられた。時期は野島式で、県内で最も古い貝塚の一つである。次の鵜ケ島台式の出土した遺跡である下加南遺跡が同じ大宮市内で発見されている。また、富士見市の山室遺跡でも鵜ケ島台式土器の出土した住居跡からヤマトシジミだけの小貝塚が発見された。大宮市の下加南遺跡では、海で産するマガキを主体としており、現荒川を挟む両遺跡では周辺の海と陸の状態が違っていることが知られる。このような、貝塚が出現することは、現在の台地下近くまで海が進入して来たことを示している。他の地域でも多くの貝塚が知られるようになり、急速に海進が進む時期である。

かつて、海進のピークと考えられていたのは、奥東京湾最奥にある栃木県下都賀郡藤岡町藤岡貝塚が前期の関山式土器を出土することからこの頃と考えられていた。しかし、最近の調査結果によれば、海進のピークは関山式に次ぐ黒浜式の時代で一たん海退するが、その後海進が大いに進んでいることが明らかになった。諸磯a式以後には急速に海退していることもまた明らかになっている。当時の海面は現海水面より三メートルから五メートル程高かったようである。

さて、早期の茅山式土器に戻ろう。先に述べたように、この時期は貝塚が作られ、気候の温暖化が進む。遺跡数の増大がこれと関係するか不明であるが、市域においても、先の市場峡遺跡や白子宿上遺跡で炉穴が築かれるようになった。今後はこれよりさかのぼる遺構も検出されようが、現在市域では最古の遺構である。

市域周辺でも富士見市の山室遺跡で住居跡二軒、炉穴三か所、針ケ谷北通り遺跡では炉穴が一四か所、ハケ上遺跡では炉穴が六か所発見されている。

市域で発見された市場峡遺跡、白子宿上遺跡、吹上遺跡の野島式土器をみると、吹上遺跡が幾何学文様間を沈線列で埋めるのが中心なのに対して白子宿上遺跡では単純な隆帯が並ぶものや格子状となるものがあるが、沈線列で埋め



図 2-13　打越式の出土した住居跡
（「打越遺跡」富士見市文化財調査報告第14集より）

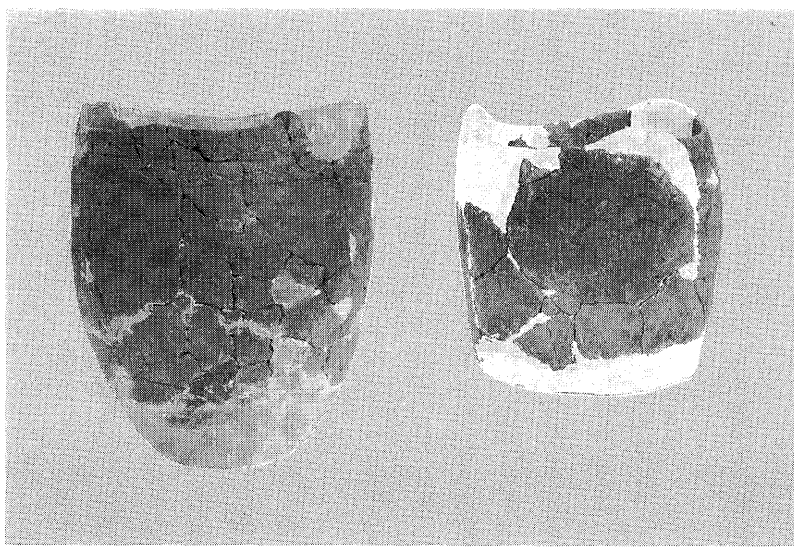

写真 2-16　打越式土器

る手法はみられず、白子宿上遺跡の方が若干古いようだ。

市域では野島式以後、明確に時期が比定できるのは、前期初頭の花積下層式期までない。しかし、この時期は前時期にみられない程人類の飛躍的に発展する時期でもある。先にあげた遺跡数の増大もそうで、小規模ではあるが、各地で発見されるようになる。土器が少量出土するような遺跡がほとんどであるが、なかには、大規模な集落も出現するようになる。近接した富士見市打越遺跡はその代表的例であり、住居跡が四五軒発見されている。また、山梨県の釈迦堂遺跡群や長野県中越遺跡でも同様に多数の住居跡が発見される。従来全くなかった現象といえよう。打越遺跡の例でみると互いに複合した住居跡があって全てが同時代のものではないが、このことはかえって同一の地に継続して生活が営まれていたことを示している。

住居跡は隅丸(すみまる)方形に掘られており、ほとんどに炉がみられた。先に述べたように、早期の終わり頃では住居内に炉がなく、炉穴などを利用して屋外で火を使っていたと考えられたが、住居跡の発見例が多くなるにつれ、住居内に炉を設けるのが普通と考えられるようになった。打越遺跡は「打越式」と呼ばれ、東海地方の影響を受けたと思われる土器が中心である。他の遺跡の例から判断しても「打越式」前後の時期はいずれも東海色の強い土器が発見されており、一連の文化の動きが読みとれる。ただ、東関東ではこの東海色は弱まり、条痕を中心とした在地の土器が主体を占めるようである。これに対して、西関東ではより東海色が強い。打越式に続く「下吉井式」と呼ばれる土器は、比較的均一な器厚の土器であるが、東関東では条痕系の在地の土器に混ってくる程度しか出土しないことが普通なようである。

打越遺跡では住居跡以外にも炉穴が八六か所見つかったが、火の使用に関しては住居内とともに屋外でも盛んに行われていたことを示している。

2　前期の遺跡群と道具

前期になると、土器は条痕文系から縄文系へと大きく変る。その最初を飾るのが花積下層式である。関東一円で花積下層式の遺跡は前時期に続き極端に少ないが、市域では白子宿上遺跡でまとまった資料がある。市域周辺をみると早期からの大遺跡である富士見市の打越遺跡、新座市の池田遺跡、内畑遺跡が知られている。

ところで、前期で大きく変化するのは、土器の施文手法が変るだけでなく、土器の平底化の定着も重要であろう。住居跡の発見例も増え、多くの遺跡で住居が営まれるようになる。また、集落の規模の増大、環状集落の定着へと進む。また、海進が早期末に比べ一層進み、多数の貝塚が形成される時期でもある。

荒川右岸である武蔵野台地に作られた代表的貝塚をあげると、最奥に近い川越市では寺尾貝塚、小仙波貝塚、上福岡市の上福岡貝塚、川崎貝塚、富士見市では東渡戸貝塚、山室貝塚、殿山貝塚、打越貝塚、水子貝塚、志木市の大塚貝塚、朝霞市の岡貝塚、根岸城山貝塚、和光市の白子貝塚と並ぶ。荒川を挟んだ対岸の大宮台地でも、琵琶島貝塚、大戸貝塚、大谷場貝塚など多数並ぶほか、土器型式の標式ともなった春日部市花積貝塚、蓮田市の関山貝塚、黒浜貝塚等がみられる。

しかし、当時の海岸沿いにあった集落が全て貝塚を作ったわけではなく、貝塚を伴わない遺跡の方が一般的である。発掘調査された遺跡でみると、荒川低地からはやや奥まった所沢市の城遺跡や新座市の内畑遺跡がその一例である。

市域で発見された前期初頭の白子宿上遺跡では土器が発見されたのみであった。出土量は比較的豊富で、早期末からの伝統である条痕文系土器とともに発見された。新座市の内畑遺跡も同様な性格の遺跡で、住居跡は発見されていないが、土器の量は比較的多かった。その中には口縁部の波状文をもつ「下吉井式」と呼ばれる土器のほか、古式の

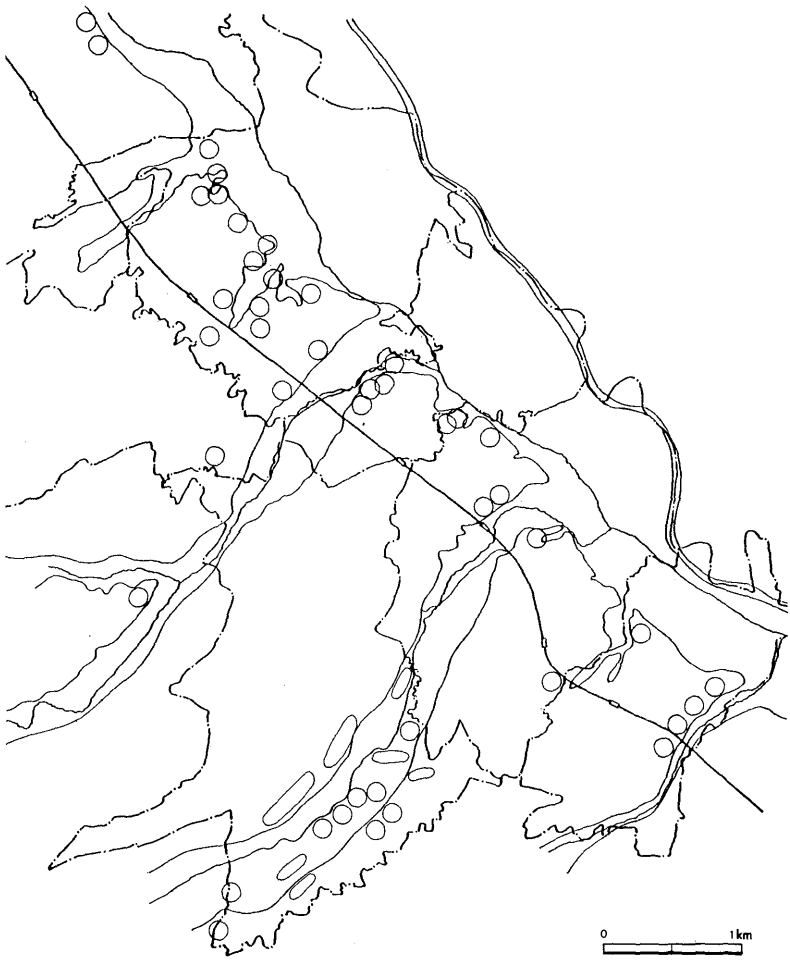

図 2-14　市域及び周辺の縄文時代前期の遺跡

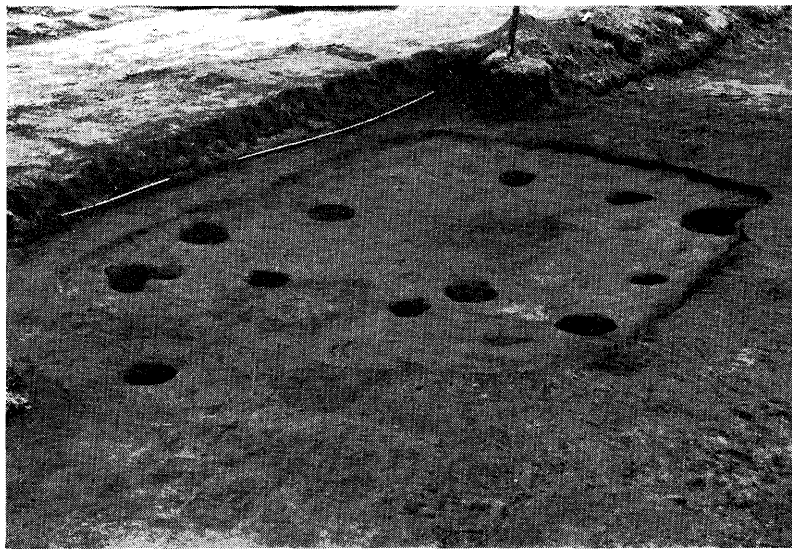

写真 2-17　花積下層式の住居跡（池田遺跡）

花積下層式もみられた。標式遺跡である花積貝塚における住居跡の調査結果からも条痕系の土器と羽状縄文系の土器が一緒に使われていたことは確実である。このことは、この時期をもって羽状縄文が大量に使われる最初の時期であることを示していよう。この頃の関東周辺の土器をみると、東北地方に縄文系の土器が展開していたが、他の地域では、無文あるいは条痕文系の土器である。東北の土器から花積下層式に至るまでの経緯は確実にあと付けられていないが、周辺の状況から東北と密接な関係をもっていたと思われる。

この時期に住居跡が発見された遺跡は打越遺跡と池田遺跡がある。池田遺跡の住居跡は五・六メートル×四・三メートルの長方形で、柱穴が壁に沿ってみられた。炉は中央からやや南に寄って設けられた地床炉であった。平面形態はやや不整であるが、掘込みが浅かったことに原因があろう。従来発見されている住居はこのようなものが多いが、なかには壁が直線的なものもみられる。

多数の住居が発見される集落の例は今のところ少な

い。

花積下層式から関山式への地文縄文のあり方は連続的に変化するが、遺跡数は飛躍的に増大する。市域で発見されている関山式土器を出土した遺跡は白子宿上遺跡でも数片の出土があるほか、関山式でも新しいものであるが、城山南遺跡にまとまったものがある。周辺には大遺跡の富士見市打越遺跡がある。発掘された住居跡には投棄された貝等が堆積しているものが多かった。廃棄された住居の窪地に貝等を投棄された結果である。打越遺跡は関東でもこの時期の代表的遺跡であり、この遺跡を通して前期前半の様子をみていきたい。

遺跡の立地は広大な平坦地に四つのグループを作っていた。縄文時代の一つの集落構成は、中央の空白部を残してまわりに集落がとり囲むように分布する広場集落が常であるが、打越遺跡ではこれが四つの単位に分かれていたとしている。この四つのまとまりのうち、中央部にあった一つのグループは中央部に径六〇メートルの空白地をとり囲むように一八軒の住居が並んでいるようにみえた。一つのムラに四つのグループがあることになる。このような竪穴(たてあな)住居跡群の単位が四つに分かれて検出された例はきわめて珍しいといえるだろう。著名なところでは中期の千葉市加曽利貝塚では大環状集落が相接して二つに分かれていた例が知られているが、ムラの組織を考えるうえでこのような例は極めて貴重な存在である。

発見された住居は大小様々である。いずれも長方形を原則とするが、短辺の一方が短い梯形(ていけい)ぎみのものが多い。柱穴は壁に沿って多数巡り、主柱穴が数本のものや柱穴が住居跡床面上に規則的に四本ないしは六本並ぶものとがある。一般的傾向として壁柱穴のものから、床面上に柱穴を置く主柱穴タイプへ変るようである。

住居跡のなかには貝層を伴うものも多いが、全てにあるわけではない。中央部の群では一八軒のうち八軒で、半数以下であった。貝の種類はヤマトシジミが主体で、ハマグリ、マガキ、アカニシ、ハイガイ、タニシなどがみられ、

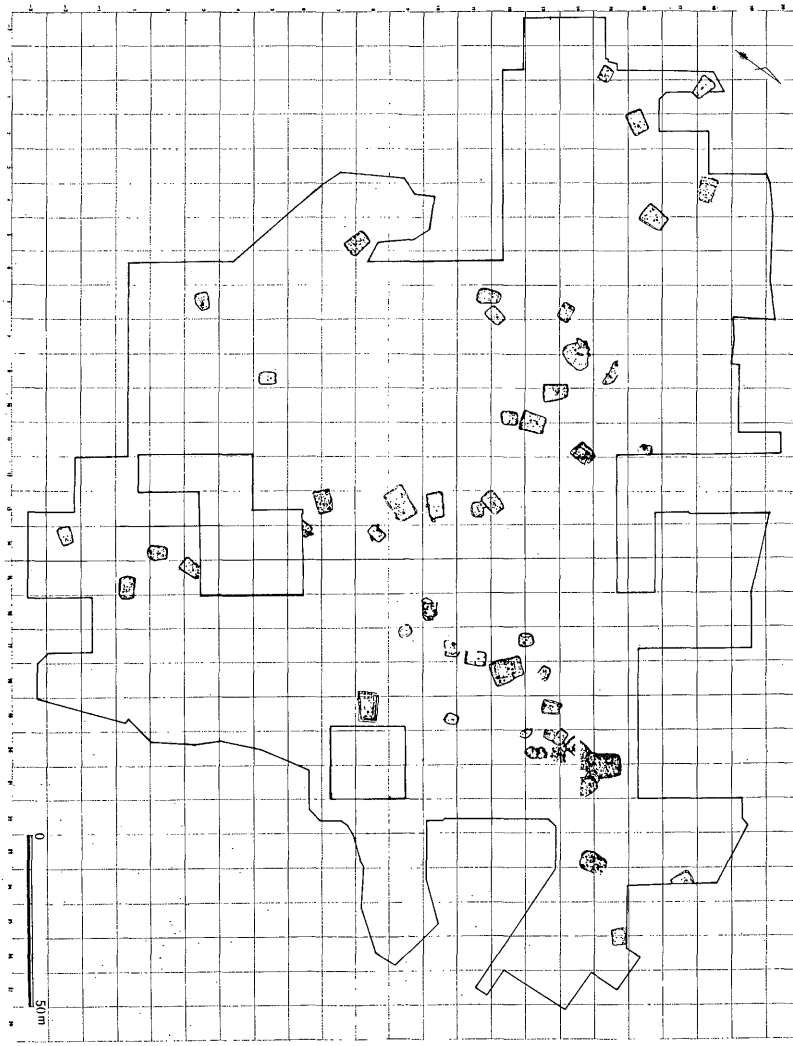

図 2-15　打越遺跡の集落―関山期―（「打越遺跡」富士見市文化財調査報告第14集より）

河口の付近のもの、海のもの、淡水のものなどが入り混じり、広く集められていることがわかる。また、貝類に混じってシカ、イノシシの獣骨、タイ等の魚の骨も発見され、当時の食料資源の一端を知ることができる。

このように、関山期では大集落が成立していることが知られている。この現象は必ずしも関東に限ったことではない。中部地方の阿久遺跡では多数の住居のほかに、各種の配石遺構、直径が一メートルもある柱穴が基礎となった方形柱穴列遺構もあって、大規模な掘立柱の建物も知られている。また、西日本の日本海に面した福井県の鳥浜貝塚は草創期や前期の低湿地遺跡であるが、石器の柄や丸木舟、櫂、各種の木製容器、弓等の武器類など各種の有機質遺物が泥炭層中からみつかっており、当時の生活が台地上の遺跡で普通に出土する土器や石器でみられる様子とは、かなり違って豊かなものであったことがわかる。当時すでにヒョウタンやエンドウなどの栽培種と考えられる植物遺体も検出されている。このような遺物は台地上の遺跡のような乾燥し、また酸性の強い土壌では失われてしまっているが、本来は鳥浜貝塚にみられるような木製品は通常の遺跡でも一般的な道具であったと考えられるものである。

さて、市域で発見された城山南遺跡では、器形の推定しうる組紐による縄文の土器があり、他の破片も組紐縄文が主体で、関山式としては後出のものである。発見された土器の組み合わせが一様なことから住居に伴うものであろう。また、北側にある弥生時代の住居が発見された白子小学校の校庭遺跡では文様中に瘤のつく古手の関山式土器が出土しており、連続した時期の集落かも知れない。

関山期に次ぐ黒浜期の遺跡も同様に貝塚を形成する時期である。市域にある白子遺跡は黒浜式の貝塚といわれている。昭和三〇年代にこの地域を調査された井本昭氏によれば、白子川の沖積地に面して半月状に並んでいたという。現在は残念ながら貝塚の性格を知るための出土遺物が得られていないのでその実態はわからないが、幸い開発が進んでいないので、今後の調査に期待したい。

このほか、市域で黒浜式土器がまとまって出土したものに吹上遺跡がある。吹上遺跡は二度の調査があるが、いずれの調査でもかなりまとまった黒浜式土器が出土している。表土からローム層まで厚い土が堆積しており、このなかにかなりの遺物が混じっているため出土したものであろうが、このあたりに住居跡等の遺構が広く分布していることが予想されよう。

土器の特徴は単節の縄文のみの土器が多く、撚りの方向の異なった原体を撚り合わせた異条斜縄文の土器もみられた。文様のある土器では波状縁に沿って半截竹管による沈線で三角区画をするものや爪形文によるモチーフを描くもの、コンパス文の加わるものがあるほか、爪形文に似た押し引きによる結節状沈線で文様が描かれる有尾式類似の土器がみられた。有尾式といわれる土器は本来、中部地方の黒浜式併行の土器で、粘土に繊維を混ぜない土器である。関東北部に広くみられるこのタイプの土器は厚手であり、繊維を多く含むという違いがある。関東北半の一タイプである。このようなあり方をみる

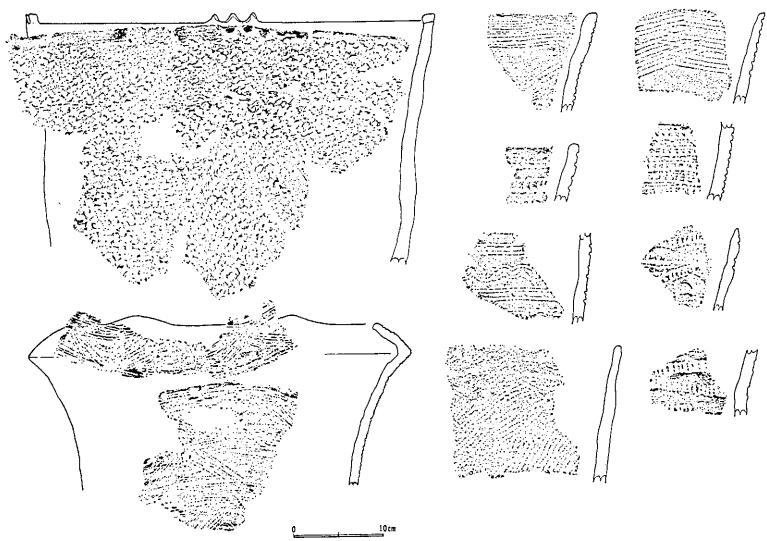

図 2-16　市域出土の縄文前期の土器　　左上段　関山式土器（城山南遺跡）
左下段　諸磯ｂ式土器（市場峡遺跡）　右拓影図　黒浜式土器（吹上遺跡）

と、黒浜式の頃の関東は南北に地域色が強まる時期といえよう。関山式の頃、関東は斉一性が保たれ、東北南部でも類似したモチーフの土器が多かったのと好対照である。

この頃、茨城県を中心に黒浜式とはやや異なった特徴の植房式と呼ばれる土器が出現する。前期後半では独自の土器分布圏を形成する地域であるが、植房式はその前兆にあたるものであろう。

市域の周辺地域で黒浜式土器が発掘された代表的遺跡には新座市の内畑遺跡があり、三軒の住居跡が発見された。また、富士見市にある国指定史跡水子貝塚がある。

まず、内畑遺跡をみていこう。発見された住居跡は黒浜式が三軒、諸磯a式が二軒、諸磯b式が一軒である。黒浜式の三軒のうち二軒は並んで発見された。一軒は長辺が六メートルと大形で、他は三メートルで小形である。大形の住居は六本柱穴をもつ一般的住居であったが、小形の住居の方は炉も貧弱で、柱穴もみられなかった。あたかもこの二軒が一組として機能していたような配置であった。このような配置は同じ黒浜式の浦和市の山崎貝塚でもみられる。

水子貝塚は前期の貝塚として、全国的にも規模の大きな貝塚であるとともに、地表から貝塚の配置がわかる貴重な例である。この貝塚は一部しか調査が行われていないのでそれほどはっきりしないが、黒浜期から諸磯b期までであろう。その配置をみると、直径一六〇メートルの円形の広場を中心に六七か所の地点貝塚が環状に並ぶ。関山期の大遺跡である打越遺跡が四つのグループに分れていたのとは好対照である。

水子貝塚の発掘は二度行われているが、最初の発掘は古く、昭和一一年、酒詰仲男氏によって行われ、地点貝塚を伴う二軒の住居跡を発掘している。その際出土した土器が、諸磯a式の特徴に似た文様がつくが、繊維を含むことから水子式と命名された。現在では黒浜式の新しい部類に位置づけられている。水子式は歴史的名称とはいえ、市域周辺遺跡の名が型式につけられたことは意味あることであろう。なお、昭和四二年にも調査され、諸磯b式の三軒の住

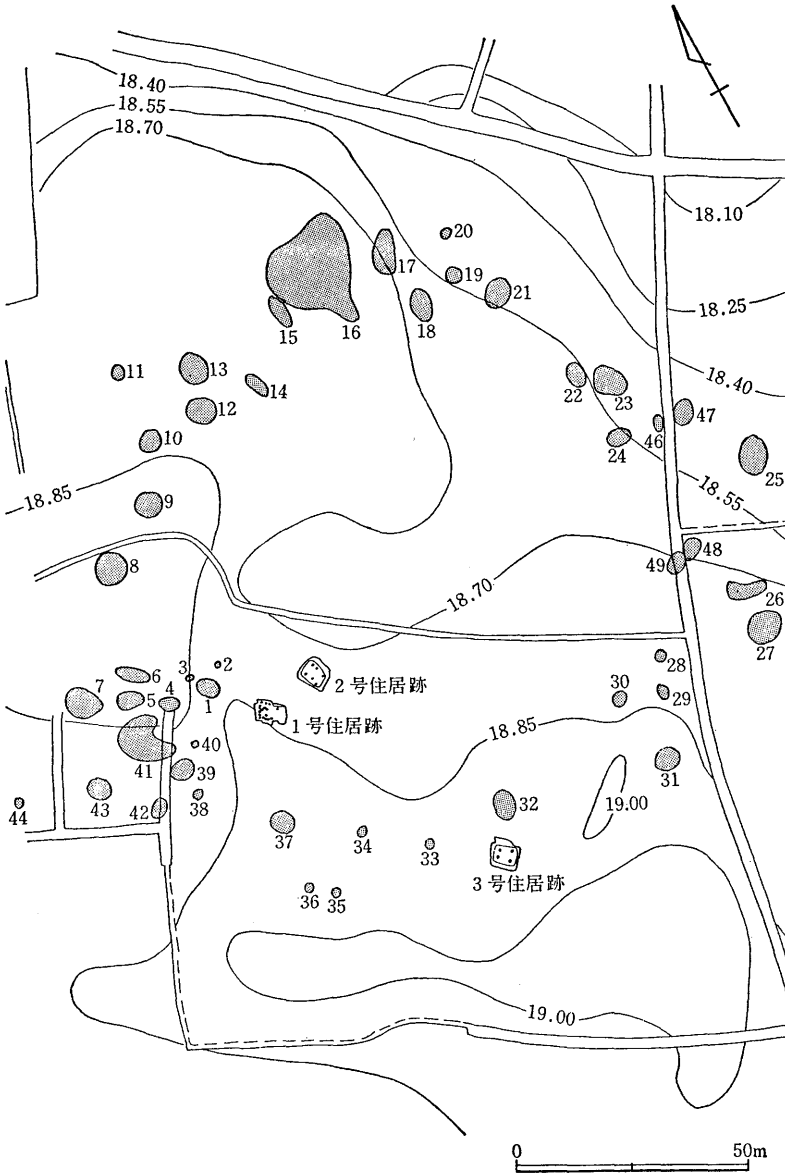

図 2-17　環状に貝塚が並ぶ水子貝塚
（新編埼玉県史資料編1原始<旧石器・縄文>より）

居跡が発掘されている。

市域周辺で調査の進んだ貝塚に、浦和市の大谷場貝塚がある。貝塚を伴う住居跡が半月状に並んでおり、水子貝塚と類似した配置のあり方であろう。水子貝塚は規模も大きく、完全な環状を呈する。水子貝塚の場合は時期的にも長くかかって作られているようであるが、当初から中央の空白を意識しなければできない形態であろう。この時期に二つのタイプの集落構成がみられるのは興味あるところである。

前期後半になると、土器の胎土に繊維を全く入れなくなる。黒浜式は繊維が最も多量に入っているといわれる時期であり、その変化は劇的である。ちょうど、海退がこれからはじまろうとする時期でもある。土器型式としては諸磯a式、b式、c式、十三菩提式へと続くが、関東地方では前期前半に比べ集落の数は次第に減ってゆく。諸磯a式、b式ではまだそれほどでもないが、諸磯c式になると、住居跡の検出例は極端に減り、十三菩提式ではこの傾向がさらに拍車がかかる。

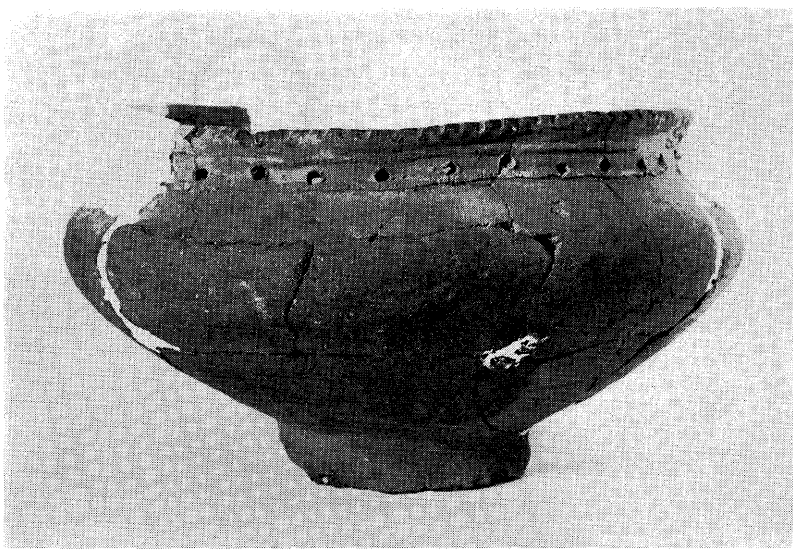

写真 2-18　市場峡遺跡出土列孔台付浅鉢

地域的特徴としては、関東西部と中部地方では共通した土器が作られるようになる一方、諸磯a式後半の関東東部地域では独自の土器を作るようになり、諸磯b式になると、全く顔付きの異なる土器へと変化し、前期末に至る。

市域の前期後半の遺跡では、吹上遺跡が最もまとまった量を出土しているほか、市場峡遺跡がこれにつぐ。また、白子宿上遺跡でも少量であるが、諸磯b式の破片が出土している。

時期別にみると、諸磯a式はきわめて少ない。吹上遺跡と市場峡遺跡に若干あるだけである。諸磯b式も吹上遺跡、市場峡遺跡にあるが、吹上遺跡では断片的である。市場峡遺跡では、沈線を主体とした深鉢と列孔台付浅鉢が出土している。口縁部に孔をめぐらした浅鉢は中期に発達する有孔鍔付土器の前駆となるものであろう。

浅鉢の起源はすでに関山式の時期に知られているが、安定した存在でない。どの遺跡からも発見されるようになるのは諸磯a式になってからである。通常の住居跡からも発見され、一般的器種になっているが、土壙中からは他の器種に比して高い比率で出土する傾向がみられる。また、市場峡遺跡の土器のように、丹の塗られることも多い。日常的に使われる場合もある一方、葬送儀礼に関わる性格も持っていたのではなかろうか。市場峡遺跡の場合、沈線による文様で飾られる一般的な深鉢と一緒に出土しているように思われることから、墓ではなく住居跡から出土した可能性が高いが、まだ、器種としては特殊なものといえるであろう。

市域周辺の諸磯式の遺跡は、新座市の内畑遺跡が代表的な遺跡としてあげられ、諸磯a式の住居跡二軒とb式の住居跡が二軒検出されている。富士見市の水子貝塚でも諸磯b式の三軒の住居跡が検出された。

近年、県北の花園町南原遺跡や北塚屋遺跡で諸磯期の大集落が調査されており、具体的な実態が明らかになりつつあるが、市域周辺でこのような大規模な遺跡があるか否か今のところ不明である。諸磯期の貝塚は前時期に比べ極端に減少するが、次第に、遺跡の立地が丘陵地帯に移りつつあるようである。多摩ニュータウンの分布調査によっても

中期の遺跡数とそれほど変らない数が発見されており、平坦地にみられる集落数の変遷が中期に著しいピークにあるのに比べて大きな特徴といえよう。市域の場合、複雑に分岐した武蔵野台地の平坦地の縁にあたる地域であり、広大な平坦地もないことから、それほど大規模な集落は存在しないであろう。

この頃の住居形態をみよう。まず、黒浜式前半では関山式から続く長方形が基調であった。しかし、その後半になると方形プランを呈するものが出現する。諸磯a式では内畑遺跡の例からみると、一辺が五メートル前後の方形を呈していた。他の遺跡例からも方形が完全に定着しているようである。諸磯b式では方形ぎみの住居に混って隅の丸い住居も出現している。内畑遺跡に一軒みつかっているが、かなり角がまるくなっており、不整ぎみであった。

この頃、前時期に比べ貝塚は極端に減少する。大宮市にある中川貝塚は諸磯a式から諸磯b式にかけた、県内では数少ない貝塚であり、すでに淡水と海水の混じる地域で生息するヤマトシジミが主体であった。

この頃の県内の遺跡のあり方をみると、前期の遺跡のなかでも多くの地で遺物が採集される時期であるが、県南では大遺跡は少ないようである。これに対して、県北地域では下南原遺跡等数十軒で構成される集落がみられるようになり、中期的な集落の立地と構成がみられるといえよう。

市域の市場峡遺跡で発見された列孔台付浅鉢形土器は、口縁下に、小孔が連続したもので、中期の前半に一般化する有孔鍔付土器の初源形態として注目される。

市場峡遺跡のような浅鉢が一般化するのは前時期の諸磯a式の頃からである。この頃の浅鉢は胴部上半に各種の文様が付く。口縁下に小孔をあける例もみられるが、二個一組になることが多く、市場峡遺跡のように全周する例は少なく、諸磯b式の頃が出発点となろう。

中期の有孔鍔付土器の用途は太鼓説や酒造具といわれていたが、近年は酒造具として位置付ける意見が多いようで

ある。中期のこの種の土器は器形が樽形を呈するのが前提となっており、有孔鍔付土器を前形態である前期の列孔のある浅鉢を考慮して考えることは少ないようである。当然、土器作りのうえで、一つのつながりがあったとしても、途中で用途が変わり得る可能性も高いが、今後、この種の土器を考えるうえでは両者を含めた機能も考える必要があるのではなかろうか。

中期とつながりをもつ器形が存在することは文化的な面からは一定のレベルに達しているといえよう。

前期の末は土器型式でいえば、諸磯c式、十三菩提式が該当する。この頃の関東地方は、西関東が前述の土器群で、中部地域までが同一の土器分布圏になる。これに対して、東関東の茨城県、千葉県方面では前時代に引き続き、独自の土器が作られた。貝殻を使って文様をつけるのが相変らず主流で興津式と呼ばれる土器群がみられ、前期の終末に至ると、口縁に、わずかな撚糸圧痕文で描く文様帯で、文様帯下が縄文のみとなる土器に変るが、この土器群も西関東とは全く異なった土器である。

諸磯c式と十三菩提式の時期は日本全体で遺跡数が極端に減少する時期の一つである。まとまって集落の見つかる例は少なく、埼玉県域でも同様な傾向を示す。特に前期末の十三菩提式土器で、完全な形を呈する土器はほとんどみられない。図2—18は秩父地方の蕨沢洞穴から発見された完形の台付土器であるが、県内では最も形の整ったものといえよう。この種の土器は中部地方でもいくつか発見されているが、形態や文様の上でも共通したところが多い。

市域では全くみることができず、周辺地域では富士見市針ケ谷北通遺跡、新座市内畑遺跡でわずかな土器が採集されているが、この頃の遺構は発見されなかった。

大宮台地では前期末の遺跡が比較的多いが、遺構の伴う例はほとんどないようである。県内で前期末の遺構としては、寄居町の上郷西遺跡で諸磯b式からc式にかけた頃の住居跡が発掘されている。形は楕円形で、前期特有の方形

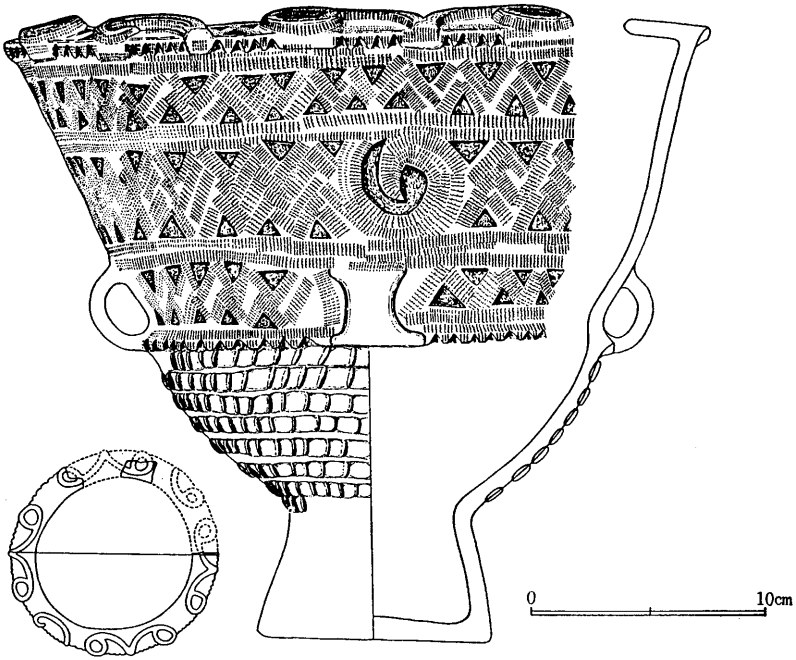

図 2-18　蕨沢洞穴出土の前期末十三菩提式土器
（新編埼玉県史資料編１原始＜旧石器・縄文＞より）

とはいえないものであった。このほか、地面に直径一メートル弱、深さ四、五〇センチメートルの穴を掘った、土壙と呼ばれるものが多数みつかっている。また、近年飯能市でもこの頃の住居が発見されるということが、いずれも、この時期の数少ない遺構である。

前期末の土器は過飾性に富んだ華やかな土器である。また、中部地方とも共通し、さらに、北陸地方とも相通ずる文様がみられ、一つの文化圏を形成していたともいえる。

一方、前期末の遺跡の希少性はこれと好対称である。このことは、人口の減少が文化レベルの著しい低下をもたらしたわけではなく、著しい人口の減少にもかかわらず、それまで築きあげてきた文化的レベルをそれなりに維持、あるいはそれほど後退させずに保ってきたといえよう。この傾向は関東地方では中期初頭まで続くことになる。

次に、土器を除いた各種の道具を概観してみよう。現在私たちが通常みることができるのは腐ってなくなってしまうことのない石器類が中心である。当時各種の木製品や動物等の骨等で作られた骨角器類があることは、保存状態のよい特殊な条件の遺跡からの出土品でその一端を知ることができる。

まず、石器類をみていこう。縄文時代通有な石器として、石鏃、磨製石斧、打製石斧等がある。遺跡によって出土量の多寡はあるが、県南では石材の入手が困難で、出土量の少ないのが普通である。

市域ではこれが前期であると断定できるような資料がほとんどないので、市域周辺の石器を参考にしながらみていこう。

前期では石棒を除くと中期にある石器がほぼ出揃う。最も特徴的なのは装飾用の玦状耳飾である。石製、土製があるが、一般的には滑石製品が多い。形態は環状で、その一端をあけたものであり、その起源は大陸にあるといわれる。また、早期から出現するといわれるが、現在

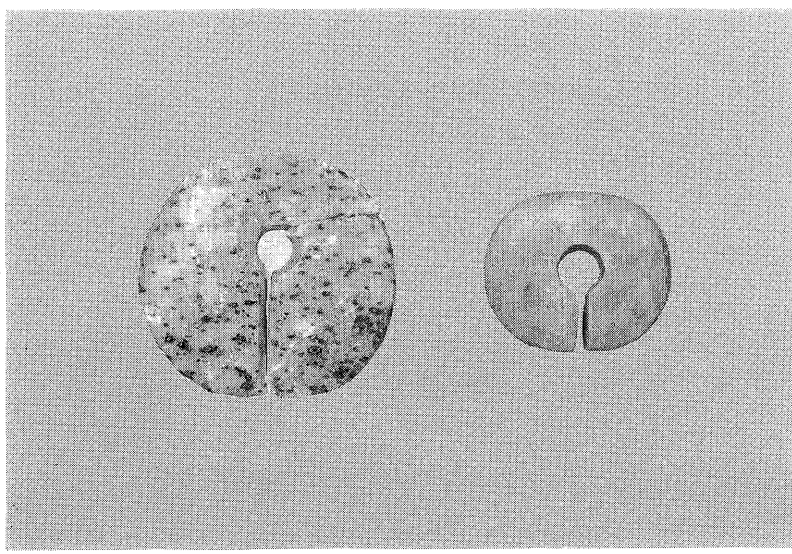

写真 2-19　上郷西遺跡出土の玦状耳飾

まで、前期後半中心に多数の例が知られている。県内では前期初頭の杉戸町目沼貝塚から出土したものが最古であろう。富士見市の打越遺跡は先述のように、前期前半関山式を中心とした大集落跡であるが、かなりの量の玦状耳飾が出土している。その多くは、補修のための穴があけられており、大切に使われたようだ。打越遺跡で発見された玦状耳飾の形態をみると、いずれも環状の一端を取り去ることで共通するが、円板状の中央に孔をあけた程度のものや、外周が環状で中央の孔が著しく大きいもの、外周が円形にならず、全体が三角形ぎみのものなどさまざまである。

前期後半になると、土製の玦状耳飾もあらわれる。いずれにしろ、玦状耳飾が大量に作られるのは前期で、以後はわずかしか知られていない。

この他、前期を特徴づける石器には石皿（いしざら）類の定型化、乳棒状磨製石斧の出土量の増加、石鏃製造跡などがある。石皿は木の実や根茎類を磨りつぶすための道具である。早期の場合、適当な平石を使っている場合が多い

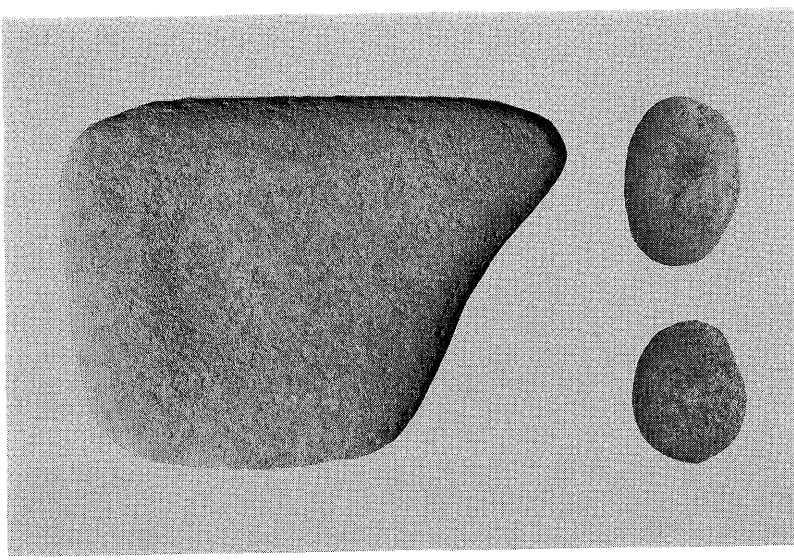

写真 2-20　上郷西遺跡出土の石皿と磨石

が、前期になると、全体の形を整えるだけでなく、あらかじめ、使用するまえに窪みをつけ、使用しやすい工夫が施される。磨りつぶしたものを流すための窪みが、一方にあけられた片口状のものもみられる。

県内で明らかな石器製造跡と思われるものは少ないが、庄和町の尾崎遺跡は多量の石鏃とともに、その未製品や石材類の出土も多かった。本来、この地域は石器のための石材も少なく、また、周辺遺跡では石器類が少ないので、石鏃製造跡として注目された遺跡である。

磨製石斧には断面の丸みの強い乳棒状磨製石斧と断面が長方形で側面に稜の走る定角式磨製石斧があるが、前期ではほとんどが乳棒状磨製石斧である。前期になると多くの遺跡で集落が構成されるためか、ほとんどの場合発見されている。磨製に仕上げるには、荒割りした石材を敲いておおかたの形を整え、さらに砥石等で磨いて仕上げたものである。磨製石斧の表面をよく観察すると点々と窪んだところがみられるが、形を整えるための敲打痕といわれる。

3　中期遺跡の特徴

中期は東日本では最も遺跡数の増加を示す時期である。県内の遺跡数を時期別に示したグラフをみてもわかるように、他の時期に比して圧倒的遺跡数を示している。市域を含む武蔵野台地上でも点々と大規模な集落が列らなる。

一つの集落の規模も大きくなり、一〇〇軒を越えることが普通となってくる。むろん、この一〇〇軒以上の家々が同時に存在したわけではなく、一時期には十数軒程度が単位となろうが、継続的に村が営まれる。環状集落は前期からみられるが、中期集落の場合、発見される住居跡が互いに重なり合いながら連続して環状となっており、前期と比べものにならない程継続的な村の跡を示すことが一般的といえよう。

遺物の面で中期を特徴づける代表的なものには、立体性のある装飾と複雑な文様構成で器面を埋める勝坂式といわ

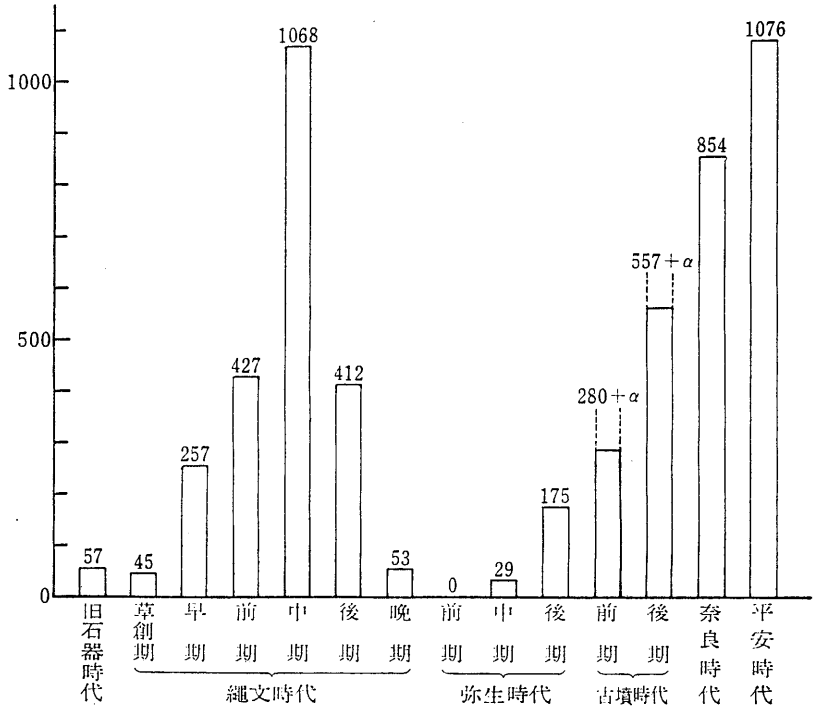

図 2-19　県内遺跡数増減グラフ

れる土器、多量の打製石斧、信仰遺物とされる石棒（せきぼう）の出現等がある。他の多くの遺物においても著しい発達をとげる時期といえよう。

このような多方面にわたって上昇的気運のみられる原因としては、食料獲得手段の変質をあげられることが多い。その代表的意見として植物食料への依存の増大がいわれ、一部には雑穀類や根菜類を中心とした原始農耕を考える向きも多い。多量に出土する土掘り具とされる打製石斧がこれを裏付けると考えられている。このような意見が出された背景には前述した中期を特徴づける諸要素、とくに大規模集落にみられる人口の増大と安定的な集落維持が可能だったことによろう。しかし、現在までの知見から直接的にこれを証明するものはない。仮に、

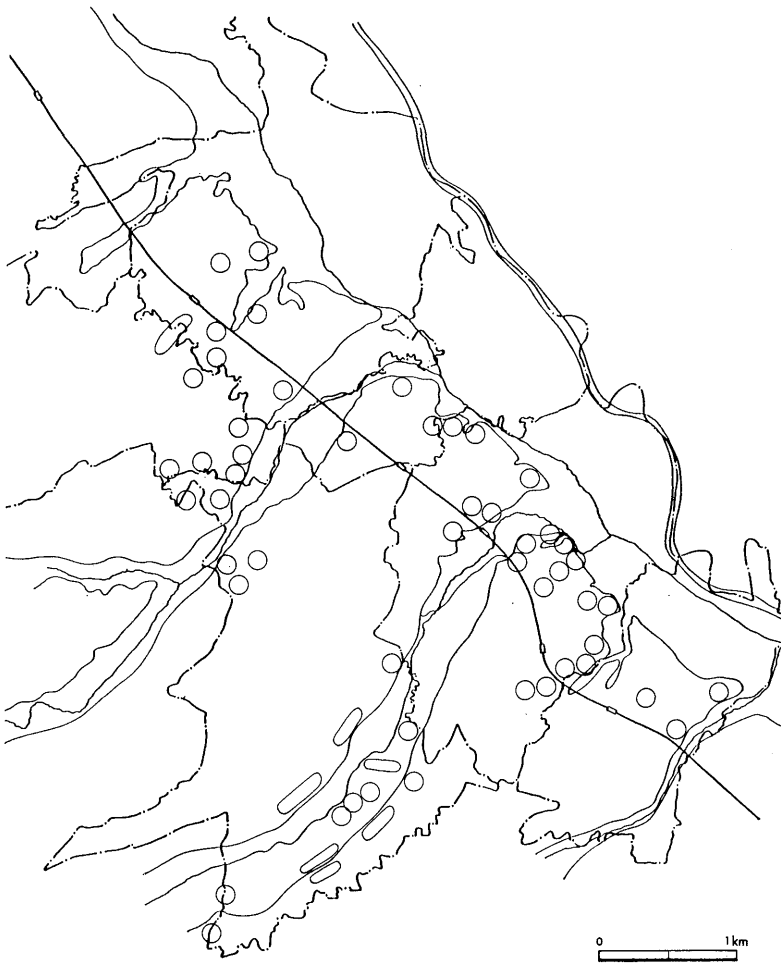

図 2-20　市域及び周辺の縄文時代中期の遺跡

原始的農耕があったとしても、縄文時代社会のなかで従来の社会的諸関係を変革する力になったかはその後の縄文時代の展開をみれば明らかであろう。生産手段の変革は人々をとりまく環境にきわめて左右されやすい。東日本の弥生時代集落にみられるごとく、安定的に食料を供給しつづけることは容易なことではない。また、歴史上の例からみても、農耕をとり入れた全ての社会が、発展的進歩をとげたとはいえない。いわゆる階級的社会の出現の可能性が高いといえるにすぎない。生産手段と社会のかかわりは複雑であり、直接に結びつけることは危険であろう。

縄文時代中期の社会は縄文時代を通じ人口の面では最も大きなピークを形成していたことはたしかであろうが、文化的水準をみれば、後期、晩期へとさらに発展しているともいえよう。ここでは、中期を縄文的社会がもたらした一つの水準に達したという位置づけをしておこう。

さて、このようなイメージの中期であるが、年代的には、C―14年代測定法によると、今から五〇〇〇年前から四〇〇〇年前の一〇〇〇年の期間が考えられる。この期間の全てが冒頭に述べた中期的な社会であるような印象を与えるが、年代を追ってみると、それぞれ起伏があった。ここで、時代を追ってみてゆこう。

関東地方の中期初頭は五領ケ台式土器の時期である。前期後半から中期前半の間、東関東と西関東では異なった土器が使われているが、五領ケ台式の短い時期だけはほぼ共通した土器が使われた。細かくみると、東関東地方では下小野式と呼ばれる土器が知られているが、量は少なく今後の検討課題になっている。

五領ケ台式についても何段階かの変遷が考えられるが、県内ではまだいずれもまとまった資料はない。市域でも未検出であり、周辺地域でもほとんどみられない。前期末の遺跡の希少な現象が一層進んだ時期である。県内では浦和市根岸遺跡で四分の一ほど残った住居跡が検出されたのが数少ないものの一つである。この住居跡をみると、中部地方で発見されている住居跡と同様円形プランの住居跡となっている。

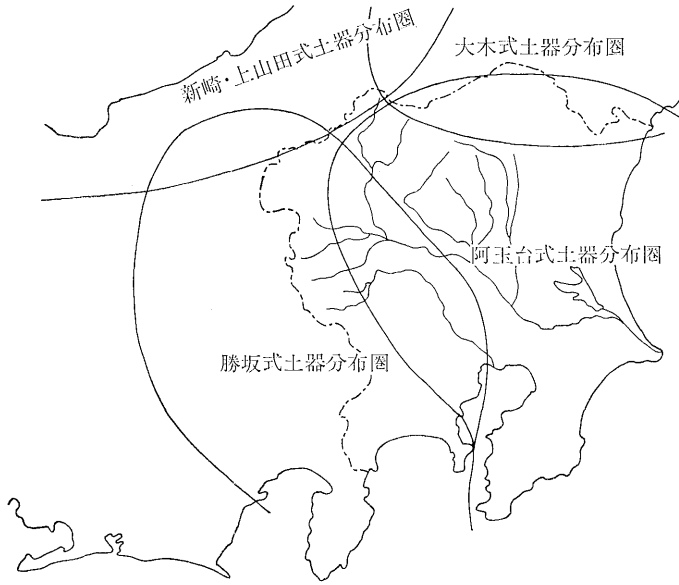

図 2-21　勝坂式と阿玉台式の分布域

五領ケ台式以後、中部地方から西関東地方にかけて勝坂式が生まれ、東関東地方では阿玉台式が出現する。この間の土器の変化は必ずしもスムーズに変ったわけでなく、文様構成上大きな飛躍がみられる。

西関東地方に分布する勝坂式は幾多の変遷をとげて発展し、立体的装飾で飾られるようになる。文様のなかに動物意匠文や人体文的モチーフも取り込み、幾何学文様で一貫する縄文土器のなかでも特異な存在といわれる。東関東の阿玉台式は器種の構成が少なく、深鉢が幾種類かと少量の浅鉢がみられるのみである。器形上では四つの大形把手が特徴的で、胎土にきらきら光る雲母片を混ぜた独特な肌をしている。また、初期の阿玉台式では輪積痕を残すことも特徴的である。

阿玉台の集落では大規模な例が少ないが、基本的には中央に広場を意識した集落が知られている。集落構成の点では勝坂式の集落構成と大きく変るところがないかも知れない。

しかし、集落を構成する個々の住居跡は両者では全く

異なる。勝坂式の住居は従来の住居跡の発展過程上の住居構造で、円形あるいは楕円形に掘り窪める。柱穴は四本ないしは六本が主で、中央やや北よりに炉のあるのが普通である。炉は地面を掘りくぼめただけの地床炉のほか、深鉢の大半を欠いて埋めこんだ炉も多い。これに対して、阿玉台式の住居は同じ円形を中心とするプランであるが、柱穴が一本ないしは数本しかみられず、炉を欠くことも大きな特徴となっている。このように、東西関東地方は土器にみられる顕著な違いだけでなく、生活の中心となる住居の構造の面でも勝坂式とは大きく異にしている。

このほか、両文化の大きな違いの一つに貝塚形成の問題がある。阿玉台式はその標式遺跡である茨城県阿玉台貝塚が示すように、貝塚遺跡も多い。ただ、近年では、栃木や福島中通り地区まで発見されるようになり、通常の貝塚を伴わない遺跡も多くなっているが、海岸地帯の遺跡では一般的に貝塚を伴うことは普通である。これに対して勝坂式土器を主体とする遺跡では中部地方や西部関東地域の山岳地帯の遺跡が注目されてきた。海岸地帯をもち、標式遺跡もある神奈川県も当然勝坂式の分布圏であるが、貝塚を伴う遺跡が発見されたというのはあまり聞かない。遺跡が多い時期にもかかわらず発見されていないことは貝採集を積極的に行う生活でなかったことがうかがえ、好対照といえよう。

県内は勝坂式の分布域の東端に位置しているが、東部地域は特に阿玉台式の影響の強い地域と考えられる。県内で勝坂式前半の遺跡の発掘例は数少なくはっきりしないが、大宮市下加（しもか）遺跡で発見された藤内（とうない）期の住居跡から出土した土器をみると、主体は阿玉台Ⅱ式で、変形した勝坂式が伴出していた。他の遺跡の遺構で伴出した例は多くないが、市域の吹上貝塚で遺構に直接伴わない勝坂式前半の土器と阿玉台式が出土しているが、武蔵野台地上でもかなりの比率で阿玉台式土器が占めていることを知ることができる。かつて、佐藤達夫氏は朝霞市にある中世の城跡、「岡の城山」の斜面を調査したことがあった。この調査の全容は未公表で、詳細ははっきりしないが、報告された一端によれ

ば、五領ヶ台式と勝坂式、阿玉台式をつなぐ一群の土器が発掘されたといわれ、ここでも阿玉台式の量がかなりの部分を占めているようである。

このような阿玉台式土器の出土傾向を西関東地方に広げてみると、阿玉台式が安定的に出現する阿玉台Ⅰb式といわれる時期では勝坂式とかなりの割合で共に出土することが多い。また、断片的な出土例を拾えば、新潟県や長野県にもほぼ純粋な形で出土することが多く、かなり広範囲に広がっていることがわかる。

勝坂式後半の土器には立体的な把手や複雑に組み合った文様が出現する。文様の区画を隆帯で行うのが普通となり、三叉文、沈線、幅広の爪形文などで区画内を埋め尽す。また、動物意匠文や人体文などが盛んに用いられるのも後半である。この頃になると、県内においても勝坂式が安定して存在するようになる。近年、県内で発掘される勝坂式の住居跡の多くは、勝坂式後半以後のものが多いが、それをみると、阿玉台式はしだいに勢力を弱めている。やがて、勝坂式は中部地方と関東地方とではそれぞれ独自の道を歩みはじめ、太い沈線群を多用した曽利式、大木系の影響を受けた加曽利E式を生むことになる。

ところで、市域にある勝坂式の遺跡は吹上遺跡群と妙蓮寺遺跡である。現在まで吹上遺跡で発見された住居跡は、全部で四軒であるが、全て中期後半の加曽利E式で、うち、二軒はその初頭であり、他は加曽利EⅠ式の中葉、後葉の時期であって、勝坂式に当たる住居は発見されていない。しかし、包含層や住居内の覆土中からは勝坂式各期の土器が断片的に出土している。最も古いものは五領ヶ台式最終末あるいは勝坂式初頭の時期から、連続刺突文を主体とする勝坂式前半期のものが目立つほか、加曽利E式に近い時期の勝坂式の出土量が多かった。また、阿玉台式の出土も目立つ。

吹上地区に住む野浦正二氏は、地元で農業を営むかたわら精力的に遺物の採集に努められた方だが、氏の採集した

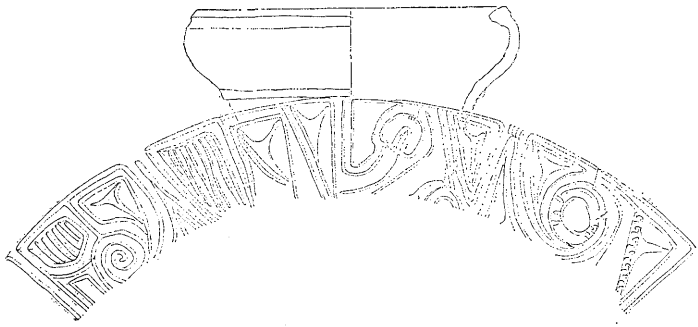

図 2-22　市域出土の勝坂式土器

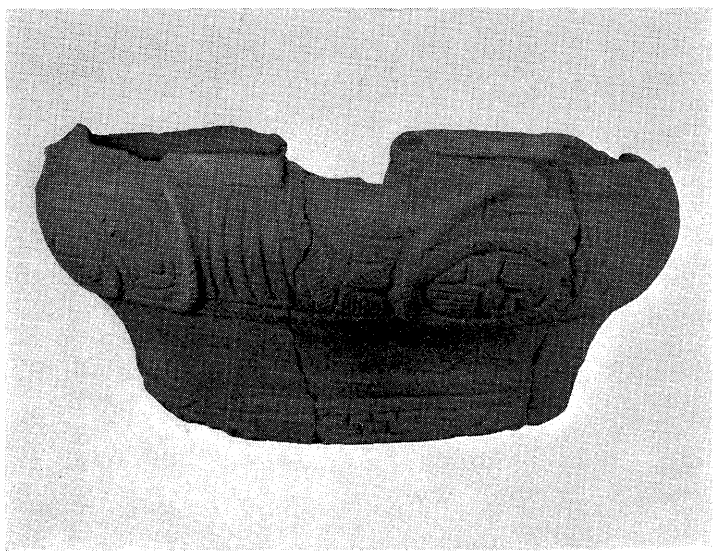

写真 2-21　吹上遺跡出土の勝坂式土器

ものなかには、勝坂式後半に特徴的な横形区画文を口縁にもつ、炉に埋められたと思われる土器も保管されている。妙蓮寺遺跡は谷中川を望む台地上にある中期のみの集落で、地形や遺物の分布からそれほど大規模な集落とはなら

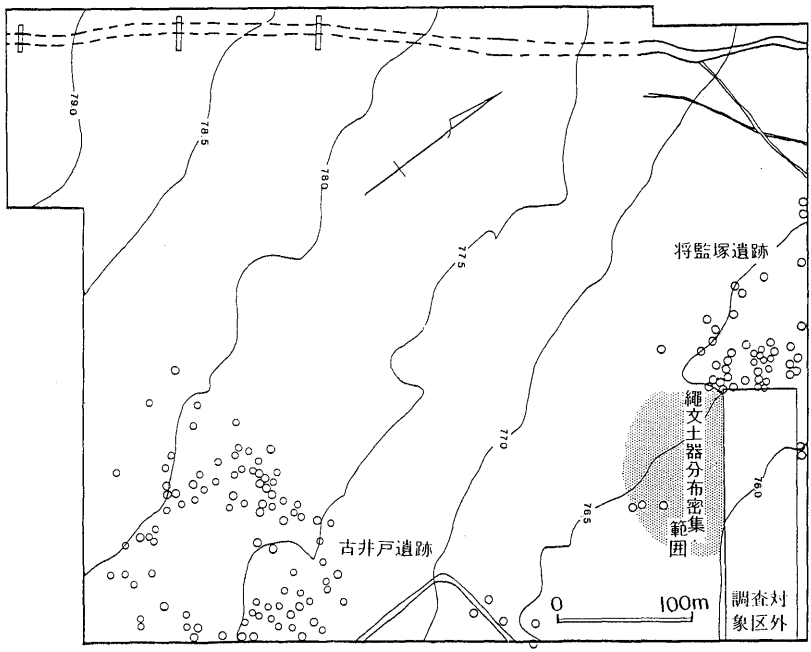

図 2-23　縄文集落の立地と住居の分布（児玉工業団地内遺跡）
（児玉工業団地現地説明会資料＜埼玉県埋蔵文化財調査事業団＞より）

ないであろう。現在、住居跡内から一括して出土したと思われる土器群が残されている。口縁から胴部上半まで復元された土器は、吹上貝塚直前段階の土器群と思われるが、両者を比較してわかるように、土器の顔つきが全く変っている。これら勝坂式土器に混ってわずかに時期が新しくなる土器群もみられ、さらに中部地方の曽利式タイプの土器も混っている。周辺にはこの頃の住居も想定される。

中期後半は勝坂式から加曽利E式への交代で始まる。市域の吹上貝塚はその最初を飾る遺跡であるが、貝塚を形成していることからもわかるように、台地下の海辺で採集される食料を利用するような時代といえる。千葉県の加曽利貝塚に代表されるように、大規模な環状貝塚も形成される。千葉県ではこのほか高根木戸遺跡や貝の花貝塚など大規模環状集落も多い。

県内の中期の貝塚は吹上貝塚のほか、春日部

市花積貝塚が知られる。住居跡内に貝のわずかなブロックのみられる伊奈町大山遺跡などもこの中に入ろう。

これら中期の貝塚をみると、その多くは廃棄された住居跡に貝殻を初めとする不用品を棄てた、いわゆる地点貝塚であり、後期によくみられる厚い貝層が形成されない。いわば、前期に一般的にみられる貝塚と同様である。

県内の貝塚では市域の吹上貝塚や春日部市の花積貝塚が代表的中期貝塚であるが、その規模や数からいっても中期後半の多くの集落が漁労へ依存していたとは言い難い。遺跡数の絶対的多さにもかかわらず、貝塚の少なさはこれを最も端的に裏付ける理由となろう。

ところで、中期の諸遺跡のうち、その前半の勝坂式はその華やかなイメージに比して遺跡は極めて少ないといえるだろう。県内の本格的な中期は加曽利E式にまつわる時期である。市域周辺でみても、朝霞市の泉水山遺跡、新座市の池田遺跡、嵯峨山遺跡、新座遺跡、富士見市の松の木遺跡などの大規模集落が並ぶ。今後、発掘調

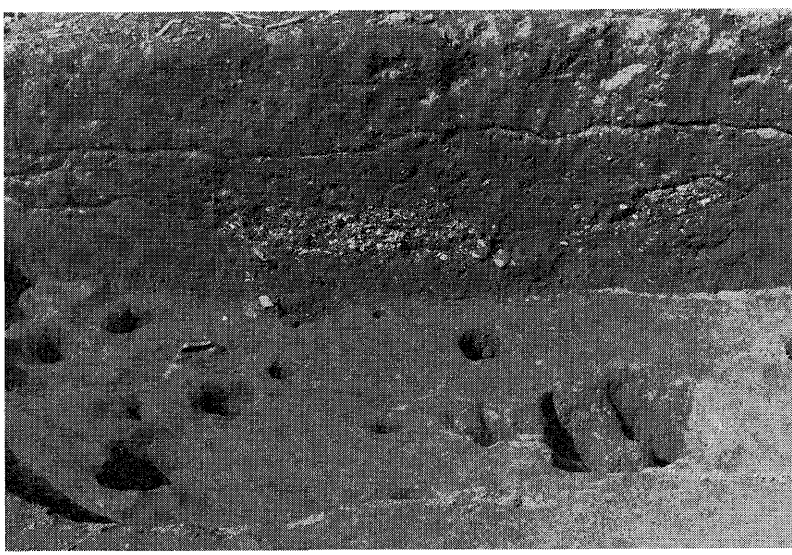

写真 2-22　住居跡覆土にみられる貝層（吹上遺跡３号住居跡）

査が進んでも、この時期の集落が続々と発見されることになろう。県内の他の地域でも事情は同じである。

さて、中期後半とはどのような特徴と文化をもつ時期であったであろうか。簡単に要約していこう。

先に述べたように、土器の様相が一変したことがまずあげられる。土器のもつ諸要素を個々に述べると繁雑になるが、主要な点をあげると、文様帯構成が、勝坂式では口縁から胴部まで一つの文様帯を構成する意識が強く、胴部も文様構成の主要な役割を担っていたものが、加曽利E式では口縁部に文様帯の中心が移り、口縁以下は縦の文様帯となったことである。この時期には一気に加曽利E式と類似した構成をとる土器群が東北から西日本一帯まで広がっている。勝坂式の著しい閉鎖性と好対照である。当然、地域性は残り、それぞれ独自の特徴をもち展開してゆくが、一見して同時性のわかることもその共通性をうかがうには十分であろう。

集落では明確な環状集落の例が最も多く知られることである。勝坂式のみで環状を構成した例はまだ数少ない

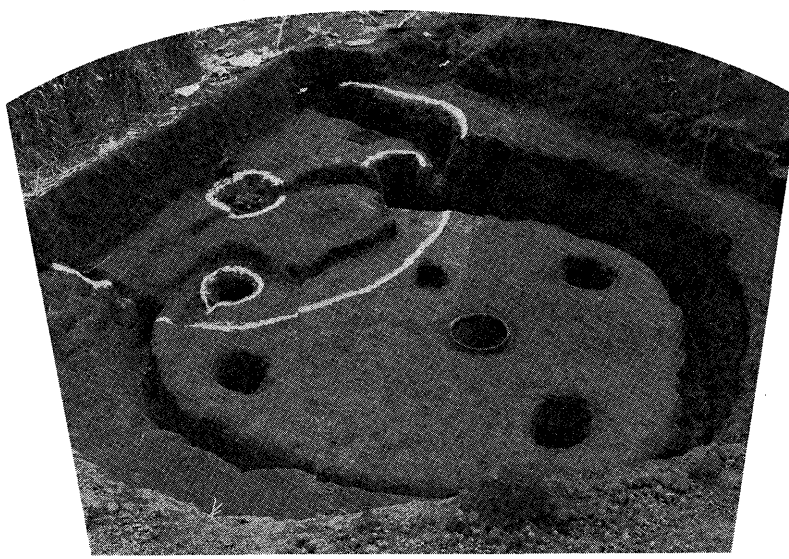

写真 2-23　吹上貝塚1号，2号住居跡

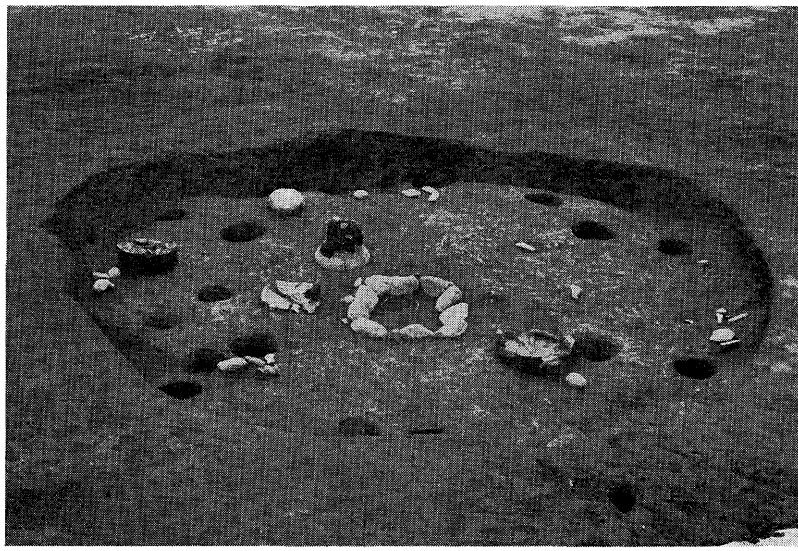

写真 2-24　坂東山遺跡16号住居跡

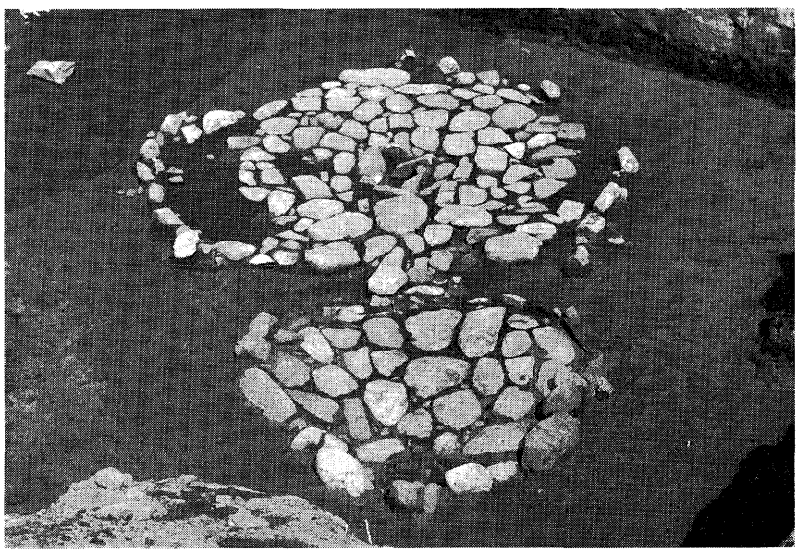

写真 2-25　宮地遺跡敷石住居跡

のではないか。集落の継続性と一集落の絶対的な数の少なさが基因していよう。

個々の住居跡構造も関東地方を中心に変化するとともに、地域による相違もあらわれる。土器にみられる細かな地域差とオーバーラップする。大きくは東西に分けられ、東関東では、阿玉台式前半の炉をもたない独特の住居から後半では中央に炉をもつようになり、二段に掘り込まれる住居があったが、加曽利E式の初めではこれをうけ継ぐものがあるが、次第に、円形の住居に統一される。柱穴と炉が主要な施設となるが、比較的単純な構成である。

これに対して、西関東では、勝坂式の楕円形あるいは円形の住居に代って方形ぎみの住居が増え、四本柱穴が一般化する。住居の入口と考えられる壁下に甕(かめ)が埋め込まれる例が出現し、次第に増加していく。壁下は住居の内と外の境であり、また、人によって踏まれる、あるいはまたぐなど、人々が常に通過する場所でもある。この施設の性格については、現在知られている民俗例などから胎盤を収納する施設と考えられることが多い。出産儀礼に伴う施設である。この入口部は中期終末になると発達し、明確な入口部が作られるようになり、住居外に突出したように掘り窪められ、楕円形あるいは長方形の掘り方がみられる。この現象は住居内に石を敷きつめる方法とともに発達し、いわゆる敷石住居という住居形式を作る。後期以後の住居跡の出発点となる遺構といえよう。

このような敷石住居は、入口部が外に突出することから、柄鏡(えかがみ)形住居と呼ばれる。この種の住居は関東の北及び西の外周地帯でいち早く出現し、次いで、関東西部地域で受け入れられる。関東北部や東部地域では、一部中期終末にその例がみられるようであるが、後期になって初めて取り入れられるのが多いようである。それまでの東部地域の住居跡は相変らず円形が中心で、入口部の発達もみられない。入口部埋甕の例もきわめて少数である。

県内はちょうどこの中間地帯にあたる。したがって、西部地域に入る市域を含めた武蔵野台地では、関東西部の特徴が色濃く、東部に移るにつれ、次第にこの傾向は減り、下総台地の特徴をもつ例が増えていく。

さて、このような特徴をもつ時期であるが、そこで、具体的遺構、遺物について、吹上貝塚の例を取りあげてみてゆこう。

4　吹上貝塚にみられる遺構と遺物

吹上貝塚は県内でも珍しい中期の貝塚である。昭和三四年、当時の町教育委員会により行われた。発掘は直行する二本のトレンチを設定して進められた。その結果、東西に設定したAトレンチから二軒の住居跡が複合して発見され、南北に設定したBトレンチでは一軒の住居跡が検出されている。このうち、完掘した二軒の住居跡内には小貝塚が形成されていた。

貝塚が形成されていた住居跡は中期の後半、加曽利E式の出発点となる時期であり、複合して発見されたA地点二号住居跡は貝塚を形成した一号住居跡を切ってつくられたものである。

A地点一号住居跡は四隅にやや角があると思われる四・七×四メートルの円形ぎみで、ローム層から五〇センチメートルも掘り窪めて床としていた。主柱穴は四本であるが、南側の先端近くに一本のピットがみられ、五本の主柱穴の可能性もある。壁沿いには深い溝が巡り、しっかりした壁体止めが作られていたであろう。炉は中央からやや北よりで、胴下半を欠いた深鉢を埋め、火つぼとして使われた。

B地点の三号住居跡は楕円形ぎみの平面形で、長軸六・四メートル、短軸五・四メートルであった。この住居跡は建替が行われ、周溝が三本みられた。柱穴は当初四本だったものが拡張の結果か長軸が長くなり、六本柱穴へと変っていったようである。炉は北よりにあり、一号住居跡同様、胴下半を欠いた深鉢が埋められていた。

この二軒の住居跡では小貝塚が伴うほかに、多量の完形あるいは完形に近い土器が覆土中にまとまって発見された

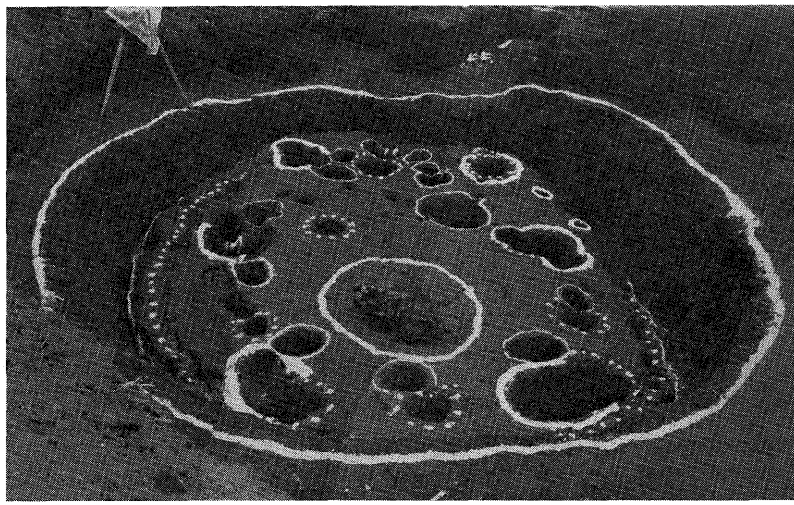

写真 2-26　吹上貝塚第3号住居跡

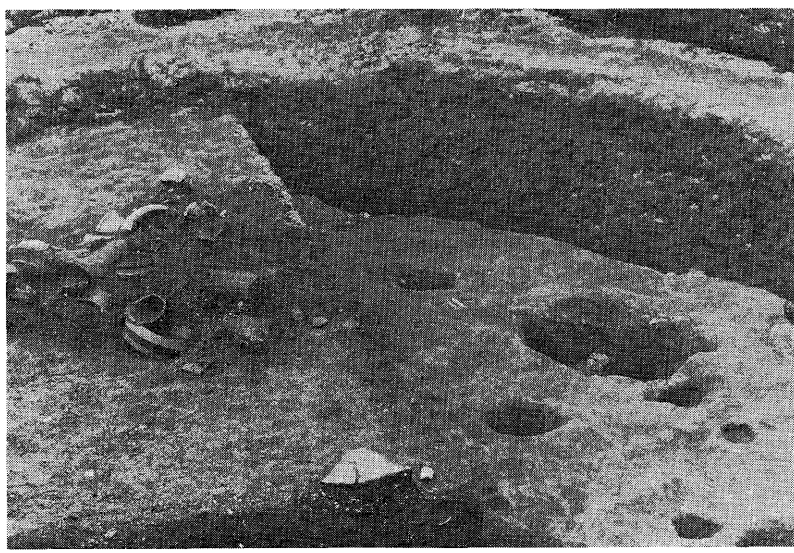

写真 2-27　吹上貝塚第3号住居跡遺物出土状態

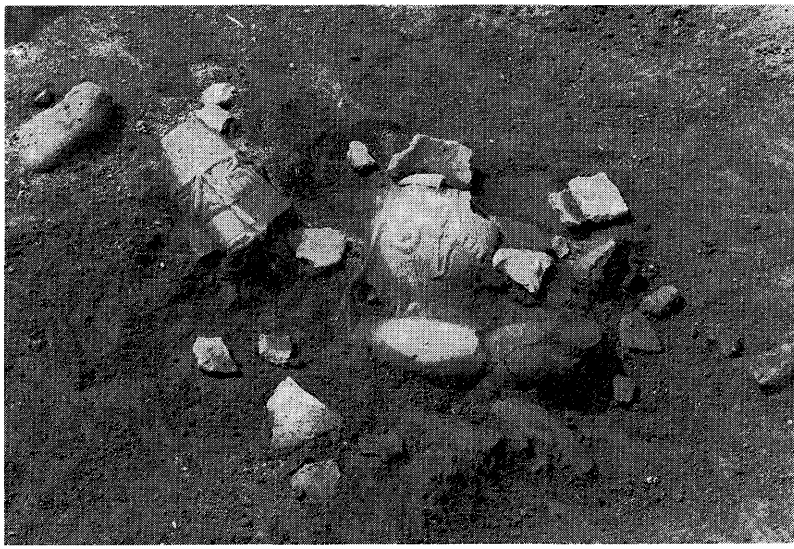

写真 2-28　吹上遺跡第1号住居跡遺物出土状態

ことである。土器は部分的に壊れても補修して使うことが多い。これに対し吹上遺跡では使用可能な土器が惜気もなく捨てられており、通常の土器廃棄と異なるのではないかと注目され、吹上パターンと名付けられた。

吹上パターンが提唱されて以来、各地でこのような土器の出土状態を示す例が数多く確認されるようになった。このような土器廃棄のあり方は、中期前半の時期から吹上遺跡一号、三号住居跡ぐらいの時期に限定されるようである。勝坂式の住居跡のなかには、層をなして土器が出土する例も知られている。

晩期でも小形品を中心に多量の土器が出土することがあるが、住居内ではこのような出土状況を示す例はないようであり、性格を異にしよう。器種が中期では深鉢が中心なのに対して、晩期の場合、小形品で、特定の用途のもので、性格の違いを示していよう。

吹上パターンの性格は、このパターンの提唱当初から考えられていた意見であるが、土器作りのサイクルと関係するという見方がある。土器作りについて一シーズン

のサイクルのなかで考える向きもあるが、それにしては出土量が少ないのではないか。もっと長期にわたる可能性もあろう。

さて、吹上貝塚の貝層を形成していたのは、主に貝類で、その他、魚、爬虫類、鳥類、哺乳類がある。内訳は左記のとおりである。

貝　類

ヤマトシジミ（最多量）、カキ、ハマグリ（多量）、アカニシ、シオフキ、サルボウ、チリメンカワニナ、バイ、オオタニシ、オオノガイ（以上少量）

ヤマトシジミを最多とし、少量のハマグリのほかはごく微量。

魚　類

サメ類、エイ類、コイ、ギバチ、ボラ、スズキ、クロダイ、コチ

コイ、ギバチ、スズキなどの淡水系あるいは汽水系の種類が多い。

爬虫類

ウミガメ

鳥　類

ガン、カモ、ツル、キジ（いずれも少ない）

哺乳類

イノシシ、ニホンジカ（最多）、タヌキ

吹上貝塚は貝塚としては規模が小さい。出土した自然遺物も少なく、当時の食生活の一端を示すに過ぎないが、汽

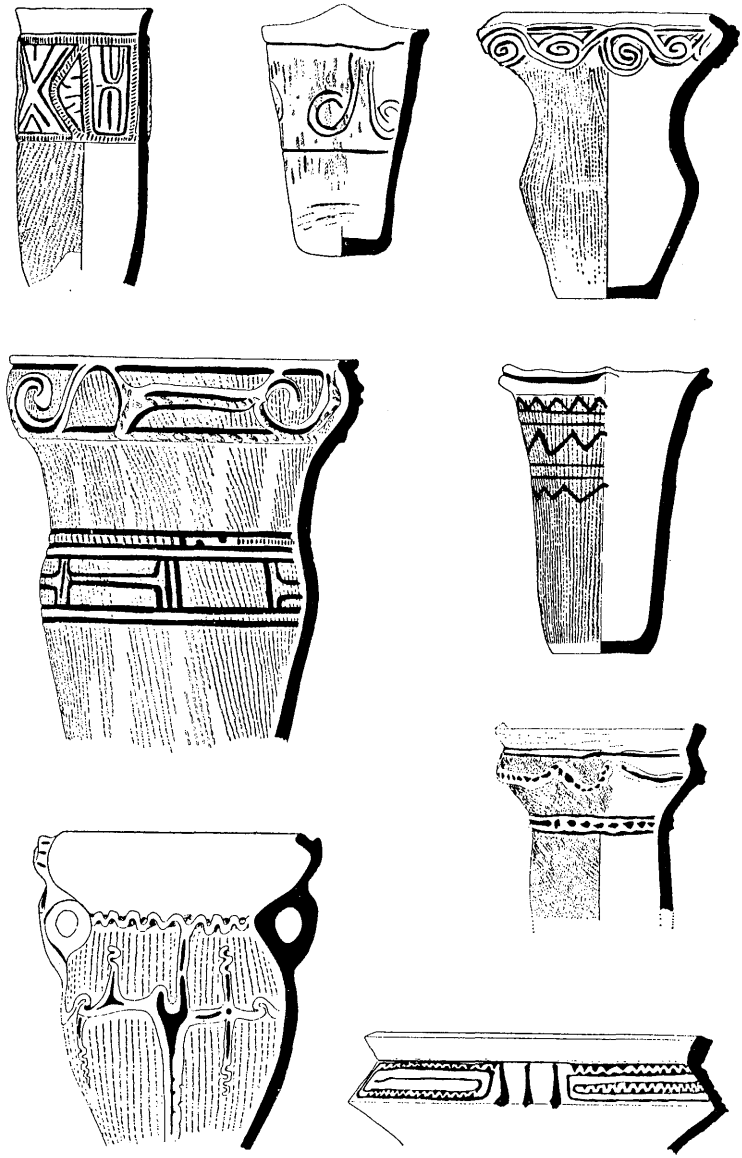

図 2-24　吹上貝塚出土土器

水付近で採集した当時の様子の一端を知ることができよう。

次に、この貝塚の人工遺物を概観していこう。

中心となるのはやはり土器である。なかには、彩色された浅鉢土器も出土している。その他、各種の石器、土器片錘も多かった。

土器は早期から晩期まで出土しているが、中心は中期の加曽利E式初頭の土器である。両住居跡とも主体は加曽利E式土器であるが、それぞれ一個体ずつ明らかな勝坂式を含んでいた。また、加曽利E式の土器にも刻みのある隆帯や眼鏡状把手などの勝坂式の要素を残すものがみられた。まさに、両時期の接点の土器である。

このほか、中期の土器で注目されるのは、勝坂式初頭から加曽利E式直前の土器もみられた。この頃の住居跡も存在しよう。さらに、東関東に分布する阿玉台Ⅰb式からⅣ式までの各段階の土器もあり、この地域でも阿玉台式の勢力が意外に強いことが知られる。

浅鉢を中心に丹塗りされた土器がみられた。外面全体を丹彩するほか、丹彩で文様を描くものもあった。

土器片錘は両住居跡から出土する。土器片を長方形に擦って整形し、長辺中央部に、刻目を擦って加えたものである。漁網具と考えられているが、出土量は埼玉西部では少なく、東部地区の遺跡に多いようである。

石器は量としては少ない。中期には多量の打製石斧がみられることが普通であるが、市域周辺のような独自の石材が得られない地域では意外に少ないものである。打製石斧でもなかには磨製石斧状にすり減ったものもみられた。

吹上遺跡で発見された石器にはこのほか黒曜石製の石鏃二点のほか、磨製石斧、凹石、磨石がある。

また、吹上遺跡の発掘調査では出土しなかったが、石皿や石棒も中期を代表する石器である。さらに、きめの粗い石材でつくった石匙もよくみられる。また、小形磨製石斧もしばしば出土する。くさび状の工具といわれる。

5　散在する村―後晩期の遺跡群

中期の終わり頃になると、遺跡数は急減する。県内にも中期の大集落が多数分布するが、先に述べたように、その中心は加曽利E式の時期で、中期の最終末まで継続することは少ない。吹上貝塚の場合もわずかな中期終末の土器が発見されているだけである。また、城山南遺跡では中期終末の加曽利EⅣ式が出土しているが、遺物の散布状況をみると遺跡としては小規模なものである。

この時期は遺跡数が減少するだけでなく、一遺跡あたりの住居跡数も激減している。あたかも中期に普遍的であった広場集落から数軒を単位とした集落となり、一つのムラの家族数が著るしく減少したようにみえる。社会組織の大きな変革である。

しかしながら、後期には関東の東部地区を中心に環状貝塚群が多数知られ、また、県内でも千葉県に接する庄和町では環状貝塚となる神明貝塚が知られる。さらに、近年発掘調査された久台遺跡では、多数の後期前半の住

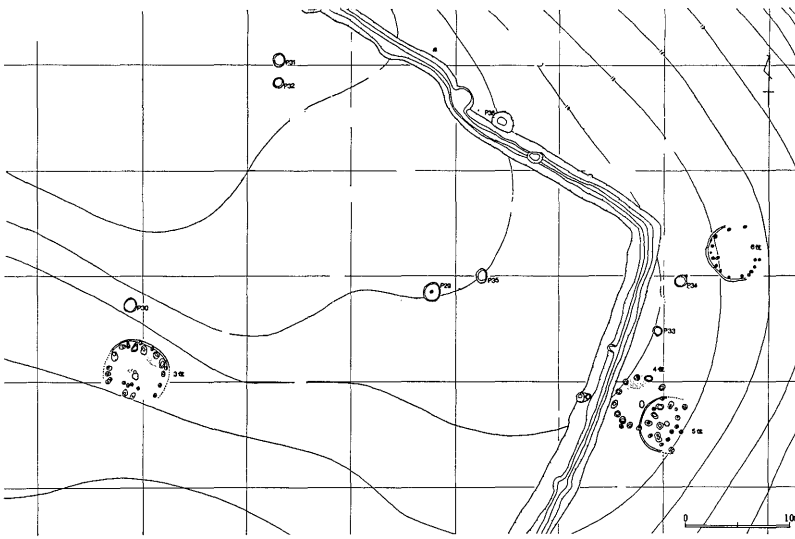

図 2-25　卜伝遺跡住居跡及び土壙分布図
（「卜伝」埼玉県遺跡発掘調査報告第25集より）

居跡群が環状ぎみに検出されている。

神奈川県の港北ニュータウン地内で発掘された後期前半の遺跡の例では、完全な環状とはならないが、無遺構地帯を挟んで二群の住居群跡の並んでいる例も知られる。このことは、広場集落は必ずしも東関東独自のものでないことを示している。

このように、多くの後期の集落が示しているように、数軒から構成される小規模で継続性のない集落のあり方は、広場集落を構成し得なかった程、集落の人口が少なかった結果と考えられる。この傾向に多少の波はあるが、縄文時代終末まで続く。

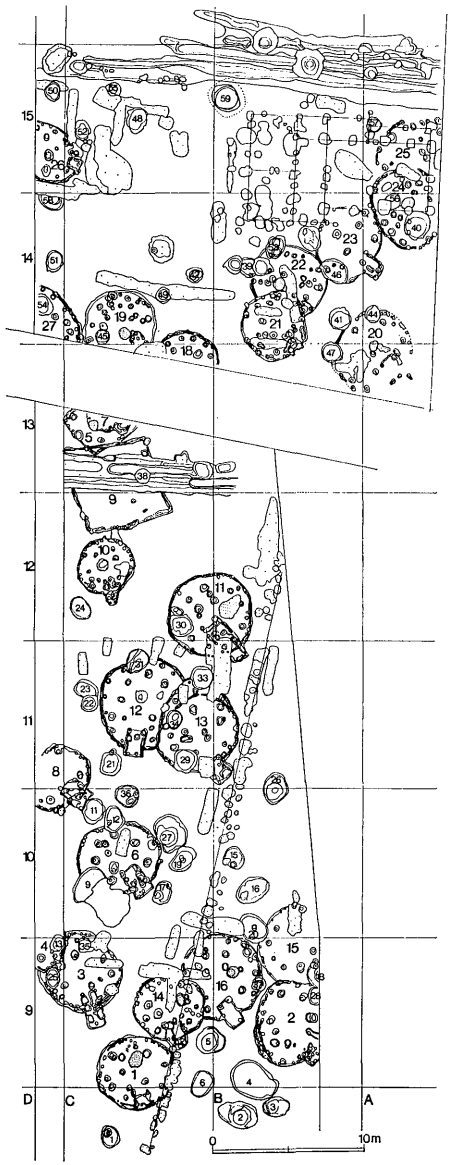

図 2-26　久台遺跡住居跡分布図
（「久台」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第36集より）

一方、集落を構成する個々の住居跡も大きく変貌する。あたかも、遺跡、遺構数の減少に伴うような変化である。すでに、中期終末の住居跡の項で述べたように、入口部構造の発達である。市域ではこの時期の遺構は発見されていないが、近接した地域では、称名寺、堀之内Ⅰ式土器の出土した富士見市の北通遺跡等いくつかの遺跡が知られる。また、同市本目遺跡でも三軒の住居跡が発見されているが掘り込みが浅く、プランがはっきりしなかった。そこで、近接してある北通遺跡の例をみよう。

住居跡は東側に張り出し部を持ついわゆる柄鏡形住居で、居住部は径五・二メートルの円形であった。張り出し部は一・八×一・七メートルの方形ぎみである張り出し部には楕円形の浅い窪みがあり、連結部には対となる細長いピットとこれをつなぐような壁溝状の

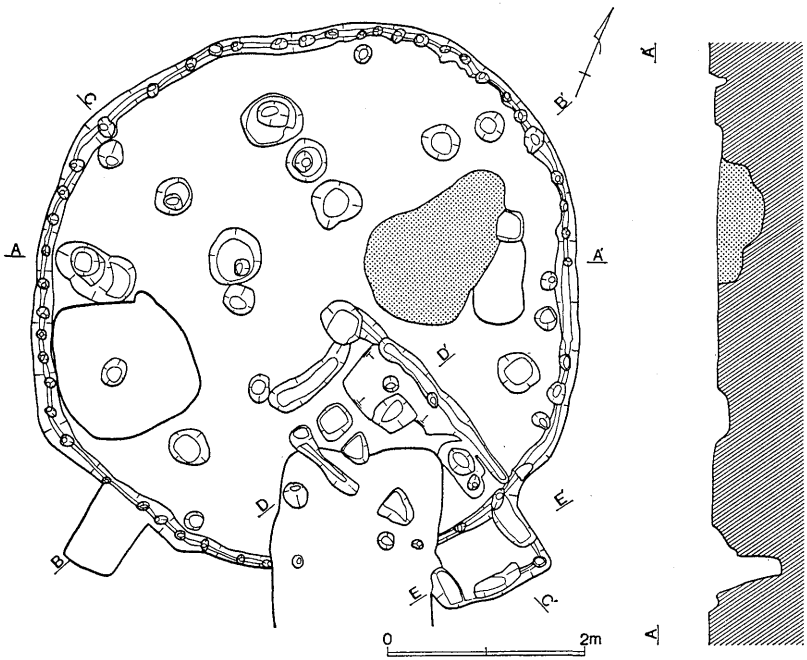

図 2-27　後期前半の住居跡（久台遺跡）
（「久台」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第36集より）

ピットがみられた。中期終末にはこれらの張り出し部に関係する部分に埋甕がみられたが、後期に入ると例は少なくなるようである。ピット類がこれに代るかも知れない。

このような住居跡の変遷をみると、地域によっては堀之内Ⅱ式頃まで、居住部は円形となるようである。堀之内Ⅰ式では連結部の外壁が直線的なものもある。

加曽利B式になると居住部が方形となるとともに、張り出し部も矩形化し、それほど居住部から飛出さなくなる。石の使用例も次第に少なくなるようであり、住居づくりに石を使うことが多かった関東西部でも、加曽利B式後半では石を敷いた住居づくりは少なくなる。当然、県内でも石を使った例は知られていない。

住居のプランが方形に変わる直前の代表的な例に、岩の上遺跡の小石を敷きつめられた堀之内Ⅱ期柄鏡形住居がある。張り出し部から中央の炉にかけた部分には、敷石のみられない長大な長方形の部分があり、入口から炉までは直結した一つの構造体であることをみせていた。

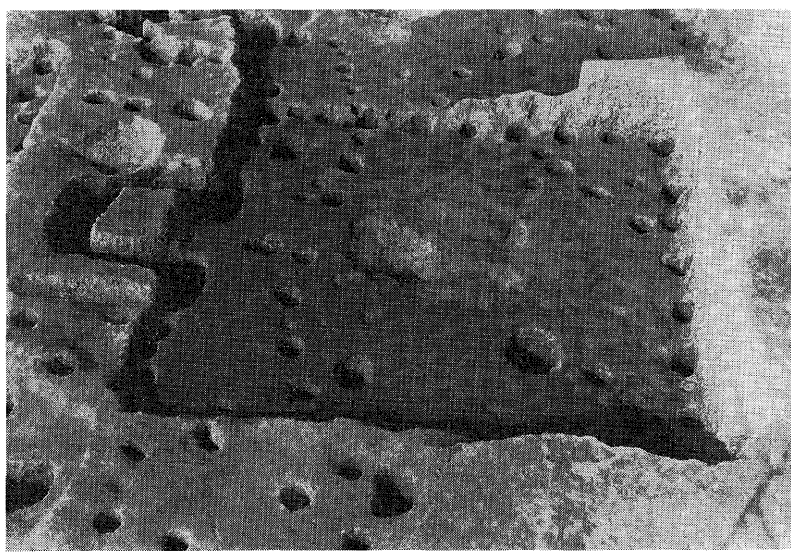

写真 2-29　後期後半の住居（高井東遺跡）
（「高井東遺跡調査報告書」埼玉県遺跡調査会報告第25集より）

後期後半から晩期の住居跡は桶川市の高井東遺跡に好例が多くある。基本は加曽利B式以来の方形であり、入口構造も完成し、方形の入口部が確立し、入口構造を支えるピットが並ぶ。屋根を支える柱穴は主柱穴のほか、壁に沿って巡る壁柱穴の組み合わせが一般的である。

このように、中期末から晩期に至るまでの住居構造の変化をみてくると、途中で円形から方形へと大きな変化はあるものの、次第に住居様式が完成へ向っているといえよう。

柄鏡形住居の出現は、中期後半にみられた入口下に甕を埋める埋甕風習に端を発していることが、初期の張り出し部に甕が埋られていることからこれを裏付けていると思われる。しかし、後期になると、逆に入口部としての意識が先行し、次第に入口としての構造を完成させていったといえよう。後期になってもまれに深鉢等の埋設されている例も多い。埋甕を出入口部へ設けるという形をとるため、張り出し部に埋甕が設けられることになる。このような、この入口部埋甕風習も後期後半になるとほとんど姿を消す。

つぎに、各種残された遺物の面から後期文化の特徴をみていこう。まず出土量の多い深鉢では、第一に器種の増大と、次第に精製・粗製の区分がはっきりしてくることをあげている。器種ではまず、注口土器、小形の浅鉢が安定して存在する。注口は以後、晩期まで様々な変遷をとげる。後期中頃には高い台の付く鉢も作られ、精製と粗製の差もはっきりしてくる。精製土器は磨消縄文が多用され、文様帯が口縁から胴部まで何段も重ねられるものも多い。これに対し、粗製土器はやがて胴部で区画するものもあらわれるが、縄文地に斜めの条線を加えたものや格子文が加わったものなどとなる。

土製品、石製品では土偶が立体化、細密化したり、土製の仮面もみられ、宗教的遺物も増加する。後期末から晩期にかけては土偶のほかに多量の耳飾、石棒、勾玉等の各種玉類の出土もみられるようになる。縄文時代のなかではこ

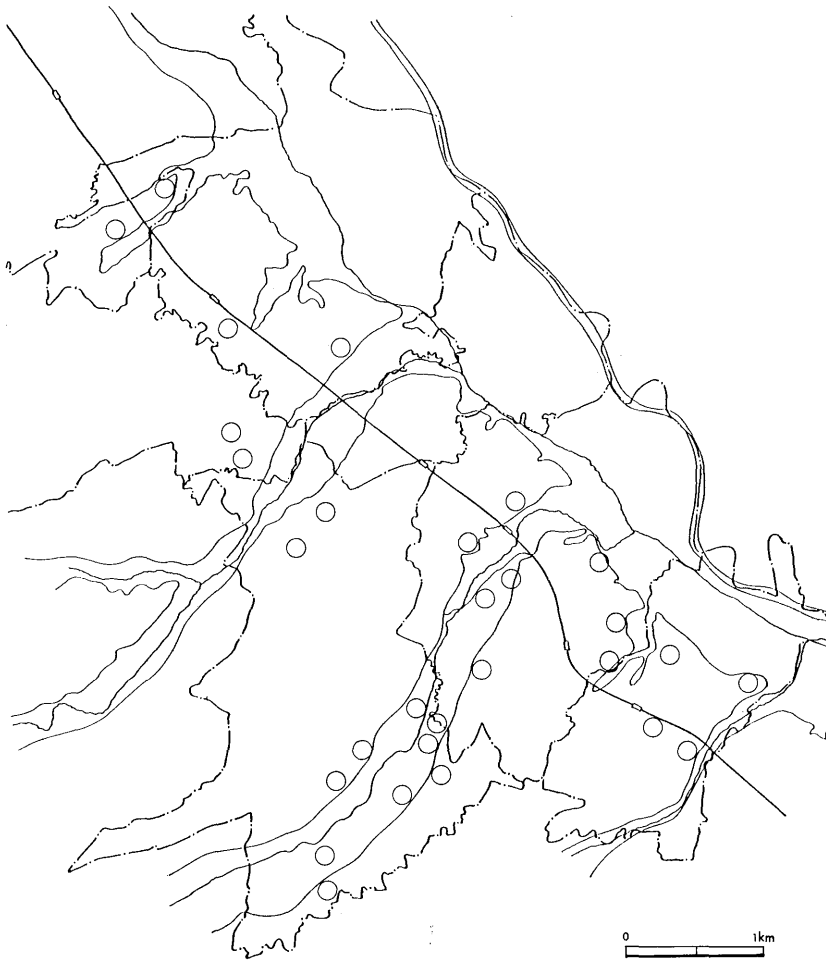

図 2-28　市域及び周辺地域の後・晩期遺跡分布図

れらの宗教的遺物が最も発達した時期であり、晩期でも中頃になると急速に減少している。

葬送儀礼に関わる遺構・遺物となると県内では少ない。石の多い地域では石を長方形に組んだ埋葬墓が多く発見されており、これら墓跡が環状に並ぶ例も知られる。

そこで、市域で発見された後晩期の遺跡をみていこう。

後期前葉の称名寺、堀之内Ⅰ式の遺跡には四ツ木遺跡、吹上遺跡、白子宿上遺跡、丸山台遺跡がある。いずれも土器が断片的に出土するだけで、現状ではまとまった遺構の出現は考えにくい。これらのうち、後期中葉の堀之内Ⅱ式へ続く遺跡は白子宿上遺跡、四ツ木遺跡であるが、白子宿上遺跡の場合、堀之内Ⅱ式が中心で前後へ続かない。この遺跡と同様なものに丸山台遺跡がある。小規模な後期の遺跡であり、かつて採集された土器から判断しても前後の時期ではそれほど多くの遺物が包含されていることはないであろう。四ツ木遺跡の場合は堀之内Ⅰ式、加曽利Ｂ式、安行式土器と断続的に出土している。採集量が少ないことから、正確なところはわからないが、他の遺跡の継続時期のあり方から多少の空白はあるとしても、比較的継続性の高い遺跡と考えられ、堀之内Ⅱ式の遺物も包含されている可能性もあろう。

このように、市域の後期の遺跡をみると、堀之内Ⅱ式の時代が前後の時期に比べて一つのピークをなしていると考えられよう。

堀之内Ⅱ式以後に継続する遺跡は四ツ木遺跡と吹上遺跡である。四ツ木遺跡の場合、採集された遺物しかないので全体の様子ははっきりしないが、後期後半から後期末の安行Ⅱ式までが中心のようである。吹上遺跡は小発掘が試みられており、遺跡の概要は比較的はっきりしているが、昭和五四年の発掘でも後晩期に継続する遺構を検出することができなかった。出土遺物もすべて黒色土の包含層中から出土しているため大形破片は少ないが、出土量は比較的多

く、周辺地域を含めてこの地域の安行式の代表的遺物群である。

昭和五四年度の調査で最も出土量の多かったのは安行式各時期のうち、安行Ⅲc式、Ⅲd式と呼ばれる、地文の縄文が消失した土器群である。この頃の埼玉県には大小様々な遺跡があるが、多くは本遺跡と同様な遺跡継続期間のものが多い。

市域周辺の後晩期の遺跡をみると、後期では富士見市打越遺跡、北通遺跡、本目遺跡があり、晩期では新座市鐙田遺跡が知られるにすぎない。市域では現在のところ吹上遺跡が比較的まとまった資料であろう。しかし、大宮台地にある川口市新郷貝塚、石神貝塚、大宮市奈良瀬戸遺跡、東北原遺跡、集落の発見された高井東遺跡など拠点的集落に比べて小規模な遺跡といえる。

このように、後晩期という時代は文化的に様々な技術の進歩を急速に遂げる一方、遺跡密度の過疎さにみられるように、十分な集落構成となるまでに至る人口構成がなかなかむずかしく、生活そのものはきびしい時代であ

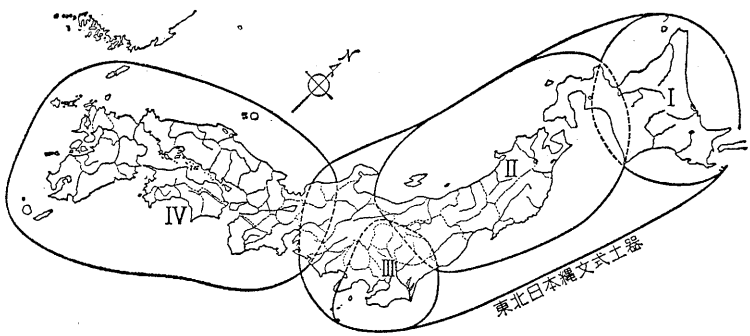

晩期の分布圏1　Ⅰヌサマイ式，Ⅱ亀ヶ岡式，Ⅲ安行3式，Ⅳ黒土BⅡ式

図 2-29　日本列島の文化圏（日本の考古学2＜縄文時代＞より）

ったといえるだろう。和光市周辺地域における遺跡分布のあり方は、この現象を具体的に示している。なかでも後期末から晩期前半は、縄文の文化としても生活の広がりも一つの大きなピークとなっている。吹上遺跡にみられる多量の土器の出土はこれを裏付けていよう。

後期末から晩期前半の大きな特徴を考える上で重要なのは、東北地方からの影響及び文化的共通点と相違点である。

日本列島は後期後半になると、東西の大きな文化圏に分れる。東日本は縄文時代の伝統で、土器に縄文が引続いて使われるのに対し、西日本では次第に無文化し、後期末には縄文が使われることが極端に減少し、やがて消えてゆく。なかには、黒色研磨土器と呼ばれる、黒光りした肌の土器も出現する。

この両地域の境は時代とともに若干変動するが、おおむね現在の近畿地方と中部地方の接する地域である。関東地方は東北地方とともに東日本の中心的地域であり、後晩期でも引続き独自の文化圏であったといえる。しかし、常に他地域との関係も無視しえない。後期末には高井東式と呼ばれる地文に縄文をもたないことを基本とする一群の土器が知られる。これらの土器

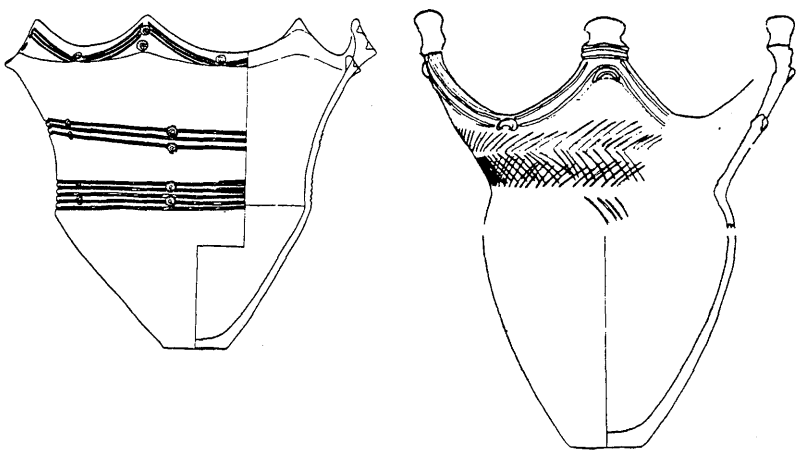

図 2-30　東日本(右)と西日本(左)の深鉢（高井東遺跡及び御経塚遺跡）

の器形をみると、従来の関東地方にはない口縁部に縁帯を付す手法が発達したものであり、西日本的要素が加わっている。縄文の付いた精製的土器は大きな影響を受け、高井東式と同様な文様帯構成となる。安行期ではこれを消化し、関東独自の土器を作りあげている。

後期後半では、東北と関東では共通する部分も多かったが、関東地方での西日本的要素の採用と消化によって、独自の文化圏を形成することになったといえよう。

一方、東北地方では晩期になると、大洞式（亀ヶ岡式）と呼ばれる縄文土器を代表する土器が成立する。きわめて精緻な作りで、多種多様で複雑な器形と文様が付けられる。この大洞式土器は北海道から関東の安行式土器分布圏をとりまく程の広い地域まで広がり、独自の土器を持つ関東地方へも多くの土器が運び込まれている。関東地方に入ってきた大洞式の主な器種は注口、皿、壺、香炉形などの小形で作りの丁寧な土器

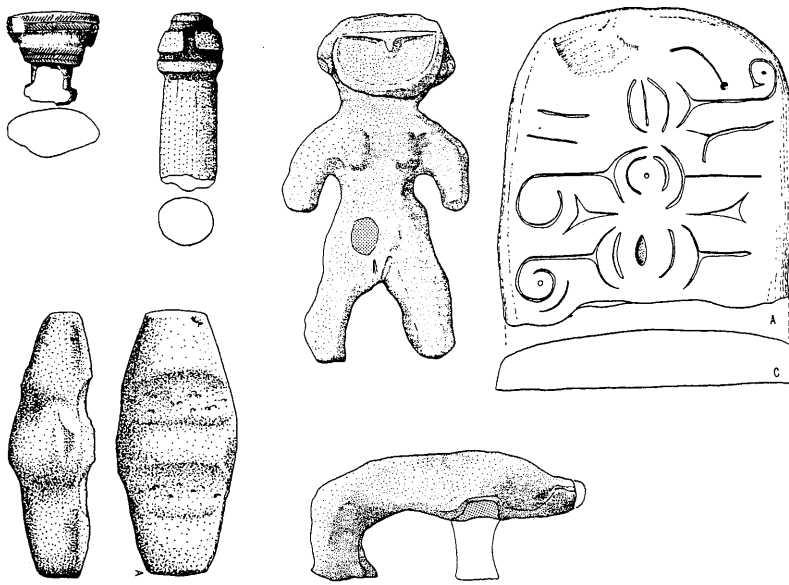

図 2-31　縄文時代後・晩期の信仰遺物
（「高井東遺跡調査報告書」埼玉県遺跡調査会報告第25集より）

が多い。安行式土器のなかにも初めの頃にはこれら小形の器種もあるが、やがて作られる量が減り、大洞式の土器にとって代わられるようになる。とくに、注口土器や香炉にこの傾向が顕著である。しかし、日常的に使われる深鉢を中心とした土器には、文様要素や一部の器形への影響がみられるものの独自の変化をとげたものが多い。このように、関東の安行式文化が東北からの文化的影響を受けながらも独自な展開をしているが、深鉢のあり方はこれを象徴している。

　また、この時期は東北・関東地方の両地域とも祭式儀礼が発達し、祭式にかかわる遺物が多い。しかし、土偶にみられるように、東北では遮光器土偶、関東では木菟（みみずく）形土偶といった、全く異なった形態をとる。吹上遺跡で発見されたような土版も両地域で共通にもつ祭りの道具であるが、つけられていた文様は関東独自のものであり、土器のあり方と同じである。このほか、石棒、石刀類もそれぞれ独自の発達をとげている。

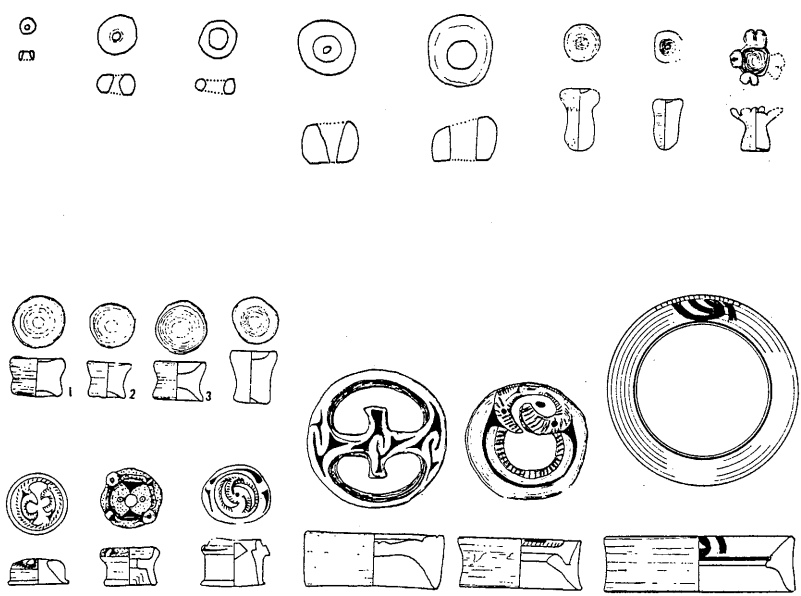

図 2-32　後・晩期の装飾品（玉・耳飾）
（「高井東遺跡調査報告書」埼玉県遺跡調査会報告第25集より）

耳飾類の多いのもこの時期の特徴である。関東地方ではどの遺跡でも多量な出土例が知られるが、東北では関東ほど量が多くないようである。

このように、関東地方は晩期前半まで、土器だけでなく、様々な遺物の面で独自の文化圏を形成していたことがうかがえる。各種の遺物にみられる晩期前半までの盛り上がりは、地文の無文化が進む安行Ⅲb式になると、急速な下り坂へ向かい、ほとんど地文縄文が消失する安行Ⅲc式の頃を最後に衰退の道をたどる。

埼玉の安行Ⅲc式以後の土器は安行式からの伝統は引きつがれず、「工字文」と呼ばれる東北の大洞A、A′式やその変形である周辺地域と同系列の土器へと変わる。県内にはまとまった資料はないが、嵐山町の花見堂遺跡、蓮田市関山貝塚等にわずかにその姿がみられるのみとなる。

また、この種のモチーフは弥生時代へ入っても引続き用いられたようだ。時代は大洞A′式の頃かも知れない。県内の弥生時代の工字文は甘粕山遺跡が代表例で、以後、完全な弥生土器である岡部町四十坂遺跡から中期の須和田式へと受けつがれる。須和田式でも残るが、他の文様要素の一部へと変化している。

いずれにしても、関東地方の晩期後半という時期は、きわめて人口の希薄な時代であるとともに、定住を象徴する住居跡の検出例もほとんど知られていない。関東地方北辺に近い東北地方、中部地方とも急速に縄文時代としての活気が失われていることは同一であるが、関東地方はよりこの傾向が強いといえよう。

この頃、西日本では米づくりの弥生時代がすでに始まっていた。

第三章　弥生時代

第一節　縄文時代から弥生時代へ―関東の場合―

1　水稲耕作と弥生時代

弥生時代は紀元前三世紀頃水稲耕作が大陸から北九州へ伝えられたことに始まる。縄文時代の狩猟採集を主とした、自らの力で食料の再生産を行わない生活から、米という栽培によって食料を再生産する方向へと大きく変った。

九州地域では縄文後期末から晩期に至ると、弥生時代の石斧に類似した木工用の扁平片刃石斧や石包丁に似た打製の石包丁あるいは多量の打製石斧など、従来の西日本の縄文文化にはない傾向を示し、土器においても器面を黒色に研磨された土器も加わって、新しい動きが現れている。このことから晩期にはすでに大陸との接触によって水稲耕作が行われていたという意見もある。また、土壌分析の結果、稲の細胞中に含まれる珪酸体すなわち、プラントオパールも後期にさかのぼる土層中から検出されたといわれる。

最近、これを裏付けるように、福岡県板付遺跡において、従来、縄文晩期終末とされた夜臼式単独の包含層中から最古の水田跡と炭化米が発見された。従来、水稲耕作の確かな証拠は、同じ板付遺跡の縄文晩期の土器とされる夜臼式と弥生土器とされる板付式が伴出する層で発見されていた水田跡の存在であった。板付式は以後の北九州で展開する遠賀川式土器の最初を飾る土器であり、以後の日本列島の弥生土器の基本となるものであった。

表 2-3　関東弥生時代の編年表

	関東の土器型式名	和光市域の遺跡	周辺地域の遺跡
中期	三ケ木	午王山	
	須和田	吹　上	
	宮の台	午王山	ハケタ遺跡（朝霞市）
			台の城山（朝霞市）
			南通遺跡（富士見市）
後期	久ケ原・吉ケ谷		台の城山
	弥生町・吉ケ谷	城　山	台の城山
		午王山	泉水山（朝霞市）
		榎　堂	郷戸（朝霞市）
	前野町・吉ケ谷	榎　堂	泉水山
			成増一丁目遺跡（板橋区）

この板付遺跡で発見された縄文晩期の水田跡は、従来考えられていた弥生土器を欠いた時代であったことから注目された。縄文土器では貯蔵するための壷、煮沸用の甕と同様な機能をもつ深鉢があくまで主体であり、ほかは特殊な用途のための器であった。弥生土器では壷、甕、高坏が基本となる器種であり、とくに、壷の役割が高くなっていることが注意される。

このほか、弥生時代を特徴づけるものに、米作りを中心とした各種の道具類、さらに社会構成のあり方、墓制など多岐にわたる。しかし、これらは全て一時点を画して変化したわけでなく、それぞれに若干のずれは十分予想され、時には長く縄文的伝統の残る例も多い。

「弥生時代」という名称は縄文時代と同様、当時作られていた土器によって名付けられたものである。その由来は東京都文京区の現東京大学構内にある弥生町向ケ岡遺跡で発見された一つの壷にちなんで名付られたものである。その後、この弥生土器は、弥生時代後期の所産であることがわかったが、現在でも弥生土器を象徴するも

のであろう。このような時代名称の付け方や土器の器種構成上の大変革のあったことから、弥生時代は弥生土器の時代としておくのが現状ではよいのではなかろうか。

このほか、弥生時代を特徴づけるものに金属器の存在がある。弥生時代の始まる頃、大陸では各種の青銅器とともに鉄器がかなり普及し、青銅器は祭器的役割、鉄器は利器的役割と機能分化が進んでいたようである。

日本列島にはこの青銅器とともに鉄器ももたらされたことは確実である。国内で発見される金属器は、青銅器が中心で鉄器は少ない。鉄器はさびやすいため、残りにくいこともあるが、再利用がきわめて困難であり、独自生産がかなり後れ、当初は大陸からもたらされたものが専ら使われて数が少なかったことにも原因があろう。

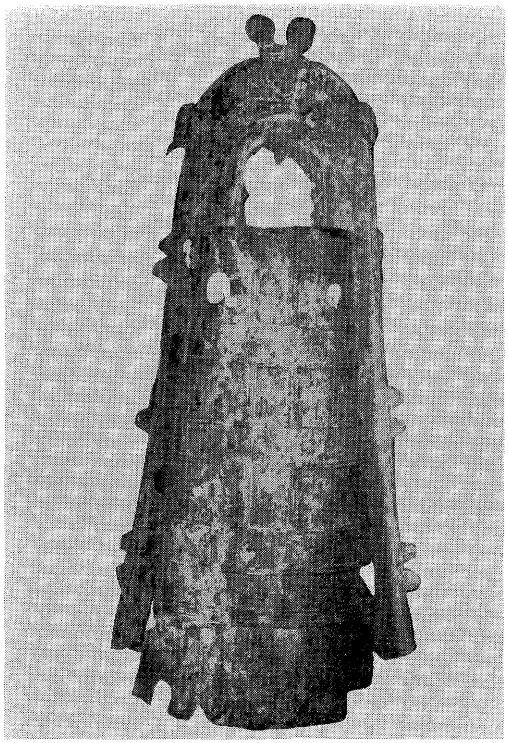

写真 2-30　銅　鐸

青銅器には銅鐸（どうたく）、銅剣、銅鉾（どうほこ）、銅鏡などがある。ほとんどが中部以西の西日本で発見されている。関東地方では小銅鐸と呼ばれる銅鐸のミニチュア的なものが断片的ながら発見される。これら銅器をみると、大陸から直接もたらされた利器的な銅剣、銅鉾などもあるが、多くは再生産され、宝器的なものへと変ってゆ

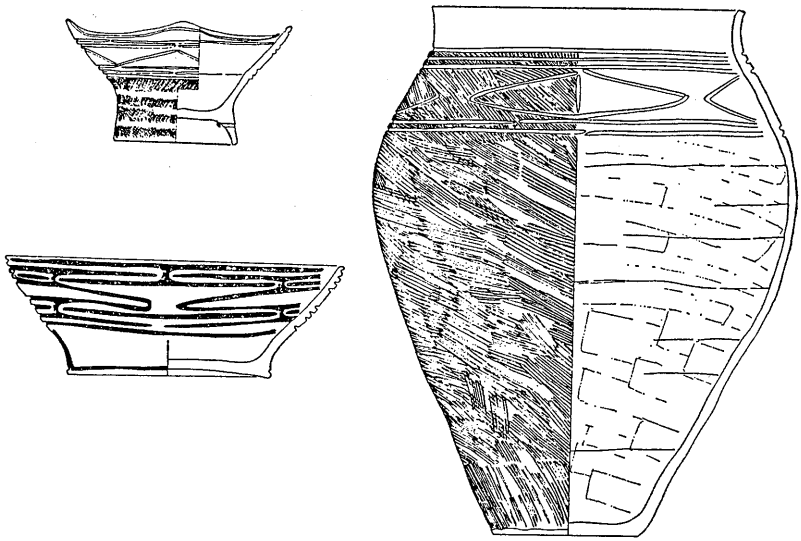

図 2-33　四十坂遺跡の弥生土器（新編埼玉県史資料編2原始<弥生・古墳>より）

く。

北九州で始まった弥生文化はたちまち、愛知県西部地域までの西日本に広がる。弥生文化はここでしばらく停滞し、東日本への伝播はかなり遅れる。弥生文化東漸の線はくしくも縄文土器にみられた東西の境であるとともに、この線が年降水量一六〇〇ミリ以上、最高気温三〇度以上の日が六〇日以上ある地域と重なり、これ以東の地は年降水量が一六〇〇ミリ以下の地であった。弥生文化東漸の停滞はこの両要素が考えられよう。

2　関東の弥生文化のはじまり

関東地方で本格的な弥生文化が認められるのは中期以後であるが、近年縄文晩期終末のなかに弥生時代に入ると思われるいくつかの土器が検出されている。神奈川県では遠賀川系の土器も出土し、東海系の条痕文をもつ一群の土器の出土もみられる。従来の関東地方での弥生時代の開始をさかのぼらせ、前期になることになる。

埼玉県内でもいくつかの遺跡が知られるようになっ

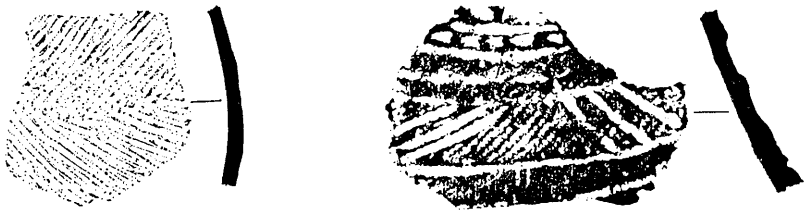

図 2-34　午王山遺跡出土の条痕文系土器(左)と吹上遺跡出土の須和田式土器(右)

た。児玉郡美里町如来堂C遺跡では、変形工字文のつく浅鉢に混じって肩部に突帯の走る壺や東海系の条痕文系土器もみられた。いずれにしてもこの土器は、千網式、荒海式に後続する土器であることは間違いない。岡部町四十坂遺跡も縄文時代の伝統を引く変形工字文をもつ浅鉢のほか、口縁に突帯のめぐる条痕文系壺などがある。四十坂遺跡の場合には壺の完形品が多く、弥生的な再葬墓をうかがわせるものである。

この両者は伴出する東海系の土器でみると、如来堂C遺跡から四十坂遺跡までそれほど時間差はないと思われる。四十坂遺跡にみられるように、縄文時代の終了とともに急速に弥生的文化へと変っている。

和光市域にはこの時期と明確に断定することのできる資料はないが、午王山遺跡から出土した羽状条痕のみられる胴部破片がまず取り上げられよう。この条痕はハケ目状に密接したものであり、中期後半の宮の台式にみられる羽状条痕とは異なった特徴をもっているように思われる。

和光市周辺地域でもいまのところ弥生前期に相当する土器は知られていない。関東地方の当時の土器が、晩期終末のモチーフを引き継いだ土器と東海系の条痕をもつ土器が主体であることから、縄文土器、弥生土器の判別が難しいこともあるが、何といっても絶対的に遺跡が少ないことは否めない。従来発見されている遺跡でも遺構を伴わない例が多いようであり、集落の構造や個々の住居の様子はわかっていない。生活に伴う土器以外の用具もはっきりしていない。辛うじてわかるのは、県内では四十坂遺跡で発見さ

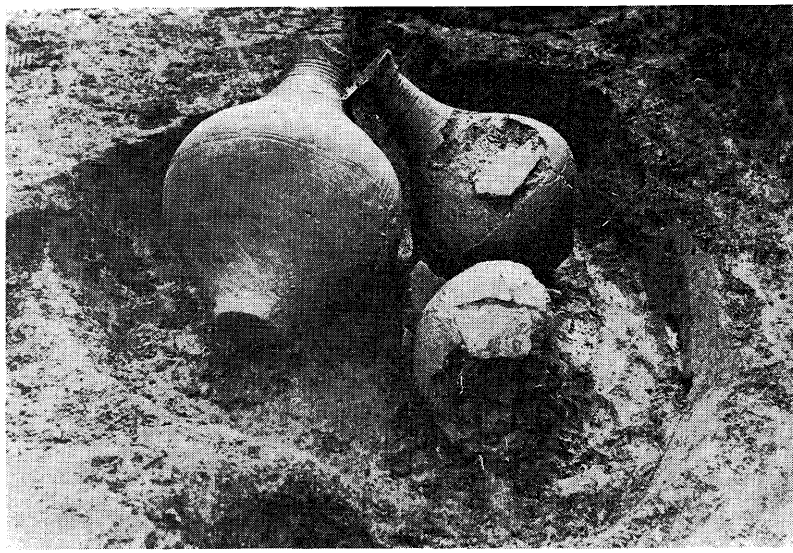

写真 2-31　再葬墓上敷面遺跡

れた壷から再葬墓の存在が予想され、これが弥生的な大きな要素といえよう。

土器の面から弥生初期の動向をみると、すでに述べたように、急速に縄文的土器から弥生的土器に変っていることである。四十坂遺跡や神奈川県三ツ木遺跡等では東海系のモチーフをもつ土器へと変っている。この頃はすでに中期に入っていると考えられている。

これらの土器に続いて須和田式と呼ばれる土器が成立する。標式遺跡は千葉県市川市須和田遺跡であるが、現在その分布は関東北部地域を中心に広くみられる。最近県内でもこの時期の遺跡が多く調査され、再葬墓を始め、従来ほとんど例のなかった集落跡や方形周溝墓群も発掘されている。従来この時期の遺構といえば、首の長い細口の壷を使った再葬墓といわれるものである。一たん埋葬した後、しばらくたって、再び遺骨を集めて壷に納め埋葬したもので、縄文時代から断続的に続き、この時代で再び盛んになったものである。これらの遺跡は山岳地域の岩陰などで発見されることも多く、台地上で発見さ

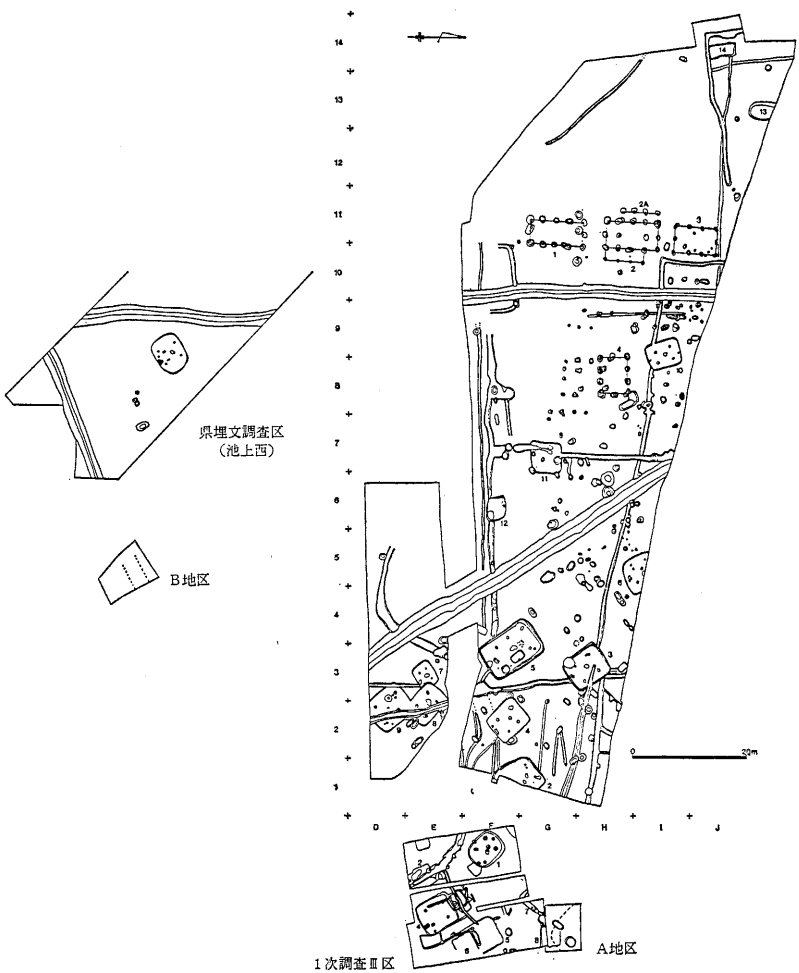

図 2-35　池上遺跡須和田式住居跡分布図
（「池守・池上」埼玉県教育委員会より）

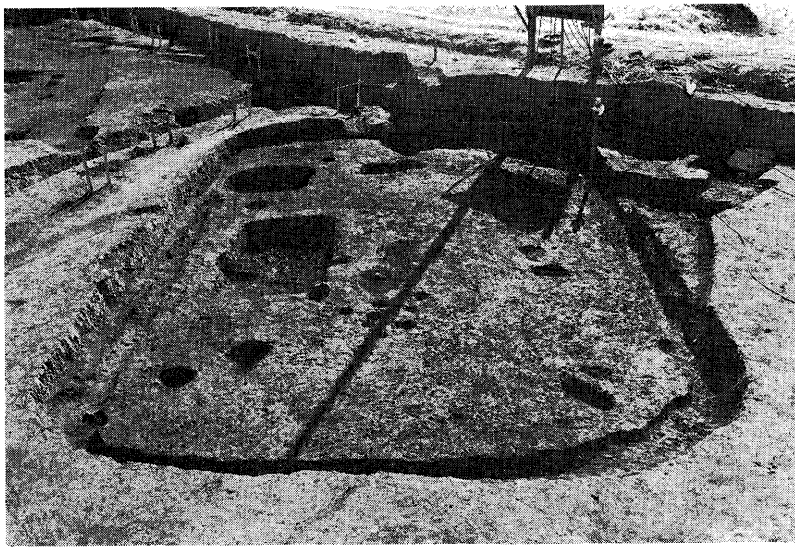

写真 2-32　5号住居跡（池上遺跡）

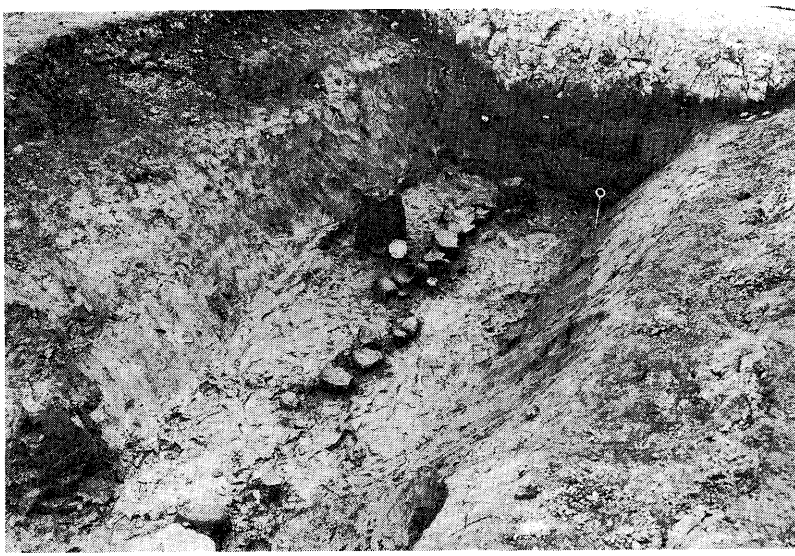

写真 2-33　1号環濠遺物出土状態（池上遺跡）

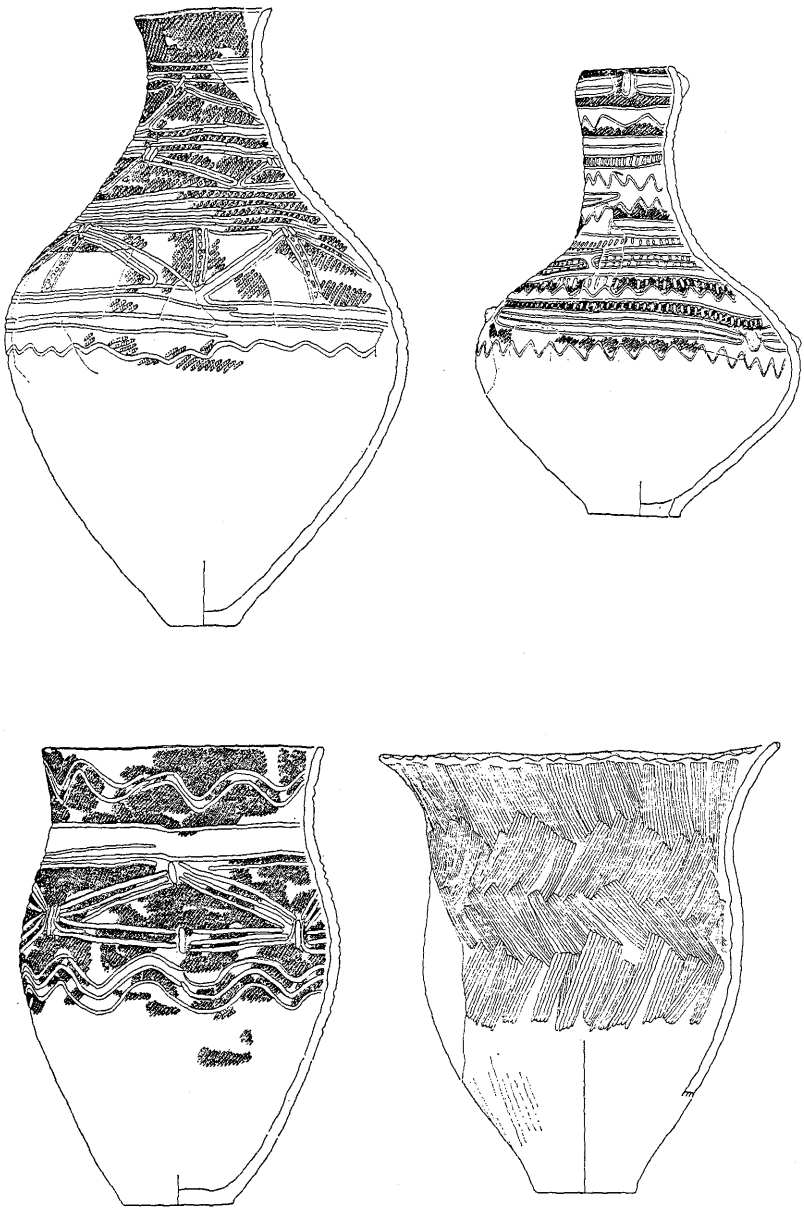

図 2-36　池上遺跡出土の須和田式土器（「池守・池上」埼玉県教育委員会より）

れても、周辺で集落の発見されることが少なかった。

近年、この時期の住居例が埼玉のなかでもいくつか知られるようになった。ここでは、最もまとまった遺構群が検出された行田市池上遺跡を取り上げてみよう。

調査は道路建設地のため、一定の幅を調査したのみで、全容ははっきりしないが、今まで、一一軒の住居跡と環濠、方形周溝墓群が検出されている。発見された住居跡は隅丸長方形で、四本柱穴をもち、南壁下の柱穴状の落込みのあるものもみられた。規模は四・七×三・七メートルのものから一〇・六×七・二メートルのものまであった。最大の住居はこれ以後の弥生時代の住居と比較しても遜色のないものである。住居の基本構造は縄文時代と全く異なっていた。縄文時代の後半期では主柱穴とともに壁柱穴が発達し、入口構造も特別なものがつくられ、遺構としてはっきり残している。これに対して池上遺跡で発見された住居はこの両者ともなく、以後の弥生時代の住居と共通したものであり、住居構造が全く変ったことを示す。他の遺跡の住居も同様な構造であり、一

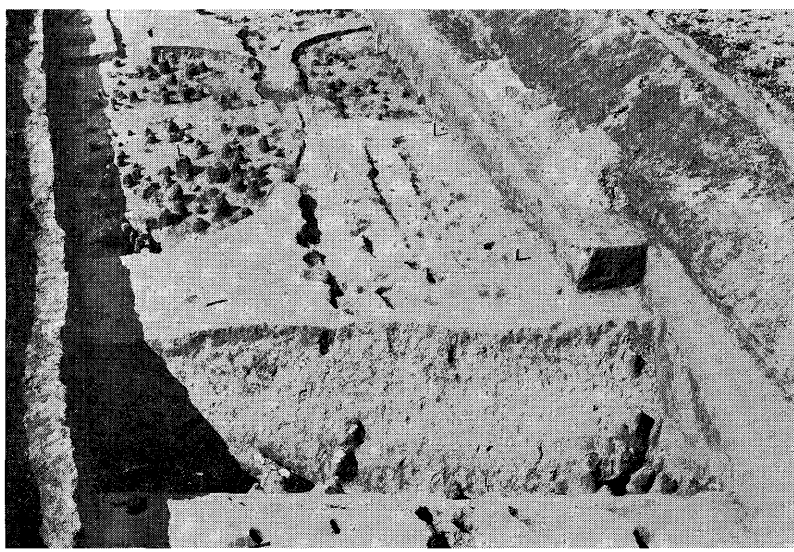

写真 2-34　午王山遺跡の環濠

般的なあり方のようである。

環濠とみられる太い溝もあり、大量の土器が投棄されていた。環濠は集落の外周に巡らされた堀のことをいい、集落を守るための施設といわれる。従来関東地方で発見されている例としては須和田式に後続する中期末の宮の台式の例が最古のものであった。著名なものとしては横浜市の大塚遺跡や三殿台遺跡などがある。大塚遺跡は集落構造の全体が発掘された例で、二つの台地にまたがり、一つの舌状台地では台地の縁に沿って環濠が巡り、環濠に囲まれた中に多数の住居が営まれていた。他の台地ではその集落に伴う墓域群が形成され、方形周溝墓が接して多数並んでいた。和光市の午王山遺跡でも環濠と思われた溝が、独立した台地の端近くに二か所発見されている。溝中から発見された土器は弥生時代後期の土器が中心であった。

最近、池上遺跡では方形周溝墓群が検出されているといわれる。現在調査中のため、詳細はわからないが、複数の四隅の切れた方形周溝墓が並んでいるようである。

このように、池上遺跡で発見された様々な遺構をみると、すでに、完全な弥生時代的社会を実現していることが知られる。しかし、一方において、壺棺を使った再葬墓群は県内でも多数発見されており、旧来の葬法を守る遺跡も多い。また、絶対的遺跡数の少なさもこの時代を特徴づけるものであり、全県的に安定した弥生時代的社会を実現した時期とはいえないであろう。

和光市域では吹上遺跡から、細頸の壺の肩部付近の破片が一片発見されている。県南地域では浦和市の本村遺跡で網代をもつ壺の底部が発見され、須和田式土器ではないかといわれている。現在知られているのはこの二例しかなく、県北に比べて著しく希薄な分布状況といえる。その意味で貴重な例といえよう。

第二節　武蔵野台地における弥生文化

1　県内中期末遺跡の特徴

中期終末の宮の台式になると、遺跡が飛躍的に増え、大集落群も出現する。この頃の関東では東京湾沿いに宮の台式土器が分布し、北部地域では長野地方からの影響のある土器群、あるいは東北南部地域と関連をもつ土器群がみられ、地域的な差が知られる。

県内地域は大きく二分される。県北は中部系の影響が強い地域であり、南部は宮の台式と呼ばれる南関東独自の土器群が中心となる。この宮の台式は、後期に展開する土器群の基礎となるものである。

県北地域をさらに細かくみると、大別して二つの流れの土器群が知られる。一つは縄文を多用した栗林式の要素の加わった土器群であり、他の一つは縄文を全く欠く、櫛描きによる波状文や簾状文と呼ばれる文様のつく土器が存在することである。長野県や群馬県での中期から後期の土器の流れをみると、縄文を多用する栗林式的な土器から櫛描きを多用する土器へ変る。

県北地域の代表的遺跡には寄居町の平遺跡が知られるが、中心は縄文を多用する栗林式的な土器と宮の台式土器であった。これに対して、埼玉中央部の東松山市では附川遺跡、雉子山遺跡等で櫛描きのみをもつ土器群が知られる。これらの遺跡の年代的位置付けはいまだ安定したものとなっていないが、磨製石鏃が発見されたり、土器に宮の台式にみられる器形や整形手法が多く取り入られることから、ここでは平遺跡以後の中期末としておく。いずれにして

も、県北地域では縄文系の土器が衰退し、櫛描き文を中心とした土器へ変っていくことは明らかである。和光市周辺地域はいうまでもなく、東京湾岸に広がる宮の台式の分布域である。武蔵野台地上の広がりをみると、

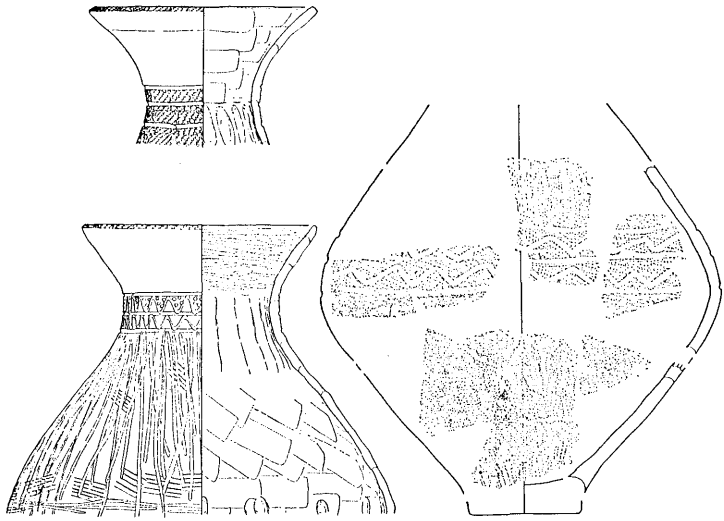

図 2-37　栗林式系の土器（用土遺跡）
（新編埼玉県史資料編 2 原始＜弥生・古墳＞より）

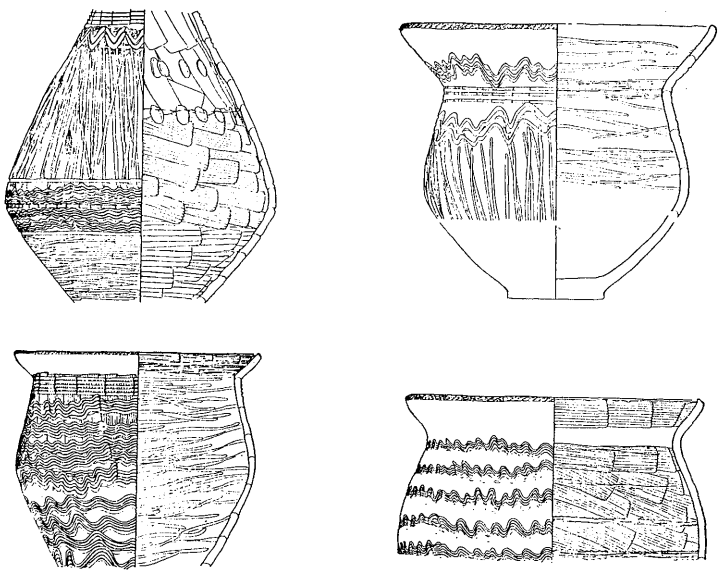

図 2-38　櫛描文系の土器（用土遺跡）
（新編埼玉県史資料編 2 原始＜弥生・古墳＞より）

川越市までは完全に宮の台式の分布域と考えられる。それより以北は櫛描文系土器の混合地域、あるいははっきり両者の地域的区分がみられる可能性もある。いずれにしろ、東松山市域では完全に櫛描文系の地域といえる。

和光市域ではっきり宮の台式といえる遺跡はほとんどない。わずかに午王山遺跡から発見された櫛描き文の壷がこの時期にあたると思われる。台風の際、午王山遺跡の北斜面が崩れたとき出土したものといわれる。当初はこの地域が宮の台式の分布域であることから、後期の所産と考えていた。

しかし、その後、東松山市雉子山遺跡、附川遺跡で櫛描文土器としては古手の土器が発見されたことから、再検討がせまられることになった。改めて、午王山遺跡の壷をみると、頸部のくびれが弱く、器高に比べて胴の張りが少ないなど、宮の台式の器形と似ているようである。正確な時期はほかに伴出した土器がないためはっき

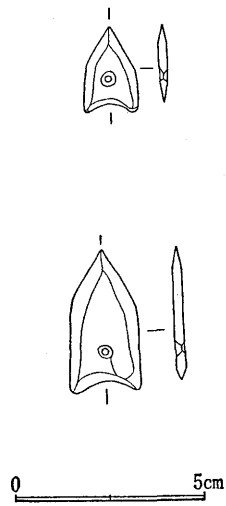

図 2-39　磨製石鏃（用土遺跡）

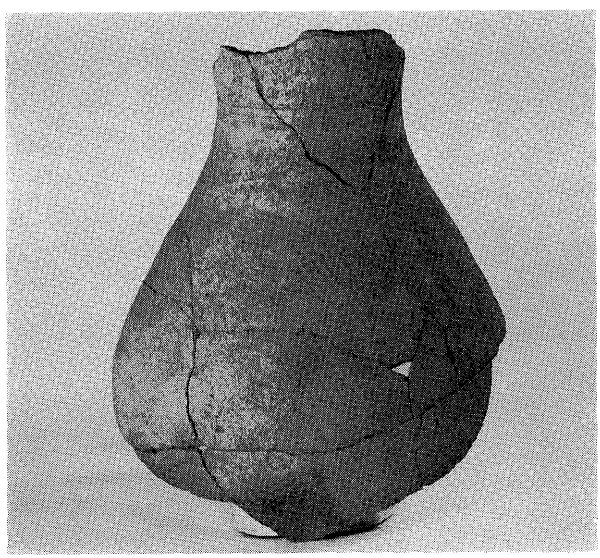

写真 2-35　午王山遺跡の櫛描文系土器



写真 2-36　台の城山遺跡

りしないが、最初に考えたよりはかなり古い時期に属しよう。

市域ではこのほかに中期終末の遺物が出土した遺跡はないが、周辺地域では各地で発見されている。最も近接した遺跡には朝霞市台の城山遺跡がよく知られている。台の城山遺跡は荒川の沖積地を望んだ和光市境にある遺跡で、午王山遺跡からもそれほど遠くない。小独立丘上の立地である。頂上の五〇×八〇メートル程の広さに二二軒の住居跡が重複して発見された。宮の台式の住居跡は四軒で、いずれも楕円形が多く、八メートルを越える大形住居跡もあった。池上遺跡で発見された須和田式の住居跡と基本構造は同じであるが、プランが隅丸長方形から楕円形あるいは胴の張る長方形へと変化していることがうかがえる。

2　弥生時代の石器

台の城山遺跡が注目されたのは多量の土器のほか、太型蛤刃石器四点、扁平片刃石器三点、鏡面をもつ磨石二

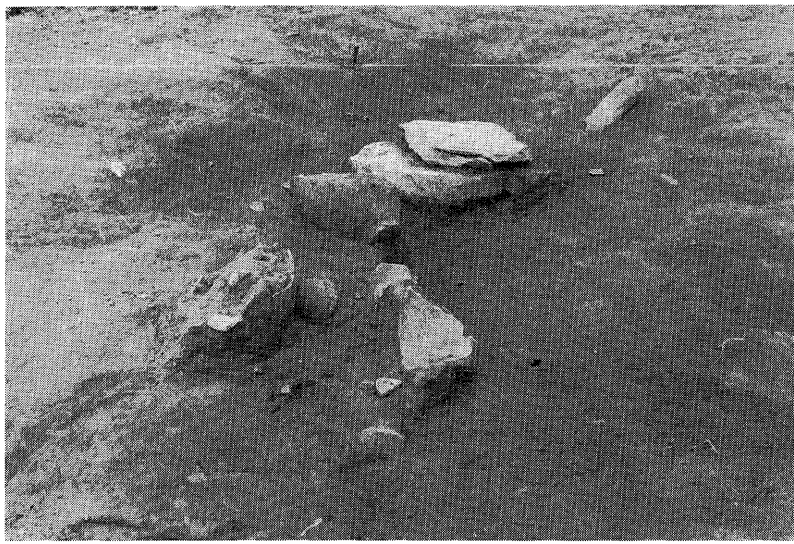

写真 2-37　台の城山遺跡宮の台式期の住居跡の遺物出土状態

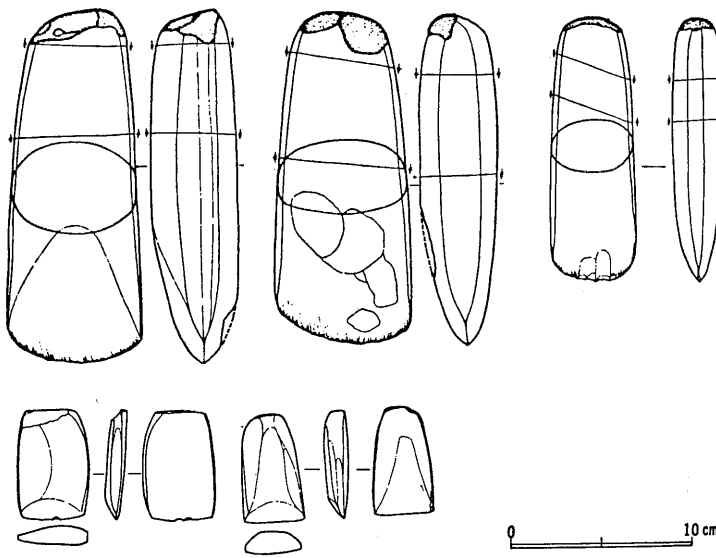

図 2-40　台の城山遺跡出土弥生時代中期末の石器
（「台の城山遺跡」朝霞市教育委員会より）

点、大形な砥石三点が出土したことである。そこで、台の城山遺跡の石器を介して当時の石器類をみていこう。

一般に弥生時代には金属器が使用されるようになるといわれ、銅鐸、銅剣、銅戈に代表される青銅器類が良く知られているが、鉄製品になると出土例はきわめて少ないようである。これに代って、各種の石器類が作られている。台の城山遺跡で発見された太型蛤刃石器や扁平片刃石器類は代表的なものである。これらはいずれも、木製の鋤や鍬という農耕用の道具を製作するためのものである。太型蛤刃石器は木の伐採用石器であり、扁平片刃石斧はちょうなのように木を削るために使われたものである。

台の城山遺跡で発見された石器群は弥生時代のすべての石器を含むわけではないが、県内では最もまとまった石器群である。これらの石器は柄をつけて使用されるが、台の城山遺跡で出土した太型蛤刃石器には柄をつけた痕跡が明瞭に残され、当時の柄の

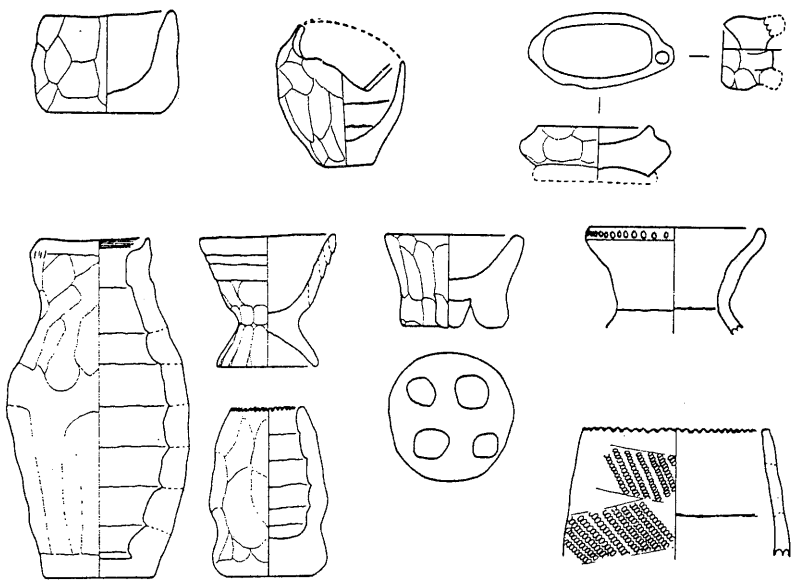

図 2-41　弥生時代の祭りの道具

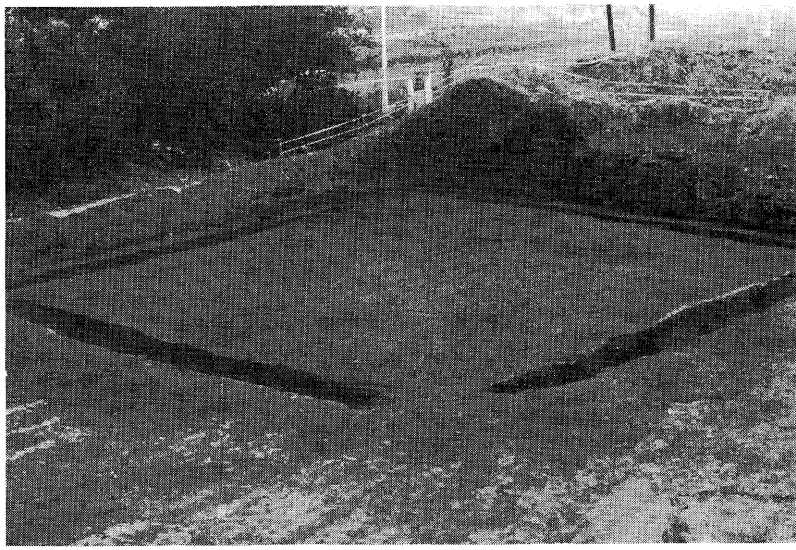

写真 2-38　ハケタ遺跡の方形周溝墓（弥生時代中期末）

つけ方を具体的に示す資料であった。

このほか、弥生時代の石器で代表的なものに石包丁や磨製石鏃、環状磨製石斧その他、各種の打製石斧と予想外に多い。このうち、石包丁は関東の周辺地域で広くみられるが、なぜか関東ではほとんど出土例がない。県内ではまだ一例も発見されていないであろう。関東弥生文化の大きな特色といわれる。

磨製の石鏃はいくつかの遺跡で知られる。通常中央に孔をもつ。形態から銅鏃を模したものといわれる。

しかし、石器類は後期以後はほとんど姿を消している。まれに、石斧類の出土はあるようであるが、県内の諸遺跡では例外といえる。このことから、鉄製用具類の普及が予想されているが、いまのところ出土例はないようである。このほか、県内の弥生時代の金属製品としては銅製の指環（ゆびわ）や銅鏃があるが数少ない出土例といえよう。

ところで、市域周辺の中期終末の遺跡分布状況をみると、朝霞市では、台の城山遺跡のほか、方形周溝墓の発見された宮戸ハケタ遺跡がある。

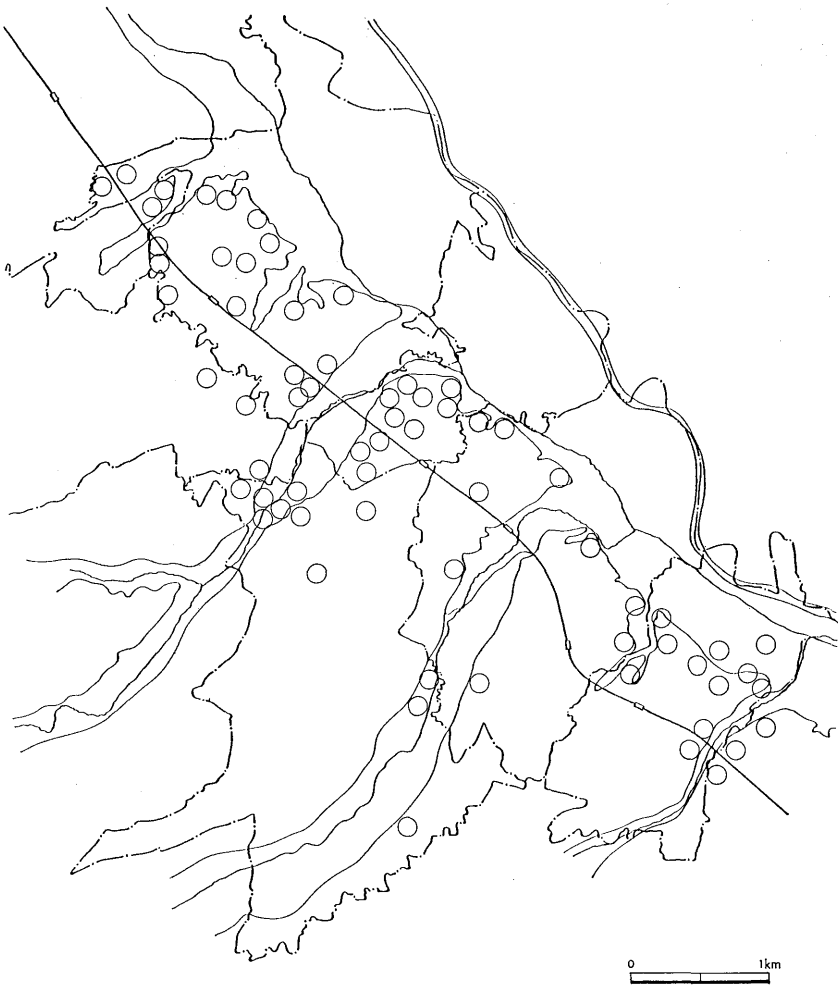

図 2-42　市域及び周辺地域の弥生時代遺跡分布

柳瀬川流域では、富士見市南通遺跡と三芳町竹間沢遺跡があげられる。このうち、南通遺跡は昭和四六年に発掘調査され、弥生時代中期の住居跡が発見された。このほか、県内では宮の台式のいくつかの遺跡が発掘されている。最近では明花向遺跡は代表的なものであるが、住居跡の軒数は七軒のみで、方形周溝墓三基があった。

県外の宮の台式の遺跡になると、複合しているとはいえ数十軒を越える集落が多数みつかっている。これに比べると、県内では方形周溝墓群の知られる例があるとはいっても、貧弱な集落が多かったといえよう。

第三節　密集する武蔵野台地の村

1　本格化した弥生文化と地域性

先にみたように、関東地方の弥生時代中期終末は弥生文化の大きな変換点に当たる。関東地方の本格的な弥生文化の開始は従来この中期終末宮の台式の時代におかれることが多かった。しかし、最近、行田市にある池上遺跡の発掘調査によって須和田式の時期までさかのぼる住居跡の存在することが明らかにされた。今後もこのような遺跡が発見されるであろうが、各地で多数の遺跡が発掘されているにもかかわらず最近まで発見されなかったことでもわかるように、決して宮の台式の遺跡を上まわる数の遺跡が発見されることはないであろう。その意味で、この地域の本格的な弥生文化の定着を宮の台式におくことができるであろう。ただ、埼玉の地だけで考えれば、宮の台式の時期でも大規模集落形成までには至っていないようである。

県内では、従来の弥生時代遺跡の時期別遺跡数や発見されている住居跡の数から考えれば、後期以後が本格的弥生

文化の定着を普及した時期に当たるといえるであろう。市域をのせる武蔵野台地は、後に述べるように、遺跡が連続して並んでいる。この地域では人類誕生以後、平安時代までの長い歴史でも最も遺跡が密集した時期にあたる。

関東地方の後期は中期後半にみられた地域性が一層顕著になる。三地域に分かれ、それぞれの地域で明らかに異なった土器群が使われるようになった。このうち和光市域は南関東の地域に包括され、図2—44に示す土器群が使われる。器種別にみよう。壷では頸部のくびれが強く、胴部が張り、口縁部に板状の複合口縁がつく。甕は台がつき、胴部の大きく張る土器である。これに南関東独特の高坏が伴い、終末期になると器台といわれる、脚部に比べて坏部が小さい小形の壷等をのせる土器が一般化する。時には杯状のものや、やや深い椀状の土器が伴う。

これに対して本県の北部から群馬、栃木県の一部にかけては吉ケ谷式と呼ばれる独特な土器が作られた。基本的な器種の構成は南関東と同様、壷、甕、高坏等が主なものであるが、形態は南関東の土器と異なる。具体的には図2—45に示

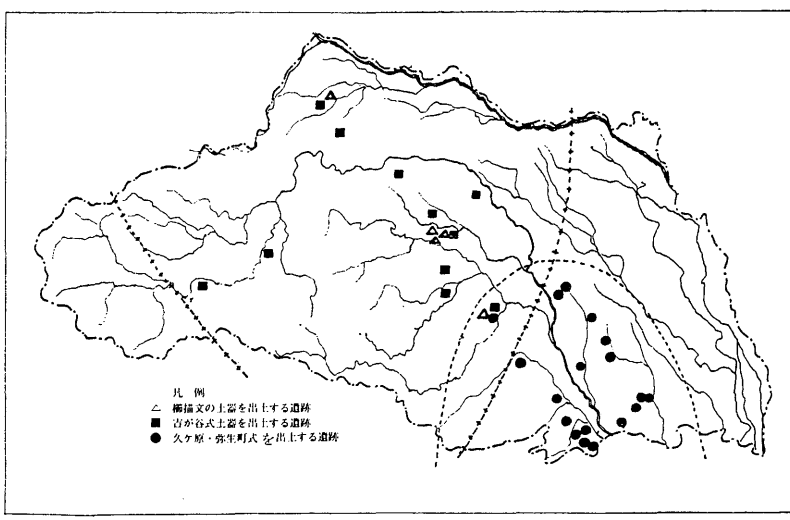

図 2-43　弥生時代後期の土器による分布圏

した土器がこれに当たる。これらの土器の全体的な特色を要約すると、北関東系の櫛描き文土器の器形をとり、それに、この地域独自の文様をつけたものである。壷は、概して南関東の土器に比べて頸部のくびれがゆるく、口縁部、肩部につく縄文帯が幅広い。施される縄文の節は太い。縄文帯以外を丹塗りする土器も多く、この点では南関東の土器と共通するものもある。また、縄文帯の幅が広いことや胴部の器形がそろばん玉状な点を除くと、縄文や全体的な雰囲気が南関東的な土器もみられる。甕は全く異なる。時間的経過につれ、頸部のくびれが強くなり、最大径が胴部へ移る傾向があるが、北関東の樽式と呼ばれる櫛描文系土器と器形上相似したものが基本である。器形は全体に縦長であり、台が全く付かないことが特徴である。高坏は複合口縁部に縄文帯のある場合もあるが、輪積痕を明瞭に残して複合口縁を模したものも多い。図2—44と図2—45と対比してみれば全く器形、文様帯構成が異なることがわかろう。

北関東へ行くと、櫛描きを施した土器が中心となる。器

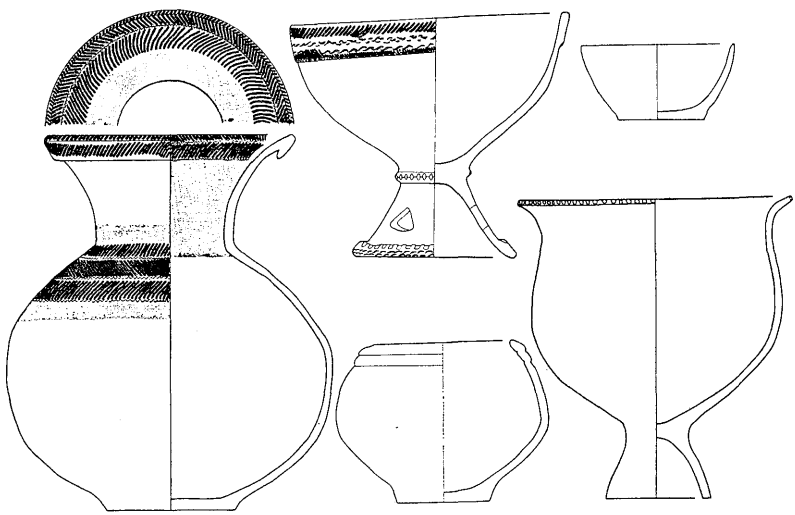

図 2-44　県南の器種（富士見市南通遺跡）

形は吉ケ谷式と相似であり、施文される文様が、片方は縄文、他方は櫛描きという違いがある。埼玉県域では断片的な資料しかみられないが、東松山市中原遺跡では櫛描文が主体的に見つかっているといわれる。これに対して、やや南へ下った川越市周辺は完全に吉ケ谷式の分布域となるが、川越市霞ケ関遺跡の例をみると、明らかに吉ケ谷式と櫛描文土器が地点を異にして住居を構えていることがわかる。しかし、この両者の関係は今後の集落跡の発掘をまたなければならないであろう。住居跡の面からみると、弥生時代の規制があるとみえて、同一形態の住居跡が多い。

市域で数少ない櫛描文土器である午王山遺跡例は、時期が中期末とさかのぼるが、県北地域とのつながりを示す資料である。

これに対して、東関東も櫛描文の発達した地域であり、関東北西部の群馬や埼玉北部に一般にみられる櫛描文土器とはまた一風変った土器が作ら

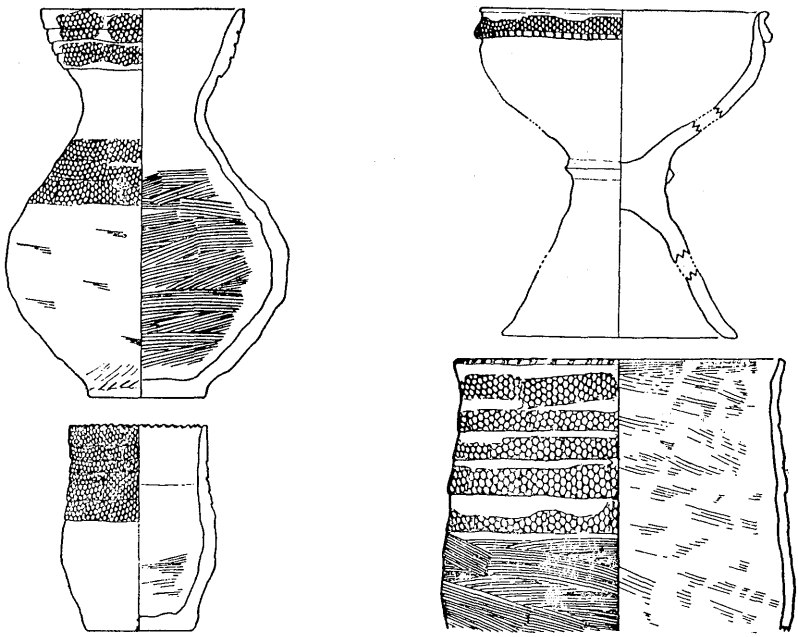

図 2-45　県中央部の器種（花影遺跡）
（「南大塚・中組・上組，鶴ケ丘・花影」埼玉県遺跡調査報告書第３集より）

れる。その一つが、久ケ原式併行の長岡式と呼ばれる土器であり、ついで、弥生町、前野町式併行の胴部に特殊な撚糸文の発達した十王台式土器が作られている。それぞれ独自の発達をとげるが、県内にも数例の出土例があるにすぎない。

和光市域では先に述べたように、南関東系の土器群が分布している。南関東の土器群は基本的には東海系の土器群と共通した器形、文様、器種構成をとり、これらが変化して、古墳時代の初期の土器へつながっていく。

さて、これら関東地方にみられた四地域の土器の違いは他の生活・文化の様々な面でも反映している。県域を土器の分布でみれば、吉ケ谷式分布域と南関東系分布域とに分れる。両者とも縄文で飾られることは共通するが、住居プラン等の相違にも両者の違いが反映している。

吉ケ谷式の住居跡は川越市霞ケ関遺跡のほか、東松山市周辺で密集して発見されている。住居跡形態は隅丸長方形を基調とし、主炉のほか、いくつかの副炉をもつ。貯蔵穴のある例では小形の炉が、主炉と反対側にある。これに対して、南関東系の住居跡は胴の張った角の丸い長方形、あるいは方形ぎみの住居跡が一般的である。炉は一つのことが原則で、なかには厚い粘土を貼って炉とした火皿と呼ばれるものもある。図示して比較すれば、図2—46、写真2—39のようになり、形態上の相違は大きい。

このように、両者を比較して吉ケ谷式の住居跡は、北関東系である櫛描文系の住居跡と共通した点が多く、北関東系の文化的色彩が強いことがわかる。土器の施文には縄文が使われ、吉ケ谷式の分布域は地域色の強い文化圏を形成していた。

市域及び周辺地域では、現在のところ、全く吉ケ谷式系の土器が発見されていない。今後、断片的な出土はあろうが、この地域は完全に東海から南関東系の文化圏に包括されているといえよう。

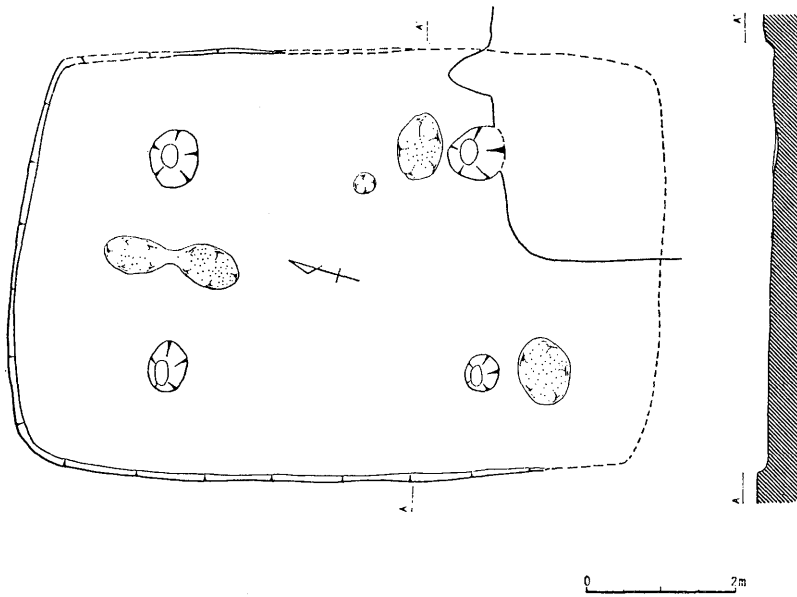

図 2-46　吉ケ谷式の住居跡（駒堀遺跡）
（「駒堀」埼玉県遺跡発掘調査報告第4集より）

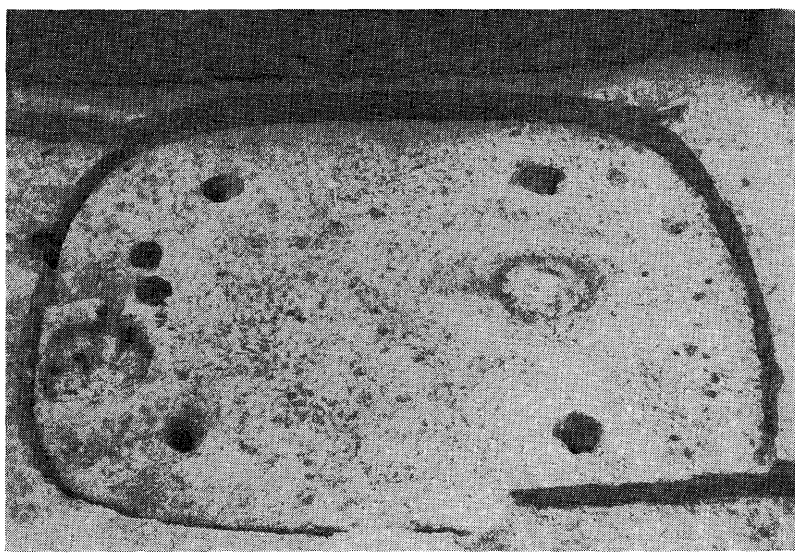

写真 2-39　南関東の住居跡（午王山遺跡）

後期における南関東系の土器の変遷は、最初に久ケ原式で始まり、弥生町式、前野町式へと変わる。このうち、久ケ原式の時期は、中期終末の宮の台式の遺跡と比べてもきわめて少ないことが一般的である。県北の吉ケ谷式系統の遺跡でも、大集落の霞ケ関遺跡や方形周溝墓の発見された花影遺跡を除くといまのところない。

市域及び市域周辺の久ケ原式土器をみると、断片的な土器の出土は知られるが、住居跡は、朝霞市の台の城山遺跡で数軒発見されているのみであろう。この地域での本格的な後期遺跡は弥生町式の時期をまたなければならない。この頃になると、全県的に爆発的な遺跡の増加していることが知られ、この地域でも枚挙にいとまがないほどの遺跡が知られる。

市域で発掘されたこの時期の遺跡・遺構には白子の城山遺跡の二軒の住居跡と榎堂遺跡の方形周溝墓群がある。また、午王山遺跡の発掘調査でも

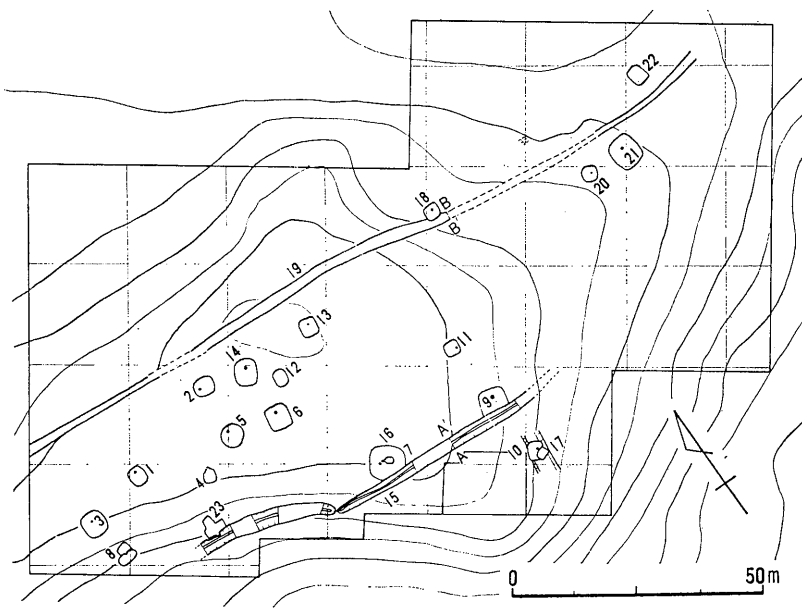

図 2-47　鶴ケ丘遺跡弥生時代後期集落分布
（「鶴ケ丘」埼玉県埋蔵文化財調査報告書第3集より）

多数の住居跡が発掘されている。いずれも弥生町式の頃のものが多く、後期終末のものが少ないようである。従来の市域で行われた発掘は小面積のものが多いため、当時の集落の全容のわかるものはないので、周辺地域の例でみていきたい。

川越市鶴ケ丘遺跡C地点で発見された集落は、短い期間に形成されたと思われ、弥生時代では住居跡の重複がみられなかった。発見された住居跡数は一五軒で、図2—47に示すように分布していた。住居はおおむね半月状に並ぶ。これらの住居跡と離れて数軒の住居跡があるほか、半月状の中心点と思われる場所に他の住居跡と離れて大形住居跡が見られた。駒堀遺跡では二時期の住居群があると思われるが、集落の広場の中心に二軒の大形住居跡があったようである。これらの例はある一定規模以上の集落の例であるが、五、六軒を単位とする集落ではこのような住居の分布はあり得ないといえよう。これに対して、弥生時代終末頃から古墳時代にかけた集落として市域に隣接した成増一丁目遺跡がある。この例をみると、全体の相互の位置関係を規定した集落配置はみられず、数軒を単位とした集落のまとまりとなっているようである。

この頃、弥生時代後期に出現した大形住居を核にして固い紐帯で結ばれたムラのあり方が大きく変貌するのであろう。このような集落のあり方が他の地域でも一般的かどうかはわからないが、当時の生産段階と社会組織との関係から集落のあり方も大きく変わっていくとも考えられる。鶴ケ丘遺跡C地点にみられた集落のあり方は、明らかに縄文時代の広場集落と異なる弥生時代の集落構成の一つのあり方と思われるが、集団の結合関係のあり方の相違によって、結果としての集落構成のあり方に変化が生じると考えられる。

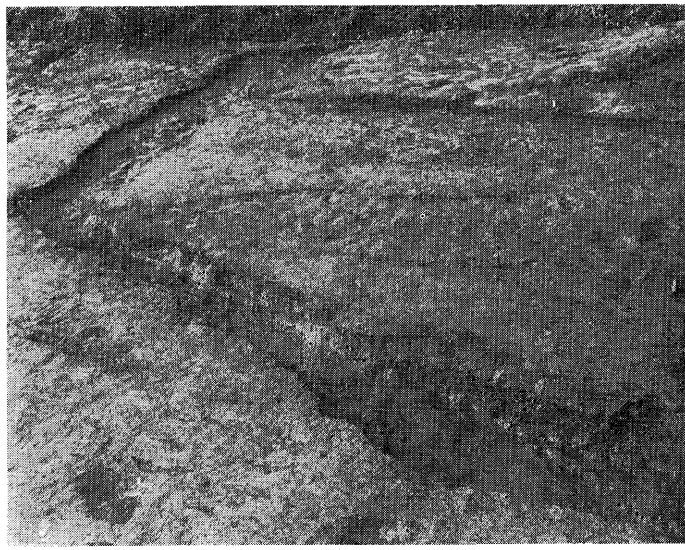

写真 2-40　榎堂遺跡の方形周溝墓

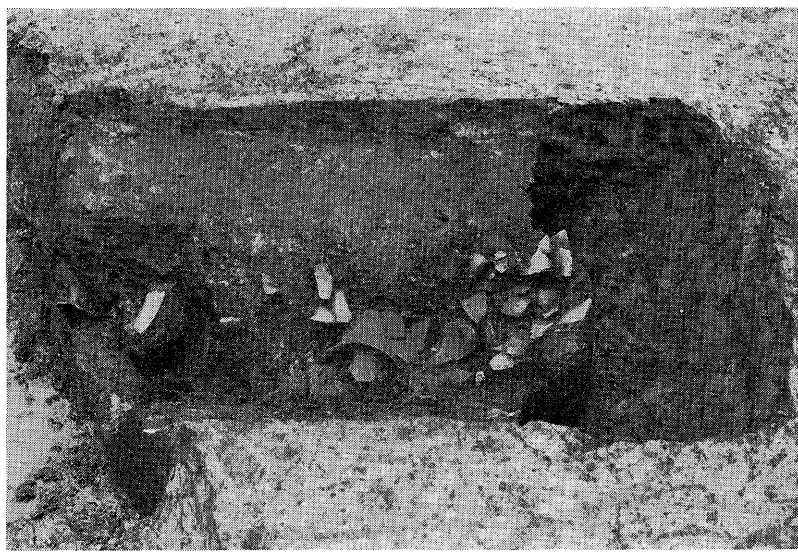

写真 2-41　榎堂遺跡方形周溝墓遺物出土状態

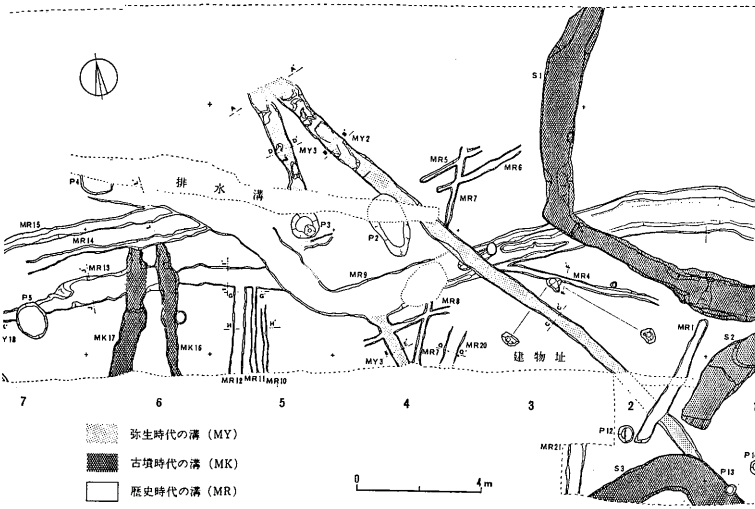

図 2-48　榎堂遺跡実測図

2　市域の集落と方形周溝墓

市域の集落は樹枝状に開析された谷により分れた台地に立地することが多く、居住のための範囲の幅は、狭く重複した住居跡群が予想される。午王山遺跡の発掘では住居跡が累々とつながって発見されているようである。このことは弥生時代の後期中頃から終末にかけて遺跡の継続性が高く、安定したムラの形成されていたことが予想される。県内でも最も発展していた地域の一つと考えられよう。したがって、先に述べたような大形住居を中心にして、半月状の集落をとる例があるか否かはっきりしないが、いちはやくこのようなムラのあり方から脱却していた可能性もあろう。

このような市域での後期集落の発達は隣接する朝霞市域でも確実にみられる現象で、東京都板橋区の台地縁では一層顕著なようである。また、荒川を挟んだ対岸の戸田市域では全くローム台地はないが、発達した自然堤防上に多数の遺跡群が成立してくる。

市域で自然堤防上への進出を果した遺跡には榎堂遺跡がある。住居跡は発見されなかったが、墓域群である方形周溝墓群が見つかっている。当然、周辺地域に集落が存在し、住居が立ち並んでいたことであろう。地図でみると市域の台地下にはこのほかにも幾筋かの自然堤防の存在が、川の流れた痕跡から予想される。このような自然堤防上にも人々は進出し、稲作を中心とした生活を営んでいたことが榎堂遺跡の発見、発掘を通じて裏付けられたといえよう。このことは当時の稲作が台地下の湿田を中心とした地域から、より広い面積の耕作が可能になったことを意味する。

第四章　古墳時代

第一節　古墳時代の展開

古墳時代は三世紀終りから四世紀初め頃、畿内で大形の前方後円墳が造られたことに始まる。大形の前方後円墳を造る風習は畿内周辺地域だけでなく、たちまち全国に広がっていった。関東地方でもすでに四世紀前半には古墳が造られている。

弥生時代の墓地の多くは、壷棺墓から方形周溝墓と呼ばれる低墳丘で周囲を方形の堀でかこまれた墓へと変ってゆく。この方形周溝墓も中期末では多数並んで造られることが多いが、後期になると一か所にそれ程多くの方形周溝墓が造られることは少なくなる。なかには大形のものも出現するが、これらの墓は古墳時代の墓と比較して低墳丘であり、副葬された遺物も貧弱である。

しかし、弥生時代も終末になると、中国地方を中心に古墳時代と遜色のない大形前方後円墳様の墓が一部で出現する。これらがはたして弥生時代のものか、またこれらの墳丘墓と古墳とがどのようにつながっていくかは今後の検討課題であるが、中国地方を始め、一部の地域では畿内とおとらず早い時期に大きな権力を掌握する人々が出現したことを意味する。

埼玉県域では古墳の出現がやや後れるが、四世紀後半代になるといくつかの古墳が造られるようになる。しかし、大多数の地方では弥生時代からの伝統的な葬法である方形周溝墓という墓制が相変らずとられていた。また、地域に

よって方形周溝墓の規模が異なり、前方後方形の方形周溝墓もいくつかみられるようになる。これは多数の方形周溝墓のなかでも盟主的なものとして造られたものであろう。

県内での古式古墳は桶川市の熊野神社古墳、美里町の長坂聖天塚古墳などが知られていたが、近年の調査によって前方後方形の古墳もいくつか発見されるようになった。児玉町鷺山古墳や東松山市諏訪山29号墳が代表的なものである。

さて、これら古墳に副葬された遺物をみてみよう。

桶川市の熊野神社古墳は荒川の低地を望む台地先端に造られたものである。墳丘は径三〇メートル、高さ六メートルの円形である。主体部は神社の改築で古く削平されてしまったが、その際多量の副葬品が出土した。主なものは筒形銅器、碧玉製の腕輪、巴形石製品、メノウ製の勾玉類等であり、畿内の前期古墳にみられる副葬品と共通するものが多い。一般に祭祀的色彩が強いといわれる副葬品である。

県北にある長坂聖天塚古墳は発掘調査され、県の指定史跡となった。主体部は墳頂で「コ」の字状に三つ並んでいた。発見された遺物は方格規矩鏡、石製模造品などがみられた。

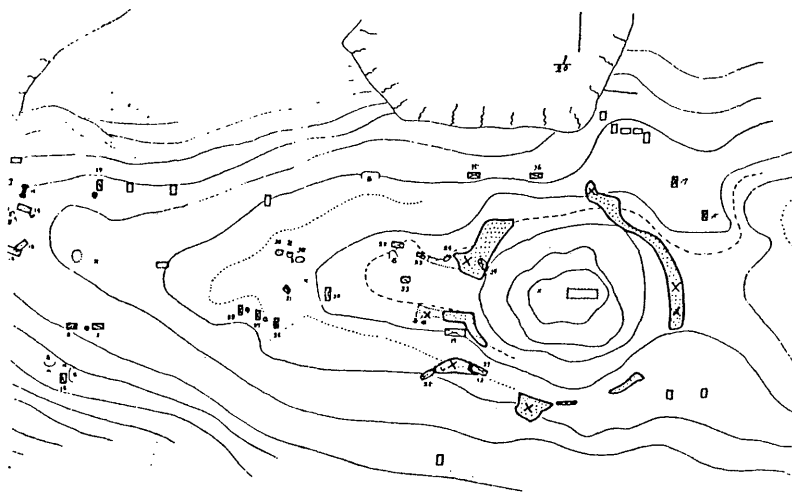

図 2-49　宮山墳丘墓（総社市）〈小野一臣氏原図〉

このほか、県内の初期古墳に近いものに、美里町生野山古墳群の将軍山古墳があり、ここでは鉄斧が出土し、大久保山古墳群の前山古墳では鉄製鎌などの出土が知られる。

このように、初期古墳では祭祀的なものや農耕用具、工具類の出土が目立つ。このことは畿内の古墳出土の副葬品と一致している。

県内の初期古墳は今後さらに発見され、いくらか増加するであろうが、それほど著しい増加はないと思われる。これに比べて方形周溝墓は各地で発見されており、四世紀から五世紀初頭ぐらいまでは普遍的な存在であったといえよう。

県南地域の古墳では武蔵野台地上には古式古墳はなく、対岸の川口市高稲荷古墳が一基知られる。大宮台地の末端にあり、南には広大な低地帯が広がっている。

このように、県内では初期古墳の大形のものはみられない。この頃の武蔵国を中心とした地域で

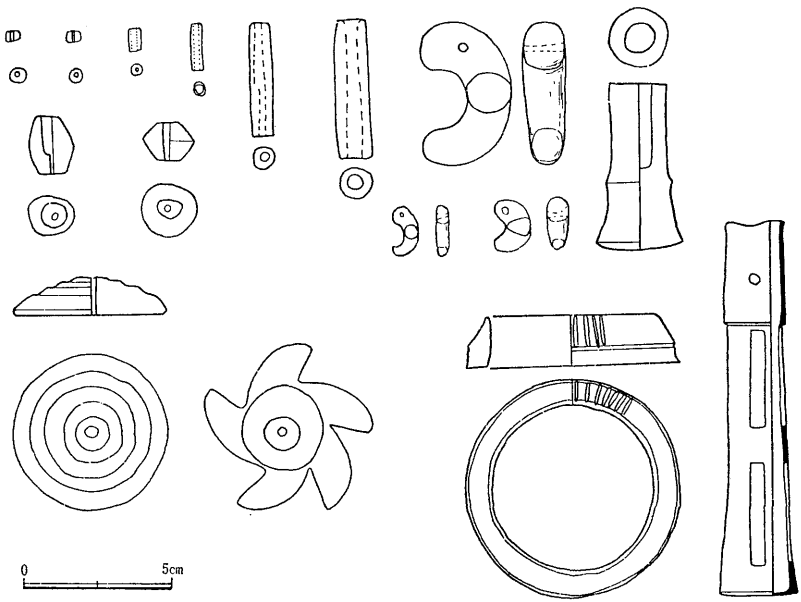

図 2-50　熊野神社古墳の出土品（新編埼玉県史資料編2原始<弥生・古墳>より）

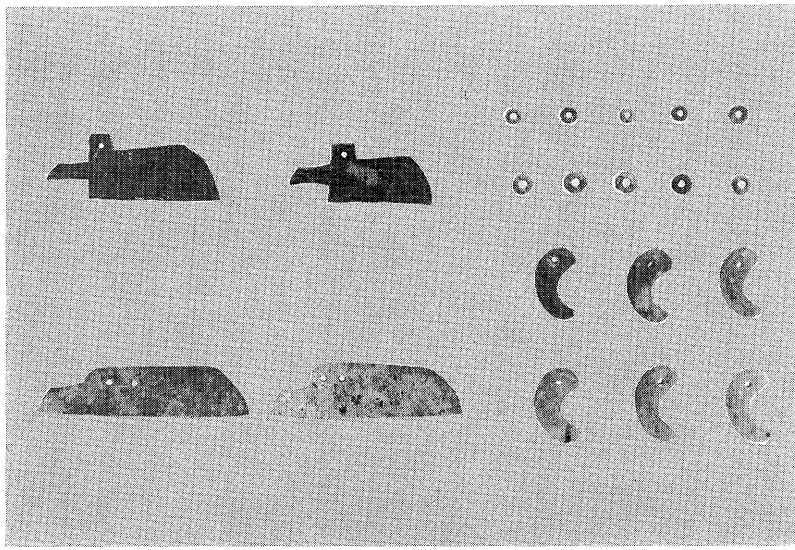

写真 2-42　聖天塚古墳出土品

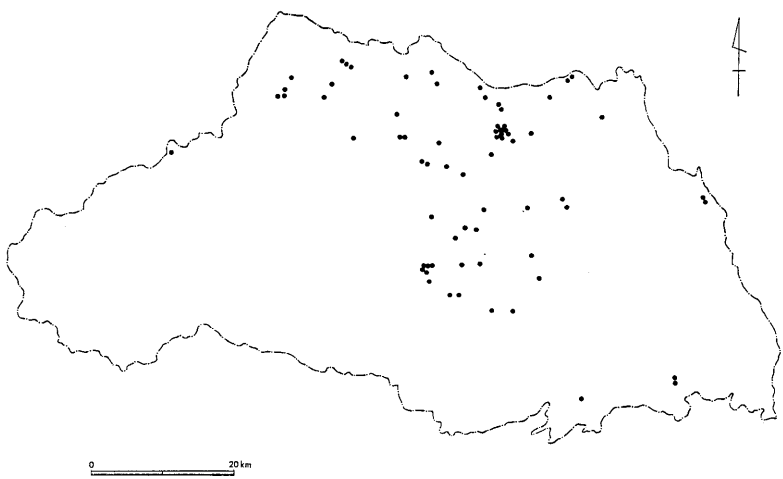

図 2-51　県域の前方後円墳の分布

は多摩川流域に大形前方後円墳が知られる。群馬県の南部地域でも天神山古墳に代表される前方後円墳が造られる。これらの地域は県内の古墳が小規模な前方後円墳であることとは大きく異なる。

五世紀後半になると、県内でも大形前方後円墳を見ることができる。代表的なものは埼玉古墳群である。県内にはこのほか、東松山市野本将軍塚古墳、菖蒲町栢間天王山塚古墳など、この頃築かれたと思われる大形古墳がある。

埼玉古墳群のあった地は笠原氏一族の地といわれる。『日本書紀』には笠原直使主が同族の小杵と武蔵国造の地位を争い、小杵を倒したという記事がみられる。埼玉の地での大古墳群の出現の時期は多摩川流域で古墳が小形化と同時期にあたり、武蔵国において権力の移動があったことをうかがわせるといわれている。

県域では埼玉古墳群の造営が始まる頃、各地で群集墳が成立するようになる。と同時に古墳の数が飛躍的に増す。以後、七世紀の終わり頃まで盛んに古墳が造られる。その数は弥生時代から古墳時代の初めにかけて造られた方形周溝墓に匹敵する数であったと考えられる。とくに、七世紀以後は前方後円墳が著しく減少し、ほとんど中小の円墳群に変っていく。

このような古墳造営の勢いも畿内で律令体制が確立するにつれて次第に減少する。関東地方では中小古墳が盛んに造られる時期であり、著しく減少するのは七世紀末、八世紀初頭である。

このほか、古墳時代の墓制には横穴墓が知られる。六世紀後半頃から造られ始め、七世紀になると地域によっては多数造られることがある。当市をのせる武蔵野台地はこのような横穴墓群が密集した地域の一つであり、市域に吹上横穴墓があるほか、近隣の朝霞市には根岸横穴墳、富士見市の東前遺跡、殿山遺跡、所沢市の滝之城横穴墓群、上福岡市の川崎横穴墓群が知られる。これらはいずれも台地斜面からローム層をくり抜き奥に向って墓室を造ったもので、墓室の前に細長い溝状に掘られた墓道がつく。

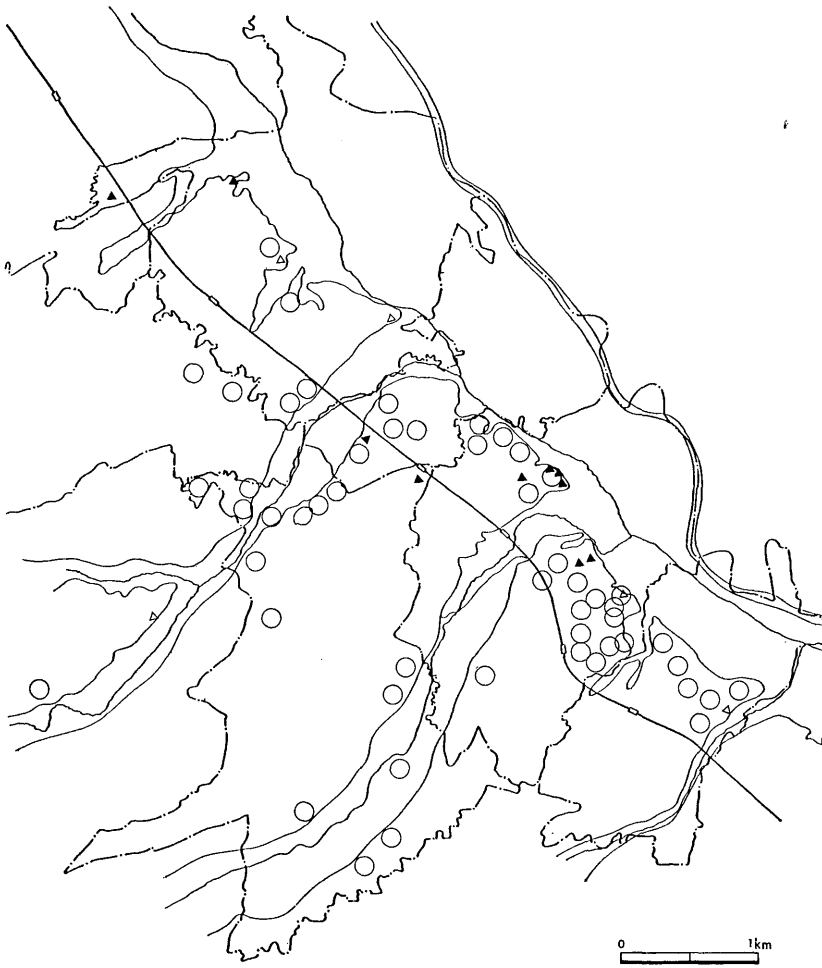

図 2-52　市域及び市域周辺の古墳と集落の分布

これら横穴墓は古墳に比べて副葬品が少ないことが普通で、全く出土しない場合も多い。

第二節　市域と周辺地帯の古墳文化

市域に分布する古墳時代の遺跡は弥生時代後期の遺跡に引きつづいて著しく少ない。住居跡として発見されているものは白子宿上遺跡のほか、わずかに知られるだけである。

古墳時代の土器は東松山市五領遺跡の出土土器を標式とした五領式土器から始まる。弥生時代からの伝統的色彩の強い土器のため、その区分は難しいが、東海地方及びそれ以西の土器から強い影響を受け急速に変化をとげる。この頃に一部の地域では古墳が出現しているが、県内のほとんどの地域では相変らず方形周溝墓が造られていた。

市域ではなぜか急速に遺跡数が減少している。発掘調査が進んでいないためはっきりしないが、従来の古墳時代前後の出土品をみると、弥生町式土器が中心で古墳時代に近い前野町式や古墳時代の五領式は数個体がみられるのみであった。朝霞市で発掘された台の城山遺跡の例では二二軒の住居跡のうち、五領式土器と思われるのは一軒のみであった。このことから、少なくとも台地上では古墳時代初頭の大規模な集落の存在する可能性はあまりないであろう。しかし、分布は荒川沿い及び白子川沿いの台地全体に及び、今まで発見されている弥生時代後期の各遺跡とも数軒ずつ発見されている。とくに、市域では最も奥で弥生時代の遺跡のみられなかった地域にある白子川流域の、牛房遺跡でも確認されており、従来より広い地域に広がっている。荒川沿いの遺跡が衰退するのに比べて好対称である。

ところで、台地下の自然堤防上で発見された榎堂遺跡では弥生町期から五領式までの方形周溝墓が発見されている。遺構のあり方や出土土器から見ると、継続的に営まれた遺跡であることがわかる。荒川を挟んだ対岸の戸田市内

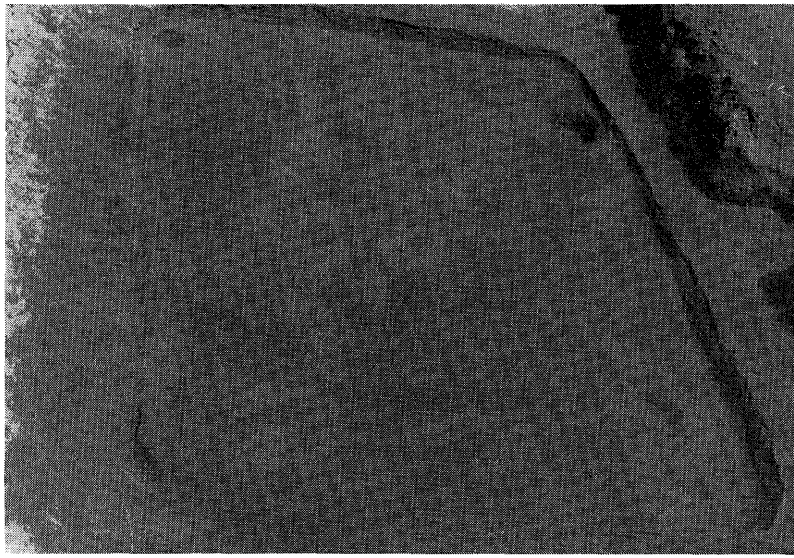

写真 2-43　白子宿上遺跡の住居跡

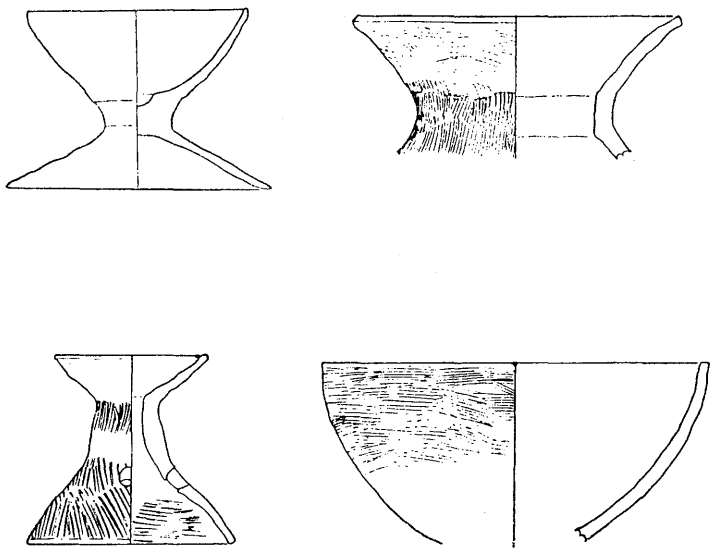

図 2-53　白子宿上遺跡の五領式土器

の自然堤防や浦和市内の自然堤防上も同様な傾向であり、遺跡群が密集して発見されている。

市域における自然堤防上の遺跡は榎堂遺跡しか発見されていないため、集落立地上どのような変化があったかはっきりしないが、他地域の荒川流域に広がる自然堤防上の遺跡消長をみると、生活の主要舞台が台地上から広い地域の耕作可能な自然堤防上へ移ったとも考えられる。

このことは、これら低地域で居住が可能になったという自然条件に加えて、住居地域周辺で耕地が広がることによるメリットと農業技術の進歩も当然考えられる。榎堂遺跡で発見された三基の方形周溝墓は安定したムラの存在を示していよう。このほか、荒川下流域で発見された方形周溝墓には浦和市では本村遺跡、戸田市では鍛冶谷・新田口遺跡を始め、五つの遺跡から発見されている。近年、新幹線工事に伴う鍛冶谷・新田口遺跡の発掘で多数の方形周溝墓が重なり合って発見されている。重なり合うのは自然堤防で幅が狭いという立地上の制約も考えられるが、この時代の繁栄の一端を示すものといえよう。

ところで、台地上の遺跡は市域では貧弱であることは否めない。白子宿上遺跡は市内で四軒の住居跡が発見された数少ない遺跡である。このうち、完掘されたものは一軒のみで、五・二×四・一メートルの隅丸長方形で、この時期の住居跡としては中規模のものであった。貯蔵穴が発見されているが、炉近くの長辺の壁下にあたり、通常よくいわれる炉と反対側の壁下が多いのに対して特異といえる。発見された遺物は、壷や高坏、器台などがあるが、完形な土器は少なかった。

この頃の市域内出土遺物で特記すべき遺物に吹上遺跡から出土した双口土器がある。楕円形の胴部に直立する口が二つ並んだもので、土器の表面はよく磨かれ、丹彩されていた。他の出土例としては東松山市雉子山遺跡の例があるが、一般の遺跡では出土例がなく、特殊な用途に使われていたものと考えられる。

五世紀に入ると、和泉式と呼ばれる土器へ変る。弥生時代後期から五領式の時期まで土器の表面にしばしばハケ目と呼ばれる調整痕が見られるが、和泉式になると減少している。また、器種の構成も変化し、小形の壷をのせる器台は姿を消す。高坏も大きく変化する。五領式後半の一部の土器にみられた長い脚が一般化し、脚部にあった孔もなくなる。そのほかさまざまな細かな変化があるが、要約していえば古墳時代的な土器へと大きく変ったといえよう。

このように、四世紀から五世紀へ移ると土器からうかがえる古墳時代化は著しいものがあるが、市域及び周辺地域では遺跡の分布がきわめて希薄になる。市内で明確に和泉式とすべき土器はほとんどみいだすことができない。市場峡遺跡には長脚となった高坏がある。口縁部は複合口縁で古相を示し、和泉期の可能性もある。

このような遺跡の希少さは市域周辺でも同様である。まれに集落の発見されることもあるが、単独の時期で住居跡の軒数も少ないことが一般的である。古墳時代が本



写真 2-44　吹上遺跡出土の双口土器

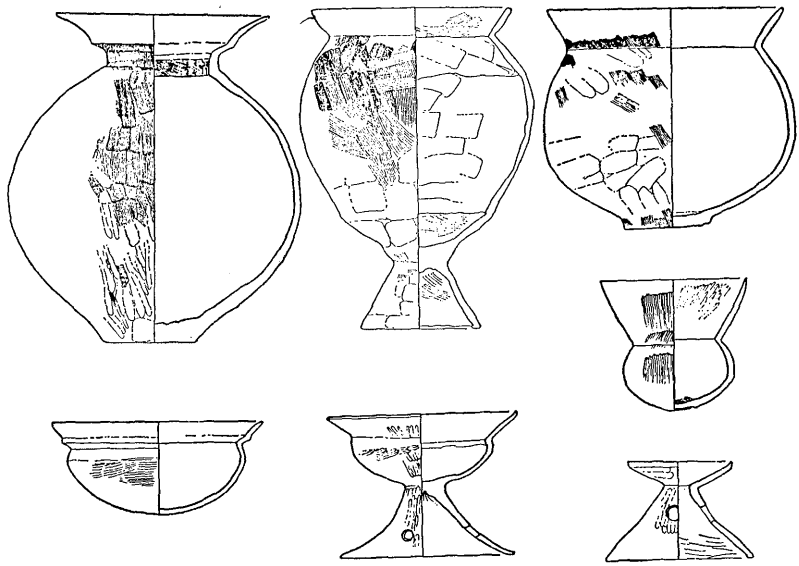

図 2-54　五領式土器（五領遺跡）（「東松山市史資料編第一巻」より）

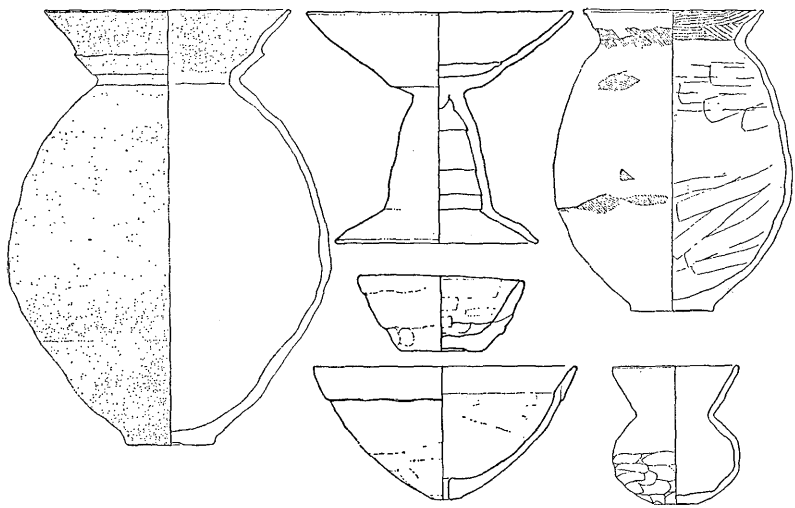

図 2-55　和泉式土器（宮遺跡）（「宮遺跡」埼玉県発掘調査報告第19集より）

格的に始まったとはいえ、遺跡の希薄な状態が続いた時代といえよう。

県南地域ではこの頃の古墳はほとんど知られておらず、集落の少なさを反映している。

これに対して、群馬県に近い県北の地では、古墳時代に入ると急速に遺跡数が増大する。弥生時代の遺跡の希少さと対比すると大きな変化である。一遺跡から発見される住居跡の軒数も膨大なものであり、集落の分布範囲も広大で、遺跡の継続期間も長いのが普通である。住居跡が散在ぎみなこともあるが、遺跡の中心と目されるところでは重複し密度は高い。

住居跡内の覆土から発見される土器は大方不用になったものを廃棄したものであるが、県北では出土量が大変多く、一〇〇個体を超えるものもまれではない。土器生産量の違いもこの時代の県南地域と県北地域の差を具体的に示したものである。

五世紀の半ばを過ぎると、畿内を中心に須恵器（すえき）の生産が開始され、早くから県内でもいくつかの須恵器が

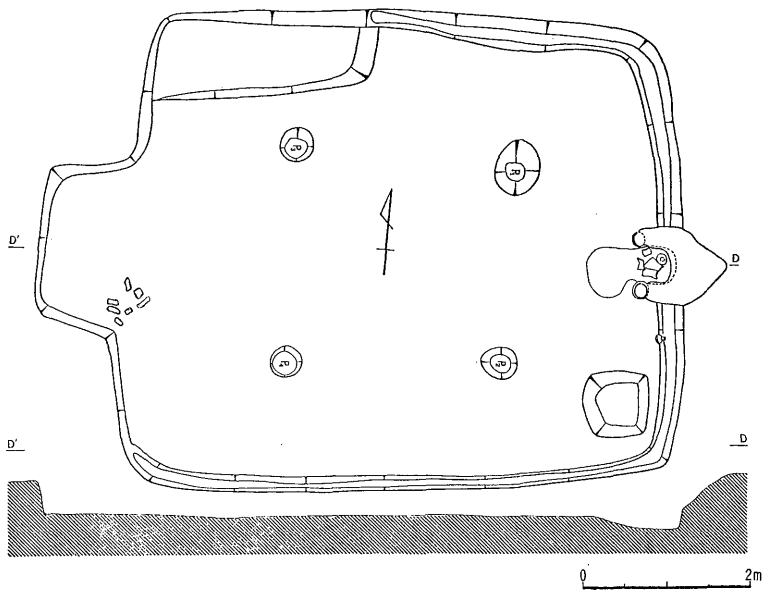

図 2-56　カマドのある古墳時代の住居跡（鶴ケ丘遺跡）
（「鶴ケ丘」埼玉県埋蔵文化財調査報告書第3集より）

発見されるようになる。五世紀末の鬼高式と呼ばれる土器が始まる頃には、大遺跡の場合、必ず数点が発見されていよう。

この時期は内部にカマドが設けられた住居が造られ始め、土器の組成の上からも大きな変革期を迎える。食物等を銘々に取りわける坏あるいは椀と呼ばれる土器がこれである。

カマドは専用の調理の設備であり、住居の壁ぎわに設けられた。煮炊きするための土器をのせる施設と燃料を燃やすための焚口、煙を住居外に出す煙道からなる。カマドは調理のための画期的な設備であり、様々な工夫が加えられている。基本の構造は一昔前の民家でみられたカマドと大きな相違はない。

カマドの出現のもつ意味は住居内に専用の設備が壁際に移ったことである。かつては炉を中心に家族が団らんしたであろう場の喪失でもある。仮に、炉の時代は屋外での調理が行われていたと考えれば、個々の家で調理が行われることになったことをも意味する。

ところで、このようなカマドの普及の状況をみると、県北地域では各住居が一斉に取り入れるようになる。これは全国的にみても異例の早さであり、かつ最も古い時期に当たる。これに対して、県中央部や東部あるいは県南地域では一部の住居でカマドが設けられるが、あわせて、従来使われてきた炉のみをもつ住居も多い。東松山市駒堀遺跡では四軒のこの時期の住居があったが、カマドらしきものがみられたのは二軒に過ぎなかった。しかし、これらの地域も五世紀の終り、鬼高式土器が作られる頃には全住居にカマドが設けられている。

千葉県ではカマドの普及がさらに後れる。一部の住居跡では埼玉県北部でみられたように、五世紀後半に入ると導入されているが、六世紀に入っても全住居にはなかなか普及せず、完全に定着するのは六世紀後半以後のことである。

このように、調理の効率としてはきわめて高いにもかかわらずカマドは地域によって普及の度合がかなり異なって

いる。一般的文化遺物の場合、同一文化圏では急速に普及することが多いが、カマドのような便利な施設にもかかわらず、均質な普及がみられないのは社会的背景が与える影響が大きいためかも知れない。西日本地方でもほぼ同じ頃にカマドが出現しているが、関東地方に比べても一般化は後れたり、時にみられないことも多いようである。西日本を中心に、置きカマド（韓カマド）と呼ばれる移動式のカマドがある。祭りの際使われ、日常に使われるものではなかったようである。カマドに対して特別の意識を持っていたのかも知れない。西日本では早くから掘立の建物が現れる。据え付けのカマドが使われる期間のきわめて短い地域もあったと考えられよう。

関東地方では五世紀後半に出現したカマドは六世紀には定着し、平安時代まで引続いて主要調理の施設として使われていく。

第三節　吹上横穴墳と市域周辺の古墳

昭和一三年頃、白子川を望む台地の縁近くの山林を地主の柳下喜之輔氏が開墾していたところ、突然、地面が落ちて大きな穴があいた。これを聞いて遺跡に近い白子小学校に勤めていた新井氏が柳下氏に頼んで簡単な発掘をした。これが今日いう吹上横穴墳の発見の契機である。

その後、先の穴の北約二〇メートルの場所で同様な地面の落盤があったことから、昭和三三年に柳田敏司氏が担当者となって大和町教育委員会（現和光市教育委員会）が発掘調査を行った。調査結果は両袖形の玄室及び羨道部、前庭部の一部が明らかになり、玄室から人骨四体、前庭部から平瓶一個体が発見されている。

当時県内では吉見の百穴や黒岩横穴群など山の斜面から凝灰岩をくり抜いて造られたものしか発見されていなかっ

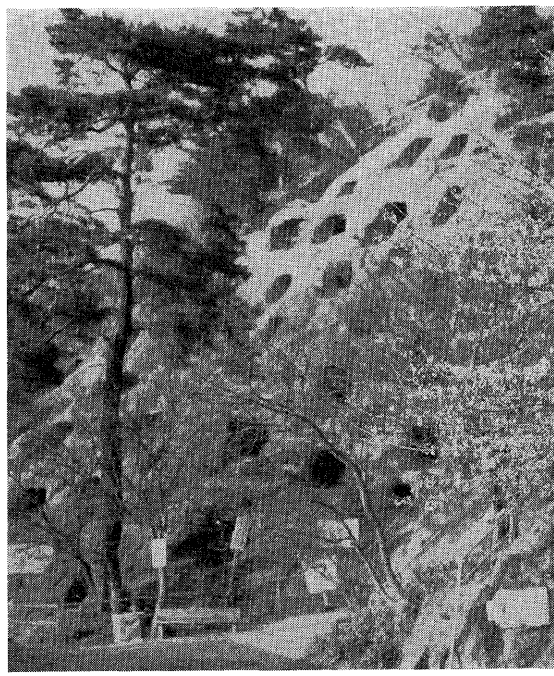

写真 2-45　吉見百穴

たことから注目された。市域周辺の古墳時代の墓跡としては朝霞市でいくつかの古墳群が知られているに過ぎなかった。

その後、県内の武蔵野台地上の各所から横穴墳群が見つかるようになった。朝霞市でも一基知られ、須恵器のフラスコ形長頸壺や提瓶（ていへい）が発見されている。所沢市では滝の城横穴墓群、上福岡市では川崎横穴墓群、川越市でも岸町横穴墓群が調査され群集して並んで築かれていることが明らかになった。

当時、吹上横穴墳の調査では一基のみの発見であったが、その後発見された各地の横穴墓の例から、まだ多数の横穴墓群が存在していることが予想された。

昭和五七年、この地に倉庫建設が予定されることになり、広範囲の調査が実施されることになった。調査結果の詳細はその報告書を御覧いただきたいが、主な成果としては横穴墓が斜面に九基並んで発見され、前回調査された一基の横穴墓も確認された。出土遺物は人骨のほか須恵器壺、長頸瓶等である。

発見された横穴墓にはいくつかのタイプがあるが、典型例の七号横穴墓と形の崩れた三号横穴墓をみてみよう。

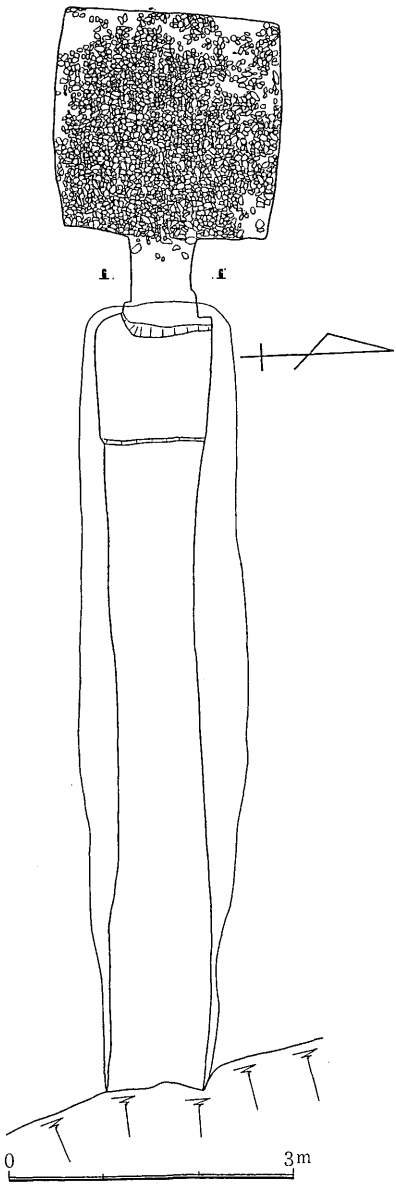

図 2-58　吹上横穴墳実測図

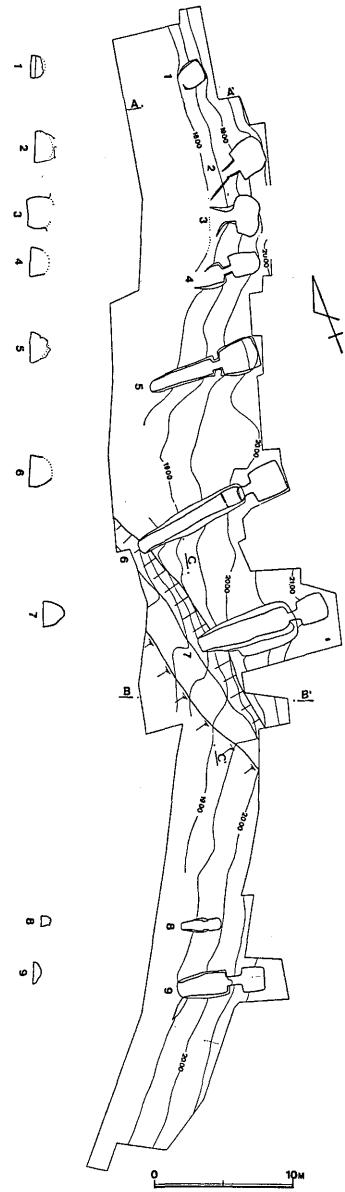

図 2-57　吹上横穴墳全体図

七号横穴墓は両袖形の玄室、くびれた玄関部、長大な羨道部からなる。全長は一〇メートル強で、玄室は長さ約二メートル×一・八メートルの方形で、前庭部は幅一・三メートル、長さ七・三メートルであった。玄室内は河原石が敷かれ、その上に木棺が置かれたようである。棺床面は平らなことが一般であるが、五号横穴墓では奥壁に沿って一段高い棺座が設けられていた。

三号横穴墓は玄室の形が不整の長方形となったもので、吹上横穴墳では最も崩れたものである。玄室から羨道部への移行もくびれがゆるくなっている。

一般的な横穴墓のなかで新しいタイプの玄室の形は、奥壁が幅広で羨門側の幅の狭くなる羽子板状のプランを呈するものが挙げられる。時期的には八世紀初頭といわれる。このような形式でもきわめて端正に造られており、吹上横穴三号墓のような不整形となることは少ない。

このことから、吹上横穴墓群では造営技術の導入後、短期間のうちに多数の横穴が造られ、新たな造営技術の導入を受けずに形式的退化が行われたのではないであろ



写真 2-46　吹上横穴墳

うか。

ところで、これら横穴墓に葬られた人達はどこに住んでいたのであろうか。横穴墓の造られるのは六世紀後半からといわれるが、その多くは七世紀代と考えられる。吹上横穴墳の場合、出土遺物から七世紀後半を中心とした時期から始まると思われる。周辺のこの頃の集落は吹上遺跡や市場峡遺跡などが考えられるが、これらの遺跡では七世紀代の大規模集落はあまり予想されない。白子川の低地を含めて今後の調査に期待したい。

ところで、古墳時代の墓には時代名称のもとである古墳がある。市内にはないといわれているが、吹上観音本堂裏側に土塁状の高まりが走っており、この土塁状の高まりの上には庚申塔が多数立ち並び、付近には力石や宝篋印塔の破片も散在している。別所光一氏は東明寺の前住職橋本敬道氏からの話を総合して、「かつてこの地に前方後円墳があり、これを中世の段階で整形して土塁状にしたのではないか」との意見を述べている。これについては、昭和五七年の吹上コミュニティセンターの建設

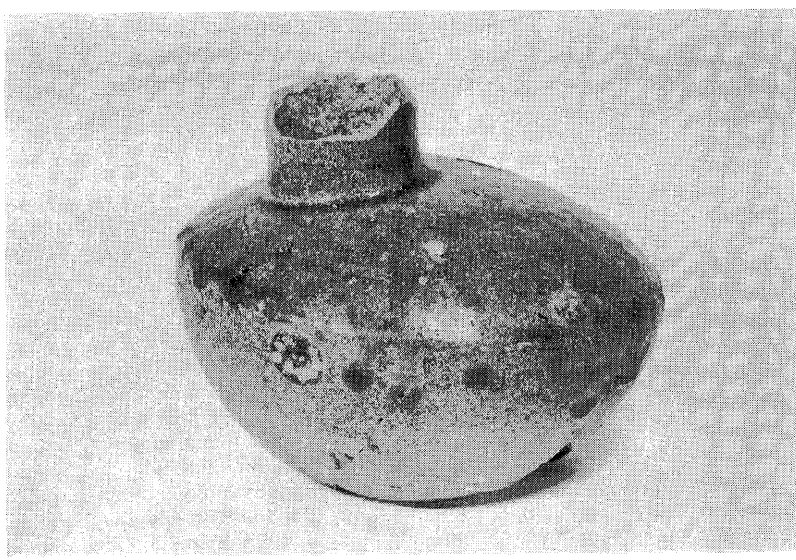

写真 2-47　吹上横穴墳出土の平瓶

の際に調査して、大きな溝が確認されており、中世の城館跡であることは十分予想される。中世の城館跡の場合、しばしば古墳等の塚を利用して土塁を築くことがしばしばある。この場合も古墳であった可能性は残ろう。これも今後の調査に課題を残すことになる。

ところで、市域での古墳時代後期の集落をみると、大



写真 2-48　戸田市南原古墳群の古墳周堀



写真 2-49　古墳周堀出土の人物埴輪（南原古墳群）

規模集落は存在しないが、低地に発達した自然堤防上の遺跡をみれば可能性は残されていよう。

周辺地域での古墳群の形成されるのは荒川を挟んだ対岸の戸田市南原古墳群や朝霞市根岸古墳群及び内間木古墳群がある。

戸田市の南原古墳群は現在墳丘を残すものはないが、戸田市教育委員会の発掘調査によって円墳跡が調査され、人物埴輪や円筒埴輪をもつ古墳のあることがわかった。

朝霞市の根岸古墳群は市域に最も近い古墳群であり、大形の古墳が知られる。代表的なものとして一夜塚古墳と柊塚古墳がある。一夜塚古墳は昭和一八年、朝霞第二小学校建設に際して壊され、現在はない。関係者の話によれば、径五〇メートル、高さ七メートルの大古墳であったといわれる。埋葬施設は木炭槨であった。出土遺物には方格規矩鏡、桂甲、馬具、埴輪などがあり、築造年代が六世紀前半と考えられている。

この一夜塚とともに根岸古墳群の中心となる柊塚古墳は、県南地域では珍しい前方後円墳で、全長六〇メートル

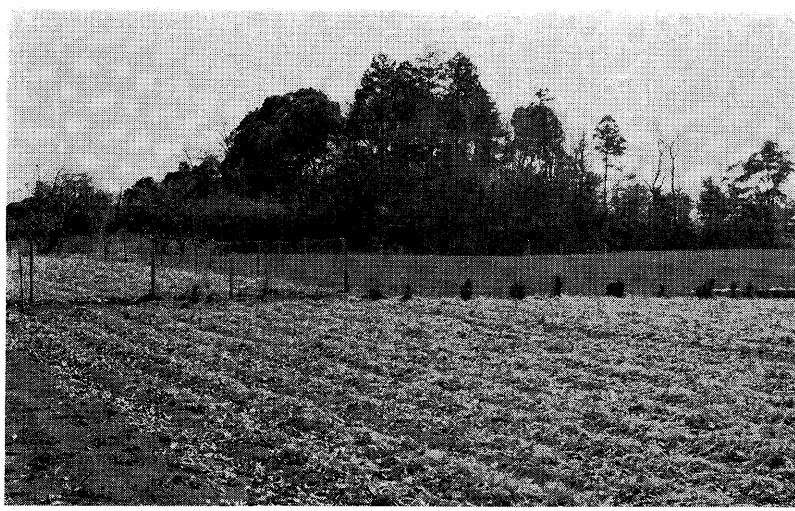

写真 2-50 柊 塚 古 墳

強とみられる。前方部の形が崩れているため、全容ははっきりしなかったが、今年の調査であらためて前方後円墳であることが確認された。埴輪も多量に出土しているようでもあり、一夜塚に近い年代が考えられる。

内間木古墳群は黒目川を挟んだ対岸の台地縁にある古墳群である。昭和三九年八塚古墳が発掘され、一辺一七メートルの方墳が確認された。主体部は砂岩の切石を用いた胴張りの横穴式石室であった。このほか、武蔵野線建設に伴う発掘調査で円墳跡が二基発見されている。一基は溝が全周するが、一基は三日月状の溝であり、七世紀でも終わり頃の古墳と考えられる。いずれも、埴輪をもっていない。現在もいくつかの古墳が残っているが、埴輪は採集できないようである。これら両者のあり方から検討すると、六世紀は根岸の台地、七世紀に浜崎の台地へ移っているようにみえる。いずれにしてもこの地域はやや小形とはいえ、前方後円墳をもつ地域であり、六世紀代には和光市を含めたこの地域の中心となる地域であったといえよう。朝霞市では古墳時代の終わりまで古墳が造られていくが、和光市域では横穴墳群が形成されるに止まった。このことから市域は柊塚古墳に代表される勢力下にあった地域と考えられる。

なお、荒川をさかのぼった富士見市でも若干の古墳は知られるが、大規模な古墳が造られたのは川越市域まで行かなければならない。川越市には前方後円墳の牛塚古墳を始め、西原古墳、どうまん塚、南大塚古墳群など六世紀から七世紀にかけて連続して古墳が造られており、県南古墳文化の一大中心的地域の一つといえるところである。

市域での古墳時代終末の様子はほとんどわからない。遺物で確認されるものは、吹上遺跡の調査で発見された鬼高式の丹塗の杯や四ツ木遺跡で採集されている須恵器坏である。これらはいずれも七世紀前半代であり、後半代の様子はわかっていない。あらためて低地遺跡の重要性が増しているといえよう。

第五章　考古学からみた奈良・平安時代

第一節　埼玉の古代と主要遺跡

畿内では六世紀末から七世紀にかけた頃、蘇我氏の寺院である飛鳥寺が創建された。日本で最初に造られた寺院である。畿内の有力氏族が力をつけてきた象徴的な現れであった。

七世紀中頃、中大兄皇子（後の天智天皇）や中臣鎌足（後の藤原鎌足）らによる当時最も力のあった蘇我入鹿の暗殺、その後の皇位継承をめぐる争いである壬申の乱を経て、国家としての体制が確立していった。この間に中国の法律制度にならう形で各種の律令法が制定され、全国に施行された時期でもある。

武蔵国の成立もこの律令制の表れである。武蔵国でも国の役所ともいうべき国府が置かれ国司が派遣された。さらに国内は二一郡が設置されることになる（文武二年、六九八年）。このうち高麗郡は霊亀二年（七一六）、現在の和光市、朝霞市、新座市、志木市を含む新羅郡は天平宝字二年（七五八）に追加して設けられたものであった。

武蔵国の国府は多摩郡（現国立市）に置かれ、八世紀中頃に全国で建てられた国分寺も武蔵国では国府近く（現国分寺市）に置かれている。

ところで、県内では七世紀代には相変らず古墳が造られる。きわめて珍しい例であるが、八世紀代に入って造られたものもわずかではあるがみられる。一方、七世紀後半代になると県内でもいくつかの寺院が創建される。寺院建設

には財政的基盤とともに各種の技術導入があった。寺院に使われる瓦を供給する窯業生産はその一端をうかがわせるものである。

県内の窯跡には埴輪を生産するものと須恵器及び瓦を生産する遺跡とがある。埴輪窯跡は古墳に建てる埴輪を専ら生産するものであり、古墳造営と密接な関係を持つ。これに対して須恵器生産窯跡は六世紀中頃にはすでに始まる。東松山市の桜山窯跡は発見されているものでは今のところ関東最古の窯跡である。これら古墳時代の窯跡は、東松山市周辺の丘陵地帯で点々と発見されているほか、児玉町の丘陵地帯で七世紀後半代に数基、寄居町末野の丘陵地帯で七世紀末の窯がみつかっている。これらの窯はいずれも多くてせいぜい数基を単位としたもので、大窯業地帯の成立までには至らなかった。

八世紀代に入ると、南比企窯跡群が成立し、限られた範囲に集中して窯が築かれるようになる。武蔵国では最も早い時期に成立した大規模な窯跡群で、武蔵国を始め広い範囲に供給されてきた。近隣の寺院を始め、国府へ

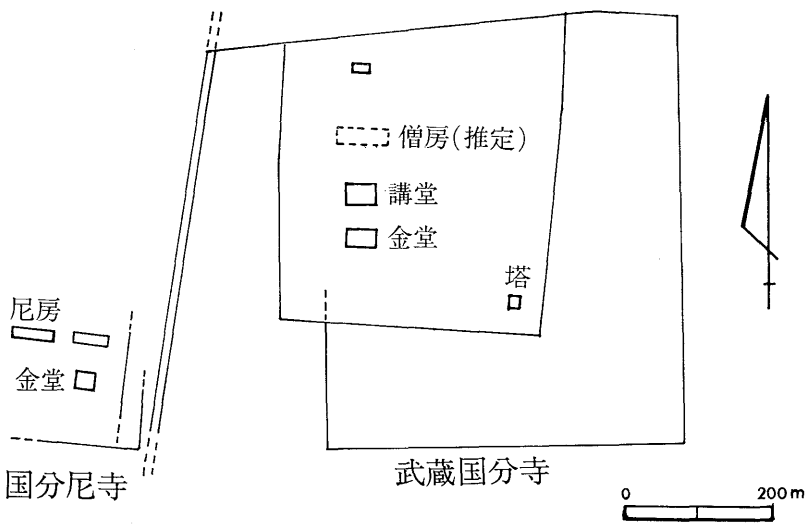

図 2-59　武蔵国分寺（第8回関東古瓦研究会資料から作図）

の供給も行われている。八世紀中頃、国分寺の建設が始まると、この地が瓦の主要な供給地の一つとなっている。これらの供給先の大きな部分を占めるものに古代寺院がある。埼玉県域では一七か所が確認されている。南比企窯跡群に最も近い寺院は坂戸市にある勝呂廃寺がある。その創建は七世紀後半代に始まるといわれる。発掘調査が進められているが、まだ、その全容ははっきりしていない。発掘調査でも大量の瓦が出土しており、一〇世紀後半まで続いたこの地域の中核的な寺院と考えられる。この周辺には日高町の大寺廃寺があるほか、多数の掘立建物跡が見つかり、また郡衙にも匹敵する遺跡の出土した鶴ケ島町若葉台遺跡もあって、県内のこの時代の中核的地域の一つと考えられるようになった。

県南地域での奈良・平安時代の一般の人々の集落遺跡は、若葉台遺跡周辺地域で密集しているほか、入間川沿いの台地上に多数並んで見られる。川越市霞ケ関遺跡、狭山市今宿遺跡、揚櫨木遺跡、宮ノ越遺跡などが知られる。このうち、川越市にある霞ケ関遺跡や両接した一つ

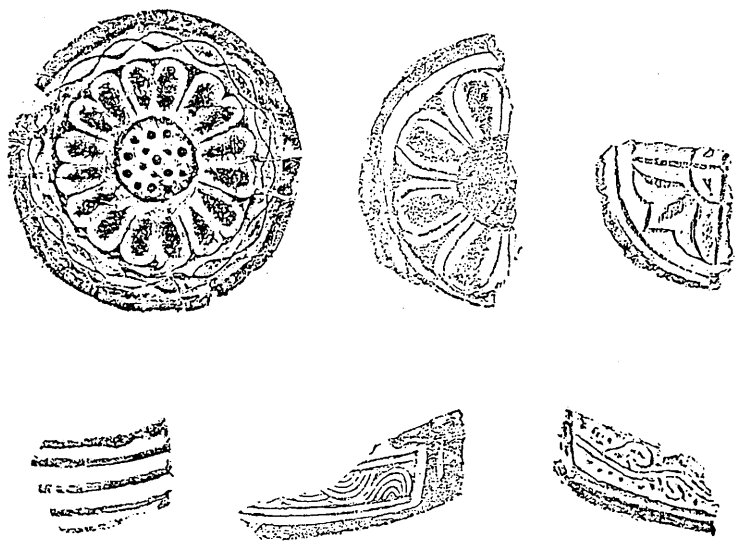

図 2-60　勝呂廃寺の軒丸瓦（上段）と軒平瓦（下段）

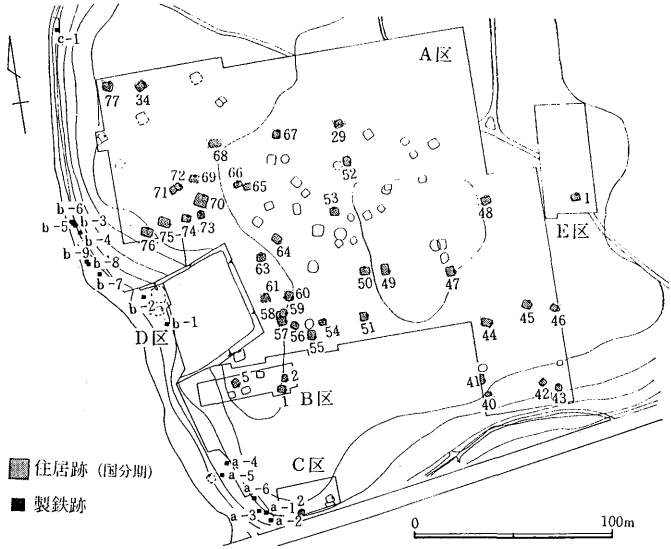

図 2-61　大山遺跡の製鉄炉と住居跡
（「大山」埼玉県遺跡発掘調査報告書第23集より）



写真 2-51　大山遺跡の製鉄炉

の遺跡となると考えられる河越氏館跡内遺跡は、七世紀後半代一般の集落では出土量の多くない須恵器が多量に持込まれているほか、畿内の特色をもつ土師器も搬入され、県内でも特異な存在の遺跡である。

製鉄関係の遺構のうち古墳時代では、住居内で行われる小鍛冶に類するものは知られているが、本格的に製鉄炉が築かれたのはこの頃以後といわれる。現在では、伊奈町大山遺跡、花園町台耕地遺跡、岡部町西浦北遺跡など、多くの例が知られるようになった。

水田関係の遺構としては条里遺構がある。律令制に基づく班田収授法を実施するために、各地の水田が条里制によって再編成されたといわれる。広い範囲で平坦地が広がるところではほとんど条里制がしかれたようである。新座郡ではっきりしたものが知られていないが、荒川下流域の大久保低地でも明らかな条里遺構が知られている。後世の荒川下流域での河道変更に伴い現在の和光市の行政区域内にも条里遺構がのびている可能性もある。

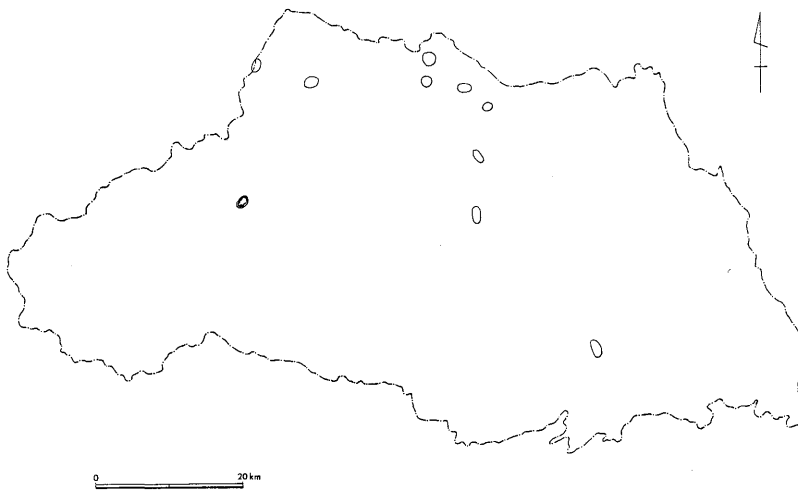

図 2-62　県内の主な条理遺構

第二節　市域の古代遺跡と周辺の遺跡群

先にみたように市域では、古墳時代終末期には遺跡が確認できない状況であった。吹上横穴墓群があるが、横穴墓のなかには奈良時代の初めに造られたものがあり、その後、平安時代に至っても墓前祭祀が行われたと思われる場合もある。しかし、前にみたように吹上横穴墓は、八世紀に入るような横穴墓の形態はみられず、七世紀の後半代にはすでに造られなくなっていることが予想される。

奈良時代に至っても遺跡は確認されていない。調査が進んでいないため断定はできないが、文献でみられる新羅郡設置を裏付けるような遺跡は今のところ確認されていない。他の新羅郡内に該当する市町村をみても、台地上においては確実な遺跡は少ないようである。

これらのなかでは、朝霞市第二西久保遺跡が数少ない遺跡である。黒目川下流域の左岸にある遺跡で、昭和四六年に一軒の発掘調査が実施された。規模は四・一×四・三メートルの方形を呈する。火災を受けているようで、多量の炭化材が検出された。出土遺物のうち、土師器（はじき）には甕、台付甕及び坏があり、須恵器も坏が出土した。この遺跡で特記されるのは墨書された土師器、須恵器の坏があったことである。「長」と書かれている。「長」の字のうち「一」が一本欠けたものであるが、当時すでに一般の集落まで「漢字」が普及していることを示す。

しかし、この西久保遺跡でも遺物の散布状況は少なく、隣接した住居もないことから、それほど住居跡が密集した状況にないといえると思われるが、詳細は今後の調査にまたなければならない。

平安時代になっても、この地域の台地上では急激な遺跡の増加はみられない。市内では、午王山（ごぼうやま）遺跡、四ツ木（よつぎ）遺跡、

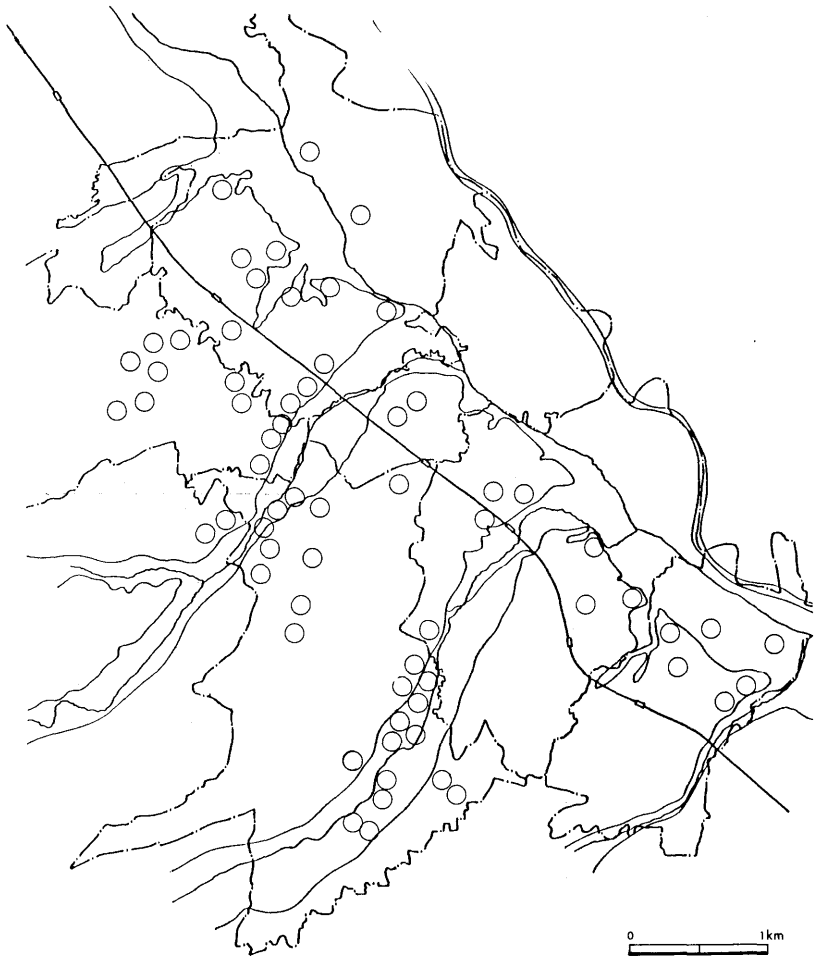

図 2-63　市域及び周辺の奈良・平安時代の集落

吹上遺跡の三か所が確認されているのにとどまる。このうち、遺構の確認されたものは午王山遺跡と吹上遺跡である。午王山遺跡は床面の一部が辛うじて検出されたもので、柱穴と若干の平安時代でも新しい須恵器が検出されたのみであった。

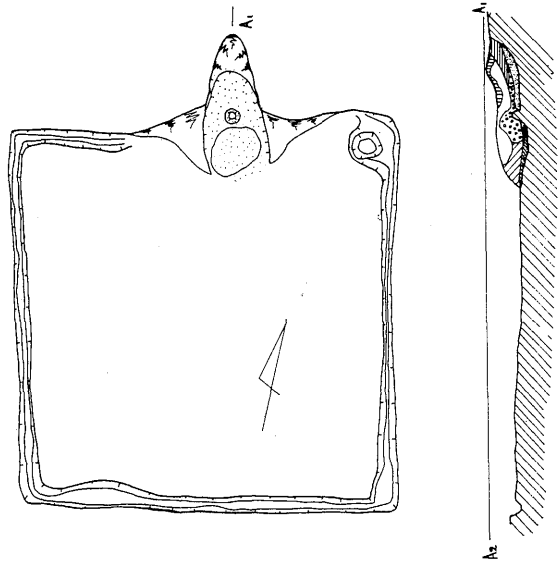

図 2-64　西久保遺跡の住居跡
（「第二西久保遺跡発掘報告」朝霞の文化財第4集より）

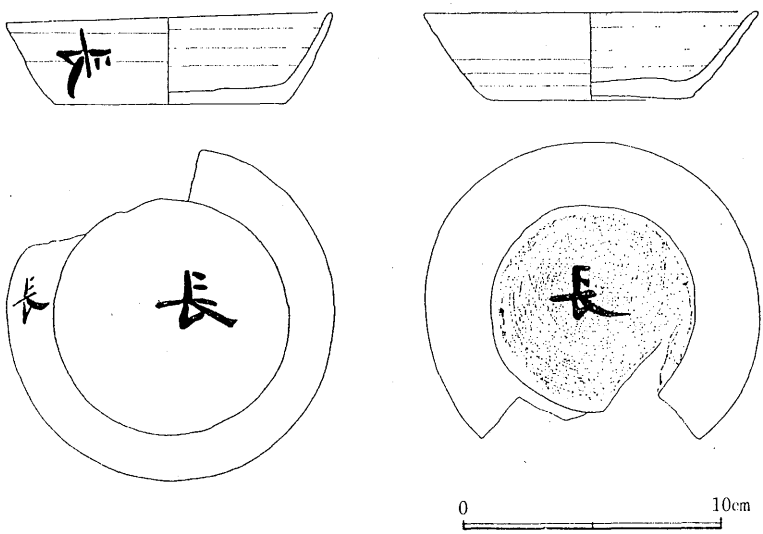

図 2-65　西久保遺跡墨書土器
（「第二西久保遺跡発掘報告」朝霞の文化財第4集より）

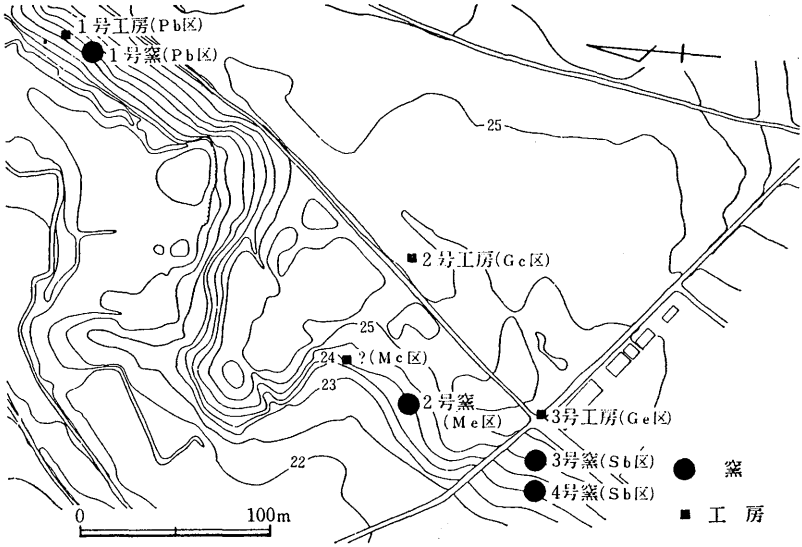

図 2-66　新開遺跡窯跡分布図（「新開遺跡Ⅰ・Ⅱ」三芳町教育委員会より）

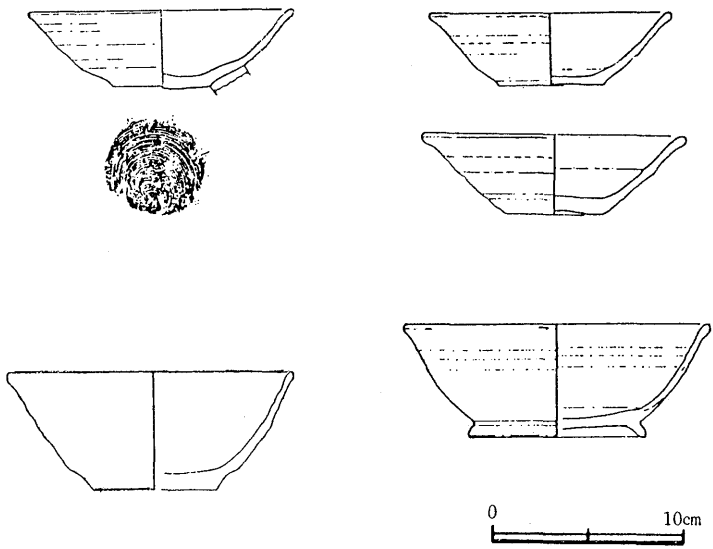

図 2-67　新開窯跡群出土の坏と椀（「新開遺跡Ⅰ・Ⅱ」三芳町教育委員会より）

吹上遺跡の住居跡はローム層へ掘り込みのある住居跡である。長辺の長さが正確には不明であるが、短辺が二・四メートルで平安時代の住居のうちでも小形の部類に入る。形のわかるものは須恵器埦があったほか、埦、坏等が破片ながら出土している。

仏ノ木遺跡は未調査であるが、地表での散布量は多く、他の時期の遺物の散布はあまり見られなかった。台地そのものが狭く大集落とはならないであろうが、市内ではまとまった集落になる可能性がある。今まで須恵器長頸瓶と坏が知られている。これらはいずれも南比企窯跡群の製品であった。

新羅郡と入間郡は柳瀬川を境としている。入間郡へ入ると富士見市、三芳町、上福岡市が並ぶ。このうち、富士見市の遺跡分布を見ると、柳瀬川流域だけでなく、荒川沿いの台地縁辺部を始め自然堤防上の遺跡もある。近辺の地域では最も遺跡密度の高いところで

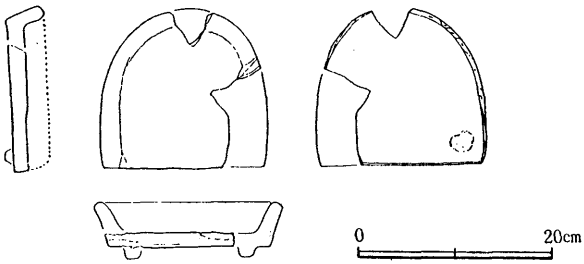

図 2-68　新開窯跡群出土風字硯
（「新開遺跡Ⅰ・Ⅱ」三芳町教育委員会より）

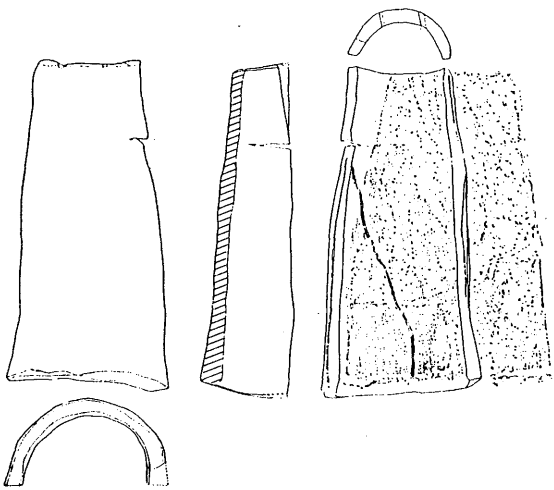

図 2-69　新開窯跡群出土丸瓦
（「新開遺跡Ⅰ・Ⅱ」三芳町教育委員会より）

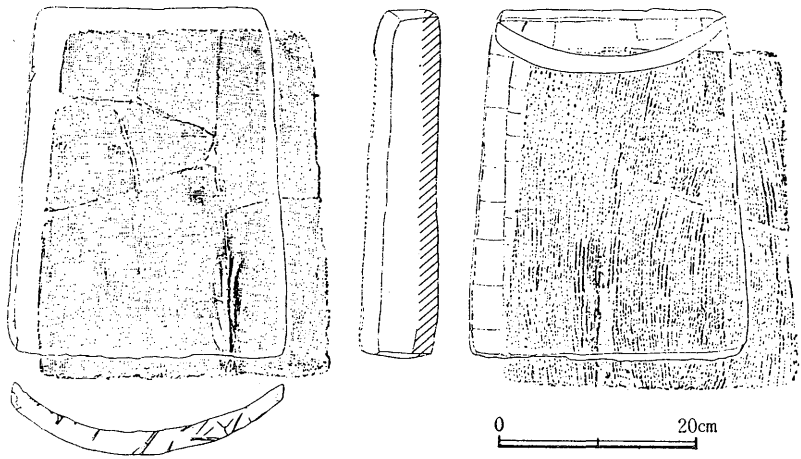

図 2-70　新開窯跡群出土平瓦（「新開遺跡Ⅰ・Ⅱ」三芳町教育委員会より）

もある。三芳町は富士見市の柳瀬川流域遺跡群に続くものであり、生産遺跡である新開窯跡群がある。

新開窯跡群は、南比企窯跡群等集中して形成されていた須恵器窯跡が、一〇世紀中頃となると集中した窯業生産は見られなくなり、小規模化して各地に拡散する段階の窯である。富士見市にも栗谷ツ窯跡がある。一基のみ単独で発見されたものであるが、新開遺跡より後出で、関東周辺での須恵器生産の終末に近いものであった。

この二つの窯跡群で注目される点の一つは、各種の須恵器のほか、瓦生産が行われていることである。現在までその供給先はわかっていないが、須恵器生産が地域に密着しはじめる時期であることから、国分寺に供給する窯とはいえないのではなかろうか。

新開遺跡では登窯（正確には窖窯）のほか、土器焼成土壙や工房の竪穴住居跡も発見されており、須恵器生産にかかわる一連の遺構がみられ貴重な遺跡である。

これらの窯で生産された須恵器で、注目されるものに風字硯がある。富士見市の北別所遺跡では竪穴住居から

出土している。近くに窯跡があるとはいえ、文字を書くことが一般化していることを示すよい例であろう。

このように、市域周辺においては富士見市を中心とした地域にかなり密度の高い遺跡群が知られている。しかし、これらの地域のいくつかの遺跡からは、入間郡を示すと考えられる「入」の字がある瓦が出土しており、現在と同様平安時代でも入間郡であったことを示している。

先にみたように新羅郡内の各地では市街化が進んでいて実態がわからないとはいえ、富士見市周辺地域のような密集した遺跡群の存在は知られていない。この地域では低地の自然堤防の遺跡が発見しにくいが、このような台地上の遺跡以外にも目を向けてゆく必要があろう。

第六章　奈良時代の和光

第一節　和光と新羅人

和光市域に直接つながりをもつ古代の文献は、『続日本紀』の天平宝字二年（七五八）八月二四日条である。それによると、この日に、日本へ帰化した新羅の僧三二人、尼二人、男一九人、女二一人を武蔵国内に移住させ、はじめて新羅郡をおいたという。

奈良時代のなかばをすぎた頃のことで、ここにはじめて現在の新座地区のもととなる新羅郡なる地名が姿をみせたわけである。その時代の前後、和光市域のどこに人々が住み、どのような生活をしていたかは、第五章までに述べられている。そこでこの章では、いま紹介した新羅郡設置をめぐる事情に焦点をしぼって考えることにしたい。

僧尼が中心

新羅郡に移住したのは合計七四人であるが、そのうち三四人が僧と尼だったということは、いったいどういうことなのだろうか。まずそのことから考えてみよう。

いま武蔵国内に移住した朝鮮渡来の人々をみると、天武天皇の一三年（六八四）五月に移った人々二三人のなかには、人数の内訳がわからないが、僧と尼がふくまれていた。また持統天皇の元年（六八七）四月に、武蔵国に移った二二人のうちにも僧尼がふくまれており、僧と尼を中心とする一群の人々がしばしばまとまって行動していたことが、そうした事例からうかがわれる。

それはなぜなのだろうか。このことを考えるには、朝鮮における仏教の普及の早さから述べる必要がある。朝鮮半島への仏教の伝来はかなり早く、高句麗の場合などは日本よりも二〇〇年近い歳月をさかのぼる。それにつづくのが百済だが、もっとも伝来のおくれた新羅の場合をここではとりあげよう。

新羅の仏教

六世紀の新羅に現われた真興王は、その都慶州に護国第一の寺院として皇竜寺を建立した。かれはその生活を仏法に則ってすすめ、巡狩のときには沙門（僧）を随行させ、諸臣の上に座をあたえたといわれる。そして晩年には僧となって法雲と号し、信仏の生涯をおえた。その妃も熱心な信者で、王の没後は尼となって、みずから建立した寺に入って仏に仕えたという。

また真興王は、その世子を仏教の四輪王のひとり転輪聖王になぞらえて、銅輪と名づけ、その弟で真興王のあとをついだ真智王も、金輪あるいは舎輪と称して、仏教と王家の一体化につとめた。さらに銅輪の子真平王は伯浄あるいは白浄と名づけられ、その妃は、シャカの母の名にちなんで真耶と称した。

このように、六～七世紀の新羅王は仏教に傾倒することきわめて篤く、国をあげて仏教信仰に力を注いでいた。そのため、王を支える青年貴族の集団である「花郎団」は、儒・仏・道の三教をふまえながらも、仏教の未来仏弥勒仏に祈願して、国家の未来にいたる発展を支えながら勇敢に戦った。その活動ぶりと、貴族たちと一体化しやすい領民たちの活躍こそ、後進国だった新羅が、朝鮮半島を統一するうえできわめて大きな役割をはたしたのである。

こうした事情を念頭におけば、新羅の人々が貴族を中核として、仏教信仰でかたくむすびついていたことは、容易に想像できることだろう。

帰化人と仏教

朝鮮半島にみられた仏教の浸透ぶりは、古代の日本にも大きな影響をあたえた。それは帰化人たちの多くが、仏教の修行にたいへんなれていたため、奈良時代とその直前の時代に、僧の少なからぬ

人々がかれらのなかより輩出したという事実である。

たとえば、奈良時代の代表的な僧である行基は東大寺の大仏建立に貢献して有名だが、その祖先は朝鮮半島より渡来した越史で、その母もまた渡来氏族蜂田氏よりでていたといわれる。そしてその師で奈良県明日香村の岡寺を創建した僧義渕も、百済より渡来の市往氏の出身であり、そのほか大安寺の名僧道慈や、京都府の宇治橋架橋と誤り伝えられた僧道昭など、その数はきわめて多いのである。

このような伝統は新羅郡移住の人々にも色濃く残されていた。新羅より亡命帰化したのはおそらく七世紀の後半のことだったろうが、それから数十年後、この土地に移住した七四人のうち三四人が僧尼となっているのは、そうした伝統の賜物といってよい。

ところで、僧尼は古代日本の場合自由に出家できたわけではない。国家の統制下にあって、正式に得度の手続きをへて、はじめて僧尼と認められたのである。だから、ここにみられる三四人の僧尼が、正式に国家の承認をえた人々だったことは、『続日本紀』に「僧尼」と明記しているところから否定できないと思う。かれらは日本のどこかの地方でその資格を獲得したもの、といってよいだろう。

しかも、僧尼とある右の記述は、僧尼を出した氏族のゆたかさをも暗示している。一例として、上総国出身の出家希望者の場合を、東大寺の正倉院文書からみることにしよう。

石上部忍山　年卅九
　上總國天羽郡讃岐郷磐井里少初位上石上部大嶋戸之口
讀經　法花經一部　最勝王經一部
　方廣經一部

誦經　觀世音經一部　八名經
多心經
陁羅尼　大般若陁羅尼　佛頂陁羅尼
虛空蔵陁羅尼　方廣陁羅尼
十一面經陁羅尼　金勝陁羅尼
唱禮具　浄行十年
天平六年七月廿七日

ここにみえる石上部忍山という四九歳の男性は、天平六年（七三四）七月現在、実に一〇年間も修行をつづけ、各種の経を読誦して、さまざまなダラニ（仏教の呪文）を勉強しつづけていた。これだけの年数をかけられるのはいうまでもなく裕福な氏族の出身者だからだ。しかも当時としては貴重な経典多数に眼をとおしているのだから、それだけで一般農民の出身者でないことがわかるだろう。それだけの時間と費用を、出家するには必要としたのである。

そのことをうらづけるのが、かれ忍山の家族に関する右の記述であろう。それによると、忍山の戸主は少初位上という位階をもっている。この位階は奈良時代の官人のランクを示す三〇階の最下位にあたるが、この最下位の位階をもっている人物は、関東地方の場合、人口一〇〇〇人ほどの村内でみてもほとんどいないほど、有力なポストを占めていたといってよい。

このように、僧尼というのは、その背景に富裕な出身家族の存在があるわけで、三四人もの僧尼というのは、その背後に多数の裕福な家族群がひかえていたということなのである。したがって、三四人の出身地がどこであれ、かれらの移住は、和光市域をふくむ新座地区にきわめて裕福な家族集団がやってきたことを暗示している。

ただ現状では、新座地区に有力な古代寺院があった証拠はみつかっていないし、また奈良、平安時代前期に建てられた豪華な建造物の跡も発見されてはいない。しかし、以上のような考察に大きな誤りがなければ、将来この地区のどこかで、そうしたものが発見される可能性はきわめて高いといってよいだろう。その意味で、近年宅地化が急速に進んでいるこの地区の場合、どのような場合にも、埋蔵文化財にたいする注意深い取扱いがとくに重要な意味をもつといってよいのである。

第二節　新羅郡の設置

新羅郡の所属した旧郡

さて、かれらが移住して建てられた新羅郡は、いうまでもないが天平宝字二年（七五八）、すなわち奈良時代の後半に誕生している。したがって、この新しい郡が生まれるまでは、別の郡に所属していたはずなのである。それでは、その郡とはいったいどこの郡をさすのだろうか。次に、この点を考えてみることにしよう。

新羅郡は現在の新座地区にほぼ相当するが、この地区と接する地区は北足立地区と入間地区、及び東京都北部地区である。そして、そのうち第三の地区は古代の豊島郡に所属するから、ごく一部が新羅郡に属していたことを除けば、ここでは古代の豊島郡とのかかわりを考えればよいだろう。また北足立地区は古代の武蔵国足立郡に、そして入間地区は同じく入間郡に所属していたとみてよい。したがって、かつて新羅郡が属していたのは、豊島・足立・入間三郡のうちのいずれかといってよい。

なお、そのうちの二郡以上に属していた可能性も一応考えられるが、しかし二郡以上の場合は、それぞれの郡から

さきとった郷名を明記する場合が多い。そこでここでは、一応特定の一つの郡からわかれたものとみておこう。

旧郡名の候補が三つあげられたので、そのうちのどこの可能性が大きいかを次に考えてみよう。

まず足立郡との関係はどうだろうか。その場合大きな判断の基準となりそうなのは河川の問題である。河川の両側で郡を異にする場合が、大平野内部の郡の場合よくあるからだ。ここにいう河川としては、まず現在の荒川や新河岸川の問題があげられるだろう。

ここにいう荒川は、かつての入間川のひとつの流路にあたり、その川幅は東西に形成された自然堤防の幅からみても、かなりなものがあったと思われる。詳細は第一編第二章を参照していただくことにするとして、この河川が古代にあったものとすれば、それが足立郡と入間郡を区切る境界線になっていた可能性はきわめて大きいとしてよい。したがって足立郡にかつて新羅郡域が所属していた可能性は、あまりつよくないといえそうである。

それでは入間郡と豊島郡の場合はどうだろうか。

豊島郡には広岡郷があった。東京都板橋区と練馬区のあたりかともいわれ、吉田東伍は『大日本地名辞書』のなかで、この郷名に通じるものとして板橋区平尾町（観明寺門前）の名をあげている。そしてこの広岡という地名にちなむ広岡造（みやつこ）という氏族が、左のとおり新羅郡内に住んでいたことが、『続日本紀（しょくにほんぎ）』の宝亀一一年（七八〇）五月の条からわかる。

武蔵国新羅郡の人沙良（さら）真熊等二人に姓広岡（かばね）造を賜う。

この記述をみると、広岡造という姓をあらたにあたえられた新羅出身者二人は、新羅郡内に籍をもちながら、豊島郡内の地名を氏の名とされていたことがわかるだろう。つまり豊島郡内の地名と新羅郡内の人物が直結できるほど、この二つの郡は密接な関係があったということだ。したがって、このことからみると、新羅郡はかつては豊島郡に所

属していた可能性がつよくなってくる。

一方、入間郡とのつながりについては、その詳細をたどるだけの手がかりはない。いまのところ、文献的には豊島郡説の方が若干有利、ということができよう。

新羅郡設置の事情

次に、天平宝字二年（七五八）という時期に、なぜ新羅郡が武蔵国内に建てられたのか、その背景について考えてみよう。それには、まず当時の武蔵守について人名をおさえるのが早道である。

東大寺正倉院宝物にあたる東大寺献物帳は、天平勝宝八歳（七五六）七月廿六日の日付をもつが、そこには次のような人物が署名していた（『新編埼玉県史　資料編4　古代2　古文書・記録』二一八ページ）。

従四位上行紫微少弼武蔵守巨萬朝臣福信

ここにいう巨万朝臣福信とよばれる人物は高麗福信とも表記され、現在の入間郡日高町を中心とする高麗郡出身の高句麗系貴族のひとりである。かれは奈良時代のはじめに叔父をたよって平城京にのぼり、その武勇がみとめられて昇進し、新羅郡設置の二年前には位階三〇階の第九階にもあたる従四位上に達するとともに、当時政界を背後から動かしていた第一の実力者光明皇太后直属の役所、紫微中台の高級官僚となっていた。

その福信が天平勝宝八年（七五六）七月に武蔵守を兼任していたのである。その前任の武蔵守石川朝臣麻呂は天平勝宝六年（七五四）九月に任命されているから、そのあと同八年までに福信が兼任となったことは明白だ。その麻呂は従四位上であるから、武蔵守のまま死亡すれば、『続日本紀』の他の例からおして同書に記載されてもよい立場にあったろう。そこで、おそらく福信は七五六年かその直前に武蔵守を兼任したのだろう。

そしてその後任は、天平宝字八年（七六四）三月に武蔵守石川朝臣名人が死去している。かれ名人が武蔵守に任命

されたのは、その二〜三年のことだったろう。こうして、さきの武蔵守石川麻呂と後任者石川名人の間の空白数年間は、史書に明記されてはいないけれども、高麗福信が武蔵守を兼任していた可能性がつよい、と推測できそうだ。

『続日本紀』によると、その福信は天平宝字七年（七六三）一〇月、但馬守（たじまのかみ）兼任とされている。おそらくこの時期まで、かれは武蔵守を兼任していたのではあるまいか。

それはともかくとして、新羅郡設置の天平宝字二年（七五八）現在、かれ福信が武蔵守を兼任していた可能性はかなり高かったのではなかろうか。福信はその後も宝亀元年（七七〇）八月と延暦二年（七八三）六月、武蔵守を兼任していたことがわかっており、武蔵国への関心はきわめて深いものがあった。

その福信は高官であったため、武蔵国府に赴任することはなかったが、その意を体して次官以下が政務をとったことは容易に考えられる。新羅郡の設置については、この人物のはたした役割が大きかったとみてよいのではないだろうか。

奈良時代の和光について知ろうと思えば、古代の文献資料はほとんど役に立たない。ここでは、その資料から考えられる範囲のいくつかの問題を考えてみた。人々の当時の生活については、前章の記述を参考にしていただきたい。将来さまざまな文献資料が地下から発見されることと思われるので、それをまって、さらに市域の実情をうかがえる機会が早くくるよう期待したいものである。

第七章　平安時代の和光

第一節　平安前期の和光

沙良真熊

前の章に姿をみせた沙良真熊は、平安時代になると琴の名手として改めて登場するので、平安時代のはなしをそのことから始めたい。

『日本文徳天皇実録』という官撰の史書をみると、嘉祥三年（八五〇）従四位下で没した興世朝臣書主という人物のことが記されている。かれは武芸にもすぐれていたが、一面よく和琴をひくため、宮中の大歌所別当になったという。そして書主は新羅琴の名手として著名だった沙良真熊の弟子となり、ついにその秘伝をさずけられて名手のひとりになったというのである。

このはなしは弘仁八年（八一七）以前のことのようだから、真熊は宝亀一一年（七八〇）に広岡造の姓をあたえられたのち、かなり長い間都で新羅琴の名手として活躍していたことがわかる。

またいま引いた史書によると、平安初期の天安二年（八五八）五月一五日に、宮内卿（長官）で従三位の高枝王が没している。この人物は、平安京初代の桓武天皇の子で、大同二年（八〇七）明日香村の川原寺に幽閉され、毒を仰いで自殺した伊予親王の第二子にあたる。そのため王はたいへん苦労するが、のちにゆるされて政界に復帰し、五七歳で没するまで高官の列に加わるまでになった。

その高枝王が弘法大師空海に書を学び、沙良真熊に琴を習ったというのである。その時期がいつ頃にあたるのか詳細はわからないが、平安初期の九世紀前半のことだったことはいうまでもあるまい。真熊の活躍ぶりがしのばれることである。

地震と水害

ちょうどその頃、平安時代初期の弘仁九年（八一八）に関東地方をおそった大地震があり、山がくずれて谷がうずまること数里、圧死した人々が数えきれないという深刻な被害が生じた。武蔵国もそのなかに加えられているから、和光市域もその被害をうけたことだろう。

それから四〇年ほどたった天安三年（八五九）のことである。武蔵国は秋に大雨にみまわれ、その甚大な被害のため、政府はとくにこの年被害民たちに物品を支給している。また貞観七年（八六五）にも風雨がきびしく、その被害がいちじるしかったが、息つく間もなくその翌年にはひでりにみまわれたため、飢えに苦しむ人々が少なくなかったという。

古代の天災はほとんど周期的にやってきて、日常的なのだが、この度の場合は、その被害がとくにひどいものだったため、史書に特記されることとなった。和光市の東北部を流れる現在の荒川はかつての入間川のひとつの流路だったと思われるが、この旧入間川がもたらした水害はかなりのものだったにちがいない。こうした洪水のくり返しを通じて、和光市の低地部はあつい堆積におおわれ、沖積層がさらにあつみをましていったと思われるのである。その詳細は第一編第二章第三節をみていただきたい。

東海道と武蔵

これよりさき、奈良時代末の宝亀二年（七七一）一〇月のことである。武蔵国はこれまで所属していた東山道をはなれ、東海道に属することになった。その理由は次のとおりである。

東山道は信濃（長野県）から上野国（群馬県）にはいって、そこから北武蔵、埼玉県北部へとはいってくるコース

で、上野国邑楽郡、すなわち現在の群馬県館林市付近から回り道をしてくるため、その往復の日数にたいへんな手間がかかった。それにたいして、東海道を経由すれば、武蔵国店屋駅（東京都町田市付近）から小高駅（神奈川県川崎市内）をへて、大井駅（東京都品川区）より豊島駅（同北区、台東区、文京区、千代田区にあてる諸説がある）に達することができる。そこから武蔵国府のあった東京都府中市にむかえば、はるかに便利になるだろうというのである。

このコースが正式にみとめられた結果、奈良末～平安時代の和光市域の人々は、正式に東海道を往復して交通の便を高めたことだろう。

もちろん、武蔵国出身の防人たちは、『万葉集』巻二〇が示すように、奈良時代すでに東海道をとおって西にむかっていた。したがって、そうした京、西国への往復はいちはやく東海道経由になっていた、とみた方がよいだろう。にもかかわらず、公式にそれがみとめられたことの意味は大きいのである。とくに和光市域の人々にとっては、上野国経由はかなり不便で、武蔵南半部（東京都内）とのむすびつきはきわめてつよかったから、益するところは少なくなかったはずである。

ふりかえってみると、北武蔵とよばれる埼玉県域はその北半部に人口が比較的集中していたのが、古墳時代以来の伝統であった。それとみあうように、その地域には有力な豪族が多く分布しており、埼玉古墳群（行田市）、野本将軍塚古墳（全長一一五メートル、東松山市）、甲山古墳（直径九七メートル、大里村）など、規模の大きい古墳が北半部に集中しているのは、そのような状況によるものといえる。

ところが奈良時代にはいると形勢が逆転しはじめた。大宮市にある氷川神社を中心として、奈良時代の中頃から足立郡の豪族がトップの地位に立つようになり、武蔵国全体を代表する武蔵国造にまもなく任命された。また川越市や

坂戸市などをふくむ入間郡でも、同じ頃に有力な豪族が奈良の都で活躍しはじめ、入間郡内トップの地位を示す入間宿禰という姓を国家よりあたえられている。

このように県北部から南部に政治上の重点が移ってくると、当然南部の豪族たちの発言権がつよまったことだろうと思われる。最近発掘調査された東京都北区上中里の遺跡は、どうやら豊島郡役所（郡衙）の可能性が大きいもののようだが、そこには平城京から持ちこまれたという土器なども出土しており、文献資料からではわからないけれども、豊島郡の豪族も注目すべき動きをはじめているようにうかがわれる。

そうした実情は、発掘調査がすすむにつれて徐々に判明してくることだろう。都市化されて久しい都区内や県南部の調査はまれであるが、それでもなお大いに期待がもたれるところだ。そして、これらのかすかな手がかりから想像される北低南高のゆるやかな動きこそ、武蔵国を東山道より東海道へと所属替えさせた原因ではあるまいか。和光市域の数少ない奈良・平安時代の遺跡の調査がさらにすすめば、実情がいっそうはっきりしてくることだろう。

第二節　豊嶋氏と和光

平安時代にはいってから大分たって、武士が歴史に登場してくる。そのなかで武蔵七党がよく知られているが、七党のうち和光市域、あるいは新座地区の出身者と思われるものは知られていない。大井町につながる村山党の大井氏、あるいは同じ党の難波田氏などが眼につくけれども、新座地区にはいまのところみあたらないようである。

そこで、この地区の南方に眼をむけてみよう。そこには東京都板橋区や北区、豊島区などがつづくが、この地域は前記のように武蔵国豊島郡にあたり、平安時代の後半からは豊嶋氏が勢力をはっていた。杉山博編『豊嶋氏の研究』

《秩父氏系図》

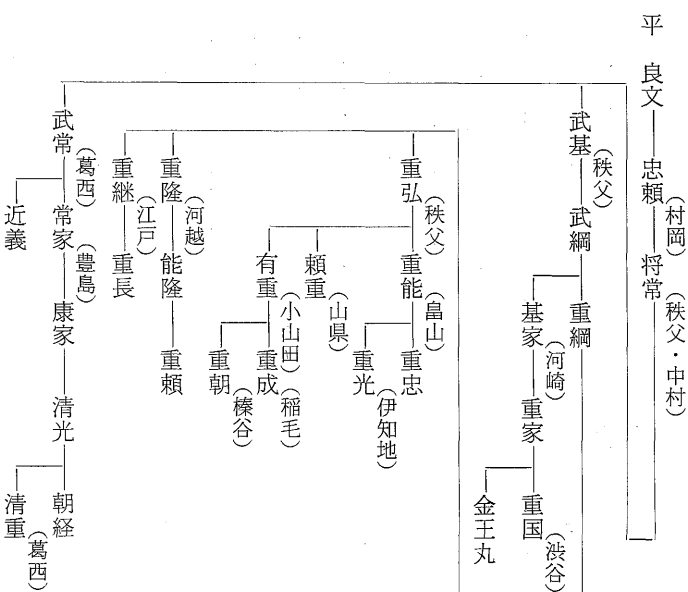
平
良文
忠頼（村岡）
将常（秩父・中村）
武基（秩父）
武綱
重綱
基家（河崎）
重家
重国（渋谷）
金王丸
重弘（秩父）
重能（畠山）
重忠
重光（伊知地）
頼重（山県）
有重（小山田）
重成（稲毛）
重朝（榛谷）
重隆（河越）
能隆
重頼
重継（江戸）
重長
武常（葛西）
常家（豊島）
康家
清光
朝経
近義
清重（葛西）

（名著出版刊、昭和五〇年）によると（「秩父氏系図」も同書によった）、豊嶋氏は桓武平氏の後裔で、秩父氏の一族である。以下に同書の平野実氏執筆の一部を引用することとしよう。

豊嶋氏の発祥

わが豊嶋・葛西両氏も、またこの秩父氏の一族から出た。秩父将常の二子武常は、秩父六大夫といったが、早く秩父を出て、当時利根川河口の沃地武蔵国豊島郡を開拓して、地名を名字として豊嶋氏を名乗り、また下総国葛西（葛飾郡の内）を領して葛西氏と称したのである。前記のように、この地に早くから土着していた豊島の連の名跡を継いで、豊嶋氏を称えたのかということも考えられる。

また一説に、治安三年（一〇二三）の春、武蔵介藤原真衛が、勅命に叛いたので、将常がこれを討ち、その功によって駿河国益頭郡・武蔵国豊島郡・上総国埴生郡・下総国葛西郡を賜わるという。もしこれが真ならば、豊嶋氏の祖が、豊島・葛西の地に拠った因由であろう。

武常は、葛西左衛門尉と称し源頼義に従って、奥州に転戦して軍功があった。その子の常家は豊嶋二郎と称し、おなじく近義は、豊嶋太郎と号し、豊嶋城を築きこれに居住したという。孫の康家は一説に近義の子ともいわれ豊嶋太郎といった。この康家の第三子がすなわち清光で、長じて武蔵権守に任じ、豊嶋権守と称した。康家およびこの清光の時になって、豊島・葛西両荘の基礎は確立し、南武蔵の一大勢力となった。

この時代、武家の一方の棟梁として、関東に勢力をふるったのは、清和天皇の子孫である源氏であった。はやくこの地方に発展した平氏は、将門の乱以来ようやく衰微し、ついで前九年・後三年の役などで、源頼義・義家の人格と武勇は、関東の武士たちを、すっかり心服させて、源平その所を替えてしまった。

保元元年（一一五六）皇室とこれをとりまく藤原氏一門の勢力争いが、ついに爆発して、崇徳上皇の白河殿には、矢叫び鬨声とともに、源義朝・平清盛の率いる大軍が押寄せたのである。世にこれを保元の乱というが、後白河天皇の召しに応じ、義朝に従う強者の大部分が、関東から上京した武士たちで、その中には、豊嶋四郎というものがあった。これはおそらく清光であったと思われるが、また父の家清ともいう（「豊嶋宮城系図」）。いずれにしても、「武蔵国住人豊嶋四郎も首藤九郎に弓手の太股を射させ」（保元物語）とあるように、一騎当千の働きをして、武名をあげた。この戦役によって、天下の事、もはや武士の力に依らなければ、いかんともなし難いということを、京の貴族たちに、まざまざと見せつけたのであった。時勢は動いて、武士の時を得ることが、間近に迫っていた。

続いて起った平治の乱により、源平の地位は再転して、世は「平家に非らざれば人に非らず」の時代を出現し、義朝に従った関東の武士たちは、旗を捲いて郷国に帰って蟄居し、捲土重来の期を待つよりほかなかった。

豊嶋氏本貫の地豊島荘

豊嶋氏の最初に拠った所は、すでに述べたように豊島郡であり『和名抄』に見える豊島の駅の地で、郡家のあった所であろうと想像される。しかし、康家・清光の時代における豊嶋氏の館のあった所は、入間川の沿岸の豊島の地、すなわち現在、北区に属する豊島町であるというのが、従来の定説である（「新編武蔵風土記稿」など）。この地は当時の入間川の河口に近く、案外水捌けがよくて、沖積地の肥沃な土地であったろうと思われる。付近には、古墳遺跡などもあり、近い北区十条および荒川区尾久には、条里制の行われた

跡さえ歴然と遺っているほどであるから、この豊島の地に、荘園の中心である館を営んだとしても当然のことで、別段の不思議はないはずである。しかし、この地は、あまり当時の交通路から離れ過ぎ、古墳の多いことは、館の位置でないことを裏書きするものである。館は、すなわち北区上中里町平塚神社付近であろうとする菊地山哉氏の説は、はなはだ有力なものである。いずれにしても、豊島荘は入間川沿岸と石神井川の流域を占め、現在の台東・文京・北・荒川などの各区に属する所が、大体それで、豊島・板橋・練馬各区の方面に、時代とともに伸展していったものと思われる。また、さらに東方に発展して、隅田川を越えて、そこに葛西荘が営まれた。葛西は当時隅田川が国境で、下総国に属していたが、のちに武蔵国に移管されて南葛飾郡となった。現在では葛飾・墨田・江東・江戸川の各区の置かれている地域がこれである。それゆえ、武常以来、この一族は、あるいは豊嶋を称し、あるいは葛西を称えたのである。

前述のように、荘園には名義上の領主をいただくのを常としたが、葛西の地方は、これを伊勢大神宮に奉納したので、「葛西の御厨（みくりや）」と呼ばれた。葛飾区水元猿町にある神明社は、現在こそいたって小社であるが、当時は鎮守として伊勢の分霊を祀ったものである。また豊島荘の方は、後白河天皇の御願で、平清盛が造営に力をつくして当時の大社であった、新（いま）熊野社を本家と頼んだのである。今日、北区王子町に鎮座する王子神社（王子権現社）は、この本社の分霊を勧請したものである。しかし、葛西御厨の方は、その存在を明らかにする文書などが多く遺っているのに反し、豊島荘の方は、これを立証する文献はとぼしく、わずかに『吾妻鏡』に豊島荘犬喰名と記されているくらいである。そのほか北区豊島町内および埼玉県川口市南平柳に「領家」なる地名が存在する。両地とも豊島荘地域内と推定される所で、この地名は、荘園に関係のあるものであるから、豊島荘の存在した傍証にはなるであろう。

いま引用した中にでてくる上中里町平塚付近は、最近の発掘調査によって、古代の豊島郡衙（役所）の可能性がつよいことが判明した。在庁官人豊島氏は、このような律令国家の行政組織と密接に結びつきながら、武士化していったと考えてよいだろう。

このような活躍をみせた豊嶋氏と和光市域のつながりを想定すべきではあるまいか。

第三編　中　世

第一章　開けゆく武蔵野

第一節　鎌倉政権の成立と武蔵武士

1　鎌倉幕府と武蔵支配

源頼朝の挙兵と武蔵武士

治承三年（一一七九）一一月のクーデターによって、後白河上皇を鳥羽殿に幽閉した平清盛は、専制政権としての性格を明瞭にさせ、都の貴族層をはじめ、自らは武士階級の棟梁でありながらも、諸国在住の武士団の支持をも失い、全国に反平氏の機運を高まらせていた。この反平氏の烽火は、翌四年四月に後白河院第二皇子以仁王が発した平氏討伐の令旨によって諸国源氏に伝えられ、その蜂起を促すことになった。以仁王と多田源氏の出である源三位頼政・仲綱父子等は、園城寺以下の衆徒たちに支えられて翌五月に挙兵したが、まだその機は熟さず、平氏打倒の企ては失敗に帰した。しかし、王が発した令旨は、諸国の源氏に、ながでも伊豆の流人として長く雌伏を余儀なくされていた源頼朝に、平氏も頼政も組織できなかった地方武士団を、軍事的に組織する大きなきっかけを与えた。

伊豆は、承安二年（一一七二）以来源三位頼政の知行国で、その子仲綱が国守であったが、頼政敗死後は多田源氏の手を離れ、平家が没収して平時忠の知行国となり、その子時兼が伊豆守に任じ、平家一流の山木兼隆が目代として伊豆の国領を支配していた。頼朝の当面のねらいはこの山木討伐にあった。

これより先、頼朝は、『吾妻鏡』によると、治承四年四月二七日、伊豆の北条館で叔父の新宮十郎行家から以仁王令

旨を受領したと伝える。その後京からの情報に検討を加えつつ、六月には比企尼の娘婿の安達盛長や小中太光家を使者として源家累代の家人を召集していた。八月に入ると、佐々木秀義からの情報として、伊豆における頼朝や北条・比企等の反逆を察知した平氏が、大庭景親に命じて戦闘準備を強化していることが伝えられ、頼朝の周辺は俄然騒然たる状況を呈してきた。坐して平家方の攻撃を受けるか、先制して窮地を打開するかの選択のなかで、八月一七日、目代山木兼隆を急襲し、緒戦を飾った。この山木攻撃は、単に反平氏の攻戦に止まらず、平氏政権下の国衙体制に対する頼朝の挑戦であった。伊豆における頼朝挙兵の情報は九月初めには京に伝えられ、九条兼実はその日記『玉葉』に「伝え聞く、謀叛の賊義朝の子（頼朝）年来配所の伊豆国に在り、而るに近日凶悪を事とし、去んぬる比、新司の先使を凌礫す。（中略）かれ義朝の子、大略、謀叛を企てる歟、宛も将門の如し」と述べている。頼朝の挙兵を、二五〇余年前に摂関体制に深刻な打撃を与えた平将門の乱に比定しているところに、京都の貴族層の驚きの深さをうかがうことができる。

山木討伐後の頼朝は、かつての父義朝の地盤であった相模・武蔵等の南関東諸国を征圧し、勢力下に置こうとした。先ず相模を押えようとして三浦一族との合体を図り、石橋山に布陣したが、大庭景親等の軍勢と対戦して完敗し、海路安房に逃れた。この時、武蔵の熊谷直実は、大庭勢に従っていた。一方、三浦義澄・和田義盛等の三浦一族は、頼朝救援のため石橋山に向かったが、途中雨天の増水により進撃を阻まれた。その途次頼朝の敗走を知って兵を返した。平氏側に属していた畠山重忠と相州小坪で戦って討ち破り、本拠地衣笠城（横須賀市）に引き揚げた。

秩父氏の嫡流家である畠山氏は、久寿二年（一一五五）の大蔵合戦では、一族の秩父重隆に抗して源義朝の子義平に従っており、源家の家人であったと伝えている。しかし、義朝が平治の乱において敗れ、旧臣長田忠致に謀殺されると、他の坂東武士団と同様に畠山氏も平家に従うことになった。治承四年の頼朝挙兵段階では、重忠の父重能は、

弟の小山田有重とともに平家の家人として大番役で上洛中であった。こうした平家との重恩関係によって、重忠は大庭景親の動員に応じ、頼朝攻めに従ったのである。

八月二六日、畠山重忠は、秩父一族の河越重頼・江戸重長、丹党の中山次郎重実、村山党の金子・村山・山口氏のほか児玉・横山・綴党などの面々数千騎の救援を得て、三浦氏を衣笠城に攻め破った。義澄・義連（佐原）・義盛（和田）等一族は頼朝を追って安房に逃れた。当主の三浦義明（八九歳）が一人城を守り「吾は源家累代の家人たり、幸に其の貴種再興の秋に逢えり、盍んぞ之を喜ばざらんや、保つ所すでに八旬有余たり、余算を計るに幾ばくたらず、今、老の命を武衛（頼朝）に投じて、子孫の勲功を募らんと欲す」（『吾妻鏡』）と言って城を枕に討死した。義明の娘は重忠の母であり、平家との恩義により重忠は母方の祖父を討たねばならぬ悲劇に遭ったのである。

安房に渡った頼朝は、そこで三浦氏等と再会、当地の豪族でかねて頼朝に心を寄せていた安西景益に「在庁等を相催して参上すべき」を命じ、九月三日には武蔵・下野の御家人である小山朝政・下河辺行平・豊島清元・葛西清重等に書を遣わして参向を促した。中でも葛西清重は、源氏に忠節を抽んじている者であったが、その居所は秩父氏の拠点河越と江戸の中間にあって進退困難と思われたので、頼朝は速やかに海路により参会するよう慇懃に命じた。またその息朝経の妻女に対しては、朝経が折柄上京して留守だったため、綿衣の調達を依頼しているのは注目すべきことである。清重は豊島清元（清光）の子で、武蔵東南部及び下総西部地域に本拠を置いていた有力豪族であった。畠山・河越・江戸氏等と同様に秩父一族であったが、豊島・葛西両氏はそれら諸豪族とは帰趨を異にし、源氏に心を寄せていたのである。頼朝としては秩父氏を中心に、平家に属していた武蔵の武士団に楔を打ち込み、頼朝側に引き寄せることによって武蔵進入を容易にしようとしたのである。続いて四月には、頼朝が最も期待していた上総国の豪族上総介広常の所へ和田義盛を、下総国の千葉常胤の所へ安達盛長をそれぞれ遣わして参向を命じた。これに対し広常はす

ぐには応ずる気配を示さなかったが、常胤は応じ、源家再興の時の到来を喜んで速やかに父祖ゆかりの地相模の鎌倉に進出すべきことを進言し、一族を率いて御迎えの為めに参向することを伝えてきた。

かくて頼朝は、九月一三日に安房を出て上総に向かい、まだ広常の参向はなかったがそれを待たずに下総に入った。下総では常胤が早くも行動を開始し、まず背後の難を断つため平家方の家人で有勢者であった当国の目代を、子息の胤頼や甥の小太郎成胤に襲撃させて討ち取り、軍役収取の権限を有する国衙を掌握して反平氏の態度を明確にした。下総に入った頼朝は、国府において下総の西半分を完全に支配していた千葉常胤等、千葉一族に率いられた三〇〇余騎の軍兵の参向を得て、この軍勢をも加え西に進み、武蔵・下総境いの隅田川辺に到着した。一九日になって、去就の明確でなかった上総介広常が約二万騎の大軍を率いて頼朝に会した。広常の引率軍兵二万騎は、それが実数であるか否かは疑問とされるが、上総氏が上総国最大の豪族的領主層であったから、その士卒数は千葉氏のそれを上回っていたことは事実であったろう。こうした勢力を背景に広常は、頼朝が如何なる態度に出るかその態度如何によっては頼朝を討ち取り、その首を平家に献じようなどと二心を抱いていたという。頼朝が却って広常の遅参を怒り、随従を許しそうもない様子を見て、頼朝の人主たる度量に感服し、害心を変じて和順したという。頼朝はその後一〇日余り下総に留まり、武蔵入部に対する慎重な政治工作を続けていた。また、その頃平氏が追討使を任命したとの情報もあって、二〇日には土屋宗遠を甲斐の武田信義（甲斐源氏）に遣わし、自らは房総三国及び上野・下野・武蔵等の精兵を率いて駿河に到着した。そこで平氏の来攻を待ち、信義等には一族を率いて北条時政とともに黄瀬川に来向すべきことを命じている。一方武蔵の江戸重長や、上野の新田義重（源氏一族）にも、同様の書を送って参加・協力を求めた。この頃の頼朝所従の軍兵数は房総三国の武士団を合わせると約二万七〇〇〇余騎に達していた。これに参向の予定される甲斐源氏や常陸・上野・下野の兵力を合わせると約五万騎の大軍となっていた（『吾妻鏡』）。

秩父一族の帰伏

しかし、目前にはかつて平氏方の有力武士として、大庭景親の催促に応じて頼朝追討に動いていた武蔵の豪族江戸重長や、秩父氏の面々が控えていた。とくに重長は、武蔵国総検校職を有していた秩父権守重綱の孫で「坂東八ヶ国の大福長者」(『義経記』)、「重能(畠山)・有重(小山田)折節在京す、武蔵の国に於ては当時汝はすでに棟梁たり」(『吾妻鏡』)と言われた有勢者であった。頼朝は初め重長を懐柔しようとしたが、成功しないとみると秩父一族間の分裂策を講じて、中四郎惟重を葛西清重の元に遣わし、大井の要害を見るためだと偽って重長を誘殺しようとした。清重は「江戸・葛西は一族たりといえども、清重二心を存ぜざるにより」、誠心誠意重長を説得したが応じなかった。

一〇月二日に至って頼朝は、今はこれまでと常胤・広常等と舟に乗って太井・隅田の両河を渡り、武蔵国に入った。従う精兵は三万余騎。ここには豊島清光・葛西清重・足立遠元等が早速出迎えたが、江戸重長はついに姿を見せなかった。頼朝勢は一〇月二、三日と隅田宿に止まり陣を敷いた。隅田宿の位置は明らかでないが、これには足立区蒲原町付近か墨田区隅田・寺島付近に求める隅田川東岸説と、台東区浅草・橋場周辺に求める西岸説がある。『吾妻鏡』の記述では隅田川を渡って隅田宿に到着したとあるから、橋場周辺に求めるのが妥当とされている。橋場周辺は、律令時代に豊島郡の官道に設置された駅家郷のあった所とも推定されているので、その可能性は一層高い。

翌四日には、この地を抑えていた葛西清重や江戸重長の所領から数千艘の舟を徴発して浮橋を造り、長井の渡を渡って板橋に進んだ。この長井の渡の位置についても種々の説があるが、菊池山哉氏は三河島から王子までの隅田川南岸の低地帯に注目し、「長井の渡しとあるのは、長江の渡しのことで、橋場あたりから、三河島の入江にかけた所を王子まで」(『五百年前の東京』)とし、橋場との連係に着目している。

この長井の渡で頼朝軍の威容を見た江戸重長は、もはや抵抗することの愚を悟り、秩父一族の畠山重忠・河越重頼

等とともに頼朝に帰伏した。かくて秩父氏の影響下にあった武蔵の中小武士団も頼朝の元に帰投し、折しも平家の東下軍が坂東に向かいつつあった情況下で、武蔵の武士団の帰属は、頼朝の対平氏に関する自信を大いに鼓舞したものと思われる。

一方三浦氏にとって畠山氏等の帰伏は、一族の長老大介義明を討ち取った相手として内心釈然としないものがあった。これを心配した頼朝は、三浦一門に対し大事の前に私憤を押えるよう次のように言い含めたのである。

> 此の輩は三浦介義明を討ちし者なり。而して義澄以下の子息門葉は多く以って御共に候し武功を励ませり、重長等は源家を射挙るといえども、有勢の輩を抽賞せられずんば絆成りがたきか、忠直を存ずる者、さらに貽憤すべからざるの旨、兼ねて以って三浦の一党に仰せ含めらる。彼等異心なきの趣を申す。仍って各々相互いに列座の者に眼を合わせり
>
> （『吾妻鏡』）

かくて頼朝は、武蔵の武士団を服属させて武蔵国府に入り、一〇月六日には、父祖ゆかりの地である相模国鎌倉に入った。

本知行地主職安堵と新恩給与

武蔵に入った頼朝は、一〇月五日、江戸重長に「武蔵国の諸雑事など、在庁官人並びに諸郡司等に仰せて、沙汰致さしむべきの旨」を命じた。武蔵国諸雑事沙汰権とは秩父氏が権守重綱以来一族に継承してきた武蔵国総検校職に関わるものであった。当時この職は秩父氏の次男の流れである河越重頼がもっていたらしい。これをあえて重長に与えたのは、秩父氏の惣領家の畠山重能が折節上京中であって、重長が武蔵武士の棟梁の位置にあったことと、反面、武蔵征圧を意図していた頼朝の前に立ちはだかる重長の懐柔、及び伝統的権力を有していた河越氏・畠山氏に対する牽制の意味があったに違いない。

続いて頼朝は一〇月八日、足立郡の豪族足立右馬允遠元に対して、足立郡下の「領掌郡郷」を許している。

足立右馬允遠元　日頃労有るの上　最前召に応じて参上するの間、領掌する郡郷の事　違失有るべからざるの旨、仰せらるると云々、

（『吾妻鏡』）

右は、吾妻鏡に見られる頼朝の最初の功賞記事としてきわめて注目すべきものである。遠元がその栄を担ったのは、彼と義朝・頼朝父子との強い主従関係にある。

足立氏は、鎌倉期における足立郡きっての豪族で、『尊卑分脈』では藤原北家魚名の流れとし、『足立氏系図』、『足立家系譜』は勧修寺家の出とする。遠兼の時に足立郡領となって足立郡に住み、その子遠元の時から足立氏を名乗ったと伝えている。『吾妻鏡』にも遠元が藤原を称していることをのせているので、藤原氏と深いつながりがあったことを伝えている。これについては後述の三三二ページに述べてあるので参照していただきたい。これに対し、太田亮氏は、遠兼が足立郡領を務めており、遠元も源頼朝によって足立郡郷の領掌を認められ、郡司としての地位を保持していたことから、遠兼らを地方豪族出身者と考え、足立郡司判官代武蔵武芝の後裔としており（『姓氏家系大辞典』）いずれが是であるか明らかでない。

遠元は『平治物語』や『吾妻鏡』などによれば、平治の乱には源氏一七騎の一人として義朝に従い、右馬允に任ぜられ、待賢門の戦いに抜群の武勇を、続く六波羅攻めには戦乱の中で金子十郎家忠に太刀を与えた美談を残した。義朝の没後は、足立郡に帰って雌伏し、折々伊豆の頼朝を励ましたが、治承四年（一一八〇）に頼朝が平家討伐の軍をおこすと、源氏の恩義に報いるため、武蔵武士として最も早く従軍した。このため足立郡郷の領掌を従来どおり許されたのである。

ところで、この「領掌郡郷」とは、足立郡の地頭職、すなわち足立氏が本来もっていた根本私領を安堵したものと思われる。足立郡地頭職に関しては、鎌倉中期に

当郡（足立郡）公領たるか、将又私領たるや否や不審の間、平家没収の御領の注文を披見の処、当郡の事、かの注文に載せおわんぬ、公領たるの条分明たり、（『新編追加』）

とあって、足立郡は私領（荘園）ではなく、国衙の支配下にあった公領（国衙領）であったと伝えている。平治の乱の翌年である永暦元年（一一六〇）に、武蔵国が平氏の知行国になってから、足立郡は平氏の支配下に属し、やがて平氏が勢力を失うや頼朝がこれを後白河院より賜った地（平家没官領）であった。そこで遠元の足立郡の支配権を回復・安堵したのである。この遠元の所職は足立郡司職で、後に郡地頭職となる。

治承四年（一一八〇）一〇月、富士川の戦いに勝利した頼朝は、余勢をかって敗走する平氏軍を追撃し、一挙に福原を突こうとした。しかし、千葉常胤・三浦義澄・上総介広綱等、頼朝以来の功臣達は、坂東の統一を急務とし、背後勢力としての佐竹義政・秀義等の討伐を主張した。そこで頼朝は彼らの主張を入れ、安田義定を遠江に、武田信義を駿河に置いて守護させ、自身は鎌倉に帰り遠江以東を軍事支配圏とする体制固めに専念することになった。そして一一月、一転して頼朝の背後を脅かしていた常陸の佐竹氏討伐を行ない、下河辺庄司行平や熊谷直実、平山季重等の活躍を得て佐竹氏を征圧し、同氏の旧領を戦功の士に宛行い鎌倉に帰った。

この年の一二月一二日には、鎌倉大倉郷に待望の宿館も完成し、新亭移徙の式が執行された。佐竹討伐後設置された侍所に、三一二人の有力御家人が出仕し、『吾妻鏡』は、これより以後、東国の御家人達は、皆頼朝の行動が道理にかなったものとして、「鎌倉の主」（鎌倉殿）として推戴したと述べている。頼朝を盟主とする東国政権はこの時点で確固たる地歩を固めつつあった。そこで頼朝は、臣従する御家人に対し本領安堵・新恩給与を行なう義務を生じたのである。

これより先、富士川合戦に勝利を収めた直後の一〇月二三日に、頼朝は相模国府で初めて御家人に論功行賞を行な

い、北条時政をはじめ千葉常胤・上総介広常・安達盛長等有力御家人に、或いは本領を安堵し、或いは新恩を与え、下河辺行平には元の如く下河辺庄司たることを許している。ここにおいて、従前までの公権力や、荘園領主の権限を越えて頼朝の在地支配権が行使され、東国武士の目には頼朝が最高支配者として映ったのである。

ついで頼朝は、大倉御所へ入った翌々一二月一四日に、さらに広範囲な本領安堵を他国の中小武士層に先がけて武蔵武士に対し、次のように行なった。

武蔵国の住人、多く本知行地主職をもって、本の如く執行すべきの由下知を蒙むる。北条殿並びに土肥次郎実平、奉行となる、邦通（藤原・右筆）これを書下すと云々

（『吾妻鏡』）

本知行地主職とは、武士が先祖相伝の地として所有してきた本領支配の権利で、武士にとって所領は文字どおり「一所懸命」の地であった。この本領安堵及び新恩給与を行なうことが、武門の棟梁たる者の御家人統率にとって最重要事であった。これによって鎌倉殿と御家人の間に、土地を媒介とする強固な主従関係が成立し、いわゆる「御恩と奉公」に結ばれた新しい封建的関係が成立するのである。これを頼朝が武蔵武士に対して最初に行なったということは、彼が房総三国の兵を率いて武蔵に入ろうとした時、武蔵の武士団の大部分が反頼朝の姿勢を維持しており、さまざまな政治工作後、頼朝に帰服したという事情もあって、その掌握には常に意を用いていたこと、及び本拠とする鎌倉の背後に位置した武蔵国の安定化を図るという戦略上の狙いもあったのである。

一方、一族の木曽義仲が平家を追って入京すると、後白河法皇は義仲との対立を策して頼朝の上京を促した。しかし頼朝は法皇の意図を見抜いてすぐには上京せず、平氏押領の社寺権門（けんもん）の所領を本主（ほんしゅ）に返付させるのが自分の政策である旨を上申して王朝貴族の意を迎え、寿永二年（一一八三）一〇月「東海・東山道等の庄公（公）、服せざるの輩あらば、頼朝に触れて沙汰致すべし」との「寿永の宣旨」を得たのである。これによって東海・東山道諸国の国衙領・荘

園における裁判権・強制執行権・追捕権は、あげて頼朝の手に委ねられることとなり、頼朝の東国支配権は公認されて、御家人に対する支配権や所領安堵権は一層強固になった。

ついで、頼朝は元暦元年（一一八四）、範頼・義経兄弟を代官として上洛させ、木曽義仲を近江粟津で敗死させて、全国の支配を三分していた一角を崩した。この攻撃軍の入洛後、直ちに法皇に迫ってもう一角の平氏追討の宣下を受け、平氏を一の谷に追った。翌文治元年二月の屋島の戦い、翌三月の長門壇の浦の戦いに連勝して平氏一族を全滅させた。この間における武蔵武士の活躍にはめざましいものがあった。かくて頼朝の挙兵後四年半で治承・寿永の内乱は終わりを告げ、頼朝の王朝政府に対する軍事的政治的地位の優位性は確立し、幕府成立の基礎は固められて、武蔵国の重要性は一層高まった。

幕府の成立と支配機構　初期の鎌倉政権は、武門の棟梁源頼朝と、大・小の御家人層との身分的結合関係によって支えられた軍事政権であった。その関係上、早くから御家人層統御の機関が必要とされ、頼朝は佐竹氏討伐直後の治承四年一一月には侍所を設置し、御家人の進退を司らせた。

一方庶務面では、京都より下向し挙兵以来頼朝の側近にあった藤原邦通・藤原広綱等を右筆として、文書取扱その他の任に当たらせたが、その後、武家政権としての実質をそなえるに至り事務も多端となったので、元暦元年（一一八四）一〇月には公卿の家政機関にならって公文所・問注所を相ついで設置し、ここに鎌倉幕府の三大中枢機関が発足した。この三つの機関は、当初頼朝の家政を処理する私的機関であったが、後に頼朝の政治的支配権が拡大、確立してくるにつれて公的性格を帯びた機関となり、建久三年（一一九二）頼朝が征夷大将軍に任命されると、これらの政治機構は幕府と呼ばれるようになった。この機関は、すべての権限が根元的には鎌倉殿＝頼朝に集中していた点に特徴があり、各機関は単なる補助機関として採否の判決はすべて頼朝の親裁になっており、頼朝の死後は執権北条氏

に引き継がれた。

まず侍所についてみると、はじめは御家人統制の兵政機関であったが、後に公文所・問注所が成立するとその職掌も明確化し、軍事警察機関としての性格を強くしてきた。その職掌は謀叛人残党の捜索、御家人の騒乱鎮圧、犯罪人の捜査逮捕、狼藉人の取り締り等と、刑の執行を主な職務とし、これは後には刑事裁判権も付与され、検断沙汰を一手に引き受けることになった。当初は鎌倉の警備にも当たったが、後に政所の保検断奉行に譲った。長官は別当と呼ばれ創立時には和田義盛が任命されたが、建保元年（一二一三）和田氏の失脚後、北条氏が独占して執権の兼任となり、次官の所司も北条氏の被官が任命され、北条氏の得宗（嫡流家）体制維持の大きな力となった。

公文所は、はじめ平安期の貴族の政所の例にならい、政務上の文書を納め諸文書の評議決断を行う等々家務政務の一般を掌る機関であった。文治元年（一一八五）頼朝が従二位になって公卿に列してからは、政所と改称し、新たに別当・令・案主・知家事等を補し、下文署判の法を定めた。政所から出す公文書は公卿の例にならって形式を整え「政所下文」といい、別当と家司が連署した。初代の別当には法制家の大江広元が当たり、寄人の一人に足立郡出身の武蔵武士足立遠元が挙げられた。頼朝時代の政所は、幕府政治の中心機関として立法及び裁判をも管掌していたが、北条氏が別当以上の権力をもつ執権として幕府の中心に立ち、ことに評定衆、引付衆が設置されると、政所は単なる家務及び財務処理機関と化してしまった。しかし、財務の重要性により別当は北条氏一門から任ずるのが例であった。

問注所は公文所設置直後、一般民事訴訟担当機関として設置され、後には諸国の非御家人及び凡下の訴訟をも掌り、所務沙汰（不動産訴訟）が成立してからは、関東御分国の雑務沙汰（債権及び動産の訴訟）の審理裁判と、所務沙汰の訴状の受理と配賦事務を掌った。長官である執事ははじめ三善康信が任命され、以後康信の子孫が世襲していった。

正治元年（一一九九）頼朝が急病で死去すると、北条氏の当主が幕府の実権を握り執権と称した。執権の権限は幕政

全般にわたり、政治的には政務御代官、軍事的には軍営御後見、裁判上には理非決断職としての権限を有していた。元仁元年（一二二四）北条泰時が執権職につくと、執権体制を強化するために合議制を採用した。まず一族の有力者を連署に任じて幕府の公文書に加判をさせ、また老臣宿将及び政務担当の実力者一一人を選任して評定衆に任じ、立法行政上の重要事項を審議させたり、民事訴訟を審理させた。県内出身武士では中条家長がその一人に挙げられている。ついで執権北条時頼は建長元年（一二四九）に、裁判の公平と迅速化を図って、北条氏一族や有力御家人、文筆に長じた者を選んで引付衆に任じた。やがて評定衆・引付衆は政訴・問注訴の仕事の大部分を掌り、幕府政治機構の中心となっていった。このほか幕府の自衛警備のために置かれたものに番衆があった。

以上の中央機関のほかに、地方組織としては京都に総守護（後に六波羅探題）、九州に鎮西奉行、奥州に奥州総奉行を置き、その地方の治安維持や御家人統制に当たった。もっとも強力に鎌倉幕府の支配力を地方に及ぼしたのは守護・地頭であった。守護・地頭は、文治元年（一一八五）大江広元の献策により、頼朝が弟の義経、叔父行家の追捕の名目で勅許を得、諸国の荘園、公領に設置を許されたものである。

守護は国ごとに置かれて国内警備を司り、また後には御家人の大番役催促を掌った。設置当初の守護の権限は必ずしも固定化していなかったが、次第に大犯三箇条（大番催促・謀叛・殺害人の検断）に限定された。しかし、時代がくだるにつれてその権限は治安警察権から一般行政権へと拡大し、守護の国司的性格が強まっていった。そして、その権限範囲も公領・荘園等、本来幕府支配権の及ばない地域にも治安維持を名目として拡大し、頼朝の支配権を浸透していった。武蔵国では平賀氏のあと、北条氏が累代国守を世襲していたため守護は置かれず、守護相当職として武蔵国総検校職が置かれていたことは、後述のとおりである（三一五ページ参照）。

地頭はもと荘官の一種で、荘園の管理や租税徴収にあたる私的役人であったが、頼朝はこれを制度化して公的なも

のとし、全国の国衙領・荘園に設置して御家人をこれに任命した。地頭は守護の指揮を受けて、荘園管理、年貢徴収、治安維持（検断）等の権限をもっていた。この地頭の職務に対しては、前々からの得分のほかに田地一反につき米五升の兵糧米を徴収する権限を与えられ、後に地頭職は一種の収益権と見なされた。地頭には、本来の所領を地頭職補任という形で再確認された本領安堵地頭（本補地頭）と、恩賞として幕府から与えられた新恩地頭の二種があり、承久の乱後の新恩地頭を新補地頭と呼んだ。武蔵武士では後述のように承久の乱の論功行賞により西国筋に地頭職を得たものが多かった。

地頭設置の主な目的は、義経・行家等謀叛人あるいは夜討・強盗など梟悪人追捕にあったが、県内で地頭が警察権を行使した例は、『吾妻鏡』康元元年（一二五六）六月二日条に見える記述であろう。それによると、その頃県内を通過していた鎌倉街道の奥大道には、夜討・強盗といった盗賊が出没し往来の旅人を悩ましたので、幕府は、街道沿いの地頭の葛西朝清や鳩井郷の領主鳩井氏等にその警固を命じている。奥大道は鎌倉街道中道に相当する。

関東支配地と武蔵　樹立したというよりも、王朝政府から国政の一部を委ねられるという形で成立したため、その経済的基礎は公家の場合と同様に国衙領と荘園にあった。幕府の勢力範囲は関東御領・関東進止御領・関東御口入地・関東御分国と呼ばれた四つの地域から成っていたが、その具体的な範囲については意見が分かれ明確でない。

まず、関東御領は頼朝が荘園領主として本所・領家（預所）の地位権限をもっていた直轄地域で、その大部分は平家没官領であり、これらは平家滅亡の際一旦公家政権に没収された後、あらためて頼朝に与えられたものであった。武蔵では足立郡や足立・埼玉両郡にまたがっていた大河土御厨などが平家没官領であった。このほか承久の乱後、公家方より没収した所領も含まれていた。関東御領は地頭職が御家人の恩給の対象となっただけでなく、年貢と公事は

幕府の財政的基盤となっていた。関東進止御領は、文治元年一一月、頼朝が勅許を得て補任権を与えられた地頭御家人に対する恩給領である。この地は国司・領家が地頭職を補任改替することができず、地頭の任免はすべて関東の進止に属し、別名関東御成敗地とも呼ばれ、広くは関東御領と称することもある。進止御領の地頭は幕府に年貢公事を納めず、御家人役（関東公事）の勤仕に止まっていた。

関東御口入地は、公領や荘園では国司・領家が地頭や荘官の任免権を有していたのに対して、幕府が御家人を口入して地頭職を得たもので、御家人跡の口入と、新所職（とくに請所）の口入の二つから成っており、関東御分国には後者の幕府による口入請所が多かったという。

関東御分国は鎌倉将軍家の知行国で、将軍家が御家人を国司に推薦し任命された。『吾妻鏡』元暦元年六月二〇日条によると、六月五日の小除目でかねての頼朝の要請により、三河・駿河・武蔵の国司に、範頼以下源氏一族の面々が任命されたのが最初である。この時武蔵守となったのは平賀義信で、後述のように頼朝から国政を賞され、以後の国司は義信を見習えと、国衙に壁書された人物であった。翌文治元年（一一八五）三河国を失ったが、代って六か国を加えられ計八か国となり、伊予を除くとそのほとんどが東国に存在していた。同二年には相模・武蔵・伊豆・駿河・上総・下総・信濃・越後・豊後の九か国となり、これをピークとしてのち減少の一途を辿り、幕末には四～六か国に止った。このうち終始不変であったのは武蔵・相模・駿河の三か国といわれ、幕府にとって本拠相模国と並んで武蔵国が重要な位置を占めていたことがわかる。このため武蔵や相模は、北条氏とその一族が独占していた執権や連署が国守を兼ね、また守護の職権をも行使した。とくに武蔵では後述のように執権北条時房が武蔵守の時、武蔵国留守所総検校職や郷司職を補任して支配体制を強化した。後には武蔵守と国務が分離し、北条得宗家が国務と守護を兼ねたので幕府の威令は武蔵国内に最も貫徹した。

2　武蔵の国衙支配と御家人

武蔵国守平賀義信

平氏政権下の武蔵国は平清盛の知行国に属し、その子知盛が平治の乱勝利の翌年の永暦元年（一一六〇）二月から仁安二年（一一六七）一二月まで武蔵守に補任されていた（公卿補任）。その後をうけて知重（清盛の弟頼盛の子）が国守となっており（兵範記）、治承四年（一一八〇）には知度が任ぜられ（山槐記）、『吾妻鏡』元暦二年二月七日条には「武蔵守知章」とあり、知盛の子知章が武蔵守になっていた。この間『玉葉』の承安三年（一一七三）一〇月五日条には「前武蔵守為頼」の記載も見られるが、平治の乱以降平氏滅亡まで、おおむね武蔵国は平氏の知行下にあった。

元暦元年二月、武蔵守平知章が義経に討ち取られた後、その年五月に頼朝は源氏一族の範頼・広綱・義信（平賀）ら三人の国司補任を京都に奏請し、翌六月に範頼が参河守、広綱が駿河守、義信が武蔵守に任ぜられた。義信は八幡太郎義家の弟、新羅三郎義光の孫で、甲斐源氏の一人であった。頼朝の挙兵時に甲斐源氏の果たした役割はきわめて大きく、頼朝政権は甲斐源氏の連合政権とも称された程であったから、義信の武蔵守補任推挙は甲斐源氏における義信の位置づけが、一条忠頼と共に大きなものがあったことを示すものであった。一条忠頼はその威勢を頼みとして「乱世の志を挿むの由、其の聞えあ」（『吾妻鏡』）ったため頼朝にうとまれ、元暦元年六月一六日に営中で殺害された。したがって頼朝は、対甲斐源氏策として人格的にもすぐれていた義信を一層重用することになった。こうして義信は頼朝の推挙によって武蔵守に任ぜられたのである。

義信の武蔵守在任がいつまで続いたかは明らかでないが、『吾妻鏡』建仁三年（一二〇三）一〇月八日条に「前武蔵守義信」が将軍実朝の元服式で加冠役をつとめたとあるので、この時には武蔵守を離れていたことがわかる。とこ

平賀氏略系図

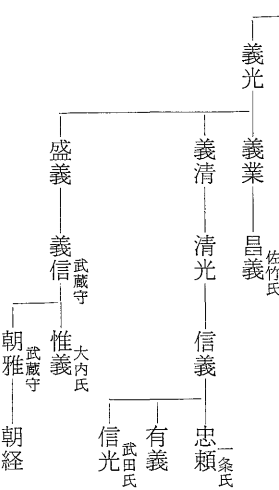

ろで『吾妻鏡』で武蔵守義信の名が確認できるのは建久六年（一一九五）七月一六日条で、頼朝が義信の武蔵守としての事績を讃えた記述である。その後については、『吾妻鏡』が翌年正月から同一〇年正月まで、三年余の記事を欠くため明らかでない。したがって、義信の武蔵守としての活躍が確認できるのは、元暦元年（一一八四）六月から建久六年七月までの一一年間余である。この平賀義信の事績は『吾妻鏡』に詳しいが、それによれば頼朝の重臣として諸行事の列席や社寺参詣、供養の供奉はもちろんのこと、武蔵守としてさまざまな懸案の処理に当たっていた。その第一は度重なる戦乱で荒廃しきっていた生産力を回復し、乃貢（年貢）の確実な収納にあった。当時諸国が乃貢を未済していたことについて『吾妻鏡』は、武蔵等の関東御分国が

> 治承四年の乱より以後、文治元年に至るまで世間落居せず、まず朝敵追討の沙汰のほか、しばらく他事に及ばず候の間、諸国の土民おのおの官兵の陣を結び、空しく農業の勤めを忘る。なかんずくに関東の武士は敵人を討たんがために数度合戦し、都鄙の往反、今にその隙なく候　（文治二年三月一三日条）

と述べていて、京都政権に対し、頼朝が関東御分国のこれまでの乃貢未済分の免除と、文治二年以降は国力に応じ乃貢を励済すべきことを要請したと伝えている。頼朝の軍事力の中心として各地に転戦していた武蔵御家人の所領荒廃もこの例に漏れなかったであろうから、義信は渾身の力をもって国政の安定と生産基盤の整備に尽力したに違いない。

ついで文治二年七月には、河越庄の年貢対捍事件の処理に当たった。河越庄は河越氏が開発した庄園で、河越能隆の頃、後白河法皇に寄進され、法皇は新日吉社の創建された永暦元年（一一六〇）一〇月以降、同社に再寄進し、当時は新日吉社領庄園となっていた。文治元年一一月、義経事件に連坐して河越重頼、重房父子が誅殺されると、河越庄は収公され、同氏の手を離れて重頼の老母（比企尼）に預けられた。その翌二年、河越氏による年貢対捍事件が起こったのである。それについて『吾妻鏡』文治二年七月二八日条は次のように伝えている。

新日吉社領河越庄の地頭河越氏が、去々年（元暦三年）の年貢米を押収して領家に納入しない事と、同社領の長門国向津奥庄の武士が狼藉を働いたことにつき、荘家の解状をとってその解決成敗を命ずる上皇の御教書が出された。頼朝は、向津奥庄の件については真相究明を下河辺行平に命じ、河越庄の件については、地頭（庄司）河越氏は同庄の請所（領主に対して地頭が豊凶にかかわらず一定額の年貢納入を請負い、そのかわり庄園の管理を委託されるもの）であり、かつ領主側もまだ幼少であるので、請料については不法の事があるやも知れないとして、武蔵守義信に奉行人を任命して厳しく釈明させるように命じたのである。義信は早速真相の究明に当たったらしく、翌月五日付で頼朝の請文（命令内容を履行した報告書）が京都に出されている。その内容は河越庄はもともと請所である。ところが去年領家が逝去されたので、年貢をどこへ納入してよいか分からず自然に延引したもので、決して地頭が押領したものではない。今後前領家の孫禅師君を領家にされたなら、その旨を知らせて早急に年貢納入を下知しよう。何よりも社領は真先にし、今後は懈怠なきよう下知しようというものであった。こうした円満可急の対応は、義信の果断な処置に負うところが大きかったのである。ついで義信は、文治五年の奥州征伐には頼朝に供奉し、建久二年（一一九一）幕府の南門建立を沙汰し、翌三年一二月には、頼朝が実朝の後事を依頼した重将一二人の筆頭に義信が挙げられるなど、義信に対する頼朝の信頼の厚さを伝えている。このほか武蔵国においては小山有高の威光寺横領事件（文治元）、

後白河法皇の熊野参詣について一〇〇〇石の供米賦課、梶原景時の畠山重忠讒言事件（文治三）武蔵御家人の奥州進発（文治五）、役夫工米の完済（建久元）、大河戸御厨の年貢増加、神人の争い（建久三、五）、丹・児玉両党の争いを畠山重忠に調停させる（建久四）、大田庄堤修固（建久五）、乃貢・糸綿の京進（建久五、六）等の懸案を処理している。そしてこれら武蔵国務の成敗がきわめて見事であったため、頼朝は次のような讃辞を呈している。

武蔵の国務の事、義信朝臣の成敗、尤も民庶の雅意に叶うの由、聞し召し及ぶについて、今日御感の御書を下さると云々、向後、国司に於ては此の時を守るべきの趣、壁書を府庁に置かると云々、散位盛時奉行すと云々

（『吾妻鏡』建久六年七月一六日条）

右によれば、義信の施政は「尤も民庶の雅意に叶」っており、今後武蔵の国司たる者は、義信の時の前例を守って行なうようにと、数々の良き点を箇条書きにして武蔵国府の壁に掲げたのである。

義信のあとの武蔵国守は、義信の子の朝雅が任命された。その時期は明らかでないが、おそらく敬慕していた頼朝の死去（正治元年〈一一九九〉）を契機として義信が武蔵守を辞任し、そのあとに朝雅が任命されたのであろう。幕府は正治元年四月二七日、大江広元を奉行として東国地頭に水便の荒野開発と、乃貢減少の地の領掌禁止の命令を発したが、武蔵国では朝雅がこの幕命を御家人に通達し、実行に当たったらしい。そして、この年一一月三〇日に作製された武蔵田文は、建久七年（一一九六）に惣検された結果に基づき、朝雅の指揮によって成ったものであろう。こうして朝雅は武蔵の国務を執行したが、建仁三年（一二〇三）九月の比企氏追討後は京都守護として上洛した。『吾妻鏡』ではその直後に、北条時政が、和田義盛を奉行として武蔵国の御家人たちに対し、北条時政に二心をいだかぬよう厳重に命令しているが、これは朝雅の留守中の武蔵支配を朝雅の舅の時政が掌握していたことを示すものであり、以後、武蔵の支配には北条氏の力が及ぶことになる。そしてこの北条勢力浸透の障害として武蔵国の実力者、武蔵国

総検校職を有する畠山重忠が狙い撃ちされ、後述のように元久二年（一二〇五）六月二二日、武蔵二俣川（横浜市旭区二俣川町）で重忠父子が北条氏の野望のまえに謀殺されたのである。この後武蔵守は時政の後妻牧の方の一件で時政が失脚し、平賀朝雅は討ち滅されて、承元四年（一二一〇）義時の弟時房が就任し、以後鎌倉時代を通じて北条一門が武蔵守を独占することになる。

武蔵国総検校職

頼朝が挙兵した当時の武蔵の中小武士団は、秩父氏を中心として平氏側に属し、一旦は平氏の恩顧により頼朝に敵対したが、やがて頼朝勢が武蔵国に進攻するに及び帰服した。その頃の武蔵の武士団は、下総の千葉氏、上総の上総氏のように雑任国司の経歴をもち、かつ一国にわたって勢力を及ぼしていた豪族的領主層が成立していなかった。最大の武士団は秩父氏であり、同氏は武蔵国総検校職を有する在庁官人として国内の中小武士団を指揮していたが、一族の惣領権は必ずしも強固ではなかった。

秩父氏は、南北朝期成立の系図集『尊卑分脈』によると、坂東八平氏の一、桓武平氏の良文流で、良文（村岡五郎）の子の村岡次郎忠頼から出て、その子将常が武蔵権守となり、秩父郡中村郷（秩父市）に本拠を定め、秩父氏を称した。秩父将常の子武基は秩父領の別当として近隣に武威を振い、周辺農民を従えて領主化していった。その子武綱の時、後三年の役には源義家に従い、軍功により白旗を賜って先陣を務めたという。その子重綱は武蔵国留守所総検校職に補任され、以後代々秩父氏が同職を継承してきた。したがって重綱は武蔵国留守所を掌握し、一方、児玉党と婚姻関係を結ぶなどによって、総検校職の権限を背景とし国内武士団に対する統率権を強めていった。同職は重綱の後、どのような事情によってか、次男流の重隆が継承していった。重隆は、仁平三年（一一五三）頃上野国多胡庄に下向していた源義朝の弟、義賢と連合し、国内における支配権の一層の拡大を図った。ところが、鎌倉にいた義朝・義平父子は相模の大庭御厨を征圧し、さらに東進して武蔵国に勢力を拡大した。久寿二年（一一五五）武蔵大蔵（比企

郡嵐山町）で両者の間に武力衝突が起こり、義賢・重隆等は、義平に討ち滅された。この時一族の畠山重能は義平側に属し、叔父重隆を攻めているが、それは嫡流家を任ずる重能と重隆の間に、秩父氏の家督とそれに基づく総検校職をめぐって対立のあったことを推測させる。重隆以後、家督と総検校職は、河越能隆を経て重頼に継承された。

頼朝の挙兵時に、秩父一族の家督は河越重頼の手にあった。それについて『吾妻鏡』治承四年八月二六日条には、次のように見えている。

武蔵国の畠山次郎重忠、かつは平氏の重恩を報ぜんがため、かつは由比の浦の会稽を雪がんがために、三浦の輩を襲わんと欲す。よって当国の党々を相具して来会すべきの由、河越太郎重頼に触れ遣わす。これ重頼は秩父家において次男の流たりといえども、家督を相継ぎてかの党等を従うるによって、この儀に及ぶと云々。

江戸太郎重長、同じくこれに与す。（中略）辰の尅に及びて、河越太郎重頼・中山次郎重実・江戸太郎重長・金子・村山の輩已下数千騎攻め来る。（傍線、筆者）

右は、頼朝の挙兵に際し、平家大番役で上洛していた父重能に代わって、畠山重忠が大庭景親の催促に応じて頼朝追討の兵を率い石橋山に向かう途次、相模国由比浦において撤退中の源家側の三浦一族の軍勢と遭遇し、合戦に及んだが敗北を喫した。そこで重忠は「かつは平氏の重恩を報ぜんがため、かつは由比の浦の会稽を雪がんがため」秩父家の家督であった河越重頼を通じて、秩父一族や武蔵村山党らの党的武士団を動員して、参向を求めたのである。したがって当時武蔵の武士団の大半は平家方として、秩父氏に統率され決起したのである。しかし、その統率権は武蔵の武士団全体に及ぶものでなく、熊谷次郎直実や、斎藤別当実盛のように、秩父氏の統率を離れて平氏に直接従っている者もあった。

河越氏の手にあった総検校職は、文治元年（一一八五）にいたり、重頼が義経縁坐によって誅せられることによ



写真 3-1　菅谷館跡（昭和48年頃）

り、同氏の所領と共に収公され、本領河越庄のみは後家尼（比企尼の女）に伝領された。そして総検校職は畠山重忠に移ったのである。これについて『吾妻鏡』寛喜三年（一二三一）四月二〇日条に、同職は「秩父権守重綱の時より畠山二郎重忠に至るまで奉行し来る」と述べており、重忠が総検校職に任じていたことは明らかである。これに基づいて重忠は、丹・児玉両党の確執を次のように鎮撫している。

（建久二年二月）

九日丙午　武蔵国丹・児玉党類確執の事あり。すでに合戦に及ばんと欲するの由、その聞えあるによって、相鎮むべきの旨、畠山次郎重忠に仰せ付けらると云々。

（『吾妻鏡』）

（同）

十八日乙卯　畠山二郎（重忠）申して云わく、丹・児玉の輩、合戦に及ばんと欲する事、制止を加うるによって、両党和平し、互いに出で退くと云々

この武蔵の武士団間の確執に対する調停権は、国内武士団の統率権を有する留守所総検校職の職権に基づくものであり、そのため丹・児玉両党は、まさに合戦に及ばんとする深刻な争いにもかかわらず、重忠の調停を受け入れて和

平したのである。こうして武蔵の支配は、国衙行政権は国守平賀義信に、留守所監督権（軍事指揮権）は総検校職畠山重忠が掌るということで進められたらしい。このため一国を支配していた有力在庁出身の三浦・千葉・小山氏等がそれぞれ守護に任命されたのに対し、武蔵国には守護が置かれなかった。国守平賀義信・留守所畠山重忠の二頭体制で、武蔵の国務を十分に掌握していたため、他国のように守護を置いて軍事指揮権を確保する必要がなかったのである。しかし、これは他面、畠山氏が武蔵の武士団に対し、強い軍事指揮権をもっていたことの証左であり、これが武蔵支配を進め、幕政の主導権を握ろうとしていた北条時政にとって、重忠がたとえ娘婿であったにせよ大きな障害と意識されるゆえんであり、やがて重忠は、時政の手によって謀殺される運命を辿るのである。

武蔵御家人の動揺　源頼朝の麾下として幕府の創業を成し遂げた武士には、相模の三浦介義澄、上総の上総介広常、下総の領主層も一部にはいたが、大部分は武蔵武士と呼ばれた諸氏のように中央の権門勢家の荘園の荘官職、名主職をもった中小の土豪的武士であった。彼らは頼朝から本領安堵と新恩給与を受け、御家人として編成されたのである。これら中小武士は相具すべき下人所従もなく、所領保全のためには戦場において身を挺して戦わねばならなかった。

寿永三年（一一八四）の一の谷の合戦の時、埼玉郡出身の河原太郎・次郎兄弟が源範頼に従って生田の森の先陣を企て、「大名は我と手をおろさねども、家人の高名をもって名誉とす、されば我等は自ら手をおろさでは叶い難し」（『平家物語』「二度懸」）といって、兄弟共に生田の森の逆木を乗り越えて城中に討って入り、平氏の大軍に迫ったが、衆寡敵せず遂に討死した例は、当時の中小武士の姿をよく表わしている。

これに対して大名と言われた豪族的領主層は、これら中小武士団を一族の団結のもとに組織していた。奥州藤原氏征伐の際頼朝が、熊谷直実の子直家を「本朝無双の勇士」と讃えたのに対し、これを聞いた下野大掾小山政光は笑っ

て「君の為に命を棄つるの条、勇士の志す所なり、いかでか直家に限らんや。但し此の如き輩は顧眄の郎従無きに依って、ひたすら勲功を励み、其の号を揚ぐるか。政光の如きは、只郎従等を遣わし、忠を抽んずる許りなり」（『吾妻鏡』文治五年七月二五日条）と言い放った。この言から当時の豪族的領主層の姿をありありと読みとることができる。武蔵にはこの小山氏ほどでないが、これに準ずる領主として畠山・河越・比企・江戸・足立・豊島等の諸氏を挙げ得よう。これら有力武士は、頼朝や後の北条氏にとって何物にも替え難い家人であるとともに、また反面警戒すべき相手でもあった。

頼朝政権は、本来その成立基盤を律令制に基づく公領と荘園体制に置き、また自らも貴族層出身として、京において源家再興の志をもつという保守的伝統的な基盤に立っていた。このため自立的な東国領主層との間には、本質的にその立っている基盤を異にし、両者の間には微妙な対立と矛盾が伏在していた。

例えば寿永二年の冬、頼朝が挙兵以来の最大の功臣の一人である豪族的領主の上総介広常を不意に殺害したことはその一例であろう。広常殺害の理由については『吾妻鏡』によれば、謀叛の疑いがあった如くであるが、『愚管抄』によれば「ナンジョウ朝家ノ事ヲノミ身グルシク思ゾ、タダ坂東ニカクテアランニ、誰カハ引ハタラカサン」と言って、朝廷との関係に苦慮する頼朝の姿勢を批判したことに対し、「謀反心ノ者ニテ候シカバ」と広常を抹殺したというのである。それにつけても思い出されるのは養和元年（一一八一）六月の納涼会での出来事であろう。広常はこれに参会する途中で頼朝に会った。広常の郎従等は皆下馬して砂上に服したが、広常だけは馬上のまま「轡を安んじて敬屈」していた。その場に居合せた三浦義連が下馬するよう忠告したが、広常は「公私共三代の間未だその礼をなさず」といって遂に下馬しなかった。こうした傲慢不遜と思われるまでの言動が頼朝の反感をかったのである。上総一国の領主であった広常にとってみれば、頼朝の貴族としての権威も、他の武士ほど必要性を感じなかったのである。

こういう自立心のある東国領主を統制するために、頼朝は京都政権の権威を背景にしてひときわ高く君臨しようとして、京都政権との妥協策を余儀なくされたのである。

しかしそれでも頼朝の生存中は、彼の人格的権威とすぐれた指導性、及び御家人層との私的人格的結合によってその矛盾はさほど表面化しなかったが、正治元年（一一九九）正月に頼朝が死去し、代って頼家が将軍となると、これを機に御家人内部に将軍独裁――わけても将軍側近衆に対する不満が爆発したのである。

そこで北条時政は、年少気鋭で我儘な行動の多い頼家を警戒するとともに、外戚の比企氏の勢力を恐れ、将軍頼家の幕政専決を止め、尼将軍政子と謀って、訴論は時政・義時・比企能員・安達盛長・足立遠元等有力御家人と側近者一三名の合議裁決によることとした。

しかし、まもなく御家人間の対立は表面化し、この動向は武蔵武士にも大きな影響を与えた。まず侍所の所司でかつて頼朝の寵臣であった梶原景時が失脚し、ついで時政と比企氏の対立が生じた。建仁三年（一二〇三）八月頼家の病いを契機に、時政と政子は将軍の権能を二分して、関西三八国の地頭職を弟の千幡（実朝）に、全国守護職と関東二八国の地頭職を嫡子一幡に譲与させる計画をたてた。これを知った能員は時政の陰謀を怒り、時政討伐を謀ったが、逆に九月二日仏事にことよせて誘殺され、比企一族と一幡は小御所に攻め滅ぼされた。

比企氏の乱後、時政の政治的地位は急激に高まり、建仁三年（一二〇三）九月、実朝が将軍職につくと、大江広元と並んで政所別当となり、将軍後見の地位について執権政治の端緒を開き、同時に武蔵掌握に努めた。翌一〇月二七日、侍所別当和田義盛が、武蔵の御家人に対し時政に二心のないよう命じているのは、この頃、時政が武蔵の国務を実質的に掌握していたことを示すものであることは前に述べたとおりである。

しかし、幕府の権勢を握った時政に対し反感を持つ者も多く、後室牧の方のことから嫡子義時や政子とも不和を生

じた。この頃時政と共に勢威を振った牧氏の女婿平賀朝雅は、幕府内の実権掌握のために有力御家人の排除を策し、その標的として畠山氏が狙われた。朝雅は重忠に叛意のあることを牧氏に讒言し、元久二年（一二〇五）六月、牧氏と時政は稲毛重成・榛谷重朝等と謀って、時政の女婿重忠と重保父子を武州二俣川に誘殺した。この重忠叛逆については、義時ははじめから疑念を持ち、後に虚言とわかると稲毛・榛谷氏を誅滅し、のちに時政をも失脚させた。

この時畠山氏は、武蔵武士はおろか同族からも孤立していた。わずかに鶴見平次や榛沢成清等は与同したが、大井・品川・春日部・潮田の諸氏や、児玉・横山・金子・村山の諸党など、武蔵の御家人の大半は北条軍に加わり、さらに葛西清重・河越重時・同重員・江戸忠重などの同族や、直系の稲毛重成までが嫡流家の重忠から離反していた。このことは頼朝挙兵当時の秩父一統の団結が崩れ、各氏はそれぞれの惣領別に独自の道を歩んでいたことを示すものである。こうして武蔵出身の有力御家人は、かつて文治三年（一一八七）に、頼朝・義経兄弟不和の余波を受けて、義経の縁者として河越重頼が誅滅されてから、またここに比企・畠山の二大有力御家人が北条氏の謀略により滅された。

元久二年閏七月、牧氏陰謀事件で引退した時政に代って執権となった義時も、有力御家人に対する抑圧策を積極的に進め、建保元年（一二一三）、ついに幕初以来侍所別当として勢力を振った和田義盛と衝突するに至った。かくて和田合戦が起こったが、この時横山党や春日部氏らが義盛側に参加して、一時は鎌倉の要所を占領する勢いを示した。しかし北条側の固い防禦と泰時らの奮戦で、和田一族は敗れ、横山党をはじめ多くの武蔵武士も討死した。義時はこれを機に侍所別当となり、以後北条氏が政所と侍所の別当を兼ねて、名実共に執権政治が成立したのである。

承久の乱　北条時政の退隠後、幕府の実権が執権義時の手に集まると、将軍は名目上の存在となり、実朝は政権からはなれて、歌道や蹴鞠に溺れる生活を送った。そして官位の昇進のみを望みとして、建保六年（一二一八）一二月には、右大臣にまで昇進した。しかし翌承久元年（一二一九）正月、義時の陰謀によって、右大臣拝賀

の礼を鶴岡八幡宮で行なった帰途、頼家の遺子公暁のために暗殺され、ここに源氏の正統は断絶し、幕府における北条氏の独裁的地位が確立した。

この後、義時は源氏の一族阿野時元の駿河挙兵を討滅して、源氏一族の将軍職継承の策動を封じ、皇族将軍の実現を図った。しかし院は皇族将軍の東下を拒み、かえって院の寵姫伊賀局亀菊の所領摂津国長江・倉橋両荘の地頭の改補を迫った。この申し入れの真意は、幕府の態度の強弱を試すことにあったという。これに対して義時は、頼朝の時に補任した地頭職は容易に改変しないという幕府の基本方針を示して、院の要求を拒否し、弟の時房を答使として一〇〇〇騎の兵を上洛させ、重ねて皇族将軍の東下を奏請したが容れられなかった。こうして皇族将軍問題と地頭罷免問題をめぐり、院と幕府の対立は表面化するにいたった。

幕府では、これ以上の対立は得策ではないとして皇族将軍を断念し、頼朝と血縁関係のある左大臣藤原道家の子三寅こと頼経を鎌倉の主（摂家将軍）に迎え、対立を回避した。このため、幕府政治の混乱を予想した院の期待は破れたが、院側の倒幕の気運は次第に高まり、北面の武士のほかに西面の武士を置いて武力の拡充に努めるとともに、後鳥羽上皇は順徳天皇とともに、少数の公卿や武士を集めて討幕の議を進めた。そして、北条氏に反感をもつ御家人の参加を期待して、義時追討の宣旨を諸国に下せば、離反した御家人が義時の討伐に参加すると安易に考えていた。このため院の近臣藤原秀康に命じて、在京の三浦胤義を誘い、胤義の兄で鎌倉の有力者である義村に義時追討を勧めさせ、五月一五日には、諸国の守護・地頭に義時追討の院宣・宣旨を発し畿内の武士の参加を募ったのである。そして有力御家人の幕府からの離反を期待し、秀康の所従押松を鎌倉に潜行させた。

一方幕府は、京都守護や西園寺公経らを通じて院の動静を探り、事変の勃発を報じた公経の牒報は三月一九日に鎌倉に達した。また同日鎌倉に入った押松は直ちに捕えられ、所持した宣旨及び東国武士の交名注進状等が押収さ

れた。この時、義時が最も憂慮したのは幕府御家人の帰趨であったが、御家人等は武士領主層の階級的利益を代表し、それを実現し得るのは公家政権ではなく幕府であるという認識をもっており、また政子が頼朝以来の幕府の重恩を説いて、士心の帰一に努めたことも御家人統制に大きく作用した。このため院宣を受けた三浦義村をはじめ有力御家人は、幕府に対する忠誠を誓い、幕府側では安心して事に当たり得る態勢を整えることができた。かくて幕府は大江広元の主張により、急遽泰時を西上させることに決し、遠江以東の諸国に御家人の動員を令して、泰時・時房を大将軍とした幕府軍を東海・北陸・東山の三道から大挙西上させた。その軍勢は一九万人余といわれている。西上した幕府軍は、連戦連勝して忽ち京に進入し、宇治川合戦に勝利して、院側の守備軍を潰滅させた。

この結果、北条氏は後鳥羽ら三上皇の配流と天皇の廃位、首謀の貴族や武士の処罪をおこない、院方の所領三〇〇〇余か所を没収し、これを戦功の将士に頒って新補地頭とし、武蔵武士等の西遷の原因をつくった。この新補地頭（従来の地頭を本補地頭と呼ぶ）は、荘園・公領一律に田畑一一町につき一町の免田（地頭給）と一段につき五升の加徴米が与えられ、その他の税も二分するという権利を得ており、この後の荘園本所側に対する侵害や、農民への苛酷な搾取を頻発させた。こうして承久の乱は、幕府創設以来の、朝幕間の政治的力関係を完全に逆転させ、武家政権の優位を決定づけたのである。

この乱に際して、執権北条氏が最も頼みとしたのは武蔵武士であった。それは、政子が安保刑部丞実光以下武蔵の国勢が至るのを待って攻め上るべしと言った言葉によく示されている。事実、東海道を攻め上った相模守北条時房、武蔵守北条泰時の直属の将兵として武蔵武士は最も目ざましい活躍を示し、安保実光以下多数の死傷者を出した。このように武蔵武士は幕府勢の中核であったが、少数ではあるが朝廷側についた者もあった。児玉庄四郎家定、中条下総前司成綱らがそれであり、武蔵武士が互いに敵味方となって争う悲劇を生じたのである。

この乱に市域周辺の武士も多数従軍し、軍功を挙げたと思われるが、その詳細は明らかでない。若干の史料からうかがってみると、まず六月五日の木曽川洲俣渡（岐阜県墨俣川）の合戦で、足立氏と豊島・江戸・河越氏等の秩父平氏勢が時房の指揮下で奮戦しており、公武両軍の最大の決戦となった六月一四日の宇治川渡河合戦では、泰時指揮下の主力軍が死力を尽して奮闘した。これには武相の御家人が主力をなし、幕府軍の勝利に大きく貢献した。この宇治川合戦に関し『吾妻鏡』承久三年（一二二一）六月一八日条に、軍奉行が勲功の賞を行なうため作成した交名中に、「討敵人々」「手負人々」「御方人の死」の記述がみられ、そのいずれにも武蔵の御家人が多数名を連ね、その史実を裏付けている。その中に、敵を討ち取った者として豊島九郎小太郎二人、郎等信濃これを討つ　河越三郎（重貞）一人手討　角田太郎一人、九郎判官の美六、美八郎等、美六、美八　豊嶋十郎一人、金を付くと云々　手負は仙波太郎　討死は志村弥三郎、江戸四郎三郎　仙波弥次郎　疵を被りて、三箇日已後に死す　麻弥屋四郎等とあり、また『承久記』（古典文庫）には、葛西五郎兵衛尉・角田太郎・同弥平次・江戸八郎・足立三郎・佐々目太郎・志村弥三郎・豊嶋弥太郎等の市域近傍の御家人名を見出し得る。『吾妻鏡』では、勢田攻めに従った時房勢については触れていないので、半面しか知り得ないのは残念である。

総検校職の復活

『吾妻鏡』嘉禄二年（一二二六）四月一〇日条によると、執権職にあり武蔵守を兼任していた北条泰時は、元久二年（一二〇五）六月、畠山重忠の討死以来空席だった留守所総検校職を、先祖秩父出羽権守重綱以来代々補任されてきたという理由で、一族の河越三郎重員を任命した。この期になって、泰時が何故に重忠没後二〇年間も空白であった総検校職を復活したのであろうか。これについて武蔵守が諸国の国守のうちで最も重職とされ、かつ執権職が兼任する枢要の職であったためとされる。したがって北条氏による武蔵支配は揺ぎなく、かつて時政のときに重忠と武蔵国務をめぐって対立が生じたようなことは起こり得ず、同職が単なる名目官の域を出なかったので重員の要請を認め復活したのが真相であろう。あるいは、執権として幕政の要職にあった泰時

が、武蔵国務の細事まで総て成敗することは困難であったため、国務の分掌の必要から総検校職の復活を思い立った一面もあったかも知れない。いずれにせよ、北条氏による武蔵支配の貫徹という基盤に立って、祖先以来の由緒により河越重員を総検校職に任命したのである。五年後の寛喜三年（一二三一）四月、重員は泰時に対し武蔵国総検校職には四か条の掌事があったけれども近年悉く廃絶してしまっているので旧例により執行したいと、次のように愁訴している。

二日、戊午、河越三郎重員は、武蔵国の総検校職なり。当職に付いて、四か条の掌事あり。近来悉く廃れ訖んぬ。仍て例に任せて執行すべきの由、武州愁え申すの間、岩原源八経直を奉行として、今日留守所に尋ね下さると云々。

（『吾妻鏡』寛喜三年四月二日条）

それに対し、泰時は公文所の家令である岩原源八経直を奉行として国府へ派遣し、実情を調査させた。鎌倉時代に入って武蔵国総検校職はかつて畠山重忠がその任にあたったが、その死後二〇年間は、北条氏が武蔵を直接掌握しようとしたため、その職を置いていなかった。そのため従来総検校職が行なってきた職務は、自然廃絶される結果となり、重員が再び任ぜられても執行する仕事が明瞭でなかったため、右のような提訴がなされたのである。

その結果、総検校職の職務内容下問に対し、次のような事情を伝えている。

河越三郎重員の本職四か条の事。去る二日留守所に尋ね下さるに、秩父権守重綱の時より、畠山二郎重忠に至るまで、奉行し来るの条、重員の申状に符合するの由、在庁散位の日奉実直・同弘持・物部宗光等の去る十四日の勘状、留守代帰寂の同十五日の副状等到来す。仍て相違無く沙汰致すべきの由と云々。

（『吾妻鏡』寛喜三年四月二〇日条）

これによると、重員の申状では、総検校職の職務に四つの役目があったこと、それを秩父重綱から畠山重忠まで実

際に執行して来たこと、留守所の在庁官人である日奉・物部、並びに留守代帰寂がこのことを調べた結果、重員の申状どおりであると鎌倉へ報告したのである。そこで重員の提訴が認められ、泰時から「相違なく沙汰すべきの由」を令せられたのであった。重員にとっては、父重頼以来勢力を後退させていた自家の家名を揚げることができ、喜びはひとしおであったろう。

ところで総検校職の「四か条の事」に関し、『吾妻鏡』の貞永元年（一二三二）一二月二三日条には、その具体的内容と思われる次の事柄を記している。すなわち、

武蔵国惣検校職并びに国検の時の事書（ことがき）等、国中の文書の加判及び机催促の加判等の事、父重員の譲状、河越三郎重資（しげすけ）、先例の如く沙汰を致すべきの由、仰せらると云々。

右によると、武蔵国総検校職がこの年河越重員から嗣子重資に譲られたこと、文中の①武蔵国総検校職のこと（武蔵の御家人の大番催促、謀叛殺害人の検断等、守護の行政的職務であろう）、②国検のときの事書（田地の調査を行なった時に添書する）、③国中の文書の加判（国衙から発給する文書に加判）、④机催促の加判（国衙における庶務的な仕事か）の四か条がその職掌と思われる。これをみると総検校職は他国の守護に相当する職務内容を持っていたことがわかり、一般的にはこれをもってその職掌と考えられていた。

市域周辺の武士の活躍

市域に本貫の地を有した鎌倉御家人については現在確認されていない。そこで市域の歴史の理解や、かかわりのあったと思われるいくつかの武士の動きについて紹介してみよう。

〔墨田氏〕　市内の宇久保にある妙典寺は、日蓮宗池上本門寺末、墨田五郎時光の開基と伝え、日蓮と子安池にまつわる興味深い縁起を伝えている寺である。これについては、『新編武蔵風土記稿』にも、寺僧の口伝としてそのことが記されており、戸田市新曽（にいぞ）の妙顕寺（みょうけんじ）の条にも関連記述がある。この墨田五郎時光と妙典寺・日蓮との関係について

は明確でない点も多いが、ここでは口伝や先考の佐久間珖甫氏の研究等に従い、管見の限りにおいて紹介しておく。

墨田氏の祖は、「千葉大系図」等、千葉系図の諸書に従うと、治承四年（一一八〇）の源頼朝挙兵に殊功のあった上総介広常の弟常清とされる。大系図には傍注に「相馬九郎・角田祖」とあり、角田はスダと訓じ、隅田・角太・須田・住田・墨田等とも書く。これは隅田川縁辺の角田の地名を冒称したものといわれる。常清は、兄広常が頼朝の募に応じた時、共に頼朝に従ったと推測されるが詳しいことはわからない。ただ、角田を称していたことから隅田川辺に勢力を有していたものと思われ、頼朝の太井・隅田両所渡河に当たって船艘徴発に手腕を発揮したという。大系図には「上総国の郡郷を領し、忠を頼朝卿に尽す、広常誅死して後、罪無きの故本領を安堵す」とある。また頼朝は後の行賞で常清に駿河国富士郡の地と、武蔵国隅田河周辺の地等を恩賞として与え、児孫が墨田氏を称したのはそれによるという。

戸田市新曽の延宝三年（一六七五）四月日の奥書が認められる「妙顕寺縁起」には、「隅田氏先祖不詳と雖も、当国新倉・豊島・足立・葛飾四郡の内に於て三万五千貫の地を給う、代々新倉と云々」と見え、隅田川近傍に所領のあったことを伝承している。

角田氏については、『吾妻鏡』承久三年（一二二一）六月一八日条に、承久の乱の際、北条泰時に属して宇治川合戦に臨んでいる。その時負傷したらしく、その手負人の一人に「角田太郎」の名が掲げられている。その二九年後の建長二年（一二五〇）三月一日条には、幕府が閑院内裏の造営を御家人に賦課した時、その目録中に築地八八本を造営した一人として「二本右衛門陣北　角田入道」と見え、鎌倉御家人としての活躍がうかがえる。

墨田氏として、文献上比較的その動向が知られるのは五郎時光とされる。ところが一族の系譜をよく伝えているといわれる「神代本千葉系図」にも時光の名は見当らない。時光の事績が知られるのは日蓮との関係においてであり、日蓮の直壇で、日蓮宗題目初唱の人であったという。ところが宗門史の上では詳伝がなくあいまいであるという。こ

の点にも時光を考える上での困難点がある。

六牙院日潮の「本化別頭仏祖統紀」に、時光について「諱ハ日徳、俗姓ハ墨田氏、俗名五郎時光、総之上州、墨田次郎時忠ノ嫡孫、中老秀上ノ俗姪也」と見える。しかし、時忠の嫡孫、日秀の俗姪という関係は確認できない。時忠については『吾妻鏡』建長六年（一二五四）一〇月六日条に、執権時頼の室が女子を出産した時、連署の地位にあった重時が、平産祈禱に当たった験者の清尊僧都に禄物を送った使者を務めた「隅田次郎左衛門尉」に比定する見解もあるが明らかでない。その時忠の二子が日蓮の直門に入り、兄は丹波公日秀、弟は山城公日進と称したという。日秀は日蓮入寂後六老日向の後を襲って上総藻原妙光寺の三世となり、日進も日向を師とし、その後をうけて身延山久遠寺三世を嗣いだ。時光の子徳丸も日向に師事して日賢と号し、武蔵国の妙典・妙顕・妙蓮の三寺を嗣いだという。かようにに隅田一族ないし時光と日蓮の関係はきわめて深いものがあったらしい。

時光が日蓮と交渉をもったのは、京においてではないかとされる。それは中納言葉室定嗣の日記『葉黄記』に、宝治元年（一二四七）五月九日、京都東山の新日吉社で行なわれた小五月会の流鏑馬行事に、六番の的立役として出仕したと見える「高橋新左衛門尉大宅時光」を墨田時光とし、この頃、日蓮が叡山に遊学中だったことから同郷の士として交渉があったとする。墨田氏と高橋氏は同族関係にあったので、時光が高橋姓を名乗る可能性は否定しないが、出自を平氏でなく「大宅」氏としていること、時光の没年の正中二年（一三二五）を遡ること七八年前であること等から、『葉黄記』に見える高橋新左衛門尉大宅時光を墨田五郎時光と同一人とすることは年齢的に無理と思われる。茂原市妙光寺の寺伝に見える、建長五年（日蓮が房州清澄山において日蓮宗の開宗を宣した年―一二五三）に、日蓮に帰依した藻原の郷士斎藤兼綱、墨田の郷士高橋五郎時光が、建治二年（一二七六）に兼綱の家宅を喜捨した所をもって一寺を開山したとする伝承は、このことにかかわるものと思われる。年代からみればむしろ前出の時光の方が自

然のように思われるが、いずれにせよ伝承と史料の間にはさまざまな輻輳がみられる。

文永八年（一二七一）一〇月、佐渡へ流罪となった日蓮は、一〇月一〇日相州依智の本間館を出発、その夜は武蔵久米川に泊り、翌日、時光が内室の安産祈禱を願って日蓮を新倉の館に招請したという。妙典寺はその館趾と伝える。日蓮の祈禱によって無事出産した子は徳丸と名づけられ、弘安二年（一二七九）九歳に成長した折、父に伴われ甲州身延山に日蓮を訪ねた。日蓮は題目曼荼羅を書き、「弘安二年大才乙卯十月　日　沙弥日徳授与之」と認め、時光に与えた。これは子安曼荼羅と称され、現在、戸田市新曽の妙顕寺に宝蔵され、埼玉県指定文化財となっている。時光は入道して日徳と号し、正中二年（一三二五）一二月一二日没した。この没年について『常楽記』に嘉暦三年（一三二八）条に「三月廿一日高橋五郎時光他界」とあるが、妙顕寺過去帳にも命日は「正中二年乙丑十二月十二日」とあり、同書（『常楽記』）中の南条左衛門入道死去の「正中二年乙丑十二月二十二日」と誤記したものではないかといわれている。なお、新倉の妙典・妙蓮寺、及び新曽の妙顕寺の住持となった日賢（徳丸）は、元徳元年（一三二九）三月二六日、五九歳で入寂した。

その後の隅田氏は、得宗被官として北条氏に近侍したらしく、元弘三年（一三三三）正月の楠木攻めには、北条軍の検断、軍奉行として隅田次郎左衛門・高橋又四郎が従っていた（『太平記』）。一方六波羅北探題北条仲時に従った隅田・高橋一門の動きについては、後掲の「番場宿の悲劇」を参照していただきたい。

〔片山氏〕　市域の西方に位する片山郷を本貫の地とする鎌倉武士片山氏は、「丹波片山文書」によってその存在と活躍の状況が明らかとなった。丹波片山文書は、京都府船井郡和知町安栖里の片山浅之助氏宅に長年伝来されてきた古文書である。一部の近世文書を除きそのほとんどは中世期に属する文書で、西遷した武蔵武士の動向を伝える数少ない貴重な文書として、『新座市史第一巻　自然・考古・古代中世資料編』に、原文書の写真とともに、その内容が

紹介されている。これが西国の丹波の地から発見されたのは、武蔵国片山郷を苗字の地とする片山広忠が、次のAの文書に示されるように承久の乱の戦功により、乱の翌年の貞応元年（一二二二）三月、将軍家から丹波国和智庄の地頭職（新補地頭職）を給するという御教書（御下文）を与えられ、その旨をうけて、嘉禎四年（一二三八）七月、丹波国守護職を兼ねていた修理権大夫北条時房が施行したものである。新恩を受けてから一六年後に、六波羅探題管轄下の丹波国内の地頭職は、六波羅を経由しないで上洛中の丹波守護職北条時房が直接施行したことは、この頃片山広忠が武蔵から丹波へ移っていたものと思われる。

Bは、亡父親基の譲状（建治二年〈一二七六〉正月一二日付）に従って、丹波国和智庄と武蔵国片山郷内別所地頭職を平万歳丸に安堵する将軍家政所下文案である。

A、丹波の国和智の庄地頭職の事

承久四年（一二二二）三月廿四日御下文の旨に任せ、片山右馬允広忠領知たるべきの状、件の如し。

嘉禎四年（一二三八）七月三日　　修理権大夫（北条時房）在判

（「丹波片山文書」丹波国守護北条時房施行状案）

B、将軍家政所下す　　平万歳丸

早く丹波国和智庄（京都市船井郡和知町）・武蔵国片山郷の内別所道円知行分等を領知せしむべき事

右、亡父親基法師法名道円の譲状に任せ、かの職のために、先例を守り、その沙汰を致すべし。仰せの所件の如し、以って下す、

弘安三年十月十八日　　案主菅野

知家事

令左衛門尉藤原
別当相模守平朝臣（北条時宗）

（「丹波片山文書」将軍家惟康親王政所下文案）

「丹波片山文書」には同氏の系図が残されており、それによると正光の五人の男子の末子に平九郎右馬允と傍注のある広忠が所見し、その後裔は広忠―広親―親基―盛親とあり、「亡父親基」はAに見える広忠の孫に当たる。親基の譲状の年時、建治二年（一二七六）は、祖父広忠が新恩給与されてから五四年後であり、世代的には系図の記述と矛盾しない。また弘安五年（一二八二）二月三日付「丹波国和智庄地頭預所中分和与状案」には、「地頭平盛親」と署名しているので、平万歳丸は元服して盛親と名乗ったと理解される。

また、武蔵片山郷内の別所は、亡父の遺領であり、万歳丸はその地を相伝安堵された。片山郷は曽祖父広忠とその兄弟達が以前から片山氏を名乗っていた苗字の地であり、国衙領でもあった。当郷は現在の新座市片山地区を中心とする地域に比定されるが、その境域は不明である。このうち万歳丸が相伝したのは「別所道円知行分」であるから、郷内には本郷とは別に別所と称する地があったことが理解され、親基はそれを所有していたのである。

万歳丸は平姓を称しているので、平姓の出であることがわかる。一方、上野国多胡郡片山を苗字の地とする児玉党片山氏が存在し、これも平姓を称していて「武蔵七党系図」にその系譜を見ることができる。しかし、両者の系譜は符合せず別系統とするのが自然であり、新座郡片山郷を本貫とする武蔵片山氏の出自は明確でない。

盛親の子忠親は、元弘三年（一三三三）四月、後醍醐天皇の討幕綸旨をうけた足利高氏の軍勢催促をうけ、高氏軍に加わり、以後一貫して北朝方として行動する。忠親の嫡子高親も足利尊氏（高氏を改名）に仕え、将軍の供奉・警固を任務とする親衛隊の小侍となっている。丹波片山氏はこの後、若干の曲折はあるが室町―戦国期を通じて、丹波

国和智庄を本貫とする丹波の国人衆として活動し、武蔵片山郷との関りについては明瞭でなくなる。一方正光の次子中務丞康光の子秀康とその子孫は、伊勢国阿下喜御厨を領知し上木城（三重県員弁郡北勢町）主となっている。

忠親・高親父子が足利高氏麾下となったのに対し、北条側に属して討死した一族がいる。これについては後述の「番場宿の悲劇」でも触れたが、高氏の鎌倉幕府離反により京の六波羅は元弘三年（一三三三）五月七日陥落し、敗残の六波羅北探題北条仲時等主従は、六月九日に近江番場宿（滋賀県米原町）で、総勢四百四十余人が討死自害した。この中に武蔵御家人が含まれており、その一員として片山十郎次郎入道祐珪・弥次郎祥明父子の名が見え、得宗被官として北条氏の滅亡に殉じている。あるいはこれは武蔵片山氏の族であるかも知れない。また、家忠の子光家も系図に「元弘三年合戦討死」と見える。

〔足立氏〕　足立氏は、郡名を苗字とし、古代末から鎌倉期にかけて武蔵国足立郡を領主的基盤とした、有力な鎌倉武士団の一である。一族のなかでも遠元は、源義朝・頼朝父子二代にわたり清和源氏と深い関係を有し、頼朝の鎌倉幕府創立に大きく貢献したことで知られている。遠元は足立郡領足立遠兼の嫡子として足立郡を領し久寿年間（一一五四―一一五六）の義朝の武蔵進出以来源氏に従い、平治の乱には義朝麾下として活躍した。

足立氏の出自については、前述の「本知行地主職安堵と新恩給与」の項でも述べたが、大別して藤原氏出自説と武蔵豪族出自説がある。前者についても藤原北家の勧修寺流（『丹波志』及び『足立家系譜』）と、同魚名流（『尊卑分脈』）とがあり、これには同音の名族安達氏との混乱が見られるなど不明な点が多い。遠兼が足立郡司職を継承しているので、遅くとも遠兼以前に足立郡に住し、藤原氏との婚姻関係から藤姓を冒すようになったと思われる。

義朝の没後、武蔵国は永暦元年（一一六〇）平知盛（清盛の子）が武蔵守となり、平氏掌握下におかれると、遠元は足立郡に雌伏し、折々流罪中の伊豆の頼朝を励ましたが、治承四年（一一八〇）に、頼朝が平家討伐の軍を起こ

し、房総から武蔵国に入ってくると、長年の源氏の恩義に報いるため武蔵武士として最も早く従軍した。このため頼朝から、足立郡郷の領掌を従来通り許された。元暦元年（一一八四）一〇月、公文所設置と共に寄人となった。公文所は政所の前身で、分国や家人を統治する行政事務を担当する機関であり、別当の大江（中原）広元をはじめ、寄人には京下りの官人が多かった。その中で遠元が選ばれたのは、遠元の娘が保元の乱以前に後白河院の近臣である藤原光能（姉妹は以仁王の妻となる）の妻となっており（『尊卑分脈』）、「馴京都之輩」（『吾妻鏡』元暦二年一月六日条）として京と強い関係があったためであろう。建久元年（一一九〇）一一月、頼朝が上洛して大納言兼右大将に任ぜられた時には、頼朝に従って参内し、後白河法皇に拝謁を賜り、同年一二月、頼朝の推挙により勲功一〇人の一人として、左衛門尉に任ぜられた。頼朝の没後、幕府が北条時政を中心とする一三人の重臣による合議制を執行した時、遠元はその一人に選ばれるなど、幕府内の宿老として、幕政に重きをなした。足立氏の館址は桶川や大宮の殖田谷の「あたちとのの屋敷」と呼ばれた所にあったと言う。

遠元の子八郎元春は、頼家、実朝に仕えて左衛門尉となり、『足立氏系図』によれば、元春の弟遠光の子遠政も同じく幕府に仕えて左衛門尉となった。彼は、勲功の賞によって丹波国氷上郡佐治庄を賜わり、子孫はその地で栄えた。『吾妻鏡』には、足立太郎左衛門尉直元、同左衛門三郎元氏、同十郎太郎親成、同左衛門五郎遠時、同太郎、同三郎、同五郎、同九郎、同木工助遠延等の名も見られるが、これらはおそらく一族の者であろう。

遠元の遺領は、嫡子元春をはじめその兄弟たちに分割譲与されたらしく、『足立氏系図』によると、各人の傍注に元重には「号渕江田（都内足立区）」、遠景には「号安須吉（上尾市畔吉）」、遠村に「号河田谷（桶川市川田谷）」、遠継に「号平柳（川口市元郷）」とあって、子息は分与された所領地名をとって家名としたことを伝えている。これに室町前期の史料（「黄梅院文書」）に見える「殖竹郷（大宮市）」が「足立大炊助跡」とあるので、遠元の所領は足立

郡内の過半を占めていたと思われる。

足立氏が支配していた足立郡は、平治の乱後平家の領有となった。それは足立郡地頭職が「平家没収御領注文」（弘安五年・一二八二・二月一一日、『新編追加』）に記載されていることから明らかであり、同時にまた、足立郡が国衙領であったことの証左となっている。やがて元春の孫直元の時、弘安八年（一二八五）一一月の霜月騒動で安達景盛に一味して敗れ、所領は北条氏の手に帰し、鎌倉末には執権北条高時の弟泰家の所領となっていた（「比志島文書」）。

〔鳩谷氏〕　鳩谷氏は別名鳩井氏とも書き、足立郡鳩井郷（鳩ヶ谷市）の開発領主で、幕府の御家人となり当郷の地頭に補任されていた。出自は「中興系図」に「鳩谷平、本国武蔵足立郡」とあり、桓武平氏の後裔と伝えている。

鳩谷氏が史料に登場するのは、『吾妻鏡』寛元元年（一二四三）三月一二日条の記述で、この年一族の鳩谷兵衛尉重元は、鳩谷郷地頭職の領有をめぐって紛争を起こし、一旦は判決が下っていたのであろうが、有力な反証があったため懸物押書を提出して問注所へ提訴した。しかし奉行人らはこれを許可しなかったので、これをめぐって三月一二日に幕府で臨時評定が開かれ、重元はここへ参向して庭中で言上し沙汰を受けている。

懸物押書とは、懸物状ともいって自己の所領を賭けてまで正当性を主張する手段であり、敗訴した場合、その所領を勝訴側に引き渡すことを書いて上申した文書である。

これは、当時の御家人が、所領の領有権をめぐって紛争を頻発させ、幕府はその裁決に腐心し、問注所を設置したり、式目を定めたりして解決を図ってきたが、まだ十分でなかったことを示しており、また一面、御家人にとり所領問題はまさに「一所懸命」のことであり、そのためその総てを賭けてまで訴論対決する風潮が生じたのである。幕府は仁治二年（一二四一）評議の上、懸物状に関する規定を定めているが、おそらく当時そうした訴訟法が頻繁に行なわれていたためであったろう。

この相論の結果は不明であるが、これより一三年後の康元元年（一二五六）六月、幕府が鎌倉街道奥大道（中ノ道）の盗賊取締りを沿道二四人の地頭に命じた中に、「鳩井兵衛尉跡」とあるので、これを重元の跡職とすれば、重元は寛元元年の相論に勝ち、子孫は奥大道が通過する鳩井郷に蟠居していて、康元元年に幕府から奥大道の警固を命ぜられたとも考えられる。

この後、鳩井氏は鎌倉公方の家臣となり、永徳二年（一三八二）四月、鳩井義景は関東公方足利氏満の命を奉じ、足立郡芝郷大牧村地頭職を鎌倉法泉寺雑掌に打ち渡し（相模文書）、在地支配に関しては、この前年の康暦三年（一三八一）四月、義景が買得地である「武蔵国崎西郡栢間郷内笠原村樽井在家・田畠三丁三段」の紛争について関東府に訴え出ており、義景の所領が埼玉郡の栢間郷（南埼玉郡菖蒲町）にまで拡大していたことを伝えている。これに対し、公方氏満は、野与党の族である鬼窪氏に尋究を命じている（『新編武蔵風土記稿』所収文書）、栢間郷の領有をめぐる紛争はこの後も続き、一七年後の応永六年（一三九九）九月にも、鳩井美濃入道浄景（義景）が、再度「栢間郷内政所・石程島・沼尻三ケ村の事」を関東府に訴え出ている。

〔豊島氏〕　治承四年（一一八〇）九月、房総で勢力を回復した頼朝が、千葉・上総氏等三万余の大軍を率い、武蔵を経て鎌倉に赴こうとした時、武蔵国では、畠山・河越・江戸氏等秩父一族が平家に従って大庭景親の募に応じ、頼朝の前途は困難な状況にあった。この時、一族の豊島氏のみが源氏との恩顧を想い、彼らと行を共にせず頼朝に心を寄せていた。頼朝は清光、清重等豊島一族の忠節を信じ、武蔵入国前から清光に助勢の書を出して参陣を求め、清光の子の朝経の妻には綿衣の調達を依頼している程だった。清重は頼朝の命により江戸重長等の帰順工作を行なったため、やがて頼朝が太井川を渡って長井渡にいたると、畠山重忠、河越重頼等も翻心して頼朝の馬前に参会した。彼らが前非を許され味方に加えられたのは、豊島氏の斡旋の功によるものが大きかった。江戸重長も遅ればせながら長井

に赴き許しを乞うた時、頼朝は重長の所行を憎んで所領を奪い清重に与えた。清重は理を尽してこれを固辞したため、頼朝は清重の廉潔さに心を動かされ、重長の所領を安堵し、重ねて武蔵国の在庁支配権を命じたのである。かくて豊島一族はますます頼朝の信頼を高め、一族も頼朝に忠節を尽し、同年一一月の常陸の佐竹攻めの帰途には、頼朝が清重宅に止宿し、武蔵国丸子庄（川崎市）を賜った。以後、清重は奥州攻めにも部将として従い、たびたびの戦功により奥州総奉行に任命され、子孫が奥州葛西氏として勢力を振う基をつくった。

豊島清光には四人の男子がいたと伝え、嫡子は朝経で頼朝の武蔵入国時には上洛しており、その頃の活躍の様子は伝えられていない。次男清康は荒川で水馬の練習中誤って水死したという。三男は葛西清重で、四男が重光である。この朝経が建仁元年（一二〇一）七月一〇日、佐々木経高の後任として土佐守護職に補任された。この年時について「香宗我部家伝証文」（『高知県史』資料編一）の該当文書の日付が、単に「七月十日」で、建仁元年は異筆とされるので疑問とするむきもある。しかし、その二年後の建仁三年八月四日には、三浦義村と土佐国守護職を交替しているので、事実としてもきわめて短期間の在職であった。その後朝経は一〇月一〇日、八王子山に叡山の堂衆等を攻撃し、葛西重元（光）等官軍三〇〇人とともに討死した。その子朝綱については事績が明らかでなく、朝綱の子時光の代に、大宮三郎盛員との間で博奕（四一半博奕）のことから争いを生じ、幕府の博奕禁止令にふれて、豊島庄犬食名を収公された。こうしたこともあってか、豊島氏の宗家には、朝経の弟有経の系統が代々継いでいくことになる。

有経は元暦元年（一一八四）紀伊国守護に在職しており（根来要書）、その頃義経と関係をもって勢力を失い、『吾妻鏡』建久二年（一一九一）一〇月二日条によると、紀伊国三上庄の地頭職からさらに他の替地に移されている。

その後の豊島氏の動きは、承久三年（一二二一）まで明らかでない。鎌倉幕府の命運をかけた承久の乱の時、豊島氏は、足立氏や江戸・河越といった一族とともに、北条時房麾下の洲俣路の軍勢に従っていた。『吾妻鏡』（承久三年

豊島氏略系図

清光
- 朝経
  - 朝綱
    - 重勝
      - 朝光
    - 時光
- 清康
  - 有経
    - 経泰
      - 泰友
        - 泰景
          - 朝泰
            - 家朝
              - 泰宗……（六代略）……泰経
- 重光
  - 清重（葛西）……（四代略）……重中
    - 吉国
      - 政業
        - 為業
          - 泰業（宮城氏）
    - 信久
      - 久吉
        - 久道
          - 豊明（滝野川氏）
          - 豊清（板橋氏）
        - 久村
          - 親義（志村氏）

六月五日条）には「洲俣は相州・城介入道・豊島・足立・江戸・河越輩なり」とあって、具体的な人名はわからない。宇治川合戦でも敵を討った者として豊島九郎小太郎、同十郎の名が挙げられており、「承久軍物語」には豊島弥太郎の名が見える。なお元弘三年の楠木攻め、及び近江番場宿における豊島一族の悲劇は、後掲の「番場宿の悲劇」を参照していただきたい。

この後、豊島氏は清重系から分立した宮城・滝野川・志村・板橋氏等一族が合力し、館址とされる北区豊島町の清光寺ないし北区中里の平塚神社・城官寺付近を本拠地として石神井川下流の南岸一帯にその所領を拡大し、南北朝・室町期の活躍の時代を迎えるのである。一族の状況については、那智の御師の家に伝わる文安五年（一四四八）一一月「能野領豊嶋年貢目録」、天文一七年（一五四八）頃の成立と伝える「としま名字之書立」によってうかがうことができる（「能野那智大社文書」）。

このほか、市域周辺の武士としては野与党出身の戸田氏（戸田市）がおり、文永二年（一二六五）幕府の正月垸飯の儀式に戸田兵衛尉茂平が参加している（『吾妻鏡』）。また、対岸の荒川左岸の自然堤防の後背地に広がる佐々目郷（戸田市西部・浦和市西南部・蕨の一部にまたがる地域）出身の武士佐々目氏は、浦和の麻弥屋氏等とともに承久の乱に従っていた。

第二節　武蔵荒野の開発と村落

武蔵野の姿

中世の和光がいかなる景観を示し、また、この地に住んでいた人々がどのような生活をしていたかを示す史料は見当たらない。鎌倉時代史研究の基本文献である『吾妻鏡』や公家の日記、文書等も、東国僻遠の地の様子や民衆生活の実態については言及するところが少ないのである。対象地を武蔵国に拡大しても適確な史料に乏しい。和歌に武蔵関係のことを詠い込んだものもあるが、多くは歌枕として、都にいて東国を訪れたこともない公家達が、古歌や伝聞を基にして創作した虚構性の強いものであって、それらを史実とすることはできない。

幸いにも、当時の人が書き残したいくつかの紀行文があるので、それにより武蔵野の姿を探ってみよう。

その一つで、よく引かれるものに、二条の『とはずがたり』がある。本書は、鎌倉時代後期に成立した女性の日記で、後深草院に仕えた大納言源雅忠の女である二条の自伝的作品である。全五巻のうち前三巻は作者の体験した宮廷生活や恋愛などの大胆な記録、後二巻は出家した作者の諸国遍歴の紀行となっている。武蔵野の描写は巻四の正応二年（一二八九）暮れ、河越入道後家尼に招かれて、小川口に下って越年し、翌三年八月、信濃善光寺参詣をすませての帰途、浅草寺に参詣した折、作者の目に触れた武蔵野の姿である。

十二月になりて、河越の入道と申す者のあとなる尼の、武蔵の国小川口（足立郡）という所へ下る、あれより、年返らば

善光寺（信濃）へ参るべしというも、たよりうれしき心地してまかりしかば、雪降り積りて、分けゆく道もみえぬに、鎌倉より二日にまかり着きぬ、

かようの物へだたりたる有様、前には入間川とかや流れたる、向えには、岩渕（豊島郡）の宿といいて、遊女どものすみかあり、山というものはこの国内にはみえず、はるばるとある武蔵野の、萱が下折れ、霜枯れはててあり、なかを分け過ぎたる住まい思いやる、都の隔たりゆく住まい、悲しさもあわれさも、とり重ねたる年の暮なり、

（日本古典全書）

正応二年二月、京を出発して鎌倉に来た二条は、暮も押しつまった一二月に、河越入道後家尼をたずねて、鎌倉から二日間かけて雪道を踏み分け到着した。尼の家の前には入間川（荒川）が流れ、対岸には岩渕宿があって遊女等が旅人を慰める。二条は鎌倉街道中つ道を通って来たのであろう。近くには山も見えない広々とした武蔵野に、厳冬のため萱が霜枯れていて、この荒涼たる地に住む人々の心を思いやり、都から遠く離れた住まいに「悲しさもあわれさもとり重ねたる年の暮」と感じたのである。二条の滞在した後家尼の住まいは、本文の描写からして舟戸の渡しの近く、川口市舟戸町にある平等山善光寺（川口善光寺）辺りといわれるが、明らかでない。

ついで二条は、翌正応三年八月善光寺参詣を終えて再び武蔵に入り

八月の初めつ方にもなりぬれば、武蔵野の秋の景色ゆかしさにこそ、今までこれらにも侍りつれと思いて、武蔵の国へ帰りて、浅草（豊島郡）と申す堂あり、十一面観音のおわします、霊仏と申すもゆかしくて参るに、野の中をはるばると分けゆくに、萩・女郎花・荻・芒よりほかは、またまじるものもなく、これが高さは、馬に乗りたる男の見えぬほどなれば、おしはかるべし、三日にや分けゆけども、尽きもせず、ちとそばへ行く道にこそ宿などもあれ、はるばる一とおりは、来し方行く末野原なり、

八月初旬（仲秋）ともなれば、武蔵野も秋色を濃くし、浅草寺参詣のためはるばる野中を分け行くと、あたりには萩、女郎花（おみなえし）、荻、芒（すすき）が高く生え茂り、「馬に乗りたる男の見えぬほど」であった。その広さは三日歩いても尽きないほどで、近くには宿などもあったが、「来し方行く末野原なり」と無人の荒野が広がっていた。

こうした姿は、これより二七〇年余以前の『更級日記』の記述にも見られる。

今は武蔵の国にありぬ。ことにおかしき所も見えず。浜も砂子白くなどもなく、こひじのようにて、むらさき生うと聞く野も、蘆荻のみ高く生いて、馬に乗りて弓もたる末見えぬまで、高く生い茂りて、中をわけ行くに、竹芝という寺あり　（岩波文庫）

『更級日記』は、菅原孝標の女が、作者の夫信濃守橘俊通に死別した五五、六歳頃、過去を追想して書き止めた女流日記で、彼女が一三歳の年の寛仁四年（一〇二〇）、父の任国上総国を出発して帰京する記事に始まり、やがて夫に死別し、哀愁の人生を嘆いて仏に帰依するまでの四〇年間の過程を描いた作品である。武蔵国のありさまは上総を出立し東海道を経て京へ帰る途次の描写であり、『とはずがたり』の描写と通ずるものがある。

鎌倉街道といえば、二条の通った中つ道ではないが、県西部の山麓、丘陵地域を走る上つ道の様子を示す記述が『宴曲抄』に見える。宴曲、別名早歌は、鎌倉時代中末期に東国文化圏で成立し、正安三年（一三〇一）に集成したものである。作詞・作曲者はほとんどが編者明空とされるが、公家・僧侶が作詞し、歌い手である御家人等が作曲したものもあるという。遊宴用の歌曲であるため、懸詞を使うなど特殊な表現も見られる。左は「善行寺修行」で、鎌倉から信濃善光寺までの道行を歌い、平安期以来の歌枕的興味の所産でもあるが、中世交通の実態を示していて興味深い。

武蔵野はかぎりもしらずはてもなし、千草の花の色々、うつろいやすき露の下に、よわるか虫の声々、草の原より出月の、尾花が末に入までに、ほのかに残晨明の、光も細き暁、尋ても見ばや堀難（入間郡）の、出難かりし瑞籬の、久跡や是ならん、あだながらむすぶ契の名残をも、ふかくや思入間川、あの此里にいざ又とまらば、誰にか早敷妙の、枕ならべんとおもえども、婦にうわすのもりてしも、おつる涙のしがらみは、げに大蔵（比企郡）に槻河の、流もはやく比企野が原、秋風はげし吹上の、梢もさびしくならぬ梨（奈良）、打渡す早瀬に駒やなずむらん、たぎりておつる浪の荒河行過て、下にながるゝ見馴川（比企郡）、見なれぬ渡をたどるらし、朝市の里動まで立さわぐ、是やは児玉郡（児玉郡）玉鉾の、道行人に事とわん、者の武の弓影にさわぐ雉が岡（児玉郡）、矢竝にみゆる鏑河、今宵はさても山な越ぞ、いざ倉賀野にとゞまらん、

（『続群書類従』）

ところで、こうした武蔵野を開発して、村落に住んでいた在地領主と傘下農民が洪水と戦う姿については、鴨長明の仏教説話集の「発心集」に見える。鴨長明は、建暦元年（一二一一）に京都から鎌倉へ下り、源実朝と会っているので、次の説話はその時に取材したものであろうか。

武州入間河沈水の事（第四）

武蔵の国入間河のほとりに、大きなる堤を築き、水を防きて、其の内に田畠を作りつつ、在家多くむらがり居たる処ありけり、官首と云う男なん、そこに宗とあるものにて年比住みける、ある時、五月雨日比になりて、水いかめしう出でたりける、されど、未だ年比此の堤の切れたる事なければ、「さりとも」と驚かず、かかる程に、雨沃こぼす如く降りて、おびたたしかりける夜中ばかり、俄にいかずちの如く、世に恐しく鳴りどよむ声あり、此の官首と家に寝たる者ども、皆驚きあやしみて、「こは何物の声ぞ」と恐れあえり、官首、郎等を呼びて、「堤の切れぬると覚ゆるぞ、出でて見よ」と云う、即ち、引きあけて見るに、二、三町

ばかり白みわたりて、海の面とことならず、「こはいかがせん」と云う程こそあれ、水ただまさりにまさりて、天井まで付きぬ、官首が妻子をはじめて、あるかぎり天井にのぼりて、桁・梁に取り付きて叫ぶ、この中に、官首と郎等とは、葺板をかき上げて棟にのぼり居て、いかさまにせんと思いめぐらす程に、此の家ゆるゆるとゆるぎて、ついに柱の根抜けぬ、堤ながら浮きて、湊の方へ流れ行く、

（中略）

東白みぬれば、山をしるべにて、かろうじて地に着きにけり、船求めて、まず浜の方へ行きて見るに、すべて目を当てられず、浪に打ち破られたる家ども、算を打ち散せるが如し、汀に打ち寄せられたる男女・馬牛の類い、数も知らず、

其の中に、官首が妻子どもをはじめとして、我が家の者ども十七人、ひとり失せでありけり、泣く泣く家の方へ行きて、見れば、三十余町白河原になりて、跡だになし、多かりし在家、たくわえ置きたる物、朝夕よびつかえし奴、一夜の内にほろび失せぬ、此の郎等男ひとり水心ある者にて、わずかに寿生きて、明る日尋ね来たりける、

（新潮日本古典集成）

入間川辺りに住んでいた「官首」とは、上戸の河越館に住んでいた河越庄の領主、河越氏と考えるのが自然であろう。

河肥庄は入間川流域の沃野に開け、はじめ後白河上皇の御領であったが、永暦元年（一一六〇）上皇によって近江国日吉社を移して京都東山に創建した新日吉社の社領として寄進されたものである。本庄の荘官は河越氏で、少なくとも治承年間直後は重頼が請所となっていた。この荘園はたびたび入間川の氾濫にあったらしく、右の説話によると「官首」＝河越氏は、入間川のほとりに堤防を築き土居をつくり、その中で田畠を耕営し在家を従えていた。ところ

が五月雨頃に大水が出て堤防がきれて二、三町程はまったく水没し、一面海のようになり、官首の妻子をはじめ一家一七人の者が溺死して、多数の「在家」、「朝夕よびかえし奴」が一夜で滅び、残ったのは「郎等」一人だったという。この記述から一二世紀頃の河越庄の状態や、その領主である河越氏が傘下に多数の隷属性の強い「在家」や「朝夕呼びかえし奴」を従えていたこと、従者の中には私的武士団の成立を示す「郎等」がいたことがわかる。郎等は在家同様土居内に耕地を給されていた農民層だったにちがいなく、かような姿が当時の根本領主と呼ばれる在地領主の一般的な姿であった。このようにしばしば水難にあう地に耕地を持っていたのは、反面この地が水災で肥饒(ひじょう)の地となっていて、文字どおり河肥えの土地であったためだろうが、また一面、当時の武蔵国が水覆の地にまで開墾が及んでいたことをも示している。

武蔵荒野の開発

鎌倉幕府は、幕府の軍事的経済的基盤として、本拠相模と並んで武蔵を重視し、武蔵荒野の開発には多大の努力を払っていた。『吾妻鏡』には建久五年（一一九四）の太田庄堤の修固をはじめ、仁治二年（一二四一）の多摩川利水開発までの約五〇年間に、正治元年（一一九九）・承元元年（一二〇七）の二度、国内地頭に対し荒野開発令を発しており、またこのことが北条氏の主導で行なわれている点からみて、幕府内における北条氏の覇権確立と武蔵支配とが大きく絡み合っていたことは前に述べたとおりである。

まず正治元年の最初の開発令は、頼朝死後の御家人体制動揺の中で、武蔵のみならず東国全般の地頭に対し発せられたもので、水の便のある荒野の開発を命じ、荒不作地と称し乃貢(のうぐ)（年貢）を減少させるようではその領有を禁止するというきわめて厳しい態度を打出していた。しかし荒野の開墾には、水利灌漑施設の整備、労働力の確保、適地の選定等多くの問題を含んでいたため、実施はスムーズに行なわれなかったらしく、この九年後の承元元年には武蔵守北条時房に命じて、重ねて国内地頭に開発令を下し、大江広元を奉行人に任命するなど武蔵開発に対する幕府の並々

ならぬ決意を示している。

そしてこの間に、正治元年一一月には田文（田畑の面積・領有者名を記した土地台帳）の調整や検注を実施し、耕地増加に伴う所領紛争の防止や年貢収納の確保が期されたのである。建暦二年（一二一二）の武蔵国諸郷に対する郷司職補任は、この体制強化の一環とも考えられよう。

ついで寛喜二年（一二三〇）正月、執権で武蔵守でもある北条泰時は、公文所の名により太田庄開発を命じた。

太田庄は、埼玉郡太田郷を中心に荘園化した皇室御領で、『新編武蔵風土記稿』によると、近世に太田庄に属していた地域は南埼玉郡の北部、北埼玉郡の大部分と大里郡の一部にかけた一八二か村にのぼる広大な荘園であった。『吾妻鏡』の文治四年（一一八八）六月条には「八条院領武蔵国大田庄」とあり、平安末期以来鳥羽天皇第三皇女八条院の所領であったが、その後鎌倉幕府の領有下に属した。この地はもと利根川・荒川をはじめ大小の諸河川が乱流した沖積地で、水便のよい平坦な地域は早くから開発されていたが、概して治水の面で問題があった。このため幕府は発足まもない建久五年（一一九四）一一月、荘内の堤防修理を実施して翌年三月以前に修功するよう達している。こうして水利灌漑、堤防修築事業を背景として、寛喜二年幕府が本格的開発に乗り出し、尾藤左近入道景綱を奉行人に命じ、周辺地域の地頭等を動員して大規模な開発事業を展開したのである。

開発の手はさらに入間地域、武蔵野台地にも伸ばされた。貞永元年（一二三二）幕府は、武蔵樽沼堤が欠壊大破したので、周辺地頭等に修築を命ずるとともに、さらに太田庄開発に従った土木功者である尾藤左近入道を再度起用し、石原源八の両名を奉行に任じて現地へ下向させ、領内百姓を総動員し、かつ在家から米二俵宛を徴発して大々的な修築事業を実施した。樽沼の地がどこか明らかでないが、旧『埼玉県史』は入間川・越辺川の合流点に近い坂戸市横沼の地に充てている。

武蔵野台地の開発は仁治二年（一二四一）一〇月に定められ、その前提として将軍家は一一月四日に武蔵野開発の方違いのため、秋田城介義景の鶴見別荘へ大行列を従えて赴いた。そして同月一七日、箕匂太郎師政に対し、父政高が承久の乱の時、北条時房に従って勢多橋で挙げた軍忠の賞として多摩野荒野を給している。この行賞は前々から申請されていたが封地が無いため延引され、今回の水田開発の儀によって宛行われたものである。一二月二四日多摩川を掘り通し、その流れを堰上げて武蔵野に通水し、水田化する大事業の施行を終わっている。この時栢間左衛門尉・多賀谷兵衛尉を奉行に任じているが、栢間氏は南埼玉郡菖蒲町栢間（太田庄）、多賀谷氏は騎西町田ヶ谷の出身で、共に野与党の族、おそらく寛喜二年の太田庄開発に従事した者と思われ、その経験と技術によって武蔵野開発の奉行に挙げられたのであろう。

こうして耕地拡大・堤所修築事業とともに幕府は国検と田文調整を急ぎ、建久七年（一一九六）総検を実施、三年後の正治元年一一月、前述のように田文調整に着手した。しかし難事業だったらしくて遅々として進まず、承元四年（一二一〇）幕府は田文調整を沙汰督促し、さらに建暦元年（一二一一）武蔵外二国の田文作製を督促している。完成は文永九年（一二七二）一〇月のことであった。かくて武蔵野の開発は著しく進展し、平安時代に三万六六九〇町（『倭名類聚抄』）だった田地が、鎌倉時代には五万一五四〇町（『拾芥抄』）に拡大した。しかし、時代がくだるにつれて開発も飽和状態を示し、武蔵に本貫を有していた有力御家人も、北条得宗家の武蔵支配の徹底と相まって、承久の乱後所領を東北・西国に給された関係上、彼の地に赴くこととなった。

武蔵国衙と片山郷

律令体制下の地方行政機構である国・郡・郷里制は、一一世紀に入ると国衙支配や土地私有制の変質によって崩壊し、在地領主層の耕地開発の促進によって、郡・郷・名・保等の所領単位が並置され、それが新たな徴税単位として国衙に直結されることになる。これらの郡・郷・名・保等において荒廃田

を再開発し、空閑地・荒蕪地を新たに切り開いて名田化した在地領主層は、開発領主もしくは根本領主と称され、また耕営地が名田と呼ばれたのに対し名主とも呼ばれた。彼らは郡司や在庁官人の系譜を引く者が多く、自らは支配階級の末端として、一般農民に権力を振う立場にありながら、他方では権力に抗して実力で土地所有を実現するという矛盾した存在であった。したがって在地領主は、自己の所領を国衙の干渉から守るために、中央政府に対し政治的影響を行使し得る寺社・権門に所領を寄進して権門領荘園とし、自らは荘司・下司となって耕地の実際的耕営権を確保していた。延久整理令が出された一一世紀末以降は、国衙と荘園領主との間に激しい抗争が続けられ、国衙領に見られた徴税単位としての百姓名が荘園内にも及んできて、その面では荘園と公領は同質化したといえる。したがって一二世紀以降の荘園と公領のあり方は、異質な、又は対立するものでなく、共に国家的な性格が貫徹されるものとして、荘園公領体制と呼ばれた。

こうした土地制度の変貌は、在地における郡郷制の再編成を促し、律令的郷に代わる新たな中世的郷を多数成立させた。在地領主層は、荘園では下司職、律令制で定められた官職にあるものは郡司職・郷司職を帯して代々その職を相伝していた。

鎌倉幕府はこの在地領主層に対し、本知行地＝私領・本宅の安堵、又は地頭職の補任を通じて将軍を頂点とする主従関係を結び、御家人化していったことは、すでに述べたとおりである。

新座郡内の郷は、一〇世紀初め頃以前の『倭名類聚抄』段階では、志木・余戸の二郷があったが、その後、開発進行に伴う郷再編により、戦国期にかけて大和田郷・片山郷・野寺・野火止（新座市）、広沢郷・膝折宿・浜崎・代山・根岸（朝霞市）、木樽（練馬区大泉）、保谷（保谷市）、市域では新倉郷（『小田原衆所領役帳』）、白子郷（『梅花無盡蔵』ほか）等の郷名・地名が史料に見える。これらは開発や村落形成により、固有の地名として定着したもので、

それが荘園であったか、公領であったかは明らかでないが、荘公を問わず国衙の強い支配を受けた。

ところで武蔵の郷々に対する武蔵国衙関係の興味深い史料が金沢文庫古文書に見られる。これについては石井進氏の『金沢文庫古文書にあらわれた鎌倉幕府下の武蔵国衙』（金沢文庫研究11―4）という論稿に紹介されているので、以下それに従い関係史料を紹介し、鎌倉時代における市域周辺の国衙支配と公領（国衙領）の様子をうかがってみよう。

「楊柏村図書允
政所下　藤松　藤松升米斤
可令早徴納郷々五升米事　新得茂惟勝
久良郡　黒金新得茂　惟
綱嶋　勝田　知足　八佐古某
高万郡分　柏村　天流原
入西是永　□□□　片楊新得茂」

右件郷郷停止□
故大将殿御時□
沙汰無懈怠可□
下知如件□

承元三年十□
（断簡）

（古文書五一九八号）

この文書を蔵する金沢文庫は、鎌倉中期に北条氏一門の金沢実時が、晩年、三浦庄金沢郷に称名寺とともに創設した文庫で、下野国の足利学校と併称される中世東国の文化・学芸の華であり、内外の典籍や得宗専制期の政情研究に不可欠な古文書を蔵する宝庫である。ここに武蔵国関係の文書も多数蔵せられているのである。

右の「将軍家政所下文案」と推定される断簡は、文中に「徴納郷々五升米事」とあることから、政所が公領の郷々から反別に五升米を徴収しようとすることに関係した文書と理解される。これには国名の記載は見られないが、「久良郡」「高万（麗）郡」「入西」が武蔵の郡名であること、「綱島」「勝田」「黒金」「八佐古」も橘樹・都筑郡下の地名に、「柏村」「片楊」は入間郡下の地名に当て得る（片楊は足立郡の可能性もある）。また「政所」は「故大将殿」（頼朝をさす）の記述から鎌倉幕府の政所下文とされるので、この文書は、幕府政所が武蔵の郷々に対し発した、五升米納入に関する下文であった。したがって承元三年（一二〇九）幕府は武蔵の国衙領の郷々から、何らかの目的で反別五升米の徴収を行なっていたことがわかる。

ところで、国衙領の五升米納入について、市域周辺の片山郷に関わる次の史料が、同様に紹介されている。

A、

同三年三月□被用是

弘安二年国庫五升米納員数事

以上　六十七石八斗五升九合五夕五才定一石ヲ一石五斗延

延下符斗定　百一石七斗八升九合二夕五才

所下

九十五石一斗二升七合三夕九才

未下六石六斗六升一合八夕六才

十石宣斗定可入散用候三月廿三日

切符分三十三石一斗二合八夕六才

延下符斗定五十九石五斗八升五合一夕（一カ）一石ヲ□石八斗延□（定カ）

□（散カ）用分五十□□（石カ）六斗五升四合二夕□才

余分九石九斗二升九合□夕四才

納分□（散カ）用六石六斗六升一合八夕六才

定余分三石二斗六升八合

「□（異筆）反□判御广妙ノ中ニテホ方、有祝通ト別入通ト円入通トヲ事毎ニ下□ノ判取ニ〻雖不云、方ホト今尺〻以□反云也」

散用□米

谷保　三石五斗九合　以上八石九斗八升四合

片山　五石四斗七升五合

……（紙継目）……

B、

○五石　宮内丞

○五石　鹿嶋田七郎太郎

○一石▨六斗五升　王五郎□□□

○三石　同後聽料

○一石九斗五升　　宮内丞書生得分
　　七斗五升
　以上五十九石七斗　以上六十二石四斗五升▨進
上▨石八斗九升
但未進都合百六十五石六斗二升五夕一才
四石七斗七升七合□　□七石二斗七升
三斗　　五月五日冠師
六斗　　新鞍乃料
以上六十▨九石五斗五升　六十八石六斗五升
五
以上百六十六石二□五夕一才
▨▨八斗九升七合四夕一才
以上百六十七石二斗
　三石三斗七升五夕一才
郷未進五石八斗一合六夕八才

（古文書五二一八号）

この文書は標題に見られるように、右掲の承元三年から七〇年後の弘安二年（一二七九）に、国庫に収納された五升米の員数と、その下行・散用の額を記したものである。これが武蔵国のものとされるのは、文中Aの「谷保」（国立市谷保）、「片山」（新座市片山）、Bに見られる「新鞍乃料」の新鞍を地名とみれば新倉郡に、「鹿嶋田」は橘樹郡鹿嶋田郷に関係し、共に武蔵国内の地名とみられる。

ただし、この文書はAの最後の「片山」と、次行のB「〇五石　宮内丞」で張り継がれており、裏面には天台関係の仏典籍が書かれた紙背文書である。そして、紙継目を境に前後で記述に落差があり、欠落が予想される。さらにAとBでは用紙の大きさが異なり、筆蹟も同一とはみられないというから、別の文書である可能性が高い。

ところでAの文書は、標題に「国庫五升米納員数事」とあり、また先の地名考察から武蔵国衙の国庫に関するものであることは明らかである。そしてBも国衙役人である「書生」、眼代や在庁等の居所である「後庁」、及び公領における収取関係用語の「郷未進」等の見られることから、国衙関係文書と知れる。

Aの「片山」は、翌弘安三年一〇月一八日付の「将軍家政所下文」（片山家文書）に「武蔵国片山郷内別所」と見える片山郷で、同郷は国庫五升米の賦課対象地であり、かつ国名の下に某荘の記載がないことから、荘園ではなく国衙領とみて誤りなかろう。片山郷が国庫五升米を五石四斗七升五合納入したとあるが、賦課基準を段別五升と仮定するならば、片山郷の賦課対象公田は一〇町九段五畝と算出される。これが大田文作成の根拠田数となる。しかし、この公田数は現実の田数ではなく、このほかに免田もあれば、畠・園宅地・荒廃田・山川薮沢等もあり、その実態は不明である。

また、Aに「宣斗定」とあるのは、延久四年（一〇七二）に、後三条天皇の定めた宣旨枡（現行の〇・六二七升）のことで、この頃武蔵国衙は宣旨升を使用していたことを示している。「下符斗定」は下行枡の使用を意味するもので、下行枡とは支払いの時に用いられる枡で、宣旨枡より小さいのが通例である。したがって入は大きく、出は小さくが、当時の一般的な徴税運用であった。なお、片山郷は、前述の鎌倉御家人片山氏の本貫の地でもある。

第三節　得宗体制下の武蔵

得宗体制の確立と武蔵

承久の乱後、幕府は執権泰時のもとに武家政権を確立させ、その基盤となった武蔵は承久元年（一二一九）以来泰時が武蔵守となってその経営に当たっていた。乱後、幕府は戦勝祈願の報賽として綾瀬川沿岸の矢古宇郷を鶴岡八幡宮に寄進し、鶴岡社領が設置されたのである。

貞応三年（一二二四）執権義時の死去により執権職を継いだ嫡子泰時は、第二の牧氏事件ともいわれる義時の後室伊賀氏の陰謀を未然に防ぎ、この苦い体験から北条氏の家督（得宗）の地位と一門とを明確に区別するため、得宗の家政執行機関として公文所を創設し、尾藤景綱を家令に任じて家務を執行させた。この結果、武蔵の経営は公文所を通して行われ、同時に得宗専制もここから始まったのである。翌嘉禄二年、尼将軍政子が死に、続いて幕府創業の功臣大江広元が死去すると、泰時は縦横に活躍する機会を得て、ここに、幕府本来の性質を明確にするため、当時の武士の一般理念とされた〝道理〟の定立と実践をめざした。

まず道理の実践として合議制の確立を図り、この年一二月に一一人の評定衆を任命して訴訟に出仕させ、執権・連署とともに評議に当たらせた。この時武蔵出身の中条家長や三浦義村が挙用されているが、これは御家人長老である彼等の口から武士の日常的声を聞こうとする配慮に外ならなかった。ついで建長元年（一二四九）には引付衆が新設され、引付頭人は評定衆が兼ねることとなった。一方道理の定立は「御成敗式目」（貞永式目）の制定に見られ、その背景には承久の乱後激増した所領相論に対し、公平な裁断を求めた御家人達の要求が基礎となっていた。そのため裁判上の基準となる重要法規の成文化が必要となり、貞永元年（一二三二）八月五一か条の式目が制定された。

泰時の武蔵支配で注目すべきは、嘉禄二年（一二二六）の武蔵国留守所総検校職の設置で、幕政確立に狂奔してい

た泰時が、自己の国務執行補助機関としてそれを設置したのであった。浦和市三室の氷川女体神社に泰時奉献と伝える兵庫鎖太刀が伝来しており、柄や鞘には北条家の家紋である三鱗紋が刻まれているが、これは泰時の国務執行の様子を具体的に示すものであろう。暦仁元年（一二三八）四月、泰時が武蔵守を辞して以降、武蔵守は必ずしも得宗家に限らず、また名目形骸化して国務執行の実権は得宗家に掌握されていった。

北条氏執権系図

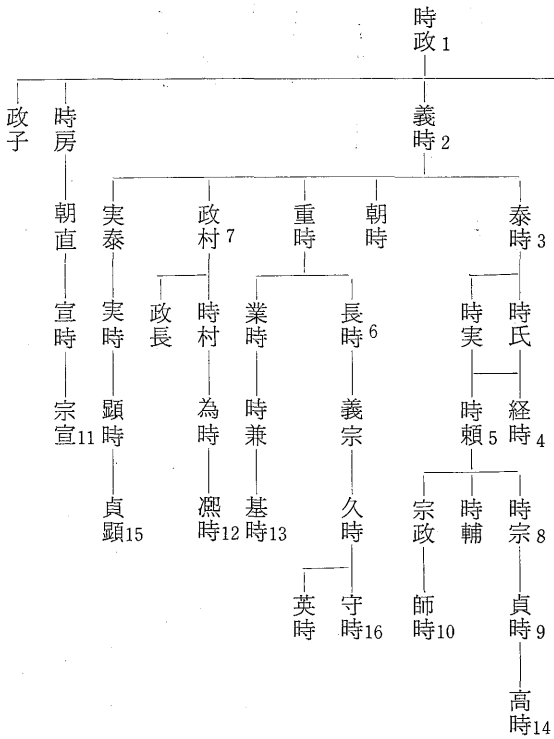

泰時の死後、執権は孫の経時を経てその弟の時頼の手に移ったが、その直後の寛元四年五月、前将軍頼経を擁して執権の地位をうかがった名越光時一派の策動が表面化した。よって時頼は機先を制して名越一族を追放した。そしてその翌年の宝治元年（一二四七）には、頼朝挙兵以来の豪族三浦氏を挑発して滅した（宝治の乱）。この時得宗家に従っていた武蔵の中小御家人や、相模・駿河・伊豆以下の近国の御家人が多数参陣して、北条氏と肩を並べていた名族三浦氏を攻撃している。時頼はこの二つの条件の克服を通じて、得宗家の専制体制を

開いたのである。

時頼の没後、執権と武蔵の国務執行は子の時宗が継承し、文永・弘安の二大役を契機として、得宗の専制は一層強化された。ついでその子貞時が執権になると、文永・弘安両役による社会的動揺を背景として得宗家に仕える御内人の代表平頼綱と、御家人の代表安達泰盛が衝突し、泰盛側の敗北に終わった。この時武蔵・上野等の御家人は泰盛側に味方し、五〇〇余人が討たれたと伝え、武蔵の御家人体制は大きな打撃を蒙った。この結果幕府権力は貞時に集中し、連署・評定衆も単なる名目職と化し、御家人層は疎外されて、幕政の実権は得宗被官（御内衆）の手に移った。そして文永・弘安両役後の経済的困窮は御家人層の分解を促し、加えて執権政治の行詰りが御家人層の討幕気運の醸成に拍車をかけていったのである。

番場宿の悲劇

霜月の乱（弘安八年）後、武蔵国においても多数の御家人が没落し、市域周辺では、隣接の足立郡を本貫の地としていた、幕府創業以来の有力御家人足立氏等が勢力を失っていった。足立氏はこの後、得宗被官として命脈を保ち、その跡職の足立郡は得宗領に転換していった。こうして関東には得宗勢力の貫徹がみられるが、これとともに得宗被官である御内人の抬頭・専横が募り、外様勢力である御家人層は幕府権力から一層疎外され、幕府に対する不満は増大していった。それと、京方では皇位継承をめぐる持明院統・大覚寺統の対立が激しくなり、それに対する幕府の干渉が公家の反撥を招き、公武対立は激化していった。

この機に乗じ、後醍醐天皇は討幕計画を進め、正中の変（正中元年―一三二四）、元弘の変（元弘元年―一三三一）と、再度にわたる政治的変革を企てたが失敗した。しかし後醍醐天皇の皇子護良親王や河内の土豪楠木正成等が寺院僧兵や新興武士層を組織してゲリラ戦を展開し、さらに諸国の幕府体制から疎外された非御家人層を中心とする反幕の諸軍も起こってきた。元弘三年（一三三三）正月、幕府は護良親王・楠木正成討伐のため、名越高家・足利高氏を

将として追討軍を上洛させた。この時、西上の大和道に向った新田軍には豊島一族等が従い、紀伊手の大番衆には江戸一族等が従っていた（「楠木合戦注文」）。しかし、新田義貞は護良親王より倒幕の令旨をうけたため、楠木攻めの途中で病気を理由に上州へ帰国した。麾下の豊島氏等もそれに従ったらしいことは、その後の義貞の鎌倉攻めに豊島氏が従軍していたことから推測できる。一方、正成攻略を目的とした七千の軍兵の中には、隅田次郎左衛門、高橋又四郎等が従っていたと『太平記』に見えるが、この軍は正成の計略によって天王寺で大敗した。こうして宮方の優勢と幕府方の劣勢が伝えられるなかで、幕府倒壊に決定的要因をなした足利高氏の離反が起こった。

足利高氏は、源義重（新田氏）の次弟義康の子孫であり、源氏の嫡流として諸国武士からの声望が高く、武家政権の立直しを大きく期待されていた。高氏自身も、北条高時やその一門に見切りをつけていたので、一族の上杉重能や細川和氏等とその時期をうかがっていたという。三月末、幕府から京都の六波羅援助を命ぜられて鎌倉を発した高氏は、近江鏡宿で後醍醐天皇の綸旨をうけ、それを深く秘して後醍醐天皇のこもる伯耆の船上山（鳥取県赤碕町）攻略の構えを見せながら丹波に進んだ。四月二七日、山陽道に向って京都を進発した大手軍の名和高家は洛外で戦死し敗走した。搦手軍として山陰道を進んだ高氏は、同月二九日、丹波国篠村庄（京都府亀岡市篠村）の篠村八幡宮社頭において源氏再興の願文を掲げ、倒幕の兵を挙げた。同時に全国の有力武士に高氏軍への参加を呼びかけた。現存の催促状によると二七日には近国の中小武士に、二九日には九州の有力武士に発給されている。その具体的な例として、新座郡片山郷出身の鎌倉武士、片山氏の場合についてみてみよう。

A、伯耆国より　勅命を蒙る所なり。早く一族を相催し参らるべく候。恐々謹言。
元弘三
四月廿七日　　高氏（足利）
片山三郎太郎殿（忠親）

（「丹波片山文書」足利高氏軍勢催促状案）

B、□(丹)波国和智庄一分地頭片山虎熊丸申す。篠村御座の由、承り候うの間、今月二日に馳せ参り候い了んぬ。合戦に於ては忠勤を致すべく候。この旨を以って御披露あるべく候、恐惶謹言。

元弘三年五月二日　　虎熊丸状

御奉行所

「承り了んぬ（花押）(足利高氏)」

（「丹波片山文書」片山虎熊丸着到状）

史料Aは、高氏が幕府に離反して丹波篠村に入った日に、丹波国をはじめ近隣諸国に発した軍務催促の一つである。高氏は「伯耆国より勅命を蒙むる所」と、後醍醐天皇の勅命による倒幕軍の催促であることを明示し、早々片山一族の参陣を求めたのである。片山三郎太郎とは、片山一族当主の忠親で、丹波国和智庄地頭となった片山広忠の子孫、親基の孫、盛親の子であった。和智庄地頭片山忠親は、高氏の動員令をうけて四日後の五月二日に、篠村の高氏のもとに着到し、高氏の「承（うけたまわり）了（おわんぬ）」の証到をうけたのがBの史料である。但し虎熊丸は惣領忠親の弟、孫次郎定親のことである。

こうして丹波で兵力を結集した高氏は、五月七日京都に突入し、千種忠顕（ちぐさただあき）や赤松則村（のりむら）の軍とともに、鎌倉幕府の公家勢力征圧機関であった六波羅探題（ろくはらたんだい）を攻撃し、翌八日にそれを倒壊させた。南・北六波羅探題の北条時益・仲時は、持明院統の後伏見（ごふしみ）・花園（はなぞの）両院、並びに光厳（こうごん）天皇を奉じて洛外に逃れ、関東の援兵や千早城攻撃の幕府軍を合せ再起しようとしたが、南探題の北条時益が四条河原で討死し、また脱走兵もあいつぎその勢力を弱めた。仲時は残兵を集め

て辛うじて近江国番場宿（滋賀県米原町番場）に落ちのびたが、翌九日、山賊・野伏等在地土豪の進撃をうけて進路を阻まれ、また彼方の美濃以東でも足利方の土岐・吉良氏の反撃が予想されたため、仲時一行は番場宿米山の麓の一向堂の前で主従四三〇余人が自刃した。その人々の交名が今も次に掲げる「番場蓮華寺過去帳」に留められている。その中から市域周辺の武士名を抄録すると次のとおりである。

敬白

陸波羅南北(六)過去帳の事

元弘三癸酉五月七日、京都合戦に破るるに依って、当君（光厳帝）・両院（後伏見・花園院）関東御下向の間、同九日、近江国馬場宿米山の麓一向堂前に於て合戦す。討死交名、荒々注文の事。

越後守仲時(北条)二十八歳、

桜田治部大輔入道浄心四十七歳、

（中略）

高橋参河守時英　四十一歳
同　孫四郎業時　三十四歳
同　又四郎範時　十九々
同　五郎盛時　二十一歳
同　孫四郎左衛門元時　十七歳
隅田左衛門尉時親　三十九歳
同　孫五郎清親　二十八歳
隅田藤内左衛門尉八村四十二歳
同　与一真親　十九々
同　四郎光親　二十六歳
同　五郎重親　二十々
同　親左衛門尉信近　二十々
同　孫七　国村　廿二歳
同　又五郎　能近　十六々
同　藤三　国親　十七々
同　三郎　祐近　廿五歳

（中略）

大井次郎儔光

（中略）

豊嶋平五重経

同　七郎家信

平石与三郎為住

同　五郎貞秋

（中略）

足立源五長穐

同　参河又六則利三十八々

同　弥六則幌二十九々

（中略）

一方関東においては、上野の豪族新田義貞が、護良親王令旨及び後醍醐天皇綸旨をうけて、五月八日上野新田郡生品明神の宝前に叛旗を掲げ、利根川を渡河して、一一日には本庄―菅谷―将軍沢―苦林―女影原―広瀬と鎌倉街道上の道を進撃し、路次武蔵武士を糾合して小手指河原に到着ここで幕府軍と合戦した。翌一二日以降義貞は小手指原、分倍河原合戦に、江戸・豊島・葛西・河越氏等秩父一族や、武蔵七党の活躍によって幕府軍に勝利し、鎌倉に向けて

片山十郎次郎入道祐清

子息弥次郎祥明四十一々

（中略）

川越参河入道乗誓（貞重）六十二歳

同　芳覚木戸三郎家保

（中略）

そうじて当寺に於て討死・自害の人数肆佰三拾□(四)人。しかれども分明の交名に知られざる輩はこれを注さずと云々。

（後略）

（近江国番場宿蓮華寺過去帳）

進撃し、一八日には同地に突入した。激闘五日後、北条高時一門は敗北し、ここに開創以来一五〇年の伝統をもつ鎌倉幕府は滅亡した。

第四節　鎌倉文化の影響

1　板碑の造立

板碑の造立の思想　鎌倉文化の影響を物語る遺物資料のひとつに、県下に多く造立・遺存されている武蔵板碑がある。埼玉県は武蔵板碑の発生地であり、しかも原石の産出地で、その発掘、加工、彫刻、運搬にたずさわる高度な技術者も居住していた。その技術や道具も、鎌倉文化と深い関連があるにちがいない。

さて、荒川の流域地帯に武蔵板碑造立の風習がおこってくるのは、鎌倉中期の嘉禄・安貞（一二二五―一二二八）の頃である。その発生には、仏教の来世信仰が強く影響している。

板碑を立てるのは、亡くなった祖先の追善供養のいとなみである。もちろん板碑は死者の追善のためにのみ建てられたものでなく、生存者の逆修作善、講による結衆の二世安楽の祈求、あるいは若干例だが墓塔として造立されている。このように板碑造立の目的はいろいろあるが、要するに仏教の来世信仰と追善供養の思想の所産であり、ひいては鎌倉文化の影響といえよう。

近隣地区の鎌倉板碑　次に和光市及び和光市周辺六区市における鎌倉時代造立の板碑をとおして、鎌倉文化の影響をながめてみよう。

まず和光市及びその近隣の川口、戸田、新座三市と隣接の板橋、練馬の二区、合計六区市の鎌倉時代造立の板碑を

一覧表にした。

鎌倉時代の板碑

	西暦	練馬区	板橋区	川口市	戸田市	新座市	和光市	合計
1	一二四六～一二五五	0	3	1	1	0	1	6
2	一二五六～一二六五	1	0	0	0	0	0	1
3	一二六六～一二七五	0	0	2	1	0	0	3
4	一二七六～一二八五	1	2	4	1	1	1	10
5	一二八六～一二九五	1	2	9	2	1	0	15
6	一二九六～一三〇五	1	3	8	3	1	3	19
7	一三〇六～一三一五	5	6	9	3	0	3	26
8	一三一六～一三二五	2	4	21	6	2	1	36
9	一三二六～一三三五	2	4	24	3	3	2	38
10	一三三六～一三四五	3	9	26	4	4	1	47
	合計	16	33	104	24	12	12	201

右の表は、寛元四年（一二四六）から貞和元年（一三四五）に至る一〇〇年間の板碑基数表である。

右の地域には寛元三年（一二四五）をさかのぼる初発期板碑は見当らない。最も早いものが川口市の寛元四年（一二四六）である。しかし、永仁三年（一二九五）の前半期までには各地区とも二基以上の板碑が造立されている。し

たがって、六地区とも、ほぼ同じような傾向を示しているといえよう。とくに和光市は新座市と基数も同じで、きわめてよく似た地域である。前半と後半を五〇年ずつに分けて比較してみても、あまり大きな差異はない。大体各地区とも、弘安年代（一二七八―一二八八）から造立基数が漸増しはじめる。

次に、題目板碑の造立状況をみると、貞和元年（一三四五）までに、練馬一、板橋一、川口二、戸田一、和光三基が造立されている。新座市には貞和元年以降も題目板碑は造立されていない。しかし時宗の名号（みょうごう）板碑が三基立てられている。したがって鎌倉時代、和光市域には日蓮宗の教線が伸長し、一方、新座市域には時宗の教線が進出してきたことがわかる。まさに対照的といえよう。

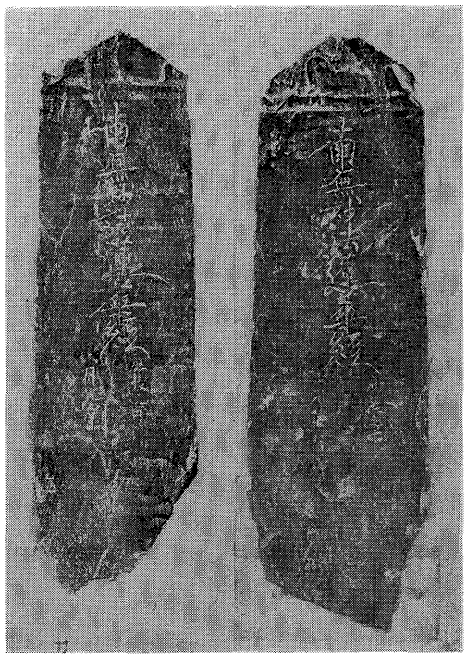

写真 3-2　応長元年の板碑（妙典寺）

鎌倉文化の影響を板碑によってみれば、市域には、建長頃から板碑造立の風習が普及し、乾元、嘉元の頃から次第にさかんになる。とくに応長元年（一三一一）の二基の題目板碑は、埼玉県下でも、比較的初期の造立である。これは市域に日蓮宗の教線が早期に進出してきたことを物語っている。ただし、川口市には徳治三年（一三〇八）、板橋区には正和四年（一三一五）の題目板碑が造立されている。したがって、これら地域の題目板碑とあわせ考察することが肝要であろう（3項の「日蓮宗の進出と妙典寺」参照）。

市域の鎌倉時代造立の板碑の出土地をながめてみると、次の三地点が注目される。乾元二年（一三〇三）や嘉元四年（一三〇六）などの板碑の出土地は、午王山とその付近である。現在この付近には、臨済宗金泉寺と吹上観音の東明寺がある。

白子の不動院には延慶（一三〇八―一三一〇）、地福寺には正中（一三二四―一三二五）の板碑及び年不明ながら建長頃と推定される大日（ア字）板碑がある。また、下新倉の妙典寺には、二基の応長元年（一三一一）と一基の嘉暦四年（一三二九）の題目板碑がある。

これら板碑の出土地を区分すれば、①金泉寺と東明寺付近　②不動院と地福寺付近　③妙典寺付近となる。鎌倉時代にはかなり開け、寺院も存在していたものと推定される。ただし、①の金泉寺と東明寺の両寺の開創は、南北朝時代と伝承され、それ以前のことは明らかでない。

2　天台宗の進出―地福寺と不動院―

天台宗の進出

埼玉県下には、天長年間円仁開創と伝える寺院が多い。天長元年（八二四）岩槻の慈恩寺、天長六年（八二九）浦和の吉祥寺、天長七年（八三〇）川越の喜多院、天長年間（八二四―八三三）桶川市川田谷の泉福寺などがその一例である。なお、和光市の滝不動つまり神滝山不動院も、天長七年（八三〇）慈覚大師円仁の開創といわれる。円仁がここの自然湧水をみて、清涼の霊気を感じ堂宇を建てたと伝えている。

さて、中古天台の盛況に力があったのは、川田谷泉福寺の心尊と弟子の尊海である。心尊が泉福寺に恵心流の談議所を開設したのは寛元年間（一二四三―一三四六）のことである。その心尊の上足の弟子は、海日、朗日、広海、及び尊海である。尊海は上洛して心賀の教えをうけ、慈光寺の学頭もつとめ、また盛海、豪海、全海、寛海の弟子を育

てた。尊海没後は、宥海、豪尊、実海、亮尊たちが関東天台の興隆につとめた。こうして正安二年（一三〇〇）には、中院（仏地院）が関東天台の本山たるべしという綸旨を下賜され、関東天台五八〇余か寺の本山として、教学の中心寺院となった。和光市白子の地福寺は喜多院の末寺である。

鎌倉時代関東天台五八〇余か寺の中に、白子の地福寺と不動院が含まれていたという確証は見当らない。しかし、鎌倉時代末には、市域にも次に述べる点に天台宗の教線が進出していたことはまちがいあるまい。

天台宗地福寺と不動院

地福寺は縁起によれば、平安時代の永延年間（九八七―九八九）の開創といわれる。『新編武蔵風土記稿』には「地福寺　境内除地七段九畝余、村ノ東北ノ端ニアリ、瑞応山地蔵院ト号ス、天台宗、入間郡小仙波村喜多院ノ末寺ナリ、開山開基詳ナラズ、総テ旧記等回禄ノ災ニ罹リケレバ、伝フル事跡ナシト云」とある。さらに庄忠右衛門家の永禄の文書に当寺の名が見えるとして「古キ寺ナルベシ」と述べている。

たしかに地福寺は古い寺院と思われる。永延はともかく、鎌倉時代には開創されていたにちがいない。その証拠の第一はア字（大日）一尊を刻む大板碑と、ウーン字（阿閦）の種子を刻む二基の板碑の存在である。年号は欠失しているが、共に鎌倉期のものである。とくに幅約六〇センチメートルの大日板碑は建長年間のものとみて大過あるまい。なお、正中の断碑もある。このような古い優れた板碑の存在は、地福寺の草創の古さと有力な人物の存在とを偲ばせてくれる鉄証といえよう。

第二に、「枕返しの地蔵」の製作年代である。木造の地蔵坐像は室町末か江戸期のものであるが、胎内仏の銅造地蔵立像は鋳銅一鋳で中型を用いずムクで、鎌倉末期の製作と思われる。『和光の仏像』でも「恐らく鎌倉時代後期の造立と推定される」と述べている。寺の縁起では、永延年中尊恵が、一度死んで蘇った時に握っていた地蔵像とされている。ともあれ、寺の開創とこの銅造地蔵像は関係あるにちがいない。

なお『新編武蔵風土記稿』には「喜多院の末寺」とあり、縁起の尊恵は都幾山慈光寺にむかっていた。共に天台の名刹である。少なくとも地福寺は、中古、関東天台五八〇余か寺の中の一か寺であったとみられる（前述）。そして尊海時代には、恵心流が談議されていたのかも知れない。このようにみれば、和光市域には古くから天台宗が進出し、鎌倉文化は、この地域に、いち早く開花したと考えられる。

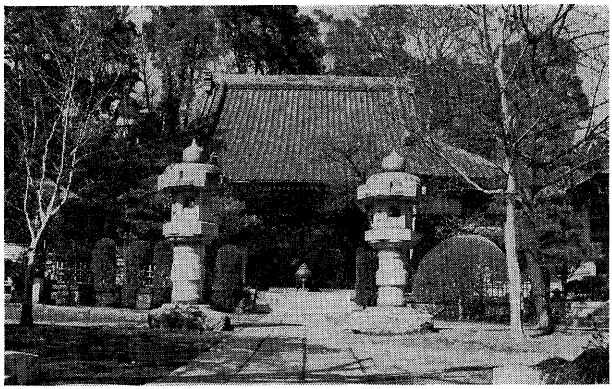

写真 3-3　瑞応山地蔵院地福寺

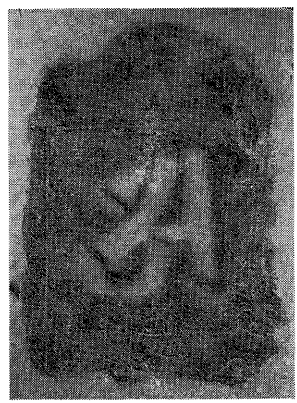

写真 3-4　大日板碑



写真 3-5　阿閦板碑

不動院も、中世の開創と伝えられる。現在の神滝山不動院は『新編武蔵風土記稿』では不動堂となっている。前述の如く円仁は天長年間多くの寺を開創したと伝え、白子の不動院も円仁が天長七年（八三〇）開い

た寺とされている。

3　日蓮宗の進出と妙典寺

日蓮宗の進出　日蓮上人の示寂は弘安五年（一二八二）一〇月一三日のことである。日蓮はこの年病気治療のため身延を下り常陸へ湯治に向かうが、途中武蔵国千束郷池上村の池上宗仲の邸で入寂する。入滅に先だち本弟子六人（六老僧）を定め、後事を託して、六一年の波乱の生涯を閉じた。

この池上宗仲の邸が後に本門寺に発展するが、この祖師堂には、日蓮の木像が安置されている。以下、遺物によって日蓮没後の日蓮宗教線の展開をながめてみよう。まず日蓮示寂後の一〇月二九日には、日法が真影を刻み、四十九日には影堂に遷したと、『註画讃』にある。ただしこの像は現存しない。

日蓮宗関係遺物年表

弘安五年（一二八二）　日法、日蓮像を刻む（今はなし）

正応元年（一二八八）　日浄・日特が日蓮像をつくる（本門寺祖師堂）。銘文「敬白、大願主二人、侍従公日浄、蓮華阿闍梨日特、正応元年六月八日」。なお、木像内の骨臓器の銘文「弘安五年壬午十月十三日巳刻御遷化、大別当大国阿闍梨日朗、大施主散位大仲臣宗仲、大施主清原氏女」

正応三年（一二九〇）　東京都大田区池上本門寺、題目板碑。銘文「正応三年三月廿八日、右志者為慈父聖霊成仏得道、乃至法界平等利益也、孝子等敬白、今此三界皆是我有、其中衆生悉此吾子」（最古題目板碑、池上宗仲による造立か）

正応四年（一二九一）　埼玉県川口市上青木宗信寺蔵、青銅製孔雀文磬。中央打座の左右に一対の孔雀。銘文

「富士山、光妙寺、日興、上青木、正応四卯三月」（『川口市史』金石資料編）

正応五年（一二九二）　埼玉県騎西町根古屋一五一萩原茂雄家蔵、題目板碑。銘文「妙法蓮華経、南無無辺行井、南無上行井、南無浄行井、南無安立行井、正応五年六月九日」

同　埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩蓮福寺、題目板碑。銘文「南無妙法蓮華経、正応五年二月」

徳治三年（一三〇八）　川口市舟渡善光寺、題目板碑

応長元年（一三一一）　和光市妙典寺、題目板碑二基

正和四年（一三一五）　板橋区小豆沢竜福寺、題目板碑

嘉暦四年（一三二九）　和光市妙典寺、題目板碑。銘文「南無妙法蓮華経、南無多宝如来、南無釈迦牟尼仏、嘉暦四年八月十七日」

以上、日蓮没後に造顕造立された一〇例の遺物をかかげたが、これを中心に、日蓮宗教線の進出を考えてみよう。右の年表にみられるとおり、祖師日蓮没後の弟子たちの活動は、これら遺物をみるだけでも、まことに精力的で充実していたことがわかる。彼等は祖師の意を広宣流布しようと、懸命の布教にのり出した。

すなわち埼玉県下の遺物でみると、まず日蓮没して一〇年後の正応五年（一二九二）には騎西町と松伏町に、題目板碑が立てられる。この地方に日蓮宗の布教の歩みを進めたのは、後述のように日蓮直弟子の僧侶たちとみられるが、いずれにしろ、いち早くここに題目板碑が造立されている。

ともかく和光市近辺への精力的な布教は旧入間川の岸に打ちよせるあげ潮の如く、川口市に徳治三年（一三〇八）、

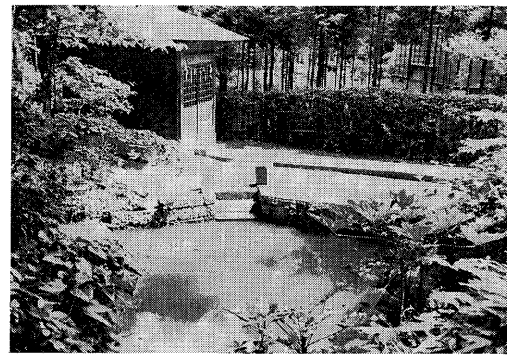

写真 3-6　子安の池（妙典寺）

ついで和光市に応長元年（一三一一）、板橋区に正和四年（一三一五）と題目板碑を造立していった。これが日蓮没後、わずか二、三〇年間のことである。当時の布教者たちの熱意は正に驚嘆すべきものがあった。

妙典寺

こうして鎌倉文化は、わが市域にも、日蓮宗という新宗教の教えとしておしよせてきた。下新倉の妙典寺は、当時開創された有力な日蓮宗寺院である。なお新曽の名刹妙顕寺も当時、新倉に創建された寺で、至徳元年に戸田へ移ったという。両寺には、この地の領主墨田五郎時光の開創にまつわる伝説が語りつがれている（『江戸名所図会』『新編武蔵風土記稿』など）。それは日蓮の偉大な霊験を物語る話である。すなわち数々の法難を克服し、死地から脱出した超人的な霊力を持った宗教的英雄のもつ法力を、新倉の土地や樹木に結びつけて語っている。時光の妻の難産は日蓮の法力によって、無事に救われるのである。この偉大な上人の霊験をたたえた話が要点となっている。これが、妙典寺の「子安縁起」である。

その舞台が妙典寺であり、妙顕寺であった。こうした伝説が後世語り継がれたのは、この地に熱心な日蓮宗の信徒団があったことを示している。子安の霊験は、上人をたたえることにより、いよいよあらたかで霊妙な力を授けられると信じられたのである。

そもそも、鎌倉仏教は、開祖、祖師の信仰に主眼があった。日蓮宗も祖師日蓮に対する信仰が、大きな支柱であった。日蓮がみずから唱え、また執筆した「南無妙法蓮華経」の七字や、十界曼荼羅には、病難克服、安産子安、浄土再



写真 3-7　木造日蓮上人坐像（妙典寺）

生などの霊力がこもっているものと弟子や信徒たちは固く信じていた。

そこで人々は板碑に「南無妙法蓮華経」の七字を刻み、祖師に帰依し父母の冥福を祈り、霊山浄土への再生を祈ったり、また自分自身の死後の幸福を祈念した。それは「法華経」をたたえるとともに、祖師日蓮に帰依することでもあった。

現在、妙典寺には、応長元年（一三一一）の板碑が二基、遺存している。また、嘉暦（かりゃく）四年（一三二九）の板碑には題目と釈迦・多宝の二尊が刻まれている。いずれも鎌倉時代の造立である。なお南北朝時代のものは六基残っている。鎌倉の新しい文化の波はこのような新しい教えとして、市域におよんできた。日蓮宗の教線は、こうして旧入間川（荒川）沿いに進出し、各地にその信徒をふやしていったのである。

妙典寺（妙顕寺）の縁起　日蓮没後わずか二、三〇年の間に日蓮宗の教線が、現在の川口市や和光市付近に進出するには、弟子たちの尽力とともに有力な庇護（ひご）者の援助がなければならない。では一体鎌倉末期、この地域の領主的な存在で教線の拡大に力をかしたのは誰かといえばそれは須田氏であったと考えられる。

須田氏は墨田・角田・隅田とも書き、鎌倉期から室町時代までこの地域に勢力を張った有力な一門であった。つまり須田氏は、河越氏・江戸氏と肩をならべる勢力を持っていた。文献にあらわれる須田（角田・墨田・隅田）氏を列挙すると、次のとおりである。

①承久三年（一二二一）　六月一八日　角田太郎　（吾妻鏡）
②建長二年（一二五〇）　三月　一日　角田入道　（　〃　）
③延文元年（一三五六）　一二月　八日　ツノタトノ（潮崎家文書）
④応安四年（一三七一）　閏三月　九日　角田等事　（　〃　）
⑤応永七年（一四〇〇）　五月　末日　角田ノ一門（　〃　）
⑥文正元年（一四六六）　足立之郡す田の一門一円（米良家文書）
⑦文明四年（一四七二）　足立郡之旦那と須田之一族（　〃　）

以上年代順に、須田氏のみえる文献文書をかかげたが、③④⑤⑦が旦那売券、⑥が借銭状である。このうち③と④と⑤には、「武蔵国、河越・江戸・角田」と、三氏をならべている。とくに⑤には「河越の一門一円ニ、江土の一門一円ニ、角田の一門一円ニ、此三流の檀那ハ」とある。これらの文書によれば須田氏の先祖は鎌倉幕府の御家人に列しており、その勢力は、河越氏・江戸氏に匹敵する有力武士団であったことがわかる。

この須田氏は葛西の隅田に住し、墨田川、旧入間川に沿った地域や足立郡地方に勢威を張っていた。一方千葉県茂原地方にも所領を有し、日蓮宗には早くから接触があり、安房の男金（おがね）出身で茂原地域に住していた日向とも親交があったと推測される。そこで須田氏は日蓮没後、祖師の意の広宣流布に懸命の力をつくす弟子たちを庇護し、物心両面に援助を与えた。須田氏の強力な外護なしに、短期間で、この付近に日蓮教線は伸長できなかったにちがいない。

和光市新倉の地に布教進出した際にも、須田氏は多大の援助を与えたであろうし、実際に六老僧のひとり日向（にこう）が新倉の地で布教したことも、十分考えられる。ともあれ、この日向上人の名と共に、日蓮宗布教の庇護者であった「須田氏」の名は、のちのちまで信徒の間に語り伝えられ、やがてその伝承は「墨田五郎時光」という人物に

托されて「子安縁起」として成立する。その正確な時期は明確ではないが『元祖化導記』（日朝）・『註画讃』（日澄）・『元祖蓮公薩埵略伝』（日性）にみえず『十巻伝』以下にはじめてあらわれるのが推定のひとつの根拠になろう。なおこの縁起は近世、雑司ヶ谷など各地の日蓮宗寺院の子安信仰にまで多大の影響を及ぼしていることは刮目すべきことである（なお日蓮宗教線の進出にあたり、千葉氏の庇護をうけた地域もあるが、ここでは省略した）。

第二章　新旧勢力の交替

第一節　南朝と北朝

1　鎌倉親王府と足利氏

鎌倉幕府の滅亡と建武の新政

元弘三年（一三三三）五月二二日、鎌倉より脱出してきた足利尊氏の子足利千寿王（室町幕府第二代将軍足利義詮の幼名）を奉じた新田義貞は、武蔵・相模両国の武士を中心とする軍勢を率い鎌倉を攻撃したため、北条高時以下一族二八三人は、鎌倉葛西ヶ谷東勝寺にて自殺した。ここに源頼朝の開幕以来約一五〇年間続いた鎌倉幕府は滅亡した（『太平記』）。

北条氏を討滅させ鎌倉に入った足利氏と新田氏とは、それぞれで鎌倉の乱れた治安維持の回復をはかるとともに、鎌倉内での政治的主導権をめぐって優位にたとうとして争い始めた。実力にまさる足利方に多くの武士達がついたことから、義貞は一族郎党を率いて上洛し、鎌倉は実質的に足利方の勢力下となり、いきおい東国全体にも影響を及ぼすこととなった（『梅松論』）。

京都では、五月に足利尊氏により六波羅探題が討ち滅ぼされたため、伯耆国（鳥取県）にいた後醍醐天皇が六月には帰京し、「建武の新政」と呼ばれている政治を開始した。後醍醐天皇は、みずから積極的に政務をとりはじめ、朝廷の政治体制の整備とそれにともなう人事の刷新を図った。さらに新政権の安定と治安の回復を目的として、新政権

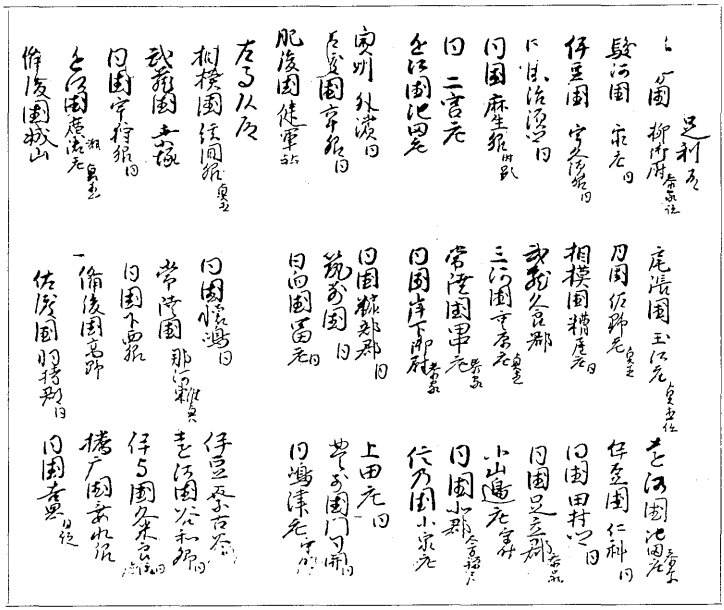

足利尊氏同直義所領目録（比志島文書）（東京大学史料編纂所蔵）

に協力的な有力寺社や功績のあった武士らに、恩賞として旧北条氏の所領を中心とする所領所職を給与し、また各人の持つ所領などの安堵を行なった。

このとき鎌倉幕府討伐にもっとも貢献した足利氏は、高氏が昇殿を許され、武蔵守に任命され、武蔵・相模両国の守護職と、足立郡を含む二九か所の所領をもらい、後醍醐天皇の実名の一字を許され尊氏と改名している。またその弟の直義も、左馬頭、相模守に任じられ、赤塚（東京都板橋区）を含む一〇か所を給与された（「比志島文書」）。

尊氏と直義が、従来北条氏においても得宗（北条氏嫡流の通称）か、またはそれに近い有力者しか任命されなかった武蔵・相模両国の国司に任じられたことで、足利氏は北条氏の後継者となったことを内外に示すことになり、東国での政治的足場を名実ともに獲得した。

鎌倉親王府の成立

後醍醐天皇は、京都での政治体制の確立とともに、地方対策にとりかかり、元弘三年（一三三三）一二月には、足利直義と

後醍醐天皇皇子成良親王とを鎌倉に派遣して東国を治めさせた。これは同年八月に陸奥国に同じく皇子義良親王（のちの後村上天皇）と北畠顕家（親房の子）を遣わし、陸奥・出羽両国を統治させようとしたことに対抗する目的で、足利尊氏が直義らの派遣を求めたものである。

鎌倉親王府は、幼少の成良親王に代わり実質的には直義が政治の実務を行なった。直義は元弘四年（建武元年、一三三四）正月には、鎌倉親王府唯一の政治機関の「関東廂番」を設置している。廂番は、鎌倉時代に将軍の警固を目的として設置された役職であり、今回の場合も前代と同様成良親王の警固という軍事的な面を主目的としており、同年三月の北条氏遺臣の挙兵などでは、廂番の構成員が中心となって出陣し、これら反乱者を鎮圧している。

しかし実際の活動は軍事面のみにとどまらず、廂番構成員の渋川義季は、所領裁判に関する文書を出しており、またその構成員の多くのものが、のちに室町幕府内に設置された政治機関の一つである「引付方」（所領関係の裁判を担当した）の職員として活躍しているなど、明らかに廂番は、統治面でも対応できることを意図して置かれたものである。しかもその構成員を具体的にみると、上杉・河越・高らというように、足利方ばかりであり、現在のところ鎌倉親王府の政治行政機関名は、関東廂番の名しかみえないことから、鎌倉親王府は、完全に足利氏の勢力下に置かれていたといえる。

このように足利氏は、建武政権内での優位な政治的立場を巧みに利用し、みずからの政治的地位の安定強化をはかるとともに、武蔵・相模など関東諸国の武将たちを勢力下に組み入れるなど、関東においても着々とその実力の強化を行なっていた。

2　中先代の乱と武蔵

中先代の乱

後醍醐天皇の積極的な政治努力にもかかわらず、建武政府の行なった政策は、その関係者などによるさまざまな抵抗にあい、そのつど変更を余儀なくされた。それに加え建武政権の成立に重要な役割を担った武士らに対する後醍醐天皇の政治的配慮が乏しく、とくに多くの武士らがもっとも希望していた恩賞の給与は、新田義貞や楠正成などの特定の武士たちを除けば、ほとんど行なわれず、諸国の武士らの間には、新政権への失望と不満が広がり、建武政権にかわる新政権を望む声が日増しに高くなってきた。

建武年間に入ると、建武元年（一三三四）正月には北条氏の一族規矩高政が九州で挙兵、同三月には相模国で本間氏・渋谷氏、同八月には江戸氏・小泉氏など北条氏の旧臣が挙兵するというように、各地で反乱が起きた。その最大のものが北条時行がおこした「中先代の乱」である。

建武二年（一三三五）七月、信濃に逃れていた北条高時の子時行が、北条氏の旧臣であり信濃国一宮諏訪神社の神官である諏訪氏らに擁立されて信濃国で挙兵した。もともと信濃国は長い間北条氏の守護国であったことから北条氏の勢力が強く残っていたこともあり、たちまちのうちに大勢力となり、上野国を経て武蔵国に進んできた。この状況をみた足利直義は、さっそく渋川義季や小山秀朝らの諸将を派遣して鎮圧をはかったが、武蔵国女影原（入間郡日高町）・小手指ヶ原（所沢市）などの合戦で北条時行軍に敗れてしまい、渋川氏らは敗死した。この知らせをうけた足利直義は、諸将を率いみずからも出陣したが、武蔵国井出の沢合戦（東京都町田市）で同じく敗れたため、鎌倉をすて東海道を経て、三河国矢作（愛知県岡崎市）に逃れた。北条時行らは、七月二五日に鎌倉に入っている。

鎌倉を占領されたとの知らせをうけた足利尊氏は諸将を率い、同年八月二日京都を出発し、三河国の矢作で直義軍

と合流し鎌倉に向かい、北条時行軍と駿河国国府（静岡県静岡市）、箱根（神奈川県足柄下郡箱根町）・片瀬原（神奈川県藤沢市）などで戦い、反乱軍を破った。北条時行らが鎌倉より逃れたため、尊氏は同月一九日に鎌倉に入った。

鎌倉の二階堂に落ち着いた尊氏は、体制の立て直しをはかった。戦後処理のはじめとして、同年八月二七日付で足立郡佐々目郷（戸田市と浦和市の一部）を鶴岡八幡宮へ寄進し、一一月九日付で岩松氏に岩松経家跡を給与するなど、今回の一連の合戦に関する恩賞を行なった。

室町幕府の成立と武蔵

北条時行軍を破り鎌倉に入った足利尊氏が、勲功のあった将士などへの恩賞の給与など独自の政治行動をとっていることを知った後醍醐天皇は、尊氏に上洛を命じたが、尊氏は新居への移住という行動で上洛命令に対し拒否を示した。ここに足利氏は、後醍醐天皇への反旗を明らかにするとともに、新田義貞が保有していた上野国守護職を、ただちに上杉憲房に与えている（『梅松論』『太平記』）。

後醍醐天皇は、足利氏追討のため諸将を派遣し、各地で足利軍を破り鎌倉にせまってきた。このため尊氏みずからが武蔵国などの武士を率いて出陣し、一二月一一日箱根竹ノ下の合戦で新田義貞らの追討軍を破り、京都に追い返した。鎌倉に戻った尊氏は、さっそく恩賞として小山朝氏には武蔵太田庄（北埼玉郡を中心に、南埼玉郡や大里郡の一部にまたがる庄園）を、結城朝祐には常陸国関郡（茨城県下妻市北西部と関城町と下館市の南部を含む）を与えた。

ついで尊氏は、鎌倉に嫡子千寿王と高氏や上杉氏らを残し、その他の諸将を率い一二月一五日鎌倉をたち京都に向かった。建武三年（一三三六）一月、尊氏は後醍醐天皇を京都から追うことに成功し、一度は京都を占領したが、まもなく後醍醐天皇の要請をうけ、奥州より上洛してきた北畠顕家の率いる奥州軍の反撃を受けたため、ひとまず京都から逃れて九州に向かい勢力の回復と強化をはかった。同年三月筑前国多々良浜の合戦（福岡県福岡市）で、南朝方の菊

池武敏以下の軍勢を破った尊氏は、九州地方の武士らを含む諸将を率いて上洛を開始した。五月二五日には摂津国湊川の合戦（兵庫県神戸市）で新田義貞軍を破り、楠正成を討ち取り、京都に逃れんとした新田義貞らを追撃し、六月には再度後醍醐天皇らを京都より追い出すことに成功している。ついで八月には光明天皇（北朝）を天皇の位につけさせ、一〇月には比叡山に立て籠った後醍醐天皇を降伏させたが、一二月には後醍醐天皇が京都の幽閉先より脱出し、大和国吉野（奈良県宇陀郡吉野町）に逃亡して、ここを拠点として京都の足利政権に対抗した。これより南北朝時代が始まった。

一方、足利尊氏は、後醍醐天皇との争いの間にも、「建武式目」（室町幕府の政治要綱）の制定を含む政治制度の整備を行なっており、暦応元年（一三三八）八月には、北朝より征夷大将軍に補任され、ここに名実ともに室町幕府の開設となり、その中心となって政治をとっていった。

3　鎌倉府の成立と支配

鎌倉府の成立

尊氏上洛後の鎌倉の政治体制は、幼少の足利千寿王を高重茂や上杉憲藤らが補佐し政務をとり行なっていた。その後斯波家長が関東管領に補任され、東国以北の地域に対しても政治権力を行使していった。それにともない各国に守護が設置され、守護を通して統治する体制となった。いわゆる「鎌倉府の成立」である。

一方、後醍醐天皇は、現状打開のため、陸奥の北畠顕家に再び上洛を命じた。顕家は、建武四年（一三三七）八月に陸奥を出発し、各地で鎌倉府軍と戦い、斯波家長を敗死させ、千寿王を鎌倉から追い、一二月一三日に鎌倉に入った。そして翌暦応元年（一三三八）一月二日に鎌倉をたち京都を目指した。関東の各地から鎌倉に戻った足利方の諸

将は、上杉氏を中心に組織の立て直しをはかる一方、江戸・武蔵七党など武蔵武士を中心とする追討軍を編成し、顕家を追撃させた（『太平記』）。

北畠顕家は、青野原（岐阜県不破郡垂井町）で京都から下向してきた室町幕府執事高師直を中心とする幕府軍と戦ってこれを破り、ここから大和国へ入り上洛しようとした。しかし、五月二二日の和泉国堺浦の合戦（大阪府堺市）で、高師直が率いる幕府軍と再度戦って敗れ討死してしまった。

この顕家の敗死と同時期に、後醍醐天皇にとり有力な武将であった新田義貞も、同年閏七月二日に越前国藤島の合戦（福井県福井市）で斯波高経（関東管領斯波家長の父）に討たれてしまった。この両武将の敗死により、この期の軍事面での争いは一段落した。

鎌倉府の支配と南朝対策　関東管領斯波家長の戦死以後の鎌倉府の政治運営は、あらたに関東管領となった上杉憲顕と高師冬の両人により行なわれることになった。この両人が関東管領に就任した暦応年間（一三三八―一三四二）には、室町幕府の政治体制や機構が整備され、各機関の権限が決められている。鎌倉府は一一か国（武蔵・相模・甲斐・伊豆・信濃・上野・下野・常陸・上総・下総・安房）を管轄し、軍事関係の権限を行使する広域軍事機関として位置付けられた。

一方、後醍醐天皇は、軍事的に弱体化した南朝勢の再起を計画して、北畠親房らを関東に派遣した。常陸国小田城（茨城県筑波郡筑波町）に入った親房は、さっそく政治活動を開始した。

親房の常陸入国にともない、関東諸国の反足利勢力の動きも活発になり、暦応二年（一三三九）二月には、伊豆で旧北条氏一族が、同四年（一三四一）六月には、武蔵で武蔵三郎と越後左近将監政継という、やはり旧北条氏の一族がそれぞれ挙兵した（『鶴岡社務記録』）。とくに武蔵三郎の場合は、諸将を率いて武蔵国府（東京都府中市）を襲っ

て占領し、ついでその余勢をかって鎌倉を攻撃しようとする計画であった。もともと武蔵国は、鎌倉時代には、北条得宗家（北条氏の嫡流）が国守として守護職と国衙在庁の両方の権限を掌握しており、また北条氏の所領（とくに得宗領といった）や得宗被官（御内人とも言われ、北条氏嫡流の家臣で、豊島氏もそうであった）の多くが武蔵出身の武士たちであったため、その影響力がかなり強く残っているところであった。

この間、高師冬を大将とした北畠親房討伐は、思うようには進まなかった。その最大の理由は、もう一方の関東管領である上杉憲顕の非協力であった。当時、幕府では高師直派と、足利直義派とが出来ており、政治路線をめぐっての対立が生まれていた。この争いは、当然関東にも波及し、師直派の師冬と、直義派の憲顕との間で深刻な対立が生まれていた。したがって師冬が行なっていた親房討伐には、憲顕らの協力が得られず、師冬は京都より従ってきた武士と、豊島氏や別府氏など一部の武蔵武士などを率いて戦っていたのである（「豊島宮城文書」）。

康永年間（一三四二―一三四四）になり執事高師直による軍事面でのてこ入れが行なわれ、信濃国守護の小笠原氏の参加、関東諸国よりの諸将の参陣もあって、師冬の親房討伐はようやく軌道にのった。この結果、いままで旗色の不明確であった結城氏が足利方についたことなどもあって、ついに康永二年（一三四三）一一月には、南朝方の拠点であった関（茨城県真壁郡関城町）・大宝（茨城県下妻市）の両城が落ち、親房が吉野に戻ったため、関東での南朝勢力の反足利活動は一段落した（「集古文書」『太平記』）。

北畠親房の追討に一応成功した高師冬は、康永三年（一三四四）閏二月に関東管領職を辞して上洛し、後任の関東管領には、建武年間に武蔵国守護として活動していた高重茂が、再び京都から来て着任した。これ以後この重茂と上杉憲顕の両関東管領を中心に、鎌倉府の政務は執り行なわれることになった。

4　観応の擾乱と関東府の成立

幕府の政争と鎌倉府

室町幕府では貞和五年（一三四九）になると、政治路線の違いとそれにともなう幕府政治の主導権をめぐって、執事高師直と足利直義の内部抗争が表面化した。同年八月直義をはじめとして直義派のものたちを政界より失脚させ、政治の実権を得ることに成功した師直は、自派勢力の強化を目指した政治体制の変革を行なった。鎌倉府にかんしては、鎌倉御所を足利義詮からその実弟の光王（足利基氏の幼名）に、関東管領も高重茂から、北畠親房追討に功績のあった高師冬に改めた。

しかし師直主導の政治体制は永くは続かず、同年一〇月には直義らの反撃をうけ、師直を含む師直派が失脚、観応二年（一三五一）二月には降服した師直一族が上杉能憲（憲顕の子、のち関東管領となる）により殺害されてしまった。

鎌倉府でも中央政局の争いの影響をうけ、師直派の高師冬と直義派の上杉憲顕とが争い、憲顕は領国上野国に行き、そこで師冬打倒の兵を挙げた。師冬は諸将に出陣命令を下し足利基氏を奉じて出発したが、味方となるものが意外に少なく、また基氏も近習らのねがえりにより憲顕のもとに移ってしまったため、甲斐国須沢城（山梨県中巨摩郡白根町）に逃れたが、結局上杉氏らに攻め滅ぼされた（『太平記』）。この結果、上杉憲顕が関東管領として足利基氏を補佐することとなり、鎌倉府勢力下の国々のうち武蔵国守護には上杉憲顕、伊豆国守護には石塔義房など直義派のものたちが任命された。

しかし、師直のときと同様に足利直義主導の時代は永くは続かず、同年七月足利尊氏の反撃で直義は失脚し、北国を経て鎌倉に逃れた。関東での直義勢力の強大化を恐れた尊氏は、直義追討を目的として同年一一月諸将を率い関東に下向した。諸所で直義軍を破った尊氏は、直義を降服させたのちの文和元年（一三五二）一月五日に鎌倉に入っ

た。

この時尊氏派の高麗経澄は、薬師寺氏（尊氏方の武蔵国守護代の一族）らが行なった上杉憲顕討伐軍に参加し、観応二年一二月一七日に鬼窪（南埼玉郡白岡町）で挙兵、羽根倉道を通って南下し、同月一八日の羽根倉合戦（浦和市と志木市の境）で難波田九郎三郎（富士見市を本拠地とした在地武士）らを討ち取り、和光市に近い野火止あたりを通り府中（東京都府中市）に入り、伊豆の国府（静岡県三島市）で尊氏軍と合流し、尊氏に従い鎌倉に入っている（「町田文書」『太平記』）。

南朝方の蜂起

幕府が内部の権力争いで混乱しているすきを狙い、文和元年（一三五二）閏二月一五日、新田義興（義貞の子）らが、反足利の兵を上野国で挙げ、南朝方や旧直義派の諸将を率い、武蔵をへて鎌倉を攻撃しようとした。同月一七日尊氏は、新田軍に対するため河越氏・高坂氏・江戸氏・豊島氏らを中心とする武蔵武士を率い、武蔵神奈川（神奈川県横浜市）に出陣した。

尊氏は、同月二〇日に人見原（東京都府中市）などで新田軍と戦ったが敗れ、石浜（東京都台東区）に逃れた。尊氏を破った新田軍は、鎌倉に攻めこみここを占領した。同月二八日豊島氏・江戸氏・河越氏などが集まってきたため体制を立て直した尊氏は、これらの武士を率い再度新田軍と武蔵国の小手指ケ原（所沢市）や入間河原（狭山市）などで戦い、武蔵武士らの活躍でこれを破った（「町田文書」「板橋文書」『太平記』）。この結果関東での反足利勢力の動きが一段落することになった。

関東府の成立

旧直義勢と南朝勢の連合軍を、豊島氏などの武蔵武士の活躍で打ち破った尊氏は、鎌倉に戻り鎌倉府体制の建て直しにとりかかった。まず鎌倉御所の足利光王を元服させ足利基氏とし、関東管領には畠山国清を任命し、関東各国の守護も、武蔵国は幕府執事でもある仁木頼章、伊豆国は畠山国清、相模国には軍功

第一の平姓武蔵武士の代表格である河越直重らを任命した。基氏の元服とこれら一連の改革にともない、武士たちへの所領の給与、所領問題の裁判権などが独自に出来るようになり、鎌倉府は広域地方行政機関としての職権を保有することになり、ここにいわゆる「関東府」が成立したのである。

5　入間川御所と武蔵

入間川在陣

関東府の当面する最大の問題は、旧直義党と南朝対策であった。正平七年（一三五二）の武蔵での合戦で、南朝方や旧直義党の中核となったのは、児玉党や丹党などの武蔵北部から北西部を本拠地としていた者達であり、その活動のさいには、「鎌倉街道」の「上道」を主要の交通路としていた。一方では、足利方として多大な活躍をした豊島氏・江戸氏・河越氏など平姓の武蔵武士の本拠地も、武蔵国南部を中心とする「上道」周辺の地域であった。足利氏は、平姓の武士らの武力をたよることができ、武蔵北西部に多かった反足利方の勢力を押えることができる最も良いところとして、入間川（狭山市）を在陣場所に選んだ。在陣期間は不明であるが、延文元年（一三五六）九月付でだされた江戸房重代高泰の着到状に「入間河御陣」とあり（「古簡雑纂」）、また延文四年（一三五九）一〇月に河越氏などを率いて上洛した畠山国清は「武蔵ノ入間河ヲ立テ上洛スルニ（後略）」（『太平記』）とあることから、この時期あたりまでは在陣していたらしい。

延文三年一〇月に江戸高良らは、関東の反足利勢力の中心人物である新田義興の殺害に成功した（『太平記』）。これを境に南朝方の活動が弱まっていることから、基氏は国清らの上洛と同じ頃に鎌倉に戻ったと推測される。

畠山国清の失脚

延文三年（一三五八）四月、足利尊氏の死にともない将軍となった足利義詮は、一挙に南朝問題を解決しようとし、大軍を動員して南朝の拠点の吉野（奈良県宇陀郡吉野町）攻略を計画し、関



写真 3-8　伝入間川御所跡（現狭山市入間川　徳林寺）

東府へも将士の出陣を要請した。

この命をうけた関東府は、畠山国清が大将となり、延文四年（一三五九）一〇月河越直重・江戸高良ら武蔵武士を中心とする関東諸国の兵を率いて上洛した。国清らはさっそく吉野攻めを開始したが、予想に反して戦いが長期化するのにともない、東国軍の将士らは、遠征疲れと兵粮の欠乏などで次第に戦意を失ない、各自無断で東国に帰るという状況となった。ついには大将である畠山国清自身も、延文五年（一三六〇）八月関東に戻ってしまった（『太平記』）。

帰国した国清は、諸人の愁訴にも耳をかたむけず、以前にもまして強権を行使したため、諸将の反発をかい、ついには基氏の追討を受けることになった。伊豆に逃れた国清に対し、基氏は豊島氏などの武蔵平一揆を中心とする追討軍を派遣し、これを降伏させた（「豊島宮城文書」『太平記』）。

この結果、畠山国清のあとの関東管領には、旧直義党の高師有が就任し、伊豆国の守護には、国清にかわって武蔵平一揆の有力メンバーである高坂氏重が任命され、武蔵国は足利基氏自身が統治する体制となった。したがって相模国守護である河越直重とあわせると平一揆のメンバーが相模・伊豆両国の守護になっており、武蔵国の使節にも古尾谷氏や高坂氏らが登場しているなど、畠山国清の乱の結果、基氏政権において武蔵平一揆の政治的地位が飛躍的に上昇した。かくて基氏と平一揆のメンバーとのつながりもより一層強いも

のとなったのである。

上杉氏の復帰と武蔵平一揆　足利基氏は、貞治二年（一三六三）三月四日付で上杉憲顕に関東管領への復職を要請した（「上杉家文書」）。それは憲顕が東国における旧直義党の中心人物であり、憲顕を味方とすることで、東国での旧直義党の反幕府活動の鎮静化と、旧直義党復帰による関東府体制の強化を狙ったものであった。

この要請をうけた憲顕の復帰が決まったため、旧尊氏党の反発は大きく、とくに上野国守護職を解任された宇都宮氏綱は、この処置を不満として反旗をひるがえした。しかし諸将の協力を得られなかったこともあって、出陣してきた基氏の軍勢と岩殿山（東松山市）で戦い敗北し降伏した。

これら一連の合戦中、平一揆など旧尊氏党の諸将は、表面上は基氏の命令に従い出陣したが、もとより旧直義党の中心人物である上杉憲顕の政界復帰を心良くは思っていなかったため、目立った軍事行動をとらなかった。逆に「平一揆・白旗一揆ハ、兼テ通ズル子細有」（『太平記』）りと記されているように、武蔵平一揆と白旗一揆（群馬県南部と埼玉県北部の源氏出身の武士で構成されていた）などは、反乱を起こした宇都宮氏とは、反乱を起こす以前より連絡を取り合っていたらしく、現実には出陣はしたものの、宇都宮氏攻撃には非協力的であった。そのため宇都宮氏との合戦が終わっての戦後処理に際して、宇都宮氏は越後と上野両国の守護職を解任されたのをはじめとして、平一揆構成員の河越直重が相模国守護職を罷免され、後任には旧直義党の三浦氏が任命された。

この内乱以後の関東府の政治状況は、旧尊氏党の政治的地位の低落に反して、上杉憲顕を中心とする旧直義党が上昇した。これ以後両派の関東府内での確執は、日をおって増大してゆくが、それは基氏死去の時点までは一応押えられていた。この期間、関東に幕府の地方行政機関である関東府が成立されて以来、はじめて政治的な安定期を迎えることになった。

第二節　荘園の動向

1　佐々目郷の動向

佐々目郷と鶴岡八幡宮　関東地方における中世農民の実像は、史料が少なくなかなか明らかにしにくいが、わずかにそれをかいま見ることができるのが、荒川を境にして和光市の対岸に位置する、戸田市から浦和市の一部にかけて展開している佐々目郷に関してである。この郷に関する動向を述べることによって、市域にかかわる理解の一助としたい。

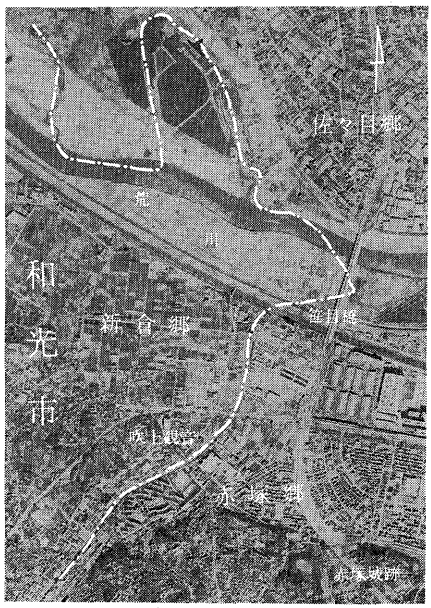

写真 3-9　和光市域と佐々目郷

この佐々目郷について記載しているのが、「鶴岡事書日記」と呼ばれている記録である。当時鶴岡八幡宮の組織は、別当のもとで二五人（二十五坊という）からなる供僧（内方と外方にわかれていた）により構成されていたが、この記録は、外方供僧の衆会（会議）のあらましを記録したものである。これには明徳二年（一三九一）から応永七年（一四〇〇）にいたる一〇年間の佐々目郷などに関する事柄を記している。

「鶴岡事書日記」には、鈴谷・祢宜橋・美女木・沼影などの地名がみえており、これらの地名から当時の佐々

目郷の範囲は、現在の戸田市の西部から浦和市の一部にかけての地域であったことがわかる。このあたりは、旧入間川（現在の荒川）に面し、海抜四～五メートル前後の自然堤防上の微高地であった。ここは旧入間川の沖積地で土地が肥沃であったので早くから開発された地域であった。佐々目郷内とされる地域からも考古遺跡が発見されており、また郷内には「鎌倉街道」と呼ばれる古道が南北に通っており、さらに「鶴岡事書日記」には関所が設置されていたことがみえるというように、かなり発展していたところと推測される。

佐々目郷と鶴岡八幡宮との関係は、「鶴岡八幡宮寺供僧次第」（鶴岡八幡宮供僧の任免録）という記録によれば、すでに鎌倉時代の末から生じていたことがわかるが、本格的なかかわりを持つ契機になったのは、建武二年（一三三五）八月の「中先代の乱」鎮圧直後、足利尊氏による同郷の鶴岡八幡宮への寄進によってであった（「鶴岡八幡宮文書」）。

もともと足立郡全体は、鎌倉時代中頃より得宗領（北条氏嫡流の所領）であり、鎌倉幕府が滅亡した時点での領主は、北条泰家といい、彼は最後の得宗である北条高時の弟であった。得宗の近親が領主であったことは、鎌倉幕府において、いかに足立郡が重要視されていたかを示すものであった。ここは旧入間川が西側を流れており、「鎌倉街道」の「上道」と「中道」とを結ぶ「羽根倉道」が通っているなど、武蔵国にとって経済・軍事・交通などあらゆる面において中心をなす重要な所であった。そこで尊氏は、建武政権樹立に対する恩賞として、武蔵国足立郡の獲得を希望したと思われる。

この時尊氏が足立郡内の佐々目郷を源氏ゆかりの鶴岡八幡宮に寄進したのは、「鶴岡八幡宮寺供僧次第」によれば、「佐々目郷領家方」のみであった。同書の他の記述には「佐々目郷地頭方」と出てくることから、鎌倉時代にすでに佐々目郷は領家方と地頭方に「下地中分」されていたことがわかる。

足利尊氏の寄進により鶴岡八幡宮領となった佐々目郷は、寄進後ほかの鶴岡八幡宮の所領の場合と同様、くじ引き

による分田が行なわれ、それぞれ分田された土地が同宮の二十五坊に配分された。これを分田支配といった。佐々目郷での分田支配の状況は、史料的な制約もあって明確にすることはできないが、他の所領のやり方からみると、土地を各番に分割し、それを二十五坊が各番ごとに分割支配するとともに、それぞれの坊が関係している土地の百姓らをその土地とともに個別に把握するという支配方法であった。しかし分割支配とはいっても、それは「分田帳」と呼ばれている帳簿上での形式的なものであって、実際には佐々目郷の年貢等は政所（年貢徴収の請負人）により一括収納され、それを各坊に分割配分されるという方法がとられていた。このように鶴岡八幡宮の直接支配ではなかったことから、後に年貢納入をめぐり「鶴岡事書日記」に記されているような、鶴岡八幡宮と佐々目郷の農民たちとの間にさまざまな対立や農民の抵抗の動きが起こることになった。

農民の抵抗

「鶴岡事書日記」によれば、佐々目郷の年貢徴収などをめぐる農民らの抵抗は、応永元年（一三九四）、同二年、同四年、同五年の計四回行なわれた。

第一回目は、応永元年に起きた。同年一〇月二二日、鶴岡八幡宮執行の紹賢は、佐々目郷の公文（庄官の一種）にあてて一通の文書を出した。その内容は、当年の稲の出来具合はよく豊作であるにもかかわらず農民が個別の検見（作物の出来具合を調べること）を拒否し、一部不作の地を引きあいにして全体が不作と称し、決められた年貢の減免を要求してきた。鶴岡八幡宮側としてはこのような要求は受け入れられないことから、減免要求の中心となっている張本百姓の名前を調べ提出せよというものであった。

この時の佐々目郷農民らの要求が認められたか否かは、これに関する記述が見えないことから不明であるが、ここに農民らの領主に対するしたたかさがうかがえるとともに、すでに佐々目郷内の農民の間に減免要求を軸として連帯意識が生まれており、農民らの組織化が行なわれていたことがうかがえるのである。

二回目は、応永二年に起きた。同年七月、佐々目郷の農民らが、内々で年貢減免のため強訴（農民が集団行動を背景に年貢減免などを要求すること）を企てているという噂が鶴岡八幡宮にもたらされた。鶴岡八幡宮側は、供僧らが急遽会議を開き、供僧のなかから四人を選んで、ことの解明のため佐々目郷に派遣し、今回の強訴の中心的役割をはたしている「張本百姓」らを年貢を納入するまで鎌倉の牢に入れることとし、あわせて、その準備として張本百姓の名簿を提出させ、さらに農民らの強訴の背後にいる佐々目郷内居住の近郷の悪党の排除を武蔵国府に依頼することなどが決められ、佐々目郷の政所にその内容が伝えられた。

ところが鶴岡八幡宮側のこうした強硬策にもかかわらず、農民らが張本百姓らの召喚命令に応じた様子はなく、加えて供僧らより派遣される四名の人選がなかなか決まらず、約一か月後にようやく決まるという状態で、解決にはほど遠い状況であった。

こうして二回目の場合も、問題の解決にあたり鶴岡八幡宮側の支配力の弱さと、近郷の在地武士らを巻き込み年貢の減免を目指した農民側の強力な政治的な動きをより鮮明に浮きぼりにする結果に終わってしまった。

三回目は、応永四年九月、佐々目郷内氷河宮（浦和市内谷にある氷川神社のこと）の祢宜屋敷（畠地となっていた）の所有に関して供僧より訴えがおこされた。供僧の一人寂静坊は、前々から氷河宮の祢宜屋敷は自分のものであり、後に氷河宮の宮大夫に押領されたとの訴えを出していたが、この年になり再度同様の訴えを起こしてきたため、ようやく取りあげられ、事実の糾明のため事情をよく知っている農民などの召喚を決定し、その旨が佐々目郷の農民らに告げられた。

しかし佐々目郷の農民らは、今年も不作であったということを理由に農民一〇人の出頭命令に従わず、古老の百姓善法一人が鶴岡八幡宮に出頭し、氷河宮の屋敷地は昔より氷河宮の御神領であることなどを主張した。結局この争い

も、農民側の言い分がとおり、寂静坊の訴えは聞き入れられなかった。

四回目は、応永五年に起きた。同年六月、佐々目郷の農民らは、再び一部地域の作物の不作を理由として、佐々目郷全体の年貢の減免を要求してきた。鶴岡八幡宮側は、一〇名の張本百姓の召喚命令を出したが、農民らはこれ以前の場合と同様これを無視し出頭には応じなかった。鶴岡八幡宮側は、張本百姓らの名簿の提出をたびたび命じる一方、使節を佐々目郷に派遣し農民らの動きを封じようとした。これに対し農民らは、鶴岡八幡宮への対抗手段として、一方では逃散（農民らが耕作地を放棄し他領に逃亡すること）という強硬な手段をとり、その一方ではねばり強く交渉していたらしく、かえってこの間にも一年間ではあるが、鶴岡八幡宮の佃の年貢減免に成功している。こうして、この時の結果も詳細は史料がなく明らかでないが、前回同様、農民側のペースで争いが行なわれていたと言えよう。

このように佐々目郷農民らとの対応に苦慮した鶴岡八幡宮側は、これ以後同郷の年貢収納を代行していた政所に、応永六年（一三九九）には荒居入道世富を、ついで社家の推薦により禅宗系の人物と思われる中祥監寺を、さらに応永七年（一四〇〇）には、豊島郡に勢力をはる豊島氏の一族と思われる豊島左近蔵人入道道顕という人物を任命し、農民らを押さえ年貢納入の安定確保をねらった。つまりこれ以前において、政所は現地に居住しておらず、自身は鎌倉におり自分の代りのもの（政所代という）を派遣し、年貢の徴収にあたらせていたというのが実情であった。したがって在地に対する強制力も弱く、年貢の徴収も思うにまかせなかったのである。そこで近隣の有力国人である豊島氏らを佐々目郷の政所に任命したと思われる。しかしこの結果、佐々目郷の現地支配の実権は、鶴岡八幡宮の手から、次第に国人領主たちに奪われてゆくことになった。

佐々目郷と太田道灌

応永初期にみられた佐々目郷の動向は、応永七年以降史料にみえなくなり、その後どのように展開していたのかは不明であったが、それより約六〇年後に再び史上に登場してくる。

鶴岡八幡宮の外方供僧の一人である香蔵（象）院珍祐は、長禄三年（一四五九）から寛正三年（一四六二）までの衆会（会合）のあらましを記した『当社記録』という記録を残した。この記録は鶴岡八幡宮での神事関係のことが中心であるが、所領のことに関し、とくに佐々目郷の農民の動きについても記載がある。

これによると、最初に応永の時と同様の農民らの抵抗が起きたのは、長禄四年（一四六〇）であった。同年二月、佐々目郷の「野々年貢」が一昨年分五〇〇文、昨年分一貫五〇〇文が納入されておらず、また佐々目郷「惣之年貢」も、去年は豊作であったにもかかわらず三分の二しか納入されなかった。そのため鶴岡八幡宮側は、一口につき一貫文の追加納入を農民側に要求したところ、農民らは不作であることを理由にその要求には応じず、かえって田が水をかぶったという理由で、年貢未納の要求を起こす結果となった。

二回目は、寛正二年（一四六一）に起きた。同年八月全国的な旱魃のため、佐々目郷でも大きな被害があり、規定どおりの年貢納入は困難な状態となった。そのため農民らは、旱魃を理由に年貢の減免を要求してきた。八幡宮側としてもこれら農民の要求をある程度は受け入れざるを得ない状況にあった。そこで同年一一月鶴岡八幡宮側は全額収納をあきらめ、従来の三分の一でよいとの妥協案を示したが、農民らはこれをうけ入れず、結局は農民側の主張どおり四分の一を納めることで解決した。旱魃にともなう凶作を背景にしているとはいえ、農民側の減免要求は成功の結果に終わった。

こうしてこの期においても、応永期と同様に鶴岡八幡宮と農民側との年貢をめぐる争いは農民の勝利によって進められていた。

しかし、鶴岡八幡宮に対し、非常に積極的な動きをとっていた農民らも、在地武士が相手となるとまったく違った動きを示した。

長禄四年閏九月、佐々目郷に太田資長（太田道灌のこと）から、軍事費用のための反銭（段銭ともかき、段別を基準として課せられた税）納入が命じられた。この要求に対し農民らは、まったく抵抗するそぶりは見せず、年内に七〇貫文を納めるかわりに残りの三〇貫文の納入は来年にして欲しいとの願いを出すが、太田氏側に完全に無視され、一〇月に全額一度に納入させられた。

ついで寛正二年三月には、やはり太田氏より佐々目郷に軍事目的の夫馬の提供が命じられた。農民らは、旱魃などのためその要求には応えられないことを願い出たが、結局はこの希望も太田氏側に無視され強行されてしまった。

以上の例のように鶴岡八幡宮に対しては、年貢の減免要求を積極的に進めていたが、対太田氏とのときは、たとえ古河公方足利成氏と堀越公方足利政知を代表とする幕府勢との軍事的緊張が高まっていた時ではあったにせよ、まったく抵抗できずに要求どおりの額を納入している。すなわち独自の武力を持つ太田氏らのまえにはなすすべがなかったところに、中世における農民運動の限界が示されていた。これ以後佐々目郷の農民らの動きは戦国武将の勢いに封じ込められ、歴史の表面にはみえなくなる。

2　赤塚庄の支配

足利氏と赤塚郷

中世における赤塚郷の領域が、どの範囲であったかを明確にすることはできないが、現在残されている資料などに出てくる地名からみると、東京都板橋区内の赤塚・徳丸・成増あたりと一部和光市域にも及ぶ広範囲にまたがっていたと思われる。この赤塚という地名がはじめて文書に見えるのは、建武年間



写真 3-10　尼如春寄進状案（鹿王院文書）

であり、それは後醍醐天皇から足利直義が恩賞としてもらった所領の一つとしてである（「比志島文書」）。

ついで見えるのは、次の康暦元年（一三七九）六月二五日付尼如春寄進状案のなかである（「鹿王院文書」『和光市史』史料編一）。

武蔵国赤塚郷の事、ほうきょういん殿の御ため、また如春の御のちをも御とぶらい候えと、きしん申し候、いしなりはのぞき候いぬる

康暦元年六月廿五日　如春御判

春屋侍者

右は、尼如春（渋川幸子の法名、室町幕府二代将軍足利義詮の正室）が、夫である「ほうきょういん殿」（宝篋院殿と書き、足利義詮の追号）と、自分の後生をとぶらうためにいしなり（石成と書き、板橋区成増のあたり）を除いた赤塚郷を鹿王院（春屋妙葩が代表であった）に寄進するというものである。

鹿王院とは、京都市左京区にある臨済宗天竜寺派の寺院で、山号を覚雄山といった。康暦元年に室町幕府第三代将軍足利義

満が、春屋妙葩の要請をうけいれて宝幢寺を建立、鹿王院はその開山堂であった。のち宝幢寺が廃絶し、鹿王院のみが残ったため、この名が使用されるようになった。

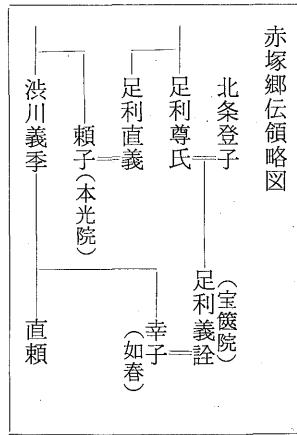

さきに赤塚が足利直義の所領となったことを述べたが、直義以後の伝領状況をみると、文和元年（一三五二）の直義の死去後は、直義の正室の渋川頼子（追号を本光院といった）の所領となり、頼子の死去後は、その姪である渋川幸子に渡り、そして渋川幸子より鹿王院に寄進されたのである（上掲略図参照）。いずれにせよ赤塚郷は、足利将軍家に伝領されてきた所領であった。

江戸後期に編さんされた『新編武蔵風土記稿』によれば、康永元年（一三四二）室町幕府執事高師直は、吹上観音堂の別当寺である東明寺（臨済宗、鎌倉建長寺の末寺）の住職に当代の名僧春屋禅師を要請したということが記載されている。また板橋区赤塚大堂には、暦応三年（一三四〇）銘の鐘があり、名僧中巌円月の記した銘文によれば、ここには建長寺末の真福寺と泉福寺という寺があったとある。

以上を要約すると、室町幕府の初期のころから、赤塚郷には幕府の強い支配力が及んでいたことが推測される。その最大の理由は、当地が荒川（旧入間川）に面し、鎌倉街道にも接するなど水・陸交通の要衝の地であったことによる。このため周辺には足利尊氏領であった足立郡をはじめとして、宗岡郷（志木市）や岩渕（東京都北区）など足利氏関係の所領が多くみられるなど、足利氏にとって非常に重要なところであった。したがって赤塚郷を伝領するときは、すべて足利将軍の近親者に限られていたのである。

こうした事情は如春の鹿王院寄進後もかわらず、赤塚郷については残されている「鹿王院文書」からみても室町時

代を通じ、役夫工米（伊勢神宮の式年造営の費用として、全国一律に徴収されたもの）の免除など、さまざまな面において幕府が積極的に保護にあたっていた様子がうかがえるのである。

赤塚郷と庄氏

赤塚郷と庄氏との関係は、「鹿王院文書」文安六年三月九日付の文書にある（『和光市史』史料編一）。この日幕府管領細川勝元は、関東管領兼武蔵国守護の上杉憲忠にあてて、次のような文書を出した。

鹿王院雑掌申す、武蔵国豊島郡赤塚郷用水の事、庄加賀入道善寿新儀を構え、井料と号して違乱に及ぶについて、直執行の趣、案文到来せしめおわんぬ、しかりといえども、なおいまだ休ずと云々、はなはだ謂れなし、厳密にその妨を止め、寺家の所務を全うすべきの由、仰せ下さる所なり、仍て執達件の如し

文安六年三月九日　　右京大夫（花押）

上杉右京亮殿

つまり、鹿王院の雑掌（中世の庄官の一つで、庄園の管理にあたった）から、赤塚郷の用水につき、庄加賀入道善寿という者が井料と称して鹿王院の赤塚郷への所務を妨害しているとの訴えがあったので、幕府として関東管領上杉憲忠にそれらの違乱をやめさせるように命じたものである。

この当時の関東府は、永享の乱や結城合戦が終わってまもないころで、関東公方も任命されておらず、関東管領の上杉憲忠も若年であり、長尾・太田両氏の補佐をうけながら政務を行なっていた。したがって関東府の政治を実際に動かしていたのは幕府であったため、右に見られるように幕府から関東管領兼武蔵国守護にあてて違乱停止命令が出されたのである。

さてこの時問題を起こした庄氏は、武蔵七党の一つ児玉党の出身である。同氏の一族は足利政権になり、足利氏の奉

公衆となったもの、渋川氏が備中国守護に在職している時、守護代として仕えたもの、幕府管領細川氏の被官人となったものなどがいた。この事件を起こした庄善寿がそのいずれの系統の庄氏の出身者かは不明であるが、赤塚郷の用水についての違乱であること、幕府の正式な文書で加賀入道という官途名が記されていること、「直執行」が出されていることなどをあわせ考えると、従来言われているような在地武士ではなく、幕府関係の者であったとするのが自然である。

さて、幕府がのり出してきた庄善寿の違乱については、これ以後史料がなく、どのような結末になったかは不明である。しかし『新編武蔵風土記稿』には、この庄氏の系統だとする子孫が、現在の東京都板橋区内や新座・戸田の各市内に居ることが記されていることから、庄氏はこの事件で赤塚郷への影響力を弱めたと推測されるものの、庄氏自体の勢威は消えることなく、江戸後期まで赤塚やその周辺にしっかりと根をおろしていったものと思われるのである。

千葉氏の支配

庄氏との争いが落ち着いてまもない赤塚郷で、今度は千葉氏との間に問題が起きた。寛正三年（一四六二）一一月二三日付、「堀越公方奉行人奉書案」によれば、赤塚郷は特別なところであるから、兵粮料所（幕府などが寺社や貴族の領地から、戦時に用いる兵粮米を徴集するために指定したところ）として千葉七郎に預けているのをやめて鹿王院に戻すこと、但し、千葉七郎には渋川氏などのとりなしもあるので、赤塚郷に相当する替わりの土地を与えよということを、武蔵守護代長尾景信に命じたものである（「鹿王院文書」『和光市史』史料編一）。

この千葉七郎とは、千葉自胤のことで、もとはその兄実胤とともに市川城（千葉県市川市）にいたが、上杉方であったことから、古河公方足利成氏に攻められ、康正二年（一四五六）にはそこを落とされ、上杉勢力の強かった武蔵に逃げてきていた。その千葉氏の軍事活動費用のために赤塚郷が預けられていた訳である。

しかし、幕府からの命令があったとはいえ、千葉氏にとっては活動拠点が失われることになり、また上杉氏を中心



写真 3-11　赤塚城跡（昭和30年代）

とする対古河公方足利成氏への軍事面でもマイナスになることから、幕府側の処置を承伏しなかった。時の関東管領上杉房顕（憲忠の子）は、関東管領職の辞職を申し出、その部下の武蔵守護代長尾景信は、遵行命令を拒否し、奉行人奉書を返上するという行動に出た。幕府側はただちに反応し、房顕の辞職を認めず、また、赤塚郷の鹿王院への打ち渡しをただちに行なえとの命令を再度伝えた。そして翌寛正四年二月二七日付で千葉七郎宛に、赤塚郷の鹿王院への返付命令が出されている（「鹿王院文書」『和光市史』史料編一）。これ以後、千葉氏と赤塚郷との関係がどのようになったのかは不明であるが、「鹿王院文書」にその争いが見られなくなることから、千葉氏側が赤塚郷より手を引いたと推測される。山内上杉氏内の実力者長尾景仲（景信の父）や上杉房顕らが相ついで死去したことも、この問題の解決に何らかの影響を与えていただろう。

さて赤塚郷から離れた千葉自胤は、石浜城に根拠地を移し、太田道灌とともに下総や上総の各地に転戦し、おおいに活躍した。太田氏との共同行動は、自胤と扇谷上杉氏との姻籍関係（自胤の子盛胤の母は上杉弾正の娘であったという）からであったと思われる（「千葉大系図」など）。

赤塚郷への兵粮料所設定問題後にも、赤塚郷と千葉氏との関係を示すものがいくつか残されている。一つは松月院のことである。同寺は東京都板橋区赤塚にある曹洞宗の寺で、万吉山宝持寺と号している。開山は曇英慧応で、開基

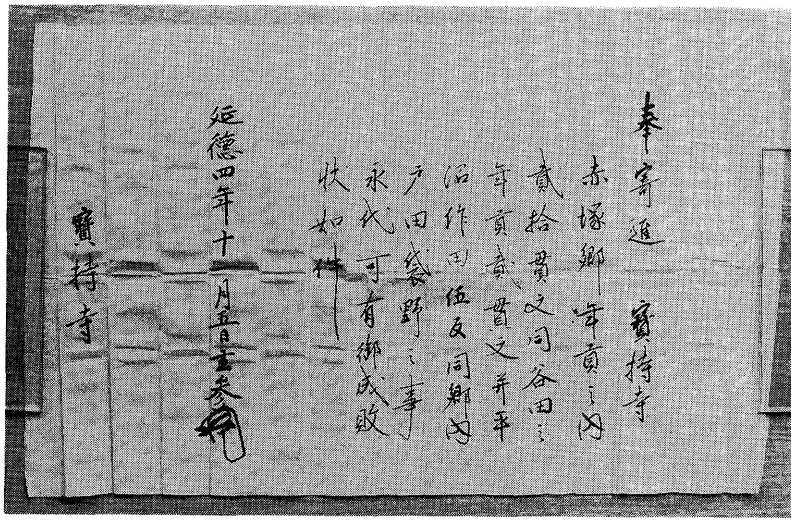

写真 3-12　玄参寄進状（松月院文書）

が千葉自秀と伝えられている。自秀は松月院殿南州玄参大禅定門と称し、関係文書と後世造立されたといわれる墓碑が現存している。この自秀が千葉氏のうちの誰であるのかは諸説があって一定しないが、千葉氏の関係者であることは間違いないところであろう。掲載した写真は、玄参の寄進状である。この文書の形式は、足利持氏の晩年から現われた特殊な形式であり、余り使用されなかったことから、文書自体が正文か写しかは不明ではあるが、偽文書とは思われない。その内容は赤塚郷内の地を宝持寺に寄進するというものである。さらに天文二一年（一五五二）八月日付で千葉宣胤が同様に赤塚郷内の地を松月院に寄進していることから、明らかに千葉氏は赤塚郷に所領を所有していたと思われる。

他の一つは、永禄二年（一五五九）に成立した『小田原衆所領役帳』の記述で、それによれば、江戸赤塚六か村などの所有者として千葉氏の名がみえている。この千葉氏は、千葉自胤の子孫であり、自胤―盛胤―良胤―惟胤と続き、惟胤以降に後北条氏に仕えたといわれている。これをみる限り永禄二年までは、千葉氏は赤塚郷に所領をもち関係が続いていたと言えよ

う。後北条氏は、天正一八年（一五九〇）に滅亡し、千葉氏も行動をともにしたと思われるが、後北条氏滅亡後の千葉氏と赤塚郷の関係は不明である。

3　職人衆の活躍

中世には、手工業も領主や土豪等の奨励により発展をみた。県内を概観すると、南北朝期には高麗郷の絹織物、石工による板碑や石造物の生産、さらには鋳物師（渋江、金屋、小代、久下、柏原など）による社寺の仏像や仏具等の製作や、社寺の建立にかかわる新座大工の活躍といった、いわゆる職人たちの存在と活躍が知られている。

これらの人々は、一般の農民とは異なる生産に従事する者たちで、封建的な地域内において、手工業生産を行なっていた。彼等は領主や社寺、または荘園等の下役人として労働を提供し、それによって給田免を所持するなどの特権が与えられていたのである。

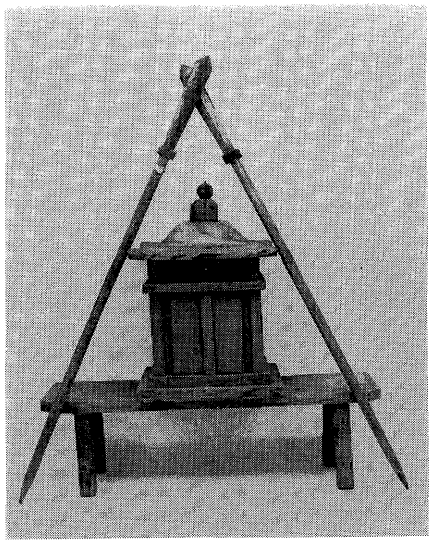

写真 3-13　氷川神社宮殿（浦和市本太）

市域内では確認できないが、〝番匠免〟という地名が近隣の板橋区赤塚、戸田市美女木の内谷や富士見市上南畑等にも見うけられる。この〝番匠〟とは、古くは木工寮に属し宮廷の営繕に従事する工匠を指したが、中世には一般建築職人の呼称であるといわれる。したがって〝番匠免〟とは、番匠（大工）の料に供するための免田の意であり、それにより大工の存在と活躍を知ることができる。

浦和市本太の氷川神社宮殿　この宮殿は、現在浦和市本太四丁目の氷川神社に存在し、県の指定文化財となっている。『埼玉県指定文化財調査報告書第八集』によると、「この宮殿は氷川神社の旧本殿内にあって、案（机）の上に乗り、これに構える形で木鉾が架けられていた。宮殿、案、木鉾は、いずれも杉材を用いているが、木鉾は墨書銘をもたない」とある。次に、宮殿及び案の墨書銘を示す。

（身部銘）

敬白造立御乗、大檀那高埴佐衛門盛影、同大工新坐　次郎三郎かぬ満　秀玉　取蔵奉行　二位賢永

宝徳三年かのとのひつし九月廿四日敬白

（蓋部銘）

かのとの未年九月廿四日　ほうとく三月（年カ）おミこし（御輿）こん里（建立）う申候也

地頭たかはな（高埴）殿　とりもちめ（取持）うおん寺　二位のさうつ（僧都）　にいくら大工二郎三郎　かぬミつ殿　同さへもん（左衛門）二郎

志　同とりい（鳥居）も同年

（案銘）

こやふき次郎□

大明神つくへ（机）

文あん（安）五年つちのへたつ六月五日

大工二郎三郎殿

蓋部の銘文によれば、御乗（宮殿身部）は、地頭であった高埴佐（左）衛門盛影が、大檀那として、宝徳三年（一四五一）九月二四日に、神輿（みこし）と鳥居を造立したとある。中でも、新坐（座）二郎三郎かぬ満、同じく左衛門二郎が大工として



写真 3-14　氷川神社宮殿身部の墨書銘



写真 3-16　氷川神社宮殿
案の墨書銘

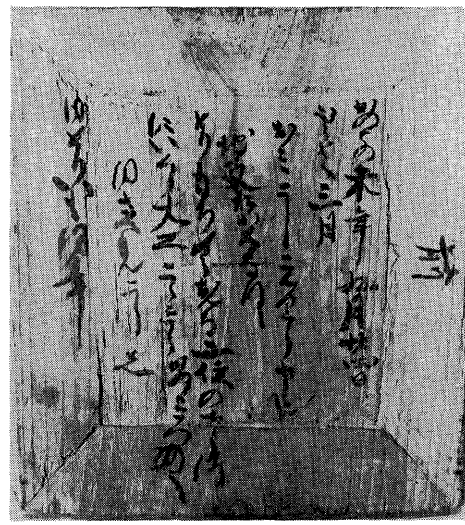

写真 3-15　氷川神社宮殿蓋部の墨書銘

造営に携わったことは注目される。

また、一方の案銘をみると、文安五年（一四四八）六月五日に大明神の机が造られたとあり、神輿造立の三年以前にすでに机が完成されたことになる。さらに、「こやふき次郎□□」については、屋根板材を利用したことによるとする文献があるが、むしろ大工とは集団を異にした葺師（ふきし）と



写真 3-17　氷川神社本殿（浦和市本太）

しての職人の意と解したい。当市域を包含した、新座地方に係わりのある優秀な大工集団の存在が確認されたことはきわめて興味深いものである。

大檀那の高埴氏は、足立郡高鼻郷の地頭とみられ、高鼻村（現大宮市）を中心とした地域を所領していたものであろう。

次に、この宮殿が納められていた本殿にも言及しておきたい。この本殿は、社としては小規模ないわゆる見世棚造りと称されるもので、桃山期の造立と推定されている。井桁状に組まれた上に、向拝付きの本殿が立ち、向拝柱まで棚状に床板が張られている。屋根は厚板か目板葺きで、身舎より向拝にいく途中で折れまがる。装飾も少なく簡素な造りである。『浦和市文化財時報(41)』によると、旧本殿は身舎桁行一・二七メートル、梁間一・〇九メートル、これに奥行〇・八五メートルの向拝が付くものであるという。宮殿とは直接結び付かないが、新坐大工の系統をひく者たちの手になる可能性もあるので、ここに付記した。

宝厳院の厨子仕切り板の墨書銘

川口市安行慈林に所在する宝厳院は、真言宗智山派の寺院で、医王山慈林寺と称する。別名を慈林薬師として広く近郷近在に知られる川口市内最古の名刹でもある。

『新編武蔵風土記稿』によれば、当寺は新義真言宗醍醐三宝院末にて、医王山慈林寺と号し、本尊は慈覚大師の作であるといわれる。往古は薬師堂を中心として、仁王門、鐘楼、氷川社、十二神社、三十番神堂、観音堂、地蔵堂、閻魔堂ほか、宝厳院が建ち並んでいた。この中でも、とくに薬師は、人々の信仰も厚く、天平一三年（七四一）に聖

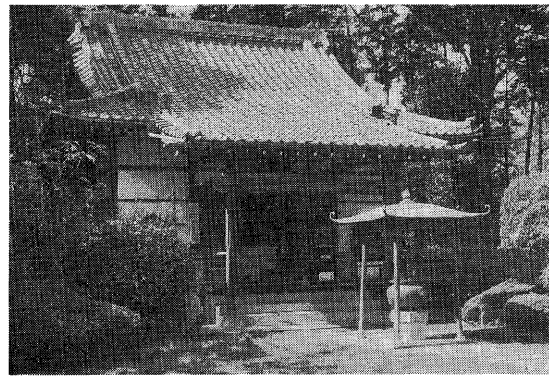

写真 3-18　宝厳院（川口市）

武天皇の勅願により、行基菩薩の創建になると伝える。山門を入った正面奥の薬師堂は、昭和四四年に、また、右側の本堂は昭和五〇年にそれぞれ新たに再建されたものである。このほかの地蔵堂や念仏堂等も、すべて昭和期に至って建立されたものである。ただ、仁王門は文政八年（一八二五）の造立とされ、広々とした庭園に往時をしのぶことができる。一方、諸仏では、薬師如来を始め、日光・月光の脇侍及び十二神将等の木彫仏は、室町時代の造立といわれている。

ところで、この薬師堂が改築される以前までは、堂内に木造の厨子が安置されており、その一枚の中仕切り板の内側に堂舎再建の墨書銘が遺存していた。

この仕切り板は、現在は三分割されているが、元来は一枚板で、縦が五九センチメートル、横が七五センチメートルほどもある。元の一枚板も、当時二枚板を継ぎ合わせて作製されたものである。次に、墨書銘の前半（A）を読み下し文で、後半（B）を原文のまま掲げ紹介する。

A、当寺は応仁元年（一四六七）丁亥正月一七日の夜に炎生（焼）し、本尊十二神を始めとして、一塵も残さず皆焼失しおわんぬ。一つの宮ばかりを残す。その後、文明三年（一四七一）辛卯七月一日、十穀阿哞上人来りて造立をなす。次の月閏七月一六日辰日の寅一天に柱を立つ。所々の番匠来り集まること百余人。仮葺は霜月二四日におわんぬ。その後、天下の大乱おこり、修造は中絶するなり。文明一五年（一四八三）癸卯五月一一日の巳の刻、南の沼より

本尊一躰涌き現わることあり。これ、いにしえの慈覚大師の御作なり。また、阿哞上人の時夢想の告ありて、沼より一躰涌き現わる。これ半分炎生なり。また新仏一躰柱立す。時の別当は権大僧都尊祐法師。天台・真言両宗の新仏旦那、一躰三貫宛なり。

以上のことから、応仁元年に当寺が火災にあい堂宇を類焼したが、その後、文明三年、十穀阿哞上人によって造立に着手するも、やがて戦火によりて中絶した。以後、文明一五年に至り、慈覚大師作の本尊が沼より現われるといった不可思議な現象から始まり、焼失してから再建までの経過や、本尊の由来等が記載されている。

ところが、この墨書銘中、「其後文明三年辛卯七月一日、十穀阿哞上人来成造立、次月潤七月十六日辰日刁一天柱立」とあるが、文明三年の閏月は七月でなく八月である。したがって、閏月とすれば閏八月とするのが正しい。おそらく一二年も経過して記載したため、誤記したものと考えられる。それにしても辰（龍）の日の寅（虎）の一天に、柱立てを行なう建築儀礼や、各地より番匠たちが百余人も集まるといった記述は、当時の職人集団を知る上でまことに興味深い。

B、地頭長尾中務尉景広、同代官岡部弾正富清、宮殿造立時、別当永賢僧都、同願主十穀乗慶、当奉行一乗坊誓妙、普賢坊賢永、妙音坊、常楽坊祐實、□□仲、大工武州新坐左衛門次郎盛重、子息左衛門三郎、小工三郎四郎、五郎四郎

木取始、智覚、叡宥、永珍、祐蔵、永弁、永祐、盛円、□□、祐舜、祐海、尊慶、幸祐、承仕、承円、承蓮

文明十五年癸卯八月十日、筆者如意輪坊誓慶律□

（下段の人名）

太陽寺中務丞、藤原直清、妙祐禅尼、常珎禅尼、犬子、孫太郎、□□□、ます子、薬師子、と弥子、□□、

蓮乗（カ）

Bには、地頭や別当、奉行、大工等、寺の再建にあたった人物の名が列挙されており、文明一五年に完成した当時の記載である。ただ、最後に付記された下段の人名は、前半の書体といささか書跡が異なるようである。

新座にいた大工

この中で、最も注目されるのは、大工の新坐左衛門次郎盛重、子息左衛門三郎、小工三郎四郎、五郎四郎等の大工名である。これら新座の地名を冠した者たちは、新座に居住したか、あるいは新座出身のいずれかであろう。とくに左衛門次郎盛重は、番匠集団を統括する棟梁的な存在であったと思われる。

ところで、苗字の新座（にいくら）については、古代のところで述べたようにかつて新羅郡と呼称されていた当地域は、平安時代に入ると、新座郡と記されるようになる。九〇五年に編さんに着手された『延喜式』には、その記載があり、また、承平年間（九三五頃）成立とされる『和名類聚抄』には、新座は「爾比久良」と訓読されていた。

また、江戸時代の文化・文政期に編さんされた『新編武蔵風土記稿』によると、浜崎村（朝霞市）の項に、以前当村の氷川社に奉懸されていたという福徳二年の鰐口には、「武州新座郡廣澤之郷浜崎之宮」と刻されていたという。この福徳二年とは私年号であり、延徳三年（一四九一）に比定される。したがって宝厳院の厨子仕切り板の墨書銘に見える「大工武州新坐左衛門次郎盛重」は、この武蔵国新座郡、もしくは次に述べる新座（倉）郷の左衛門次郎盛重という意味であろう。

その後、ややくだった永禄二年（一五五九）に編さんされた『小田原衆所領役帳』には、一六五貫文の「にいくら」の地が、川村・千葉・太田の三氏によって分割領有され、郷名は新倉と記載されている。現在の新倉地域は、前述の川口市の宝厳院や、浦和の氷川神社とは、旧入間川を隔てた対岸に位置し、割合近いなどの地理的条件からみて、当時新座地域に居住して活躍していた優秀な大工集団が、足立郡までその活躍の場をもっていたことがわかる。

『古代中世職人と社会』（遠藤元男）によれば、鎌倉時代の番匠集団には、①大工、権大工　②引頭（いんとう）、脇工、後大工　③長　④連、平、衆、小工　⑤小者衆、童などの諸階層が存在したといわれる。これらの階層は、土木や建築など、多くの人数を必要とする集団作業の場合、仕事の進行上統制を要するために成立したものである。また、小工とは大工集団中ではむしろ下層の集団に位置するが、それらの者のたばねを指すものと解されている。

ところで、浦和市本太の氷川社宮殿建立の大工「にいくらさへもん二郎」と、川口市安行慈林の宝厳院厨子銘に見える「新坐左衛門次郎盛重」は、おそらく同一人物と考えられる。つまり、宝徳三年（一四五一）当時、大工の総棟梁であった二郎三郎かね満の次席で活躍していた左衛門二郎が、やがて三二年後の文明一五年（一四八三）に至り、二郎三郎の跡を継承して、宝厳院を再建したものとみられるからである。

なお、当時の大工職（しき）は、領主によって宛行（あてが）われ、代々世襲されていたらしい。

第三節　在地領主の離合集散

1　武蔵平一揆の乱と上杉禅秀の乱

武蔵平一揆の乱

貞治六年（一三六七）四月、父足利基氏の死去にともない、子息氏満が関東公方に就任した。しかし幼少なため、関東管領上杉憲顕が政務を代行した。憲顕は応安元年（一三六八）正月、足利氏満の関東公方就任の報告と、足利義満の将軍就任の祝いなどのために上洛した。この隙を狙って豊島・江戸・河越氏など平姓の武士らが、河越を中心にして挙兵した。関東からこの知らせを受けた憲顕は、急いで鎌倉に帰り、諸将を率いてただちに武蔵の府中（東京都府中市）に出陣した。そして六月一七日に河越で行なわれた合戦で、上杉軍は平一揆らを討ち破り、ついで九月には平一揆らに同調して挙兵した宇都宮氏を降服させることに成功し、鎌倉に戻った（「市河文書」『花営三代記』）。

この当時、豊島氏の影響下にあった和光市を含む周辺地域も、当然この乱にまきこまれている。あまり良質の史料ではないが『中古治乱記』という書によれば、板橋原（東京都板橋区）や洲賀茂（東京都豊島区巣鴨）などで両軍の合戦が行なわれたことが記されている。事実かどうかは、ほかに史料がないことから不明であるが、平一揆の武士らがこの地域を含む周辺を根拠地としていたことから、このあたりで上杉軍との衝突があっても不思議ではない。

当時、武蔵平一揆の関東府内の政治的立場は、その構成員が相模・伊豆の両国の守護職を所有しており、足利基氏の側近として活動し、基氏の臨終の際には、河越治部少輔が他の武士らとともに、氏満を補佐してくれるよう頼まれているなど、基氏政権ではかなり重要な地位をしめていた（『細川頼之記』）。一方、貞治年間の上杉憲顕の関東府復

帰以降、着々とその実力をつけてきた上杉氏の存在は、もともと尊氏派でもあった平一揆にとっても好ましいものではなかった。したがってさきに上杉氏の関東府復帰にともない守護職をとりあげられた宇都宮氏らを誘い、憲顕の留守に乗じて上杉氏打倒をねらい、いっきに基氏以降における政界の指導的地位を得ようとしたものであった。

結果は、平一揆と宇都宮氏側の敗北に終わった。この敗北によって、一揆の構成員であり、平安時代以来勢力を誇ってきた河越氏は、これ以後史料の上に見えなくなるほどの壊滅的打撃をうけ、また高坂氏も、所有していた伊豆国の守護職を解任され、本貫地の高坂郷（東松山市）や戸守郷（比企郡川島町）などを没収されてしまった。

一方、敵対勢力を倒すことに成功した上杉氏は、この乱の恩賞として武蔵国と伊豆国の両守護職を獲得しており、関東管領職も上杉氏の独占となるなど、関東府に確固たる足場をつくりあげ、関東府内最大の氏族に成長した。

この内乱後、上杉氏が武蔵国の守護となったこともあり、武蔵武士、とくに平姓の武士たちと上杉氏との関係は、円滑にゆかなくなり、ことあるごとに対立することになった。

小山義政の乱と武蔵

武蔵平一揆の乱後、まもなくして上杉憲顕が死去し、そのあとを上杉能憲（憲顕の子）と同朝房（憲藤の子・犬懸家）の両者が、関東管領に就任した。

足利氏満は、上杉能憲と朝房の補佐をうけながら政務をとりはじめた。氏満時代の最大の政治問題は、小山義政父子の乱であった。康暦二年（一三八〇）二月、小山氏と宇都宮氏との所領争いよりはじまったこの乱は、足利氏満による小山義政討伐ということになり、同年六月氏満は鎌倉をたち追討に向った。八月には小山氏が在陣していた祇園城（栃木県小山市）を攻め、九月に攻略し義政を降服させた。しかし義政は、これ以後も反乱と帰服を繰り返したが、永徳二年（一三八二）四月に武州白旗一揆らにより討伐された。

義政の死により収まったかにみえた小山氏の乱は、今度はその子の若犬丸が至徳三年（一三八六）を含め、三回に

上杉氏の略系図

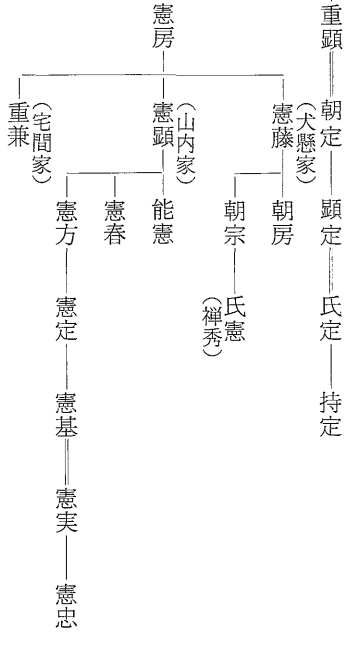

から太田庄の管理権を持っており、小山氏も建武年間以来、その権利を保有していた。太田庄の完全な領有権を得て、武蔵の西部に確固たる足場をつくろうとする氏満と、従来からの権利を守ろうとする小山氏との間に対立が生じ、結果は小山氏側の敗北となり、太田庄の一部は戦功のあった諸将に与えられたが、大部分は関東府の所領（とくに御料所といった）となった。しかし、関東公方が武蔵西部の拠点づくりに成功したことで、今後は武蔵国守護である上杉氏との間で、武蔵国の支配をめぐっての新たな政争の原因を生ずることにもなった。

足利持氏の登場と上杉禅秀の乱

関東公方と上杉氏との対立がいろいろな形であらわれ始め、不安定な政治状況となっていた。そのため小さな反乱や事件があいついで起きたが、応永二三年（一四一六）には「上杉禅秀の乱」が起こった。

足利持氏が上杉禅秀（禅秀は法名、実名は氏憲）の家人の所領を没収したことが契機となり、以前からの政治的なわたって挙兵した。関東府は、応永四年（一三九七）正月、ようやく若犬丸を討つことに成功し、ここに小山氏の乱は落着した。

小山氏のしつような反乱の原因は、太田庄（北埼玉郡を中心とし、南埼玉郡と大里郡の一部を含む庄園）の領有権をめぐるものであった。関東府は、貞和年間（一三四五―一三五〇）以前

対立もあって、応永二二年（一四一五）禅秀は関東管領職を辞職した。しかし持氏は、その後任に反禅秀の立場であった上杉憲基を任命したため、禅秀の反持氏の感情を決定的なものにしてしまった。

応永二三年（一四一六）一〇月、禅秀は姻戚関係にある武将を中心にし、南朝方や旧直義党のものなどをもあわせて挙兵した。不意をつかれた持氏らは、からくも鎌倉を脱出し駿河（静岡県）に逃れた。そこで諸将を招集し体制を立て直し、さらに幕府の援軍をもうけた持氏は、応永二四年（一四一七）正月武州瀬谷原（神奈川県横浜市）の合戦で禅秀側を破り、同月一〇日鎌倉雪ノ下の合戦で禅秀らを敗死させた（「豊島宮城文書」『鎌倉大草紙』）。

その結果、禅秀が保有していた武蔵・上総両国の守護職は、山内上杉氏と宇都宮氏に与えられ、武蔵国内にあった禅秀与党の所領も、勲功のあった武士に給与された。

こうした大きな争いが起こるたびごとに、武蔵武士が重要な役割を果してきたことは、くり返し述べてきたが、今回も同様で、とくに上杉禅秀・同憲基はともに武蔵との関係が深かったため、禅秀側には武蔵七党の丹党や児玉党が、憲基側には豊島氏や江戸氏らが加わっていた。なかでも豊島氏や江戸氏らが中核となっていた武州南一揆（武蔵平一揆の再編成されたもの）は、はじめ禅秀に与して行動していたが、途中から持氏側となり、この動きで勝敗が決したほど両陣営にとり重要な武力となっていた。

いずれにしてもこの乱の結果、関東府内での山内上杉氏の優位が決定づけられたことになり、今度は関東公方と山内上杉氏との争いに発展していった。

2　永享の乱前後と武州南一揆

禅秀の乱後の関東府

禅秀の乱後、足利持氏の政治姿勢は、乱鎮圧に自信を得たこともあって強圧的な路線をとりはじめた。軍事面では、佐竹・山入氏などの禅秀与党の追討ばかりでなく、反持氏的ではあったが中立的立場をとっていた関東扶持衆（幕府直属の関東武士）までも攻撃の対象としており、一方政治面では、関東府管轄の諸国守護を、さしたる理由もなく解任し、持氏側近の者を任命するなど、公方専制下への政策を強力に推進していった。

このような持氏の性急で過激な政治行動は、幕府とくに将軍足利義教を強く刺激し、さらに、幕府との協調路線を政治の基本姿勢としていた、関東管領山内上杉氏との対立を招く原因となった。

永享年間（一四二九―一四四一）に入ると、将軍継嗣問題の不満などが要因で、持氏は幕府に対し抱いている感情を、露骨にその政治行動や政治路線などにあらわし始めた。永享五年（一四三三）には、甲斐武田・駿河今川両守護の家督相続問題に関係者として介入し、同六年には鶴岡八幡宮に、武運長久や敵対勢力の追討成就などを記した「血書願文」を奉納し（「鶴岡八幡宮文書」）、同じく子息の元服を幕府の許可を得ないで行ない、義久と名乗らせるなどした。そしてこのような具体的な政治行動を、公然ととり出した持氏に対し、将軍義教は心良く思わず、関東府への監視を強化した。

永享の乱

永享一〇年（一四三八）には、足利持氏と関東管領上杉憲実との関係は、幕府に対する政治路線をめぐって対立し決裂してしまった。憲実はしばらく鎌倉にいたが、まもなく足利持氏側の攻撃を未然に防ぐため、自分の領国の上野（群馬県）に逃れた。

憲実からの急報をうけた将軍義教は、さっそくその対策にとりかかり、追討軍を関東に派遣する一方、陸奥・越後

・信濃・甲斐・駿河などの関東周辺の国々の諸将に、関東への出陣を命じた。同年九月には、関東に下ってきた幕府軍と関東府軍との合戦が箱根などで行なわれたが、動員力にまさる幕府軍の優勢は動かしがたく、各地で関東府軍を討ち破った。軍事面での劣勢挽回のため、持氏みずからが鎌倉をたち相模の海老名（神奈川県海老名市）まで出陣したが、有力な持氏与党として行動していた武州南一揆や三浦氏が、ともに幕府側に寝返ったこともあり、結局は敗退してしまい、劣勢の回復はならなかった。

さらに、さきに上野に逃れていた上杉憲実が、上野国や武蔵国などの軍勢を率いて武蔵分倍河原（東京都府中市）まで進軍してきたため、海老名にいた持氏は、幕府軍と上杉軍とにはさまれる形となった。そのうえ幕府側となった三浦氏によって、持氏の拠点の一つであった鎌倉が占領されてしまい、持氏軍は完全に孤立化した。

ついに持氏は、上杉憲実の家臣長尾忠政の言を入れ、同年一一月幕府軍に降服した。鎌倉に戻った持氏らは、鎌倉の永安寺に幽閉された。しかし持氏亡きあとの政治的混乱を避けたいとの判断から、憲実は幕府にくり返し持氏の助命を願い出ていた。しかしこれは幕府に聞き入れられず、永享一一年（一四三九）二月一〇日、憲実は幕府の命令に従い、扇谷上杉持朝と千葉胤直らに永安寺を攻めさせた。持氏は寺に火を放ち、一族郎党とともに自殺した（『建内記』『鎌倉大草紙』）。ここに基氏以来続いてきた関東府は、いったん滅亡した。

持氏の遺児のうち、長男義久は鎌倉で死んだが、安王丸と春王丸は下野に、永寿王丸（古河公方足利成氏の幼名）は、信濃にとそれぞれ逃れ、その地で再起の機会をうかがっていた。

結城合戦と武州一揆　永享の乱後の関東の政局は、政治の中心であった足利持氏がいなくなったことから、混乱状態が続いていた。幕府は、この状況打開のため、関東府の政治運営を両上杉家（山内家と扇谷家）を通して行ない、政治体制の立て直しをはかるとともに、社会的混乱の回復につとめた。

永享一二年（一四四〇）三月、永享の乱のさい持氏側として行動し、乱後発足した上杉氏を中心とする政治の新体制を容認し得なかった結城氏朝は、下野に逃れていた持氏の遺児安王丸と春王丸兄弟を結城城（茨城県結城市）に迎え入れ、足利持氏の旧臣であった一色氏・簗田氏・木戸氏らや宇都宮氏や小山氏などとともに、反上杉氏を旗じるしに反乱を起こした。

この知らせを受けた幕府は、永享の乱後伊豆の国に隠退していた上杉憲実（法名は長棟）に出陣を要請した。関東府の危機的な状況をみて要請をうけた上杉長棟は、同年五月上杉持朝・千葉満胤・武州一揆などの関東府関係の武士と、小笠原氏や土岐氏などの幕府軍とを加えた連合軍を率い、結城氏討伐に出発した。

七月には武蔵の村岡河原（熊谷市）で、追討軍と結城軍との合戦が行なわれ、長尾景仲や固庁鼻性順（上杉氏の一族）らが率いる追討軍が勝利を得、結城方の部将の一色伊予守を追討している。そして追討軍は、この初戦の勝利の余勢をかって、同月末にははやくも結城城を包囲した。しかし包囲後の結城城の攻略は、結城氏側の十分な備えと、結城氏に味方する者達が多かったせいもあって、なかなか進展しなかった。

同年一二月には、追討軍内で結城城攻略の方法をめぐって、諸将への意見調達が行なわれたが、多くの意見が出されたこともあって、なかなか結論が出なかった。この時意見を求められたものは、扇谷上杉持朝や千葉満胤などの有力部将たちばかりであったが、彼らとともに武州・上州の各一揆衆もたずねられた。武州一揆がこの当時の関東府にとって、いかに重要な軍事構成員であり、無視し得ない存在であったかをうかがうことのできる出来事である（「安得虎子」）。

以上のようにゆきづまっていた結城城の攻略も、合戦が長びくことを警戒した幕府の肩入れもあって、たびかさなる追討軍の結城城への攻撃が功を奏し、翌嘉吉元年（一四四一）四月一六日にようやく落城させることに成功した。

その結果、主謀者の結城氏朝は敗死し、結城側として行動した部将らも、戦死または捕虜となった。また結城氏につぎあげられた持氏の遺児安王丸と春王丸の二人は、落城のさい女装して脱出をはかったが、見破られて捕えられ、京都への護送途中、美濃国垂井（岐阜県不破郡垂井町）の金蓮寺で、将軍足利義教の命令によって処刑された（『建内記』）。

武蔵の武士達が、大きな政変や反乱が起こるたびごとに、大活躍をしてきたことは、しばしば述べてきたとおりであるが、今回の結城合戦の場合でも同様であった。いまこの乱に関する資料から、武蔵関係の武士の氏名をみてみると、結城軍側には、野田右馬助や鳩井隼人佐や榛谷弥四郎など、おもに武蔵北部から北東部にかけて本拠をもつ武士たちが多く、追討軍側には、武州一揆を代表として、おもに武蔵南部に本拠を置く武士達が多かった（『結城戦場物語』『鎌倉大草紙』）。

これをみても両軍にとって武蔵武士が、その軍事力の重要な部分を占めていたことがわかり、したがって武蔵武士の帰属が、その合戦の勝敗にかかわるということになった。つまり武蔵武士の動向が、ときの政局に大きな影響を及ぼす存在になっていたのである。

3　古河公方と両上杉氏の対立

足利成氏の登場

結城合戦後まもなくして、上杉長棟が再度引退したため、関東府の政治運営は、新しく関東管領となった上杉憲忠（憲実の子）を中心にし、扇谷上杉氏の家臣太田道真（道真は法名、実名は資清、太田道灌の父）と山内上杉氏の家臣長尾景仲とが、補佐するという体制で行なわれた。

しかし、幕府は関東での動揺と混乱とを静める目的で再び関東公方を置くことにし、永享の乱以来信濃にいた永寿

王丸を関東公方とすることに決定した。永寿王丸は、宝徳元年（一四四九）に将軍足利義成（のちの義政）の一字をもらい成氏と名乗り、関東公方としての活動を開始した。

足利成氏が関東公方となったことで、従来より実質的に政治運営にあたっていた太田・長尾両氏の反発は強く、関東公方派と太田・長尾両氏を代表とする上杉派との反目は、次第に表面化し始めた。

宝徳二年（一四五〇）四月、太田・長尾両氏は、鎌倉にいた成氏を攻撃しようと策したが、これを事前に知った成氏は、江の島（神奈川県藤沢市）に逃れた。そこで諸将に動員令を出す一方、幕府にも軍事援助を要請した。幕府は関東府内での混乱を避けたいため、駿河の今川氏などに出陣を命じた。太田・長尾を中心とする上杉軍と足利成氏軍は、鎌倉の由比が浜や江の島で合戦したが、幕府軍が加わった成氏方が勝ちを収めた。そして八月には、幕府の仲介もあって、両軍の和睦が成立した（『鎌倉大草紙』）。

鎌倉に戻った足利成氏は、関東府管轄の諸国に「徳政」を行なった。これは永享の乱後の関東府の政治的混乱の鎮静化を意図したものではあるが、実際にこの徳政の対象となった国々が、いずれも上杉氏の守護国であったことから、成氏の本当の狙いは、上杉勢力の削減を目指したものであった。

しかしこの当時、前述のことをも含めて成氏の行使しえた権限は、祈願所の設定、祈禱の依頼などわずかなものであり、大部分は幕府が握っていたため、まさに名目のみの関東公方であった。したがって江の島合戦で勝ち、意気あがる関東公方とその近臣達の幕府への不満は、日々増大していった。

さらに成氏派と上杉派との対立は、さきの和睦で表面的には収まってはいたが、現実には成氏と上杉氏、成氏と幕府という具合に、それぞれ対立が再燃しており、一触即発の状態となっていた。

古河公方の成立

享徳三年（一四五四）一二月二七日関東公方足利成氏は、関東管領上杉憲忠を鎌倉の西御門第に誘殺した（「正木文書」『康富記』）。これを契機に両派は武力による戦闘を開始した（享徳の乱）。上杉軍は、鎌倉から武蔵国まで退き、ここで武州一揆などを加えて、再度成氏軍と武蔵立川（東京都立川市）や府中（東京都府中市）などで戦ったが、いずれも敗北し常陸の小栗城（茨城県真壁郡総和町）に退いた。成氏はみずから出陣し、武蔵村岡（熊谷市）、下総古河（茨城県古河市）を経て、四月小栗城を攻め落とした。上杉氏よりの報告を受けた幕府は、成氏追討を決定し、再度駿河の今川氏らに出陣を命令した。今川範忠らの追討軍は、康正元年（一四五五）六月には鎌倉を攻撃し、成氏方の武将の木戸氏や大森氏らを鎌倉の離山の合戦で破り、鎌倉を幕府の支配下とした（『鎌倉大草紙』）。

鎌倉を奪われた成氏は、以後下総古河を根拠地とした。この当時の古河は、成氏派の有力武将である小山氏、簗田氏などの活動拠点に近く、関東公方の所領がこの地域に集中しているなど、成氏にとっては非常に大切なところであった。これ以降成氏をはじめとして、政氏、高基、晴氏、義氏の歴代がこの地を本拠地としたことから、成氏以後は「古河公方」と呼ばれた。

古河公方略系図

足利持氏
- ①成氏
  - ②政氏
    - ③高基
      - ④晴氏
        - ⑤義氏
    - 義明（小弓御所）

千葉自胤の赤塚入城

康正元年一二月足利成氏軍は、上杉軍がいた只木山（栃木県足利市）を攻略した。只木山を逃れた上杉軍は、武蔵一揆らとともに武蔵の騎西城（北埼玉郡騎西町）に入った。一方足利成氏は、古河に自

分の居城をつくり、関宿に簗田氏を入れ、野田城（茨城県猿島郡五霞村）に野田持忠を入れたのち、諸将を率い騎西城攻撃を行ない攻略した。

さらに康正二年（一四五六）になると成氏軍は、下総市川城（千葉県市川市）の千葉実胤を攻め落としている。市川城の攻略で成氏は、武蔵国東北部と下総国西南部を、自己の支配下とすることに成功した。市川城を逃れた千葉氏は、実胤が武蔵石浜に、弟の自胤が赤塚（東京都板橋区）に入り、成氏勢力と対陣した。

さらに同年九月に武蔵岡部原（大里郡岡部町）でも成氏軍と上杉軍との合戦があり、成氏軍が勝利を得、上杉軍の多くの将士を敗死させている（「正木文書」）。

この合戦以後の武蔵は、足利成氏の家臣である簗田河内守が関宿より出陣し、足立郡の大部分を占領したと記されている如く、成氏の勢威は武蔵全体に及ばんとするほどの状況となった（『鎌倉大草紙』）。

4　太田氏と豊島氏

太田道灌の登場

幕府は、古河公方足利成氏対策を含め、混乱している関東府の立て直しを目的として、長禄元年（一四五七）一二月、将軍足利義政の弟政知を鎌倉に下向させた。しかし、当時の政治的状況から実際には鎌倉に入れず、伊豆の堀越（静岡県田方郡韮山町）に本拠を構えた。いわゆる「堀越公方」である。この足利政知とあい前後して関東に下向し、一時期幼少の政知にかわり、主に軍事面を担当したのが、かつて赤塚郷の領主であった渋川氏子孫の渋川義鏡である。またこの人物は、足利成氏に対するため、蕨（蕨市）に城をかまえたと言われている（『鎌倉大草紙』）。

足利成氏後の鎌倉で実際に政治を執り行なったのは、山内上杉氏の家宰長尾景仲と、扇谷上杉氏の家宰太田道真

の二人であった。この二人は当時「東国不双の案者なり」との評判のものたちであり、上杉憲実の政治路線の継承を旗じるしとして、政治に臨んでいた（『鎌倉大草紙』）。

太田氏は、丹波国太田郷（京都府亀岡市）を名字の地とした清和源氏の出身であり、建長四年（一二五二）の宗尊親王（後嵯峨天皇皇子、鎌倉幕府第六代将軍）の鎌倉下向の時、それに従って下向した上杉重房（関東管領上杉氏の祖）について関東に来たとされている。以後資清の父資房の代まで相模に居住していたと言われているが、くわしいことは不明である。又「別本太田系図」によれば、資房の父資通のとき、岩渕（東京都北区）・志村（東京都板橋区）・中野（東京都中野区）などを拝領したとあり、資房も豊島郡で生まれたと伝えられていることなどから、道灌以前より太田氏は豊島郡を中心としその周辺地域と何らかの関係があったことが推測される。

太田資清は、扇谷上杉持朝に仕え、長尾景仲とともに政治家としての才能を讃えられていた武将であった。この資清の政治的努力により扇谷上杉家は、関東での政治的地位が飛躍的に上昇し、それまで圧倒的に優位にあった山内上杉氏と肩を並べられるまでになった。

太田道灌は、この資清の子で、永享四年（一四三二）の生まれといわれている。実名は資長（一名持資ともいわれる）、道灌は法名である。康正元年（一四五五）に父資清にかわり家督につき、翌康正二年（一四五六）には、はやくも古河公方足利成氏に対抗するために江戸城の築城にとりかかり、長禄元年（一四五七）に完成させた。同時期にいずれも扇谷家の所領であったと思われる河越・岩付の両所にも、同様の目的をもった城がつくられた。

豊島氏の衰退

豊島氏は、桓武平氏の出身であり、豊島郡を中心として平安時代末以来活動してきた氏族である。鎌倉時代以降、一族を赤塚（東京都板橋区）・板橋（東京都板橋区）・志村（東京都板橋区）・滝野川（東京都北区）・宮城（東京都足立区）というように分出しており、それらを通してそれぞれの地を支配してい

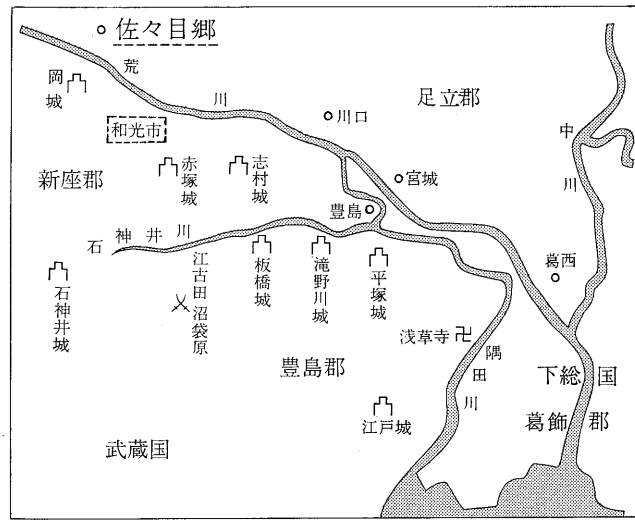

図 3-1　豊島氏関係地略図

た。南北朝時代になると、平一揆のメンバーとして活躍してきたことは、しばしば述べてきたところである。

さて結城合戦以後の豊島氏の動きは、必ずしも明確ではないが、享徳四年（一四五五）正月付で、古河公方足利成氏より豊島勘解由左衛門尉（泰景）と同三河守（泰秀）あてに、軍勢催促状が出されており、また山内上杉顕定より軍事に関する感状が出されているなどが知られる程度である。

豊島氏が一族を豊島郡内に分出し、それらを介して豊島郡内を支配してきたことは述べたが、そのような状況のとき、太田道灌は幕府の権力を背景として江戸城を築城し、つづいて江戸城と河越城・岩付城を結ぶ中間の城として、豊島郡内の稲付（東京都北区）や岩渕（東京都北区）に砦を築くにいたった。自分の支配地に侵入された豊島氏は、以前より古河公方足利成氏と関係があったが、これ以後、より一層親密になる一方、微妙であった太田氏との関係が、さらに厳しいものになっていった。

長尾景春の乱と豊島氏

山内上杉氏の家宰の後任人事が原因となり、長尾景春は、文明八年（一四七六）六月武蔵国鉢形城（大里郡寄居町）において、主である山内上杉顕定に対し反乱を起こした。景春は、足利成氏らと連

絡をとりつつの蜂起であり、反上杉の立場にたつ武士たちを糾合し、たちまちのうちに大勢力となり、山内上杉氏と扇谷上杉氏らを五十子の陣（本庄市）で破り、両上杉氏を上野方面に追った。

この景春の挙兵に接して、相模の武士たちは味方となるようにとの景春側の誘いに応じて、小沢城（神奈川県愛甲郡愛川町）や溝呂木城（神奈川県厚木市）や小磯城（神奈川県大磯町）などの各地で蜂起した。武蔵では豊島氏が、この景春の呼びかけに応じて挙兵した。この挙兵の原因の一つに、さきに述べた太田道灌による豊島氏の支配領域への侵略があったことは言うまでもない。

さて豊島一族の蜂起により、江戸城と河越・岩付両城との連絡道を切断された太田道灌は、まず豊島氏を攻撃したが失敗した。ついで道灌は相模の景春党を攻め、溝呂木城や小沢城などを次々に攻略することに成功した。この余勢をかって道灌は、豊島氏対策にとりかかり、文明九年（一四七七）に豊島泰明の平塚城（東京都北区）を攻撃した。弟泰明の急を聞き救援に向かった豊島泰経は、江古田原と沼袋原の両所で道灌軍と戦い敗れてしまい、平塚城主豊島泰明をはじめ、一族の板橋氏や赤塚氏などが戦死した（「太田道灌状」『鎌倉大草紙』）。

道灌との合戦に敗れた泰経は、石神井城（東京都練馬区）に逃れたが、ここも道灌に攻められしばらくは持ちこたえたが、ついに降服を申し出た。しかし降服交渉は、その条件に石神井城の破却が入っていたことからなかなか進まなかった。交渉の長期化を恐れた道灌は、あらためて城を攻撃しついに攻略した。石神井城を逃れた泰経は、弟のいた平塚城に入り再起をはかったが、ここも道灌の軍勢に攻められ、相模の小机城までのがれた。道灌は、反上杉勢力の立て直しを恐れたため、ただちにこの城を攻撃しここを落城させた。これ以後豊島泰経の名は、見えなくなっており、この合戦で戦死してしまったのか、それともここをのがれ他所に移ったのかは不明であるが、ここに豊島氏の惣領家は断絶してしまい、他の一族は生きのびてはいたが、平安時代以来武蔵国南部に勢力を誇っていた豊島氏は、こ

れ以降衰退の一途をたどっていってしまった。

太田氏の衰退　文明一二年（一四八〇）六月、武蔵における景春与党の追討の成功により、景春自身の勢威が衰えはじめた。武蔵から逃れた景春は、足利成氏のもとに走り、以後表立った活動はみえなくなった。武蔵国内に多大な影響と混乱を招いた長尾景春の乱も、ここに鎮圧された。

長尾景春の乱を鎮圧した道灌の武将としての声望は、日に日に上昇していったが、逆にその勢威に不安を抱くものも出現していた。扇谷上杉家の当主上杉定正もその一人であった。山内上杉顕定は、道灌の活躍により扇谷上杉家の勢力の強大化を阻もうとし、定正に道灌が主人にとってかわらんとする野望を持っているとの中傷をした。景春の乱を通じて、道灌の動向に一抹の不安を抱いていた定正は、その言を信じ、文明一八年（一四八六）七月、相模国糟屋（神奈川県伊勢原市）の定正の居館に道灌を招き、そこで暗殺をしてしまった。

道灌一人でささえられていた扇谷上杉家は、道灌なきあと、その道灌に従ってきた武蔵・相模両国の多くの武士達が、山内上杉家のもとに移ってしまったため、急激にその勢力が弱体化していった。扇谷上杉家のこの状況をみた山内上杉顕定は、長享元年（一四八七）定正を攻撃した結果、扇谷・山内両上杉家の全面対決となるにいたった。この結果両勢力の弱体化を招き、古河公方との関係もあって、結局は後北条氏の関東進出を招く要因となってしまった。

守護代大石氏と武蔵　太田道灌の死後勢威の衰え始めた太田氏にかわり、武蔵に勢力を伸ばした国人に大石氏がいる。この大石氏も太田氏などと同様、南北朝時代になり歴史上に登場してきた氏族の一つである。

大石氏は、木曽義仲の子孫であるとされ（『梅花無盡蔵』）、長野県佐久郡あたりを中心に活動していたといわれている。信濃より武蔵に出てきた時期は不明であるが、応安年間（一三六八―一三七五）には武蔵国守護代としての活動がみられることから、これ以前であることは確かである。

大石氏と武蔵国との関係で、最初にみられるものは、大石隼人佐能重である。この人物は、残されている大石氏の諸系図類にはみられないが、信重の兄弟であろうとされている。関東管領上杉能憲に仕え、武蔵・伊豆・上野の守護代を勤めている。

大石氏略系図

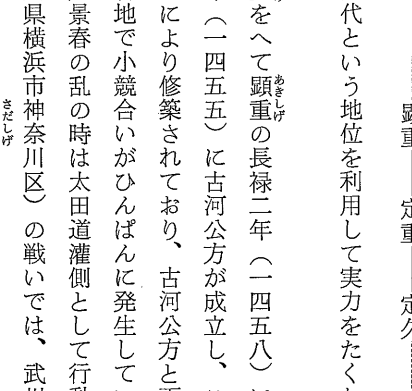

能重の次にあらわれるのは信重である。信重の室は武蔵の国人藤田義行の娘であり、この結婚により武蔵国内での確固たる基礎を築いたといわれている。信重は、山内上杉憲方らに仕え、武蔵守護代を勤めた。信重以後憲重・憲儀らも、山内上杉氏に仕え武蔵守護代などを歴任しており、大石氏は守護代という地位を利用して実力をたくわえる一方、公権力を背景に着々と武蔵国内にその勢力を伸ばしていった。

さらに房重をへて顕重の長禄二年（一四五八）に、従来居住していた二宮城より高槻城（東京都八王子市）に移った。康正元年（一四五五）に古河公方が成立し、これに対抗するため長禄元年（一四五七）江戸城・河越城・岩付城が太田氏などにより修築されており、古河公方と両上杉氏は関東を二分して争いはじめた。これによって関東の政治は混乱し、各地で小競合いがひんぱんに発生していたため、それらから守る目的で高槻城を修築し移ったのである。

顕重は、長尾景春の乱の時は太田道灌側として行動し、永正七年（一五一〇）に北条早雲との間で行なわれた武蔵権現山（神奈川県横浜市神奈川区）の戦いでは、武州南一揆などを率いて戦ったのち、永正一一年に死亡した。

顕重のあとをついだ定重は、活動が父顕重のそれとかさなるが、新興勢力の後北条氏の軍門に下るのをいさぎよしとせず、永正一八年（一五二一）には滝山城に移り、そこを本拠地として後北条氏との抗争にあけくれた。

文明一八年から同一九年（一四八六―一四八七）にかけ、京都の聖護院門跡の道興が関東歴遊を行なっており、大石氏の高月（槻）館に寄宿し、漢詩や和歌などを読んだのは、大石顕重と定重のときである。

定重の晩年に近い大永四年（一五二四）には、江戸城が後北条氏の支配下となったため。大石氏は柏ノ城（引又館ともいう。現在の志木市）を改築し、一族の大石信濃守を入れて対抗した。

しかし大石氏の後北条氏対策もここまでであり、定重のあとをついだ定久の代になると、後述のように後北条氏の政治戦略と圧倒的な軍事力の前になすすべもなく大石氏の勢力は弱められ、天文一五年（一五四六）には後北条氏に降り、北条氏照を養子に入れた。この大石氏の降伏は、南武蔵の勢力図を大きくかえることになり、以後戦国大名としての後北条氏が登場してくることになった。

第四節　地方文化の展開

1　禅宗・真言宗の寺院

臨済宗

市域の禅宗寺院は、金泉寺と東明寺が臨済宗、壱鑑寺が曹洞宗である。壱鑑寺は寛永年中（一六二四―一六四四）酒井壱岐守忠重の開創なので割愛し、ここでは金泉寺と東明寺の二か寺について述べる。

『関東五山第一、相州鎌倉建長寺末寺帳』（建長寺蔵）に、寛永一〇年（一六三三）当時の末寺の状況が記録されている。この帳に「武州足立郡金泉寺」とあるのが下新倉の金泉寺で、付近の寺は「武州足立郡芝郷長徳寺、寺領四十石有御朱印。土田戸田郷開禅（ママ）寺。蕨郷宝樹院。矢古田竜泉寺」の四か寺がみえる。そこで右のうち次の臨済宗寺院と金泉寺との関係をながめてみよう。

①川口市　長徳寺　開山　正宗広智（古先印元）
②戸田市　海禅寺　開山　大通禅師（西澗子曇）
③蕨　市　宝樹院　開山　正宗広智（古先印元）

①の川口市長徳寺は、瑞泉寺殿（足利基氏）祈願所として、佐々木左衛門入道道超、及び二階堂遠江守入道道興両名の発願で、その甥にあたる秀田和尚（当寺二世）が南北朝のはじめ頃に開山したという。しかし秀田は開山と称せられるのをさけ、その師の古先印元を請じて開山としたといわれる。

長徳寺はのちに中興開山竜派禅珠によって大いにふるい、建長寺門下の四大柱の寺院となった。竜派禅珠の『寒松日記』には、長徳寺と金泉寺の関係の深いことを示す記述が少なからずみうけられる。例えば、竜派禅珠は金泉寺の宗眞首座に天嶂の道号を与えたり、金泉寺付近の老夫妻の法華経千部の逆修塔婆造立に際し、供養の偈頌を与えている。もちろんこれは、江戸初期のことであるが、長徳寺と金泉寺とは中世の頃も密接な関係があったものと推測される。

②の戸田市海禅寺は、同寺由緒に「乾元元年（一三〇二）大通禅師開山被仕候、其後、戸田城主桃井播摩守直常嫡子、中務大輔（少カ）直和、為菩提所、位牌御座候」とある。現在、この寺は金泉寺の管理下にあり兼務住職となっている。

③の蕨市の宝樹院の開山は古先印元、開基は渋川左衛門尉である。明和五年七月の什物帳には、「境内除地、田六反二畝拾六歩、境外除地、同一反二畝三歩。天神境地三畝三歩」とあり、什物があげられている。長徳寺を介して金泉寺とも関係が深かったものと思われる。要するに南北朝時代和光市付近への臨済宗教線の進出は右のような状況であった。

さて、次に金泉寺と東明寺について述べよう。

①金泉寺　夢窓国師開山　貞和二年（一三四六）開創

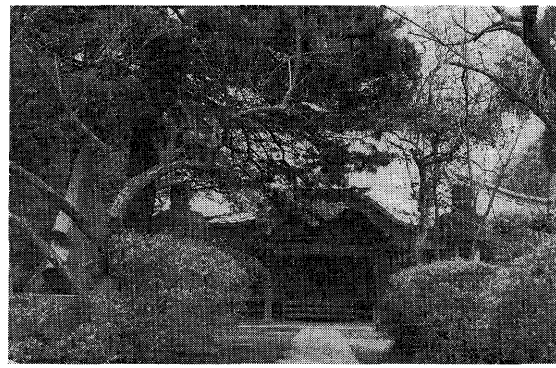

写真 3-19　祥光山金泉禅寺

②東明寺　春屋妙葩開山　康暦二年（一三八〇）開創

①の金泉寺が夢窓国師、②の東明寺が春屋妙葩の開山といわれる。夢窓疎石は貞和二年（一三四六）の五年後の観応二年（一三五一）九月三〇日に七七歳で没する。また春屋妙葩（普明国師）は、東明寺開創八年後の嘉慶二年（一三八八）八月一二日、七八歳で没している。『本朝高僧伝』や『延宝伝燈録』などで、両国師の事歴をみても、いずれも市域に来て両寺に住したことは記されていない。にもかかわらず両寺は、両国師を開山と伝えている。これは、いわゆる勧請開山なのである。つまりその弟子が開山の任務を果し、開山名に師の禅師名を付したのである。これに対し実際に開山の役をつとめ、後もその寺に住して教導につとめる場合を開創開山という。したがって夢窓疎石の開山といわれる寺は、永泰寺（山梨）、慧持庵（神奈川）、光明寺（同）、福厳寺（東京）などその数は多い。長徳寺開山の古先印元禅師の開山した寺は一一か寺を数える。勧請開山の寺院なのである。

次に金泉寺についてみると、この寺が建長寺の直末になったのは、康安元年（一三六一）二世願室和尚が、建長寺塔頭の竜源寺から移住した時と伝えられている。本尊についてみると、『新編武蔵風土記稿』には金泉寺本尊を「釈迦如来坐像」としている。けれども、現在の金泉寺の本尊は、「阿弥陀如来坐像」である。阿弥陀を釈迦とする例はほかの禅宗寺院にも多い。禅宗では、禅の道は釈迦が弟子の迦葉に花を拈じて禅の深奥を伝えそれ以来、「拈華微笑」の説話として今日に到っている。要するに禅の真髄を初めて伝授したのは「釈迦」である。したがって禅寺には釈迦



写真 3-20　木造阿弥陀如来坐像（金泉寺）

像を安置するのが作法とされ、そのため、たとえ弥陀の像でも、釈迦像に見たて、釈迦として仕えるしきたりができたのである。なお、草創は浄土宗で阿弥陀像を安置したが後に禅宗に改宗したため、その像を釈迦とした場合もある。

いずれにしても、金泉寺本尊は「上品下生」の印を結ぶ阿弥陀如来の、すぐれた作の坐像である。寄木造りで彫眼、通肩の納衣をまとい、膝上で定印を結び結跏趺座する。頭上の肉髻は大きくもりあがり、小粒の螺髪を切付けている。両肩は幅広く、胸部腹部に量感がある。像底には文亀四年（一五〇四）、修理銘札には寛永一八年（一六四一）の修理銘を明示している。市域では最も古い木像で鎌倉初期の作とみられる。なお修理銘札は、次のとおりである。

棟札

武州新倉郡祥光山金泉禅寺開山夢窓国師也、本尊弥陀聖徳太子之作経年序彩色悉損処、白河之城代丹羽五郎左衛門尉殿御前様、同笠間城代浅野内匠頭殿御前様抽丹志為天下泰平武運長久於自故現世安穏後生善処中興修理者也、同日課之念仏一年合三千六百篇直念直書被納之処也、万歳々々万々歳

奉　行　　竹内作兵衛尉

願主住持　一岳叟周忍
寛永十八年八月珠日

この弥陀像は、金泉寺の歴史の古さと、由緒ある伝統を物語る貴重な御本尊である。地方文化はここにも、ゆかしくかおっているといえよう。

真言宗　市域には長照寺をはじめ真言宗寺院の数は、小堂を含めるとかなり多い。けれども、鎌倉時代以前開創の確実な証拠のある寺院は見あたらない。

現在、市域の真言宗寺院は長照寺、東林寺、満願寺、法釈院（今はなし）、神護寺と数は多く、教勢は盛んである。しかし、明らかに室町時代に開創されていたとみられるのは満願寺だけである。（なお長照寺も中世の開創寺院と推測されるが資料が失われて詳しくは不明である。『新編武蔵風土記稿』には「墓所ニ寛永中ノ碑アレバ其以前ノ草創ナルベシ」とある）。

そこで、満願寺に寄進された鰐口（わにぐち）を中心に述べよう。鰐口の銘文には、「武州新座郡中目満願寺観音堂鰐口、施主心朝尼　敬白、寛正七年丙戌正月暦日」（東京都中野区野方町、堀口蘇山氏蔵鰐口の裏銘文）とある。

右銘文の「満願寺」は、市域の新倉午王山下に現存する。しかし、新座郡中目満願寺の中目については不詳である。宝暦一三年（一七六三）の上新倉村絵図に「中ノ目稲荷大明神」が、満願寺とはやや離れたところに比較的大きく描かれている。これもまた、いつの頃か消滅し、今はその遺影すらみることができないので、その関連は定かでない。

近年、満願寺付近の午王山遺跡から、南北朝や室町期の板碑や宝篋印塔（ほうきょういんとう）の残欠が出土している。したがって「中目満願寺観音堂」が現在地付近に、寛正七年（一四六六）当時所在し、「心朝尼」という尼僧が居住していたことはほぼまちがいないと思われる。



写真 3-21　萬政山満願寺観音堂



写真 3-22 木造聖観音立像（満願寺）

この鰐口は応永二七年（一四二〇）、板橋区赤塚の「石成村観音堂」に施主広光が寄進したものでもある。

すなわち、この鰐口の表面には、「武州豊嶋郡赤塚郷石成村観音堂鰐口、施主広光、応永廿七年庚子九月十八日、妙紹比丘、謹識之」とある（ただし「妙紹比丘、謹識之」の部分は削られているため、いろいろの読み方がある。（稲村担元氏は『武蔵史料銘記集』で、「妙紹比丘、謹識之」と記している）。

銘の石成村の観音堂は現在の赤塚四丁目の石成山清涼寺の観音堂か、または成増四丁目の瑠璃光山青蓮寺観音堂であったと思われるが確証はない。康暦元年（一三七九）六月二五日、足利義詮（あしかがよしあきら）の室如春の寄進によって石成を除く赤塚郷は鹿王院領となり、後に鹿王院の雑掌（ぞうしょう）がこの寺の付近に居住していた。それから約五〇年後の応永二七年（一四二〇）には、石成村観音堂に広光がこの鰐口を寄進し、さらに約五〇年後の寛正七年（一四六六）には、心朝尼が同じ鰐口の裏に銘を刻み、満願寺に寄進したわけである。

このように転々とめぐってはいるが、鰐口が寄進されたのは、いずれも真言宗の寺院である。

なお、満願寺の過去帳には「定尊法印天正廿年癸未十一月朔日寂」と記されている（『新編武蔵風土記稿』満願寺の条）。けれども、満願寺の開創・開山及び世代については不明であり、吉良氏との関係も未詳である。しかし、右の鰐口の銘によって、少なくとも、寛正の頃の満願寺は、かなり盛況を呈していたように思われる。

『新編武蔵風土記稿』には、満願寺の観音像を、「古仏、真の九重座なり」と説明している。現在、満願寺には二体の聖観音像がある。一体は坐像で頂高二六・四センチメートルの小像で「明暦二年九月二日、冨岡五郎兵□、常□禅定□」の銘がある。もう一体が約一メートルの聖観音立像で、衣文や全体のプロポーションは古仏の観があるが、やはり江戸時代初期の作と思われる。『新編武蔵風土記稿』に記す古仏の観音とは思われないが、今後の再検討がのぞまれる。

2　文化人たちのおとずれ

廻国雑記

自然を友とし、雪月花を愛でる風流人の到来は、中世の市域にもおよんできている。関東地方の中世を語る紀行は少なくない。市域に関係の深いものに『廻国雑記』と『梅花無尽蔵』があげられる。

『廻国雑記』は、京都の聖護院の院主、道興准后が、文明一八年（一四八六）京都から東国巡遊の旅に出て、翌長享元年（一四八七）五月に帰着するまでの間に、二〇か国を訪れた紀行である。道興は、いたるところで、和歌、俳諧歌、漢詩を詠じ、連歌をおこなっている。『廻国雑記』には二七五か所の地名があげられ、その土地土地の風物、印象がかかれている。

武蔵の国には前後四回にわたり、立ち寄っているし、入間郡で越年している。そして武蔵で詠んだ和歌が一〇四首、発句等が六句、詩が二四首あり、また、地名は四五か所に及ぶ。とくに大塚の十玉坊に滞在した期間は長く、その間に新座郡の各地を訪ねている。こうした地方文化の展開や発展に功績があった代表者が『廻国雑記』の道興准后であり、『梅花無盡蔵』の万里集九なのである。

さて、市域には、道興准后が詠んだ和歌を刻む石碑がある。文化六年（一八〇九）に上新倉村の鈴木家で「飛庵（ひあん）」に造立したもので、碑には、このあたりの新座（和光市）、野寺（新座市）、野火止（同）、膝折（朝霞市）、浜崎（同）で詠んだ五首が刻まれている。最初の歌は、

むさしのの広沢にいづる月と日を　あわせ鏡や二かけの松

この歌は『廻国雑記』には見あたらない。次の野寺、野火止、膝折、浜崎の四首はいずれも『廻国雑記』に詠みこまれた歌である。この四首を『廻国雑記』から紹介しよう。

又野寺といへる所爰（ここ）にも侍り。これも鐘の名所也といふ。このかね、いにしへ国の乱れによりて土のそこにうづみけるとなん。そのまゝほり出さゞりければ、

音にきく野寺をとへば跡ふりて　こたふる鐘もなき夕哉

有名な野寺の鐘の古跡は、新座市野寺八幡山満行寺にもあった。そこで道興はここの野寺を訪れ、歌を詠んだのである。

つぎの「野火止」と「膝折」は前文につづいて、次のとおりかかれている。

此あたりに野火どめのつかといふ塚あり。けふはなやきそと詠ぜしによりて烽火たちまちにやけとまりけるとなむ。それより此塚をのびどめと名づけ侍るよし、国の人申侍ければ、

わか草の妻もこもらぬ冬されに　やがてもかるゝのびどめの塚

これを過て、ひざおりといへる里に市侍り。しばらくかりやに休て、例の誹諧を詠じて同行にかたり侍る。

商人はいかで立らん膝折の　市に脚気をうるにぞ有ける

（原文どおり）

道興は、新座市、朝霞市の名所・名物を見てまわり、それぞれにふさわしい歌や俳諧に詠みこんでいる。たぶん、和光市の白子あたりにも立寄ったにちがいない。当時白子には、宿泊の旅舎もあったことであろう。かの万里集九も白子に一泊している。

最後の「浜崎」は、次のとおり記されている。

むさしのゝ末に浜さきといへる里侍り。かしこにまかりて、武蔵野を分つゝゆけば浜さきの　里とはきけど立波もなし

浜崎という名なのに、波も立っていないというのであるが、ここは朝霞市浜崎に比定されている。朮庵の碑もこれを刻んでいるが、やはり浜崎を朝霞の浜崎と考えていたからにちがいない。

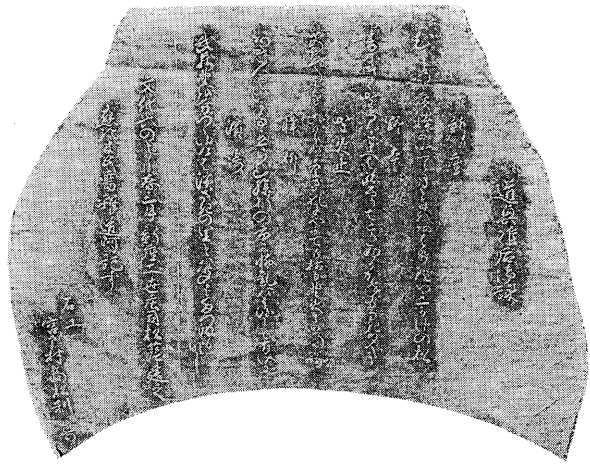

写真 3-23　道興准后歌碑

梅花無盡蔵

万里集九は、太田道灌の招請で、文明一七年（一四八五）九月七日、美濃の鵜沼を出発し、江戸城へ入る。ところが翌年、文明一八年（一四八六）七月二六日に道灌の非業の死にあう。そこで集九は、道灌の三周忌をすませたのち、江戸を出発して白子に一泊し、武蔵から上野、越後、さらに北陸をまわって鵜沼へ帰るのである。

そこで江戸出発の条を抄出しよう。

長享竜集戊申八月十有四日、辰の刻に蓐食し武蔵江戸を出づ。数十騎の真俗、余を送ること七八里、鞍上十鴻を聴きて云わく、

今朝乱を避けて江城を出づ　　熟面の雲山、我が行を送る
驢は痩せ鞭を吟して敲けど進まず　　始めて聞く鞍上十鴻の声　　此の夕べ白子の里に宿す

とある。数十名の人々に見送られて江戸を立った万里集九は、長享二年（一四八八）八月一四日の夜は、白子の里に夢を結んだのである。あくれば翌日は八月一五日の十五夜であった。

十五夜、看月於豊田武庸之第、作小詩

云々とある。十五夜の名月は川越の豊田武庸の邸でながめ詩をつくっている。

中世の和光市域にもこうして、文化の波は、しだいにゆかしく花ひらいていったのである。

3　熊野修験と民間信仰

熊野信仰

熊野三山に対する信仰は、いわゆる「蟻の熊野詣で」といわれるように、中世には全国的な潮流として広く武士や民衆の間に広まった。熊野への遠路の長旅は苦労が多かったにもかかわらず、その苦しさにもめげず、多くの人々が詣でたのは、熊野が山岳信仰の霊地であり、観音の浄土とされたからであった。けれどもそのかげに大きな働きかけをした、御師や先達があったことも忘れてはなるまい。中世、とくに鎌倉公方の四代九〇年間は庶流の分立期で争乱の中にあって、諸国の社寺は当時、自立しはじめた武士や民衆に、それぞれの信仰を布教していった。とくに、伊勢と熊野の御師や先達の布教にはめざましいものがあった。彼等は在地の信者と師檀関係を

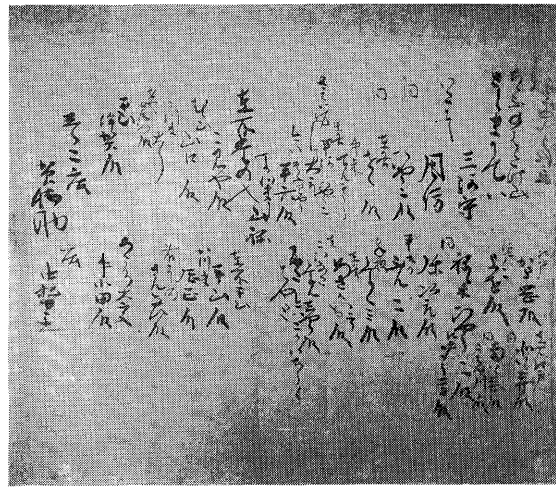

写真 3-24　武蔵国檀那書立

結び、檀那のために祈禱し、巻数や撫物やお札などを配布した。これに対し武士や有力名主などの檀那たちは、米・銭などを彼等におくった。

とくに、先達は檀那たちが熊野へ参詣する場合には率先して道案内をつとめたり旅の世話をしたり、宿坊の宿泊に便宜をはかるなどの仕事にあたった。市域近くでは、隣接の戸田市に「笹目の福蔵坊」、板橋区に「志村の南蔵坊」と名のる先達が居住し、この任務を果していた。ところで、御師たちの仲間には檀那の縄張りがあった。その縄張り内の檀那と御師の間で師檀関係が結ばれた場合、その檀那は譲渡や売買の対象とされ、その関係文書が那智の本社、米良家、潮崎家に残っている。この檀那職（株）の売買や名字書立などの文書によって、武蔵の国や、和光市周辺地域の熊野信仰や熊野詣での状況がとらえられる。武蔵の国では宝治元年（一二四七）一一月一一日付の檀那売券に「丹之一族」とある米良文書が初出で、そのほか数多くの売券が残っている。また、檀那書立と称される文書も残っている。檀那書立は、熊野那智山に対し、檀那契約を結んだ人々の名を書きあげたものでこれには、応永二七年（一四二〇）と文安五年（一四四八）および年不明のものがある。

市域が現れるのは、那智中世文書中、つぎの「武蔵国檀那書立」である。

文書の末尾に「しらこ庄賀物助、庄中務丞」とみえる。「しらこ庄」というのは古文書で一例しかみえない。多分

この「庄」は名字であろう。また「賀物助」は「掃部助」の宛字で「中務丞」とともに官職名であろう。なお「庄」は『小田原衆所領役帳』などにみえる「庄式部少輔」「庄主水」の庄と同族と思われる。

○年月日不詳武蔵国檀那書立

（端裏書）
「としま之名字かき立」

ちゝふのはたけ山
としまにてハ
三河守

江戸 かと岡殿　在所江戸 北いゝ蔵殿
江戸 よこを殿　同 南いゝ蔵殿
同 こはや川殿
ねりまひやうこ殿
江戸 こう方殿

いたはし 周防
同 ひやうこ殿
同 在名 をく殿
牛米 てんきう

同 弥次郎殿
平つか ふんこ殿
かね杉 たくみ殿
在名 あさかい 二郎 ○殿

在名 平河 ひやうこ　在 こひなた たんしやう殿
さはい所 今ハそふりやう 大ニて候 平六殿
ま□た 今ハこかいちそく はやと

「かつま―山ね」在所堂の入 こみや殿
むら山 山口殿
かつま 大郎
をや 左衛門殿
平山 伊賀殿
しらこ庄 賀物助

在所平山 平山殿
かつま 弾正殿
藤その きんない殿
あたち大宮 牛小田殿
庄 中務丞

ともあれ、この文書によって、白子郷に居住していた有力名主が、紀州熊野の御師と師檀契約を結んで、熊野地方の「信仰と文化」を、和光市域地方に伝播させていたことが推測されるのである。なおこれには年時がないが、ほぼ

天文年間（一五三二―一五五四）のものとみて大過なさそうである。熊野神社との関係は後述する（第五節）。

月待の信仰

月待や庚申待の習俗が、市域付近に普及するのは、室町時代の半ば頃からである。

中世の月待の信仰は、おおむね月の二三日の晩、月の出を待ち、月に宿願の達成を祈るのが本旨である。けれども一方、その夜の催しは楽しい娯楽の集いでもあった。月に健康長寿や病気の全快を祈ったり、家族や一族の繁栄、あるいはわが子の成長や出世を祈ったことは、文献からもうかがわれる。とともにその夜連歌や俳諧の会をもよおしたり、囲碁や宝引（ほうびき）などの娯楽を楽しんだことも、日記などによって知られる。

月待は、文献による限りその初見は文明年間（一四六九―一四八七）である。ところが埼玉県下、しかも近隣の富士見市には、嘉吉元年（一四四一）の月待板碑が初出する。実に文献よりも三五年も前である。埼玉県下で、この月待信仰が盛行（せいこう）するのは、文明年間（一四六九―一四八七）である。文明年間に立てられた月待板碑は、関東で五〇余基残っている（『日本石仏事典』雄山閣）。なお、文明の頃には、太田道灌など武将たちも月待をおこなっている。

以上、板碑により月待信仰をみてきたが、板碑以外五輪塔や石仏にも月待信仰の遺物が現存する。五輪塔の月待信仰塔は東京都五日市市に、また、文安三年（一四四六）一〇月二三日の地蔵を刻む月待信仰石仏が新座市に現存していて注目される。



写真 3-25　月待板碑

さて、市域にも、一基の月待板碑が、下新倉の柳下廓次氏宅に所蔵されている。この月待板碑は、享徳二年（一四五三）八月二〇日の造立で、上部左右に月と日、種子はキリーク、サ、サクの弥陀三尊を刻んでいる。下部

中央には「奉月待供養逆修」とあり、右に「馬五郎、三郎二郎、四郎三郎、助三郎、七郎三郎、孫太郎」左に「平三郎、七郎五郎、孫太郎、妙観禅門、太郎二郎」と合計一一名の名を刻み、下に「敬白」とある。高さは約一メートル、幅が三一センチメートルのほぼ完形品である。なお、「八月廿日」の上に「嘉保二」（一〇九五）と刻むがこれは後刻である。吹上観音境内の八幡社の新羅三郎義光の名笛伝説に結びつける意図をもって後刻したものと思われる（『和光市史』民俗編第三編第三章第一節参照）。

この月待板碑は、中世の市域にこの信仰がおよんでいたことを示す貴重な遺物である。

庚申の信仰

次に庚申の信仰について述べよう。庚申待は、健康で長寿を保つため庚申の日に徹夜をする「守庚申（しゅこうしん）」から、本尊をおがむ仏教的行事に変化した信仰である。平安時代に宮廷貴族が催した「庚申の御遊（ぎょゆう）」（守庚申）では礼拝対象はなく、詩歌管絃で夜をふかす娯楽性の強い行事であった。鎌倉時代も同様「守庚申」で礼拝対象はなく、武士たちはその夜酒宴を催して夜をすごしていた。

ところが室町時代の中期頃から、その夜の礼拝対象が創案され、仏教的な儀礼、つまり庚申の本尊に花や水や供物をささげ、経を読むなどの勤行（ごんぎょう）がおこなわれるようになった。これが庚申待である。当初の庚申の夜の礼拝本尊は、阿弥陀・観音・勢至（せいし）や薬師・釈迦・文殊・山王権現などであった。

京都の貴族や武士たちは、室町時代もほとんど守庚申の催しで崇拝対象などはなく、平安時代以来の守庚申の行事を踏襲している。宮廷の守庚申で、庚申の本尊が初めて京都御所の「きりかくしの間」に掛けられたのは、文禄四年（一五九五）のことで、これ以降は宮廷の庚申待も本尊に供物（くもつ）をそなえるように変わる。

関東では文明年間にはすでに「庚申待」がおこり、庚申の夜仏教的な行事を催している。しかも、守庚申から庚申待に変容したことを実証してくれる遺物の出土地は、荒川（旧入間川）の下流地帯なのである。つまり、わが国で最

古に属する庚申待の遺物は、第一位が川口市、第二位が川口市の対岸の足立区、第三位が隣接の練馬区、これに準ずる古いものが隣りの戸田市と、いずれも、荒川の下流域である。わが国の庚申待の起源を論ずる場合、和光市近隣は絶対無視できぬ重要な地域であり、したがって、市域にも早くから庚申待の信仰が伝播していたと推定される。けれども、初期の庚申待の遺物は残っていない。市域に遺存する庚申待板碑は一基で、断碑のため造立年月日は不明である。

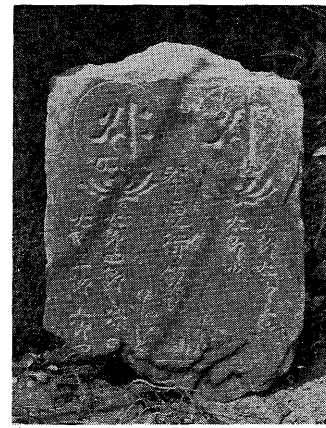

写真 3-26　庚(申)待板碑

現在この庚申待板碑は地福寺に所蔵されている。上部のキリーク（弥陀）は欠失し、サ（観音）とサク（勢至）がある。中央に「奉庚待供養」とあり、下に前机の上に三具足が刻まれている。高さが約三五センチメートル、幅が約二五センチメートルあり、左右に交名（きょうみょう）がみえる。向って右に「五郎太郎、太郎五郎□□□」、左に「太郎四郎、孫四□、太郎三郎、五郎四郎」とある。右側下段に二名の俗名があったとみれば、この結衆は合計八名である。しかし欠失した下部に年月日があり、そこにはさらに交名が刻まれていたかも知れない。もし俗名があったとみれば、この結衆はさらに多人数で結成されていたことになる。

ともあれ、この結衆は、太郎家の三郎、四郎、五郎、及び五郎家の太郎、四郎などである。したがってこれは、血縁の一族による庚申信仰集団であった可能性が大きい。地福寺の近くには、庚塚（かのえづか）の地名も残っている。古くはその地に立っていたものであろう。

なお、この庚申待板碑の特色は、「奉庚待（かのえまち）供養」と刻まれていることである。庚の文字はもちろん中世の古体字で

あるが、「庚申待」でも「申待」でもなく「庚待」なので、この珍しい呼称が、中世にあったことを物語る貴重な板碑である。

庚申待を庚待とよぶ風習は、新潟県下に多い。もちろん埼玉県下でも「かのえ様」とか「かのえ講」「かのえ待」と呼ぶ地域もある、関東から北陸、佐渡ではこの呼称が多いというのが研究者の間では常識になっている。ともあれ、この板碑には「庚待」とある。このほか「庚待」とあるのは、比企郡玉川村円通寺の天文九年（一五四〇）と、越谷市大相模、日枝神社の天文二一年（一五五二）の二基だけであるから、珍しく貴重なものといえよう。

このように、月待や庚申待の信仰を通してみても中世の地方文化は、しだいに和光市域に定着し、見事に開花していったことがわかるのである。

第三章　戦国大名と郷村

第一節　後北条氏の進出

白子原の戦いと武蔵の情勢

関東で、山内・扇谷の両上杉氏が古河公方を交えて分裂と抗争を続けていた頃、明応三年（一四九四）一〇月、山内顕定と高見原（比企郡小川町高見）で対陣中の扇谷定正が急死し、甥の朝良が家督を嗣ぎ、河越・江戸の両城主となると両家の勢力均衡に変化を生じてきた。朝良は養父定正に比べ器量が劣っていたため、古河公方足利成氏は劣勢の扇谷家を見限り山内家に味方した。勢を得た顕定は、しばしば河越城に攻撃をかけ、河越城とその周辺には緊張状態が生じてきた。

こうした折、扇谷家の有力武将である相模小田原城主大森氏頼が病没し、また三浦時高と養子義同の間にも権力争いが起こって時高が三浦郡新井城で討死し、相模の扇谷勢力は一層弱体化した。この機をついて、去る延徳三年（一四九一）一〇月、堀越公方足利政知死後の内紛に乗じて伊豆国を征服した伊勢新九郎長氏（北条早雲）は、明応四年（一四九五）九月、小田原城を奇襲して大森式部少輔藤頼を降し、城を奪取した。『鎌倉九代後記』には、長氏は山内顕定と謀って扇谷方の重要拠点小田原を略取したと伝える。ここに長氏は関東経営の第一歩を印したのである。

この頃、山内家は鉢形城（大里郡寄居町）・上戸（川越市上戸）に布陣し、扇谷家は河越城・江戸城を拠点として対陣した。顕定側には古河公方成氏が下総等四か国の武将三千余騎を従えて来援していた。成氏の上戸の在陣は数か月に及んだが、病により再来を期して古河に戻った（『松陰私語』）。河越城の目前に上戸の布陣をみた扇谷朝良は、城

中の守りを固め、両者はきわめて緊迫した状態を迎えた。しかし、対決が長期にわたると双方に安堵の心を生じたのか、文亀二年（一五〇二）上戸の陣所と河越城に連歌師の宗祇・宗長が訪れ、千句の連歌会が持たれたこともあった（『宗祇終焉記』）。

永正元年（一五〇四）八月二一日、山内顕定は上戸の陣を出て仙波に移陣し、河越城を南から攻撃した。しかし、城兵の守りが固かったので、九月六日、仙波の陣を撤収し一転して江戸城攻略のため新座郡白子へ移動した。

顕定が白子へ軍を移したのは、扇谷上杉氏の二大軍事拠点である河越・江戸両城の連絡を断ち、かつ江戸城を攻略して河越城の孤立化を図ることにあった。近世に入って川越街道に転換していった河越、江戸間の交通路は早くから開かれており、とくに河越・江戸両城が築かれた長禄年間（一四五七―一四六〇）以降は、両城をつなぐ軍事交通路としての役割が強くなった。このため兵馬の往来に支障のないよう街道の整備が進められ、それに伴い集落や交易の市も開かれるなど幹線路としての重要性を増していた。なかでもこの街道中、白子の地は、新座郡の東南、豊島郡との境に位置し、江戸城より四里半、河越城との中間点にあった。しかも武蔵野台地の突端に位し、白子川沿岸上に早くから発達した村落で、近くの吹上観音の西側の小路は、古くから鎌倉街道と称されていた。白子はこうした交通上の要地であったため、軍事の往来はもとより文人の往来の見られたことは別項で述べたとおりである。長享二年（一四八八）八月、僧万里が江戸城から河越へ赴く途中、白子里に一泊したのはその一例である。この頃、白子には往来の人々に対する旅宿もあったらしく、万里はその一軒に旅宿を求めたのだろう。顕定軍はこの川越街道を南下し、新座の大和田、朝霞の膝折（文明一〇年五月、太田道灌が豊嶋泰経の拠る平塚城を攻めた時、この地に着陣している）を通過し、白子に軍を進め布陣したのである。

これに対し、扇谷朝良は小田原の伊勢宗瑞（早雲）に援軍を求め、宗瑞は駿河守護今川氏親と共に武蔵に進撃し、

九月二七日に立河原（立川市）で顕定軍と会戦し討ち破った。『石川忠総留書』によれば「北陣（顕定方）敗績、死亡数千八百余」とあって、かの元弘三年の小手指原合戦と並び称される激戦が展開されたという。この戦いで朝良は顕定に勝利したが、一〇月、今川氏親が鎌倉に帰陣すると再び勢力をもり返した顕定と戦い、敗れて河越城に退いた。顕定は攻撃の手をゆるめず河越城を包囲したので、永正二年（一五〇五）三月、朝良はついに和を請うて江戸城に逃れた。二〇年近く相争った両上杉氏が和議を成立させたのは、両者の対立を眺め、相模・武蔵両国の形勢をうかがっていた伊勢宗瑞に対する脅威があったためであった。

こうして一旦は、山内家は扇谷家を圧倒することができたが、その顕定も兄の上杉房能を自殺させた長尾為景を討つため永正四年（一五〇七）越後に出兵し、各地で為景方を破ったが、同七年六月には長森原で敗死してしまった。するとたちまち、家宰の長尾景春は再び山内家に叛いて伊勢宗瑞や、朝良の臣上田政盛と共に、為景に応じ、武蔵権現山に陣を張るというありさまであった。

一方この頃、古河公方家でも政氏と子高基との間に対立が起こり、両者の和睦が成ると、高基の弟義明が父とも兄とも対立して古河を出奔するということがあったから、後北条氏の武蔵奪取の機会は近付きつつあった。永正一六年（一五一九）八八歳の高齢で没した早雲の跡を継いだ氏綱は、娘を高基の子の晴氏に入れて古河公方を牽制し、長年の武蔵進出の最初の目標としたのは江戸城であった。

大永四年（一五二四）正月、江戸城の太田資高は、主家扇谷朝興を裏切り、氏綱に内通した。朝興は品川高縄原で氏綱を迎え撃ったが、敗れて河越城へ逃れた。氏綱は道灌以来の名城江戸城を手に入れ、遠山四郎兵衛直景及び富永四郎左衛門を城代としてここに置いた。太田資高は、これ以後北条氏に従い、氏綱の女を妻とし、景資、康資、資行の三子を設けた。氏綱は、その翌大永五年二月、朝興の部将太田資頼の守る岩付城をも攻めこれを陥れた。この合戦

については、同年三月一〇日付、氏綱の長尾為景宛書状（上杉文書）に詳しい。それによれば、岩付の渋江三郎は大永四年以来、氏綱を頼り、しきりに岩付城攻略のことを願ったので、氏綱は二月四日江戸城をたち、六日巳の刻（午前一〇時）から岩付攻めにかかり、申の刻（午後四時）には陥落させ、多くの敵を討ち取ったという。その後、氏綱は岩付城を渋江に与え、九日には江戸城に帰った。敗れた資頼は、足立郡石戸に逃れた（『新編武蔵風土記稿』）。

渋江氏は、武蔵七党野与党渋江氏の末裔で道灌の岩付築城以前より現在の岩槻市渋江町を中心とする地域に勢力を張っていたが、道灌以後、太田氏に服従していた。氏綱書状に見える渋江三郎の「本意」とは、岩付城を奪って、自らがかつての岩付の支配権を取り戻すことであった。この時、岩付城主であった資頼は、道灌の第二子資家の子で美濃守道可と名乗って父からその地位を引継いでいた。資頼は、岩付系太田氏の出身で、相州系太田に属する資高とは先祖は同じでも系統は異なっていた。

岩付城を逐われた資頼は、同年三月二三日付で越後の長尾為景に書状を送り、岩付落城後の武蔵の状勢を訴え、白井城の長尾景誠と申し合わせを行ない、為景の「越山」（関東への出馬のこと）を要請している（上杉文書）。同日付で上杉朝興とその世臣三戸駿河守義宣も、ほぼ同主旨の書状を為景に送っていることが上杉文書で知られるから、資頼はこの時、河越城の朝興のもとに身を寄せていたと思われる。しかしその後、為景が朝興に援軍を送ってきた様子はない。朝興は自力で後北条氏に当たるほかなかった。一方資頼は享禄三年（一五三〇）九月頃、渋江三郎を破って岩付城主に復帰したらしく、同年一〇月比企郡八林の土豪道祖土図書助に合計二九貫五〇〇文の知行を宛行っている（『道祖土文書』）。岩付城奪回の論功であろう。

たとえ家臣太田資高の裏切りにせよ江戸城を失った朝興は、北条氏綱の武蔵進出を「他国の凶徒（北条氏綱）蜂起せしめ、関東の破滅、歎いても余りある次第」（上杉家文書）と歎き、自己の花押を伝統的上杉氏の花押から、仇敵

であった氏綱の花押に酷似したものに改めて、江戸城奪還に己れの政治生命を賭けた。そして大永五年（一五二五）八月二二日に白子原で後北条軍と合戦した。恐らく江戸城回復をめざして江戸河越道を南下した朝興軍を、後北条軍が迎撃した合戦だったと思われる。朝興はこれに勝利し、氏綱の代官である伊勢新九郎を討ち取り、士卒八〇〇余人が討死した（『石川忠総留書』）。総大将の伊勢新九郎はどのような人物か不明であるが、始祖早雲、氏綱父子が共に伊勢新九郎を名乗っていたことから推量すると、氏綱に近い親族であったと思われる。次いで翌年六月七日、朝興は安房の里見義弘、真里谷氏及び両総の援軍を得て足立郡蕨城を攻略し、九月九日には山内顕定の養子憲実と共に、氏綱の兵を小沢城に攻めている（続本朝通鑑、本土寺過去帳）。享禄三年（一五三〇）六月一二日には家臣の難波田弾正、上田蔵人等を率いて武蔵府中に出陣し、氏康と小沢原（稲城市と川崎市多摩区の境）で戦い敗退、天文二年（一五三三）と四年には相州に出陣し、後北条側に打撃を与えたが、ついに江戸城の回復はならず、天文六年四月二七日、雄図半ばにして病没した。大永五年から天文四年にかけた約一〇年間、朝興は江戸城と相州の失地回復のために戦い、白子原においても直接氏綱軍と合戦するなど市域でうけた影響は大きかった。

河越夜戦

その後、北条氏綱は天文六年七月、扇谷朝興の子朝定と、河越の南西、入間郡三木で戦って大勝した。朝定は河越城を捨てて松山城の難波田氏を頼ったが、追撃してきた氏綱に敗れ、難波田氏とともに、上野の山内定正のもとに逃れた。この時の河越落城は、後の天文一五年の河越夜戦とともに、河越城の命運を分けた戦いであった。河越城は以後、後北条氏の一族である北条綱成（本姓福島氏）が城将として守護し、松山城にいた朝定軍の攻撃をしばしば撃退した。このような後北条氏の武蔵進出の前に大きく立ちはだかったのは、古河公方足利政氏の子義明であった。彼は先に政氏・高基との対立から古河を出奔していたが、上総真里谷城主、武田信勝に迎えられて小弓城に入り、小弓御所と称して、古河公方に代って関東統一の機をうかがっていた。安房の里見義堯もこれを支

持したから、その勢力は強大であった。これに対し、氏綱は、古河公方高基との連携を深め、高基が天文四年（一五三五）没して子の晴氏がその跡を継ぐと、自分の娘をその室に入れた。もはや昔日のおもかげを失ったとは言え、関東での権威の象徴である古河公方をその手中に収めた氏綱は、天文七年一〇月、両勢力の接点であった下総国府台（現市川市）で義明と戦ってこれを倒し、里見義堯を安房に敗走させた。

後北条氏の関東制覇の基礎を築いた氏綱は、天文一〇年（一五四一）、五一歳で小田原に没し、氏康がその事業を継承した。これより数年、関東は静かに過ぎたが、天文一四年再び上杉氏の動きが活発になった。この年九月、上野の山内憲政は、扇谷朝定とともに氏康と対立していた今川義元に支援を頼み、上野・下野・武蔵・常陸・下総の武士総勢六万五千余騎を率いて河越城を囲んだ。憲政は古河公方晴氏にも使者として難波田弾正憲重・小野因幡守を送り、これを説得して河越包囲軍に加えた。ここに、足利持氏以来分裂と抗争を続けて来た関東公方と山内・扇谷両上杉の三者は反後北条という一点で大同団結をしたわけである。河越城の守将、北条（福島）綱成は三千騎の寡兵で、六万五千（一説には八万騎）の大軍を迎えて、よく城を支え、合戦は年を越した。氏康は急遽今川氏と講和し、一転して天文一五年（一五四六）四月、馬廻衆八〇〇〇余騎を率いて武州砂窪（川越市）へ出陣した。しかし敵兵が余りに多いのに驚いた氏康は、晴氏に使者を送り和を請うたが、勢に乗る晴氏はこれを拒絶した。氏康は、謀り事で上杉方を油断させ、同月二〇日の夜、上杉陣を急襲した。数を誇った上杉軍もたちまち大混乱に陥り、朝定は敗死して扇谷上杉氏は滅亡、山内憲政は平井城へ、晴氏は古河へ敗走するという大敗北を喫した。これを世に河越夜戦という。

いずれにせよこの合戦の持つ意味は大きかった。山内上杉氏は後北条氏に反撃できないまま、天文二一年（一五五二）七月、平井城を氏康に攻略され、憲政は越後に逃れて為景の子長尾景虎に頼った。古河では、同二〇年、氏康が簗田晴助に起請文を入れ、翌年一二月には晴氏は氏綱の娘の生んだ義氏に古河公方の地位を譲った。古河公方重臣

としての簗田氏の地位の保証を条件に氏康が晴助と取引きしたのである。しかし天文二三年、氏康は古河を攻略し、晴氏とその子藤氏を捕えて相州秦野に幽閉し、ここに両上杉氏と古河公方家は事実上滅亡した。

この合戦については、年次月日、合戦の参加者や人数、合戦の場等について、後世の軍記類によって各々差違が認められ、否定的見解もみられた。しかし「太田資武状」や赤堀上野等の娘へ出された「上杉憲政書状」、川越市末広町の行伝寺「過去帳」等の資料発掘によって史実であることが証明された。

天文二一年の山内憲政の越後敗走後、関東で後北条氏に敵対したのは、武蔵では岩付城の太田資正、忍城の成田長泰らであった。また安房の里見義堯は天文七年の国府台敗戦後、小弓御所という障害物がなくなったことでかえって勢力を伸ばし、房総を制圧して弘治二年（一五五六）には三浦半島に攻め込むなど反北条の中心勢力にのし上がった。資正、長泰らは盛んに越後の山内憲政、長尾景虎と通じ、里見義堯もまた後北条氏との対抗上、越後との連携を深めたから、管領上杉氏の名跡を嗣いだ長尾景虎の関東進出は緊急の課題となってきた。



写真３—27　上杉憲政書状

（埼玉県立文書館蔵文書館収集文書13　写真提供　埼玉県立文書館）

永禄三年（一五六〇）九月、景虎は三国峠を越えて一旦上野厩橋城（前橋）に入った。景虎の本格的関東入りの第一回目である。後北条氏に圧迫されていた関東の諸将はこれを支持し、同城で越年した景虎が永禄四年武蔵に入る

と、今まで心ならずも後北条氏の勢力下にあった国人領主層が競って景虎に従った。同年三月、景虎は上杉憲政を伴って後北条氏の本拠地小田原城を囲んだ。太田資正はこの時、前年一二月には石浜(現台東区浅草)、品川の地まで南下して制札を出し、永禄四年二月には武甲国境の和田峠、小仏峠に制札を出して甲州勢の侵入を牽制するなど、景虎軍の先鋒として行動している。

景虎は三月七日から小田原城を攻囲したが、北条方は籠城したまま討って出なかったから景虎も兵を引いて鎌倉に入り、閏三月一六日鶴岡八幡宮の神前で山内上杉氏を継いで名を政虎と改め、関東管領に就任した。

大石定久と氏照

前節(四一九ページ)でも述べた大石氏は、南北朝期から関東管領山内上杉氏の重臣となり、山内家が武蔵守護を兼ねるに及び武蔵目代又は守護代として武蔵支配の一翼を担った武蔵の有力豪族である。大石氏は、木曽義仲の後裔と伝えるが(『梅花無盡蔵』「大石氏系図」)、その歴代の系譜については系図に拠るものが多く、このため系図そのもののもつ史料的限界から不明な点が多い。それらの系図の一つである八王子市由木の伊藤家が蔵している「木曽大石系図」は比較的信が置けるとされるので、それにより信重系大石氏の略系を示すと次のとおりである。

木曽義仲
- 義高
- 義基(木曽)
  - 義茂
    - 基家
      - 家仲
        - 家教
- 義宗(大石)
  - 宗仲
    - 宗詮
      - 為教
        - 義任
          - 為重
            - 信重
              - 憲重
                - 憲儀
                - 房重
                - 顕重
                - 定重
                - 定久
                - 定仲
                - 定勝

大石氏が木曽義仲の子孫であることは、文明一七年(一四八七)から長享二年(一四八八)まで太田道灌の招きで

武蔵国に来住した禅僧万里集九が、大石定重の依頼をうけて大石氏の居館高槻館を「万秀斎」と命名した詩序に「武蔵刺史の幕府に爪牙の英臣あり、是を大石定重と曰う、廼ち木曽源義仲の十葉の雲孫なり。武の二十余郡悉く指呼に属す」（『梅花無盡蔵』）と詠じていることからも明らかであろう。しかしこの歴代は他に傍証史料が少なく明らかでないが、第七代信重からは関係文書もあり、その動向を知ることができる。

木曽義仲の子孫として信州に起った大石氏は、初め上州に勢力を伸ばし、後に武州に進出したといわれるが、一五世紀初め、上野では長尾氏が大きな勢力を有していて、関東管領上杉氏（犬懸家）が武蔵守護の時、長尾氏が武蔵守護代を務めていた。したがって信州から起こった大石氏が長尾氏に拮抗して上野に勢力を張ることは困難な状況にあったといってよい。そこで大石氏は武蔵に進出し、武蔵西部から北部にかけての多摩・入間・高麗・児玉・新座郡等に拠点を持ったとされ、山内上杉氏の管領就任、武蔵守護兼任の時に、武蔵の有力豪族として守護代に任命されたと思われる。一族で最も早い武蔵守護代職の執行は、応安三年（一三七〇）一〇月に、鎌倉公方足利氏満の指示を受けた守護上杉能憲の意を体して、大石隼人佑能重が比企郡竹沢郷の一部を藤田越中入道に打渡している例に見られるので、大石一族は室町初期に他の武蔵諸豪族に抽んでた勢力を持っていたとしなければならず、大石氏の武蔵進出の時期は鎌倉期ないし遅くも室町初頭を降らぬ頃であったと思われる。上野進出説の根拠となった上州に近い児玉郡八幡山、金鑽御岳山の二の宮城に拠点をもっていたことは、主家山内家の本拠である上州平井との連絡のためであったといわれる（奥野高広『大石氏の研究』）。

市域との関わりで注目されるのは、大石氏が柳瀬川流域に広大な所領をもっていたことである。山口領の久米（所沢市）から柳瀬川を下って安松（同）に滝の城、引又（志木市）に館の城を築き勢力拠点としていた。前述の隼人佑能重に次いで遠江守信重が康暦元年（一〇七九）一二月には、武蔵守護上杉憲方のもとで守護代職を執行しており、

以後、憲重・憲儀と守護代職を継承し大石氏の勢威を示している。ただし隼人佑能重は前掲系図に見当たらず信重系大石氏とは別系統の一族のように思われるが、一説には年齢から推して両者を兄弟とする説もある。いずれにせよ大石氏は、能重・信重の頃から武蔵守護代として武蔵国に大きな勢力を振るっていたのである。そして憲儀の孫顕重の代には、文明一八・一九年（一四八七）の二度にわたって、京都聖護院の門跡道興准后が顕重の高槻館を訪れ、蹴鞠をしたり漢詩や和歌を作ったりしており（『廻国雑記』）、その子定重が禅僧の万里集九と交渉のあったことは前に述べたとおりであり、関東武将大石氏の文人としての教養のほどをうかがわせている。

大石氏の中で、新興勢力の小田原北条氏の圧迫に悩み、かつ深い関係をもつに至ったのは、定重の子遠江守定久であった。定久の時、大石氏は主家山内氏の衰退から戦国武将として大きな転換を余儀なくされた。定久は延徳三年（一四九一）三月二三日、山内家四家老の一、白倉加賀介良邦の娘を母として生まれた。河越城主扇谷朝興が北条氏綱と、埼玉南部で激しい対立を重ねていた大永七年（一五二七）一二月に、武蔵目代を務めた父定重の死去により家督を継いだ。この年まで定久は嫡子憲重と案下城（八王子市）にいたが、相続を機に憲重と共に滝山城（八王子市）に移った。定久は主家の管領山内氏が後北条氏に圧迫されてその勢力を衰退させつつあるなかで、自家の勢力回復を図っていた。「大石系図」によると、天文六年（一五三七）の河越合戦の翌七年一〇月に北条氏に属し、北条氏綱の次男由井源三（氏照）を養子として家督を譲ったとあるが、これは誤りである。まず、養子とした由井源三の誕生は天文九年（『寛政重修諸家譜』）で、この年にはまだ生まれていなかった。さらに系図では同一二月二〇日出家し、真月斎と号し、同一八年一〇月七日卒とある。定久の出家は『快元僧都記』の天文二年の二月九日条に、すでに「大石以（心）月斎」とあって、天文七年以前の出家を伝えているし、また没年にいたっては、天文二〇年九月六日付で、五日市広徳寺に発せられた「北条家印判状」（広徳寺文書）には、真月斎道俊として定久の花押が据えられており、

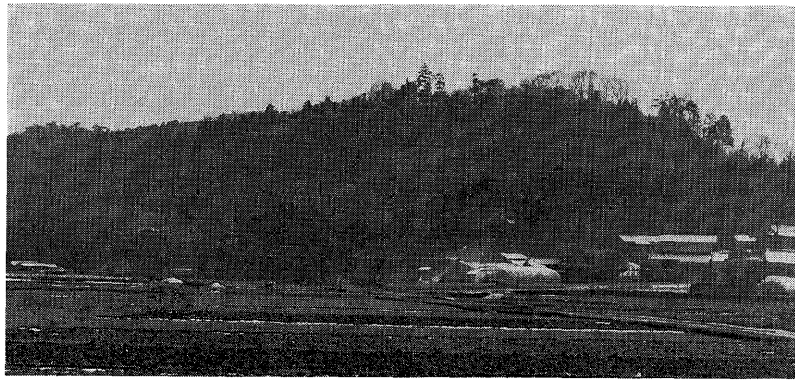

写真３―28　滝山城址遠望（昭和62年１月）

八王子市長房町熊野神社に翌天文二一年八月一九日付で「大石道俊判物」（熊野神社）も発せられているので、系図の記述は全面的には信が置けない。したがって定久が後北条氏に屈したのは、通説でいわれるように北条氏康が八〇〇〇余の寡兵をもって山内・扇谷・古河公方の連合軍八万騎を撃破した天文一五年四月二〇日の河越夜戦以後のことである。この合戦で扇谷上杉氏は滅び、主家の山内上杉氏は上州平井城に退いたが、その城も天文二一年には氏康の攻撃で落城し、武蔵における後北条氏の覇権は確立されたのである。河越夜戦後、武蔵の有力武将は、岩付の太田氏、忍の成田氏を除き、そのほとんどが後北条氏に屈し、長年山内氏の重臣であった大石氏も、北武蔵の豪族藤田氏と共に後北条氏に服属した。これについて『関八州古戦録』は、

> 偖も氏康は不測の兵権用いられて、十倍の大敵を一戦に討従え、威い四方に発する事飛竜の天に昇るが如し、然れば管領家の楯戟たりし武州高麗（多摩）郡滝山の城主大石源左衛門尉定久、秩父郡井戸天神山の藤田左衛門佐邦房一番に旗を巻て降人として出来れり

と述べ、その間の様子を伝えている。この後定久は、氏康の次男由井源

三（氏照）を養子に迎え、娘比左（阿豊ともいう）に娶合わせ、滝山城を譲って幼少の末子定仲（播摩守）を伴い五日市の戸倉城へ退いた。

一説に、大石氏の家督を氏照に譲ったのは定久自身でなくその嫡男憲重だという。これに従えば憲重は父定久から譲られた家督をさらに氏照に譲ったと解すべきだろう。『桑都日記続編』に「高月村に一城あり、大石遠江守道俊三万石を領して之に居る。その子を源左衛門憲重と云い、弘治・永禄の頃之に居る時に、北条氏康の二男某を養子となす。柚井源三と称す。後北条氏を冒し、陸奥守氏照と称す。（中略）養父源左衛門憲重、恩方村に小城を築き、之に移る」（傍線筆者）とあるのが傍証とされる。とすれば、憲重はいつ頃氏照に家督を譲ったのであろうか、これには定久の没年と憲重の家督相続期が問題となる。定久の没年については、系図の天文二〇年（一五五一）九月六日説が妥当でないことは天文二一年八月一九日付、案下熊野社祢宜宛の道俊判物の所在で明らかであるし、また『関八州古戦録』に、天文二三年四月、長尾景虎が忍城を囲んだ時、「武州戸倉の大石源左衛門入道道俊元ゟ飛札を以て、氏康既に小田原を発馬あり。忍の城の後詰の為とも聞え、亦は東上野厩橋在陣の為とも承り及びぬとつけたりければ」、景虎は急遽忍城の囲みを解いて上州平井城へ退いたとある。これによれば定久は必ずしも後北条氏に心服していなかったし、また、天文二三年まで存命していたことが知れ、その没年は天文二三年（一五五四）以降とされよう。『桑都日記』の記述によって、仮に氏照の婿入りを弘治初年（一五五五）とし、また定久の死去か退隠で、憲重が家督を継承していたとすれば比左は九歳、氏照は一六歳で婚姻関係も不自然でなく、『桑都日記』の記述も捨て切れない。

大石氏の名跡を嗣いだ氏照は、永禄三年（一五六〇）に自分より六歳年長の定仲に大石家の家督を譲り、本姓の北条氏に復して陸奥守氏照と名乗った。しかし、その後も大石氏の名跡は払拭せず「大石源三氏照」（〈永禄四年〉三月三日書状）「由比源三」（〈永禄十一年〉極月二十四日　本庄繁長〔謙信の家臣〕書状）の名前と共に「北条源三氏

照」と三種類の名を相手と用途により使い分けていたようである。

氏照が八王子城に移った時期については諸説があって定かでない。文書に八王子城の名が見えるのは天正一六年からで、それ以前には見られない。一方滝山城は天正六年まで見えるので、氏照の八王子移転は少なくとも同六年以降であったろう。氏照の跡を嗣いだ定仲は、家督継承後も戸倉城におり、天正二年の関宿城攻めには氏照に従って軍功を挙げ、同六年関宿城を与えられた。没年は天正一八年一月二〇日という。定仲には系図によると嫡兄遠江守憲重の外に碧山瑞泉禅師と兵庫頭宗政の二人の兄がいた。宗政は小田原合戦の時氏照と共に小田原に籠城し、落城後は所領の由木郷に隠棲したという。姉妹二人のうち比左は氏照の正室となり、登志は岩付城主太田三楽斎の妻となり梶原政景を生んだ。定仲の子直久は、天正年中志木の柏城（館の城）主となり、関宿攻めには父と共に参陣している。この柏城は八王子落城前後に豊臣氏の前に落城した。これが市域にどのような影響を及ぼしたかは明らかでない。

小田原衆所領役帳と和光の村々

『小田原衆所領役帳』（以下、役帳と略称）は、小田原役帳・北条家所領役帳・北条分限帳・小田原北条家分限帳などとも呼ばれ、永禄二年（一五五九）二月に作成されたものである。それは、後北条氏が一門と家臣等に対し、諸役なかんずく軍役を賦課する必要のため、賦課基準となる各人の役高とその所在地を記した帳簿である。その役高は、江戸時代に領主が年貢諸役賦課のため、村の生産高を表示した石高とは性格を異にし、後北条氏が検地によって把握した知行役高を貫高で表示し、その根拠となる地名をも併記してある。したがって知行役高は各人の所領総高を表示していない。役帳は永禄二年段階における後北条氏の家門・給人の実態や、支配地・農民支配のあり方を間接的に伝えており、関東における後北条氏の家臣団構成や、貫高に基づく収奪体系、及び同氏の支配領域とその具体的地名を知り得る根本史料となっている。

役帳は「永禄二年二月十二日　奉行太田豊後守、関兵部亟、松田筑前守」の識語を有し、前記のとおり永禄二年二

後北条氏衆別知行高比較表

衆別＼知行高	1000貫文以上	500貫文以上	100貫文以上	50貫文以上	10貫文以上	10貫文未満	計（人）
小田原衆	1	4	16	8	5	0	34
御馬廻衆	0	2	23	21	45	3	94
玉縄衆	1	1	7	5	3	1	18
江戸衆	3	3	20	16	33	6	81
河越衆	1	1	8	5	6	1	22
松山衆	1	2	1	7	3	1	15
伊豆衆	0	2	6	4	17	0	29
津久井衆	1	0	1	4	11	40	57
諸足軽衆	0	0	11	3	5	1	20
職人衆	0	0	2	2	13	9	26
他国衆	0	2	6	4	13	3	28
社領	0	0	3	5	5	0	13
寺領	0	0	5	5	11	7	28
御門方	1	0	10	4	2	0	17
御家中役之衆	0	0	6	5	6	0	17
三浦衆	1	1	5	4	21	0	32
小机衆	1	0	5	6	16	1	29
小計	11	20	133	108	215	73	560

（『新編埼玉県史資料編８』付録より）

月の成立になることが明らかである。しかしこれは永禄二年に全部が一斉に作られたのではなく、後北条氏の関東征覇の拡大進行に応じて、家臣団把握の必要から逐次編さんされ、永禄二年までの間に衆毎に役帳を整備作製したものと思われる。そしてその名称が『小田原衆所領役帳』とされながら、小田原衆はもとより玉縄衆、江戸衆、河越衆、松山衆、伊豆衆のように支城単位で編成された衆編成を含んでおり、当初は小田原衆のみの所領役帳であったものが、次第に他衆の役帳をも包含して全体名称となったもので、それからも逐次編さんの状況がうかがえるのである。

役帳は小田原衆（小田原本城に詰める家臣団）以下、上表に示すごとく一七の衆に分類され、各衆毎に人名（寺社を含む）、所領役高、知行地、知行役、着到等や時には検地蔵出等も記され、総数五六〇人、総役高七万二一六八貫二五九文となっている。その人数は一項目を一人として数え、なかには複数表記のものもあるから、役帳に見える家臣の実態数はもっと増加してくる。また役帳に記された村数は八二五か村、そのうち武蔵は相模

衆別知行高集計表

順位	衆別	人数	知行高
		人	貫 文
1	江戸衆	81	12716.815
2	小田原衆	34	9287.979
3	御馬廻衆	94	8426.524
4	御家門方衆	17	7760.348
5	玉縄衆	18	4257.243
6	河越衆	22	4078.713
7	他国衆	28	3617.342
8	小机衆	29	3438.192
9	伊豆衆	29	3392.864
10	松山衆	15	3390.427
11	三浦衆	32	3344.188
12	諸足軽衆	20	2260.780
13	津久井衆	57	1692.793
14	寺領	28	1289.266
15	御家中役之衆	17	1206.799
16	社領	13	1113.232
17	職人衆	26	902.959
	計	560	72176.464

（『新編埼玉県史資料編８』付録より）

と並んで多く三三八か村（四一パーセント）に達し、戦国期の郷村研究に好個の資料となっている。ところが、北条氏照の滝山・八王子衆、北条氏邦の鉢形衆、大道寺氏の河越衆、太田氏の岩付衆、成田氏の忍衆など後北条氏支配の重要部分が抜けている。これは役帳が永禄二年段階における後北条氏勢力下の武蔵国人・土豪と、後北条氏との支配関係を如実に反映しているので、江戸城周辺の土豪はともあれ江戸衆として統一的に編成されたのに対して、滝山城周辺では、氏照による滝山衆編成が進められておらず、江戸衆の編成に比べると数段遅れた状態にあった。これは荒川以東の岩付衆編成についても言えることである。したがって役帳の記載は、永禄二年段階の後北条氏家臣編成の実態を示しており、それ以後の情況は含んでいないとされるので、後の滝山衆に関わる新座郡の地名は記載されていないことになる。

そこで役帳から新座郡に関わる地名を摘出して見ると、北条綱成の知行する「白子」、川村氏・千葉氏の「新倉」、太田大膳亮の「新倉与七郎分」「小榑保屋」がある。これらの関連項目を紹介すると次のとおりであった。

玉縄衆知行役

一　（北条綱成）左衛門大夫殿　七百十二貫五百廿二文之内　四百五拾八貫三百文　東郡　村岡上下

弐百貫文　豆州　平井郷
此替地百九拾四貫文　中郡　落畑之郷
六拾四貫三百文　同所辰歳増分
以上　四百五十八貫三百文　豆州　本光院（北条為昌）殿御算用内ニ入
百貫文　東郡　御薗郷
弐百五拾貫文　本郷木曽分
卅四貫九百六十文　同所辰歳増分
買得　百貫文　元朝倉平次郎知行　但隠居買得　梅名内
此内、五拾貫文役可致之、御判形有之、
以上　九百四拾三貫弐百六十文
此内、五百五拾貫文　自前々致来知行役辻、
此内、五拾貫役　梅名之役、
残而、三百九拾三貫弐百六拾文　従昔除役間、
於自今以後、可為其分、但
出銭者、九百四拾三貫弐百
六拾文、辻ニ可懸之、
以上

此外、
百八拾貫九百弐拾一文　村岡年貢之過上被遣、
此外、五拾貫文　代官給除之、
此外、五貫三百文　村岡市場屋敷地除之、
此外、十八貫　定夫銭二人分除之、
廿貫文　小机　川和
十貫文　東郡　浜田
百貫文　久良岐郡　本牧之内
五拾貫文　本牧之内橋本跡
拾六貫四百卅四文　入西郡　竹内
五拾貫文　高麗郡　塩屋分　白子
以上　四百廿七貫三百五拾五文
此内、弐百拾三貫七百文　当年改而被仰付半役、
合　七百六拾三貫七百文　知行役高辻人数着到、出
銭ハ高辻ニ可懸、
都合　千三百七拾貫六百拾五文
此外

買得　卅貫文　　東　郡　矢部郷之内

子歳ゟ辛酉歳迄、十ケ年買得、

六拾貫文　　同所津村郷

亥歳ゟ庚申歳迄、十ケ年買得、

以上、九拾貫文　年期之間、本役ニ加而可致之、

江　戸　衆

一　川村跡

六拾貫文　中郡　澁澤

五拾六貫五百六拾文　江戸　太井（荏原郡）

同　新倉（新座郡）

五拾五貫文

此度被改上知行役可申付

同　泉村（多摩郡）

七貫文

同理

以上百七拾八貫五百六拾文

此内百六拾弐貫文　自前々致來

（中　略）

一　千葉殿

八拾貫文　江戸　赤塚六ケ村（豊島郡）

四拾貫文　同　新倉

廿貫文　小机　上丸子（橘樹郡）

卅五貫文　葛西　上平井

百八拾五貫文　下足立（足立郡）　淵江

卅五貫文　同　沼田村

卅貫文　同　伊興村

拾五貫文　同　保木間村

十五貫文　同　寺住村

六貫文　同　三俣

拾貫文　上足立（足立郡）　内野郷

三貫文　同　大窪村

一貫文　　同　　大多窪

以上四百七拾五貫文

（北条氏綱）春松院殿様御代より高除不入、於自今以後一切不被成候、但御人數者其改可有之、

（中　略）

一　　太田大膳亮

百拾七貫四百廿一文　　江戸　　芝崎一跡（丸子分）（豊島郡）

六拾弐貫六百文　　（天文五年）丙申検地辻　一木貝塚（豊島郡）

一貫五百文　　同稲毛（豊島郡）　矢向

一貫八百文　　稲毛　　平間

六拾七貫文　　同　　染屋恒久（多摩郡）

拾一貫五百文　　深大寺屋敷分（多摩郡）

七貫文　同（甲刁検地辻　天文二十三年）　新倉與七郎分（新座郡）

九拾八貫八百六拾文　　小傳保屋（新座郡）

卅七貫文　　東郡　岡津

拾六貫五百文　　中郡　松延

三貫文　　（相模）平塚内　平五屋敷

九貫五百文　此内　三貫五百文沼代屋敷分

二貫二百文臺屋敷分（相模カ）板橋内

二貫　将監屋敷分同

一貫八百文次郎左衛門屋敷同

以上四百卅貫六百八十一文

此内三ヶ一分百四十三貫五百六十文御免

残而

弐百八拾七貫百廿文　可致役辻

此外

卅八貫九百十八文　　川越　吉田郷（高麗郡）

四拾貫五百文　　勝之内　石井村半分

拾九貫文　　同　玉林寺分

拾五貫三百文　　葛西　西小松川

以上百十三貫七百拾八文　　弐百貫四百十九文　　除役、
此内、半役、五拾六貫八百五拾九文　　都合　五百四拾四貫五百文
合　三百四拾四貫文　　当年改被仰付、

右の史料は、杉山博編『小田原衆所領役帳』に拠ったが、写真3―29～32は世田谷区立郷土資料館の蔵本によったので、内容には多少の異同がある。

さて、玉縄衆の左衛門大夫とは、玉縄城（鎌倉市）主北条綱成のことで、天文一五年の河越夜戦までは河越城代をつとめ、黄八幡として相手方に恐れられた武人である。彼は北条一族に列せられ、玉縄衆中最高の一三七〇貫六一五文の役高をもち、役帳の最高役高をもつ北条幻庵の五四四二貫文を筆頭に千貫文以上一一名の中に数えられる。役帳に見える本光院殿とは氏綱三男の為昌の法名で、彼は天文一一年（一五四二）に死去するまで玉縄城主だったようである。白子は市内の白子地区を示すと考えられるが、郡名表示がなく、かつ高麗郡塩屋分の次に記載されているので、高麗郡の白子、飯能市白子ではないかとする説もある。

江戸衆の川村跡とは、川村氏当主が死去等で欠けたため、その知行分を継承した人を示している。川村氏の役高は相模国中郡渋沢（秦野市渋沢）を所領書立の筆頭ないし最高役高としている。城郭研究家伊礼正雄氏の見解（『関東戦国史の研究』所収）によれば、筆頭所領地か最高役高地に居館の置かれていることが多いとされるから、渋沢を本領とした相州出身の後北条氏直臣である可能性が高い。とすれば渋沢にほど近い相模国足柄上郡河村（神奈川県山北町）の地には、古代末以来相州の武士団波多野一族が蟠踞しており、鎌倉期まで足柄上・大住両郡に分布し、当地には河村城も築造されているので、この川村氏は河村氏と一族であったろう。また白子三丁目の東明寺蔵の寺宝の鰐口に「干時元亀二年（一五七一）辛未六月朔日　河村弥二郎殿寄進」と陰刻されており、弥二郎が川村跡を継承したと思

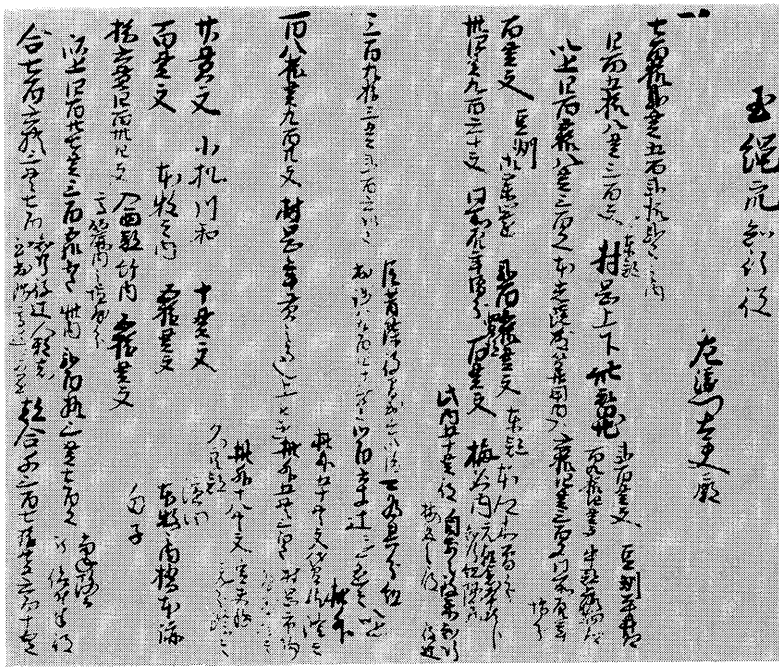

写真３―29　白子の記載がみえる北条綱成知行分

われる。『江戸名所図会』には、

按ずるに、河村弥次郎は小田原北条家の属下なるべし、永禄二年小田原北条家の所領役帳に河村跡百七十八貫五百六十文の内、五十貫文（五十五貫文の誤り）江戸新倉とあれば、永禄より元亀・天正の頃までは、河村氏この地の領主たりしとおぼし

と見える。したがって新倉は和光市新倉地区とされ、江戸廻（領）に属していたため江戸と注記されたのであろう。これは新倉の地名の初見としても注目される。川村氏は同じく江戸大井（品川区大井）、江戸泉村（杉並区和泉）に所領を給され、江戸領支配のために江戸衆として相模から送りこまれたのであろう。役高は江戸衆八一人中一五位で、上級家臣に属する。

同じく江戸衆の千葉殿は、前述の赤塚城主千葉自胤（武蔵千葉氏）の後裔と思われる。自胤以降は盛胤―良胤―惟胤と継承されたが、誰であ

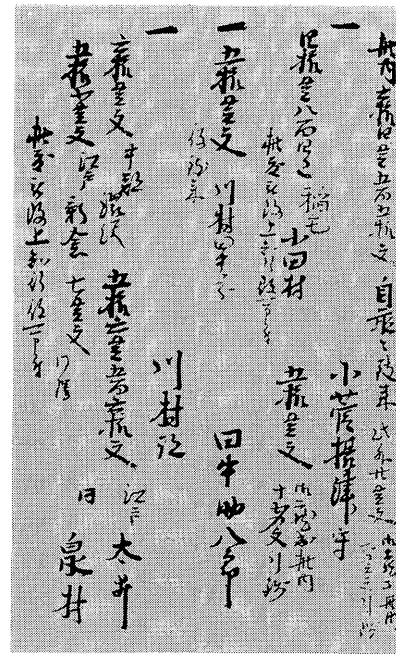

写真３―30　新倉と記載のある川村跡分

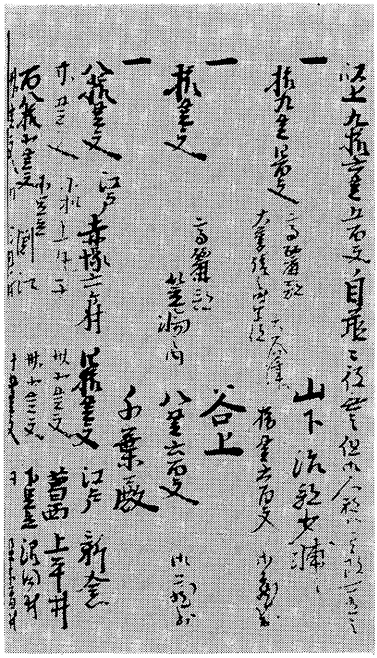

写真３―31　新倉と記載のある千葉殿分

るかは不明、書立筆頭の赤塚六か村は、上・下赤塚、徳丸、四葉、成増、脇村六か村のことで、今の板橋区赤塚、徳丸、四葉、成増、三園を含む地域である。赤塚城は下赤塚村に築かれていた。そしてその隣接地である新倉郷を川村跡と共に領有していた。足立郡には所領を散在してもっており、大多窪郷には関連文書が残されている。千葉殿の役高は江戸衆中八位であり、名門千葉氏の一族として殿の敬称を付されているのが注目される。

太田大膳亮は、太田氏の一族であるが、実名と別に見える太田新六郎（康資）との関係については明らかでない。共に江戸衆の有力武将として五四四貫五〇〇文の役高を持ち、江戸衆の七位である。市域との関わりでは新倉郷内の与七郎分七貫文を領していた。小樽保屋は近世の新座郡小樽村と上・下保谷村のことで、現在の練馬区大泉地区と保谷市に含まれる地である。

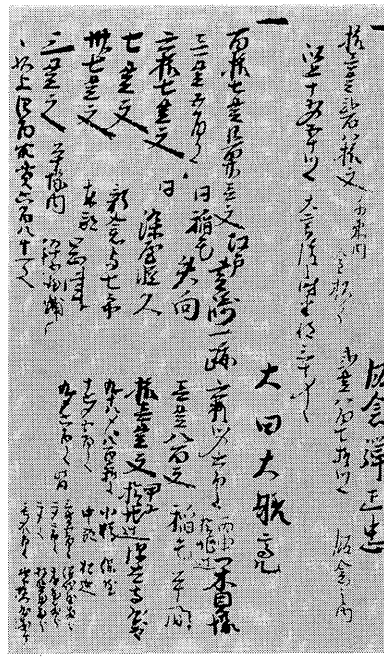

写真３―32　新倉与七郎と記載のある太田大膳亮分

大膳亮の書立筆頭で最高役高の地は江戸芝崎一跡丸子分の一一七貫四二一文であるが、芝崎一跡は丸子分と注記されているので、彼の本来の所領ではなく、芝崎一跡を除く最高役高の小榑保屋に居館があったと考えられる。

太田康資と岡城

和光市に隣接する朝霞市の岡の城山に、岡城と呼ばれている戦国期の城址がある。城址は、広沢山本仙寺の東側に位置し、本仙寺から東に向かって水田に突き出た比高一二メートル前後の俗称〝城山〟と呼ばれる半島状台地の上に立地している。この台地の先端の北から東にかけて黒目川が流下し、北側は広々として河川氾濫地に水田が展開し、南は隣接の台地との間に、侵蝕谷が深く入り込み、西方のみが台地基部に連なる天然の要害となっている。

城址は、台地の先端部に位置する本郭から西の台地基部に向かって二の郭、三の郭、次の郭の四つの郭が直線的に連なる直線連郭式の城郭となっている。各郭には土塁が廻らされ、郭は空堀で堀り切られていて、郭にはほぼ全体にわたり腰曲輪が廻らされている。この城址を特徴づける空堀は、本郭と二の郭、二の郭と三の郭の間と尾崎坂等に明確に残っており、形状は箱薬研堀、底部からの立上り仰角は平均して六〇度前後、深さは四～五メートル、土塁頂部との比高差は七～八メートルもあって、守るに易く攻めるに難い堅固な構えとなっている。堀幅は平均一〇メートル前後、堀の底部の幅は一・五メートル、土塁・堀はきれいな折や歪を呈しており、城址成立の新しさをうかがわせて

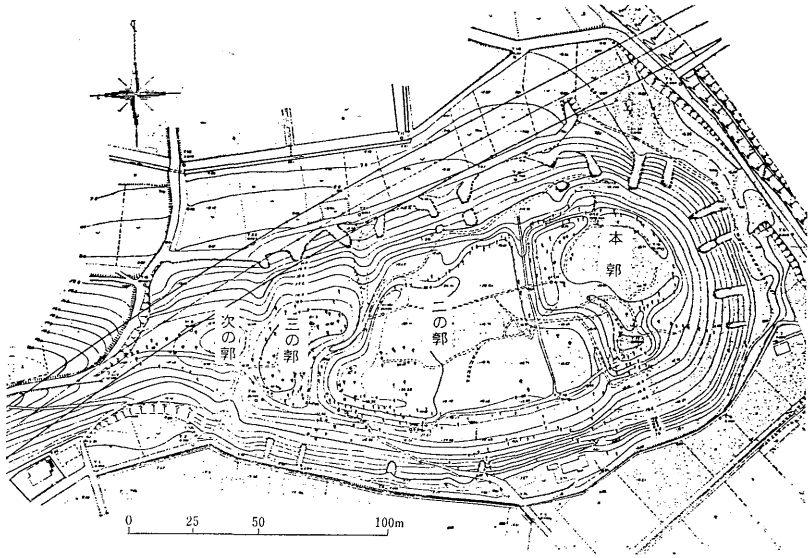

図3－2　岡城址の地形図

いる。

本郭は、東西・南北ともに各辺は約五〇メートルの方形をなしており、周囲全面に土塁が廻らされ、各郭の中で最も高い。南西の隅には本郭との比高差が約一・五メートルある櫓台が築かれている。ここには発掘調査で三か所の柱穴が確認されているが、建物等についてはよくわからない。櫓台は本郭の入口を扼(やく)しており防禦上最適の地点で、ここに立つと東に荒川の流れを望むことができ、城内の動きや各要地からの烽火も確認が容易である。二の郭は城址中最も広い郭で、東西約八〇メートル、南北約六〇メートル、主として西側へ三の丸側に土塁が築かれ、本郭に面する東側には見られない。南西部は本丸と同様に出枡(でます)となっており、そこは郭の中で最も高く堅固になっている。三の郭とは約二〇メートルの間隔をもつ屏風折の空堀で堀り切られている。戦闘の際に中心となったのはこの郭であったろう。三の郭は二の郭とほぼ同じ比高差をもち、二の郭に面する北側部分は比較的高い土塁を設けてあるほかは低い土塁が廻らされてお

り、次の郭とは浅い堀で隔てられている。次の郭は東西に細長く約五〇メートル、南北は約二〇メートルで、土塁は認められない。後世の耕作で失われたのか、あるいは公園工事で削平されたのか、現在は遺存していない。次の郭の西には尾崎坂（御前坂）があり、かつては深い切通しであった。坂の上には虎口や馬出しが認められ、この城の大手が開けていた。このように岡城は、舌状台地を巧みに利用した平山城で、遺構の折や歪、腰曲輪、犬走りの存在等から戦国期の城の特徴をよく示しており、その期の築城と推定される。

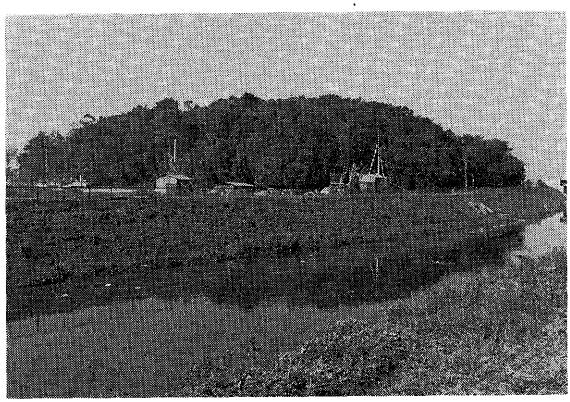

写真3—33　岡の城山

ところで、岡城について『新編武蔵風土記稿』は、新座郡岡村の条で

古蹟

城跡　城山の上にあり、四、五町に二、三町もあるべし、今も土居のあとあり、本丸と覚しき所を、字して二條と云。西の方へ下る坂を尾崎と云。相伝う此城、昔太田道灌の持なりと、東圓寺縁起にも其事を載たり、按に道灌が城地此所にありしと云ことは、他に所見なし。永禄の比此近郷は太田新六郎康資が知行と云へば、もしくは康資が館などありしにや、

とあって、城主については太田道灌かあるいはその曽孫の新六郎康資としているが、城址の遺構や前後の史実からして道灌の可能性は少ない。一方、太田康資は岡城地域とは深い関係にある。彼は系図でも明らかなように江戸系太田氏に属し、道灌の孫資高の子で、源六郎とも新六郎とも称し、武庵と号した。母は北条氏綱の女（氏康の妹）、妻は江戸城代遠

太田氏略系図

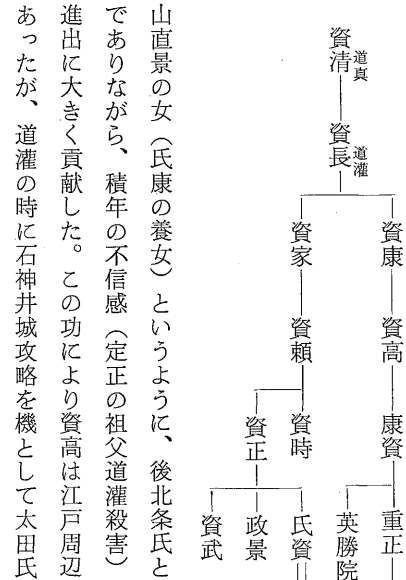

山直景の女（氏康の養女）というように、後北条氏と深い姻戚関係を有していた。康資の父資高は、扇谷朝興の家臣でありながら、積年の不信感（定正の祖父道灌殺害）から氏綱の江戸城攻略に当たり氏綱に内応し、後北条氏の武蔵進出に大きく貢献した。この功により資高は江戸周辺に持っていた所領を安堵された。この地はもと豊島氏の所領であったが、道灌の時に石神井城攻略を機として太田氏の所領となり、以後江戸系太田氏が継承し領有したのである。

康資は後北条氏との姻戚関係により、名乗りの〝康〟の字を氏康から与えられるなど、後北条氏の重臣であった。永禄二年（一五五九）成立の所領役帳によると、江戸衆一〇三人中、江戸城代であった遠山丹波に次ぎ、総役高一四一九貫九〇〇文で第二位と江戸城近辺屈指の豪族であった。彼の所領は広沢・志村・岩渕・平塚・豊島・比留方・長崎・雑司ヶ谷・阿佐ヶ谷・石神井・高田・田無・雪ヶ谷・駒井・登戸・木目・小机・小幡・十条・尾久・品川・千束・池袋と江戸城を中心に九三一貫文余を擁していたが、残りの四八八貫文余は、彼の家臣である同心衆にそれぞれ分領されるという形態をなしていた。いわば彼の従前からの家臣団上層部は、寄子として後北条氏に掌握され、康資の家中から半独立化していた。役帳の筆頭書立には「百六拾七貫五百文　江戸広沢三ヶ村」とあって広沢三か村が最高役高を示しており、さらに寄子衆分にも「廿貫文　江戸広沢内　代山根岸　源七郎分」とあり、合わせて広沢は五か村とな

る。この広沢・根岸・代山については、元禄絵図にその地名が見え、かつ広沢を上野不忍池と見て台東区根岸付近に比定する説もある。しかしこの豊島郡根岸の里は荒川沖積地で代山の地名に似つかわしくない。これに対し根岸・代山は新座郡根岸・台村（朝霞市根岸台）のことと思われる。この地はかつて豊島氏の支配下にあったが、道灌勢力の進出により太田氏の領有下にあった。また福徳二年（一四九一）銘鰐口に「武州新坐之郡広沢之郷浜崎之宮」とあって、浜崎の宮（浜崎三丁目の氷川神社）の鎮座した浜崎村は広沢郷に属していた。それに近世には根岸村と浜崎村の間に岡村があり、そこに岡城がある。役帳の知行地の筆頭には知行人の本拠を含むことが通例とされるから、それを岡城とし、広沢三か村を岡城周辺に求めて、広沢三か村は近世に見える岡・浜崎と隣接の田島の三か村と考えることができる。それに代山・根岸を含めると広沢五か村に比定できる。代山・根岸を康資より配分された源七郎は、康資の同心方として役帳に記載された甥の太田源七郎であることも、広沢郷が太田氏と深い関係をもつとする推定を裏付けることになる。

広沢郷やその他の江戸周辺地を領有し、かつ岡城の城主でもあったと考えられる康資は、永禄六年末より、後北条氏の彼に対する処遇を不満として、弟の資行及び甥の源七郎と共に氏康に対し謀反を企てた。この背後には一族の岩付城主太田美濃守資正と、その主君上杉謙信の工作があったという。しかし、この謀略は江戸城代遠山綱景に知られ、康資・資行兄弟は岩付に逃れ、里見義弘と結んだ。姻戚関係にあった康資の反乱は氏康にとって大きな打撃だったらしく、そのことは次の文書からもうかがえる。

葛西へ敵動くニ付て、新六郎（太田康資）敵陣へ移る由に候。家中の儀一段と心元なく候。寄子・加世者の事は、申すに及ばず、中間・小者まで相改め、葛西へ紛れ入らざる様、申し付くべく候。もし又その地え敵動き候はば、両人を始めとして、ことごとく妻子を孫二郎ニ相渡し、中城え入り候ふて、走り廻るべく候。先づ忠この時

に候。恐々謹言。
正月朔日（永禄七年）　氏康書判（北条）

太田次郎左衛門殿（康宗）
恆岡弾正忠殿（信宗カ）

（「古文書」三北条氏康書状写）

右に見える葛西城（都内葛飾区青戸）は、天文七年（一五三八）に氏綱が大石石見守より奪取して以来、江戸城代遠山氏の持城として、下総の反後北条勢力及び岩付太田氏への最前線に位置していた。そこで氏康は江戸系太田氏の一族である太田康宗（やすむね）と恒岡信宗（のぶむね）に対して、指揮下の寄子・悴者（かせもの）はもちろん、その従者の中間（ちゅうげん）・小者（こもの）にいたるまで人定（じんてい）改めを行ない、彼らが勝手に葛西城へ入らないように命じたのである。もし敵が接近したならば両人はもちろん麾下の侍全員の妻子を人質として孫二郎に引渡し、江戸城の中城へ入って守備に当たるよう細かく指示している。

かくて永禄七年正月七日、里見義弘・康資の軍と、氏康・綱景らの軍勢が国府台において激突した（第二次国府台合戦）。三〇人力といわれる豪傑の康資は、義兄の遠山綱景を打ち殺し、北条勢を蹴散らして緒戦を飾った。しかし、翌八日北条勢に敗れた康資は岩付城に退いた。この戦いに新倉郷領主の一族と思われる河村修理亮も参加していた。その後、康資は安房国に引退し、天正九年（一五八一）五一歳で安房小湊（こみなと）に没した。夫妻の墓は小湊誕生寺にある。康資の敗北によって岡城周辺の所領は没収され、戦功のあった江戸・滝山衆等に与えられたと思われる。

清戸番所

大永五年（一五二五）二月の岩付城攻略以来、北条氏綱はしばしば足立・新座（白子など）・入間の諸郡内に進入し、上杉勢と激しい戦いを繰り返していた。前述のように天文六年（一五三七）七月、河越城が氏綱の手中に落ちると、多摩郡滝山城（八王子市）を本拠として多摩・入間西部地域に勢力を張っていた大石定



写真３―34　滝の城址（昭和62年１月）

久は、北・東・南の三方向から後北条氏の脅威をうけることになった。そこで大石氏は、氏綱の武蔵進出に対し共通の利害をもっていた上杉・武田両氏と連合して氏綱勢に当たり、その攻撃を凌いでいた。河越落城後、入間・新座の地には後北条氏の勢力侵透が著しかったと思われるが、各地の土豪層はこの新来の勢力に全面的には帰伏していなかった。天文一一年（一五四二）二月、大石道俊（定久）が入間郡の北野天神社（所沢市）の神主職を安堵しているのは、その頃まだ所沢近辺では、なお大石氏の勢力が強かったことを示している。

しかし、それも束の間、天文一五年四月の河越夜戦で、両上杉氏と古河公方の連合勢力が、氏康の奇襲に敗れると武蔵の支配権は後北条氏の手に移り、とくに同二一年に関東管領山内憲政が氏康に追われて越後春日山に逃げると、その勢力の優位は決定的となり、武蔵の有力国人衆のほとんどは氏康の隷下に属した。滝山城の大石氏も主筋の山内氏の敗退により保身のため氏康との妥協の道を選び、氏康の弟氏照を娘比左の婿に迎え、滝山城を譲って自身は五日市の戸倉城に退き武田の進入を抑えた。この時、大石氏の勢力拠点であった市域周辺の柏城・引又館・滝の城等も氏照配下となり、以後氏照は領国支配を進めるとともに、北進して北関東経略に力を注ぐことになった。

この氏照時代に、旧大名領の抑えとして、滝の城と柳瀬川を挟んで対する

清戸下宿（清瀬市）に番所が置かれていた。この地は河越城と江戸・滝山を結ぶ要地であり、かの久米宿から新座の大和田を経て羽根倉渡しに通ずる鎌倉街道中つ道が走っていて、岩付城へも通ずる交通要衝の地であり、また柳瀬川の水運を扼する所でもあった。

この清戸番所については、その軍事的位置の重要性から従来、高橋源一郎をはじめ、柳瀬川で対峙の位置にある滝の城を当てる見解もあったが、後掲の史料からうかがえるように、配置された番衆が向背定かでない在地衆より成っており、重要な城の警備を委ねるには危険このうえないこと、また番所所在地に比定される清戸下宿の田の上遺跡から、平安期の住居址と復合して、番所跡と見える遺跡・遺物が確認され、「三番衆着到状に見える清戸番所とは、清戸下宿のあたりであったことにまちがいない」とされている（「清戸下宿遺跡調査概報」）。また、天正七年（一五七九）二月には、清戸芝山の地に本山派修験の先達十玉坊が氏照によって再興されるなど、清戸の重要性と賑わいをうかがわせている。

この清戸番所の様子を示す永禄七年（一五六四）五月二三日付の北条氏照印判状が、青梅市和田の和田敏信氏所蔵文書に見られるので次頁に紹介する。

この文書は別名「清戸三番衆着到状」ともいわれており、永禄七年五月に北条氏照が勝沼衆の頭領である三田治部少輔・師岡采女佑両名に当てた清戸番所警固の命令書である。これによると番衆は一番・二番・三番等と番衆で分けられ、各々一五日交替で清戸番所の警固に当たった。

文意は、二番衆は五月一九日に在所を出発し、翌二〇日から六月四日までの一五日間警固役を勤める。よって三田治部少輔以下四一名の三番衆は、各人の在住する三田谷が清戸に近いので交替当日の五日早朝に在所を出立、五つ刻（午前八時）前に箱根賀崎（東京都瑞穂町箱根ケ崎）に集結し、この文書と引合せて一騎も不参や遅刻のないよう勢

清戸三番衆
三田治部少輔
五騎　師岡釆女佑
三騎　藤橋小三郎
二騎　久下兵庫助
竹内藤十郎
神田与兵衛
同　半三郎
塚田大炊助
豊泉十兵衛
同　かけゆ
同　隼　人
同　惣五郎
同　半十郎
同　惣二郎
弐騎　宮寺四郎左衛門
同　与七郎
同　掃部助

師岡伝左衛門
同　兵部丞
同　兵庫助
同　九郎五郎
同　新右衛門
原嶋孫二郎
同　善六郎代
馬場惣助
黒沢孫二郎
新　かけゆ
宮倉源二郎
野口刑部丞
大野孫六郎
井上　半助
久下小三郎
神田左京亮
福岡藤三郎
木崎又兵衛

和田左京亮
小佐久
滝上助九郎
並木
二宮
加治弥六郎
以上

右、清戸二番衆、当月十九日ニ在所を立、先番ニ替候、然間、従廿日、六月四日迄、中十五日ニ候間、五日之早天ニ三田谷各在々所々を打立、五以前箱根賀崎にて相集、此御書立ニ引合、一騎茂無不足、又無遅参様、引そろへ召列可罷立、於清戸布施相談、番所可請取、境目大切之番所候間、一剋片時茂遅参之者有之　遅付而者、番所可明候、其儀入御耳付而者、速ニ可被為腹候、此旨堅申触、一度ニ引揃可罷立、若又触口不相届義、後日ニ御糺明之時、就申上者、則可被遂御成敗者也、仍如件

（永禄七年）
甲子　五月廿三日　（如意成就）
三田治部少輔殿
師岡釆女佑殿

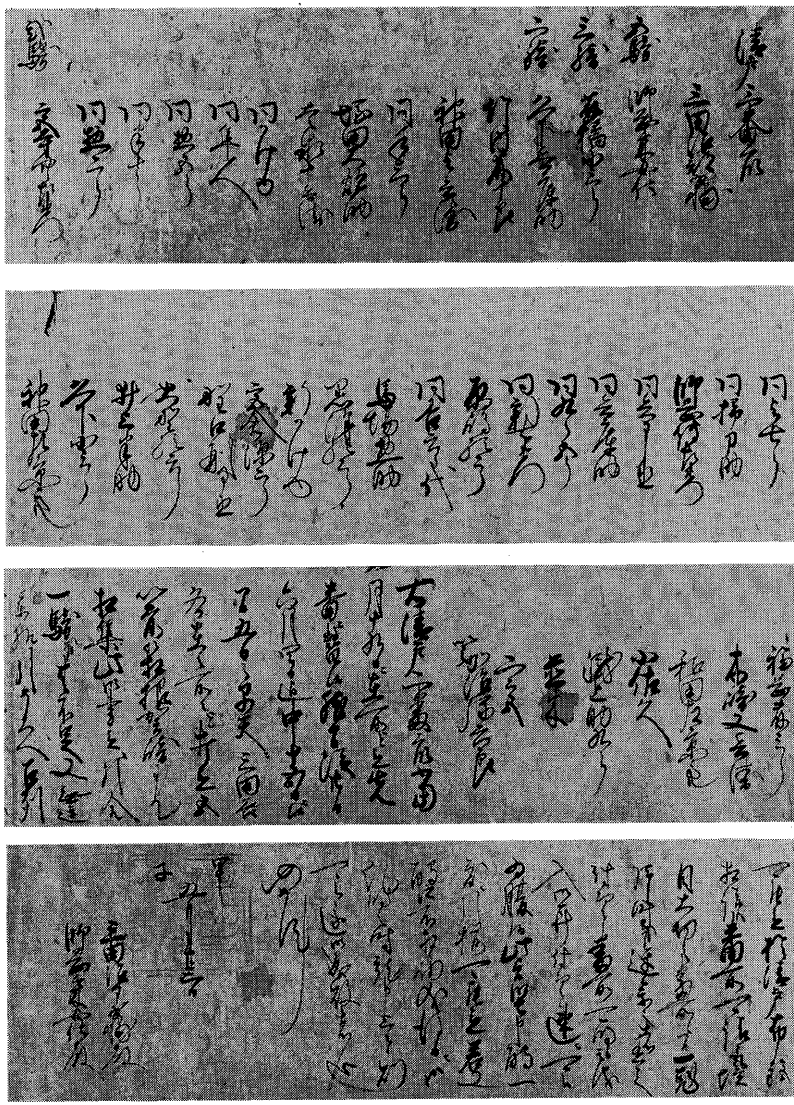

写真３―35　北条氏照印判状（和田敏信家文書　写真提供　埼玉県立文書館）

揃いして出発し、清戸の番所で布施（二番衆の番頭で、氏照の奉行人を勤める布施兵庫大夫か、その一族の者）と相談して番所を引継げとしている。ただしここは「境目大切之番所」であるから、一剋片時でも遅参する者があり、番所を空けるようなことがあれば切腹であるとし、この旨を固く全員に申し伝えて一同揃って出発するように命じ、もし通知が届かなかった場合は、後日責任を追求し、治部少輔等両人を成敗すると、厳しい口調で上番を命じている。

宛所（あてどころ）となっている三田治部少輔は、清戸三番衆の番頭である。三田氏は、一〇世紀前半摂関体制に抵抗して、東国に独立政権を樹立しようとした平将門の後裔と称し、勝沼城（青梅市）に拠り三田谷（多摩川上流域から飯能市の入間・名栗川流域にかかる多摩・高麗両郡の山間部の総称）を勢力域とした有力国人であった。永正六年（一五〇九）八月、連歌師宗長が勝沼城を訪ねた時は、弾正忠（だんじょうちゅうじむね）氏宗が領主であった（『東路のつと』）。氏宗は山内顕定に属し、長井氏の消長後椚田（くぬぎだ）（八王子市）にまで進出していた。永禄二年（一五五九）成立の『小田原衆所領役帳』には他国衆として弾正忠綱秀（つなひで）が見えており、この時は一応後北条氏に服属していた。しかし、永禄四年春、上杉政虎（謙信）が小田原城を攻めた時、綱秀とその配下の三田谷在住の勝沼衆は後北条氏に背き、政虎に従った。それにこの頃成立と伝える「関東幕注文」に勝沼衆として三田弾正以下の諸将の名が記されていることからも確認される（上杉家文書）。

後北条氏は、謙信の帰国後に反後北条氏の諸氏を攻撃して討伐した。三田氏も滝山城主北条氏照に攻撃され、綱秀は勝沼城を捨てて辛垣城（青梅市二俣尾）に逃れたが、永禄六年六月に滅亡した。その後氏照は、翌七年「如意成就」の朱印を使って三田衆の統制に乗り出し、三田領と配下の在地土豪、地侍を氏照麾下に編成した。この清戸番所の番役交替はその軍役支配の具体例であろう。三田治部少輔は名乗からして三田氏一族であることは明らかであるが、弾正忠綱秀の没落後、氏照に属した同氏の傍流であろうか。いずれにせよ右の氏照印判状が、配下四〇名の一人一人について詳細に交名を記していることから、後北条氏が従前の国人領主層を媒介とする在地小土豪の間接支配から、

直接に小土豪層を把握被官化し、一定期間それぞれの所領から切離して在番させる戦国大名型の支配を進め、市域周辺では氏照により勝沼衆にまでその施策が及んでいたことが知れ、興味深いものがある。

もう一方の宛所とされた師岡采女佑秀光（ひでみつ）は、同様に「関東幕注文」の勝沼衆の中に「諸岡　三葉かレハ」と見える三田氏の有力旧臣ゆかりものであろう。右の印判状には采女佑のほかに、伝左衛門・兵部丞・兵庫助・九郎五郎・新右衛門が記載されていて、師岡氏が三田氏の有力寄騎（よりき）であったことをうかがわせている。このほか藤橋小三郎は青梅市内の藤橋城に、久下（くげ）兵庫助は多摩郡成木郷に、神田与兵衛等神田一族は青梅市二俣尾等々の在々所々に住居していた土豪で、いずれも三田旧臣として勝沼衆に属していた。彼等は氏照の大石領編入とともに滝山衆に編入され、氏照の有力な軍事勢力となっていったのである。

第二節　市場村落の発展

1　後北条氏の検地

検地

前節で述べたように、大永四年（一五二四）の江戸城攻略を皮切りとして南武蔵に進出した北条氏康は、そのすぐれた政治手腕と軍略により、天正一五年（一五四六）四月の河越夜戦に勝利して武蔵の支配権をほぼ掌中に収めた。続いて天文二一年正月、管領山内憲政を上州平井から越後春日（かすが）山に追放して、南関東における覇権を確立した。それとともに氏康は着々と領国経営を進め、後北条氏に従った在地土豪層に対しては、御恩として所領（給地・私領）を安堵して被官（給人）化し、代償の奉公として軍役の勤仕を要求した。領国内には、後北条氏自身の直轄地である御領所が各地に置かれ、代官を任命して支配させた。したがって後北条氏の土地支配は御領所と私

領とからなり、同じ郷村の中に両者が組み合うように置かれていて、給人の監視と領国支配の徹底が図られていた。御領所の代官には、近傍の私領主である給人を任命するのが普通であった。

御領所・私領の区別にかかわらず、そこに住む農民には年貢や諸役が賦課された。まず年貢賦課に当たっては、田地面積の正確な把握が前提となり、そのために検地が施行された。

後北条氏は、戦国大名として最も早く検地を実施した大名で、永正三年（一五〇六）には初代早雲が相模国足柄下郡で行なった。以後、氏綱・氏康の代に積極的に行なわれ、領国支配の基礎とした。その方法は「検地書出」という名請人による差出形式の検地で、検地役人が直接現地に立ち入り、竿入れ等を行なう近世的なものとは異なっていた。しかし、従前の領主が行ない得なかった検地を実施することによって郷村を把握し、検地の結果を基にして貫高制を施行し、家臣団を編成して戦国大名権力を貫徹したのである。

武蔵における検地の早い例は、検地帳そのものが残っていないので明らかではないが、『小田原衆所領役帳』の記述から、その施行についてうかがうことができる。和光周辺の地についてみると、例えば小田原衆の六郷殿（上杉憲幸、又は氏幸か）の領有地中に、「廿貫文　河越筋膚　折卯検地辻」と見える。膚折は河越筋（河越城周辺地域）とあるので、今の入間郡鶴ケ島町脚折とも、朝霞市膝折とも言われる（『北条分限帳郡村略考』）。「卯検地辻」は、卯が「乙卯の年」の弘治元年（一五五五）、辻は合計の意であるから、弘治元年乙卯の年の膚折の検地高は廿貫文であったことを示し、その年検地を行なったことを伝えている。また、前述の江戸衆の太田大膳亮の条には、

六拾弐貫六百文　一木貝塚　丙申検地辻
拾一貫五百文　深大寺屋敷分　甲寅検地
七貫文　新倉与七郎分　同

とあって、丙申（天文五年〈一五三六〉）の年、甲寅（同二三年〈一五五四〉、乙卯検地の前年）の年に、江戸廻りにおいて、検地を施行していたことがわかる。「新倉与七郎分」については新倉に居住していた与七郎分の地と思料され、そのことが事実とすれば市域に関わる新倉郷に乙卯検地に先立って甲寅検地の行なわれていたことを示す興味深い史料だといえる。だが、この新倉与七郎分を除くと、永禄二年段階までに、北足立・新座郡域で検地が行なわれたことを示す史料は見られず、甲寅検地の実施については、もう少し例証を集める必要がある。ただし、河越城領の入間郡下では乙卯検地の施行が見られ、後北条氏による河越領の掌握との関わりは無視できない。

府川郷の検地と隠田摘発　後北条氏の検地は、村落における耕地面積の把握と、その踏出（増加）分の掌握を基本的な狙いとしていた。検地の実施によって貫高は自然に増加したのである。したがって隠田の訴えがあれば積極的に取り上げ検地を行ない、踏出しによる新貫高を掌握し、内徳分は吸収して増分を確保したのである。この状況を岩付領分ではあるが、天正五年（一五七七）における入間郡府川郷（川越市山田）の検地の例を見てみよう。

（A）北条家検地書出（竹谷文書）

（押紙）「竹谷

大野」

（入間郡）荷川郷御（検）検地御書出（府）

一拾四町五段小十歩　田数

分銭七拾弐貫六百七十九文　段別五百文宛

一弐拾四町弐段半卅歩　畠数

分銭四拾貫廿七文　段別百六十五文宛

此内、拾五貫七百六十二文、夏成、

此永楽、七貫八百八十一文、

以上、百拾弐貫七百六文、

此内、

弐貫文　神田

拾壱貫文　公事免

弐貫文　　井料
三貫文　　代官給
弐貫文　　定使給

（紙継目裏印・「調」）

以上、弐拾貫文　引物、
　残って、
九拾弐貫七百六文　　定納
　此の永楽、
四拾六貫三百五十三文
　此の内、
拾七貫弐百四十二文　本年貢
弐拾四貫百十一文　　増分

（B）　北条家印判状（折紙）〔大野文書〕

（押紙）「竹谷
大野」

苻川の郷一陽年隠田致し来る処、此のたび訴え申す間、検地を遂げらる処、両人申し上ぐる条明鏡なり、然る間、両人に代官職仰せ付けられ候、幷びに御領

此の外、五貫文、増分之内、竹谷・大野両人ニ永く下さる
以上、四拾壱貫三百五十三文、
右、四拾壱貫三百五十三文、毎年（埼玉郡）岩付御蔵奉行衆ニ渡すべきものなり、仍って件の如し、

天正五年丁丑五月廿六日　（緑寿応穏）

（板部岡融成）江雪　奉之

竹谷
大野

所の隠田、申し上ぐる御褒美として、今度の増分、定納廿九貫の内五貫文、両人に永く下され候、猶、郷中の様子御書出は、別紙にこれあり、来秋より御法の如く、速かに走り廻るべき旨、仰せ出ださるものなり、仍って件の如し

（緑寿応穏）

天正五年丁丑
五月廿六日

（板部岡融成）奉之
江雪

竹谷源□□（七郎）
□□□□（大野縫殿助）
□□□□

○押紙・宛所ハ東京大学史料編纂所「竹谷文書」ニヨリ補ウ。

まず（A）から検地の状況を見てみよう。「検地書出」は一般に、最初は田畑の面積と年貢額、その次に内訳として給人・寺社・御領所・免田畑等が記載されており、最後に定納高が示される。府川郷は、田が拾四町五段小十歩、畑が弐拾四町弐段半三〇歩とある。当時の町反歩制は一反が三六〇歩であり、かつ大半小制が用いられていて、大は二四〇歩、半は一八〇歩、小は一二〇歩の三区分で示され、記載されている。したがって「小十歩」は一三〇歩、「半三〇歩」は二一〇歩である。府川郷の年貢額は後北条氏の税制の基本とされる田一反五〇〇文、畠一反一六五文が適用されており、田一四町五段一三〇歩と畑二四町二段二一〇歩の年貢額をこの基準で上のように計算すると、書出の数値と合致してくる。その租率はおよそ四〇パーセント未満で、収穫量との比率は四公六民であった。

$$田500文 \times 145\frac{130段}{360} \fallingdotseq 72貫679文$$

$$畑165文 \times 242\frac{210段}{360} \fallingdotseq 40貫27文$$

年貢は天文一九年（一五五〇）の税制改革で、六月と一〇月の二回に分けて蔵納めすることになっており、府川郷の夏成は一五貫七六二文であった。ただし府川郷の書出には永楽銭換算の額が記載されており、鐚銭（びたせん）対永楽銭の交換比率は二対一であった。合計貫高一一二貫七〇六文（当検見踏之辻）に対し

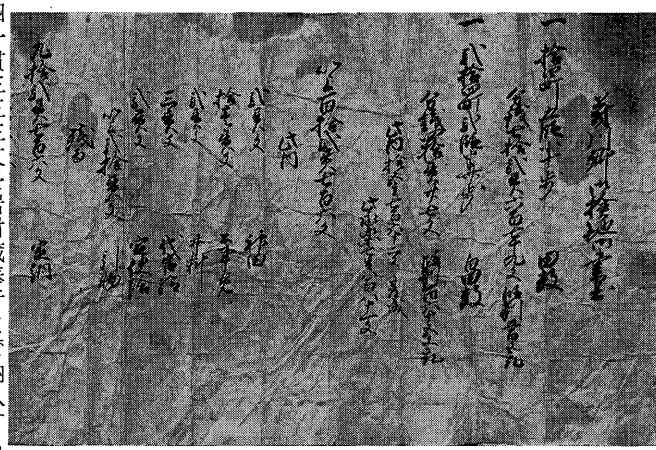

写真3—36　天正5年北条氏検地書出
（大野俊雄家文書　写真提供　埼玉県史編さん室）

ては、種々の引物（免除分）がある。府川郷では神田・公事免・井料・代官給・定使給として二〇貫文の免除があった。神田は郷村内の神社に寄せられていた神田についての年貢免除、公事免は公事免田の意で領主へ納入する年貢・公事のうち公事のみ免除される田をいう。これは通常地頭などに与えられていた。井料は用水路、堀、堤敷などの免除、代官給・定使給は、郷村内居住の代官や定使（下級役人）に対する給与である。それを引いて定納額が九二貫七〇六文、永楽換算で四六貫三五三文となっている。

ところが、このうち本年貢は一七貫二四二文（三七パーセント）、このたびの隠田摘発によって生じた増分は、二九貫一一一文（六三パーセント）と、本年貢の一・七倍に達する増分が新たに貫高に組み入れられており、検地が年貢増徴であったことを如実に示している。このうち竹谷・大野両人給分を除いた四一貫三五三文を岩付蔵奉行まで納入するよう命ぜられたのである。

ところで、この検地は（B）によると在地土豪竹谷源七郎・大野縫殿助両人の密告によるものであった。両人の密告の背景には、府川郷の代官職をめぐる在地での紛争があったものと思われるが、御領所である府川郷の隠田について両人が公儀へ訴え出たのである。北条家では早速検地を行なったところ、両人の申し条のとおりだったので両人を

新たに代官職に任命し、さらに褒美として増分二九貫文のうちから五貫文を両人に永く給与することとしたのである。後北条氏の在地支配に対する厳しい姿勢を示す例として注目されるのである。

2　白子郷と農民

日損・風損による減免願い

江戸城と河越城を結ぶ重要幹線路、河越道に沿う白子郷は、しばしば戦乱に捲きこまれ、また街道の要地としてその名を史料に止めてきたことは、すでに見て来たとおりである。この白子上郷において農民の旱損・風損による年貢減免運動が起こっていた。そのことを示す史料は、次のとおりである。

小河出雲守判物写

白子上郷の百姓衆、貴所に頼み入り、日損・風損の侘言申し候。最様に候うより、御差し置きなく候えば、その方御侘言ニ御越に付きて、百姓宿申す如くに候。九松・七之介五人の年貢、右の御給を給う所、御扶持銭を以ってゆるし申し候。さて又修理・大炊助両人の者、巳年の年貢過分ニ引を以って、内々の利足算用を致し、さいそく申すべく候え共、貴所様へ侘言成され候う間、是をもゆるし申し候。しかりといえども、後日、与三郎・大炊助両人の者は、我等ニ少しも無沙汰申し付け候うてハ、これより算用次第ニ取り申すべく候。無沙汰これなく候ハバ、郷中走り廻り候に付きては、これに申す如く相違有間敷候。後日のため証文一札進め候う者なり。仍って件の如し。

なお、よき時分ニ成り、地福寺へ越し候う間、同三人申し候、以上。



写真３―37　不作による減免願い

二月十七日　　小河出雲守（花押写）

高麗丹波守殿
参

（「新編武蔵風土記稿」）

右の文書は、『新編武蔵風土記稿』新座郡橋戸村の項に見える、旧家庄忠右衛門家に累世伝存された白子郷関係文書四通のうちの一通である。庄家は、苗字からわかるように武蔵七党の一、児玉党の嫡流庄大夫家弘の後裔という家伝を有する。庄氏と白子郷周辺との関わりは、一族と思われる庄加賀入道善寿が文安六年（一四四九）に、京都鹿王院領の赤塚郷用水の井料押妨事件を起こしたことによって知られる（鹿王院文書）。これは白子郷の領主であった入道善寿が、同郷に隣接し、かつ白子川の下流部に位する赤塚郷の用水に対し、井料と称して費用を取り立てたことが紛争の原因とされている（湯山学『赤塚郷と庄加賀入道善寿』）。庄氏が白子郷の領主であったらしいことは、降って天文年間（一五三二―一五五五）頃成立とされる「としま　名字のかき立」（米良文書）に、足立・多摩両郡の豊島一族の諸領主名と並んで、庄中務丞・庄賀□助の名が見え、とくに庄賀□助の肩書には「しらこ」とあるので、庄氏が白子郷の在地領主だったことはほぼ疑いないことと思われる。また庄家蔵の元亀二年（一五七一）八月一九日付の「定白子郷段銭棟別銭納様之事」（後述）の宛名に「白子小代官」とあるので、同家が文安年間以来の領主的系譜

を引く在地土豪として白子郷小代官を勤め、その縁で関係文書が残されたものと思料される。

この文書は、発給日が単に「二月十七日」とのみ記載され、年未詳であるが、『新編武蔵風土記稿』では、「然るに橋戸村百姓忠右衛門が所持の小河出雲守より高麗丹波守へ与えし書簡に、白子上郷云々とあり、是は永禄年中のものと見ゆれば」（上白子村の条）、「又此近村庄忠右衛門が所蔵の文書中に、当寺の僧の事を記せり、此書は永禄中のものと見ゆれば」（下白子村地福寺の条）とあって、ともに永禄年中のものとされている。文書中の巳年は、弘治三丁巳（一五五七）、永禄十二己巳（一五六九）の二様が考えられ、前者とすれば永禄元年（一五五八）以降、後者とすれば、元亀元年（一五七〇）以降とされるが、永禄初頭では、まだ北条家の村落支配は貫徹されておらず、北条氏による村落支配の矛盾が露わになり、農民の抵抗が熾烈になるのは天正期に集中されることから、おそらく後者の時期であろうと考えられる。

その内容を見ると、白子上郷の百姓等は、旱損や風損による不作の年貢減免願いを、高麗丹波守を仲介として、同郷の領主代官小河出雲守に申し出た。これに対し小河出雲守は、九松・七之助等五人の年貢については扶持銭をもって相殺にすること、修理・大炊助の両人は巳年の年貢を過分に引いてあるので、その利息を算定し共に納入させるべき所であるが、丹波へ詫びを申し出ているのでこれも免除すること、但し、与三郎・大炊助両人は何らの連絡もないので計算どおり徴収すること。きちんと連絡があり、郷中の所務に精励すれば、以上申し述べたことは相違ないので、証文として丹波に一札を入れるという主旨であった。つまり、災害による年貢減免歎願に対して、領主小河出雲守が高麗丹波守の仲介を労として、一定程度の免除をしたのである。白子郷五〇貫文は、永禄二年（一五五九）には北条綱成領であったが、その後、上、下郷に分かれ、元亀二年（一五七一）段階では一帯が御領所になっていた（「定白子郷段銭棟別銭納様之事」）。したがって小河出雲守は御領所代官であったのである。小河氏については『小田原衆

所領役帳』には記載がなく明らかでないが、多摩郡に勢力を有していた武蔵七党の一、西党小川氏の後裔ではなかろうか。

追書に見える地福寺は、白子二丁目に現存する天台宗の瑞応山地福寺のことで、この文書の記述は当寺名の初見である。入間郡小仙波村（川越市仙波）喜多院の末と伝えるが、喜多院との本末関係は近世に入ってからであろう。旧記等は火災により焼失し、開山・開基等この期に関わる事跡は不詳である。

高麗丹波守　白子上郷の農民の愁訴を御領所代官に仲介した高麗丹波守とは如何なる人物であろうか。農民が苦衷を打ち明けられ得る人物で、かつ本人自身がその苦しみを理解し、御領所代官と対等以上にわたりあえ、丹波守の官途をもつ人物とすれば、在地有力土豪層と考えるのが自然であろう。丹波守についてはこの文書以上のことについては明らかでない。

高麗氏には、八世紀の高麗郡設置に伴う渡来系の流れをくむ者と、丹党の族、秩父五郎基房の子経家が入間郡高麗郷に住し苗字とした者の後裔の二流がある。尊氏党として足利義詮の命に従い、直義党討伐に大功があった高麗彦四郎経澄や、同四郎左衛門尉季澄は丹党高麗氏の後裔で、経澄は武功により高麗郷地頭職を与えられていた。また同氏は八文字一揆の有力メンバーであった。このため各地に庶流を分出したが、その詳細は明らかでない。前者についても高麗本郷の大宮司家を宗家として庶流を分出し、両流の区別は定かでないというのが実情である。いずれにせよ高麗郷を本貫の地とすることには変わりはない。

後北条氏時代の高麗氏は、『小田原衆所領役帳』に小田原衆と見える高麗越前守・岩付太田氏の家臣である高麗豊後守が知られる。越前守は浮役寄合衆をつとめる北条直臣で、小田原市小八幡に所領を有しており、「高麗氏系図」によると、本明院景信（一五一四―一五六二）の妹を室としていた。景信は河越・松山・八王子等の小田原北条氏側の

依頼によりしばしば勝軍の祈禱をしたとあり、小田原との関係は越前守を介してのことと思われる。高麗豊後守は、永禄八年（一五六五）六月に、太田資正から足立郡加村本領・並びに豊島豊前守分と今泉分を安堵された土豪である（史籍雑纂）。その文書に「加村御本領」とあるので、足立郡加村（大宮市日進町）に本拠をもつ岩付家臣であった。永禄一二年閏五月一五日にも、資正の子梶原政景から同趣旨の安堵状を与えられている。当時、太田資正・政景父子は、資正の嫡子氏資によって岩付城を放逐され、必死になって岩付城回復に奔走していた時であった。資正父子は氏資家臣に楔を打ち込むかたちで豊後守に安堵状を発したのである。越前守・豊前守、そのいずれについても高麗丹波守との関係は明らかでない。

高麗氏と白子郷周辺との関係について瞥見すると、「高麗氏系図」に清乗院良阿（一四五三―一五〇八）の甥、高麗豊丸が文亀年間（一五〇一―一五〇四）頃、「膝於利」（膝折）に出て、駒（高麗）三郎と名乗ったとあり、また溝沼（膝折宿）の比留間家は同じく良阿の甥で高麗家を嗣いだ清乗院良伝の母の家とあり、同家と高麗家との婚姻関係をもっていたことを伝え、高麗氏と膝折との関係の深さをうかがわせている。

『新編武蔵風土記稿』膝折宿の条には、次のような記述が見られ、白子郷周辺と高麗氏との関係を伝えている。

○膝折宿附持添新田　膝折宿は郡の中央にあり、江戸より行程五里半に余れり、此地の開闢は土人の伝うる処によれば、古き世のことなり、その伝えに云、昔高麗の城陥りし時、主将某は敵のために討れ畢ぬ、家臣五人遁れ出て落人となり、此地へ来れり、其頃はたゞ原野なりしを、かの五人の者力を合せて遂に家を作り居住の地とせり、今その子孫わかれて数軒となる、その中に主たる者の家長く亡びしをなげき、高麗氏を家号とせる者もありとぞ、彼の城主高麗氏は高麗郡新堀村聖天院に葬りて、今に墓石のこれりと、按に聖天院に高麗王の墓なりと云ものあれど、その事歴さたかならず、当郡橋戸村百姓忠右衛門が所蔵の文書に、白子村

の代官小河出雲守がもとより、高麗丹波守と云人のもとへ贈りし状あり、その文体を察するに、永禄の頃の事にして、丹波守も此辺の奉行代官か、或は地頭などにてありしかと思わる。その上白子村はこゝより程近ければ、丹波守はもし当村の人にて、かの高麗郡にありし高麗氏の庶流などにてはあらずや、すべて他の書記等にも、高麗の城のこと所見なければ、今より考うべきものなし。

段銭・懸銭・棟別銭　御領所・私領を問わず、後北条氏治下の農民は、年貢以外に種々雑多な雑税（雑公事）の納入を賦課された。例えば段銭・棟別銭は、朝廷や幕府の重要行事に際し、臨時的に国郡に一律に賦課した臨時税であった。これが室町時代には幕府や荘園領主の重要財源となり、次第に定期的性格をもつようになってきた。守護もそれを領国内に課して主要財源とし、戦国大名もこれを継承して領国支配の財政的基盤としており、後北条氏も初めはそれを踏襲していた。

しかし、天文一五年に河越夜戦に勝利して、上杉氏等守護勢力を駆逐すると、後北条氏は天文一九年（一五五〇）を中心に思い切った大幅な税制改革を実施し、農民からの収奪を再編統一化し、かつ強化していった。

天文一九年の「公事赦免令」（相州文書）は、おおよそ次の内容をもっていた。

(1)この年四月から諸郷にかけられていた公事は免除すること
(2)村高にかけられていた諸点役は廃止し、代って百貫文の地から六貫文の役銭を徴収すること
(3)役銭は、六月と一〇月の両度に小田原の御蔵へ納入すること
(4)郡代・触口も勝手に諸公事をかけてはならぬこと
(5)もし、これに違背する者があれば、百姓は小田原城へ直訴すること
(6)地頭といえども百姓迷惑の諸公事をかけたなら小田原城へ直訴すること

(7)退転百姓で還住の者は、借銭・借米を免除すること
ただし、今日以後の欠落者についてはその限りでないこと

等であり、年貢未納のまま退転・欠落する農民が続出するという深刻な事態のもとにおける税制再編と赦免令であった。

百貫文に対して六貫文（六パーセント）納入という役銭は、貫高に応ずるもので段銭であった。さらにこの年、懸銭四パーセントが創設され、棟別銭と共に三税が賦課された。したがって土地を単位とする諸公事は百貫文の地から六貫文の役銭を徴収する税率六パーセントの段銭と、同じく四パーセントの懸銭に整理改革され、両者合わせて貫高の一〇パーセントとされた。当時の史料に出てくる「国並十分一」とはこれをさすのであろう。段銭は、弘治元年（一五五五）と天正九年（一五八一）の二度にわたり三分の一とか二分の一とかの割合で増徴された。

次に棟別銭は、一間（家屋棟数の単位、屋敷五〇歩前後に相当）当たり五〇文が、三五文に減税された。弘治元年さらに正木（麦の意）棟別銭が新設され、一年ごとに四〇文、永禄三年（一五六〇）以後は毎年二〇文宛徴収された。

白子郷の段銭・棟別銭　この段銭・棟別銭納入に関する貴重な史料が、白子郷を対象とする文書として残されている。それは、後北条氏の税制研究の基礎資料となっており、また、当時の市域の税制を知る史料としても興味深いものである。次にそれを紹介し、考察を加えてみたい。

定む、白子郷の段銭・棟別銭納め様の事　　納むべし

一　四貫五百文　　反銭請取奉行　良知河内守　吉原新兵衛　　一　八百文　　九月朔日より同十五日迄切りて

此内　　納むべし

一　九百文　　八月廿四日より同晦日迄切りて　　一　八百文　　九月十六日より同晦日迄切りて

納むべし

以上

（弐貫）□五百文　江戸へ納むべく候

一　九百廿二文　棟別

請取奉行吉田平右衛門
西沢三右衛門

此内

一　四百廿二文　八月晦日迄切りて納むべし

一　五百文　九月晦日迄切りて納むべし

以上　九百廿二文　小田原へこれを納むべし

一　御定の如く、両地持ち寄りの米穀を以って、百文に榛原升一斗五升目積もりニ、御蔵奉行ニ計り渡すべし。もし日限一日を相延ばすニ付きてハ、一俵ニ一升、五日相延ばすニ付きてハ三升、十日五升、過□（米カ）仰せ付けらるべく候。十日を立ち延ばし候う由、奉行人申し上ぐならハ、名主・百姓を召し寄せ、罪科に処せらるべき事。

一　計り手は、近年御定の如く、百姓ばかり納むべし。升の上の過上、蔵奉行申し付け候わば、則ち目安を認め申し上ぐべき事。

一　段銭・棟別員数、御蔵納め日限、毎年かくの如くたるべし。万一替への儀有らば、毎年七月御配符を出すべし。しからずんば、この度御定の如く、毎年これも出すべき事。

右、定むる所、妄を致すに付きてハ、当郷小代官・名主・百姓頭、遠島になさるべし。重科に到れば、頸を切るべき者なり。仍って件の如し。

辛未（元亀二年）
八月十九日

白子小代官
百姓中

（「新編武蔵風土記稿」）

この文書は、先述した橋戸村庄忠右衛門家のものであるが、元亀二年（一五七一）八月に、白子郷小代官と百姓中に宛て、段銭・棟別銭の納入規定五か条を示したものである。発給者については差出人もしくは印判状を欠いている

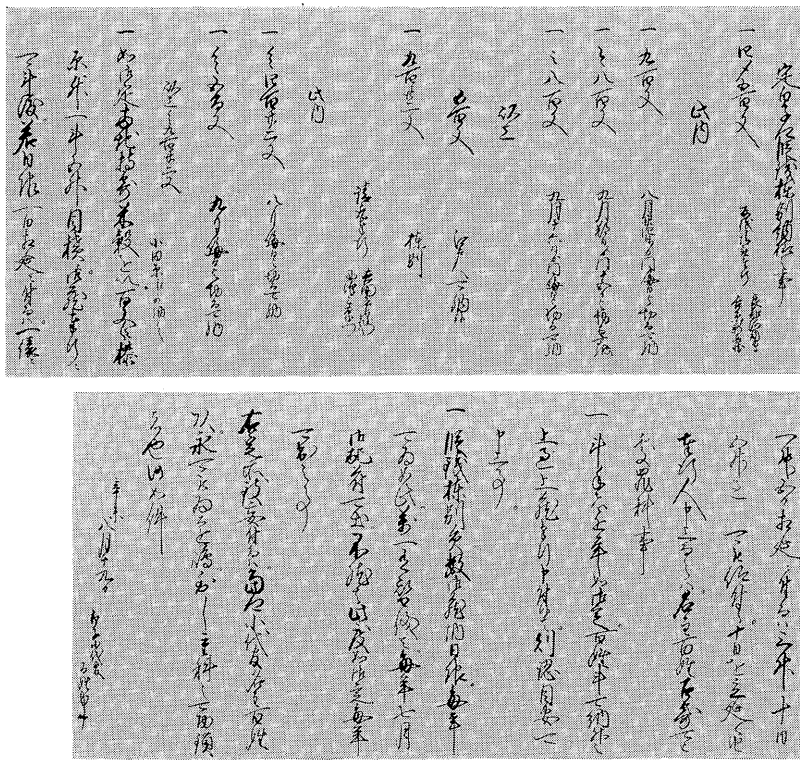

写真３―38　白子郷段銭棟別納様之事

ので明らかでないが、内容や書止め、納入先を江戸城や小田原城に指定していること等から、北条氏の印判状とみなされる。おそらく写の段階で虎印判を書き落したものであろう。

白子郷の段銭は四貫五〇〇文とあるが、これを基準の六パーセント、ただし元亀二年は増徴後であるので、増徴分を仮りに二分の一とみて九パーセントとして計算すると、貫高は五〇貫文となる。この貫高から永禄二年成立の『小田原衆所領役帳』の、北条綱成（つなしげ）の所領中に「五拾貫文　白子」とあったのが思い出される。白子郷の推定貫高はその貫高と一致し、それに従えば綱成は永禄二年段階で市域の白子郷の領主だったことが証明されるのである。この段銭は八月二四日から九月晦日に

かけて三期に分けて江戸城に納入することになっており、請取奉行は良知河内守、吉原新兵衛の二人であった。このうち吉原新兵衛は役帳の江戸衆に、足立郡宮城堀内に七貫文を領する武士として登場している。

棟別銭は九二二文、これを減税後の一間三五文で除すと二六・三間となる。ただし佐脇氏の研究(『後北条氏の基礎研究』)によれば、銭納百文につき三文の目銭(欠銭等の混入や、数え違い等による不足を補うための付加銭)を見込んで計算するというから、九〇〇文で二七文、端数があるのでさらに三文を加え目銭を三〇文とみる。それを差引いた残額八九二文を三五文で除すと、約二五・五間となるという。この棟別銭は八月晦日、九月晦日の二期に分けて小田原城へ納入することとされた。

第三条は、銭百文を榛原升一斗五升に換算して両城の蔵奉行へ米納するように命じ、若し納入期限を遅れたならば一日について米一俵につき一升、五日は三升、一〇日は五升の割合で過徴米を課し、一〇日を越えたならば名主・百姓共に罪科に処するとした。榛原升は後北条氏の公定升で、京升一升一合五勺六摂弱が榛原升一升に換算される。米一俵は榛原升で三斗六升詰(京升で四斗一升六合詰)であった。

第四条は、納米の計り手は農民自身とし、蔵奉行が升の過米を要求したら目安(訴状)をもって訴え出ることとし、計量の不当要求を押えていた。

第五条は、段銭・棟別銭の員数と納入期限は、以上のとおりとし、若し変更の時は七月に配符(徴税等に関する事項を記載した命令書)をもって指示することとした。

以上の箇条に違反すると郷の小代官、名主・百姓頭を遠島にし、より重罪であれば斬首に処すという厳重なものであった。この期には白子郷は北条綱成領から北条氏直轄領とされ、小代官には庄氏が任命されていたと思われる。

ちなみに、同じ河越道に沿う大井郷も天正年間(一五七三～一五九〇)に小代官が置かれており、交通の要地等重

要地点については、後北条氏は御領所化して領国支配の徹底を図っていたことがうかがえるのである。

3　定期市の発達

荒川の上流地域にも、古くから市に関する集落の形成がみられる。『中世日本の商業』（豊田　武著作集第二巻）によれば、建永元年（一二〇六）、熊谷蓮生坊は、居住地近くの大里郡村岡の市に高札を建て、翌年の往生を予告している。

さらにくだった元徳期（一三二九―一三三〇）頃、男衾郡小泉郷にも、街道をはさみ二五間ほどの市場屋敷が存在していた。また、応安期（一三六八～一三六九）には市域近くの足立郡大窪郷には五日市場があったという。

以上のように、一三世紀前半より市の出現をみるが、やはり、一般的な地方市場の成立は、領主等の年貢の貨幣化からして、おそらく一四世紀後半より一六世紀前半までに普及し発展していったものと考えられる。

さらに、これら市場の立地条件としては、寺社・荘家・守護代・地頭等の屋敷付近とか、政治上・経済上の交通の要地、商品の集積や運搬に適した河川の合流点などが上げられよう。

白子の六斎市　後北条氏が定期市の普及をもたらした一つの要因として、貢租の銭納化が上げられる。洪積台地に新しく開田された場所を中心に、市場が創設されていった。六斎市とは、毎月六回開催される定期市の名称である。

天正一五年（一五八七）に白子郷に新宿の創設が認められているが、武蔵国内では、ほかにも、天正六年（一五七八）の世田谷新宿をはじめ、天正一一年（一五八三）の高萩新宿、天正一三年の関戸新宿並びに松山新宿、天正一六年の赤岩新宿、根岸・鶴間の二新宿、さらに天正一八年（一五九〇）の川越新宿・児玉新宿などの資料が存在する。



写真3―39　改めて仰せ出さるる条々

これらの新宿とは、もちろん本宿に対する新設の市場＝宿場の意味である（『岩槻市史』通史編、『富士見市史』中世資料編）。

松山城主の上田憲定（のりさだ）は、天正一二年（一五八四）には松山領内の行商人の棟別銭を免除して、これを保護・育成し、翌年の天正一三年には、本郷宿が手狭になったとして、本宿の近くに新宿を創設した（『埼玉県史』資料編6）。

次に、『新編武蔵風土記稿』記載の文書を読みくだして左に掲げる。

改めて仰せ出さるる条々

一、当郷田畠を指し置き、他郷寸歩の処、出作すべからざる事。

一、不作の田畠、甲乙の所を見届け、五年荒野、七年荒野に代官一札を以て相聞（開カ）くべき事。

一、当郷の儀は、先代より不入（ふにゅう）の儀、当代に至り、なお不入の御証文、御公儀より申し請（う）くべき間、新宿を見立て、毎度六度の楽市を取り立つべき事。

一、白子郷の百姓、何方ニ居住せしむ共、御国法に任せて、代官・百姓ニ理を申し、急度（きっと）召し返すべき事。

一、御大途御証文幷びに、この方証文これなく、誰人の用所に申し付く共、走り廻らざる事。

右条々違犯の輩これ有るに付きては、交名を注し、披露を遂ぐべき者なり。仍りて件の如し。

天正十五丁亥年四月三日

白子郷　代官

百姓中

この文書は、天正一五年（一五八七）四月に、後北条氏によって発給された白子郷の掟書である。中でも三条によれば、本宿には先代より不入の御証文がある。しかし、こんどは新宿なので、当代の不入の御証文を御公儀へ申請するので、新宿を見立てて毎月六度の楽市を取り立てよ。また、二条には、不作の田畠の所有者を確認し、五年や七年の荒野として、代官に一札を与えて年貢を免除してやろう（『中世郷土史研究法』）、というものである。このほかの郷村における新宿の掟書も、その保護政策の一環として諸役が不入とされた。そのため、多くの農民が新宿に入って流通に関与した。したがって、新宿の取り立てと荒野の開発は不可分の関係にあったのである。

文中の楽市とは、領主が市場の繁栄をはかり、市場住人及び、市場に来る行商人にかかわる租税を免除することで、自由に販売することができるようになった市場の意である。

この白子郷の掟書には、このほか、一条の出作の禁止、四条の逃散の召返令、五条の無断による郷内徴用禁止令等が記載されている。

さて、ここで白子郷における新宿と本宿は一体どこを称したのであろうか。この点については、次項で述べる。

市場の地名から

白子三丁目の中央に、市場稲荷社が鎮座する。この地域は往古より市場と称していた。小丘陵状をなしており、西に城山、東に吹上観音がある。『新編武蔵風土記稿』によると、「村の東北の端、四方三町許の処なり」と載せる。

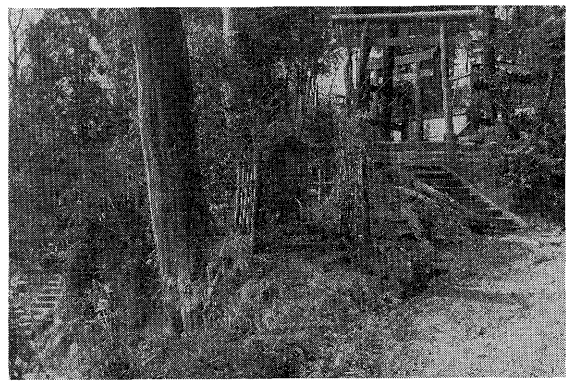

写真3—40　市場の稲荷社

この小字の市場の地が、白子の本宿ではなかろうかといった観点から、若干の史料を通して論述してみたいと思う。

この市場については、次の伝承が残されている。昔は、多くの行商人が参集し、この地で市を開き、たいへんな賑わいを呈したという。現在では、その往時の歴史が小字の名称として遺存しているのだという（「大和町の伝説」）。

この市場という地名は、石造物にも散見される。よく知られたものとして、市場稲荷脇の天和四年（一六八四）の庚申塔と、榎本鳥一家墓地の元禄四年（一六九一）六地蔵がある。いずれも、「市場村」と明確に刻されており、前者には新坂四名、榎本六名、田中一名合計一一名の造立者名がみられる。これにより、市場地名は元禄以前から存在したことがわかる。

また、稲荷社に接して大日堂が祀られているが、この境内及び墓地には、供養塔である室町期の宝篋印塔の笠部や、塔身・九輪等の残欠が散在するほか、同時代の板碑も数基が確認されるなど、この地が比較的古い集落であることを物語っているといえる。

さらにこれを立証するものとして、昭和四七年二月一三日のこと、市場に近い白子三丁目の道路工事中に、かめ入りの古銭が大量に発見された。その数は、驚くなかれ一一万四三六八枚を数えたという。古銭はすべて銅銭で、古いものでは、中国の五銖銭や開元通宝（六二一年）などがあり、また最新なものでは宣徳通宝（一四三三年）があるが、

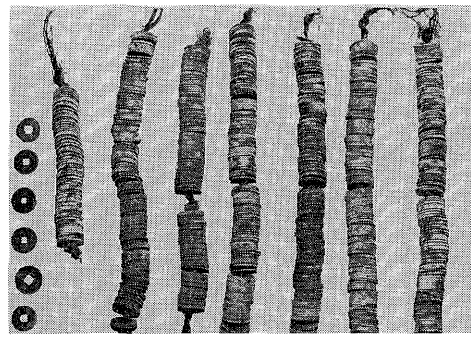

写真3—41　道路工事中に出土した古銭の一部

江戸時代のものはない。中でも永楽通宝（一三六八年）は一万一四五〇枚と最も多い。この永楽通宝とは、永楽銭とも称し、明朝の銅銭のことであるが、国内でも鋳造された。後北条氏などは、一六世紀後半にはこの銭をもって貢納高を表わし、通用銭の基準としたほど、この永楽通宝を重要視した。この市場の稲荷社下の県道より永楽銭が多量に出土したことから推測して、長亨二年（一四八八）八月一四日の夜、万里集九が白子の里に宿したのは、この市場の地ではなかったのであろうかと、想像をたくましくしている。

次に、主要街道と市場の関連について考察してみよう。

慶長七年（一六〇二）、江戸幕府によって五街道が整備された。その後、江戸城防備の前線拠点として、川越と江戸を結ぶ重要な脇往還である川越街道が寛永期に至って整備、構築されたものである。

したがって、中世期から白子の宿が現在位置に存在したという確証はないのである。しかしながら前述のように、文明年代に至ると、河越から膝折・白子を経て江戸に通ずる街道が利用され始めたことは事実なのである。では一体その街道は、どこを通ったものであろうか。

これは、推論の域を出ないが、中世にかかわる古道は、二本存在したものと考えられる。その一つは白子川沿岸に村を東西に横断し、西は白子上郷から小樽（こたる）村（練馬区西大泉）・関村方面に通じ、東は早瀬の渡しを経て、笹目（戸田市）に進む道路である。もう一つは赤塚城方面からの道路が、市場付近を北方に抜け、（上・下）新倉村から広沢の池（朝霞市）近くを経て膝折宿に通ずるものである。この道路は、おそらく溝沼・館・大和田・大井へと通じたも



写真３―42　鎌倉街道（昭和30年代）

のと考えられる。

『川越記』によると、「御三代将軍家、御成御社参之節、江戸ゟ通行御成新道上板橋ゟ川越迄ハ、武蔵野と居村之界之地江新道を付、只今江戸川越之通行之宿々ニ御座候」とある。これによれば、武蔵野の林野と村境辺を直線的に開さくしたとある。『高階村史』の藤間村の項には、「寛永年間（一六二四―一六四四）に川越街道が開かれると、同六年までに東光寺から中橋までの二七軒、ついで、同一〇年から一八年にかけて一村全部が現在位置に移動した。」と記載されている。旧村落は現在よりかなり東部に位置していたことが知られている。さらに大井宿でも、現在位置より東側の畑地に元屋敷などの地名が残存するし、藤久保村（三芳町）も現在地より数百メートル東の湧水池付近が元の集落地であったといわれている。

さて、市域の吹上観音のすぐ西側には、北方にくだる古道があり、これを古老は鎌倉街道と呼ぶ。この先が、早瀬の渡しに連絡することも考えられる。

以上の点から類推し、結論としては、天正一五年の掟書にみえる新宿とは、現在の宿に近い地域であり、本宿は市場の地と想定するものである。

第三節　社寺と信仰

1　白子宿の社寺と信仰

交通上の要地で旅人の往来もあった白子宿を含む、市域の寺社の信仰や縁起には、ひとつの特色がみられる。その特色とは、白子の地福寺の地蔵縁起、東明寺の観音縁起、下新倉妙典寺の墨田五郎時光の縁起にあらわれている。つまり三寺の縁起は、いずれも「旅する僧侶」がこの地に訪れてくる物語であり、そこで、地蔵や観音や高僧のあらたかな霊験によって、信仰者が救済される話である。

旅する僧侶は地福寺では尊恵（そんね）、東明寺では浄西、妙典寺では日蓮である。このように旅する僧侶の伝説が成立したのは、和光地域が江戸と川越を結び、あるいは鎌倉街道の要地と考えられていたからにほかならない。伝説や縁起は、その地の自然条件や交通などの社会条件に適応させ説得力を高めている。清冽な清水の湧出する妙典寺に、子安の池の伝説が生まれたのもその一例といえよう。

中世末期の白子宿には、天台宗の瑞応山地福寺、不動院及び熊野権現をまつる神社があり、人々の信仰の中心となっていた。

地福寺は白子川の谷を見おろす傾斜面の台地上にあるが、この寺が文書にあらわれるのは、庄忠右衛門所蔵の四通のうちの一通の古文書である（『新編武蔵風土記稿』）。

この文書は、永禄年間（一五五八―一五七〇）の二月一七日に、小河出雲守が高麗丹波守に差し出した一札で、新座郡白子上郷の百姓衆の年貢減免に関することが記されている。その末尾の「二月十七日」の日付の上に細字で「猶

よき時分ニ成、地福寺越候間、同三人申候、以上」とある。これによって当時地福寺は白子において重要な役割を担っていたこと、白子には上郷と下郷とがあったことなどがわかる。地福寺には長い間人々の篤い信仰をうけてきた、霊験あらたかな地蔵の縁起がつたえられている。銅造四センチメートルの小地蔵で「枕返し地蔵」と呼ばれる胎内仏である。縁起は、尊恵という僧が江戸から慈光寺へ向かう途中、白子の地で急病で倒れ意識不明となるが、この地蔵のあらたかな霊験によって、蘇ることができたという話である。

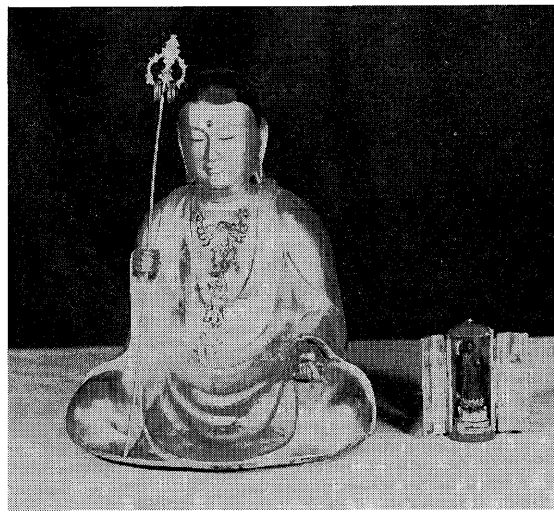

写真３―43　枕返し地蔵と胎内仏（地福寺）

古来わが国の庶民信仰の対象となってきた仏といえば、第一に地蔵と観音があげられる。ところが市域には奇しくも、この地蔵縁起が地福寺に、観音縁起が東明寺に伝えられている。その縁起の発生については前述したが、地福寺ではこの地蔵信仰が、わが国古来の「さいの神」信仰とも習合して人々に広く信仰されている。近世の『武蔵野話』にも地福寺のさいの神の信仰が記載されている。

さて、地福寺とともに不動院も白子の中世の人々から信仰をうけてきた寺院である。不動院は熊野神社と隣接し、その信仰も一体であり、かつ、白子宿の豊かな湧水の信仰とも重なり合っていた。

熊野神社は白子の鎮守である。『新編武蔵風土記稿』に「中古、不動堂の境内なる熊野権現を鎮守と崇め」たと書

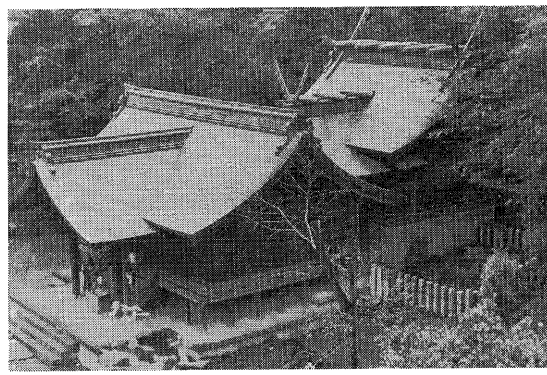

写真3—44　熊野神社

かれている。中古には不動堂は修験者が管理し、その境内に熊野社があったことが推測される。なお、現在の不動院には延慶年間（一三〇八頃）の弥陀種子の板碑が所蔵されているので、早くからこの地は開けていたにちがいない。

ところで天文年間の熊野那智山の檀那書上の中に、白子の地の檀那名がかきあげられている。それにより熊野那智山への参詣者の名が知られる。すなわち同書上には、「しらこ庄賀物助、庄中務丞」とある（『米良文書』）。白子の庄氏の賀物助と中務丞の二人は、熊野へ参拝する熊野信仰者であった。

白子の庄氏は、庄加賀入道善寿（『鹿王院文書』）、庄忠右衛門（『新編武蔵風土記稿』橋戸村の条）及び庄和泉守秀永（戸田市観音寺「過去帳」）などにみられる。この正確な系譜関係は明らかでない。

庄和泉守秀永の長男の兵庫が庄（荘）忠右衛門家を嗣いだという（『荘家系譜』）。よって新曽と橋戸の荘氏は縁が深い。白子宿の、熊野那智の檀那、庄賀物助や庄中務丞は、庄一族の有力者であろう。したがって、庄一族の熊野神社に対する信仰はきわめて篤いものがあったとみてよい。もちろんこの有力名主層の庄一族のほか白子の人々は、白子宿の鎮守熊野社に篤い信仰をささげたことであろうし、また往来の旅人たちもこの社に礼拝して旅の安全を祈願していったことだろう。霊水の流れは、今もなお絶えることはないという。

2　民間巡礼習俗と吹上観音の信仰

巡礼と観音信仰

巡礼はいくつかの神社、仏閣、堂宇などを参詣して回る習俗で、古くは法隆寺や東大寺などの南都七大寺巡礼などがおこなわれた。この巡礼には、本尊巡礼と聖地巡礼がある。寺にまつられている観音、地蔵、阿弥陀など同一の仏や本尊を巡拝するのを本尊巡礼といい、宗派上の名僧のゆかりの深い寺々を巡拝するのを聖地巡礼と称する。

本尊巡礼で名高いのが、西国・坂東・秩父の観音の札所めぐりであり、聖地巡礼では四国八十八か所のいわゆる遍路が有名である。

さて、この巡礼の習俗が一般化するのは室町時代で、最も早い西国三十三か所の巡礼の民衆化は、室町時代の永享年間（一四三〇頃）である。『五山文学全集』によると、「永享の頃に西国巡礼が道路を織るが如く通っていった」とか、「応仁・文明の頃には、巡礼の往来がたえず道路も通れない位だった」という。誇張もあろうが、この頃から、しだいに庶民たちが巡礼に参加するようになったことが知られる。

巡礼たちは参詣した社寺に「巡礼札」を奉納し、所願達成を祈願した。そこで遺存の巡礼札によって、庶民の巡礼の実状の一端を探ることができる。

文安年間（一四四四―一四四九）のこと、西国三十三番札所の興福寺南円堂の壇上で、ひとりの狂女が、巡礼札をとりあつめて焼却した。ところが立ちのぼるその煙をみた人々が、火事とまちがえて、方々からかけつけるという騒ぎがあった。

この話によっても、文安当時の南円堂には、たくさんの巡礼札があったことが推測される。庶民が巡礼札を堂舎の

柱などに釘付けをする風習が盛んになるのは、室町中期以降である。巡礼者を釘うちと呼ぶのも、この頃からのことと思われる。

現在三十三か所観音霊場の巡礼札で、江戸時代に奉納されたものはかなり多い。室町時代のものはあまり多くなく、また名刹に保存されている。若干例を示そう。

○長享　二年（一四八二）二月二三日　当麻寺
○長享　三年（一四八三）三月二四日　法隆寺
○明応　五年（一四九六）卯月二二日　秋篠寺
○文亀　二年（一五〇二）卯月一六日　当麻寺
○永正一三年（一五一六）七月一六日　円成寺

以上の五例はいずれも西国三十三か所巡礼札の一例であるが、長享以降、しだいに巡礼習俗が盛んになることがわかる。次に武蔵の国の巡礼者の名のある札を示そう。

栃木県足利市鑁阿寺（ばんなじ）に、坂東三十三か所巡礼の、巡礼札が保管されている。

坂東卅三所巡礼納
武州足立郡芝丘郷蕨村、助三郎、助二郎、彦二郎
文明九年閏正月六日

（『武蔵史料銘記集』）

この巡礼札は蕨の助三郎たちが、文明九年（一四七七）に坂東三十三か所の観音霊場の札所めぐりをして奉納したものである。なお、栃木県宇都宮市の大谷寺（坂東第十九番札所）には、天文一一年（一五四二）の廻国供養の宝篋



写真3—45　吹上観音堂三十三観音
(右)千手観音，(左)如意輪観音

印塔が造立されている。また、鹿児島県山川町には天正四年（一五七六）の西国三十三か所の巡礼を終えた記念の板碑が造立されている。室町の末期になると観音三十三か所霊場の巡礼習俗は、全国的な風潮となり、広く庶民のものとなってくることがわかる。

そこで埼玉県下の秩父の三十四か所の観音霊場への巡礼習俗についてながめてみよう。

秩父の観音霊場の資料に長享二年（一四八二）の番付表が残っている。これが長享二年に作られたのも巡礼習俗の民衆化の影響にちがいない。なお長享の番付表では秩父もやはり三十三か所で、今日の如く三十四か所に改められたのは江戸時代のことといわれる。

このような西国・坂東・秩父の三十三か所観音霊場巡拝の習俗が、市域に影響をもたらしたことを示すのが吹上観音堂の創建である。この創建は慶堂資善（一四三二年没）の頃かも知れない。堂内には西国三十三か所の観音像が安置され、霊場巡拝との思想的関連を示している。

信仰と鰐口

吹上観音別当東明寺には直径六寸五分、厚さ二寸余りの青銅製の鰐口が保管されている。鰐口には次の銘文がある。

（表）武州新座郡下村福田山東明寺存貞代置之

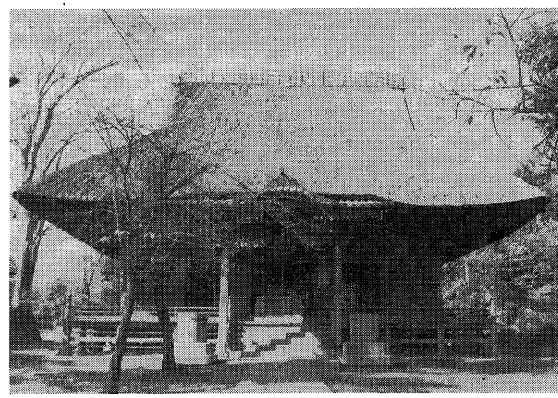

写真３―46　吹上観音堂（昭和46年頃）



写真３―47　元亀二年の鰐口

干時元亀二年辛未六月
朔日河村弥二郎殿寄進
（裏）吹上観音堂用之大工飯
田弥七

これによって鰐口は元亀二年（一五七一）、河村弥二郎が吹上観音へ寄進したことがわかる。

そこで右の銘文について考えてみよう。

元亀二年当時、吹上観音の付近は「下村」と呼ばれていた。これは新倉村が上・下に分かれ、この下村を新座郡下村としたか、また「下新倉村」の略称を「下村」としたのかわからない。『新編武蔵風土記稿』に下新倉村の小名は多くかかげられているけれども、「下村」という小名はないので、下新倉村の小名が下村でなく、下新倉村を下村と呼んだとみるのが妥当であろう。東明寺については別項で述べたが、元亀二年当時、すでに観音堂は武士や庶民たちのあいだで信仰をうけていた。当時の住職は存貞であった。

存貞について『江戸名所図会』には「存貞ハ当寺第三世の住僧にして、松岳存普、右貞如南禅師と号す。元亀二年

辛未六月朔日に寂す」とある。これは『江戸名所図会』の斎藤月岑が、東明寺の過去帳や聞き書きによったものと思われるが、元亀二年六月朔日は、鰐口に刻まれた銘文の日付である。したがってこの日に寂すとしたのは鰐口銘によったものであろう。なお、松岳の名は、愛知県瑞泉寺に松岳宗繕、京都大徳寺に松岳紹長など、松岳の名はみえるけれども、松岳存普に関しては明らかでない。右貞如南も明らかでなく、存貞の師資に関しては今後の課題である。なお『江戸名所図会』の説のように、春屋妙葩（普明国師）を一世とすれば、その没年は、嘉慶二年（一三八八）であるから、存貞を三世とするのはおかしいことである。「百八十三年間、わずかに三世なるべきのいわれなし、縁起の説誤れるならんか」という『江戸名所図会』の指摘は当然のことである。中世時代の明らかな寺院はきわめて稀なのである。

斎藤幸孝（幸成の父）が書いた文化九年の『赤塚の紀行』（多和文庫所蔵）には、「此河村弥二郎ハ、小田原北条家の人なるべし、考ありといへども、こゝにはもらしつ」と述べ、含みのある書きぶりをしている。しかしこれは多分『江戸名所図会』の次の事項のことであったにちがいない。「按に河村弥次郎ハ小田原北条家の属下なるべし。永禄二年（一五五九）小田原北条家の所領役帳に、河村跡百七十八貫五百六十文の内五十貫文江戸新倉とあれば、永禄より元亀天正の頃迄ハ河村氏此地の領主たりしとおぼし」とある。『小田原衆所領役帳』は、小田原城に詰める家臣の小田原衆や、その他江戸衆などの諸役賦課の基準となる役高を地域ごとに記録したもので、永禄二年（一五五九）当時の後北条氏と支配圏内の国人土豪の関係を明らかにする上で、貴重な根本資料である。『江戸名所図会』の引用には誤りが多い。すなわち『小田原衆所領役帳』には、

川村跡
六拾貫文　　中郡　渋沢

五拾六貫五百六拾文　江戸　太井
五拾五貫文　同　新倉
此度被改上　知行役可申付　（後略）

とある。「川村跡」というのは、川村氏の当主が死亡などのために欠けたので、その跡を継承した人のことである。

鰐口の銘文にみえる「河村弥二郎」は、現在の神奈川県足柄上郡山北町の「河村」を姓とする北条の家臣であったと思われる。河村氏の祖先は平安後期以来の波多野の一族で、鎌倉初期には足柄上郡や大住郡地域に広がっていた。この河村氏の後裔（こうえい）が川村氏で、中郡渋沢を本領とした北条氏の直臣であった（『新座市史』第一巻）。そして、新倉の五拾五貫の所領が弥二郎の持ちであった。

なお『小田原衆所領役帳』には、

千葉殿
八拾貫文　江戸赤塚六ヶ村
四拾貫文　同　新倉　（後略）

とあるので、新倉は、「千葉殿」の所領でもあった。

ともあれ、河村弥二郎が所領の新倉下村（下新倉か）にあった吹上観音にこの鰐口を寄進したのは、所領地の平安を観音に祈願したためであろう。

「吹上観音堂用之、大工飯田弥七」の「大工」とは、鋳物師のことで、この鰐口の作者は飯田弥七である。近隣区市の中世末期の鰐口についてみると、次のとおりである。

①寛正　七年（一四六六）　和光市　中目満願寺　心朝尼

②応仁　三年（一四六九）　川口市　阿弥陀宝前　西誓
③延徳　三年（一四九一）　朝霞市　浜崎之宮　三郎太郎
④弘治（福徳二年）二年（一五五六）　鳩ケ谷市　浅間宮　鈴木春済
⑤天正一四年（一五八六）　東京都　山王社　遠山直景

以上の五基の鰐口のうち作者がわかるのは④と⑤である。④は裏に「江戸鋳物師、宇田川信重」とあり（鳩ケ谷市坂下町千手院所蔵）、⑤には「作者太田和泉守、大工長瀬椎名」とある（『武蔵野古物』、『江戸名所図会』）。太田和泉守は江戸の鋳物師である。椎名は佐野住という説があるが、詳しくはわからない。

そこで東明寺の元亀二年（一五七一）の鰐口の作者飯田弥七について詳しくは不明であるが、④の宇田川信重らと同業の、江戸の鋳物師とみるのが妥当ではなかろうか。

以上、東明寺の元亀の鰐口についてみてきたが、中世末の鰐口が現在も東明寺に保管されていて、その保存状況も良好である。この鰐口は、当時の市域の社会・文化・信仰の様子を物語ってくれる貴重な遺物である。

霊験あらたかな仏として、江戸時代はもちろん、現在までも人々に深く信仰されてきた吹上観音は、中世末期、北条氏の勢力下にあった頃からの、長い信仰史を担っているのである。

3　民間信仰念仏の普及

旧仏教や浄土教系の念仏は、主として仏教教理に基づく僧侶主導のものであった。それが鎌倉時代から南北朝、さらに室町時代と仏教が民間に広まるにつれて、しだいに民間信仰的な念仏に変わってくる。つまり、階層の拡大につれて念仏は庶民の自主的な営みとなり、質的にも前代と異なる様相を呈してくる。

一四世紀までの念仏は、僧侶を中心とし、武士たちの信仰的な願望を満たすものであった。つまり仏に帰依し、死後の極楽往生の祈願が本旨であった。ところが一五世紀になると念仏の名称も、十三仏念仏、六斎念仏、融通念仏、夜念仏、不食念仏などとその名称も多くなり、これを営む階層もしだいに拡大してくる。しかもこれらの念仏の目的は、死後の極楽往生はもちろんだが、それとともに、豊作、災難よけ、健康、安全、子孫の繁栄など、いわゆる招福除災の現世的な利益を祈求する庶民信仰としての念仏に変わってくる。さらにこれが一六世紀になると、一層民間信仰化した念仏に変わるのである。

すなわち、現在もおこなわれている「辻念仏」「隔夜念仏」「寒念仏」「居念仏」「立念仏」及び「時（斎）念仏」などの名を冠する念仏がおこってくる。

「辻念仏」は道路の辻に村の人々が集まり、家々に災難がおこらないようにとか、村に天災厄病火災などが発生しないようにと、初夏の日暮時などに鉦をうちならし名号をとなえて祈願する念仏習俗である。この「辻念仏」は天文の頃からおこってくる。茨城県岩井市には天文五年（一五三六）二月吉日造立の「辻念仏供養」の板碑がある。弥陀三尊の来迎像を刻む画像板碑である。

「隔夜念仏」は、庶民というよりも民間行者のおこなった念仏で、一定距離をへだてた複数の寺堂を往復して、宿願の達成をはかる念仏行である。これは奈良県天理市浄国寺に天文五年（一五三六）一〇月一五日造立の名号碑に初見するが関東ではやや時代がくだって造立される。

同じく「居念仏」と、「立念仏」の遺物も関西にみられる。居念仏は座敷などに座して、夜の一定時刻まで念仏をとなえるもの、立念仏は庭に立ち、あるいは歩きながら念仏をとなえる庶民の念仏である。これは奈良県明日香村に「居念仏三十人、立念仏十八人」と刻む、弘治三年（一五五七）九月一六日造立の名号碑を初見とし、以後永禄八年

（一五六五）などのものがみられる（『石仏研究ハンドブック』雄山閣）。

市域周辺にも、この天文の頃になると、招福除災を祈る民間信仰念仏の習俗が普及する。「寒念仏」の伝播がそれである。寒念仏は僧侶たちが修行のひとつとしておこなう仏教的な行事であった。これがしだいに民間の聖（ひじり）や行者、庶民たちのおこなう年中行事にくみこまれてくる。つまり、一六世紀頃から寒行としての念仏が庶民の中に浸透して、民間習俗化した信仰念仏である。

この「寒念仏供養」の板碑が、埼玉県と神奈川県にみられる。埼玉県新座市畑中東福寺のものは、弥陀三尊種子の下に「奉寒念仏供養逆修　天文四年乙未十一月吉日」と刻む板碑で、「平三三郎、二郎五郎、馬太郎、四郎二郎、彦太郎、三郎衛門、三郎四郎、助左衛門」の八名の交名もみられる。なお神奈川県のものは、横浜市上谷本にある。四年後の天文八年（一五三九）の造立で「奉寒念仏供養」と刻まれている。

ともあれ、新座市には天文四年（一五三五）の寒念仏供養板碑が残っているので、市域にも、当時この信仰が普及していたと推測できる。

和光市白子の地福寺には、弥陀三尊の種子と「奉念仏供養」と刻む板碑がある。断碑のため年号など詳細は不明であるが、幅が二五・三センチメートルでやや広く、下部には交名も刻まれていたらしい。寒念仏ではないが、やはり民俗信仰化した念仏行事の結衆（講）による造立であろう。市域にも、この時期にはかなり民衆化した念仏信仰が広まってきたことがうかがわれる。

第四節　後北条氏の没落と和光周辺

1　小田原攻めの臨戦体制

孤立する後北条氏

天正五年（一五七七）に常陸佐竹氏、翌六年に安房里見氏を攻略、同一〇年には甲斐の武田勝頼滅亡に乗じて上野を奪い、さらに同一七年には下野宇都宮氏の内紛につけこみ宇都宮国綱（くにつな）を降服させるなど、後北条氏は上野・下野・常陸地方に進出して、伊豆と関東八か国を征圧した。かつての関東府管轄地のほとんどが同氏の支配下に組み込まれた。こうして、関東において後北条氏が独自の統一事業を進めている間に、箱根山の西側では織田信長の天下統一事業を継承・推進していた豊臣秀吉の政権をめぐり、めまぐるしい政治的駆引が展開されていた。

天正一一年六月には、反後北条の立場にある結城晴朝・太田資正等の関東諸将がいち早く秀吉に書状を送って友誼（ゆうぎ）を通じ、秀吉も対後北条策としてそれら関東諸将との接触を深めていた。一方、翌一二年一〇月には、後北条氏と同盟関係（家康の女が氏直に嫁す）にあって、秀吉と対立していた徳川家康が秀吉と和議を結び、後北条氏の分断化・孤立化等が進められていた。天正一三年夏、秀吉は関白に昇進、翌一四年家康の上洛を実現させて服属を誓わせ、関東の調略を家康に委ねたという。また、後北条氏の旧敵上杉景勝も秀吉に臣従を誓い、後北条氏周辺の諸大名は豊臣氏の勢力下に置かれて、同氏の孤立化は著しくなった。

次いで天正一五年、九州の島津氏を従えた秀吉の目は、一層関東に注がれ、両者衝突の気運は日ごとに高くなった。

こうした危機的状況の中で、北条氏政・氏康父子は秀吉への臣従を拒み、あえて対決の道を選んだ。この影響は後北条領国全体に及び、市域についてもその例外ではなかった。

岩付領では、天正一四年六月、直轄領の比企郡三保谷郷に、岩付中城の普請のため鍬と簀（もっこ）を持って集合せよとの命令が発せられている。それは「御前の御普請」という名目で「何れの御領所方も、男はその郷に一人も残さず」代官が悉く召し連れるようにという根こそぎ動員で、来るべき籠城戦に備えた改修工事が強行された。翌一五年二月には、同じ比企郡八つ林郷の道祖土図書助（満兼）自身へも小田原城普請人足三人の出役令が発せられ、この動員は「惣並」と文書にあるので後北条氏の全領国を対象としたものであったろう。三月には比企郡井草郷細谷資満分の農民に対しても、岩付城修築の材木を藤波山（上尾市）から岩付大曲輪へ運搬するよう命じている。この城普請は天正一八年まで行なわれ、秀吉との対決が濃厚になった天正一八年にはその動員は一層厳しさを増していた。

これに対し在地農民の抵抗も熾烈になり、年貢納入や普請役を忌避して離村、逃散が相ついだ。例えば足立郡大田窪村（浦和市）では、天正一八年三月、土豪の右衛門尉が欠落（かけおち）したのに続き、郷中の百姓や被官までが集団逃散（郷中明け）した。事の重大さを悟った岩付城主太田氏房は、当事者に欠落の罪を問わないから郷に帰ってこのたびの普請に従うよう命じている。欠落の理由については何も記されてないので明らかでないが、還住して普請役に従事するよう令していることから、おそらく苛酷な城普請役忌避の逃散であったろう。後北条氏は正面に秀吉の圧迫、背後に領国内農民の抵抗という二重・三重の重圧下で臨戦体制づくりを進めねばならなかった。

ひらひら武者めくやう　後北条氏の軍事体制強化は、天正一五年から城普請に加えて農兵の徴発へと転換していった。この年七月末から八月初めにかけて、農兵徴発に関する定が発せられた。新座郡内に発せられたものは今日伝えられていないが、市域近接の入間郡では大井（大井町）・大袋・増形・石田本郷（川越市）の各郷に発せられた

ものが現在残っている。これらはいずれも小代官・百姓中に宛てられており、直轄領に出された同文のものであった。後北条領国は、小田原本城を中心に要地の江戸・八王子・滝山・河越・岩付・鉢形・忍等に支城が置かれ、いわゆる本支城体制が組まれていた。この時、小田原本城（後北条家）の直轄領に出された定書（命令書）には「御国（後北条家）御用」と書かれており、支城領については「自然（非常時）、当城御用」と書かれていて命令権者の立場を明確にしていた。ここでは直轄領白子郷と同じ支配系に属する入間郡大井郷に出された定書を紹介し、市域白子郷等の様子をうかがうことにしよう。

定

一当郷に於て侍・凡下を撰ばず、自然御国御用の砌（みぎり）、召仕わるべき者を撰び出し、その名を記すべき□（事）。但し弐人。

一この道具、弓・鑓・鉄炮三様の内、何（いず）れ成り共存分次第。但し鑓ハ竹柄にても、木柄ニても、二間より短きハ、無用ニ候。しからば、権門の披官と号し陣役を致さざる者、或いは商人、或いは細工人の類（たぐい）、十五・七十を切りてこれを記すべき事。

一腰さし類のひら〳〵武者めくやうニ支度致すべき事。

一よき者を撰び残し、夫同前の者を申付け候はば、当郷の小代官、何時も聞き出し次第、頸を切るべき事。

一この走り廻りを心懸け相嗜（たしな）む者ハ、侍にても凡下ニても、望みに随ひ御恩賞有るべき事。

已上

右、自然の時の御用なり。八月晦日を限りて、右諸道具支度致すべし。郷中の請負、その人交名以下をハ、来月廿日ニ触口に指上ぐべし。仍りて件の如し。

（天正十五年）丁亥　七月晦日　（緑寿応穏）

太井小代官
百姓中

（「塩野文書」）

第一条は、侍・凡下（一般農民）の区別なく、動員できる人間を選び出して、その人名を帳付すること、ただし、大井郷は弐人とする。この徴兵の名目は先に述べたように御領所では「御国御用」、岩付領では「当城（岩付城）御用」として強行された。

第二条は、武器は弓・鑓・鉄砲の三者で、そのいずれでも心次第、ただし、鑓は竹柄・木柄どちらでもよしとするが、長さは二間以上とし、その頃流行の長柄鑓が要求されている。また有力者の力を背景に陣役（動員）を拒む者、或いは商人・細工人（職人）の類までも落さず、一五歳以上七〇歳までの男子全員の帳付を命じている。七〇歳近い老人が戦闘員たり得たか否かは疑問ではあるが、郷村単位で戦闘可能な成人男子全員の把握がめざされていた。

第三条は、腰に差す旗差物は、ひらひらさせて武者らしく見えるように準備することとし、農兵を侍に擬装させようとしているが、これは主戦闘員である侍数の不足を示すものであった。

第四条は、一人前の成人を選び出さず残しておいて、子供や老人の如き役に立たぬものを選んだならば、その小代

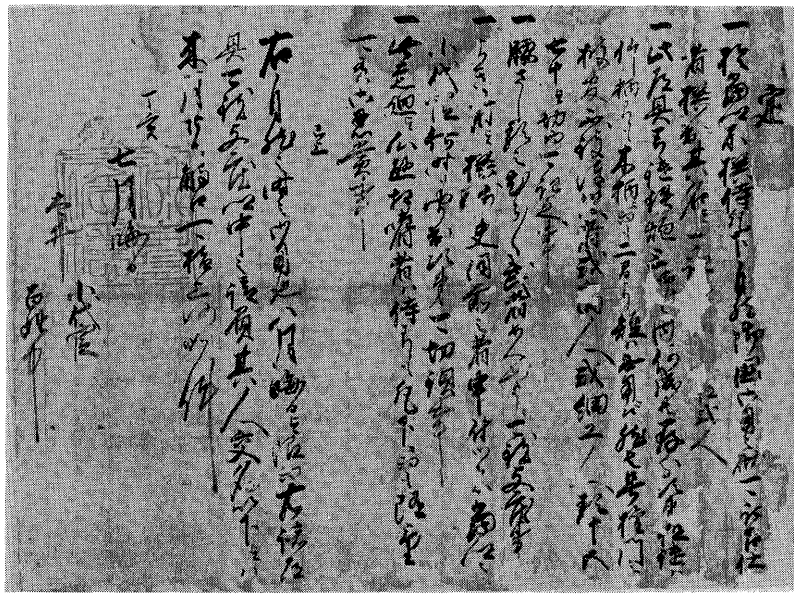

写真３―48　北条家定書（塩野泰弘家文書　写真提供　埼玉県史編さん室）

官は何時でも発覚次第斬首すると、成人の根こそぎ動員体制の徹底を指示している。

第五条は、この動員に従って奉公すれば、侍・凡下の区別なく、望みに任せ恩賞を与えると、飴と鞭による両様の定めであった。

そして、「自然の時」（非常事態）の御用であるから、以上の箇条に従い八月晦日までに武器を準備し、郷内で動員される人々の交名（帳付）は八月二〇日までに触口（注進役）へ提出せよと命じたのである。

岩付領では、小田原本領に遅れること七日後の八月七日、非常時の「当城御用」として三保谷郷へは定書三か条をもって同趣旨のことが達せられ、翌八日には各給人宛に知行分より召集すべき戦闘要員の定書二か条を発し、当月二三日までにその交名の提出を命じ、「付け落すにおいては、領主重科たるべし」と、強い姿勢で臨んでいた。

天下の御弓箭（ごきゆうせん）

天正一六年正月、多摩・高麗・入間・新座郡に広がる旧大石・三田

・由井領を支配し、八王子城を本拠としていた北条氏照は、後北条氏一門の重鎮として下野国栗橋城に進出し、北関東の押えとなっていた。正月三日、氏照は家臣の久下兵庫助（くげひょうごのすけ）に対し出陣を命じ、次のような指令を発した。久下兵庫助は永禄七年（一五六四）五月、氏照の命により清戸番所警固役を勤めた勝沼衆の一人として、すでに登場してきた人物であった（和田文書）。

御書出し

一先般仰せ出さるる如く、正月十四日、諸軍打ち立つ間、小山衆と寸（来カ）十六日、立たせられ候。この御日限相違なく、罷り立てらるべき事。

一天下の御弓箭たる間、郷中ニくゐ（ママ）物たるほとの物、置くべかざる旨、御法度ニ候。しからば、当知行の俵子、八王子ニ屋敷持たざる衆を、或いは寄親、或いハ知音の近付に相憑み、その屋敷のはしへ兵粮入らせべく、郷中に指置くニ付ては、御法を破る間、越度に処せらるべし。

付けたり、妻子の儀、大途の時は、八王子へ入れ置くべき事。

右、天下の御弓箭、侍の走り廻り、この時に候う間、右の御文言、いささかも相違なき様ニ走り廻るべき者なり。仍りて件の如し。

子「朱印」「天正十六戊子也」
正月三日
久下兵庫助殿

（「安得虎子」北条氏照印判状写）

右によると氏照は、兵庫助に対し正月一四日に出陣故に、小山衆と共に来る一六日に出発を命じたのである。よって兵庫助は当時氏照麾下として下野国小山城に在番していたに違いない。この出陣に当たり氏照は、対豊臣決戦が「天下の御弓箭(天下分け目の戦い)」であると認識し、郷内に兵粮となる「くゐ物」を残して置かぬよう指示した。これは籠城時の食糧確保と共に、攻撃側に対しては糧道を絶つという狙いもあった。したがって氏照知行分の俵子(兵粮)は八王子城に、屋敷を持たない侍は寄親か知人の屋敷に入れて掌握し、もし郷中に兵粮等を残した場合は「御法」違反として処罰するとした。また、妻子については、非常時には八王子城へ入れさせた。後北条氏の臨戦体制では給人層は小田原本城へ詰めさせ、妻子は人質として近くの支城へ集めるというのが方針だった。この兵粮確保は岩付領においても同様で、正月五日、氏房は「岩付大構」の中に領内の兵粮を一俵も残さず運びこませている(武州文書)。

同じ正月五日、氏照は入間郡の茂呂大明神に対し「天下の御弓箭に依り、当社の鐘御借用に達し候　速やかに進上あるべく候」(出雲郷伊波比神社文書)と達し、大明神の梵鐘まで供出させ、鉄砲の玉や刀・鑓の武器、弾薬等の鋳造材料としたらしい。戦国期以前の鐘や鰐口の少ないのはこれに原因があるともいわれる。

2　後北条氏の滅亡

名胡桃事件

天正一五年(一五八七)五月、九州征討を終了した豊臣秀吉は、目を東に転じて次の課題を後北条氏征討に絞った。これより先の天正一三年八月、秀吉は常陸の太田三楽斎資正に「来春三月比、富士一見のため相越すべく候う間、その節諸事、東八州出入りの儀、申し付くべく候う条」(潮田文書)と、東八州仕置(後北条氏討伐)の意向を伝えている。後北条氏討伐に際して秀吉が最も危惧したのは、北条氏直の舅徳川家康の去就であったが、天正一四年、秀吉の異父妹旭姫との婚姻、及び家康の上洛により両者の協力関係は固まり、秀吉は後

北条氏の孤立化に成功し安んじて九州征伐の大事業に着手できたのである。

天正一六年四月、秀吉は後陽成天皇を聚楽第に迎え、そこにおいて諸大名から天皇権力を背景とした関白秀吉に対する絶対服従の誓紙を求めた。この盛儀に北条氏政・氏直父子は参加せず、秀吉の目算は外れてしまった。この席上秀吉は家康に小田原征討を話題に上せた。家康は後北条氏との姻戚関係から苦しい立場に置かれたが、両者の調停者として危機の回避に努力したことは確かである。

天正一六年五月、秀吉は使者として富田知信・津田隼人正を小田原に遣わし、速やかに上洛するよう申し送った。氏直の舅徳川家康も氏直に起請文を送って、父子の上洛を促した。しかし、氏直自身はこれに応ぜず、代って叔父の韮山城主北条氏規を西上させた。氏規は聚楽で秀吉に謁し、真田昌幸と争った上野沼田城の領有問題が解決されれば氏政は上洛する旨を伝えた。後北条氏としては沼田城が上野国でただ一か所支配から残されていたところであり、また、家康の支持もあって氏政上洛と引きかえに同城の入手を望んだのである。秀吉はこの問題は徳川・北条両家の問題であるとして、氏政の上洛を譲らなかったが、氏規の上洛については評価し、沼田城問題については事情に精通したものを派遣するよう指示した。

そこで氏政・氏直父子は、このことに精通した家臣の板部岡江雪斎を上洛させ、秀吉と交渉して①沼田三万石の地を三等分し、三分の二は氏直に、残り三分の一の名胡桃は真田氏墳墓の地であるから真田領とする、②真田昌幸が失った三分の二の領地は家康が代償する、③以上の裁定により氏政か氏直のいずれかを速やかに上洛させる、と約した。秀吉は富田・津田の両人を信濃上田城に遣わし、この旨を真田昌幸に伝え諭した。

かくて氏直は、父子の年内上洛を約して沼田城を受け取り、鉢形城主北条氏邦に管理を委ねた。氏邦は家臣の猪俣範直を沼田城代に任命し、守護させた。かくて秀吉と後北条氏の関係は平和裡に解決したかに見えたが、後北条氏は

なお名胡桃城を併呑しようとし、範直が謀略をもって名胡桃の守将鈴木主水を信州上田に赴かせ、その留守に乗じ名胡桃城を天正一七年一一月押領した。真田昌幸はこの違約を秀吉に直訴した。秀吉は、氏直が氏政を上洛させないばかりか、名胡桃城まで奪取したとあって激怒し、後北条氏討伐を決意した。氏直はことの釈明に努めたが入れられず、秀吉は一一月二四日付けで五か条からなる宣戦布告状を家康に命じて小田原へ伝達させ、諸大名に対しては小田原出陣を命じた。ここに両者の戦端は開かれ、市域にも戦闘の余波が押し寄せてくることとなった。

河越・八王子城の落城

秀吉との対戦を不可避と知った後北条氏は、天正一七年末から翌一八年初めにかけて、支城主たちを小田原へ参集させた。給人層についても同様で、正月六日、氏直は「武・上の人衆、何れも当地（小田原）へ相集め候間、惣並みの如く着陣すべく候」（「阿久沢文書」）と武蔵・上野の給人に対し、武器・武具や兵士の員数を揃えて小田原へ参陣するよう令している。この時、対豊臣戦に参加した武蔵・相模・伊豆・上野・下野・上総・下総等、七か国の支城主あるいは武将四八名の名が、八王子城主北条氏照を筆頭として「小田原一手役書立写」（安得虎子）に見られ、後北条氏の陣容を知ることができる。後北条氏は上杉・武田両氏と戦った時のように、小田原城への過信から積極的攻撃策を放棄して伝統的戦法の籠城戦をとり、箱根・足柄の嶮を頼む山中・韮山両城に前衛守備を委ねた。また領内諸城については各城主を小田原に集め、各城はそれぞれの家臣をもって守備させ、妻子は人質として入城させたのである。

これに対して秀吉は、二一万二〇〇〇余騎の大軍を擁して小田原攻めを敢行し、東海道は徳川家康・織田信雄、東山道は前田利家・上杉景勝、水軍は長宗我部元親等が軍勢を率いて駿河清水港に入った。三月一日には秀吉自らが大軍を率いて京都を進発し、駿河で家康軍と合流、三月二九日、山中城の堅塁を落とし、四月三日には小田原に到着、包囲体制に入った。秀吉は攻撃に際して周到な態度で情報収集に努め、後北条氏の軍事力を把握していた。それを見

ると次のようであった。

「北条家人数付」（端裏書）

覚

一　氏直　馬廻　七百騎

一　北条十郎（氏房）　岩月城・松山の城二ケ所　千五百騎

一　氏政　馬廻　五百騎

一　北条陸奥守（氏照）　竹山の城　水見城　小山城　関宿ノ城　栗橋城　江ノ本城　四千五百騎

一　同安房守（氏邦）　はちかたの城　ふかやの城　前はし城　くらかね城　みのわ城　沼田城　五千騎

（中略）

一　大道寺九郎右衛門尉（政繁）　川越城　千五百騎

同孫九郎（直繁）　父子　松枝城

一　遠山右衛門尉　江戸の城　千騎

（中略）

合三万四千弐百五拾騎

是ハ氏直分国惣人数積也、

（「上杉家文書」）

これによると後北条氏分国（ぶんこく）の総兵力は三万四二五〇騎と把握され、市域近傍の河越城には大道寺政繁の軍勢一五〇

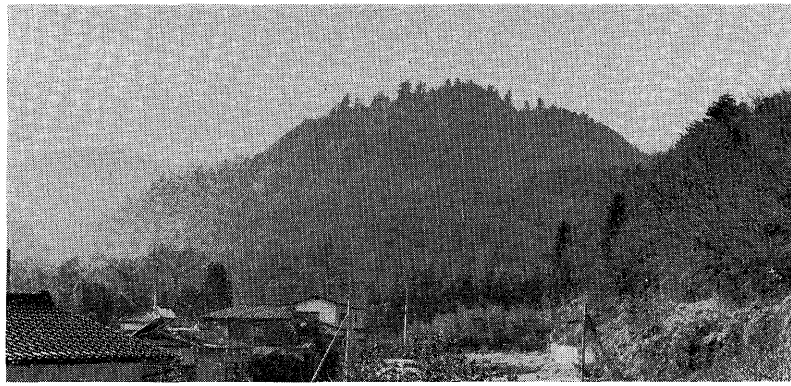

写真3—49　八王子城址遠望（昭和62年1月）

後北条氏主要諸城の落城状況　　○印は不戦開城

月　日	国　名	城　名	攻城主将
3. 29	伊　豆	山　中	豊臣秀次，中村，一柳
3. 28～4. 20	上　野	松井田	前田，上杉，真田
4. 1 ～末頃	伊　豆	下　田	加藤嘉明，清水
4. 中旬	下　野	佐　野	天徳寺了伯
4. 21	相　模	○玉　縄	徳川勢
4. 27	武　蔵	○江　戸	徳川勢
5. 初旬	〃	○河　越	前田，上杉，大道寺
〃	〃	○松　山	同　上
5. 18	下　総	佐　倉	徳川勢
5. 中旬	〃	○関　宿，○古　河	同　上
5. 20 頃	下　野	小　山，　榎　下	結城勢
5. 19～22	武　蔵	岩　付	浅野，本多
5. 20～6. 14	〃	鉢　形	前田，上杉，真田，浅野
6. 初旬	上　野	○館　林	石田，北条氏勝
6. 23	武　蔵	八王子	前田，上杉，大道寺
3. 30～6. 24	伊　豆	韮　山	北畠，細川，のち福島
6. 25	相　模	津久井	本多忠勝
6. 5～7. 17	武　蔵	忍	石田，浅野，真田
4. 2～7. 5	相　模	小田原	豊臣秀吉

○騎、江戸城には遠山右衛門尉の一〇〇〇騎、氏照は滝山城（竹山の城）以下六か所の城主として総勢四五〇〇騎と目されていた。この書上では八王子城の記述が見られず、秀吉はこの書上作成の段階には氏照の八王子城移転をつかんでいなかったようである。

後北条氏は、完璧の籠城体制を敷いたが、重臣松田憲秀の内応に続き、下野の皆川光照が兵一〇〇人を率いて小田原城を出て降伏するなど、内部に動揺を生じていた。秀吉は攻撃を焦らず後北条氏の自壊の道を待っていた。

一方、東山道軍の前田利家・上杉景勝軍は、松井田・箕輪城等上野の諸城を陥れて上州一国を平定し、武蔵諸城の攻略に向った。また、秀吉・家康軍の混成による別働隊二万余騎は、浅野長吉・木村一、本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉等に率いられて、江戸城をはじめ房総・下野・常陸の諸城を落した。その後転じて岩付城攻めに向かい、激戦の後、五月二二日に同城を陥落させた。河越・松山両城は前田・上杉勢の前に不戦開城した。この軍に岩付城を攻略した浅野・本多軍が合流し、六月一四日鉢形城、同二三日に八王子城を攻略した。八王子城には留守の守将横地吉信・中山家範・金子家重等を中心に籠城兵が奮戦したが、衆寡敵せず、わずか一日にして落城した。

こうして、後北条氏の主要諸城が別表のように陥落すると、小田原城は孤立無援の状況に陥った。八王子落城の翌二四日、秀吉は黒田孝高（よしたか）に命じて小田原城細田口（さいだぐち）の守将太田氏房に勧め、氏政・氏直父子に和議を説かせた。同日氏規も和議を説き、二九日、氏直父子は遂に織田信雄に和議の調停を依頼、七月五日、天下人豊臣秀吉の前に降伏した。

かくて、早雲以来、一世紀にわたって戦国大名としてめざましい発展をとげ、かつ関東を征覇した後北条氏はここに滅亡し、市域においても新領主徳川氏による新しい支配体制の時代を迎えることになる。

第四編　近　世

第一章　近世村落の成立

第一節　徳川氏の関東入国

1　江戸御打入り

江戸入城　天正一八年（一五九〇）、徳川家康は江戸に入った。八月一日と伝えられる家康の江戸入城の日は、後に「御打入り」と呼ばれ徳川幕府の記念すべき日とされた。江戸入城以後家康は、後北条氏に代って関東の主として、領国経営に専心するのである。

これよりさき家康は、豊臣秀吉に従って小田原の陣で、後北条氏攻撃に当ったが、小田原落城後秀吉から伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野の六か国で二四〇万二〇〇〇石を与えられた。家康は直ちに関東への移動を開始した。多年領土として経営してきた駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の五か国を離れて、九月くらいまでの間に家臣団の移住を完了した。この家康の迅速な移動ぶりは豊臣秀吉も感嘆したというが、関東の村々にはこうして新しい領主が君臨し、人々はその新しい領主の支配を受けることになったのである。

江戸城は家康以後、徳川氏代々の居城になったが、その城下町江戸は、徳川氏の領国拡大とともに規模を広げ、施設を整えて大都市へと成長していった。ことに慶長八年（一六〇三）、家康が征夷大将軍になり幕府を開いてからは天下の総城下町としての地位を持つようになった。諸大名も参勤交代制で江戸に豪華な屋敷を構え、関東の村々に領

主として入った徳川氏の家臣も、次第に江戸に常住するようになった。この武士をとりまいて商工業者が集まり住み、活発に活動した。神社・寺院も建てられた。江戸は日ましに繁華さを加えていった。

このような江戸の成長にともなって江戸周辺の村々は、政治的にも経済的にも江戸と切り離し得ない関係を持ちながら発展していった。和光市域の村々も江戸の中心からおよそ五里（二〇キロメートル弱）で、その江戸周辺農村として性格づけられながら、近世的展開を見せていくのである。

徳川家康は関東に入るとともに家臣団に領地を与えるのに、小知行取に対しては江戸付近でせいぜい江戸へ一夜泊りで出かけることのできる範囲内に与える。遠方には大知行取を配置するという方針をとった。当時の旅行は馬か徒歩であったから、江戸へ一夜泊りで出かけるといっても、そう遠くではない。

江戸周辺は、この方針に従って小知行取の領地になったから、広い地域を一円に一人の領主が支配するという形は生まれてこない。これに加えて、江戸付近に徳川氏の蔵入地を設けることも知行割の方針になっていた。蔵入地は年貢を江戸城に納入する地である。小知行取を置くことと、徳川氏の蔵入地を設けることで、江戸周辺は小領主の支配する小さな知行地や幕府直轄の支配地が入りまじり、小間切れのような支配が行われて、複雑な支配形態をとることになった。

幕府直轄の村は御料と呼ばれ幕府の代官が支配した。大名・旗本の領地は私領である。支配の上では前者が代官所、後者が知行所と呼ばれて区別された。私領主でも旗本は地頭と呼ばれた。

上新倉村・下新倉村・下白子村　江戸時代のはじめ、後に和光市域となったのは上新倉村・下新倉村・下白子村の三か村である。上・下新倉村は、もとは上・下新座村と書いていた。『新編武蔵風土記稿』はこのことを上新倉村の条で、「此村古ハ新座村ト記セリ、モト郡郷ノ根本ニテ、正保及元禄絵図ニモ新座村ト記セリ、此頃マデハ公ノ

簿書等ニハ、古ノ字ヲ用ヒシ事知ルベシ、サレド土地ニテハ新倉トシルスモノモ多シ、サレバ今ノ如クオシナベテ倉ノ字ニテ行ハル、ハ、元禄ヨリモ後ノ事ナルベシ」と説明している。

慶安二年（一六四九）から三年にかけて作成されたとされる『武蔵田園簿』は上新座村・下新座村と記し、寛永八年（一六三一）四月一七日の上新倉村の検地帳も上新座村と記し（「上新倉村地誌」）、慶安三年三月一〇日の下新倉村の検地帳も下新座村と記している（「下新倉村地誌」）。『元禄郷帳』にも上新座村・下新座村と記しているが、これについては『新編武蔵風土記稿』上新倉村条が「元禄年中古キニカヘリ、改メテ新座ノ字ヲ用ユル事ニハナリシカド、郷村ニ至リテハ其マヽ倉ノ字ヲ用ヒ、郡名ト分テル事ハ総説ノ内、既ニ弁ズル所ノ如シ」といっている。

上・下新倉村は、もとは一村であったようであるが、それが上・下の二村に分れたのは江戸時代のはじめであったようである。明治二〇年（一八八七）に編さんされた「上新倉村地誌」は「昔ハ民家寡ク寂寥タル一部落ナリシカ、天正中分レテ二村トナル、即チ今ノ上下新倉村是ナリ」と記し、同じく「下新倉村地誌」は「古ハ唯六戸ノ民家ノミアリシガ、後漸ク子孫ノ蕃殖ト他郷人民ノ転住トニヨリ盛ナル部落ヲナセリ、天正十八年八月ニ至リ分レテ上下二村トナル」としている（『和光市史』史料編三）。

下白子村については『新編武蔵風土記稿』は上白子（かみしらこ）村・下白子村の二村に分けているが、『武蔵田園簿』・『元禄郷帳』ともに、ただ白子村と書くだけである。しかし寛永一六年の検地帳には下白子村と記されている。それから二〇年ほどたった寛文年間の検地帳について『新編武蔵風土記稿』下白子村条に「寛文年中ノ水帳トイヘルモノニ、下白子村ト記セリ」とされているが、現存する寛文四年（一六六四）の「畑野検地帳」には白子村と記されている。同じく『新編武蔵風土記稿』上白子村条では、白子村の上・下の区分を「正保及元禄ノ頃、イマダ上下ノ唱ナケレバ、正シク別レシハ、元禄ノ後ナルベシ」としている。

上白子村は現在東京都練馬区域内に入っている。下白子村は和光市域である。下白子村は、ただ白子村と書くことが多い。このことについても『新編武蔵風土記稿』は下白子村の条に「此地白子の本村ナレバ、後ニ至リテモ、公ノ簿書等、モトノ如クタゞ白子村トノミ書ストイヘリ」と伝えている。

徳川氏が関東に入ってから市域三か村を支配するようになった領主は、上新倉村ではじめ板倉家で後に幕府直轄となり代官が支配した。下新倉村は最初の領主は不明であるが寛永年間から酒井家が支配した。下白子村は伊賀者の領地である。上新倉村・下新倉村・下白子村は西から東へ、この順序でならんでいるが、いずれも、ものの一キロメートルも歩けばそこはもう領主が違う村であった。

村には小名があった。字とか小字などと呼ばれているものである。村の中にある地名であるが、ある程度、人々の生活の単位を示している。村の中にある数軒の家のまとまりを小名何々と呼ぶこともある。村の中にある小さな村ともいえるものである。上新倉村の東林寺墓地に残されている明暦三年（一六五七）六月二日銘の供養塔は「武州上新倉郡漆台村」と刻んでいる。漆台は上新倉村の字であるが、人々は村と意識していたのである（『和光市史』民俗編）。

『新編武蔵風土記稿』は市域三か村の小名を次のようにあげている。

上新倉村　原新田・上ノ郷・峯・坂下・漆代（漆台）・田畑・小イト（越戸）・タメ池・弁財・雑談袋新田

下新倉村　柴宮（芝宮）・仏ノ木・四ツ木・吹上・後カ谷・久保・葉上・篠山・谷・奈良下・中新田・本村・島・金山・長島・宮ノ脇・原海道・浅久保

下白子村　市場・城山・白子宿・牛房・向ヒ山・越後山

小名は人々の生活する中で付けられていくのであるから、『新編武蔵風土記稿』にあげられた小名の中には、後世、人々の生活の範囲が広がるにつれて新しく付けられたものもあるわけである。しかし中には徳川氏の関東入国以前か

らのものも、この中にあるかもしれない。そのような小名は、近世以前の村をさしているかもしれない。

2　村の領主

板倉家と上新倉村

徳川氏の家臣として最初に上新倉村の領主となったのは板倉四郎右衛門勝重であった。天正一八年、家康に従って関東に入った勝重は、武蔵国新座・豊島二郡のうちで一〇〇〇石の領地を給与され、関東の代官・小田原の地奉行・江戸の町奉行を兼務した。その後京都の町奉行から所司代になり、領地も加増されて慶長一四年（一六〇九）には一万六六一〇石余の大名となり、これまでのほかに山城国相楽・綴喜・久世・近江国伊香の四郡のうちが与えられた。

勝重の子重宗も父の死後家を継ぎ京都所司代にもなり、度々加増されて寛永一〇年（一六三三）四月には摂津国島上・島下、山城国綴喜・久世・相楽、近江国伊香・浅井、常陸国新治・筑波、武蔵国新座・豊島などの諸郡のうちに領地を持つ五万石の大名になった。晩年は関西の領地を下総国葛飾・猿島・相馬・豊田四郡のうちに換えられ、下総国関宿の城主になった。重宗は父勝重とともに名所司代として語り伝えられたが、明治二〇年（一八八七）の「上新倉村地誌」（『和光市史』史料編三）は、重宗が同村に残した事績として荒川堤を築いたと伝えられていることを「伝ヘ言フ、暴風・霖雨ノ際河水汎溢シテ禾穀登ラス、乃寛永中板倉重宗率先シテ之ヲ層築シ以テ其防禦トナスト」と記している。

重宗の後は重郷を経て重常に至り、寛文九年（一六六九）二月、伊勢国に転封され亀山城主となり、同国鈴鹿・河曲・三重の三郡のうちに領地を与えられて五万石を知行することになった。板倉家は関東から離れたのである。このとき重常は三重郡川島村一〇〇〇石の地を将軍に返還し、武蔵国新座・豊島のうちの一〇〇〇石を、そのまま領地に

することを願って許された。この地は板倉家にとって、先祖勝重の「始封の地」として由緒あるものであったからである。板倉家が知行した新座郡のうち上新倉村の知行高は、『武蔵田園簿』では上新座村として同村の高五〇〇石八斗のすべてを板倉周防守知行としている。

上新倉村の支配は間もなく板倉家から幕府代官の支配に移るのであるが、『新編武蔵風土記稿』は「板倉氏ノコノ地ヲ領セシハ、イヅレノ頃マデニヤ詳カナラズ」としている。享保六年（一七二一）八月の「上新倉村明細帳」は、「えな（しな）の池用水圦樋」の伏替をしたのが元禄八年（一六九五）で板倉周防守の知行所のときであったとし、「境田悪水圦樋」の伏替をしたのは宝永元年（一七〇四）で、江川太郎左衛門代官所のときであるとしている。もしこの記事が正しいものであるなら、上新倉村が板倉氏の知行所から代官支配所に変ったのは元禄八年から宝永元年までの間ということになろう。

『寛政重修諸家譜』に載せる板倉家の家譜では、上新倉村の最初の領主となった勝重から四代後の重冬のときに、「勝重始封の地」とされた新座・豊島両郡のうちの一〇〇〇石を、伊勢国三重郡のうちの一〇〇〇石と換えたという。元禄一一年三月一〇日のことである。板倉家は、このときを境として関東から全く離れたのである。同家が上新倉村の支配を離れて、幕府代官がこれに代ったのは、おそらくこのときであったろう。

酒井家と下新倉村

徳川氏が関東に入った直後に下新倉村の領主となったものが、だれであったかは不明である。『新編武蔵風土記稿』は「御打入ノ後ハ御領所トナリシヤ」と記している。徳川氏の関東入国後しばらくは幕府の直接の支配地であったのではなかろうか、というのである。その後、この地は寛永年代に入って酒井忠重の領地になった。忠重が下新倉村の領主になった年についても、寛永二年（一六二五）であるとするものと、同一一年であるとするものと二様がある。『寛政重修諸家譜』は酒井忠重の事績を説明する中で、忠重がこの地

方の領主となったことを「台徳院殿（秀忠）につかへたてまつり、武蔵国新座・入間両郡のうちにをいて采地五百石を賜ひ、寛永二年九月二日御朱印を下さる」と書上げている。また『新編武蔵風土記稿』は「寛永十一年ニ至リ、酒井壱岐守忠重ガ河越ノ所領ヲカヘ、此地を賜ハリショリ累世今モ酒井氏知行ナリ」と記している。

酒井忠重は川越城主酒井忠利の三男である。はじめは五〇〇石の旗本であった。その領地は、さきにあげた『寛政重修諸家譜』に載せられた「新座・入間両郡のうち」である。寛永四年、父忠利が死去すると遺領は五万石の大名であった長兄忠勝が継いだ。この時、遺領のうち三〇〇〇石が次兄忠吉、二〇〇〇石が忠重に分けられた。その後忠重には上総国・安房国の内で三〇〇〇石の加増があり、慶安元年（一六四八）、五八歳で死去したときには五五〇〇石になっていた。忠重の遺領を継いだ忠綱は弟忠正に五〇〇石を分けて同家は以来、知行高五〇〇〇石の旗本として受継がれていった。

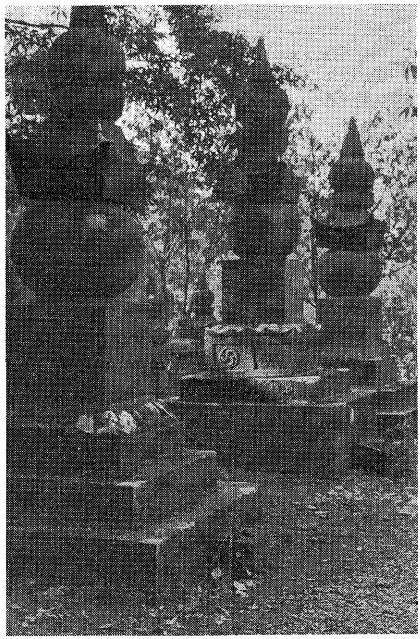

写真 4-1　壱鑑寺の酒井家墓碑

下新倉村の知行については『武蔵田園簿』が酒井内記知行として同村の高三九六石九斗六升九合をあげている。なお、天保一二年（一八四一）の酒井家の領地は下新倉村をはじめ、入間郡大谷木村・阿諏訪村・滝野入村・上総国周准郡大山野村、同国市原郡新井村・大戸村・古舗谷村・野毛村、同国埴生郡小生田村・久原村・小浜村、下総国香取郡上須田村・金江津村・拾三間戸村、同国相馬郡中峠村、伊豆国田方郡加殿村・日向村の一

八か村で、総高五六〇〇石であった。

川越城主となった酒井忠勝（忠重の兄）は後に若狭に転封され小浜城主となり、同家は小浜藩として続いた。しかし酒井家一族は川越を中心とした入間・新座両郡の地域にかかわりが深い。忠重は一家を創立すると領地の下新倉村に壱鑑寺を建てて、これを同家の菩提寺とした。忠重をはじめとして同家代々は壱鑑寺を葬地にしている。同寺の本尊釈迦如来像は慶安三年六月、忠重の三周忌に当り追善供養のために造立されたものであった（『和光の仏像』）。

伊賀者と下白子村

下白子村は伊賀者の領地である。伊賀者は伊賀国出身者で徳川家康にとり立てられた幕府の同心である。二〇〇人で組を編成していた。領地は豊島郡上・下一木村（東京都港区）・同郡原宿村（渋谷区）・同郡穏田村（渋谷区）・多摩郡佐須村（東京都調布市）・同郡小足立村（東京都狛江市）・新座郡上白子村（東京都練馬区）・同郡下白子村（和光市）の七か村で、はじめ与えられた高は一〇〇〇石であった。一人五石の割合で二〇〇人で一〇〇〇石与えられたのである。

伊賀者が徳川家康にとり立てられたについては次のような話が伝えられている。天正一〇年、家康が関東に入国する以前、織田信長が京都本能寺で家臣明智光秀に襲われる事件に遭遇した。このとき家康は信長のすすめに従って上方に上り、堺に滞留していた。堺から京都へ赴く途中で本能寺の変を聞き、急遽三河に帰ることにしたが、不馴れな近畿での危険な帰路であった。それを伊賀の者が道案内をして山路を越え伊勢の白子に導いたというのである。家康一行は、白子から船路を無事に三河へ帰ることができた。家康はその功を賞して、関東に入ってから伊賀のもの二〇〇人を招き、同心にとり立てたのである。天正一九年、伊賀者に一〇〇〇石の領地を与えたが、その中に新座郡の白子村があったのは、伊勢の白子にちなんでのことであろう。

伊賀者の領地となった白子村について『新編武蔵風土記稿』は上白子村の条で「御当代ニ至リ、天正十九年、此所

ヲ伊賀ノ者ノ給地ニ賜ハリシガ、後新ニ闢キシ地、又ハ給地ノ中ニ、故アリテ公ニ入シ処ハ、其ママ御料所トナリシニ、此隣村橋戸ノ中ニモ、伊賀者ノ同ジ頃上知トセシカバ、御領所トナリシヲ、後ハ共ニ白子ト唱ヘショリ、白子ノ地ハ増加セリ、夫ヨリイツトナク、カノ御料所ヲ土人ノ上ト呼シカバ、伊賀ノ者ノモトヨリ領スル方ハ、自カラ下ト云ナラハセシヨリ、遂ニ上下二村トナリシト、村老イヘリ」と記し、下白子村の条には「此地モ天正年中ヨリ、伊賀者ノ給地トナリ、野銭ハ御代官所ヘ納ム、是ハ正保ノ頃ニ至リ、野村彦大夫ノ支配セシコトモアリ、土人云、寛文年中始テ伊賀者ノ給地トナリタリ、此時前ニイヘル水帳モ、公ヨリ渡シ賜ハリタルモノナリナドイヘド、是等ハ語リ伝ヘノ詳ナラヌニヤ、其故ハ伊賀者ノ給地ヲ賜ハリシ始ハ頭ニテ、収納ノ事ヲ司リ、カレラハ年々頭ヨリ御給米ヲ受ルノミ、橋戸村庄忠右衛門ガ所蔵ノ文書ニ、服部石見守殿御知行橋戸ノ内トアリ、此人橋戸ヲ領セシニハアラザルヲ、カク云シコト、其証トモスベシ、然ルニイツトナク流弊起リシニヨリ、後ニハ伊賀ノ者集議シテ収納ノ進退ヲ取扱フ事トハナリヌ、ソレヲ土人ハ始テ賜ハリシト云伝フルニヤ」と記している。

表 4-1　伊賀者知行高（寛永16年検地）

村名	高
	石
上・下一木村	370.92372
原宿村	277.001
穏田村	97.605
佐須村	217.111
小足立村	135.495
上白子村	255.554
下白子村	271.9259
計	1625.61562

（寛延4年5月「永代地方目録覚」）

寛永一六年、伊賀者知行の村々で検地が行われ六一六石三斗二升三合七夕二才が打出され、知行高は一六一六石三斗二升三合七夕二才になった。その後伊賀者の中で移動・断絶があり二〇〇人のうち七二人半分が減じ、知行高も五八七石六斗五升六合九夕三才が上知となり、寛延四年（宝暦元年）には一〇三八石九斗八升八合六夕九才になった。これを伊賀者一二七人半で割ると一人につき高八石一斗四升九合になる。伊賀者知行の七か村の村別知行高は、その合計がやや相違するが表4―1の如くである。

寛永一六年の検地によって新座郡における伊賀者の知行高は上白子村が二五五石五斗五升四合、下白子村が二七一石九斗二升五合九夕になった。『武蔵田園簿』ではこれを伊賀衆知行として、橋戸村一五〇石、白子村一四五石六斗六升と記している。上白子村二五五石五斗五升四合の知行高は正徳三年（一七一三）から元文三年（一七三八）までに一七〇石五斗七升八合一夕四才が上知されて七七石九斗七升五合八夕六才になった。下白子村では上知されていない。

代官支配所と鷹場

幕府が直接支配する村は御料所と呼ばれた。将軍の支配する地である。直接支配するのは幕府の代官で、この支配地はまた代官支配所ともいわれた。はじめの頃市域三か村は上新倉村が板倉家、下新倉村が酒井家、下白子村が伊賀者の支配地で、代官支配所は無かったが、上新倉村は元禄末年に板倉家の支配から代官支配所にかわった。また、新田が開かれ、課税地が増えると、これは代官支配所に入り、各村とも次第に代官支配所を加えていった。一か村に地頭の支配する分と、代官の支配する分が出来上ったのである。

『武蔵田園簿』は、伊賀者知行の白子村が野銭永三貫六三六文を代官野村彦大夫に納めていることを記している。野村彦大夫は幕府の代官である。野銭は野・原などの採草地に対して掛けられる小物成（雑税）である。同村は高一四五石六斗六升について年貢を領主の伊賀者に納めるのであるが、小物成の野銭は幕府へ納入するのである。このように白子村については、年貢は伊賀者へ、野銭は代官所へというように、課税の点では異なった二人の領主の支配を受けていたのである。村は一つでありながら知行所の領主と代官の二人の支配者がいたのである。

市域三か村はまた将軍家の鷹場として、それぞれの領主とは別に鷹場役人の支配を受けた。鷹場は鷹狩り場であるが、将軍家の鷹場は御拳場と呼ばれた。はじめはその場所も特定されることがなく、将軍やその一門が江戸周辺の農村で放鷹していた。しかし、次第にその制度も整えられ、特定の村が鷹場として指定されるようになった。

徳川家康や二代将軍秀忠のころは鷹場制度もまだきちんと整えられていず、鷹場の区域もはっきりきめられていなかったのであるが、家康や秀忠は川越・忍・鴻巣辺を数日かけて鷹狩りに出かけている。このとき市域の村々へ来たかどうかは明らかではない。三代将軍家光の代になって、寛永五年（一六二八）一〇月に、江戸周辺の沼部領・世田谷領・中野領・戸田領・平柳領・渕江領・八条領・葛西領・品川領の九領が将軍家の鷹場に指定された。さらに寛永一〇年二月には、その外側が尾張・水戸・紀伊の御三家の鷹場になった。市域に隣接する小榑村（練馬区）・橋戸村（練馬区）は尾張家の鷹場である。

尾張家の鷹場では寛永二一年（正保元年）三月に、徳川五郎太が新座郡館村（志木市）から入間郡正楽寺村（所沢市）辺まで鷹狩りに出たと伝えられている。徳川五郎太は尾張家の始祖義直の幼名であるが寛永二一年には、すでに家督も継ぎ、義直と名乗り権大納言にもなっているので、幼名で呼ぶのはおかしい。あるいは子の光友であるかもしれない。光友は寛永二年生まれで、五郎八とも名乗っていた。このときの鷹狩りでは多摩郡前沢村（東京都東久留米市）の延命寺のうしろに御殿をたて、鷹場内村々から人足を集めたという。小榑村からは三五人、橋戸村からは八人の人足を出している（「里正日誌」）。尾張家の鷹場に限らず鷹場内の村々は、それぞれの領主へ年貢を納入し夫役（ぶやく）に出ることの負担を負っていたが、このように鷹場領主へ鷹狩りのときに人馬を出す役負担も負ったわけである。市域三か村は尾張家の鷹場ではなかったので、同家鷹場への、このような負担は負わなかったが、尾張家の鷹狩りには川越街道が多く利用されたために、その通行や、平素でも鷹狩りの役人の往来で、白子宿の輸送負担はかさんだのであった。

御拳場であった市域三か村は、将軍の鷹狩りがこの地域で多く行われたわけではないので、鷹狩りによる負担はそう大きくはなかったろうが、鷹匠が鷹を訓練するときや、鷹係の役人が通行するときなど、鷹狩りが行われないとき

でも鷹場御用で人馬を出さなければならないことが多かった。

鷹場内の村々は諸種の役負担を負ったほかにまた、ふだんから村を領主の鷹狩場にふさわしい環境にしておかなければならなかった。村々は領主の狩猟のときにそなえて、その獲物となる鳥獣の繁殖につとめなければならなかったのである。たとえ作物を荒らす害鳥・害獣であろうとも、これを捕えたり殺傷したり、追払ったり、卵を取ったり、巣をこわしたりすることは、かたく禁じられていた。

寛永一九年九月一四日、幕府は前年以来の凶作に対する政策として、酒造の半減、うどん・切麦・そうめん・まんじゅう・南蛮菓子・そばきり等の商売禁止、雑穀そのほか食物になるようなものの使いちらしの禁止を触出し、穀類の増産のために江戸廻りの御鷹場を除いて、かかしをたて、年内より麦をまくこと、御鷹狩の場所のほかは猪・鹿を追うように命じている（「御当家令条」）。飢饉のために農産物を増産しなければならないときでも、江戸廻りの鷹場では、かかしをたてて鳥を追払うことは禁じられたのである。しかし万治元年（一六五八）・三年の触書では「在々所々御鷹場たりと雖も、年内よりかかしをいたし、麦をまくべき事」を命じている（『御触書寛保集成』）。このときの凶作・飢饉は、深刻なものがあったのであろう。

鷹場の領主は狩猟に必要な人足や、鷹場維持のための夫役を徴収することができたが、一般的な年貢の徴収権はなかった。また領主裁判権も、鷹場維持に必要な程度に行使し得るにすぎなかった。しかし鷹場になった村々の人にとっては、たとえ制限された領主権であるにせよ、個別の領主とは別に鷹場領主の支配を受けるのであり、この点で二重の領主支配を受けたのであった。

第二節　幕府支配と村

1　神社と寺院

村の神社・村の寺院　『新編武蔵風土記稿』は一九世紀前半頃の武蔵国の村々を説明したものであるが、上新倉・下新倉・白子の三か村の神社と寺院を、次のように挙げている。

上新倉村　氷川社（鎮守）・長照寺・満願寺・法釈院・東林寺・正願寺・地蔵堂（東林寺持）・不動堂（東林寺持）

下新倉村　氷川社（二社、いずれも鎮守）・神明社（村民持）・稲荷社（二社、いずれも村民持）・吹上観音堂（別当東明寺）・金泉寺・壱鑑寺・妙典寺・東福寺・松葉軒（金泉寺隠居の庵室）

下白子村（白子村）　氷川社（もと鎮守、地福寺持）・熊野宮（鎮守、別当不動院）・諏訪社（村民持）・地福寺・光西房（地福寺塔頭）・観音堂（別当観音寺）・不動堂

このほか同書が編さんされた頃には、すでに消滅していたものとして上新倉村の朮庵、下新倉村の青覚院（正覚院）、白子村の久城寺・万正寺（二寺とも地福寺の門中）が紹介されている。

これらの神社・寺院の創建年代について、『新編武蔵風土記稿』は、神社については、そのすべてが、いつ頃鎮座したものであるかわからないとしている。上新倉村・下新倉村・白子村の各「地誌」によると、上新倉村の鎮守氷川社については「万治三庚子年（一六六〇）極月十五日再建ノ挙アリ」としているから、すでにこの頃はあったのであろう。

表4-2　市域三か村神社表

（『新編武蔵風土記稿』による）

村名	社名	祭神						
新村上倉	氷川社	素盞嗚尊・誉田別尊	鎮守		春・秋			
下新倉村	氷川社	素盞嗚尊・誉田別尊	鎮守	除地	春・秋	東福寺持		旧鎮守
	氷川社	大日霊貴尊（靈）	鎮守			村民持	稲荷	
	神明社							
	新稲荷社							
	下稲荷社					村民持		
白子村	氷川社					地福寺持		
	諏訪社	建御名方神				村民持		
	熊野宮		鎮守			不動院		
	稲荷社					不動院		
	牛頭天王社					観音寺		

下新倉村の鎮守については『新編武蔵風土記稿』が氷川社二社をあげているが、「下新倉村地誌」は氷川八幡神社をあげ、同社は寛治五年（一〇九一）創建で、はじめ八幡山八幡宮と称したという。その後、元禄（文禄カ）三年甲午年に至り、足立郡高鼻村氷川社の分霊素盞雄尊（すさのおのみこと）を相殿に合祀したものであるとしている。なお同地誌はこれに加えて「降テ、正保二乙酉年三月地頭酒井壱岐守地ヲ検シ、賦スルニ神地二千六百六十坪ヲ以テス」と記している。同村には、ほかに八幡神社があり、これについては、寛治年間、後三年の役に源義家救援のために弟義光が奥州に赴く途中、当地の正覚院（東明寺）に八幡大神を祭り、その後嘉保二年（一〇九五）、社を修繕したとして、この年を創建年代にしている。神明神社については創建年月未詳としているが「寛永二十年（一六四三）ニ至リ柳下善兵衛ナル者

新ニ石宮ヲ建営セショリ今ニ至ル迄依然トシテ古社ノ風アリ」としている。白子村（下白子村）の神社については創建未詳である。

神社の創建は、ほとんどが伝説的であり、その創建年代も確かではないが、その中で上新倉村の産土神社が万治三年に再建されたとか、下新倉村の産土・氷川・八幡神社に正保二年、酒井壱岐守が神地二六六〇坪を寄進したとか、同村の神明神社に寛永二〇年、柳下善兵衛が石宮を建営したといった記事は、近世村落の形成期に神社が形を整え、村の神社らしく整備されたことを思わせるものがある。

表4-3　市域三か村寺院表

（『新編武蔵風土記稿』による）

村名	寺号	山号・院号	宗旨	本尊	開山年	開山名	開基名	本寺	朱印高	備考
上新倉村	長照寺	光明山観音院	新義真言宗	十一面観音				豊島郡上石神井村三宝寺		
	満願寺	萬政山	新義真言宗	聖観音		定尊法印カ		豊島郡上石神井村三宝寺		
	法釈院		新義真言宗	地蔵菩薩				豊島郡上石神井村三宝寺		
	東林寺	医王山	新義真言宗	薬師如来				豊島郡上石神井村三宝寺		
	正願寺	西方山	新義真言宗	阿弥陀如来				豊島郡上石神井村三宝寺		
下新倉村	東明寺	福田山	臨済宗	釈迦如来		伝、春屋禅師		鎌倉建長寺		吹上観音別当
	金泉寺	祥光山	臨済宗	釈迦如来		伝、夢窓国師		鎌倉建長寺		
	壱鑑寺	台月山	曹洞宗	釈迦如来	寛永	嶺室雪大	酒井壱岐守忠重	近江国原松寺（源昌寺）		
	妙典寺	長光山	日蓮宗	三宝		日向	墨田五郎時光	足立郡新曽村妙顕寺		
	東福寺	八杉山	新義真言宗	薬師如来		尊知		豊島郡上石神井村三宝寺		氷川社別当
	松葉軒									金泉寺隠居寺
白子村	地福寺	瑞応山地蔵院	天台宗	釈迦如来				入間郡小仙波村喜多院		観音堂・牛頭天王社・地蔵堂別当不動堂・熊野宮・稲荷社別当
	観音寺	松竹山	天台宗					地福寺門中		
	不動院	神竜山	天台宗					入間郡小仙波村喜多院		

寺院については、上新倉村の長照寺が寛永以前に開かれたとされ、満願寺が開山と思われる定尊法印が天正二〇年（文禄元年）に死去しているからそれ以前、東林寺が元禄以前に開かれたであろうと、開山年代推定の手がかりを与えている。なお同村の法釈院・正願寺は不明としている。下新倉村の諸寺については、東明寺は春屋禅師（一三一一―一三八八）が開いたとされているが、その縁起は誤りであろう、しかし元亀二年（一五七一）の鰐口があるから、それ以前に開かれたものであろうとしている。金泉寺は夢窓国師（一二七五―一三五一）が開いたという伝えがあり、妙典寺は日蓮（一二二二―一二八二）のころのものである。壱鑑寺は寛永頃に開かれた。東福寺は開山の尊知が延宝五年（一六七七）に死去したというから近世初期に開かれたものであろう。白子村の地福寺は永禄以前に開かれたもので「旧キ寺ナルベシ」としている。観音寺は不明で、不動院については開山・開基に触れていない。

以上は『新編武蔵風土記稿』が推定した市域三か村の寺院の開山年代であるが、その中で近世以前に開かれたとされているものでも、下新倉村の吹上観音別当東明寺のように、その創建は一四世紀後半とされていながら、元禄頃まではほとんど中絶状態になっており、元禄年間になって再興されたというものがある。同村の妙典寺も一三世紀に開かれたとされるが、その後歳月を経て堂宇も次第に衰廃していたのを日誉上人（文禄四年没）のときに再興されたという。また金泉寺では享保のころの住職活道碩良を中興開山としている。ここもまた中絶状態になっていたのであろう。このように見てくると、上新倉・下新倉・白子の三か村の寺院には、近世になってから開かれたり再興されたものがほとんどであるといえる。

市域三か村では、神社も寺院も近世村落成立期かあるいは安定期に入って、創建されたり再出発したものであるといえそうである。神社も寺院も、近世村落の神社なり寺院なりとして息吹はじめたのである。

本末制度　徳川幕府は、その支配組織を整えていくなかで、寺院もまたその支配下に組み込んだ。寺院の本末制度

もそのひとつである。これは寺院を宗派別に本寺と末寺の関係に編成し、本寺が末寺を統制する組織である。寺院の本末関係は、もともと寺院相互の間で私的に取り結んでいたものもあったが、それが幕府の力で寺院統制を目的として、全国的な規模で作り上げられたのである。

本末制度はその編成が進む中で、末寺はさらにその下へ孫末寺を組み入れ、本寺もまた重層的な関係を作り上げた。その結果、各宗派ごとにピラミッド型の統制組織が全国的にでき上った。幕府はこの組織を通じて全国の寺院を統制することができたのである。本末関係を編成するに当って、どの寺を本寺とするか、どの寺を末寺にするかは、これまですでに寺院みずから、ある程度の本末関係を作っていたものについては、これを制度化したが、全く関係の無かった寺院相互の間でも、同宗派であることで、新しく本末関係を作らせたものもあった。

市域三か村の寺院の本末関係は次のとおりである（『新編武蔵風土記稿』）。

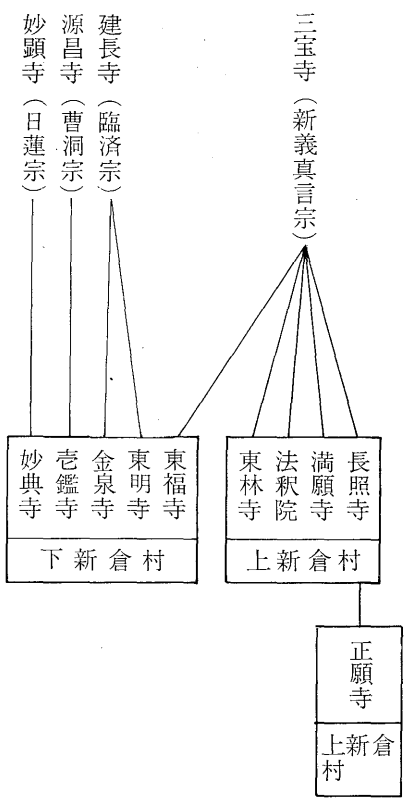

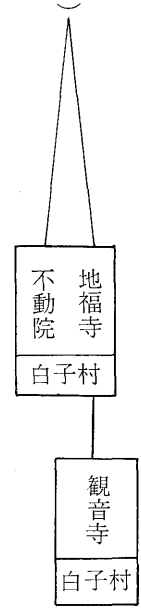

新義真言宗の三宝寺は豊島郡上石神井村（練馬区）の寺院である。天正一九年（一五九一）に寺領一〇石を与えられ、近隣の村々の新義真言宗寺院の本寺になっていた。臨済宗の建長寺は鎌倉の建長寺である。鎌倉五山の第一である。源昌寺は近江国栗田（太）郡浮気村（守山市）にある。妙顕寺は足立郡新曽村（戸田市）にある。寺領一八石の寺院である。妙典寺の創建をめぐって両寺のつながりは深い。喜多院は入間郡小仙波村（川越市）にある。東照宮の別当で、神領共に朱印七〇〇石を受けていた。中興の天海は徳川家康に重用され、喜多院は徳川氏とのつながりが深い寺院であった。

市域三か村の諸寺の本寺となっている寺院は、源昌寺を除いて、関東でもその地域の宗派中で主要な寺であるか、古くから由緒のある寺か、徳川氏とつながりのある寺かである。関東にある壱鑑寺が、遠く近江国の源昌寺の末寺になっているのは、領主酒井家とのかかわりからではなかろうか。

徳川幕府は本末制度をつくり上げることによって寺院に対する強固な統制組織を完成した。しかし村の神社に対しては、このようなことをしていない。村の神社の多くは寺院が別当として管理するか、または村民持であった。寺院を統制したり、村を支配する組織をつくり上げることで、その目的を達成することができたからであろう。

檀家制度

江戸時代の農民は、原則として自分の住む村の寺の檀家にされた。この制度は徳川氏が関東に入ってからおよそ五〇年ほどたってから行われるようになったものであるが、幕府がキリスト教禁止政策を強化していくなかで施行された。村民は家ごとに家族すべてを宗門帳に登載し、それに旦那寺が、その村民は自分の寺の

旦那（檀家）であること―したがってキリスト教を信ずるものではないこと―を証明した。この宗門帳の制度は後に、夫役の台帳である人別帳と併合されて、馬・牛などの飼っている家畜も記載されるようになり、一七世紀後半頃から宗門人別帳として戸籍帳の性質も持つようになった。宗門人別帳で村民をキリスト教徒でないことを証明するようになった旦那寺は、道中手形や人別送り状などを発行し、村民の身分を証明する役割も持つようになった。村民に対する寺の役割は広がった。

寺はもともと仏を安置して、これを祈願の対象ともしていたが、境内にも霊験あらたかな仏や神が祀られて村民の祈願の場を広げた。旦那寺は葬式を行ない、死者を葬り供養するだけでなく、村民の祈願の場ともなり、村民は寺の法会にも参加し、寺と村民のつながりは一層深められていった。火事を出した村民は旦那寺に入寺して謹慎するし、喧嘩や争論に旦那寺が間に立って仲直りの保証をすることもあるし、あるいは村と領主の間に紛争が起きたときには、領主に宥免願を出して和解への途をさぐることもあった。村の生活で旦那寺は大きな地位を占めるようになった。しかしまた檀家制度は、信仰の上で旦那寺を村民と遊離させることにもなった。

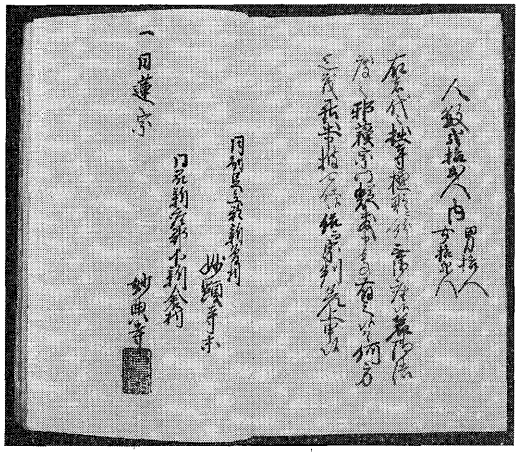

写真 4-2　慶応4年の上新倉村宗門人別帳

江戸時代の檀家制度は、村民を宗門人別帳に登録することを媒介して成立しているものであるために、婚姻や移住で村を出たり、他村から入ってきたものにとって、時として違った宗旨の寺を旦那寺

にすることがあった。滅罪檀家として死後に葬られ供養される寺が、これまでの宗旨とは違った宗旨の寺を菩提寺にするわけである。このような村民にとっては、長い間なじんできた法要の形式から離れて、新しい法要の形式に入りこまなければならなかったろう。

信仰の上では、旦那寺のほかに別の寺の仏に祈願することもあった。時としては宗派を異にする寺に祈願することもあった。寺ではこうした祈願のための檀家を滅罪檀家とは区別して、祈願檀家としてこれを受け入れた。菩提寺と祈願寺が分離したのである。下新倉村の東福寺は延宝五年（一六七七）から、そう遠くない時に開かれたようであるが、「祈禱ヲ専トシ、滅罪ナシ」（『新編武蔵風土記稿』）という寺であった。滅罪檀家を持たない祈願寺であった。

2　川越街道と新河岸川

川越街道

徳川氏が家臣団を関東各地に配置し、その間に幕府直轄地を散在させたために、江戸とこれら家臣団や直轄地との連絡、あるいは家臣団の江戸城勤番などのために、交通路を整備しなければならなかった。本格的な交通路の整備は江戸幕府の成立以後であったようであるが、関東では宿駅制を布いて道路交通を整え、河岸を設置して河川交通が開かれていった。こうした支配の必要から設けられた交通路としては和光市域では、川越街道と新河岸川―荒川が主要なものであった。

川越街道は公的には川越道、又は川越往還と呼ばれる。この街道は川越藩や仙波の東照宮と江戸との連絡を主として整備されていったものであるが、江戸から川越までの間に上板橋・練馬・白子・膝折・大和田・大井の宿駅が設けられた。白子宿は下白子村である。宿駅は、支配者である武士たちの通行に当って、その荷物や人を輸送するために、街道に沿った村々の中から指定されたものである。宿駅に指定された村は、これらの荷物や人を、次の宿駅まで

送り届けるのである。こうして街道では、宿駅による荷物や人の継ぎ送りする制度が整えられていったのである。

江戸と川越の間の道路はすでに中世からあったであろうし、戦国時代に白子宿が存在したように宿駅制も布かれていた。しかし、この道に六か所の宿駅が設けられ、荷物や人を継ぎ送りする制度が整備されたのは、やはり江戸時代に入ってからのことであった。一七世紀半ばに編さんされた『武蔵田園簿』には「武蔵国道法」が付載されているが、これによると川越街道は「江戸牛込御門より熊谷迄道法」として川越から先、中山道の熊谷までが記されている。江戸城の牛込御門から川越を越えて熊谷まで、すべての距離は一六里二六丁（六六キロメートル弱）である。各宿駅の間は、川越までが大井・川越間で二里（八キロメートル弱）を越えるが、だいたい一里余（四キロメートルほど）で白子・膝折間、膝折・大和田間は一里に欠けている。川越以遠になると伊草・松山間二里余、松山・熊谷間三里余といったように、宿駅間の距離が長くなり、道幅も、川越までが四～五間（七メートル余～九メートル余）であったのが、二間（四メートル弱）前後と、ぐんと狭くなる。「武蔵国道法」には白子川が記載されている。練馬と白子の間に「川一ツ」として、「白子川、橋の長さ二間」であるというのである。

表 4-4　江戸牛込御門より熊谷まで道法

	道法	道幅
	里 町	間
牛込御門より上板橋まで	1. 31	3
上板橋より練馬まで	1. 11	4～5
練馬より白子まで	1.	4～5
白子より膝折まで	.33	4～5
膝折より大和田まで	.33	4～5
大和田より大井まで	1. 14	4～5
大井より川越まで	2. 06	6
川越より伊草まで	1. 16	2～3
伊草より松山まで	2. 23	1～2
松山より熊谷まで	3. 03	1～2

（『武蔵田園簿』武蔵国道法より）

川越街道の各宿駅が用意すべき常備人馬は、

白　子　人足三人・馬七疋（ひき）
膝　折　人足五人・馬五疋
大和田　人足五人・馬五疋
大　井　人足六人・馬六疋

であった。宿駅の農民は、こうして輸送の仕事に当ったのであるが、後年の文書によると白子宿ではこの伝馬役を「家別順々」に勤めたという。村の家々が順々に伝馬役に出たのであろう。このような、宿駅での継送りの事務や伝馬役の割当ての仕事をするのが問屋である。白子宿では下白子村の名主が問屋を兼ねた。

宿駅の継送りが宿駅の百姓だけでは賄いきれないほど多いときには、周辺の村々から手助けとして人馬を出した。これも後年の文書であるが、後に白子宿の助郷となった豊島郡上土支田村・下土支田村（東京都練馬区）、新座郡上新倉村・下新倉村・小榑村（練馬区）・橋戸村（練馬区）・上保谷村・下保谷村（東京都保谷市）の八か村は、古来より「自愛を以って」白子宿へ人馬の助合をしてきたという。「自愛を以って」というのは自発的に扶助するということである。白子宿の伝馬を自発的に手伝ってきたというのである。もちろん白子宿の依頼に応じて人馬を出したのであろうがこの助合は、きまった制度のもとで支配者の命令によっていたのではないようである。後になるとこれらの村々は助郷として一定のきまりのもとに編成された。

上土支田村などの八か村が「自愛を以って」白子宿の輸送を手伝うようになったのは、いつ頃からであるかはっきりわからないが、後年白子宿は助郷村々に対し、しばしば正保年間（一六四四―一六四八）に村々が出した「御受書」に書いたことを守るように求めている。八か村が白子宿の「人馬助合」をするようになったのは、かなり早いころであったようである。

新河岸川

川越街道とならんで、この地方と江戸を結ぶ重要な交通路となったものは新河岸川―荒川の水路である。新河岸川を下って上新倉村の地先で荒川へ出て、これから江戸浅草に至る水路である。

近世に新河岸川の水路が開かれたのは寛永一五年、入間郡小仙波村（川越市）に東照宮が再建されたときからであるとされている。この東照宮は、はじめ寛永一〇年に創建されたのであるが、同一五年に火災に遭い再建されること

になった。その再建のための建築資材を運送するために、新河岸川の舟運が始まったというのである。その後、城下町川越と江戸を結ぶために川越五河岸（寺尾河岸・上新河岸・下新河岸・扇河岸・牛子河岸）が開かれ、次第に諸河岸が下流に開かれていったのであった（斎藤貞夫『川越舟運』）。

新河岸川の水路は江戸との交通路であるが、もともと小仙波村の東照宮や、川越藩の輸送路として開かれたものであった。そのために荷物の積み下ろしをする河岸も、東照宮や川越に近い新河岸川上流部に集中して開設された。その後、農村の生産が高まり、江戸と農村の間での輸送路として利用されるようになると、川越五河岸より下流にも続々と河岸が開設されたのであった。上新倉村に開かれた新倉河岸も明治に入ってからの開設のようである（『和光市史』民俗編）。

市域三か村が利用した舟運路は新河岸川よりも、むしろ荒川であった。一八世紀のはじめころには下新倉村の芝宮河岸が津出場（年貢米の積出場）として利用されている。芝宮河岸は荒川の縁である。ここが津出場として利用されだしたのは、いつ頃からであるかよくわからないが、正徳三年（一七一三）に同河岸の利用をめぐって白子村と下新倉村が争ったときに、両村が作成した文書には「先年より」とか、「古来より」といった表現が見られる。しかし、下新倉村の正保元年（一六四四）の畑方検地帳にも、慶安三年（一六五〇）の田方検地帳にも、芝宮、又は柴宮の地名は見当らない。

芝宮河岸から荒川を下れば、水路一三里（五一キロメートル余）で江戸浅草である。陸路では五里ほどであるから、だいぶ遠くなるが道路を馬で運ぶよりも、はるかに重い、大量の荷物を運ぶことができるわけである。芝宮河岸からの舟運は、はじめは年貢米をはじめとする領主荷物の輸送が主であったようであるが、後には農民の商品輸送に大きな役割を果すようになった。

3　検地と年貢

検地の施行

関東に入った徳川氏は、支配する農民と土地を確定するために、検地を施行した。関東における徳川氏の検地は、入国直後から行われたが、和光市域三か村では家康が入国してから四、五〇年ほどたった一七世紀前半の検地が、記録に残されているものの最初である。いずれも、それぞれの領主が行なったもののようである。

上新倉村では寛永八年（一六三一）、浅田忠右衛門ほか八人によって施行され、田・畑・屋敷、合せて一一六町一反一畝〇五歩（一一五ヘクタール余）が検地帳に記載された。下新倉村では正保元年（一六四四、寛永二一年一二月一六日に正保と改元）に、萩野太左衛門ほか二人によって畑方検地が行われ、畑・かや野・屋敷、合せて一六四町三反一畝二九歩余（一六三ヘクタールほど）が検地帳に載せられ、引続いて慶安三年（一六五〇）に同じく萩野太左衛門ほか二人によって田方検地が行われ、田四四町四反八畝（四四ヘクタール余）が検地帳に載せられた。下白子村では寛永一六年に北川十兵衛ほか一六人によって検地が行われ、田・畑・屋敷五八町〇反五畝一八歩が検地帳に載せられた（「上新倉村地誌」・「下新倉村地誌」・「白子村地誌」）。

この検地帳に記された地名は、上新倉村では、ミつをさ・や中・えのきど・上四段田・相ノ田・地目小田町・地祢五田尻・地め小田尻・やなかつぼ・竹ノ下・いし田・てい田・谷田・うるしたい谷津・倉田・とろめき・西袋・牛房山ノ下・井口・六段田・やきわ・さかさ川・やきわさかい・野島・屋敷廻・はたけ中・谷津・くぼ薬師ノ下・原・向原・うるしだいの上・原当ひらき・池尻・ねり田・ほそ田・そうじめん・四段田・してんこん田・ずゝめき・くぼ田・宮下・石めん・八ツ田・はんさいけ・五段田・やじま・いなり坂・へいちくぼ・十らせつ・やしき田・いなり坂下

・花ノ木・地蔵坂・ひらき・原新田開・原新田・新田・地蔵まへ・原新田当ひらき・坂口・はったんめ・松ノ木じま・そうかぶち・ミぞ下・えかわふち・ひツちき田・にしの尻・せんだな・ねのかミ・舟橋・西六反田・あいの田尻矢・あいの田尻野・ミねの前・かわら・うるしだい・前畠・したいどの上・たいろく天・久保やくし・ほりくち・かミやつ・さわがしら・くミの木くほ・つちばし・こいど・あミだうしろ・松木・八段田・こんこう田・天神山・上八ツ・東舟橋・ごぼう山・堤の内・矢島・はさま・長坂上・下いど・四ツ木・宮の前・沢くしら・水くぼ、の一〇三の地名が見られる。このうち「かミやつ」と「上八ツ」は同じものであるかもしれない（「上新倉村地誌」）。

下新倉村の慶安三年の検地帳に記された同村の田方の字名は、うしろ田・神明後道・谷島・谷島道下・おけづくり・さかいだ町・町田・四反田・山崎町・辻町・七反め町・田遊町・よつき町・三反田・えぬきど・入う田・谷ぎわ・五反田町・かミぞうさく・塚田・ざうだ町・下ぞうさく・そう敷尻町・だうの下・一貫田・おふぎ田・むめ田・八反め町・よこて・うつぎばな・六反田・おきのまへ・島合・ならの下・まがりえのき・かり又島・神明下・谷本田・谷分・道ノ上の四〇字である。

また畑方では、あづまの下・やじま・おけづくり・しんめい下・うるし島・三反島・八まんめん・八ツ島・ならの木の下・むめ田はたけ・にしのつま・みやくぼ・神の木・宮くぼ・ほとけの木・しやくじかいだう・むくの木の上・原かいだう・神明くぼ・あらかいと・かな山・こしまき・うるしたいのくぼ・谷戸・上新座ざかい・原分・白子ノだい・白子山きわ・六十四分入・滝坂みちのきわ・原新田地尻・新田屋敷尻・中丸分・丸山のこし・上郷ざかい・道のむかい原分・ふじづか丸の内・原の山・白子の道きわ・原新田西の屋敷・中里上・ながくほの上・橋戸新田屋敷きわ・長くぼ新田・吹上・吹上上町（ウワマチ）・めうれんじ山・居山・丸山・大いぬくぼだい・新田うち・古かい道きわ・小宮山・兵庫屋敷・屋たら坂・水くほ尻の五六字である。このうち、「みやくぼ」と「宮くぼ」が同じ字名であるとしたなら

五五字になる（「下新倉村地誌」）。

下白子村の寛永一六年の検地帳に記された字名は「白子村地誌」では、滝河原・滝ノ下・五房前・五反田・七反面町・市場下・家ノ脇・あいのた・寺ノ前・宮ノ下・あなた・俵久保・腰ノ下・どしだ前・やつ・寺ノ上・がうど・市場上・裏ノ山・諏訪ノ原・諏訪ノ原間（開）・屋敷まハり、の二二字である。しかし残存する同村の検地帳によるとこのほか、脇ノ下・家ノ前・やつ屋敷裏・地尻・五坊・五庵前がある。このうち脇ノ下は滝ノ下であり、五坊が五房前と同じであるとすると、家ノ前・やつ屋敷裏・地尻・五庵前の四字を加えた二六字になる。

開墾と検地

検地帳に載せられた地名には、原当ひらき・原新田開・原新田・新田・原新田当ひらき（上新倉村）、原新田地尻・新田屋敷尻・原新田西の屋敷・橋戸新田屋敷きわ・長くぼ新田・新田うち（下新倉村）、諏訪原開（下白子村）など、新しく開いた耕地であると考えられるものがある。ことに当開（とうびらき）は、検地の年に開墾したことを示すものと思われる。近世以前からの耕地のほかに、新しく開かれた土地が検地されて、耕地として検地帳に載せられていったのである。

台地の上の武蔵野は、すでに近世初頭にはその縁辺部が開墾されて畑になっていたようであるが、開墾は次第に内部の方まで進められていった。開墾によって台地が次第に畑地化されていったのであるが、野として保有されているものも、かなり多い。野が、この頃の農業経営の上で大切なものであったことにもよるのであるが、ただ、これまで秣場（まぐさば）として共同で利用されていた草原が、検地によって個々の百姓の土地になったことは重要である。野を持つことになった百姓は、これを自己の採草地として利用もしたであろうが、未墾地として、やがていつの日か開墾することを待ったのであろう。

正保元年一一月、下新倉村で施行された検地では下々畑と「かや野」（茅野）が検地対象にされたが、下々畑も茅

表 4-5　寛文4年7月白子村字別，地目別反別表

字別＼地目	中畑	下畑	上野	中野	下野	下々野	計
	反畝歩	町反畝歩	反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	反畝歩	町反畝歩
上ど		1.4.5.05			6.3.00		2.0.8.05
市場うえ		1.4.20			2.1.00		3.5.20
口山					2.1.02		2.1.02
山下		1.4.7.13		3.7.00	3.22		1.8.8.05
山ら					4.4.06		4.4.06
上		3.2.08	9.02	4.6.14			8.7.24
上のしも	1.6.24	1.3.5.14		2.1.6.15		2.0.00	3.8.8.23
山どへ	4.5.28	7.10	5.7.00	7.06			1.1.7.14
坂せへ	1.4.00	6.8.00		3.0.00	2.6.00		1.3.8.00
山				8.8.12	4.2.00		1.3.0.12
向		9.5.6.27		6.9.00	6.3.1.18		16.5.7.15
たわらくほ		2.1.6.15			1.1.3.07		3.2.9.22
諏訪山		5.9.10			3.2.6.20		3.8.6.00
不明		4.6.01					4.6.01
計	7.6.22	18.2.9.03	6.6.02	4.9.4.17	12.9.2.15	2.0.00	37.7.8.29

（寛文4年7月「武州新座郡白子村辰改畑野検地帳」）

野も、上新倉村や下白子村の寛永の検地では取上げられなかったものである。下新倉村のこの検地は新しく開墾した畑なども含めて行われたものと想像されるが、寛文四年（一六六四）七月、下白子村でも畑と野の検地が行われた（『和光市史』史料編二）。

寛文四年の下白子村の検地の結果によると、畑及び野を合わせた反別は三七町七反八畝二九歩（三七ヘクタール余）である。検地をされたところは、市場上・かうど・城口・下山・城山・うら・こしの上・坂上・せどの山・せへ坂・向山・たわらくほ・諏訪山などである。畑の多いのは市場上・下山・せどの山・向山・たわらくほである。これに対し、かうどは畑よりも野が少し多く、うら・こしの上・坂上・諏訪山は畑も野もあるが、野の方が多い。城口・城山・せへ坂は野だけであって、畑は無い。

畑は中畑・下畑で一九町〇反五畝二五歩あるが、下畑が圧倒的に多く、一八町二反九畝〇三歩である。野は上野・中野・下野・下々野で一八町八反〇畝〇四歩である。やはり下野が多く、一二町九反二畝一五歩である。

名請人は四〇人ほどである。地福寺・福寿坊も百姓とならんで名請人になっている。四〇人のうち、畑と野を名請しているものが一八人、畑だけを名請しているものが一二人、野だけを名請しているものが一〇人である。一人当りの平均反別は畑四反八畝（四七アール余）弱、野四反七畝（四七アール弱）計九反五畝ほどであるが、最大三町六反一畝一九歩（三・五八ヘクタール）から最少二〇歩（六六平方メートル余）まで広狭まちまちである。最大の名請人甚右衛門は畑一町三反八畝〇九歩、野二町二反三畝一〇歩を名請しているが、これに次ぐ半三郎も畑六反六畝一七歩、野二町九反四畝一八歩、計三町六反一畝〇五歩を名請している。最少の名請人は次右衛門で、上野二〇歩（六六平方メートル余）だけである。野だけのもののうち、山守を肩書した勘兵衛は下野三町二反六畝二〇歩を名請している。勘兵衛は御林（領主の林）を管理していた百姓で、この野は、その「雑木御林下草野」であった。

石高と永納

寛永一六年二月の下白子村検地帳は、土地を一筆ごとに「滝川原、一、中田壱畝拾三歩、善右衛門」というように、字名・地目と位付け・反別・百姓名を一行に記載している。記載の順序は、はじめに田、次に畑、次に屋敷の順序で、最後にこれらの反別の合計がなされている。この記載形式は寛文四年（一六六四）七月の「白子村辰改畑野検地帳」も同様である。ただ、この「畑野検地帳」は、「市場上、三拾九間、弐拾九間、下畑弐反八畝拾八歩、庄左衛門」というように、一筆の、縦・横の長さが記載されている点で、寛永一六年のものと違っている。

近世の検地は領主支配の必要から行なったものである。領主が年貢を徴収するために、農民がどのくらいの負担能力を持っているかを、農民の持つ土地の生産力を確定することできめたものである。土地の生産力は、米の生産高に見積って、米をはかる量の石斗升合で表示した。検地帳には「下畠、古田地起返し、四畝廿四歩、壱斗九升弐合、鬼分、嶋田半次良作」（天正二〇年富田村検地帳『寄居町史』近世資料編）というように、その生産高（石高、又は高）

を示すのが普通であった。ところが下白子村の検地帳には、その「高」が記載されていない。

上新倉村・下新倉村については検地帳が残っていないが、明治二〇年（一八八七）のそれぞれの「地誌」には「旧検地帳」として、その一部が記されている。これには上新倉村の寛永八年の検地帳に「斗代（とだい）」（石盛（こくもり））が記されていたことを示している。下新倉村の正保元年・慶安三年、及び白子村（下白子村）の寛永一六年のものには、それが無い。斗代あるいは石盛は一反当りの標準収穫量であり、それの一軒当りの合計が持高であり、一か村の合計が村高である。したがって上新倉村については、なんらかの形で高が書かれていたであろうが、下新倉村・下白子村にはそれが無い。

高を記載しないのは下新倉村・白子村に限らない。同じ郡内の野火留村は畑作新田の村であるが、寛文元年の検地帳は「三拾七間、六拾間、上畠七反四畝歩、伊兵衛」というように畑の、縦横の長さ・地目と位付け・反別・百姓名を載せて、高は記していない。同村の同じ年の九月の年貢割付は畑・屋敷・野の地目・位付け・反別・一反当りの取永・取永合計を記すだけで、年貢徴収に当って高が使われていないことを示している（『新座市史』近世資料編）。

慶安元年の「川越領脚折村検地帳」（『鶴ケ島町史』近世資料編1）も「拾七間、拾弐間、百拾歩入、上田壱反廿壱歩、図書」といったように「高」の記載が無いし、寛永一六年の「比企郡松山庄毛塚村田方検地帳」、正保四年（一六四七）の「比企郡古凍村検地帳」、慶安元年の「葛袋村検地帳」、元禄六年（一六九三）の「石橋村検地帳」にも「高」の記載が無い（『東松山市史』資料編二）。検地帳に高を記す普通のやりかたと違った検地帳の書きかたが、この地方で比較的広く行われていたのである。

「高」は年貢・諸役をはじめ、農民の諸負担をきめる基準となるものである。ただ関東の畑方の年貢は、一反につき永何文と高を使わずに面積で計算して、貨幣で納付した。そのほか定額で永納する租税が種々あった。このような

納税法であれば、畑の面積さえはっきりすれば、石高は不要である。しかし夫役は石高で負担量がきめられるし、石高を使用することが少なくなかった。延宝三年（一六七五）一二月の上新倉村の「畑売渡し証文」には、売渡す下畑二反歩に分米（斗代に反数を掛けたもの）四斗四升が付記されている。

「高」は年貢納入に際して、実際に使われることは少なかったであろうが、検地に当ってそれを調べることは行なわれたのであろう。『武蔵田園簿』には、市域三か村の村高が、すべて石高で表示されている。上新倉村が五〇〇石八斗、下新倉村が三九六石九斗六升九合、白子村（下白子村）が一四五石六斗六升である。

表 4-6　上新倉村・下新倉村・白子村の田高・畑高・野銭高

	田　方	畑　方	野　銭
	石	石	永　文
上新座村	311, 296	189, 504	2, 000
下新座村	255, 571	141, 398	6, 122
白　子　村	96, 292	49, 368	3, 636

（『武蔵田園簿』）

年　貢

検地によって確定された土地に対し、それぞれの領主が毎年年貢を掛けた。村請けといわれるように年貢は村全体に掛けられる。村ではこれを検地帳に登録された百姓に対し、その高に応じて割賦する。寛永一六年（一六三九）二月七日の「下白子村検地帳」（『和光市史』史料編二）には、中田二反歩を「名主めん」に引いていることを記している。名主に対する手当として年貢を免除するのであるが、その分を年貢対象地から除外するのである。

年貢は田に対しては米で、畑・屋敷・野に対しては貨幣で賦課された。田に対する

表 4-7　延宝元，2，3年下白子村代官支配所分年貢納入高

	中　畑 反畝歩 (8. 3. 28)	下　畑 町反畝歩 (18. 5. 2. 27)	野　銭	計
	文	文	文	文
延宝元年	595. 8	8, 337. 3	3, 122	12, 055. 1
2年	545. 6	8, 337. 3	3, 122	12, 004. 9
3年	587. 6	9, 264. 11	3, 122	12, 973. 71

（延宝4年1月「下白子村丑寅卯三歳分取〆之帳」）

年貢は、その年々の米の収穫高に応じて石・斗・升・合の、量で計算された。これに対し畑・屋敷・野に対する年貢は面積に応じて永で計算された。永は実際に使われている貨幣ではなく計算上の単位であって、永一貫文は金一両とされた。

下白子村の代官支配所分は畑と野だけで田は無いが、寛文六年（一六六六）一一月に徴収された年貢は一反当り、中畑が永四八文、下畑が永三三文、上野が永三〇文、中野が永二〇文、下野が一五文であった（寛文六年「白子村野畑取付勘定帳」）。

同村の伊賀者知行分では、村に掛けられた年貢を村民に割賦するときに、田も畑も面積に応じて一軒分の徴収量を米で出している。田については一筆ごとに、その面積の年貢徴収量を、米で算出するのであるが、畑についても年貢徴収量を、米で計算している。しかし田・畑の米の納め分を算出しても、実際には、このうち畑の分の一部分は麦と餅を米に換算して差出すようである。いずれにしても、田も畑も、「高」は全く使われていない（延宝元年「白子村田畑勘定帳」）。

田・畑・屋敷・野に対する年貢のほかに、野銭が掛けられた。これは、まだ農民の土地になっていない野に対する課税で、いわば領主の野で採草する利用税の性質を持つものであった。この地域に広がる武蔵野は、「公儀野銭場」と呼ばれたように、幕府の野と考えられていた。このほか荒川沿岸の草原にも農民の土地になっていないところがあって、このような野があることで野銭が掛けられたのである。野銭もまた村に対して掛けられた。村ではこれを百姓に割賦する。『武蔵田園簿』では市域三か村の野銭を、上新倉村永二貫文、下新倉村永六貫一二二文、伊賀者知行白子村（下白子村）永三貫六三六文としている。この三か村では野銭を、上新倉村は板倉周防守、下新倉村は酒井内記に納めているが、伊賀者知行の白子村では代官野村彦太夫に納めている。白子村では知行者に野銭を納めるのではな

かった。伊賀者は野銭の徴収権を持っていなかったのである。

下白子村代官支配所分の延宝元年（一六七三）・二年・三年の年貢納入額を見ると、野銭は定額で年々変ることはないが、中畑・下畑の年貢は年によってわずかながら違っている。その年の作物の出来具合で年貢徴収額が違ってくるのである（延宝四年「白子村丑寅卯三歳分取〆之帳」）。

第三節　村のようす

1　田・畑・野

田と畑　一七世紀の前半に行われた市域三か村の検地結果によると、上新倉村は総反別一一六町一反一畝〇五歩（一一五・一五ヘクタール余）、下新倉村は二〇八町七反九畝二九歩（二〇七・〇六ヘクタール余）、下白子村は五八町〇反五畝一八歩（五七・五七ヘクタール余）で、総反別の点では下新倉村が最も広く、次いで上新倉村・下白子村の順である。上新倉村は下新倉村の半分より、やや大きい程度である。下白子村はさらに小さく、上新倉村の半分ほどで、下新倉村の三分の一程度である。

下新倉村が他の二か村より、きわだって大きいのは、「畑」と「かや野」（茅野）が多いからである。ことに茅野は下新倉村だけが検地帳に載せられており、他の二か村には無い。茅野を除いて三か村を比較してみると、下新倉村の反別は一四一町五反〇畝二二歩であり、上新倉村よりは二五町余多い一・二倍程度になり、下白子村の二・四倍程度になる。

田は上新倉村が最も多く、次いで下新倉村・下白子村の順になっている。上新倉村は下新倉村の一・五倍、下白子村の三・三倍である。畑は下新倉村が最も多く、これに次いで上新倉村・下白子村の順になっている。下新倉村は上新倉村のおよそ二倍、下白子村の二・五倍余である。屋敷は上新倉村が最も多く、次いで下新倉村・下白子村の順になっている。

表 4-8　近世初期市域3か村地目別反別表

地目		上新倉村	下新倉村	下白子村
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田	上田	26.3.9.15	16.8.5.00	5.1.2.00
	中田	22.1.3.09	9.1.9.14	8.0.2.01
	下田	18.9.4.10	14.9.3.02	7.1.3.29
	下々田		3.5.0.14	
	計	67.4.7.04	44.4.8.00	20.2.8.00
畑	上畑	20.6.4.28	12.1.2.11	3.2.9.28
	中畑	12.8.6.20	11.2.1.24	7.3.6.23
	下畑	11.9.6.05	27.3.5.27	26.5.2.14
	下々畑		43.5.1.05	
	計	45.4.7.23	94.2.1.07	37.1.9.05
かや野	上かや野		9.5.1.01	
	中かや野		7.7.2.14	
	下かや野		13.3.1.08	
	下々かや野		36.7.4.14	
	計		67.2.9.07	
屋敷		3.1.6.08	2.8.1.15	5.8.13
合計		116.1.1.05	208.7.9.29	58.0.5.18

1. 検地年代は上新倉村が寛永8年4月，下新倉村が畑・かや野・屋敷は正保元年11月，田は慶安3年3月，下白子村が寛永16年
2. 下新倉村の中かや野・中田に＋αあり従って計も＋α
3. 明治20年上新倉村・下新倉村・白子村「地誌」による

各村別に耕地の持ち方を見ると上新倉村では田が同村の総反別の五八パーセント、畑が三九パーセント、屋敷が三パーセントになっている。下新倉村の場合は、茅野を除いてみると、田三一パーセント、畑六七パーセント、屋敷二パーセントになる。下白子村では田三五パーセント、畑六四パーセント、屋敷一パーセントである。上新倉村は田が多い村、下新倉村は畑が多い村、下白子村は下新倉村ほどではないが田より畑が多い村

といえそうである。

茅野は下新倉村だけが検地されているが、他の二村も野が無かったわけではない。『武蔵田園簿』を見ると上新倉・下新倉・白子（下白子）の三か村が、それぞれ野銭を上納しているが、それは共同で利用する野があったからである。村々は田と畑と屋敷と野から成りたち、人々はこれをうまく組み合せて経営し、生活していったのである。

田畑の位分（くらいわ）けを村別に見ると、田では上新倉村が、上田が最も多く、次いで中田・下田となっているが、下新倉村では上田・下田・中田・下々田の順になっている。下田の多いのが目に付く。下白子村では中田が最も多く、次いで下田で、上田は最も少ない。畑についても上新倉村は上畑が最も多く、次いで中畑・下畑となっているが、下新倉村は下々畑が最も多く、同村の畑反別の半ばに近い。次いで上畑・中畑の順になっている。下白子村は下畑が最も多く次いで中畑・上畑の順になっている。下白子村は上田・上畑が少なく、中田・下田・下畑が多い。土地がらは三か村中最も悪いようである。

下々畑と「かや野」

上新倉・下新倉・下白子の三か村の中で、下々畑と「かや野」（茅野）を持っているのは下新倉村だけである。これは他の二村の検地が寛永一六年までのものであり、下新倉村のそれが、やや遅い年であるので、検地の対象とした土地が、更に広げられて取り上げたという検地方法の相違によるためであるのかも知れないが、その反別は圧倒的といってよい広さである。下々畑と茅野の反別を合わせると、それは同村の総反別の半ばを越えている。

下々畑も茅野も土地がらはあまり良くない。ことに茅野は野原であって、作物を作るわけではない。下々畑は開墾したばかりの畑のようである。茅野は未墾の土地である。下々畑には下々畑に応じた作物が作られたであろうし、茅野は茅野として経営の上で役立っていた。茅野の茅は屋根葺きの材料となり、馬糧となり、肥料として使われ、燃料

にさえなった。この頃の農業では、無くてはならないものである。この頃の農業は、茅野があることで完全なものになった。

茅野は、こうした意味で、年貢を取る領主にとっては、年貢をかける課税地とすることができた。上・中・下・下々と、茅野も、その農業経営の上での役立ちかたから位分けして、課税率を異にしている。下新倉村の茅野は、下と下々の占める割合が大きい。ことに下々かや野は茅野反別六七町二反九畝〇七歩の半ばを越えている。寛文四年（一六六四）七月、下白子村で畑と野の検地が行なわれたが、このとき検地された野は、やはり上野・中野・下野・下々野に位分けされている。「かや野」、あるいはただ「野」と呼ばれた野は、農業を営むのに必要な土地と考えられ、百姓の経営する土地の一環として位置づけられたのである。

検地をされない、まだ百姓の土地になっていない野にも課税された。野銭である。それほどに野は利用価値が高かった。下白子村で寛文六年（一六六六）一一月に野銭を割当てられたものは地福寺を含めて三五名である。このうち二口を割当てられているものが一六名、三口割当てられているものが一名いる。割当てられた一口当りの野銭の最高額は永七一八文九分で、最低額は永八文である。一口当り永五〇〇文以上の野銭を割当てられているものは市郎兵衛・四郎右衛門・忠兵衛の三人である。市郎兵衛は五〇四文七分と五一四文一分の二口を、四郎右衛門は五二八文と四〇文の二口を割当てられているが、忠兵衛は永七一八文九分の一口だけである。三口割当てられている六兵衛は、一七六文・四三文七分八厘・四〇文八分で、三口ではあるがその一口ずつは比較的零細である。

下白子村の田・畑・屋敷　下白子村の寛永一六年の検地帳には、滝河原をはじめとして二五の字が記されている。このうち田だけの字は脇ノ下・五反田・あいのた・あなたの四字で、畑だけの字は腰ノ下・市場上・寺ノ上・家ノ前・やつ・やつ屋敷ノうら・どした前・地尻・裏ノ山・屋敷まわり・がうど・諏訪ノ原開の一二字である。残り

表 4-9　寛永16年白子村（下白子村）字別田畑面積表

	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	計
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
滝河原	1.0.3.20	5.0.09	7.19		2.08	1.02	1.6.4.28
脇ノ下	1.6.21	1.0.1.16	6.0.07				1.7.8.14
腰ノ下						7.24	7.24
市場下	1.5.8.18	1.6.9.07	1.7.3.02	3.5.12	1.4.6.22	1.1.0.20	7.9.3.21
市場上					2.5.09	1.1.2.24	1.3.8.03
五反田	4.4.17	4.1.18					8.6.05
七反面町	6.0.15	1.1.8.03	1.3.1.10			2.29	3.1.2.27
あいのた		4.7.12					4.7.12
宮ノ下	1.5.05	9.3.20	6.6.09			3.27	1.7.9.01
寺ノ前	1.1.2.24	4.2.05				2.22	1.5.7.21
寺ノ上				2.3.00		2.2.06	4.5.06
家ノ前					3.12	1.05	4.17
家ノ脇		2.24		1.03			3.27
あなたつ		1.2.5.07	1.4.13				1.3.9.20
屋敷ノ所（同うら）						4.15	4.15
久保前				7.20			7.20
俵		1.0.00	1.3.4.25			4.00	1.4.8.25
したど				8.9.29			8.9.29
地尻				3.3.26			3.3.26
山ノ裏					1.5.00		1.5.00
屋敷まわり				2.3.29			2.3.29
がうど					3.1.15		3.1.15
諏訪ノ原開				8.0.20	1.3.8.08	17.9.8.14	20.1.7.12
五坊			1.2.2.05	3.4.09	2.2.2.20	4.3.6.26	8.1.6.00
五庵前			3.29		1.5.1.19	1.4.3.10	2.9.8.28
計	5.1.2.00	8.0.2.01	7.1.3.29	3.2.9.28	7.3.6.23	26.5.2.14	57.4.7.05

の九字には田と畑がある。

二五の字の中で最も耕地面積の多いものは諏訪ノ原開で二〇町一反七畝一二歩あるが、すべて畑である。ここは開とあるように、諏訪ノ原を開いた新しい畑のようである。ここの畑の中では下畑が一七町九反八畝一四歩で最も多い。諏訪ノ原開に次いで耕地の多い五坊（牛房）は下田一町二反二畝〇五歩と上畑・中畑・下畑合せて六町九反三畝二五歩の畑がある畑勝ちのところである。ここの畑も、下畑が多い。第三位の市場下は七町九反三畝の耕地のうち五町〇反〇畝二七歩が田であり、水田の多いところである。しかし上田・中田・下田・上畑・中畑・下畑のい

ずれもがあり、ことに田は上田・中田・下田が、ほぼ同じくらいある。

耕地の少ないところは、腰ノ下・家ノ前・家ノ脇・やつ・やつ屋敷ノうらの五か所で、いずれも一反未満である。このうち腰ノ下は下畑七畝二四歩だけの字である。家ノ前・家ノ脇は、下白子村でも屋敷の集中しているところにある耕地であろうか。家ノ前は中畑・下畑合せて四畝一七歩であり、家ノ脇はこれと対照的に中田二畝二四歩、上畑一畝〇三歩の比較的良い耕地があるところである。家ノ前・家ノ脇とよく似た地名に、やつ屋敷ノ裏がある。ここは上畑七畝二〇歩だけのところである。また屋敷まわりと呼んでいるところは二反三畝二九歩あるが、全部上畑である。やつは下畑四畝一五歩だけのところである。

耕地の多い諏訪ノ原開・五坊・市場下の三字と、一反未満の五字とを除いた他のところは七反面町が三町一反二畝二七歩で水田勝ちのところであり、五庵前が二町九反八畝二八歩で畑勝ちのところである。そのほかは一町以上二町未満のところが七字、一反以上一町未満のところが九字である。

田だけがある四か所のうち、脇ノ下は上田・中田・下田合わせて一町七反八畝一四歩、五反田は上田・中田合わせて八反六畝〇五歩、あいのたは中田四反七畝一二歩だけ、あなたは中田・下田合わせて一町三反九畝二〇歩の字である。畑だけの一三か所は諏訪ノ原開と市場上の一町三反八畝〇三歩を除くと、一反未満が四字、一反以上一町未満が七字である。市場上は畑ばかり一町三反余あるのであるが、このうち

表 4-10　寛永16年下白子村規模別屋敷数

屋敷規模	屋敷数	計
畝 歩		
4.00	1	
3.20	1	
3.10	1	5
2.21	1	
2.00	1	
1.26	2	
1.25	1	
1.24	2	13
1.22	2	
1.18	3	
1.15	3	
1.12	6	
1.10	4	13
1.07	1	
1.06	2	
28	1	
25	1	
24	1	5
20	1	
6	1	
計	36	

大部分の一町一反二畝二四歩は下畑である。

屋敷は三六屋敷で五反八畝一三歩である。一屋敷の最大は四畝で、最小は六歩である。最も多い屋敷規模は一畝一二歩で六屋敷あり、次いで多いのは一畝一〇歩で四屋敷ある。屋敷を規模別で区分してみると、一畝一〇歩から一畝一八歩までが一六屋敷で最も多く、これに続く一畝二二歩から一畝二六歩までが七屋敷でこれに次いでいる。およそこのくらいが、下白子村の、当時の普通の屋敷規模であったろう。

下白子村の屋敷規模は同一規模のものが比較的少なく、広狭のバラツキが大きい。諸街道では伝馬役を平等に負担するために、屋敷数を単位として負担をきめたものが多い。そのために、屋敷の規模を同じ広さにして村民に割当てているのであるが、白子宿として川越街道の宿継を負った下白子村には、屋敷について、このような配慮が見られない。

2　百　姓

本百姓

江戸時代の農民は一般に百姓と呼ばれていた。この百姓はまた、土地を持つものを本百姓、土地を持たないものを水呑（みずのみ）百姓と区別していた。本百姓と水呑百姓は身分の上でも区別され、村での権利や義務の上で、いろいろの違いがあった。本百姓はふつうに百姓と呼ばれており、土地を持つことで年貢を納め諸役を負担した。また「つらぬき」という村の費用を負担し、村政にも参加した。本百姓は検地帳に書載せられていた。和光市域内で、このような検地帳が残されているのは下白子村のものだけである。

下白子村の寛永一六年の検地帳には六〇名の名が見える。この中には地福寺・九条坊・南蔵坊・滝本坊・寺分・定使（じょうづかい）分といった、百姓とは違った名のものが入っている。地福寺はいうまでもなく下白子村民の菩提寺である。九条坊

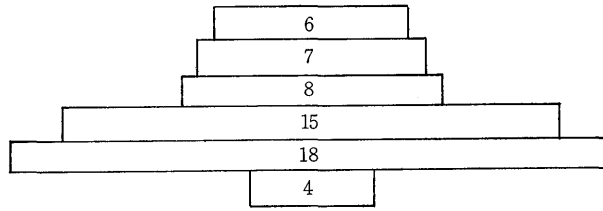

図 4-1　寛永16年下白子村持反別階層別人数

・南蔵坊・滝本坊は、修験などのように宗教活動をしていた人々であろう。地福寺も含めて、これらの人々は土地を持っているという点では普通の百姓と同じであった。持っている土地に対して年貢も掛けられるし、つらぬきも負担しなければならなかった。これに対し寺分・定使分は、村の土地であった。寺分・定使分は村が地福寺や定使に支払う給与という意味であろう。その土地を経営して収穫を定使に給与として支払い、寺へ納めたのであろうが、経営のようすはわからない。寺分は中畑六畝〇八歩であり、定使分は中畑九畝〇二歩である。

寺分・定使分を除いた六〇名の中で、最高の土地所有者は六町〇反四畝一九歩を持つ七郎右衛門で、最少の所有者は二〇歩の勘三郎である。六〇名の一人当たり平均は九反六畝余である。二町以上土地を持っているものは七郎右衛門を含めて六名である。二町以下で一町以上の土地を持っているものは一五名、一町以下で一反以上は三三名、一反未満は四名である。一町以下が全体の半ばを越え、ことに五反以下が二二名で、全体の三七パーセントを占めているという、零細な土地の持ち方であることが特徴的である。

二町以上の土地を持っている六名は、七郎右衛門・十左衛門・三郎右衛門・内匠（たくみ）・将監（しょうげん）の五名と地福寺である。地福寺は土地所有の上でも村の上層に位置している。下白子村の本百姓の中で、将監と内匠の、いかめしい名を持つものが二人いるが、いずれも二町以上の土地を持つものの中に入っている。この上位六名は、田五反程度以

上、畑一町五反程度以上を持っている。屋敷は四畝台を持つものと二畝台を持つものに分れている。上位六名の中で十左衛門が屋敷を持っていない。地福寺は検地帳に屋敷として書載せられた土地は持っていない。

一町三反から一町八反程度を持っている六人について見ると、田を二～三反程度、畑を一町前後持つのが普通のようである。屋敷は総面積一町八反余の一郎右衛門が無く、一町七反余の小右衛門が四畝を持ち、一町七反余の太左衛門が二五歩である。以上の三名よりも持反別の少ない三名は、いずれも一畝程度の屋敷である。

五反から八反程度を持っている六人についてみると、彦右衛門の田二四歩を例外とすると、田は二反五畝余から四反六畝余までを持ち、畑は五左衛門の六畝一〇歩がきわだって少ないが、三反程度から六反程度である。畑を六反三畝一一歩持つ彦右衛門は、田をわずか二四歩持つだけである。この六人の屋敷は三名が一畝程度で、他の三名は屋敷を持っていない。

村で最も少ない土地持の、一反未満の四名は、修験と見られる九条坊が田一畝と畑六畝一〇歩を持つだけで、他の三名は、田か畑のどちらかである。勘三郎は田二〇歩を持つだけで、畑も屋敷も無い。新五郎は畑五畝二六歩を持つだけである。屋敷は新左衛門が一畝〇七歩を持っているだけで、他の三名は無い。新左衛門は屋敷のほかに上畑二〇歩を持つだけで、屋敷だけのくらしといってもよいような状態である。

屋敷持百姓

土地を持っている百姓の中で、屋敷を持っている百姓は身分的に上位にあった。ことに近世初期には、本百姓とは屋敷持百姓をさす言葉であった。寛永一六年の下白子村検地帳には三一名の屋敷持百姓を載せている。下白子村の屋敷は三六であるから、一人で二屋敷以上を持つ百姓がいたわけである。

三一名の屋敷持百姓の中で、弥兵衛は三屋敷、七郎右衛門・三郎右衛門・将監は二屋敷ずつを持っていた。弥兵衛は三屋敷五畝一四歩のほかに、田・畑一町八反六畝二四歩を持ち、田・畑・屋敷を合わせると一町九反二畝〇八歩の

土地持である。下白子村では比較的多い方である。七郎右衛門・三郎右衛門・将監は二町歩以上の土地を持つ、村で上位にある百姓である。このように見ると、屋敷を二屋敷、三屋敷持つ百姓は、本百姓の中でも上位の百姓であると見ることができる。

一屋敷の最大の規模は四畝であるが、下白子村でただ一人の四畝の屋敷を持つ小右衛門は、屋敷のほかに田畑合わせて一町七反一畝二六歩を持ち、やはり村で上位に入る百姓である。四畝に次いで規模の大きい三畝二〇歩の屋敷は二屋敷を持つ七郎右衛門の屋敷で、七郎右衛門はほかに二八歩の屋敷を持っている。第三位の規模の屋敷は三畝一〇歩であるが、これは三屋敷を持つ弥兵衛のものである。弥兵衛はほかに一畝一〇歩と二四歩の屋敷を持っている。二畝台の屋敷は二屋敷あるが、その一つの二畝二一歩の屋敷は、これも二屋敷を持つ三郎右衛門の屋敷である。もう一つは二畝歩の屋敷で、これは将監とならんでいかめしい名を持つ内匠の屋敷である。内匠は一屋敷の百姓であるが、その屋敷の規模は大きい。いずれにしても、屋敷数が複数であったり、屋敷規模の大きい屋敷を持つものは、村の上位の百姓といえよう。

一畝一二歩の屋敷は六屋敷あり、同一規模の屋敷としては最も多いのであるが、その持主は太郎右衛門（持地一町九反〇畝〇四歩）・久左衛門（一町四反一畝〇四歩）・五郎左衛門（一町〇反七畝二六歩）・長右衛門（八反九畝一七歩）・善次郎（四反五畝〇一歩）・七兵衛（三反九畝二〇歩）と、耕地は広狭まちまちである。

屋敷が一畝未満の五屋敷は、二八歩のものが二屋敷を持つ七郎右衛門のものであり、二四歩のものが三屋敷を持つ弥兵衛のものであり、二〇歩のものが二屋敷を持つ将監のものである。二五歩のものは持地一町七反二畝一六歩の太左衛門のもので、六歩が九反七畝二八歩の仁兵衛のものである。太左衛門は比較的上位の百姓であり、仁兵衛は中級の百姓である。

3　村の生活

人と人との結びつき

村の人々は地域的なまとまりとして組をつくっていた。組と呼ばれる結合には大小さまざまあるが、それが、大きい組の中に小さい組がある、というように重層的に形成されていた。その小さい組の頭が組頭である。延宝三年（一六七五）一二月、上新倉村の三右衛門は同村の清左衛門へ下畑二反歩を売渡したが、その売渡しには組頭市之助と組内証人喜右衛門・九郎右衛門・与惣兵衛が連印している。このように、証文には組頭や組内の百姓が証人として名を連ねた。三右衛門の組が何人でできているのかわからないが、この証文には組頭を含めて五人の名が出ていることになる。この組は、あるいは五人組であるかもしれない。人々はまた同じ信仰であることで結びつき講をつくった。上新倉村長照寺の墓地に残されている石造地蔵尊は日待供養として建てられたものであるが寛文三年（一六六三）一一月の銘があり、七名の姓名が刻んである。同じ上新倉村の漆台地蔵堂境内に建てられている石造地蔵尊は、寛文六年一二月の銘で、念仏供養として念仏衆一六人によって建てられたものである。念仏講が結成されていたのである。

長照寺の墓地に寛文一三年三月一五日銘の石造如意輪観音像が残されている。これもまた上新倉村の「念仏之一結衆」によって建てられたものである。蓮座には、おちよ・おかめ・おと□・おちよ・おさい・おたけ・おつる・おまん・おはる・おはつ・おたま・おまん・おつる・おなつ・おまつ・おかん・おさい、の一七名の名が刻まれている。女人結衆の念仏講であった（『和光市史』民俗編）。

延宝七年六月五日、上新倉村の桜井家は「かう銭覚帳」（『和光市史』史料編二）を作成した。このころ、この地方では不幸があったときや法事のときなどに香銭を届けるならわしがあった。その香銭を記録した覚帳である。このと

き桜井家に不幸があったのか法事があったのか不明であるが、同家へ香銭を届けた人は三九名である。同じ村の中では一四名の人が香銭を届けている。上新倉村以外では引又・谷原・保谷・小樽・久米川・赤塚・片山の七か村の人々から香銭が届けられている。このほか村名を記載していない人物が一名いるが、これは「かう銭覚帳」の記載順から見て、あるいは保谷であるかもしれない。七か村のうち引又・保谷・小樽の三か村は新座郡であるが谷原・赤塚は豊島郡であり、久米川は多摩郡である。しかしいずれも近隣の村々で、上新倉村からおよそ一五キロメートルの範囲内にある。

表 4-11　延宝7年6月上新倉村桜井家香銭出銭額別人数表

郡名		新座					豊島		多摩	不明	計
村名		村内	引又	片山	小樽	保谷	谷原	赤塚	久米川		
出銭額	(銭)文 100				6	2					8
	200	9		1	3			1	2		16
	300	3	1			1	2				7
	500	1							1		2
	600	1									1
	(金)分 1				1						1
	2					1	1	1			3
	3									1	1
計		14	1	1	10	4	3	2	3	1	39

香銭を届けた村別の人数は、村内の一四名を除けば小樽村が一〇名で最も多い。保谷村は四名か五名で、他村中の二位である。

香銭は銭か金で出しているが、銭で出しているもの三四名、金で出しているもの五名で、銭で出しているものが圧倒的に多い。銭は一〇〇文・二〇〇文・三〇〇文・五〇〇文・六〇〇文のいずれかで、四〇〇文というのはいない。最高の六〇〇文は一名、次の五〇〇文は二名で、最も多いのは二〇〇文の一六名である。金は一分か二分か三分であるが、金一分はだいたい銭一貫文に当るので、金で香銭を出しているのは、比較的高額であるといえる。村別で見ると金で出しているのは谷原・保谷・小樽・赤塚のもので、村内では金で出しているものはいない。

集まった香銭は金二両二分と銭七貫七〇〇文であるが、支出は金二両一分と銭一貫五四文である。支途は不明である。

地蔵と観音―民間信仰の一こま　村々の菩提寺は死後の安住の地であり、先祖の霊を弔うところであったが、また本尊や客仏が祀られ、これらの仏の信仰の場であった。ただこれらの仏像が安置されたのが、いつのことであったかわからないので、菩提寺をはじめとする寺院が、こうした仏の信仰の場とされたのが、いつ頃からであったか確定することは困難である。

後年のものであるが『新編武蔵風土記稿』によると上新倉村の長照寺は院号を観音院といい、本尊は十一面観音であった。同村の満願寺は本尊が聖観音であった。本尊の聖観音は、その製作が江戸時代前期と推定されている。なお同寺には明暦二年（一六五六）九月二日銘の木造聖観音の小坐像があり、「冨岡五郎兵□」の名が刻まれて土地との結びつきがあることを示している（『和光の仏像』）。このほか法釈院は地蔵菩薩、東林寺は薬師如来、正願寺は阿弥陀如来を本尊としている。東林寺の薬師如来は、峯薬師と呼ばれて信仰されていた。

上新倉村には地蔵堂があった。本尊の地蔵菩薩像は土地の人から「向ひの地蔵・足濯（あしあらい）地蔵」などと呼ばれて信仰されているが、造立年代は江戸時代前期と考えられ、念仏者が死後に西方極楽浄土へ導かれることを願って造立したものとされている。堂に向かって左側に寛文六年銘の石造地蔵菩薩像が建てられていた。『新編武蔵風土記稿』に載せる不動堂も、江戸時代初期には、すでに存在したと考えられている（『和光の仏像』）。

下新倉村では、後に吹上観音として多くの人の信仰を集めた観音堂も、江戸時代前期には廃寺となっており、これが再興されたのは中期の元禄になってからであった。本尊の観音菩薩像は金泉寺に移されていた。恐らく、ひそやかに信仰されていたのであろう。金泉寺の阿弥陀如来像は『新編武蔵風土記稿』に釈迦如来像として誤って紹介されて

いるものであるが、寛永一八年（一六四一）、白河城代丹羽五郎左衛門の夫人及び笠間城代浅野内匠頭の夫人の寄進によって修理が行われた。

両夫人と金泉寺の関係は、はっきりわからないが丹羽五郎左衛門夫人は浅野内匠頭夫人の母である。金泉寺の住職宗真は足立郡芝村（川口市）の長徳寺住職寒松の弟子であり、寛永九年に寒松から法号天嶂を授けられている。宗真の先住大翁もまた寒松の弟子で元和・寛永のころには、しばしば長徳寺を訪れている。こうした関係からか下新倉村の柳下氏・石田氏なども長徳寺に往来している。寒松は、その高い学識から足利学校の庠主（しょうしゅ）をつとめたこともあり、将軍家康・秀忠にも信頼されて江戸城にある書籍の整理に当ったこともあった。諸大名・旗本の中にも寒松に帰依するものが多かった（『川口市史』近世資料編）。大名夫人による金泉寺本尊の修理は、こうした、寒松を間にはさんで進められたものであろう。壱鑑寺もまた領主酒井家の菩提寺であり、同家の帰依するところであった。村にある寺の中には、村民の信仰の対象となるばかりでなく、村の外の人々の信仰を集めることもあったのである。

下白子村の地福寺は地蔵院と号した。本尊は後に釈迦如来に変えられたが、もとは地蔵尊であった。枕がえし地蔵として信仰された（『和光市史』民俗編）。同村観音堂の本尊聖観音菩薩像は寛文二年、勘右衛門が本願となって施入したものであった。同じところにある地蔵堂は、観音堂に相次いで造立したとされるが、その本尊であったと考えられる木造地蔵菩薩立像は江戸時代前期から中期にかけての作と考えられ、人々に最も親しまれる像形をとっているとされている。村の鎮守熊野社の別当不動院は、すでに江戸時代初期に存在したと考えられている（『和光の仏像』）。

寺院に祀られた仏たちが村の人々にも信仰されていた様子を見たのであるが、人々は寺院とは別に、信仰の対象として仏像を造立していった。村の観音堂や地蔵堂は、そのようなものであったろう。上新倉村の地蔵堂わきに安置された寛文六年銘の石造地蔵尊は、同村の念仏衆一六人が、念仏供養として建てたものであった。長照寺墓地にある寛

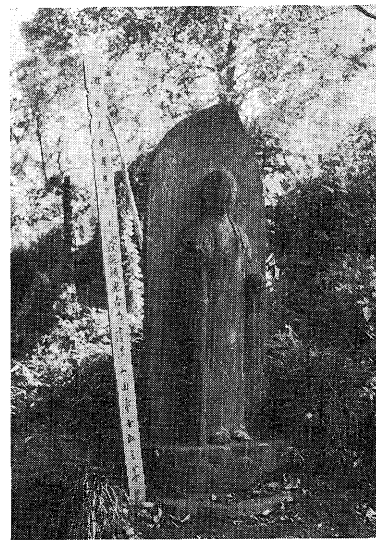

写真 4-3　寛文３年の地蔵菩薩
（長照寺）



写真 4-4　寛文13年の如意輪観音
（長照寺）

文三年銘の石造地蔵菩薩像も、七名の人物によって、日待供養として建てられた。同じ長照寺墓地にある寛文一三年銘の石造如意輪観音像は、一七名の女人念仏講が建てたものであった。下新倉村の川越街道くらやみ坂上の寛文一三年銘石造馬頭観音像はまた、馬を持つ農民が馬の安全を願い、馬の霊を慰めるために建てたものであろう（『和光市史』民俗編）。

この頃村の人々が信仰した仏は、現在残っているもので見る限りでは、地蔵菩薩と観音菩薩が多かったようである。人々は仏の慈悲を、地蔵や観音の姿の中に見たのであろう。

土地の売買

延宝三年（一六七五）一二月、上新倉村の三右衛門は、同村の名主清左衛門へ持畑を売渡した。幕府が田畑の永代売買を禁止したのは寛永二〇年（一六四三）のことであるが、実際には、このように売買されることもあった。

三右衛門が売渡した畑は、下畑二反で、代金は六両二分である。三右衛門は、この年の年貢を納めることがで

きないという理由で清左衛門に、この畑を永代に売渡したのである。この畑にかかる年貢は買主の清左衛門が負担するが、夫役や村の費用はそのまま売主の三右衛門がつとめるというのが条件であった。

第二章　近世村落の展開

第一節　近世中期の村の概況

1　村のすがた

村高の増加　市域三か村の村高を一七世紀半ばに成立した『武蔵田園簿』と、一七世紀末に成立した『元禄郷帳』とで比較してみると、およそこの五〇年間に上新倉村は九〇パーセント余の増加ぶりを見せている。これに対し下新倉村は一パーセントにも足りない増加である。また下白子村は実に一三五パーセントの増加である。上新倉村と下白子村について見る限り、この五〇年間は、村高が目ざましいばかりに増加した時代であるといえる（表4-12）。

上新倉村の村高は、享保六年（一七二一）現在で九五七石四斗二升五合であった。『武蔵田園簿』では五〇〇石八斗であり、『元禄郷帳』では九五四石〇斗六升五合である。同村の村高は一七世紀半ば頃からの、およそ半世紀に、倍近くなったが、その後はあまり増えていない。面積は享保六年に総反別が一四〇町（一三九ヘクタール）ほどで、このうち田が六七町余（六六ヘクタール余）、畑が七一町余（七〇ヘクタール余）であった。同村は、田と畑が、ほぼ相半ばする村であった。

下新倉村は宝暦一〇年（一七六〇）当時、酒井家知行分は四〇〇石で変りなかったが、このほかに新田が開かれて

高四〇石〇斗四升三合が加わった。また高にはならなかったが芝畑二町八反八畝二四歩（二・八五ヘクタール余）が検地帳に載せられた。これも代官支配所分で、当時は代官辻源五郎の支配所であった。このほか同村では元禄一五年に堤外に水田が五町三反四畝一九歩（五・二九ヘクタール余）開かれて、年貢米八石八斗五升二合（一五九七リットルほど）の上納を命じられている。検地されない田であったようである。田の位付けもされないし、高もきめられていない。この田は、恐らく荒川の洪水敷であろうが、耕地は目立たない形で増加していたのである。

下白子村代官支配所分では貞享三年（一六八六）一一月の村高が五八石九斗四升四合であったのに対し、元禄四年（一六九一）一一月のそれは七五石三斗一升五合に増えている。貞享三年の村高を算出する基礎となった中畑・下畑の面積は、延宝元年（一六七三）・二年・三年の場合と変りがないので、一七世紀半ば以来、変化が無かったと思われる。元禄四年の村高の増加は、下畑が一町四反〇畝一六歩（一・四ヘクタールほど）増えて一九町九反三畝一三歩（一九八ヘクタール余）になり、新しく下々畑が五町一反二畝二七歩（五・一ヘクタール余）、追加された結果である（白子村「年貢割付」）。ここでは一七世紀末期に著しい畑地の増加があったことを考えることができる。

表 4-12　市域3か村の村高の変化

	上新倉村	下新倉村	下白子村
	石	石	石
武蔵田園簿	500.8	396.969	145.
元禄郷帳	954.065	400.	341.049
享保6年	*957.425		
寛延2年		**400.	

*享保6年「上新倉村明細帳」による
**寛延2年「下新倉村絵図」による

上新倉村の明細帳

上新倉村の最初の領主板倉家は、元禄一一年（一六九八）、上新倉村の支配を離れた。同村は幕府代官所の支配に変わった。享保六年（一七二一）一二月、上新倉村は松平九郎左衛門に村明細帳を提出した。これは同年八月、会田伊左衛門へ提出したものと同じ内容のものである。さらに享保一五年三月にも日野小左衛門へ村明細帳を提出している。会田・松平・日野

の三人は、いずれも幕府の代官である。享保六年は享保の新田開発が開始される直前であり、享保一五年はその新田に最初の検地が行われた直後である。まだ新田開発の結果が、はっきりあらわれていないころの村の様子を説明した村明細帳といえよう。この二冊の村明細帳で一八世紀前半の同村のすがたを眺めてみると次のとおりである。

享保六年には家数一六三軒で、このうち本百姓一五六軒、水呑百姓七軒であった。人数は男女合わせて八二八人、馬数は五〇疋である。牛は飼われていなかった。これが享保一五年になると家数が二〇三軒（内寺五か寺）、人数一〇一八人（内男五九一人、女四二七人）になっている。わずか一〇年ほどの間に家数で四七軒、人数で一九〇人もの増加は考えられないことであるが、新田開発に伴う他村からの入村か、あるいは明細帳の書上方法の問題かで、このような家数・人数になったものであろう。

同村の田畑の割合は田六七町余、畑七一町余である。土質は田が「へなま土」・「すくも土」で、畑は「山取土」・「青土」・「くろかね土」であった。田への灌漑用水は、「そうか沼」・「しなの池」のほかに六か所の用水溜があって、これらから取っている。用水を引くために圦樋を設け、ところによっては掛樋をつくって用水を渡している。「しなの池」の水を用水に取るための圦樋は、長さ二間（三・六メートル余）、横一尺八寸（五五センチメートルほど）であった。用水を渡すための掛樋は、長さ三六間（六五メートル余）、横一尺二寸（三六センチメートルほど）である。

村にはまた、大小の橋が架けてあった。長さ三間（五・四三メートル）、横八尺（二・四二メートル）の板橋が四か所、長さ六尺（一・八二メートル）、横三尺（〇・九一メートル）の石橋が一〇か所、長さ五尺（一・五二メートル）、横三尺の土橋が二か所、そのほか小橋など一〇か所である。

村の北端を荒川と新河岸川が、西北から東南へとほぼ平行して流れているが、享保六年の「村明細帳」は「荒川、西より東え流れ申し候」として、洪水を防ぐための「川除堤」が長さ二〇〇間（三六二メートル）、築かれているこ

とを記している。この川除堤について享保一五年の「村明細帳」では、ただ「川除堤」と記すだけであるが一二〇〇間（二一七二メートル）としている。



写真 4-5　享保期の質地証文

田にまく稲種は早稲のほかに、「きのくに」・「えいらく」・「やるこ」で、その播種量は一反に籾一斗（一八リットル余）ほどであった。畑での播種量は一反に一斗二升ほどである。肥料は、江戸から舟で取っていたと記している。江戸から下肥を運んできたのであろう。この記事に続いて、上新倉村には舟を持っているものはいないと記している。江戸から舟で下肥を運んでくるものは他村のものであって、上新倉村の農民は、これを金を出して買っていたのであろうか。

農業を営む上で秣場は、まだ大切な役割を果していた。上新倉村の利用した秣

表 4-13　享保6年上新倉村質地金

	上	中	下	
田	両 3.程	両 2.程	両分 1.2程	
畑	2.程	分 1.2程	.3	
屋敷				両分 3.2

1.　1反に付　　2.　金は新金

（享保6年8月「上新倉村明細帳」，『和光市史』史料編二）

場は付近一七か村入会の広沢原や、台村・根岸村との入会の野であった。また荒川沿いには下新倉村との入会の秣場があった。耕作の間に男は木・草を取り、女は常にここの草をたきぎに刈り取っていたという。享保一五年の「村明細帳」になると「男女稼」としてもう少しくわしく、男は農業の間に原で馬飼料・たきぎ・芝を刈り、女は薪を拾っていたと記している。原（秣場）の草は馬糧であったばかりでなく、燃料でもあった。

このころ村には、これといった商人も職人もいなかったようであるが、、享保六年の「村明細帳」は、佐次兵衛という造り酒屋が一軒あったことを記している。造酒高は七石（一八〇リットル余）であった。商人はいなかったが、土地を質入れして金を借りることは行われていたのであろう、同明細帳は田・畑・屋敷一反の質地金高をあげている（表4-13）。

下新倉村の絵図

下新倉村の寛延二年（一七四九）七月の村絵図にはこの村が東西に長く、南北に短く描かれている。図によると川越街道は村のやや西寄りを南北に貫いている。東端は荒川であるが、荒川に沿った部分は「かや野」や「芝畑」で、わずかに田・畑がある。荒川沿いに三軒の家が描かれている。芝宮であろう。この、かや野・芝畑の地帯から、比較的広い田を越えると畑の地帯になる。低地から台地に移るところであろう。台地の南端には吹上観音堂が林を背景にして大きく描かれている。堂は山門を前にして南面している。山門の前から道が真直ぐに白子川を越えて赤塚村（上赤塚村）に続いている。堂のわきには東と西に二筋の道が、ほぼ平行して村を横切り上新倉村へ続いている。村境にある林を背景にした二棟の堂は金泉寺と壱鑑寺である。どの堂も林を背景にして描かれている。林は堂・社の尊厳性を保つために植えられたものであるとともに、台地面上の村が、風よけのために、どの家も林を仕立てたであろうことを考えたい。

観音堂のまわりには、台地の上も下も人家が集中している。観音堂から上新倉村に達する二本の道の西側のものに

は、村境に達するまで人家がならんでいる。観音堂のまわりと、このあたりは、川越街道の両側とともに、村でも人家の集中するところとなっていた。川越街道は村の西寄りに太く描かれ「川越道」と記されている。街道の両側には人家が点々と続き、並木かとも見られる木立も描かれている。吹上観音堂の西側の道から川越街道へ続く道は広い畑の中を通るのであるが、途中に林に囲まれた建物を描いている。鎮守の氷川社であろう。

川越街道の西に、ほぼ平行して清戸道が小榑村境まで通っている。この道の西側は「山」（林野）である。清戸道

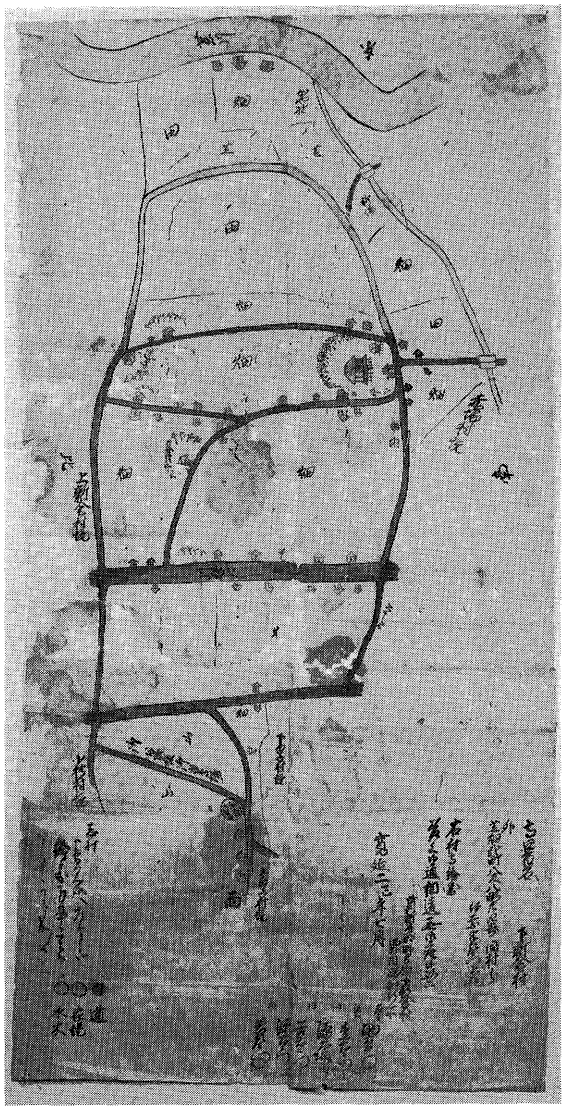

写真 4-6　寛延２年７月下新倉村絵図

の、さらに西側に、やや斜にならんで、山の中を通る道がある。この道の東側は「御公儀様御鷹場」で、西側は「尾張様御鷹場」である。この道が「御拳場」（将軍家の鷹場）と尾張家の鷹場の境になっていたのであろう。この道の続き、上白子村境辺に三軒の人家が描かれている。このあたりは下新倉村の西南端で、台地が白子川の低地に落ちるところである。そこにも人家の集まるところがあったのであろう。

この絵図は「志村御鳥見様へ差上申候絵図下書」と付記してあるように、鷹場の状態を報告するために作成されたものである。したがって下新倉村の様子を知る村絵図としては不十分であるが、享保の新田開発がほぼ終った寛延頃下新倉村の集落は、荒川沿いの芝宮、吹上観音周辺から同観音西側の道、川越街道沿い、西端の台地と白子川低地とが接するあたり、といったように分れて形成されていたようである。

下白子村の年貢と村入用

下白子村は代官支配所と伊賀者知行所の相給（あいきゅう）支配の村である。代官支配所分は高七五石三斗一升五合、伊賀者知行所は二六五石七斗三升四合で、合せて村高は三四一石〇斗四升九合である（『元禄郷帳』）。

代官支配所分の高七五石三斗一升五合は、反別では中畑八反三畝二八歩、下畑一九町九反三畝一三歩、下々畑五町一反二畝二七歩、屋敷一反八畝二九歩から成る二六町〇反九畝〇七歩で、年貢は永一四貫七〇〇文であった。このほか萱野八町六反六畝二六歩と、雑木林一反〇畝二〇歩があり、萱野の分は野銭永一貫九〇七文、雑木林は林銭永一六文の小物成を納めていた。また、三町四反の御林（官有林）があり、その下草を村民が採取していたので御林下草銭（したくさせん）永六八〇文を納めていた（元禄四年一一月「白子村年貢割付」）。

伊賀者知行所分の公式の高は、田畑合せて二六五石七斗三升四合であったが、実際には見取高（土地を開発して、まだ村高に入れてない高）が六石一斗九升一合九夕あって、合せて二七一石九斗二升五合九夕であった。この高に掛け

る年貢は、諸種の免除分や地福寺へ米二俵、名主へ米四俵の給与米など引去って、米に見積ると冬納め三六〇俵二斗七升　石一夕二才、夏納め一〇俵一斗であった。冬納めは水田の分であろう。このうち七三俵分を糯米で納め、番人給米一俵三斗五升八合七夕六才を引去り、飾莚七九枚、飾藁七九抱、斗莚一〇枚を現物で納めた。夏納めは畑の分であろう。米一〇俵一斗に見積られた分は小麦一五俵一斗五升に換算されて納めていた（寛延四年五月「永代地方目録覚」）。

村入用は村の経費である。幕領であると村入用は代官所から渡された未記入の村入用帳を使用して一年分の経費を記入し、これを代官所に提出して検印を受けることになっていた。享保八年（一七二三）の下白子村代官支配所分の村入用帳は同年一二月三日付で作成されているが、一二月締切で一年分を計上している。個々の支出はその時々、仕事を担当したものが立替えておき、年末に支出のすべてを合計して、一軒当りの負担額を算出し、その徴収が終った後に、立替分を返済するという方法を採ったようである。

この年の同支配所分の村入用総額は銭計算の分が六貫六三二文で、金計算の分が三分であった。銭計算の分は村高七五石三斗一升五合で割って一石当り八四文五分五厘であり、金計算の分は四二文四分である。これを百姓五〇人が、それぞれの持高に応じて負担した。地福寺も観音寺も他の百姓なみに、持高に応じて負担した。同村の村入用の支出内容は以下のとおりである。

村役人への給与は名主給があげられているだけである。名主に対する給与であるが、米一俵を村相場で換算して、金一分と銭四五〇文を計上している。

村役人が出張した経費は四件が計上されている。二月二二日に代官へ火事見舞として名主及び組頭長兵衛が出かけたときの雑用銭、九月六日に定免願のために代官所へ呼出されたときの名主勘兵衛外二名の宿泊費・雑用銭・酒手、代官の手代が廻村してきた際に近隣の村まで出かけて挨拶をしたり、出迎えに出かけたときの雑用銭二件である。

表 4-14　享保8年白子村代官支配所分村入用

給与	名主給	金 両分朱	銭 文
		1.0	450
村役人出張費	代官火事見舞（2月22日）		100
	定免願（9月6日）		672
	水見分の代官手代出張先へ（9月7日）		200
	廻村の代官手代出迎え（9月19日）		208
村役人会合費	年末勘定		786
接待費	手代へ年頭		940
	検見入目金（9月19日）	2.2	220
	とうふ代（9月9日）		56
	寅年検見入目金		136
消耗品			1,524
	大豆代（3月10日）		702
	外割		600
計		3.0	6,594
	帳簿上の計		(6,632)

（富沢家文書）

接待費は、年頭に代官所手代へ届けた年玉として小豆三斗の代、これは金一分で三斗五升替の換算で九四〇文である。八月一九日、吉田丈助が来たときに遣ったという「うどん代」一四八文と、使途不明であるが九月九日・一〇月二二日の「とうふ代」五六文が計上されている。代官所の手代への接待に遣ったものであろう。外に検見のときの接待費がある。また寅年のつけ落ち分が、この年分のうちに含めて計上されている。

四月に宗門帳・五人組帳を作成した紙代が計上されている。これは「はしきらす紙」二一二文、「下紙代」七二文と、別々に計上されている。七月五日、年貢割付の写しを作成するに当って紙二帖を使っている。代三四文である。このほか定免写・証文紙に使った「はしきらす紙」と思われる一帖分が六八文計上されている。年末の村入用帳作成の紙代が二八文計上されているが、これは二帖分である。紙代のほかには、事務上に使う消耗品代が見られない。

一二月二日には、酒一升五合（七二文）と二升（一〇〇文）・とうふ三丁（四八文）・白米五升（二三五文）・味噌五合（三五文）・紙二帖（二八文）・たばこ（二四文）・肴（二四文）・不明（四八文）の支出が見られる。これは一二月三日の、「勘定の時、組頭惣遣い」（二〇〇文）と同じく、組頭たちが集まって村入用帳を作成するときに使ったものであろう。紙二帖はその用紙代であり、その他七八六文が会合の費用であろう。

享保八年の下白子村代官支配所分の村入用の内容は以上のとおりであるが、その支出状態を見ると村の経費は、経費全体の規模が小さく、支出項目も一定せず、その時々の必要に応じて支出する傾向が強い。しかも、それは名主給・村役人の出張費・村役人の会合費・書類の作成費（主として紙代）・支配役人の接待費といった狭い範囲である。しかし、名主給が米一俵を現米で支給するのではなく米一俵分の銭で支給したり、代官所手代へ届けた年頭の小豆を、村民からはこれに相当する銭で集めたり、貨幣で決済する様子が見えて、農村への貨幣経済への進行が見られるようである。

石塔と石仏

村の各所に石塔や石仏が建てられていた。現在、社寺の片隅や道路のはじ、さては個人墓地などに残されているこれらの石塔・石仏のうちで、天和元年（一六八一）から寛延三年（一七五〇）までの間の年号が刻まれているものは二六基である。天和元年から寛延三年までの七〇年間を一〇年ごとに区切って、その期間の石塔・石仏数を見ると、最初の時期である天和元年から元禄三年（一六九〇）までと、享保六年（一七二一）から享保一五年までとが最も多く、六基ずつある。

天和元年から寛延三年までの石塔・石仏を信仰対象で分けてみると、大日如来一基、観音菩薩一基、馬頭観音一基、地蔵菩薩一一基、庚申塔九基、各種供養塔三基である。地蔵菩薩と庚申塔が圧倒的に多い。大日如来と観音菩薩像の各一基は、共に上新倉村うけら庵跡にあるものであるが、元禄二年一一月の銘のものは月待と日待の合体供養塔

である。二世安楽を願った結衆一〇人によって建てられている。享保二年一一月とあるものは「享保二丙申天霜月拾有六日」と銘がある。丙申の年は前年の享保元年である。この方は修験者が大和国の大峰山に登って一三か度の修業を終えた証に造立したものである（『和光市史』民俗編）。

馬頭観音像の一基は下新倉村の弥太郎坂の上に建てられているものである。「延享元甲子年十一月吉日」の銘が入っている。馬頭観音はこの時期以後に市域各所に建てられるが、その最も早い時期のものである。講中二五人によって建てられている。

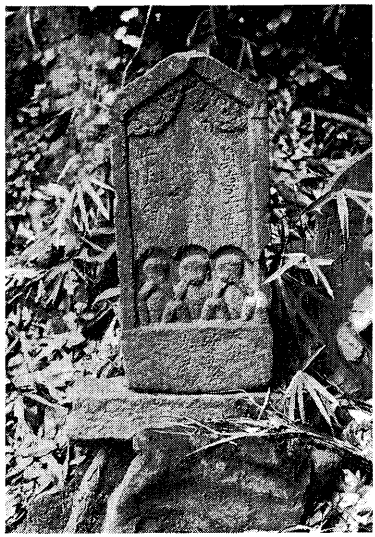

写真 4-7　貞享2年の庚申塔
（長照寺）

地蔵菩薩像の、この時期の最も早いものは下白子村市場の榎本家墓地に残されているもので、元禄四年一〇月一八日の銘がある。六角柱に六地蔵を刻んだ輪廻（りんね）地蔵である。これに次いで早い時期のものは下新倉村東明寺境内にある元禄一六年のものであるが、これには上新倉村と刻まれている。上新倉村の念仏一結衆によって同村坂

表 4-15　天和元年より寛延3年まで年号のある石塔・石仏

	大日如来	観音	馬頭観音	地蔵	庚申塔	供養塔	計
天和1—元禄3		1			5		6
元禄4—元禄13				1			1
元禄14—宝永7				2	1		3
正徳1—享保5	1			2			3
享保6—享保15				4	2		6
享保16—元文5				1	1	2	4
寛保1—寛延3			1	1		1	3
計	1	1	1	11	9	3	26

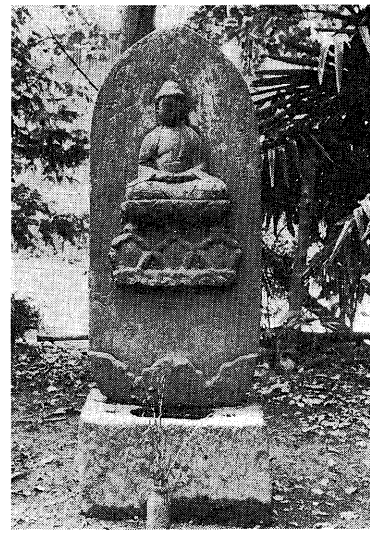

写真 4-8　元禄３年の庚申塔
（柳下満家宅）



写真 4-9　宝永７年の庚申塔
（長照寺）

下の辻付近に建てられたのであるが、後にここに移されたという。下白子村の地福寺境内に建てられている宝永五年（一七〇八）銘の地蔵菩薩像は、「白子村」として一二名の名が記されている。この像の蓮座の下の台石には三猿が刻まれている。庚申信仰と習合した地蔵菩薩である。

正徳元年（一七一一）から享保五年までの一〇年の間の年号が刻まれた地蔵菩薩像は二基である。正徳二年三月の銘がある下新倉村金泉寺境内にあるものと、享保二年三月の銘がある下新倉村中新田の念仏講二四人によって建られたものとである。享保六年の銘のあるものは三基あるが、いずれも上新倉村のうちで、花ノ木墓地・漆台共同墓地・東林寺境内に各一基ずつ残されている。

これらの地蔵尊を建立した人たちは元禄四年のものが榎本茂右門、正徳二年のものが佐藤喜兵衛・柳下岡右衛門・善清・妙利、享保六年の東林寺境内のものが川島氏三人、享保一一年の牛房観音寺境内のものが祐西法師、寛保三年の下新倉村金泉寺境内のものが安田伝兵衛・同

文五郎といった少数の人によって建てられたものもあるが、多くは志を同じくする人々によって建てられたものであった。中には「念仏同修二十四人」（享保二年）・「念仏講中」（享保六年）・「講中三十一人・念仏同行五人」（享保六年）・「柳下女子お俊・柳下外記・内間木檀中・当村檀中」（享保一七年以前）というように、念仏講の人たちや、檀家の人たちが誘い合わせて造立したものもある。

地蔵尊造立の願は、「二世安楽」を願ってのことであるが、「十方発界、群亡有縁無縁」が苦を離れ、楽を得ることを願ったもの、地獄の苦から離れ、無仏世界で衆生を度し、今世・後世をよく引導することを願ったものなど、地蔵の悲願にすがるものも見られる。

庚申塔は市域では天和以前のものは見られないが、これ以後になると多くのものが残されている。建てられている場所は神社・寺院の境内や、その前・うしろなどが多いが、享保九年、下新倉村のものは弥太郎坂下の辻に建てられている。庚申塔に刻まれた像形は、天和三年から貞享四年（一六八七）までの四基が三猿を刻むだけのものである。元禄三年の一基は三猿の上に阿弥陀坐像が刻まれ、これに日月天と二雞が添えられている。宝永七年以降になると、おしなべて像形は青面金剛になる。庚申塔に青面金剛を刻むことが定着し、青面金剛を信仰対象とするようになるのである。願主は、上新倉村長照寺境内にある貞享二年のものは大熊弥五右衛門・九郎左衛門の二名だけであるが、それ以外は数名から十数名である。享保九年以降のものには「講中」と記され、享保九年のものが一五人、享保一一年のものが三三人、元文四年（一七三九）のものが一五人である。

2　村の組織

組と講　村に住む百姓には、さまざまな身分があったと思われるが、市域三か村では、残されている史料から、

せいぜい本百姓と水呑百姓がいたことがわかる程度である。このころ村は、ほとんどが本百姓で水呑百姓は少なかった。上新倉村には享保六年に一六三軒の家があったが、このうち一五六軒は本百姓で、残りのわずか七軒が水呑百姓であった（「村明細帳」）。

下新倉村では享保一八年八月に惣百姓が「村中法度状」を村役人に提出したが、これに名を連ねたものは二〇五名であった。これは村役人を除いた百姓数であるが、このうち七名が「後家」の名で連名している。これは夫を失った妻の家である。「市郎右衛門後家」・「左次兵衛後家」というように亡夫の名を肩書している。ふつうは夫が家を代表するのであるが、その死後、相続人の定まらぬ間は妻がその家の代表となるのである。しかし惣百姓といった場合、後家もまたその中に加わるのであり、その後家が連名に加わらなければ村全体の意志にはならなかったのである。

村の人々は、このような本百姓も水呑も後家も含めて、生活の上でいろいろなグループをつくっていた。組はますます発達し、いろいろな機能を持ってきた。上新倉村は大きく二組に分れていた。享保年間にこの二組は、それぞれの名主の名をとって平右衛門組及び五郎右衛門（伊左衛門）組と呼ばれていた。この二組には年貢の割付が別々に来たし、その上納も別々に行われた。この両組は下板橋宿へ助郷を勤めていたが、その助郷も別々に負担し、別々に勤めていた。この組は、いわば村であった。この二組の組の中に一〇軒前後の小さな組が、いくつかあった。その組がどのように構成され、どのような機能を持っていたかはわからないが、その組の頭であったと思われる組頭が、享保六年及び享保一五年に、上新倉村両組で七人いた（「村明細帳」）。

江戸時代の領主は、その支配の必要上、村にも町にも五人組をつくらせた。五人組は近隣の五軒ずつを一組として、支配に必要な相互扶助と生活上の取締りをさせたとされている。しかし組がその機能を果しているような村では、わざわざ五人組をつくるようなことをしないで、組にこれをまかせ、年に一回、五人組帳を支配者に提出すると

きに村民を五軒ずつ機械的にまとめて五人組帳を作成することも行われた。

下白子村伊賀者知行所分の五人組は寛保三年（一七四三）に組織されたようである。これまで同村は代官支配所分・伊賀者知行所を合わせて九人の組頭が、幕府の指示する五人組頭の勤めを果していた。しかし組頭は組の問題にたずさわるとともに村役人の仕事もしていた。下白子村の村役人は白子宿の伝馬に関する仕事も受持っていたので、宿駅の仕事が多くなれば組内の勤めを同時に果すことは困難になったろう。村役人の仕事をする上で、ようやく組頭の不足を感ずるようになった。

寛保三年四月、下白子村伊賀者知行所分の組頭九名は五人組の設置を地頭所に出願した。宿駅の勤めに組頭が不足していること。そのために組内の仕事は五人組を設けて、それにゆだねようとし、内々で五人組役を勤めるものも選定したので、これを許可して欲しいというのである。五人組役を勤めるもの―五人組設置後に五人組頭となるものは一四名である。五人組設置後の組頭九名は組内の仕事を五人組頭にゆだねて、村役人としての勤め、伝馬の勤めに専心したことであろう。

このような組とは別に、人々は同じ信仰で結ばれた講が、さかんに結成された。上新倉村のうけら庵跡に建っている元禄二月の月待・日待供養塔は結衆一〇人によって建てられたものであり、上新倉村坂下の辻（つじ）付近に安置された元禄一六年の地蔵尊は念仏の一結衆によって建てられたものである。同じ下新倉村の享保二年の地蔵尊は同村中新田の念仏同修二四人が建てたものであり、上新倉村花ノ木墓地の享保六年の地蔵尊は念仏講中が建てたものである。また漆台墓地の享保六年の地蔵尊も講中三一人・念仏同行五人によって建てられた。下新倉村弥太郎坂下の辻にある享保九年の庚申塔は下新倉村の講中一五人によって建てられ、金泉寺境内の元文四年の庚申塔も下新倉村講中一五人によって建てられた。念仏講・庚申講などがつくられていたのである（『和光市史』民俗編）。

つきあい

宝暦一三年（一七六三）七月、上新倉村の桜井家で法事が行われた。これはあるいは不幸があったのかもしれないが、このとき同家へ香典を届けたものは三八名である。このうち村内は一九名で、村外のものもまた一九名であった。村外から香典を届けたものは、谷場が二名、笹目（戸田市）が九名、小樽（東京都練馬区）が二名、新曽村（戸田市）が三名、赤塚（東京都板橋区）が一名、片山（新座市）が一名、わらび（蕨市）が一名である。延宝七年（一六七九）六月に同様の香銭を届けた人物は、村外では引又・谷原・保谷・小樽・久米川・赤塚・片山で、だいぶ変わっているが、同家のつき合いの範囲は、あまり変わっていないようである（『和光市史』史料編二）。

表 4-16　宝暦13年７月　上新倉村桜井　香典出銭人数

	村内	谷場	笹目	小樽	新曽村	赤塚	片山	わらび	計
文 銭 100	5		1	2		1	1		10
200	7	2	3		3			1	16
300	4		2						6
500	1								1
金１分	2		3						5
計	19	2	9	2	3	1	1	1	38

（宝暦13年７月「上新倉村香典帳」）

村役人

江戸時代の村の制度が整ったころには、村役人として名主・組頭・百姓代が村に存在した。幕府が公的に認めた村の文書は、この三者が名を連ね、印を押したものでなければならなかった。三判がそろっていなければ、村の意志を表わすものとは認めなかったのである。名主・組頭・百姓代は一般に地方三役といわれた。しかし、三役がそろって村に置かれるのは、村によってまちまちであった。村政を執行するものが村役人であるとすると三役のほかに書役や定使がいた。書役は村の事務を取扱うもので、定使は村内外の連絡の仕事をした。市域三か村には書役は置かれなかったようであるが、定使は早くから置かれていた。

名主は村を代表するものであるが、必ずしも一か村に一人というわ

けではない。下白子村伊賀者知行所分は一〇〇軒足らずの百姓で成立っているが、寛保三年（一七四三）には名主二名、組頭五名、百姓総代一名が村役人として存在した。

享保六年八月の「上新倉村明細帳」には同村の名主として伊左衛門・五郎右衛門・平右衛門・九左衛門・四郎左衛門の五名が名を連ね、年寄として庄左衛門・利兵衛・兵左衛門・文右衛門・八郎右衛門・勘左衛門・市之助の七名が名を記している。上新倉村は二組に分れているが、伊左衛門・五郎右衛門の二名はその一組の名主であり、平右衛門・九左衛門・四郎左衛門の三名は他の一組の名主である。これが享保一五年三月の明細帳になると、名主は五郎右衛門・利兵衛・文右衛門・平右衛門の四名になり、年寄は組頭と肩書を変えて庄左衛門・八郎右衛門・勘左衛門・四郎左衛門・九左衛門・市之助・兵左衛門の七名が名を連ねている。

享保六年と享保一五年とをくらべてみると、年寄の数は組頭の数と変わらないが、名主は伊左衛門の名が見えず、一名減って四名になっている。享保六年の名主は五郎右衛門と平右衛門が享保一五年も勤めているが、九左衛門・四郎左衛門は組頭になり、代って年寄の利兵衛と文右衛門が名主になっている。上新倉村では組頭が交代で名主を勤めていたのである。

組頭は組の頭であり、組の意志を組に伝えた。年貢を納めるときには、組ごとに集めたが、これをまとめるのが組頭であった。夫役に出るときには組のものにこれを割当て、組ごとにまとめた。その点では組頭は組のまとめ役であった。組が一つの村であると考えられるときには、組頭は村の中にある小さな村の名主であった。その組頭が年貢勘定などで村の仕事をするとき、あるいは名主に付添って領主のもとに出頭するときには、組の頭の性格を脱して村役人としての組頭になった。よくいわれる名主の補佐役である。この点で組頭は村の年寄役であった。上新倉村では村役人としての組頭を年寄と呼んでいたが、享保六年の明細帳には同村の名寄帳八冊が、年寄七

人に一冊ずつ、名主五郎右衛門方に一冊と分けて保管されていたという。

下白子村の太郎兵衛は、元禄九年三月、同村不動院と持地を交換したが、これは惣組頭と相談の上であった。このときの替地証文には組頭一一名が証人として連名している。その後太郎兵衛は宝永三年三月に、不動院から受け取った藪一畝二〇歩を返地し、同院から改めて太郎兵衛に、この地を貸付けることにしたが、このときも惣組頭衆と相談の上のことであった。このときの証文には組頭五人が証人として連印している。享保二〇年三月、不動院と名主勘兵衛の地境が入組んだために、改めて地境を定めたときに作成した証文にも、組頭一〇名が連印している。

享保三年二月、江戸上野寛永寺の執当からの命で地福寺寺中万正寺、地福寺門徒観音寺及び久城寺の境内書を作成したときには組頭一〇名が名主勘兵衛とともに連印している（『和光市史』史料編二）。

村役人には給料が支給された。上新倉村では米で支給されたが、名主給は一年に八俵ずつ、名主二人に渡された。年寄給は無かったが定使には給米七俵ずつが支給された。定使は一人である。名主が公用で江戸へ出るときには一夜泊りは雑用二五〇文、日帰りのときには一五〇文が支給された。年寄が日帰りで江戸へ出るときには雑用・小遣として一〇〇文が支給された。いずれも村から支給するものである（享保六年八月「上新倉村明細帳」）。

下白子村の代官支配所分では名主給として米一俵が支給された。享保八年には、それを支給するために村相場で金一分と銭四五〇文に換算されて村民に割当てられた（「村入用帳」）。これに対し同村伊賀者知行所分では名主に対し米四俵、番人に対し米一俵三斗五升八合七夕六才が給与されたが、これは領主が支給する形を取り、年々村から徴収する年貢米のうちから給与した（「永代地方目録」）。

3　宿駅と河岸

伝馬役

宿駅も河岸も、もともと支配階級の武士のために設けた輸送制度であるが、江戸とこの地方の関係がよりやく深まり、民衆がこれを利用することも多くなって、交通量は街道も河川も次第に増えていった。こうした交通量の増大に応じて、その制度も次第に整備されていった。

白子宿の人々が負担する伝馬役は、街道に沿った家が順々に割当てられるという方法で果されていた。一軒の家の負担量はどこでも同じで、それぞれの家の負担能力は問題にはされなかった。家・屋敷があれば負担能力があると考えられたのである。江戸時代の農民の負担は、このように夫役に出る場合は家単位で行なわれ、年貢は持高の割合で割当てるというのが原則であった。しかし、ある程度貧富の度合いを表している持高は、次第に広く各種の負担をきめる基準として使われるようになっていった。

元禄一七年（一七〇四）三月、白子村の小百姓は地頭所へ、伝馬役を高割にして欲しいと出願した。これまで同宿の伝馬役は大高持・小高持の違い無く、どの家へもみな同じように掛けられてきたが、百姓それぞれの持高に応じて掛けるようにして欲しいというのである。このころ伝馬役は高掛りで負担するというのが「世間一同」のことであったという。世間普通のことであったというのである。小百姓たちは、このように伝馬役を高割にすることを名主や大高持に申し入れたのであるが、村役人たちは一切承知しないので、直接領主へ出願したのである。高割にすれば、大高持の負担が大きくなるので、大高持の百姓が承知しなかったのであろう。

この頃、生活に困難してきた百姓が田畑を質に入れて金を借りるときに、年貢・諸役は、その田畑の高の分だけ全部、質取主側が負担することを約束するのであったが、実際には、そのとおりとならず、伝馬役は相変わらず質に入

れたものが負担する。これに対し前年の元禄一六年、旱害で領主が救米を二三俵給与したときには、その配分は高掛りで行われた。高に応じて配分したというのである。これは割当ての基準が、伝馬役は家ごとに、家一軒で一人というように、家が基準であったのに対し、救米の給与は、高幾らについて米何升というように、高に応じての配分であったから、このような違いが生まれるのも当然であったが、小百姓の間に、豊かなものが多く負担をし、貧しいものが少なく負担するのが公平であるという考えが強くなってきたからであろう。しかもそれは、「世間一同」のことであったと主張する。

こうした小百姓の出願は、宝永二年（一七〇五）、領主から村役人への申渡しとなって実現したようである。同年一〇月、白子村の名主、年寄は連名して高役で勤めることの請書を作成している。ただ、この請書には、その条件として「七疋三人の人馬立払い候節ハ、人馬当り前の次々ニて滞り無く相勤め候様ニ仰付られ下され候はば」、領主の言いつけどおりに高役にするであろうといっている。白子宿の常備人馬がすっかり出払って、なおその上、人馬を出さなければならないときには次々に順番に、きちんと伝馬役を勤めるように小百姓たちに命じてくれるならばというのである。この名主・年寄の願いが領主に聞き届けられたかどうかは明らかではないが、白子宿では、この年から伝馬役の負担が高割になったのである。

助郷役

街道の輸送量が増えてくると宿駅だけの人馬では、その輸送を消化し切れないことが起った。この場合、宿駅は近隣の村の力を借りて輸送の役を果した。それが助馬であり、助郷である。助郷は、宿駅の輸送を近隣の村が援助することが制度化されたものである。助郷制度では、幕府が宿駅単位に助郷に出る村をあらかじめ指定しておき、実際に助郷の必要が起ったときに宿駅が、その実情に応じて、指定された村へ人馬の出動を求めるという手続きを取った。

このように助郷の村々を動員するのは、実際には宿駅が行うのであるが、それは無制限に行えるものではなかった。宿駅の常備人馬で輸送し切れないときに助郷村々へ人馬を出すことを求めるのであり、それも村々の出動する人馬の量は、村高に応じてきめた助郷高によることになっていた。白子宿の助郷村々は、同宿への助郷を「自愛」で勤めていたという。支配者の命令に従って制度の下で助郷に出るのではなく、自発的に白子宿を援助する形で勤めたというのである。助郷に出ることが、たとえわずかでも駄賃収入となって農民の家計を助けることにもなっていたからであろう。白子宿に助郷に出た村々は新座・豊島二郡にわたる八か村であり、その助郷高は次のとおりである。

小榑村（東京都練馬区）	一一五〇石
上保谷村（東京都保谷市）	六〇〇石
下保谷村（　〃　）	三四六石五斗
上新倉村	五〇〇石
下新倉村	二〇〇石
土支田村上組（東京都練馬区）	六一四石二斗
土支田村下組（　〃　）	四五〇石
上白子・橋戸村（　〃　）	二五〇石

土支田村の上組と下組を、それぞれ一か村に数えると九か村であり、助郷総高は四一一〇石七斗である。

助郷九か村のうち小榑村・上保谷村・下保谷村は甲州街道内藤新宿への助郷も勤めたようである。年代不詳であるが享保三年以前に「甲州街道内藤新宿古来助郷」二四か村のうちに小榑村（一四四五石）・上保谷村（一一三九石）・下保谷村（七〇〇石）をあげている（『新宿区史』）。内藤新宿は脇往還青梅街道の宿駅でもあった。同宿は元禄一一

年、五人の浅草町人の出願によって開設されたのであるが、四年後の元禄一五年の継立人馬は人足二三七四人、馬一万一八三七疋に上った。このほか御用荷物の番人、荷付の手伝、夜番・ちょうちん持・松明持など、宿駅で遣捨てる人数が七二〇人に上ったという（東京都史紀要二九『内藤新宿』）。

二四か村が内藤新宿の助郷に指定されたのはいつであったかわからないが、このような事情の中で指定されたものであろう。そのなかで上保谷村・下保谷村は、前々より川越街道白子村へ「助人馬」を出しているという理由で助郷免除を出願し、宝永二年二月、これを許されている（富沢家文書）。小榑村もまた免除になったのであろう、「甲州街道内藤新宿古来助郷」は小榑村・上保谷村・下保谷村の三か村を、特に「右は古来助郷三村と存じ奉り候」と区別して、当時、助郷を勤めていなかったような書きぶりを示している。

白子宿助郷の上新倉村は正徳四年（一七一四）から、中山道下板橋宿へも助郷を勤めた。助郷高は村高九五七石四斗二升五合のうち五一八石である。この五一八石の勤高のうち、六六石七斗四升八合が平右衛門組であり、四五一石二斗五升二合が五郎右衛門（伊左衛門）組である（享保六年八月「上新倉村明細帳」）。上新倉村は、こうして正徳四年から、下板橋宿と白子宿の両宿へ助郷を勤めたのである。

芝宮河岸

下新倉村の芝宮（柴宮）河岸は早くからこのあたりの津出場（つだしば）として利用されていた。享保六年（一七二一）の「上新倉村明細帳」は「御年貢米三斗九升入、但シ俵拵ハ五ツ所結ニ立縄十文字ニ掛り、口ハ茶かゝり、川より下新倉村かし迄道法十一町程、江戸川道法十三里余」と記し、享保一五年の同村明細帳もまた、「御城米船出シ之義ハ、下新倉村芝宮かにかふちと申所え十三町付出シ、浅草御蔵前迄川道十三里余御座候、但シ荒川」と記している。

享保六年の明細帳が「川より」と記しているのは、年貢米を津出場まで運び出す舟運も書上げることになっていた

雛形（ひながた）によるものであろうが、上新倉村は津出場として「一一町」（一二〇〇メートルほど）か「一三町」離れた下新倉村の芝宮を考えていたのである。浅草御蔵は幕府の年貢米が収納されたが、私領の下新倉村のように御蔵へ納めず領主酒井家へ年貢米を納める場合でも、江戸市中にまで入ることのできたこの舟運路は利用されたことであろう。

享保六年から九年前の正徳三年（一七一三）、この頃白子村は芝宮河岸を下新倉村と、寄合河岸として利用し、「公儀様御上米・御用木・御用大根」などを舟積みして江戸廻しで上納していたという。芝宮河岸は下新倉村と白子村の共同利用の河岸であったというのである。しかしこの頃になると年貢米や御用木・御用大根の輸送ばかりでなく「百姓耕作の物」、そのほか売買荷物までもここへ出し舟積みしていた。また江戸から村々へ送る荷物も、ここへ水揚げしていた。「こやし」も積んできた。

こうして商品を輸送することが多くなり、芝宮河岸が次第に領主の利用する河岸から農民の利用する河岸の色あいを濃くするにともなって、河岸の利用をめぐって、いろいろな問題が発生した。

芝宮河岸は下新倉村地内であるが、下白子村はこの河岸を下新倉村との寄合河岸であると称して、下新倉村の理左衛門の庭を借りて積送りをしていた。正徳三年（一七一三）一〇月、下新倉村は下白子村へ、芝宮河岸を利用させないと通告してきた。理由は大根荷物を付出してきた両村の馬方が行違いに口論をしたので、これは村々から芝宮河岸へ荷物を付出すから口論も起るので、以後はどこの村からも荷物を出させないことにしたというのである。

下新倉村が、芝宮河岸への白子村の荷物付出しを差止めた理由について、その下新倉村の言い分を整理してみると次の三か条があるようである。

1　下新倉村と白子村の馬方が口論したので、以後かかる問題が起らぬようにするために、下新倉村が他村の荷物付出しを断った。

2　下新倉村と白子村の間で秣場争論があり、両村が不和の状態になった。

3　白子村が芝宮河岸を利用するのは、下新倉村理左衛門の庭を借りたにすぎないので、それを取り戻したまでである。

それにしても下新倉村側の荷物差止めは、鳶口・棒などを村中から持寄り、多数の番人を付けて往還を塞ぎ、名主・年寄を控えさせて一円通さないという物々しさであったという。白子村は「少々の儀を元ニ」して荷物を差止められ、大分の大根荷物を廃棄するような結果になって甚だ迷惑であると訴えている。

芝宮河岸に対する下新倉村と白子村の考え方に食い違いがあることは否めない。河岸といってもここは荒川の岸であって、ただ舟が着くだけである。白子村が理左衛門の庭を借りて積送りをさせていたというように、これといった施設があるわけではない。このような芝宮河岸を下新倉村は同村の地内であり、これの支配は同村がすべて持っているものと考える。これに対し白子村は同河岸を「御公儀御河岸」と考える。幕府の河岸であり、その支配は下新倉村を超越したものとするのである。白子村は、「荒川通り・川越新河岸より江戸浅草まで、どの河岸場であっても、御領・私領と違いはあっても、その向々へ自由に荷を出し、舟積みしている」、芝宮河岸も同様であると主張する。

問題は評定所で取り上げられ、一一月に裁許が下った。次のとおりである。

1　白子村が芝宮河岸で荷物の揚げ・下ろしをしていたのは、同村に年貢や諸商品を積送った証文があるから合法である。これまでどおり白子村が芝宮河岸で揚げ・下ろししても差支えない。

2　白子村は芝宮河岸を使うことは差支えないが、下新倉村のものに対し、我儘勝手なことをしてはならない。

これまで芝宮河岸は河岸とはいいながら、まだ河岸らしい様子もなく、その性格もあいまいであった。ここに評定所の裁許が下って、河岸としての性格をはっきりさせた。芝宮河岸は下新倉村地内にあるが、どこの村でも芝宮河岸

を利用して荷物の舟積みや、荷揚げをすることができるようになったのである。

第二節　支配の強化

1　享保改革と租税

検見取　正徳六年（一七一六）六月、年号が変わって享保元年になった。この年八月、将軍は徳川吉宗になった。この頃幕府は財政的に危機状態であり、財政をいかに立てなおすかは将軍になった吉宗の負った課題でもあった。領主財政の最大の収入は農民から徴収する年貢であったから、財政の立てなおしは年貢収入をいかに増やすかの問題であった。吉宗の治下に租税制度の大きな変更が行われた。年貢収入を増やすためであった。

これまでの年貢徴収法は検見（けみ）取と呼ばれるものであった。その年の作物のでき具合で徴収額をきめる方法である。年貢の徴収は幕領の村であると、はじめ代官所によって検見（毛見）と称する作柄の調査が行われる。この検見の結果によって、その年の納むべき年貢をきめて、これを村に通達する。この年貢徴収の命令書が年貢割付である。村では年貢割付に従って百姓一人一人の負担分を算出し、これを集めて代官所へ提出する。代官所はこれに対し受領証を村に与える。一般的にはこのような手続きで年貢の徴収が行われるのであるが、上新倉村の元禄六年（一六九三）の例では、代官所から出されたその年の年貢割付は一〇月七日付になっている。年貢の納期は一二月一〇日限りである。

年貢は高によってきめられる。この年の上新倉村は高が九五一石九斗四升八合で、このうち田が五五七石一斗六升七合、畑が三九四石七斗八升一合である。この高から荒地になっているところなど年貢を徴収しない分を引いて課税

表 4-17　下白子村代官支配所分貞享3・元禄4・宝永3年貢内訳

	貞享3年			元禄4年			宝永3年		
	反別	反永	取永	反別	反永	取永	反別	反永	取永
	町反畝歩	文	文	町反畝歩	文	文	町反畝歩	文	文
中畑	8.3.28	88	739	8.3.20	83	697	8.3.28	75	629
下畑	18.5.2.27	65	12,044	19.9.3.13	60	11,961	19.9.3.13	57	11,363
下々畑				5.1.2.27	35	1,795	5.1.2.27	41	2,103
屋敷	1.0.24	83	90	1.8.29	130	247	1.8.29	130	247
計	19.4.7.19		12,873			14,700			14,342
野銭	15.2.8.14		3,349	8.6.6.26		1,907	8.6.6.26		1,907
御林下草銭	3.4.0.08		680	3.4.0.00		680			680
林銭				1.0.20	15	16			16
計	18.6.8.22		4,029	12.1.7.16		2,603			2,603
合計			16,902			17,303			16,945

（富沢家文書）

分の高を出し、これに課税率を掛けて徴収額を算出する。この年同村は田の課税額が高四四七石二斗九升九合で、その課税率は四九パーセントである。徴収額は米で二一九石一斗七升七合である。畑は課税額が高三九三石五斗九升二合で、課税率は二五パーセント、徴収額は九八石三斗九升八合である。このほか山手と称する野の利用に対する課税が米で一石二斗四升八合と算出されている。田及び山手は米で徴収するが、畑の徴収分は米で算出した分をさらに金に換算して徴収する。

下白子村の代官支配所分はすべて畑方であるが、貞享三年（一六八六）一一月の年貢割付は、同村代官支配所分の高を五八石九斗四升四合とするにかかわらず畑・屋敷ともに高が出されていない。一反当りの年貢を永できめ（反永）、これをそれぞれ反別にかけて、直接年貢高（取永）永一二貫八七三文を出している。畑・屋敷の年貢のほかに萱野（かやの）一五町二反八畝一四歩に対し野銭永三貫三四九文を課しているが、これには反永が記されていない。このほか御林下草銭永六八〇文を徴収している。御林は幕府の林であり、その下草を採取し利用することが許されているのであるが、これに対する課税である。これらを含めてこの年の徴収額は

合計永一六貫九〇二文である。

さらに元禄四年一一月の年貢割付になると、高七五石三斗一升五合になって貞享三年より二〇石近く増えている。反別の増加による高の増加であるが、中畑の反別は変らず下畑・屋敷が少し増え、下々畑が新しく加わっている。反永は中畑・下畑がやや減り、屋敷が大幅に上がっている。萱野は反別が半分近く減り、野銭もほぼ同じ割合で減少している。しかし野銭は「定納」とされているから、以後の野銭は萱野の反別の増減にかかわらず同じ額で徴収されることになろう。萱野の減少に対し林が一反〇畝二〇歩、新しく加わって、林銭が永一六文徴収されている。御林下草銭は変りなく永六八〇文を徴収されている。

宝永三年（一七〇六）一一月の年貢割付では高・反別とも元禄四年一一月と変わりがない。野銭・御林下草銭・林銭も変わりがない。しかし反永が中畑・下畑で減少している。このことの結果、下々畑で上昇し、屋敷は変わりがないのにかかわらず、総体の年貢では元禄四年より減少している。

上新倉村の租税徴収法は、田も畑も高に課税率を掛けて課税額を算出する方法である。検見を行なってその年の豊凶状態で課税率を四九パーセントなり二五パーセントなりにきめる方法である。したがって課税率は年々不同であり、課税額も変わってくる。下白子村代官支配所分の場合は、反永に反別を掛けて課税額を算出する。やはり検見をした結果、反永を多くしたり少なくしたりすることで豊凶の結果を反映させることができるわけである。上新倉村の場合も下白子村代官支配所分の場合も、検見を基礎に置いた租税であった。

定免法

享保期に幕府がとった新しい年貢徴収方法は定免であった。毎年の年貢を一定額にして徴収する方法である。このような年貢の取り立て方は以前にもあったのであるが、ただこの時期にとった定免は、できるだけ年貢を高く取り立てようとするものであった。享保期に施行した定免は次のような方法によるものであった

（『地方凡例録』）。

1　三年、五年、あるいは七年と年季をきめて、その期間中は作物の豊凶にかかわらず、一定額の年貢を徴収する。

2　定免期間中は、三〇パーセント以下の損毛は年貢を減免しない。三〇パーセント以上の損毛の場合は、村方の出願により調査し、その損毛分だけ減免する。

3　畑方は、どのような損毛があろうとも減免しない。

4　定免の取米・取永のきめかたは五か年間、一〇か年間、二〇か年間等の取米・取永を平均し、それより少なくはきめない。

5　定免期間は七年以上長くはしない。定免切替の節は、その定免額より少しでも増やすようにする。

支配者側は、定免を施行することによって豊民側としては豊作のときでも定免額だけ納めればよいのであるから手もとに残る分が多くなり、百姓側に有利であると説明するが、領主側にとっても毎年一定額の年貢が入るので有利となるはずであった。ことに定免額のきめ方が、従前の五年なり一〇年なりの平均よりも多くきめ、定免切替のときには定免額を引上げるようにするものであり、さらに、損毛のときでも三〇パーセント以下なら年貢を減免しない、畑方は、どれほど損毛があっても減免しない、というのであるから、結局年貢の引上げにほかならない政策であった。

この定免法は代官が評議してきめたものであるというが、享保三年（一七一八）には、定免施行のための準備として、定免を採用できる村を調査している。定免施行が可能な村は、検地が正確に行われて上・中・下の位付や石盛が現実とあまりかけ離れていないこと、用水がかりがよく水損・旱損（かん）がなくて収穫が年々平均しているような村であるという（『神奈川県史』通史編三）。

実際に定免が施行されたのは村によってまちまちであるが、市域三か村では下白子村代官支配所分が早かった。享

保七年の取永が一反に付中畑八四文、下畑六二文、下々畑五五文、屋敷一三〇文であったが、これに永三六五文が増割永として加えられ、享保一一年から三か年の定免となった。しかしその三年目の享保一三年に再び永一貫二〇五文の増割永が申付けられた。同年は定免期間中であるので、これは翌享保一四年から取り立てられ、一〇か年の定免になった。同村では享保一一年と一三年の二度に増割永となった分、永一貫五七〇文を別に計算して、屋敷を除く中・下・下々畑二五町九反〇畝〇八歩に割付けることにした。

下白子村の伊賀者知行分でも、寛延四年（一七五一）に「永代地方目録覚」を作成したときに定免を取り入れている。ただこの定免は切替期間のない定免であったようである。年貢減免については「自今引米申付けまじく候」と、減免しないことをきめ、代官支配所も知行所も一様に凶年・水損・旱損等があって、百姓の生活がなり立たない場合は、伊賀者が寄合いの上、相談して減免するとしている。代官支配所であるが上新倉村の定免施行は、はるかに遅れて寛政九年（一七九七）のことであった。

定免は年貢を徴収するのに検見取と違って、年々収穫高を調べる必要がなく、しかも高い租税を安定して徴収することができるので、領主側にとっては好都合な徴税法であった。

2　鷹場の再編

鷹場六筋の成立

将軍家の鷹場も尾張家の鷹場も、将軍綱吉の生類憐み令下の元禄五年（一六九二）以来、その機能を停止していた。徳川吉宗は将軍になると直ちに、享保元年七月に鷹場制度の復活を命じ、引続きその制度の整備を進めていった。同年九月、江戸周辺農村を沼辺領・世田ケ谷領・中野領・戸田領・平柳領・渕江領・八条領・葛西領・品川領の九領に編成し、古来のとおりの御留場にすることを命じ、御留場内で鳥獣類を捕

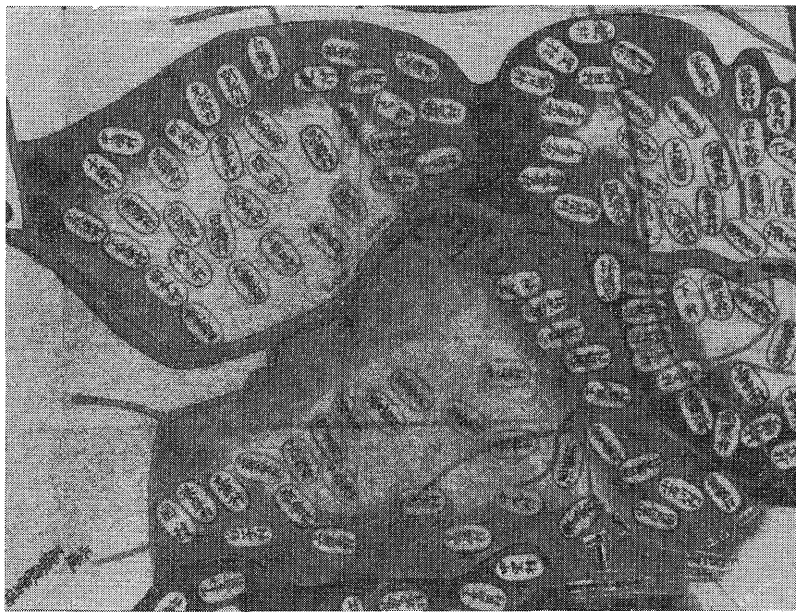

写真 4-10　御城より五里四方御鷹場惣小絵の戸田筋地域（東京都立大学図書館蔵堀江家文書）

殺することを禁じた。なお御留場から先の四、五里の間の村々でも、鳥をおどすことが禁じられた。もちろん捕殺することも禁じられたのである。またこのとき鳥見役が復活された。御拳場内を見回り取締りに当る役人である（『御触書寛保集成』）。

翌享保二年二月には九領の御留場が再編成され、葛西・岩渕・戸田・中野・目黒・品川の六筋になった。市域三か村は戸田筋に入った。各筋には触次を置いて鳥見役と御拳場村々との連絡に当らせた。同年五月、御拳場の外周の村々が尾張・紀伊・水戸の御三家へ鷹場として与えられた。こうして江戸の周辺およそ四〇キロメートルの範囲は鷹場と呼ばれる特別な支配組織に編成された。

御拳場六筋のうち戸田筋は、豊島郡野方領一〇か村、戸田領三か町村、峡田領二四か町村、新座郡野方領六か村、足立郡戸田領五か宿村、

笹目領六か村、見沼領一か村、植田谷領一か村、浦和領七か村、与野領一一か村の計七四か宿町村から成った。戸田筋に入った新座郡野方領六か村は、上新倉村・下新倉村・白子村（下白子村）・根岸村・台村・岡村である（『豊島区史』資料編二）。戸田筋の東は岩渕筋、西は中野筋であり、北西に尾張家鷹場、北東に紀伊家鷹場が続いた。

戸田筋の触次は豊島郡峡田領大塚町（東京都文京区）名主と、同郡同領徳丸本村（東京都板橋区）の名主の二人が地域を分担して勤めた。市域三か村は大塚町名主の触下に入っていた。鳥見役からの指示は触次から伝えられ、御拳場に関する出願や届けは触次を介して鳥見役へ出された。こうして村々は御拳場管理の問題で大塚町へ出かけることが多くなった。

享保三年九月、鳥見役が御拳場に駐在することになった。筋ごとに配置された鳥見役は、御拳場村のうちに設けられた御鳥見屋敷にあって御拳場の取締りに当った。戸田筋では豊島郡志村（東京都板橋区）に御鳥見屋敷が設けられ、鳥見役樋口九十郎が駐在した（根崎光男「川井家文書と綱差役」）。志村の御鳥見屋敷について『新編武蔵風土記稿』（豊島郡峡田領志村）は、それが享保二年の新造であるとし、広さは間口二一間余、奥行二九間で、鳥見役の坂部新五郎がここに居住して以来、かわるがわる鳥見役がここに居住したと伝えている。

御拳場六筋における綱差役の常駐化もまた進められた。綱差役は享保元年、吉宗の命名で創置されたものであるが、将軍の鷹狩りに備えて、鶴をはじめ雉子（きじ）・鶉（うずら）・鴨（かも）などの獲物となる鳥を生捕り、飼いつけておくものである。これは享保六年ころまでには六筋の御拳場に配置され、鳥見役のさしずを受けて飼付御用をつとめた。戸田筋の綱差は豊島郡戸田領巣鴨町の孫助であった（『豊島区史』通史編一）。なお戸田筋の綱差としてもう一人長右衛門がいた（中茎家文書）。

将軍が鷹狩りに来たときに、休憩や中食に利用する御膳所の制度も整えられた。戸田筋では志村の延命寺と下板橋

宿の乗蓮寺が多く利用された。御拳場は将軍の鷹狩り場にふさわしい組織を整えていった。しかしこのことは御拳場村々の農民が生活の全般にわたって鷹場支配の下に入ることになり、これまでの領主支配に加えて新しい支配が重なり、村々は一層複雑な支配の下に置かれることになった。

御拳場の外周西北側にあった尾張家の鷹場は新座・入間・多摩の三郡にわたる広大なものであった。市域三か村に隣接する小榑村・上白子村などは尾張家の鷹場であった。尾張家はこの地域を、村野九郎右衛門（多摩郡岸村）・下田孫右衛門（多摩郡田無村）・粕谷右馬之助（多摩郡下清戸村）・高橋孫三郎（入間郡水子村）の四人を案内人として尾張家の鷹方役人と村々との連絡に当らせた。案内人は御拳場における触次と同様な働きをした。

鷹場法令

享保元年九月、江戸周辺の村々が九領の御留場に編成されたときに、御留場内で鳥獣を殺傷することを禁じ、御留場から先の四、五里の間で鳥をおどす行為が止められた。これは鷹場の基本的な法令であった。鷹場は領主が鷹狩りをするのに都合の良いように、獲物の鳥がすみついて繁殖するように整えられなければならなかった。この原則に基づいた法令は、以後度々出されている。享保二年一二月には、御留場内で鳥を捕え殺したものを訴人するように命じている。たとえ同類であろうとも、訴人すればその罪を許し、褒美を与える。犯人があだをしないように手配する、というのである。

これよりさき同年七月に、江戸五里四方の御拳場に前々から住んでいる浪人についての取締法令が出されている。所のものが理由があって置いているのかどうか、もし理由があって置いているなら、何年前から住んでいるのかを、一人ごとに証文を取り調査すること。浪人を村に置いておく場合は右のように調査し、御鷹御用係の目付まで、度々報告すること。というのである。この法令は翌年の享保三年六月に、目付の名をあげて再度、出されている。将軍がみずから鷹狩りをする御拳場に、身元のわからぬ浪人を置いておくわけにはいかなかったのである。御拳場は御留場

であるとともに、このようなことにも配慮を払わなければならなかった。

享保三年七月、御鷹御用で出張する鷹匠の接待について、次のような心得書が村々に出された。

1　御用の人夫以外にかかった費用は、すべて鷹匠が自分で支払うことになっているので、飯料・油・薪はいうに及ばず、当分の軽少のことであろうとも村が奉仕することにしてはならない。あるいは諸道具そのほかのものを、入用ではなかろうかと用意することも禁止する。鷹匠が必要とするものは、通常の値段で買取らせること。すべて何事によらず平常と変わった特別の接待をしたことが後日にわかったときは、名主・組頭を処罰する。

2　鷹匠が諸払を滞りなく済ましたなら名主・組頭・宿主は、その内容をくわしく書いた受取書を提出すること。

このときの法令は鷹場内の村々だけでなく、広く武蔵・相模・上総・下総・上野・下野・常陸の村々へ出されたものであるが、鷹匠に対する接待は、たてまえとしてはこのようなものであった。

この年一〇月、「御拳場・御留場・捉飼場（とらえかいば）のうちにある池・沼・流れで、翌年一月まで魚を取ることを一切禁止する。但し船が通る川筋は差支えない」という法令が出された。この法令は一時期に限ってのものであるが、享保六年一〇月になると鷹匠頭が、御鷹捉飼場大川大沼運上場を除き小池・小川のうちで御鷹捉飼の障りになる場所での魚取を禁ずる札を建てることにした。この禁令は鷹匠が、その職務を遂行する上での、場所を限った取締りであった。

享保六年七月、御拳場・御留場・捉飼場に設けた鷹番人を廃止することにしたが、このとき、これまで村々で負担していた鷹場の人足に対し、以後は幕府で扶持を出すことにした。五里（二〇キロメートルほど）以内は一人につき米五合（〇・九リットル余）、五里より遠いところは一人につき一升（一・八リットル余）、半日は五合である。なおその翌月には、御成先の人留人足についても、半日余もかかるか、一里以上のところから来るものについては、扶持を支給することをきめている。

鷹場の再編成にともなって幕府が出した鷹場に関する法令は、だいたい以上のとおりであるが、御三家でもまた、それぞれの鷹場についての法令を出している。

戸田筋の鷹狩り

将軍吉宗は職に就いて以来、鷹狩制度の整備を進めてきたが、享保二年五月一一日、亀戸・隅田川辺で鷹狩りを行なった。両番・小十人組の士を勢子として吉宗みずから指揮し、徒士二隊を葭沼に入れて鶴をかり出すという大規模なもので、吉宗もまた鉄砲で鵜をうちとめた。歴世このようなことがなかったので世人の耳目を驚かせたという（『徳川実紀』）。

その後、吉宗はしばしば鷹狩りに出かけているが、それは江戸城の一橋門外・田安門外の近いところか、小菅・小松川などの江東地域が多かった。まれに品川辺へ出かけることもあった。享保三年に入り三月一三日に戸田・志村辺の追鳥狩を行なっている。やはり徒・小十人を動員するもので、みずからも雉子を狩り、このときの獲ものは一五七であったという。後日、徒頭・小十人頭は指揮のさまがよろしいというので、各々時服二着ずつを与えられた。この追鳥狩で勢子として出た農民は三〇〇〇人だった。同年一〇月二一日にも志村辺で鷹狩りを行ない、将軍吉宗みずから鶉あまたを狩り取っている。

享保四年三月一日の戸田辺の鷹狩りには、みずから勢子の隊伍を指揮し、志村の延命寺で休息した折には勢子の隊長にねぎらいの言葉を与えた。この年の一二月二三日にも戸田川のほとりで狩りがあり、みずから鶴・鷺を得たという。このときも志村の延命寺で休息している。

享保五年には、八月一一日に雑司谷・王子村辺で狩りを行ない、みずから雲雀一六を得た。このとき金輪寺の住僧宥和に時服二着、銀一〇枚を与えている。一一月になると、二六日に戸田の辺で鷹狩りを行なっている。みずから鷺一を得たという。なおこのときは志村古川で編隊の訓練を行なったようである。近習・外様の人々で押勢子の隊をな

し、第一隊は近習の輩、第二隊は小十人組に鷹匠が付添い、第三隊は徒士に鷹匠同心が付添った。諸隊の前後には鳥見が加わった。また徒士三〇人余は溝や堀に入って小鳥を捕えた。

享保五年以降になると、戸田筋や岩渕筋へ出かけてくることが多くなり、ことに雑司谷・高田・王子などへは頻繁に出かけている。この間、葛西・小松川・隅田川辺への鷹狩りも多く、品川・駒場野へも出かけて、御拳場六筋のそれぞれで活動している。

このような将軍の鷹狩りに当って、御拳場の農民は、鷹狩り場の整備や、鷹狩りのときの勢子として、人足に出なければならなかった。下白子村では享保一三年一〇月二日から一一月二六日までの間、志村辺の萱(かや)刈り人足に延べ一六六人が出動した。これに対し二年後の享保一五年に扶持米として一人当り米五合、全部で八斗三升が給与された。下白子村では同年四月にこれを、出動したもの銘々に渡している。元文五年には前々年の志村辺の追鳥狩に出動した人足一三人分の扶持米六升五合が給与された。同村ではこれを四八軒に、一軒当り一合三夕五才ずつ渡している。この扶持米は元文三年から五年まで、家々から替る替る出たので、このように割渡したというのである。

3　新田開発

享保の新田政策

『新編武蔵風土記稿』に載せてある新座郡の正保年中改定図と、元禄年中改定図を比較すると、正保の図で一か村として記されている片山村が、元禄の図では片山野寺村・片山石神村・片山中沢村・片山十二天村・片山堀ノ内村・片山辻村・片山原ヶ谷戸村・片山下村・片山下中沢村の九か村になっている。片山村の中にあった小集落が、正保から元禄までのおよそ五〇年ほどの間に、それぞれ村として独立したものであろうが、その独立を促したものは開墾による耕地の増加と、人口・戸数の増加であったろう。こうして一七世紀の半ば

ころから耕地の拡大は絶えず行われてきたのであるが、一八世紀の前半になるとそれが組織的に大規模に行われるようになった。享保の新田開発である。

享保の新田開発は幕府が赤字財政を救うために年貢を増加する政策を取り、その一環として積極的に進められた。享保七年（一七二二）七月、幕府は江戸日本橋の高札場に新田開発を奨励する高札を新しく加えて、その政策が全国的なものであることを示したが、江戸に近い武蔵野の開発は大岡越前守・中山出雲守を担当の奉行として開発を進めた。武蔵野周辺の村々は開発区域を割当てられて開発に従った。

このときの開発は武蔵野にとどまらず台地下や荒川沿いの草地など、およそ未耕地と見られるものを余すところなく開発しようとする意気込みで進められ、享保の開発の延長と見られる一八世紀半ばの延享・寛延の頃には、ついに見取場から流作場にまで及んだ。見取場は川付原地・野方の空地を五畝・三畝ずつ開発して作物を仕付けているところであるが高に入れないところである。年々作物のでき具合を検見して年貢をきめているところであるが、このときの新田開発では見取場を検地して高に入れようとするものであった。流作場は「川筋・堤外、あるいは湖水池沼等の岸通りにて、囲畔もなく用水一面に掛る地所に、稲作を仕付る分ハ、反別の改めを受、流作場と唱えて年貢を納む、斯のごとくの場処ハ、旱魃年にハ植出し多く、又水多きときハ作付成り難く、仕付たる分も押流し、年々極てハ仕付難く、不定の作場なり」（『地方凡例録』）という土地である。見取場も流作場も耕地としては良い土地ではなかった。

流作場が新田検地の対象として取り上げられたのは、この時期の幕府の財政事情からであった。享保七年頃からの定免制や新田開発による年貢の増徴は、享保一六年頃より行き詰りをみせ、再度の年貢増徴策として、年貢地に対する増徴と新しい年貢地の指定が政策として取り上げられた。流作場の新田検地は、その新しい年貢地の指定であった（松尾公就「享保改革期の流作場新田検地について」）。

高反別

畑	砂畑	萱畑	芝畑	野畑	秣場	屋敷	計
町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
						9.15	7.4.18
	1.4.8.12						15.9.4.24
						12	28.3.6.12
							7.4.15
12.1.2.27		11.4.5.03	9.3.1.12	2.3.1.27	2.0.1.27		37.2.3.15
12.1.2.27	1.4.8.12	11.4.5.03	9.3.1.12	2.3.1.27	2.0.1.27	9.27	83.0.3.24
	石斗升合					石斗升合	石斗升合
						8.5.5	3.0.6.5
	2.9.6.8						66.0.4.8
						3.6	81.7.2.9
							2.2.3.5
	2.9.6.8					8.9.1	153.0.7.7
	町反畝歩		町反畝歩				町反畝歩
	2.7.4.27						5.7.8.21
							11.2.2.09
			2.8.8.24				2.8.8.24
	2.7.4.27		2.8.8.24				19.8.9.24
	石斗升合						石斗升合
	5.4.9.8						15.3.5.8
							24.5.9.5
	5.4.9.8						39.9.5.3
							町反畝歩
							1.3.9.09
							石斗升合
							2.7.8.6

（「上新倉村地誌」・「下新倉村地誌」・「白子村地誌」）

和光市域内では享保一二年一二月に、上新倉村の漆台・蔵前・牛房山（午王山）の内で行われたものが、この時期の新田検地の最初である。反別は七反四畝一八歩で、高は三石〇斗六升五合であった。この検地のあとは一六年の雑丹袋新田、一七年の広沢原新開場の検地、同年の上新倉村の見取場検地、延享元年の荒

表 4-18　上新倉村・下新倉村・白子村享保期開発新田反高別表

村別	反別高	検地 年月	検地 新田名	地目別 中畑	中ノ下畑	下畑	下ノ下畑	見付畑
上新倉村	反別	享保 12.12	上新倉村	町反畝歩	反畝歩 5.0.00	町反畝歩 5.27	町反畝歩 9.06	町反畝歩
		16.11	雑談袋新田	3.0.2.15	3.9.5.27	2.6.9.15	4.7.8.15	
		17. 6	広沢原新田			4.1.5.24	16.6.5.21	7.5.4.15
		17. 6	見取場				7.4.15	
		延享 1. 7	流作場新田					
		計		3.0.2.15	4.4.5.27	6.9.1.06	22.2.7.27	7.5.4.15
	高	享保 12.12		石斗升合	石斗升合 2.0.0.0	石斗升合 1.1.8	石斗升合 9.2	石斗升合
		16.11	雑談袋	18.1.5.0	19.7.9.5	10.7.8.0	14.3.5.5	
		17. 6	広沢原			16.6.3.2	49.9.7.1	15.0.9.0
		17. 6	見取場				2.2.3.5	
		延享 1. 7	流作場					
		計		18.1.5.0	21.7.9.5	27.5.3.0	66.6.5.3	15.0.9.0
下新倉村	反別	享保 16.11	雑談袋新田	反畝歩 1.2.21	反畝歩 4.9.06	町反畝歩 2.4.1.27	町反畝歩	
		17. 6	広沢原新田			2.1.4.27	9.0.7.12	
		延享 1. 7	荒川通流作場新田					
		計		1.2.21	4.9.06	4.5.6.24	9.0.7.12	
	高	享保 16.11	雑談袋新田	斗升合 6.3.5	石斗升合 1.9.6.8	石斗升合 7.2.5.7	石斗升合	
		17. 6	広沢原新田			6.4.4.7	18.1.4.8	
		延享 1. 7	荒川通流作場新田					
		計		6.3.5	1.9.6.8	13.7.0.4	18.1.4.8	
白子村	反別一高	享保 17. 6	広沢原新田					町反畝歩 1.3.9.09
								石斗升合 2.7.8.6

下新倉村の広沢原新田反別について　享和3年6月の下新倉村「広沢原雑丹袋新田御水帳之写」は，下ノ下畑2町1反4畝24歩，見付畑9町7畝12歩，秣場5町3反1畝3歩としている。本表の地目は，その後に格上げされた結果であろう。なお「下新倉村地誌」による下畑の反別と「水帳写」による反別とで幾分の違いが見られるが理由は不明である。

川通り流作場の検地が行われた。

検地役人は、享保一二年の上新倉村の新田検地が池田喜八郎外一〇人、雑丹袋新田・広沢原新田と見取場検地が日野小左衛門外一〇人内外の役人、流作場検地が堀江荒四郎外一〇人内外の役人である。池田喜八郎と日野小左衛門は代官で、堀江荒四郎は勘定組頭である。堀江は流作

表 4-19　市域3か村畑屋敷位付け別斗代表

年　月		中畑	中ノ下畑	下畑	下ノ下畑	見付畑	砂畑	屋敷
		斗	斗	斗升	斗			斗
寛永 8. 4		6	4	2.2	1			9
享保 12.12			4	2	1			9
享保 16.11	雑談袋新田	6	5	4	3	2	2	9
享保 17. 6	広沢原新開場			4	3	2		9

（「上新倉村地誌」・「下新倉村地誌」・「白子村地誌」）

場検地の発案者であった。

これらの検地を、検地結果の斗代（一反当りの生産量の見積り）で見ると、享保一二年までとそれ以後とでは、はっきりと違っている。

享保一六年・一七年・延享元年の検地の斗代は、それ以前よりも高くなっている。生産力を高く見積られているのである。これは、この時期の検地が、なによりも年貢を引上げようとする意図から出たものであったからであろうが、なお技術の高まりで土地生産力が高まり、農民側にも、この領主側の意図にこたえることのできるような力ができていたこともあろう。

雑談袋の開発

雑談袋は市域の北、荒川が湾曲して形成した、北につき出した袋状の低地である。この地が開発されて雑談袋新田と呼ばれるようになってからのことであるが、『新編武蔵風土記稿』は、上新倉村の条にこの地を「村北荒川端へ張リ出シ、其サマ袋ノ如ク、対岸ハ足立郡大野村ト接セリ、カク郡ハ分レヌレド、甚タ近キユエ、タガヒニモノ語ル事モ、直ニ聞ユレバ、土人コトワザニカク云シヲ、後ハコノ地ノ字トナレリ」と説明している。

ここは享保の新田開発期に開かれて耕地ができたのであるが、それまでは草原であったようである。明治二〇年四月の「上新倉村地誌」は雑丹袋について「振古雑丹袋ト称シ、本村外一ケ村ノ入会秣場ナリシカ、享保十年辛亥十一月ノ御検地ニ因リテ開墾シ、之ヲ二村ニ割取リ新田地ヲ起ス、仝十七年六月御高入レトナル、畑反別拾五町九反四畝

廿四歩ナリシ、現今田地ニ変換セシハ十分ノ三ニ居レリ」と記している。雑談袋の草原が上新倉村外一か村の共同採草場であったというのである。これに対し「下新倉村地誌」は「本村一カ村ノ入会場ナリシガ享保十六年辛亥十一月ノ御検地ニ因テ開拓シ之ヲ二村ニ割取リ新田地ヲ起ス」としている。雑談袋の草原が下新倉村一か村の秣場であったか、上新倉村と下新倉村の二か村の入会であったかは、はっきりしないが、それが享保の開発で二か村それぞれの耕地に編入されたのである。

検地された結果は上新倉村が反別一五町九反四畝二四歩、高六六石〇斗四升八合で、下新倉村が反別五町七反八畝二一歩、高一五石三斗五升八合である。このうち砂畑という「荒砂まじりの、至っての下畑」(『地方凡例録』)が、上新倉村は一町四反八畝一二歩あり、下新倉村では雑談袋総反別の半分近い二町七反四畝二七歩を占めていた。砂畑が多いのは、ここが川の州であったからであろう。さらに、下新倉村の検地帳(享和三年六月「広沢原雑丹袋新田御水帳写」)を見ると同村の雑丹袋新田では「川欠(かわかけ)」と肩書された畑が五一筆もある。川欠は水害によって年貢免除された土地である。このような川欠の多いのも、この地が川の州であることを示しているようである。

雑丹袋新田下新倉分は二〇四筆あるが、このうち一筆の最大は七畝〇六歩(七一四平方メートルほど)、最小は六歩(二〇平方メートル弱)である。四畝(三九六平方メートル余)以上ある畑はわずか一一筆であるが、四畝未満の畑は一九三筆に上っている。このうち三畝(二九七平方メートル)台の畑が一一九筆で最も多い。ここの畑は一筆当りの面積が小さく、こまかに区切られた畑の様子が目に浮んでくる。この新田は一筆当りの面積が小さいこと、砂畑が多いこと、川欠が多いことが特徴的であ

表 4-20　雑丹袋新田1筆当り面積別筆数

1筆当り面積	筆数
7畝台	1
6畝台	6
5畝台	1
4畝台	3
3畝台	119
2畝台	23
1畝台	43
1畝未満	8
計	204

(享和3年下新倉村「広沢原雑丹袋新田御水帳之写」)

表 4-21　下新倉村居住地別雑丹袋広沢原新田請百姓数

居所	雑丹袋新田	広沢原新田
芝宮	3	
吹上村	16	2
本村	1	
仏木	1	1
島	8	2
島ノ戸		2
谷保	5	2
浅久保		8
宮久保	1	1
久保	2	
長久芝	2	
芝	14	
西ノ山	9	2
金下	2	
下	5	7
なのら	3	
寺脇	3	
入	2	
やたら坂	2	
堂坂	1	1
原戸		1
曲谷		1
行木塚		1
北ノ		1
中新田	13	7
新田前	2	5
新田		8
計	95	52

1. 居住地名を明記したものの人数
2. 享和3年6月，下新倉村「広沢原・雑丹袋新田御水帳之写」による

る。

検地の結果、雑丹袋新田に土地を持つことができた百姓は下新倉村で一一二人であった。この中には金泉寺・東明寺・妙典寺・東福寺・壱鑑寺の五か寺が含まれている。この土地の最大の持主は吹上の藤七で三反五畝六歩（三四九〇平方メートル余）である。しかし一反（九九一平方メートル余）以上の持主は藤七を含めて七人であり、ほかはすべて一反未満である。一反未満の新田の持主の中には一畝（九九平方メートル余）未満のものが五人いる。一人当りの土地は、まことに零細であった。雑丹袋新田の持主となった下新倉村の百姓で居所の明らかなものが九五人いるが、吹上のものが最も多く、次いで芝・中新田のものである。ほとんどのものが下新倉村内である。

広沢原の開発

広沢原は市域の西の方に広がっていた。およそ一里四方の広野で草だけが生い茂り、狐や兎のすみかとなっていたという。川越街道はここを東西に貫いていた。広沢原は秣場（採草地）として周辺

の村々に利用されていたが、享保の新田開発期にこの地を、周辺の上新倉・下新倉・橋戸・上白子・下白子・小榑・堀之内・辻・下中沢・下片山・膝折・溝沼・岡・台・根岸・中沢・原ケ谷戸の一七か村に割当てられ、それぞれの村の新田となった。享保一七年に検地が行われた。検地奉行は筧播磨守（かけいはりまのかみ）である（『新編武蔵風土記稿』）。

「上新倉村地誌」は広沢原について「往時広沢原ト称シ、本村外十六ケ村ノ入会秣場タリシカ、享保十一年丙午十月、荒蕪ノ地ヲ開墾シ、之ヲ十七ケ村ニ割取リ新田地ヲ起ス、仝十七子年御高入レトナル、畑地反別廿八町三反六畝拾弐歩、秣場反別拾三町九反弐畝拾八歩ナリシモ、後往々樹木ヲ植エ、今ハ一帯ノ森林トナレリ」と記している。「下新倉村地誌」も「上新倉村地誌」と同様の説明をした上で、同村に高入となった反別が畑反別一一町二反二畝〇九歩であり、やはりこの地が樹木を植えて一連の森林となったとしている。また「白子村地誌」も同じ説明の上で同村分の反別は、畑反別一二町九反一八歩で、ここも「一連ノ原林」となっていると記している。

広沢原新田は検地の結果、屋敷・下畑・下ノ下畑・見付畑（みつけはた）の四段階に位付された。見付畑は下ノ下畑にすることもできない悪地であるが、いろいろある悪地の中でも少々よろしいところであるという（『地方凡例録』）。斗代は屋敷が九斗、下畑が四斗、下ノ下畑が三斗、見付畑が二斗である。上新倉村の開いたのは二八町四反〇畝一二歩、下新倉村は一一町二反二畝〇九歩、白子村は一町三反九畝〇九歩である。この面積は下新倉村について同村の検地帳（享和三年六月「広沢原雑丹袋新田御水帳之写」）と照らし合わせてみると下ノ下畑がやや多く、見付畑がやや減っている。「下新倉村地誌」は明治二〇年ころの編さんであり、検地以後にも開発や地目の変更があって変動が見られたのではないかと思われる。

広沢原新田の中で、やや良い土地とされた下畑を持つのは上新倉村だけで、下新倉村は下ノ下畑と見付畑、白子村は見付畑だけである。上新倉村分の中で屋敷があるのは注目される。わずか一二歩（四〇平方メートル弱）であるか

表 4-22　享保17年6月検地広沢原新開場之内上新倉村・下新倉村・白子村・新畑高反別表

		下　畑	下ノ下畑	見付畑	屋　敷	計
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	歩	町反畝歩
反別	上新倉村	4.1.9.24	16.6.5.21	7.5.4.15	12	28.4.0.12
	下新倉村		2.1.4.27	9.0.7.12		11.2.2.09
	白子村			1.3.9.09		1.3.9.09
	計	4.1.9.24	18.8.0.18	18.0.1.06	12	41.0.2.00
		石斗升合	石斗升合	石斗升合	升合	石斗升合
高	上新倉村	16.6.3.2	49.9.7.1	15.0.9.0	3.6	81.7.2.9
	下新倉村		6.4.4.7	18.1.4.8		24.5.9.5
	白子村			2.7.8.6		2.7.8.6
	計	16.6.3.2	56.4.1.8	36.0.2.4	3.6	109.1.1.0

（「上新倉村地誌」・「下新倉村地誌」・「白子村地誌」）

ら一軒だけであったかもしれないが、わずかとはいえここに屋敷を持ち、新田に定住して生活するものが出たのである。新田は、新田前・前原・向原（以上、上新倉村分）、一番割・二番割・三番割・四番割・道下（以上、下新倉村分）、新宿台（白子村分）などの字名が付けられ、それぞれの村の一部になったのである。

村々は開発地の割当を受けると、さらにこれを細分して村民に割当てた。下新倉村はこの地に一番割・二番割・三番割・四番割といった地名を付けているが、村民への割当地を計画的に整然と分割したのであろう。後に検地帳に下ノ下畑・見付畑・秣場と土地を格付しているが、同村では秣場さえも個々の百姓に配分しているのである。同村の開発地の一筆当りの面積は、最小が二畝三歩（二〇八平方メートル余）、最大が一反七畝一八歩（一七四五平方メートル余）、平均六畝（五九五平方メートル）足らずである。これは雑談袋新田よりも広い。

これを地目別に見ると下ノ下畑では最小が二畝一五歩、最大が一反二畝で平均七畝弱、見付畑が最小二畝一五歩、最大九畝六歩で平均九畝弱、秣場が最小二畝三歩、最大一反七畝一八歩で平均九畝弱である。秣場は大小の差が大きいのに対し下ノ下畑はやや差が小さくなる。見付畑は最小の二畝一五歩が一筆あるが、ひどくかけ離れているのでこれを除くと八畝か

ら九畝六歩までで、その開きは小さい。

また同じ面積の畑がどのくらいあるかを地目別に見ると、見付畑では一〇四筆中二六筆が八畝一二歩であり、八畝二四歩が二三筆、九畝六歩が一七筆、八畝二七歩が一一筆、八畝一八歩が一〇筆である。この点、下ノ下畑では同じ面積の畑が少なく、一筆一筆がまちまちであるような印象を受ける。秣場も下ノ下畑に似ているが、しかし六〇筆中一五筆が九畝九歩、一一筆が九畝である。下ノ下畑・見付畑・秣場を合せ一九五筆中、三三筆が八畝一二歩であり、三〇筆が八畝二四歩である。一枚の畑が、ほぼ八畝ぐらいを標準にしていたのではないかと思わせるものがある。

さらにこれを字別で見ると一番割では秣場が二畝三歩から一反七畝一八歩で開きは大きいが見付畑は八畝九歩から八畝二七歩で、その開きはきわめて小さい。二番割は下ノ下畑が四畝三歩から八畝二四歩、見付畑が八畝一二歩から九畝六歩、秣場が九畝六歩から九畝二七歩と、その開きはいずれも小さい。三番割は下ノ下畑が八畝二四歩から一反二畝、見付畑が八畝から九畝、秣場はすべて九畝九歩で、これも開きが小さい。四番割は下ノ下畑が七畝一八歩から八畝一二歩、見付畑が八畝九歩から八畝二七歩、秣場が八畝一二歩から九畝一五歩で、これも開きが小さい。これに対し道下は下ノ下畑が二畝一五歩から八畝一八歩、見付畑が二畝一五歩から八畝九歩、秣場が三畝六歩から一反二七歩と、開きが大きくなっている。

なお同じ面積の畑が何筆あるかを字別で見ると、一番割は見付畑三五筆、秣場四筆の計三九筆であるが、見付畑三五筆のうち八畝一二歩が一四筆、八畝一八歩が一〇筆、八畝二七歩が一〇筆で、面積の上では八畝九歩の一筆を除き三種の土地に分れている。二番割は下ノ下畑四筆、見付畑二五筆、秣場七筆の計三六筆であるが、見付畑二五筆のうち一七筆が九畝六歩で、見付畑の六八パーセントは同じ面積である。三番割は下ノ下畑三筆、見付畑二三筆、秣場一三筆の計三九筆であるが、見付畑二三筆のうち二一筆は八畝二四歩である。ここではまた秣場一三筆のすべてが九畝

表 4-23　下新倉村広沢原新田持地広狭別百姓数

持地区分	百姓数
1町以上	2
9反台	0
8反台	1
7反台	3
6反台	1
5反台	1
4反台	3
3反台	7
2反台	4
1反台	13
1反未満	28
計	63

割について考えられるのは、計画的に一枚の畑を八畝から九畝程度にして、整然とした地割を行なったのではないかと思われる。

下新倉村で広沢原を開発し、検地を受けて、ここの土地を持つことができるようになったものは六三軒である。この中には東明寺・金泉寺・壱鑑寺・東福寺の四軒の寺が含まれている。六三軒のうち下ノ下畑を持つものは一七軒、見付畑を持つものは四〇軒、秣場を持つものは三五軒である。下ノ下畑だけを持っているものが四人、見付畑だけのものが二四人、秣場だけのものが一三人、残りの二二軒は下ノ下畑なり、見付畑なり、秣場なりを併せ持っている。

百姓の持地は一番割・二番割・三番割・四番割・道下の各字のどれかに、比較的まとまって存在する。二字以上にわたって土地を持っているものは六三軒中一一軒である。

開発場をもっとも広く持っているものは新田前の源四郎で一町四反二畝一五歩（一万四一三二平方メートル余）である。次いで広いのは堂坂の久兵衛で、これは一町三反八畝六歩（一万三七〇五平方メートル余）である。この二人以外のものは、すべて一町未満である。少ない方では新田の又右衛門が秣場だけ二畝三歩（二〇八平方メートル余）を持っている。六三軒のうち五反未満は五五軒であり、五反以上は八軒にすぎない。広沢原新田を持った百姓たち九歩に割られている。四番割は下ノ下畑五筆、見付畑一六筆、秣場一七筆の計三八筆であるが、見付畑一六筆中の一一筆が八畝一二歩であり、秣場一七筆中の一一筆が九畝である。道下については下ノ下畑・見付畑・秣場、いずれも同じ面積のものが少なくバラツキが甚だしい。

広沢原の開発は下新倉村の一番割・二番割・三番割・四番

は、もともと下新倉村に本田畑を持つものがほとんどであり、広沢原新田は、これを補う意味のものであったろう。こうして広沢原は開発によって個々の百姓の持地となり、共同の採草場としての秣場は消滅したのであった。

見取場検地と流作場検地

広沢原新田の検地が行われた享保一七年六月には、上新倉村の「とうとうめき」と「江川」の見取場も検地された。検地代官は日野小左衛門である（「上新倉村地誌」）。江川は同村の鎮守氷川社が祀られている台地の下の、新河岸川の低地である。検地の結果、反別七反四畝一五歩、高二石二斗三升五合と確定された。まことにわずかな土地である。生産力もきわめて低い。

流作場の検地が行われたのは上新倉村と下新倉

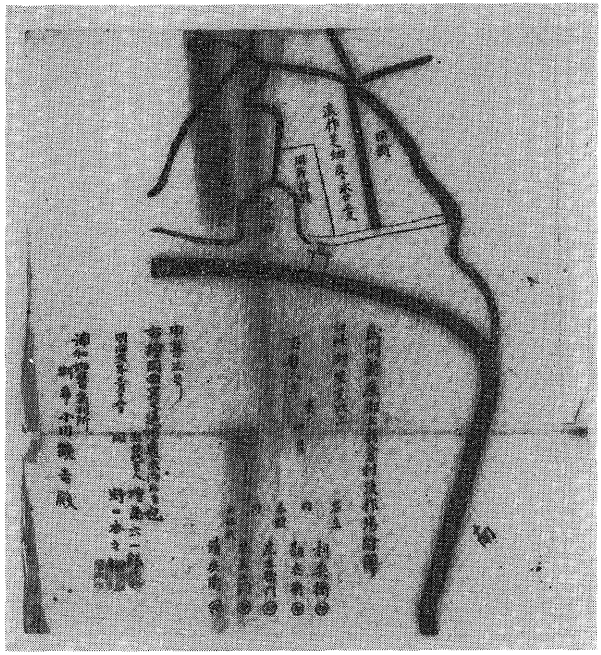

写真 4-11　宝暦８年の上新倉村流作場絵図

表 4-24　延享元年７月検地荒川通流作場反別

	上新倉村	下新倉村
	町反畝歩	
畑	12. 1. 2. 27	
萱畑	11. 4. 5. 03	町反畝歩
芝畑	9. 3. 1. 21	2. 8. 8. 24
野畑	2. 3. 1. 27	
秣場	3. 0. 1. 27	
計	37. 2. 3. 15	2. 8. 8. 24

（「上新倉村地誌」・「下新倉村地誌」）

村である。どちらも延享元年（一七四四）七月に、上新倉村は堀江荒四郎外一二人、下新倉村は堀江荒四郎外八人によって施行された。両村とも、その検地帳の表題が「荒川通」と名を付けているように、荒川沿いの地が検地されたのである。上新倉村は台根岸境・大野前・境田・中島が検地されて、その反別は畑・萱畑・芝畑・野畑・秣場を合わせて三七町二反三畝一五歩、下新倉村は逆川が検地されて芝畑二町八反八畝二四歩で、高は出されていない。

宝暦八年（一七五八）四月の上新倉村流作場絵図は、明治二一年（一八八八）に写したものであるが、これを見ると同村の流作場は堤防の外の荒川の低地になっている。流作場は、もともと条件の悪い土地で、それが多少畑地化されたとしても萱畑・芝畑・野畑・秣場といった、草原とあまり変わりない状態である。しかし、そこが年貢の対象地になったのである。

4　利水・治水

自普請と御普請

上新倉村・下新倉村の北の境には荒川が雑談袋を抱えこむように大きく曲流して、西北から東南へ流れていた。下新倉村・下白子村の東境には白子川が北に流れて荒川に入っていた。荒川は、このあたりで五〇間（九〇メートル余）から一町余（一〇九メートル余）であった。白子川は「此川ヲ新倉川トモヨブ、モト一条ノ流ナレド、至ル所ニヨリテ名ヲ異ニスルノミ、水上ハ本郡（新座郡）小榑村ト豊島郡土支田村トノ境、井頭池ヨリ流レ出テ、郡ノ境、五村ノ間二里半バカリヲ経テ荒川ヘ落入ル、川幅狭キ所ニテハ一、二間、広キ所ニテモ十間ニハ過ズ、上・下白子村ノ辺ニテハ白子川ト唱ヘ、下新倉村ニテハ新倉川ト称ス」（『新編武蔵風土記稿』新座郡総説）といわれる川である。上新倉村の西境には越戸川が、北流して新河岸川に入っていた。越戸川は朝霞市の観音の池と、市域と朝霞市との境にあった七ツ釜の、二か所の湧水を水源とした川である（『和光市史』民俗編）。

白子川は『新編武蔵風土記稿』下白子村条に「用水ハ白子川ヲ分テドモ、卑下ノ地少ケレバ水田少ク畑多シ」といわれるように、同村の灌漑用水にも使われていた。越戸川からも用水を引いて灌漑に利用していた。しかし荒川は灌漑用水としては、あまり使われなかったようである。

享保一二年（一七二七）の上新倉村絵図は明治二一年（一八八八）に写したものであるが、同村の水田を潤す灌漑用水が、越戸川・谷中川・しなの池の三か所を主要な水源としていたことを示している。越戸川は村の西境を北に流れているが、越戸橋を過ぎたあたりで二筋に分れている。一流は隣村の台村へ流れるのであるが、一流は東北流して谷中川の谷に入る。谷中川の谷は下新倉村まで続いて台地を東西に二分しているが、この谷に入った越戸川の分流は用水として分水したもの

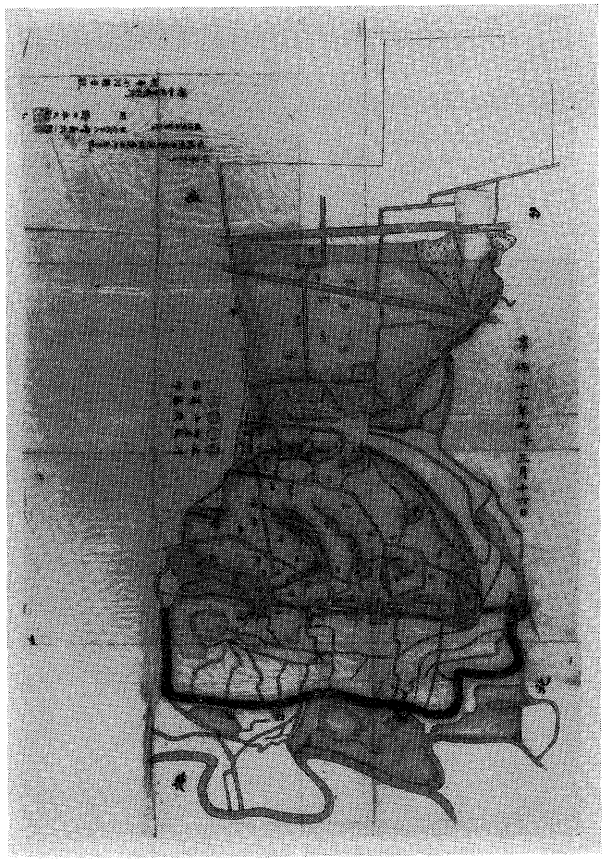

写真 4-12　享保12年の上新倉村絵図

で、谷中川を渡り、台地の縁を西に回って低地の水田地帯に流れていく（『和光市史』民俗編）。

谷の湧水を集めた谷中川は、これも二筋に分れて一流は村の西北部の堤防（川除堤）の外を流れ、新河岸川に落される。一流は堤防内の水田地帯に入り田を灌漑する。しなの池は午王山の北側にあるが、絵図では二つの流出口から水田地帯へ流れ出る。台地の西北端から東北端へかけて、水田地帯としなの池を取り囲んで堤防が築かれているが、これは村の東端で南へ曲り、下新倉村へ続いている。堤防に三か所の水門が描かれているが、これは水田を灌漑した用水を荒川に排出するためのものである。

下新倉村の灌漑も、ほぼ同様な状態だった。吹上観音の赤池や妙典寺の子安池などの湧水が、堤防に囲まれた水田地帯へ引かれ、荒川へ落された。下白子村では白子川も一部、引かれていたが、台地下の湧水が灌漑用水となっていた。市域の三か村は、これらの用水を効果的に利用するために、さまざまな施設を設けていた。

荒川と白子川は、しばしば氾濫して低地の水田地帯を水浸しにした。村々は、この洪水を防ぐための施設も設けなければならなかった。利水のための施設と治水のための施設は、村々の人たちが生きていくために、なさなければならない生産の前提条件であった。それが完備したときに村々は一層の発展が期待された。

水田の灌漑や荒川・白子川の治水には、その工事と施設の維持に多くの費用と労力を必要とした。とうてい個人や一か村の力でなしとげられないものもあった。したがって、こうした工事や、施設の修理は、村の負担でするものと、領主の負担で行われるものがあった。村の負担で行なうものは自普請であり、領主の負担で行われるものは御普請である。だいたい治水関係は御普請であり、利水関係は自普請で行われたが、小規模の治水工事は自普請で行なうこともあった。また利水関係でも施設を最初に設ける工事は御普請で行われ、あとの維持は自普請でするといったように、負担が分けられることもあった。

上新倉村には一二〇〇間の川除堤（享保六年の「村明細帳」では「川除堤、長さ二〇〇間」としている）、四筋の用水堀、八か所の堰があり、このほか悪水・用水・圦樋・筧（掛樋）など六か所があった。このうち八か所の堰には年々、杭木・しから竹（しがらみ竹）などを必要としたが、これは自普請であった。これに対し悪水・用水・圦樋・掛樋などの六か所は、しがら竹・羽口萱などを公儀入用で調達し伏替えていた（享保一五年三月「上新倉村明細帳」）。堰の杭木には台村・片山辻村・石神村にある幕府の林の木を下付された（享保六年八月「上新倉村明細帳」）。

同村では板倉家が知行していたころの元禄八年（一六九五）に、しなの池の用水の圦樋伏替の工事が行われたが、代官支配所となってからは宝永元年（一七〇四）に境田の悪水圦樋の伏替を、正徳元年（一七一一）には掛樋を掛替えている。いずれも江川太郎左衛門代官所のときであった。さらに享保五年には西袋用水圦樋の伏替をしている。悪水圦樋は排水のための施設であり、掛樋は二筋の用水が交差するときに、一方の用水が他の用水の上を渡すための工事であった。

下新倉村の堤防は元和二年（一六一六）、川越城主酒井備後守忠利の代に築かれたと伝えられている。工事は同年二月に開始し、四月に竣工したという。高さ六尺（一・八メートル余）、幅三間（五・四メートル余）、長さ一二〇〇余間（二一七二メートル余）であった。その後寛永一二年（一六三五）二月、領主酒井壱岐守忠重の代に上置きした。高さ六尺、幅六間、長さ一二〇〇余間である。さらに正保三年（一六四六）三月、再度上置きした。高さ三尺、幅八尺、長さ一二五〇間余である。

国役普請　上新倉村の川除堤一二〇〇間（あるいは二〇〇間）は御普請所であった。河川の洪水を防ぐために堤防を築き、これを補修するような大工事は、とうてい一か村の力ではなし得なかった。幕府が費用を負担して工事を施行するのであった。

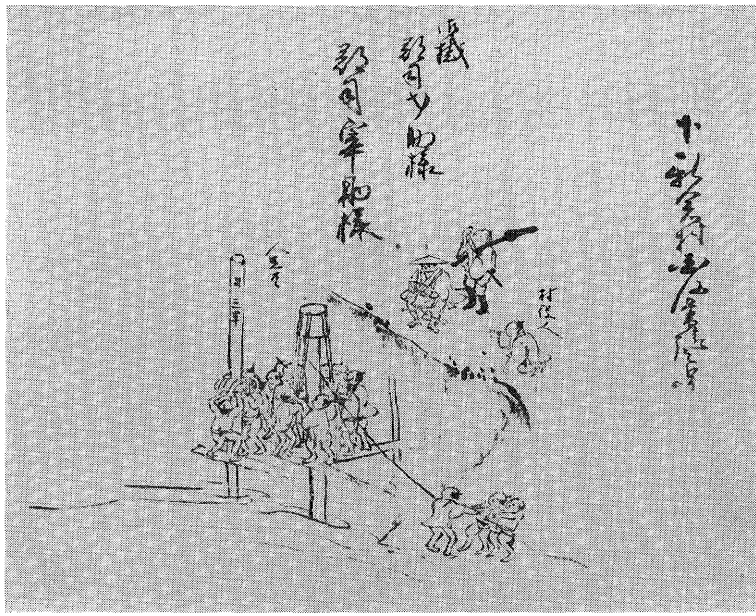

写真 4-13　下新倉村国役普請の図

享保期に入ると関東の諸河川の治水を目的とした御普請が顕著になってくる。新田開発に見られるように、この時期の幕府の年貢増徴政策は、生産力を高めることと並行して進められた。関東の諸河川の普請が、目立って活発に行われたのも、治水工事によって洪水の害を食い止め、安定した農業経営を進めて生産力を高めようとするものであった。この時期には幕府の職制にも、享保九年に普請役が新設され、翌一〇年には江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川の関東四川の川除普請、用悪水圦樋の伏替・修復を担当する四川奉行を設置し、一三年には普請方を設けるなど、諸河川の普請に対応した幕府組織の編成も進められた。

こうした関東諸河川の治水工事に必要な財源として、享保七年から、関東にも国役普請制が導入され、国役金の徴収が開始された。はじめは利根川・江戸川・鬼怒川・小貝川通りを普請対象とするものであったが、その工事費の一〇分の一は幕

府が負担するが、その残りは武蔵・常陸・上野・下総の四か国の農村が国役金として負担するものであった。この四か国の村々は御料・私領・寺社領ともに、高一〇〇石につき金二分銀四匁八分ずつを徴収されることになったのである。国役金を負担する村は、国単位できめられたので、普請対象となった四川の流域外の村もあったのであるが、ひとしく国役金を納付しなければならなかった。

荒川通りが関東河々国役金で賄われるようになったのは、享保一三年からである。前年に利根川・荒川・江戸川通りの御普請が行われたので、その費用として武蔵・常陸・上野・安房・上総・下総の六か国の村々は、高一〇〇石につき銀七匁七分を納入するようにという触れが出された（大谷貞夫「享保期関東における国役普請」）。

こうして荒川通りの御普請は、その費用の一〇分の九が、関東の村々の負担で行われるようになった。国役普請制度はその後、享保一七年、一たん中止されたが宝暦八年以後再び行われるようになった。御普請とはいえ実質的には村々の費用で行われる治水工事となったのであるが、関東におけるこのような治水工事の組織化は、新田開発の完了と相まって、村々の生産力を高める条件となったのであった。

5　酒井家と伊賀者の支配

酒井家の申渡条目　享保一九年（一七三四）四月、代官支配所の村々へ村民の守るべき条章七〇か条が触出された。これは村方で写しておいて毎月一度ずつ総百姓が名主の所へ集まり、名主が読聞かせるものであった（『御触書寛保集成』）。酒井家の知行所である下新倉村へは元文三年（一七三八）六月に、享保九年六月付の四三か条から成る「知行所え申渡条目」が触れられてきた。やはり村中寄合のときに、よくよく読聞かせるべきものであった。この「条々」として示された、知行所の農民が守るべき条章は次のとおりである。

1　切支丹宗門の義、累年改の時節、寺請状差上げ申すべく候、郷中に一人もうろんなるもの之れ有り候ハヾ、早々申出ずべく、不審なるもの之れ有り候を隠し置き、脇よりあらわれ候はゞ、名主・五人組、曲事（くせごと）たるべき事、御制札古ニ罷成り、文字見えかね候ハヾ早速代官へ達し、立替え申すべく候、召仕のものも寺請状取置申すべく候、何時なり共吟味の時分、差上げ申すべき事

2　五人組の義、町は家並、在々郷は向寄次第五軒ずつ組合申し、子共・店借り・借り地の下々ニ至るまで家内残らず、諸事吟味仕（つかまつ）り、悪事之れ無き様ニ仕るべく候、若し不吟味にて悪事之れ有り候ハヾ、組中越度（おちど）たるべき事

これは代官支配所に出されたものに比べると大分簡単になっている。

3　年貢割付出候は、村中立合い、免割引方等明鏡ニ仕るべく候、年貢納所は名主方より則ち受取手形遣わし申すべく候、勿論庭帳念入れ付置き、銘々判置き申すべく候、不念仕り印形之れ無く、後日に仕るまじき事

代官支配所に出されたものはこれが「御年貢割付、惣百姓寄合拝見仕り、其年々の損毛引方共ニ明鏡に割を致し、則ち御割付の裏に惣百姓判形仕るべく候、自然名主一人にて割を致し候ハヾ、当座ニ申上ぐべく候事」となっている。

4　万郷普請仕候人足扶持（ふち）方、公儀より下され候か、并ニ地頭より取らせ候もの、当座立合百姓へ割渡し、証文取置き申すべく候、惣じて次合勘定一切仕るまじき事

代官支配所のものは「堤川除井堀御普請仕り候人足、并びに御扶持方等下され候通り、当座ニ小百姓へ割渡し、帳面へ印形取置申すべく候、惣じて御公儀様より下され候賃銀御扶持方の儀、諸色納物の替り継合仕るまじく候事」となっている。

5　蔵番、油断無く仕るべく候、若し火事・盗人に逢い蔵米不足仕り候共、郷中にて預り申し番仕る上は、村中とし

て急度皆済仕るべく候、尤番のもの不念仕り候ハヾ、吟味の上、曲事申付くべき事、付り、郷蔵近所火事出来候刻、村中走着、蔵囲い申すべく候、若し出合ざるものこれ有り候ハヾ、急度申付くべく候

代官支配所のものは「郷中にこれ有る郷蔵に、御米詰置き候内、郷中の者預り、昼夜番仕り候上は、盗人又ハ御米ふけ候か、何事に依らず損米御座候共、急度弁差上げ申すべく候、并に御用の置米、郷蔵より出し申し候節、御急ぎに御座候とも、名主一人にて郷蔵戸前符を切り、自由に取出し申すまじく候、組頭・年寄・百姓立合、封を切り、御用の員数取出し、勿論右のものども立合、相封を致し置き申すべく候、自然郷蔵近所に火事出来申し候ハヾ、村中は申すに及ばず、隣郷まで男女によらず欠付け、郷蔵を防ぎ申すべく候、尤相防ぎ難き趣に候ハヾ、早速御米取出シ申すべく候、若し御米焼失致し候ハヾ、御吟味の上弁納仰せ付けらるべく候事」と、くわしい。

6 火事・殺害人、不慮の儀出来仕り候ハヾ、早速注進仕るべき事

7 寺社替目の儀、或は百姓遁失せ申す者、或は身上つぶれ申す百姓これ有り候ハヾ代官え訴え申すべき事

8 家中の面々、押買・押売は申すに及ばず、其外少しも非分なる義これ有り候ハヾ、急度申出すべき事

代官支配所のものは「御支配人・添役衆惣て御家中の衆中まで、名主・百姓に対し依怙贔屓御座候か、又ハ少も非分なる儀御座候ハヾ、遠慮無く申上ぐべき事」とある。

9 惣て怪しきものに一夜の宿も借し申すまじく候、たとえ往還の海道にて逗留申す者これ有り候ハヾ、名主・組頭え断り、吟味の上、宿借し申すべき事

10 他所より浪人もの参り、村に罷り有りたきよし申候は、訴差図受くべき事

11 名主・百姓、年貢の儀ハ申すに及ばず、手形なく取引申すまじく候、証文これ無き義、後日ニ出入申すまじく候事

代官支配所のものは「御年貢の儀一件は申すに及ばず、惣て金銀米銭、手形なしに取引仕るまじき事、付り、たとえ初のものにも、証文取引申すべき事」としている。

12　名主・組頭、百姓え対し、少しも非分なる義仕るニおゐては、ひそかに代官え申出ずべき事

13　印判の義、自分に替申すまじく候、若し落し申し候か、替候ハで叶わざる儀候ハヾ、名主は代官え相断り、百姓は名主え申達し候て、印判替申すべき事

代官支配所のものは「名主・百姓印判の儀、自分ニて替申すまじく候、若し取落し候か、又替候ハで叶わざる儀候ハヾ、名主は改め候印鑑差出し御役所え訴、御帳ニ付、年寄并に百姓は名主ニ見せ候て、名主方ニて帳ニ付、其印形用い申すべく候、并に印形仕り候儀、其身差合罷り出ず候節ハ、親子兄弟の外、むざと判を預け遣わし申すまじく候事」とある。

14　家中の面々え重き音物并に馳走がましき義、一切仕るまじく候、もし左様の儀仕り候ハヾ、越度たるべく候事

代官支配所のものは「御支配人并添役衆、惣て御家中衆中下々まで、何ニても音物一切仕るまじく候、もし音物の儀ニ付、金銀米銭は申すに及ばず、何によらず名主方より百姓え割懸ケ出し候えと申し候とも、一切出し申すまじく候、達て出し候えと申し候ハヾ、其段書付、御役所の筒え上ゲ申すべく候、もし内証ニて音物致し、脇より相知れ候ハヾ、何様の曲事ニも仰せ付けらるべき事、付り、惣て御役人中、郷中に借し物・借り物、押売・押買又は、むたひなる儀御座候ハヾ、是又早速書付、御筒え上ゲ申すべき事」とある。

15　他所より参り候手負いの儀は申すに及ばず、郷中にて怪我など仕り、疵出来候ハヾ、当座に申出、帳面に付け申すべく候、并に行衛知れざるもの、路次にて相煩い候ハヾ、介抱致すべく候、正気の内、国所・其もの名、何れも立合承り、書付申すべく候、もし相果て候ハヾ、早々申出、差図受くべき事

代官支配所のものは「手負の者、他所より参り候儀は申すに及ばず、郷中にて手負候者これ有り候ハヾ、当座に申上ぐべく候、并に郷中にて行倒れ、相果て候者これ有り候ハヾ、是又御訴申上ぐべく候、勿論行倒れ、相煩う者これ有り候ハヾ、乞食・非人に限らず、其者名并に親類・国所・宿等承り届、看病致し置き、早速御訴え申上ぐべく候、尤相果て候とも、其旨早々申上ぐべき事」としている。

16　田地永代売買、御法度に仰せ付けられ候、今以って堅く相守り申すべき事

代官支配所のものは「田地永代売買の儀、兼日御法度仰せ付けられ候通り堅く相守り、永代売買一切仕るまじく候事」とある。

17　田地、年季を定め質物に預り候ハヾ、名主・組頭手形に致し加判、双方より証文取かハし候て持ち申すべく候、それも十年より永年季に入れ申すまじく候、もし名主・組頭、私曲を構え、加判仕らず候か、自然相対にて預ケ候ハヾ、双方曲事たるべき事、其上田地取上げ申すべく候、惣て名主・組頭・百姓に対し非義申懸ケ候ハヾ、急度申出ずべき事

代官支配所のものは「田地・屋敷、年季を定め質物に入れ、金銀等預り候ハヾ、名主・五人組加判の証文取り、所持申すべく候、勿論年季ハ十年をかぎり、永年季書入申すまじく候、田地質物書入候儀、雙方合怠致し候て埒明くべき儀を、名主・五人組、私曲を構へ、証文ニ加判仕らず、相滞り迷惑仕り候ハヾ、其段申上ぐべく候、名主・五人組加判無く、相対ニて証文仕り候ハヾ、雙方曲事ニ仰せ付けらるべき事」としている。

18　公儀御用の儀、何方より申し来り候共、時付けの如く、少しも滞り無く配賦、先々え相届ケ申すべく候、尤日付・時付、相違これ無き様ニ手形取置き申すべき事

代官支配所のものは「御公儀様御用の儀、何方より申来り候とも、宿々ハ申すニ及ばず、何れの村々ニても、た

とえ刻付これ無く候とも、遅滞仕るまじく候、勿論、急々配符抔、先々え遅く相届き、日付・刻付違い候ハヾ、持送りの者ハ申すに及ばず、名主・年寄・百姓、曲事仰せ付けらるべき事」となっている。

19　往還は勿論、野道たりといふとも、村々請取の道・橋、念を入れ作り申すべき事

代官支配所のものは「村々請取ニて作り来り候道・橋、毎度御触これ無く候とも、入念作り申すべく候、なかんずく御公儀様より御掛けなられ候板橋、大小ともニ塵芥これなき様に常々掃除仕るべく候、もし道・橋、麁末なる所は、其受取場所の名主・百姓、御咎め遊さるべき事」としている。

20　欠堀・落堀并に、道を狭め、田畑仕出シ候ハヾ、番人は申すに及ばず、名主・組頭まで曲事たるべき事

代官支配所のものは「掛井・落井堀并に道をせばめ、田畑を仕出し、作毛仕付け申し候ハヾ、当人は申ニ及ばず、名主・五人組まで、何様の曲事にも仰付けらるべく候事」とされている。

21　博奕・賭の諸勝負、一切仕るまじく候、并に博奕の宿堅く仕るまじく候、もし相背き申すものこれ有り候ハヾ、当人は申すニ及ばず、名主・組頭まで曲事たるべき事

代官支配所のものは「博奕の儀、堅く御法度ニ仰せ付けられ畏り奉り候、其外何ニても賭の諸勝負、一切仕るまじく候、もし相背き候もの、これ有り候ハヾ、当人は申すに及ばず、宿并に名主・年寄・五人組まで、何様の曲事ニも仰せ付けらるべく候事」となっている。

22　当村火事出来申し候ハヾ、村中火消道具を持ち、早速火事えかけつき消し申すべき事

代官支配所のものは「村中ニ火事出来申し候ハヾ、郷中の者、火消道具を持ちかけ付、精を出し消し申すべく候、もし出合わざるものこれ有り候ハヾ、御穿鑿の上、曲事仰せつけらるべく候事」としている。

23　店借并に借り地の者、置き候ハヾ、其出所え断り、構無き者ニ候ハヾ、名主・組頭え断り、請人を取り、差置き

申すべき事

代官支配所のものは「地借り・店借り・出居衆・前地のもの差置き候ハヾ、念入れ請人を立て、証文を取り、差置き申すべく候、其儀無く差置き、其者悪事仕り候ハヾ、地主・家主の儀は申すニ及ばず、五人組とも曲事仰せつけらるべき事」としている。

24　鉄砲打ち申す義、御法度ニ仰せ付けられ候、もし隠シ候て打ち申す者これ有り候ハヾ、名主・五人組并に惣百姓共ニ、相互ニ急度申すべき事

代官支配所のものは「此以前より鉄砲御免の所は格別、其外在々所々ニ鉄砲所持すべからず、自然相背き、無益の殺生いたし、昼夜を限らず山野ニ住ものこれ有るニおゐてハ、申出ずべく候、たとえ同類たりといふ共、其科をゆるし、御褒美下さるべく候、隠し置き他所より顕るるにおゐてハ、御穿鑿の上、曲事ニ仰せつけらるべき事」とある。

25　在々町々にて跡より御帳ニ付け申し候酒屋の外、自今以後新酒屋仕るまじく候事

26　持高分ケ申し候儀、一人別十石より内分ケ申すまじき事

代官支配所のものは「名主・百姓、名田畑持ち候大積り、名主二十石以上、百姓は十石以上、夫より内持ち候ものは、石高猥(みだ)りニ分け申すまじき旨仰せ渡され、畏り奉り候、もし相背き候ハヾ、何様の曲事ニも仰せつけらるべき事」となっている。

27　常々門立悪しく、或は人の妨げをなし、或は切々喧嘩口論仕り、又ハ夜歩行致し、耕作・商をも仕らず名主・五人組、異見いたし候ても承引仕らず、不届なる者これ有り候ハヾ、名主・五人組、越度たるべき事

代官支配所のものは「耕作・商売をも致さず、又ハ遠え切々相越し候もの、并に博奕其外賭の諸勝負を好み、不

似合の衣類を着し、不審多きものこれ有るニおゐてハ、早速申上ぐべく候、もし隠し置き、彼者悪事をなし、脇より顕るるにおゐてハ、其者并に親子・兄弟の儀ハ申すニ及ばず、名主・五人組まで御せんさくの上、科の軽重ニしたがひ、御科仰せつけらるべく候、惣て一夜泊り他所え相越し候とも、其行所并に用事の子細、名主・五人組え相断り、罷り越すべき事、付り、盗人の訴人ニは、其同類より後日ニあだをなすニ付、気遣いいたし、罷出ざる由、其聞候、向後ハ御役所の筒え密々書付、差上ぐべく候、あだを成さざる様ニ仰付けらるべき旨、畏り奉り候事」と「耕作常々精出し、作の間ハ男女共ニ相応の拵いたし申すべく候、もし作ニ不精ニて、徒らニ暮し候ものこれ有るに於てハ、五人組の内ニて互ニ吟味致し、異見申すべく候、用いざるものこれ有り候ハヾ、名主え早々相断り、弥名主申し聞かせ、其上ニても承引致さず候ハヾ、御役所え申上ぐべく候、もし隠し置き候ハヾ、名主・年寄・五人組共ニ曲事仰せつけらるべく候事」の二条になっている。

28　山林・竹木、猥りに伐刈り申すまじき事

代官支配所のものは「自分の居山林、又は四壁の内にても、大木我儘に伐取り申すまじく候、自然伐り候ハで叶わざる儀これ有り候ハヾ、其品申上ゲ、御差図を受け、伐り申すべく候、勿論小木ニても、猥りに伐荒し申すまじく候事」となっている。

29　人売買、一切停止仕るべき事、付り男女奉公人召抱え候ハヾ、公儀御定めの通りたるべき事

代官支配所のものは「人売買の儀、堅く御法度の旨、仰せ渡され、畏り奉り候事」とあるだけである。

30　何事に依らず申合せ、徒党がましき儀仕るまじく候、もし左様のものこれ有り候ハヾ、急度申出ずべき事

31　質物取り申し候は、請人を立て申すべく候、請人無く質物取り候ハヾ、曲事申付くべき事

代官支配所のものは「在々にて質屋・古着屋共の儀、質物取り候ハヾ、置主・証人吟味致し、印形致させ質物取

り申すべく候、もし吟味致さず盗物、質物に取り、又は買取候ハヾ、組・名主・年寄共ニ曲事ニ仰付けらるべく候事」としている。

32　郷村、水論の儀、先規の例を以って兼て相定め、用水の所これ有り候ハヾ、諍論仕らず、田地渇水ニ及ばざる内、申出ずべく、理不尽ニ切取り申すまじく候、水論又ハ領境の諍論これ有り候共、喧嘩口論の時、刀・脇差をさし、弓鑓を持ち罷出候ものこれ有り候ハヾ、僉議の上、曲事申付くべき事、付り、何事に依らず諍論の時、加勢仕るまじく候、もし相背く族これ有り候ハヾ、越度たるべき事

33　独身の百姓、或は煩い、或は人手間これ無く、耕作成り兼申し候時は、五人組の内より助合申すべき事

34　祝言振廻・家ひろめ、其外一代の内再三これ無き振廻にても一汁三菜に過ぐべからず、惣て百姓ニ似合わざる奢りがましき儀、仕るまじき事、付り、斎非時右同前ニ仕るべく候、是より軽く仕り候儀ハ、面々心次第ニ仕るべく候、勿論大酒仕るまじき事

35　聟取・嫁取の儀、身体より軽く仕るべく候、分限ニ不相応の家作仕るまじく候、尤境目并に海道え少しも建出し申すまじき事

36　死後書置、□中ニ認めおき、名主・組頭加判取置き申すべく、慥なる書置き□りという共、筋目違い候書ニ候は、用い申すまじき事、付り、病人急々差詰り遺言仕り候時、名主・組頭、出合い成り難く候ハヾ、向寄五人組を差加え、病人の口上、其座ニて書付け、一座のもの判形を加え、則明了名主・組頭ニ見せ置くべき事

37　川筋の村々、大水出申し候節、早速名主・組頭・百姓、悉く出合い、堤切レ申さざる様ニ防ぎ申すべき事

38　牛馬売買仕り候ハヾ、跡々の出所改め、請人を立て、五人組へ断り、売買仕るべく候、不審なる牛馬買い申すまじき事、付り、作場へ猥りに牛馬、はなし申すまじき事

39　人請の儀、猥りに立申すまじく候、然れ共近き親類、又ハ出所よく存じ、慥なる者ニ候ハヾ、名主・五人組え相断り、請ニ立申すべく候、自然人受けの儀ニ付、出入これ有らば、名主・五人組立合い、急度埒明け申すべく候、もし滞る儀候ハヾ、申出ずべき事

代官支配所の同様の条章としては、男女奉公人の請に立つ場合を記している。

40　年貢割付、惣百姓披見の上、何も立合い、内割仕り、あらくだけ・□米・青米これなき様ニ縄・俵まで差図の通り念入れ拵（こしらえ）、納め申すべく候、自然未進致し、欠落仕り候者これ有り候ハヾ、郷中ニて弁納申すべく候、郷蔵へ納め払の儀、惣百姓相談の上、升取り相定め、高下これ無き様ニ仕るべく候、年貢皆済仕らざる以前、穀物一切、他所え出シ申すまじき事、付り、郷蔵ニ置米、急用ニ候共、名主一人ニて封を切り取出シ申すまじく候、組頭立合い、封を切り、用の分取出シ、又相対仕置申すべき事

代官支配所のものは、年貢内割の節の心得、升取りの心得、年貢皆済以前の他所米出し禁止を、それぞれ三条に分けて詳細にきめている。

41　堤川除・井堰・井溝の普請、毎年正月より始むべく、名主・五人組相談の上、代官え伺い申すべき事

42　神事・祭礼、古来より有来り候分ハ美麗ニ仕らず、其外不時の正月事、風祭・雨乞・はやり神を送り、亦ハ月待・日待に事を寄せ酒食を調え、米銭をつかひ、無益の農隙を費すまじく候、右臨時の祭は、名主・組頭相談の上、代官え差図受くべき事

代官支配所のものは「祭礼・法事、弥軽く執行すべく、惣て寺社・山伏、法衣・装束等、万端軽く仕るべき事」と「在々ニて神事・仏事其外何ニよらず新規の儀、堅く取立て申すまじく候、并に狂言・操り・相撲の類、堅く仕るまじく候、もし拠（よんどこ）ろ無き子細これ有り候ハヾ、御役所え訴上げ、御下知を得申すべく候、隠し置き候て右体の

儀仕り候ハヾ、曲事ニ仰せ付けらるべく候事」の二か条がある。

43　見物事・聞事のあそびもの、其外諸勧進ニて修行者、郷中ニ猥りに徘徊仕らせまじき事

以上の如くであるが、「知行所え申渡条目」は、農民の生活に立入っての取締りが詳細にきめられているようである。

伊賀者の永代地方目録　下白子村知行所分の領主である伊賀者は延享四年（一七四七）一二月、「永代地方目録」を作成して知行所の上下一木村・原宿村・穏田村・佐須村・小足立村・上白子村・下白子村から徴収する年貢の徴収方法を確定するとともに次のような支配方針をきめた。

1　定免で年貢を取立てる村に対しては、以後年貢米を減免することをしない。しかし御料・私領とも一統に、凶年・水損・旱損・風損等で百姓の生活がなり立たなくなったようなときには、伊賀者の組頭が寄合相談の上、減免する。

2　村方で年貢を納めないところがあったなら、きびしく取調べた上で、これを取立てる。もっとも、組で申合せた事柄や掟書（おきてがき）を守って取立てること。

3　村方で普請をして欲しいという出願があっても掟できめているものでなかったり、これまでに例のないような普請であるなら、その出願を取上げない。たとえ先例があっても、調査した上で差支えないと認めたものだけを施工する。

4　今後は村方に対し、永久的な年貢免除の特典を与えない。もし褒美として、これを与える必要があったときには、その年に徴収する年貢米の内から、何俵と俵数を限って免除すること。重く褒美を与えなければならないときには、何年と年季を定めて免除すること。

5　村方を見分する必要があって役人が出張した場合は、その費用を、用向に応じて徴収すること。その場所で臨時の支出があったときには、帰任後、その理由を明らかにして徴収すること。

6　村方で年貢米を収納しておく蔵、これの計場、蔵番宅が破損したときには、入札を取って修復させ、高割で村が負担すること。

7　何事によらず村方の争論があったとき、また捨物・欠落者・倒死・首縊(くくり)・切害人があったときなどの費用は、その村で出させること。領主側が負担すべきものではない。

8　年貢の先納を猥りに申付けないこと。事情があって先納を命じなければならないときには、組頭が会談して取きめた上で申付けること。

伊賀者組がきめた方針は以上のとおりであるが、これはどこまでも領主側での申合せであり、領主側の都合できめたものである。支配の秩序をきちんと取きめる必要があってのことであろうが、きびしい支配組織がつくられたようである。

なおこのとき下白子村から伊賀者が徴収する年貢は、この頃広く行われだした定免法によることにきめられている。同村の村高二七一石九斗二升五合〇夕九才に対し、その五二パーセントを徴収するのが、この村での定免であった。下白子村では、こうして計算した年貢米一四一石四斗〇升一合四夕六才を、豊凶のかかわりなく、毎年伊賀者組に納入することになったのである（「永代地方目録」）。

第三節　村の動き

1　新田開発と村の変化

新田開発の結果

享保の改革政策に取上げられた新田開発は、享保七年に幕府の政策として取上げられてから、ほぼ延享年間の流作場検地で終った。和光市の西から北の方では大規模な武蔵野の開発が行われ、いわゆる武蔵野新田八二か村の成立を見た。新座郡では元禄一五年（一七〇二）に三一か村・一万二二四七石余であったものが、天保五年（一八三四）には三七か村・一万四二四八石余になった。およそ一三〇年ほどの間に六か村・二〇〇〇石ほどの増加があったのであるが、そのほとんどは享保の新田開発によったものであろう。武蔵野新田はもとより、和光市域内の新田は、すべて幕府領に入れられた。

享保の新田開発は幕府の赤字財政克服のための年貢増徴を目的として取上げられたものであるが、市域の村々には新しい耕地が追加され、新しく土地を持っている百姓を生み出した。しかし開発した土地はいずれも生産力が低く、中には新しい耕地を取得したのではなく、野や原として使用していたところを、そのまま変わりなく使っているが、そこを新しく年貢対象地として登録されたと見られるところさえもある。享保の新田開発は、ただ年貢が引上げられただけといった土地もあったであろう。だが課税は増加し、年貢負担者は多くなった。支配者にとっては年貢が増えればよかったわけであるが、それは農民にとって負担の加重となった。新しく耕地として登録された土地を、どのように使うかは百姓の工夫にまつよりほか、しかたがなかった。こうして土地の利用のしかたは、これまでと変わらざ

表 4-25　宝暦８年上新倉村
規模別新屋敷数

屋敷規模	屋敷数	計
畝 歩 2.00	3	3
1.15 1.10 1.00	2 2 7	11
.27 .22 .21 .20	1 1 4 6	12
.19 .18 .16 .15	1 5 1 4	11
.12 .11 .10	4 1 2	7
計	44	

生じた。下新倉村は宝暦一〇年（一七六〇）の調査によると酒井家知行分四〇〇石のほかに代官支配所の分四〇石〇斗四升二合が加わった。また芝畑二町八反〇畝二四歩が、これも代官支配所分として登録された。新田開発の結果は知行所分が増えるのではなく、幕府直轄領に組み入れられるのである。こうしたことの結果、これまで酒井家だけが支配していた下新倉村は代官と相給の村になったのである。

新しい屋敷持百姓

上新倉村の享保六年と同一五年の村明細帳は、この一〇年間に同村の戸数・人口が著しく増加したことを示している。享保六年には本百姓一五六軒・水呑七軒の合せて一六三軒の家数が、享保一五年には寺五か寺を除くと一九八軒になっている。また人口は享保六年八二八人であったのが享保一五年には一〇一八人に増加している。家数では三五軒、人口では一九〇人の増加である。

享保六年は、江戸日本橋に新田開発奨励の高札がたてられた年の前年である。雑談袋新田の検地は享保一六年一一月であり、広沢原新田の検地は享保一七年六月である。恐らく両新田の開発は享保一五年以前に始まっていたことであろう。上新倉村の享保六年から一五年までの戸数・人口の増加には、この新田開発が関係しているであろう。雑談るを得なかった。

新田開発によって土地を持ち、年貢を負担する百姓が増加した。土地を持ち年貢を負担する百姓は、村で一人前―一軒前の百姓である。こうした百姓の増加は、農村社会に変動を与えることになったろう。

新田開発の結果は支配の上でも微妙な変化が

袋・広沢原の新田開発に従った人々は、村内の人が多かったろうが他村から来た人もあろう。戸数・人口の急増はその結果ではないかと思われる。

享保の新田開発によって新しく屋敷を持った百姓が出現した。享保一二年一月、上新倉村の漆台・蔵前・牛房山の検地では九畝一五歩（高八斗五升五合）の屋敷が登録された。この屋敷が何軒分のものであるかはっきりわからないが、新田として開かれた地に屋敷を構え、ここに住む百姓が出たのである。

表 4-26　宝暦8年3月上新倉村新屋敷表

名前	字名	屋敷所在畑 位付	屋敷所在畑 反別	内新屋敷	分米
			畝歩	畝歩	升
善四郎	会ノ道	上畑	4.21	.21	6.3
半兵衛	未改新田	下畑	4.18	.18	1.2
吉兵衛	午房山	中ノ下畑	3.06	.19	2.53
彦四郎	〃	〃	1.1.27	1.00	4.
六左衛門	山下	上畑	5.00	1.00	9.
清八	田ばた内	上畑	2.06	.18	6.6
勝右衛門	畑ケ中	亥畑成上畑	5.00	1.00	9.
七兵衛	堀下	〃	7.27	.27	8.1
喜平治	長坂	〃	3.20	1.00	9.
清兵衛	長坂上	〃	6.00	1.15	13.5
利左衛門	〃	〃	8.00	.21	6.1
門三郎	下井戸	〃	3.00	.20	6.
善太郎	田ばた	〃	7.22	.16	4.8
小兵衛	〃	〃	2.00	.15	4.5
藤七	〃	〃	8.10	1.00	9.
六郎兵衛	〃	〃	7.29	.20	6.
平助	堀口	中畑	3.00	.15	4.5
坂八左衛門	〃	上畑	1.00	.12	3.6
佐治兵衛	ミね	〃	8.00	2.00	18.
甚左衛門	〃	〃	2.08	.15	4.5
長十郎	〃	〃	5.12	.20	6.
伝兵衛	〃	〃	1.8.00	1.15	13.5
五郎左衛門	〃	〃	4.00	.20	6.
平左衛門	久保やくし	〃	7.00	1.00	9.
平四郎	〃	〃	4.19	1.10	12.
庄八	〃	〃	3.19	1.10	12.
嘉右衛門	うるし代	〃	2.10	1.00	9.
加左衛門	〃	〃	2.00	.15	4.5
市兵衛	原新田	中畑	8.20	.20	4.
伊三郎	〃	下畑	8.00	.18	1.3
権十郎	〃	〃	1.2.00	.10	.73
庄三郎	〃	〃	4.00	.18	1.3
久兵衛	〃	〃	4.00	.12	.88
長九郎	〃	上畑	2.00	.10	.73
八三郎	〃	下畑	2.10	.12	.88
勘三郎	〃	〃	9.00	.21	1.54
権兵衛	〃	中畑	5.00	.22	4.42
新右衛門	〃	〃	8.19	.20	4.
新五兵衛	〃	〃	8.19	.21	4.5

宝暦八年（一七五八）三月、上新倉村で新屋敷を書き上げた。これには四四か所の屋敷が記されている。新屋敷には分米（生産高）が記されているが、字によって幾分の違いがある。原新田は低いようである。

新屋敷の持主は原新田に二〇歩、広沢原新田に一二歩の屋敷を持つ市兵衛が同一人であるなら四三名である。享保六年の村明細帳に記された本百姓一五六軒は、一挙に四三軒を加えたのである。享保一五年の「村明細帳」は、寺を除くと家数一九八軒であることを示している。新しく屋敷持になった百姓の中には水呑百姓から屋敷持になったものもあろう。またこれまでの屋敷持百姓が、新田にもう一つ屋敷を持つようになったものもあろう。上新倉村には三〇パーセント近い新屋敷が出現したのである。

この新屋敷は、屋敷の規模が最大で二畝、最小で一〇歩である。寛永一六年（一六三九）の下白子村の屋敷規模とくらべると小規模であるといえる。ただ同一規模の屋敷が比較的多い。

これらの新屋敷は開発した畑のなかに構えていたようである。字別に見ると原新田が一五屋敷で圧倒的に多い。次いでミねの五屋敷である。上新倉村の各所に新屋敷が出現したのであるが、ことに原新田には集落ができ上ったのである。

			畝歩	畝歩	升
金左衛門	原新田	中畑	5.14	2.00	12.
小左衛門	〃	〃	9.14	2.00	12.
門左衛門	〃	〃	4.00	.11	2.2
権左衛門	〃	〃	4.09	.18	3.6
市兵衛	広沢原新田子高入	下畑	1.12	.12	1.8

村の取きめ

享保の新田開発は、主として林野を拓（ひら）くことで行われた。新田開発の結果、村々の林野は一挙に減少した。共同の秣場は消滅し、個々の百姓の持地になった。しかし、この地方の農村の林野は、農業を営む上で、まだまだ大切な役割を果していた。広沢原の開発では個々の百姓の持地ではあったが、まだ秣場が残さ

れ、また積極的に植林も行われたようである。しかし、林や野があることでつり合いのとれていた農業経営は、その開発でバランスが破られた。山林の盗伐や野の草を刈り取っていくものが出たのであろう、享保一八年八月、下新倉村では惣百姓が次のような取りきめをしている。

領主の林の木の枝は一切取らない。もし盗み取ったものがあれば、領主に訴え出られても言い訳をしない。堤の秣は一切刈り取らない。もし刈っているものを見付けたなら、役人衆へ早々知らせること。もし見逃すものがあったなら、盗人同様に銭一貫文の過料を出すことというのである。なお村方については、次のようにきめている。

1　田畑の作物は一切荒らさない。もしふみあらしたものがあれば過料銭を取り立てる。自分の作物はいうまでもなく、たとえ他人の作物でも荒らしているものを見付けたなら直ちに取り押え、盗人に間違いないときは領主へ訴えて、大小の百姓に限らず村方を追い払い、二度と村方へ立入らせない。

2　盗人の近所三軒のものからは過料銭五貫文を取り立てる。

3　盗人を見付けたならたとえ親子親類でも見逃さぬこと。もしこれを見逃したものがあったなら過料銭五貫文を取り立てる。

4　山林はいうに及ばず、並木・あぜ木などまで、勝手に盗み取ったものがあれば、金三分を出させる。

5　作物や木の枝を盗み取ったものについては、誰であろうとも、詫言（わびごと）をしない。

なお最後に、この取りきめは下新倉村の村中惣百姓が相談の上きめたものであることを認め、百姓相互にいましめあい、常々厳重に守ることを誓っている。また子供・奉公人へもよく申し付けておき、もし違反したときには各条できめたとおりの処置をすることをつけ加えて連判している。

宝暦九年（一七五九）七月には再び、前々から取りきめていたように堤では一切秣を刈らない、もし刈り取ったも

のがあれば、見付け次第科料銭一貫文を申付ける。もしこれを見逃したものがあれば、同様の処置を取る。また田畑耕作を荒らし、たとえぞがてであろうとも飼葉（かいば）に刈り取ったものがあれば金三分の科料を申付ける。見逃したものも同様に処置する。並木・あぜ木の枝葉までもきり取らない。もしきり取ったものがあれば前同様の処置を取るということをきめている。

なおこの度の取りきめでは、吹上観音三度の市に、諸所より来た商人へ難題を申掛け、酒手を取り、また商売ていによっては上前（うわまえ）を取るなどして商売人に難儀を掛けるようなことをしないこと。もしそのような不届きなことをしたものがあれば村吟味の上、科を申付ける、という一条が加えられている。

この宝暦九年の村法度は、村役人が村中の大小の百姓、水呑までも堅く守ることを誓って連判するという形式を取っている。

2　神社と寺院

神社・寺院の経営

市域三か村の神社は、それぞれの寺院が管理してきたが、神社も寺院も、その多くは近世初期からのものが、そのまま続いていた。このころになると村民の鎮守や菩提寺への信仰は一層深くなったようであるが、その他の神社・寺院・祠・堂に祀られる神や仏に対する信仰も深まったようである。白子村の氷川社はもと、この村の鎮守であったが中古より衰えたという。それは村民が同村不動堂の境内にある熊野権現を鎮守と崇（あが）めるようになったからであるという（『新編武蔵風土記稿』）。

寺院も神社も一軒前の百姓として田畑を持っていた。上新倉村では長照寺が一五石四斗二升三合、満願寺が一八石七斗五升八合、東林寺が二石八斗五升五合、正願寺が六斗五升八合、宝積院が一石四斗八合の高を持っていた（享保

六年八月「上新倉村明細帳」)。下新倉村では宝暦一〇年(一七六〇)に、鎮守氷川社が畑一町一反二畝〇七歩、壱鑑寺が畑一町六反二畝二七歩、金泉寺が畑八反二畝一五歩、東明寺が五反一畝一四歩、妙典寺が七反二畝二九歩を除地にされていた。除地は年貢免除地である。

享保三年二月、下白子村は東叡山(とうえいざん)寛永寺へ提出する地福寺寺中の万正寺・観音寺・久城寺の、土地建物を書上げたが、これによると三か寺は、いずれも寺地・堂地のほかに二反前後の田畑を持っている。寺地や堂地は、すべて除地であるが、田畑は年貢地である。寺院や神社はこの年貢地を経営したのであるが、その点では一軒前の百姓と変らなかった。年貢地の分については年貢を上納することはいうまでもないが、村入用も村民なみに負担した。そのかわり新田開発に当っては開発地の割当てを受けた。

表 4-27　享保3年2月地福寺寺中3か寺持反別

		万正寺	観音寺	久城寺
		反畝歩	反畝歩	反畝歩
除地	敷	1.0.余	7.0.00	
	寺山	1.0.余		3.3.26
年貢地	中田	20		1.00
	下田	1.7.11		5.07
	下畑	8.21	* 8.29	1.6.04
	下々畑	1.0.20	1.3.00	
	下々野		7.00	
計		5.7.12	9.8.29	5.6.07

＊伊賀者知行地
(「万正寺書上・観音寺書上・久城寺書上」『和光市史』史料編二)

村の神社や寺院の経営は、村民の力によるところが多い。下白子村の太郎兵衛は宝永三年(一七〇六)三月、同村の熊野権現へ持地のうち市場下の上田一反四畝一六歩を寄進した。領主も村の鎮守や村民の菩提寺の保護につとめた。下白子村では領主の伊賀者が、同村から取り立てる年貢米のうち二俵を、毎年同村の地福寺へ寄進している(「永代地方目録」)。

市域三か村の寺院はこうして領主や村民に支えられて、その経営も安定したようである。延享四年(一七四七)、下白子村の地福寺は、撞鐘一口を建立した。口径二尺二寸で、炭手間は

金九両であった。地銅諸入用一式、地福寺掛りで建立したのであるが、それは道心唯心坊と恵覚坊が願主になって建立を進めたものであった。

寺の格式と檀家の格式　村民は菩提寺の安定をはかるとともに、寺格の維持にもつとめた。寛保元年（一七四一）九月、下白子村の地福寺の住職が死亡した。村では早速このことを東叡山寛永寺へ届けた。江戸上野の東叡山は天台宗の本山であり、地福寺住職の死去に当っては後住を派遣するならわしになっていた。ところが、この届けを受けた東叡山役者は、中院の添状がないといって、この届けを受付けようとしなかった。中院は仙波の中院で、喜多院領五〇〇石のうち三〇石の配当を受け、この地方の天台宗の寺院を支配し、地福寺の本寺になっていた。

地福寺住職死亡の届けが、中院の添状が無いのを理由に東叡山から拒否された下白子村の人々は、翌日再び東叡山へ出頭し、古末寺であるから、前々より中院の添状を付けずに東叡山へ届けていることを説明したが東叡山側は、重ねて本寺の添状がない書類は受付けることが出来ないと、これを取り上げなかった。村側では東叡山に対して、地福寺住職の葬儀の際に、享保一九年（一七三四）九月の地福寺住職の死亡の届け、及び享保八年五月の不動院死亡の届け、ともに中院の添状を付けずに東叡山へ届けている例をとり上げて、両寺共に中院の添状なしで東叡山へ届けるのが先例であることを中院へ説明してあると申出たのであるが、東叡山側は、本寺の添状が無いものは受付けないと、はじめからの態度を崩さなかった。

形式の整わない書類は受付けないとする東叡山側に対し、村側が、このように執拗に中院の添状なしに届けを出すことを主張したのは、地福寺・不動院ともに古末寺であって格式が高いこと、それを新末寺なみに中院の添状を付けるのは檀方も住職も格式が下ることになる、という理由からであった。この点では一歩も引けなかったわけである。

村側と東叡山側との折衝は、なお続くのであるが、終局的には、中院の末寺の中には東叡山へ、中院の添状を付け

て出すものもあり、付けないで出すものもあるということがわかり、村側の届けは中院の添状なしで東叡山に取り上げられ、地福寺の後住も早速きめることになった。村側ではこうした結着を見たことを重視し、以後地福寺・不動院とも住職が変わるときには、この書類を見て、中院の添状を付けるようにと、どのように言われても、添状なしで届けを出すように、と後のものをいましめている。

延享三年（一七四六）七月一四日、地福寺で施餓鬼（せがき）が行われた際、村民が坐る座席の問題で紛争が起った。この日組頭忠兵衛が坐ろうとした座に、百姓十次郎が坐っていた。恐らく忠兵衛は十次郎に座を明けるようにいったのであろう、十次郎は、ここは十次郎の座であるといって動かなかった。十次郎は組頭忠兵衛の組下のものである。忠兵衛は、組下のものが組頭の上座に坐るのは、あるまじきことであるといって十次郎に、座を下るよう求めた。ところが十次郎は、むりやりに忠兵衛を下座に下ろし、彼は上座に坐ったままで過言を吐いたという。

これが紛争の発端であるが、十次郎が頑（かたく）なに自分の坐っている座を下ろうとしなかったのは、もともとこの座が十次郎の親の代からの座であったようである。それを忠兵衛がここに坐るようになるなら十次郎にとって、先祖の座が無住になることであり、たとえ領主の命令があろうとも、この座を他人に譲ることはできないものであると考えたようである。

忠兵衛がここに座席を占めたのは、忠兵衛なりに言い分があった。忠兵衛の親藤兵衛は村政の上で重要な働きをしたようである。忠兵衛にいわせるなら「名主方に忠孝を仕り候者」である。しかも座席について、誰がどこに坐るかという証文があるかということを下白子村の二人の名主に問合せたところ、そのような証文なぞ、無いということである。それなら座席は、名主によく勤めたものが名主に近い上座に就くべきである。そうでなければ村の用事も足し得ないであろう。そこで上座に坐ったというのである。

こうして両者の座席争論は続くのであるが、結局この問題は忠兵衛以外の組頭が間に立って、問題となった左側の座席は名主富沢家代々家元の座であるということになり、忠兵衛がその座を下りることで解決した。座席は村政の事務上の便宜できめるべきものではなく、家柄できめるべきものであるということになろう。家格はそれほどに大事なものであり、村の生活を秩序だてるための大切な役割をなすものになっていたのである。

地福寺の東叡山に対する格式が強硬に主張されたり、寺の施餓鬼で村民の座る座席が問題になったりする、このころ格式がようやく確立し、それが村の組織から、広く社会の組織を、きちんと秩序だてるものになっていたのである。

第三章　近世村落の動揺

第一節　江戸地廻り経済の展開

1　近世後期の村の概況

新編武蔵風土記稿　『新編武蔵風土記稿』は一九世紀前半頃の武蔵国の村々の様子を書いた地誌であるが、同書によって和光市域の当時の村々の概況を見ると次のとおりである。

上新倉村は民家二〇〇軒ばかりの村である。南は広沢原新田、南西の隅は岡村、西は根岸村に接し、北は荒川を境とする。荒川の対岸は足立郡佐々目（笹目）村である。東西一里余、南北五丁ばかりの東西に長い村である。村内には牛房山（ゴボウ）（午王山）・向山（ムカイ）などの小高いところがある。村の北を流れる荒川は、西の根岸村の方から流れてきて東の下新倉村へ達する。川幅は五〇間ほどである。村全体としては畑が多く、水田が少ない。

村の鎮守は上ノ郷にある氷川社である。寺院には長照寺・満願寺・法釈院・東林寺・正願寺などがある。向山には地蔵菩薩が地蔵堂に祀られている。本尊の地蔵菩薩を土地の人は「向イノ地蔵」といったり「足濯地蔵」などといっている。堂に向って左方に地蔵菩薩を彫った石碑が建っている。碑面には「寛文六己酉（丙午）天」（一六六六）と記している。向山の麓に不動堂がある。わずかの堂であるが堂中に、たけ三尺（九一センチメートルほど）ばかりの石造の不動像を安置している。台座には「滝不動尊」の四字が彫ってある。堂の前に鳥居を立て、左傍に筧を設けて五、六尺

の滝をつくっている。向山の地蔵堂も不動堂も東林寺持である。

百姓彦太郎の屋敷構えの中に朮庵（ウケラ）がある。傍らに同家代々の墓がある。朮庵は、その墓守の僧を置くために設けたものであるという。土地の人の伝えに、この辺は昔武蔵野のうちで朮が多く生えていたので「うけら野」といっていた。その名を庵の名にしたのであるという。村内の古跡として、牛房山の上のわずかの平地は、昔新羅の王子が都から下ってきて住んでいたところであると伝えている。また広沢原新田のわきに、高さ一間（一・八一メートル）、さしわたし二間ほどの塚がある。土地の人は「カネ塚」と呼んでいる。大江匡房（おおえのまさふさ）の別荘があったといういいつたえもある。「うけら野」にあったというが、そのどこであるかはっきりしない。誤り伝えであろう、確かな話ではない。

上新倉村は、江戸時代のはじめは板倉家の領地であったが、このころは代官川崎平右衛門の支配所である。『新編武蔵風土記稿』の説明する上新倉村は、以上のとおりである。

宝暦一三年（一七六三）九月の上新倉村絵図は明治二一年（一八八八）三月に写したものであるが、東は下新倉村境、西は台村（朝霞市）境、南は広沢原新田、北は雑談袋から荒川に及ぶ全村の図である。民家や小名の書入れが無く、社寺や堂を描いているが、その名が入っていないものもある。粗絵図か、下絵図であろう。

この図で見る上新倉村の地域は大きく分けると、北の荒川が流れる低地と、その南に一段高くなっている台地の二つになる。この台地の部分は、村のほぼ中央部分を東南から北西に流れる谷中（やなか）川によって、さらに北と南の二つの部分に分けられる。

台地の南の部分、図（写真4―14）の下方に東西に走る道は川越街道であり、その東端で分れて川越街道の北を平行する道は引又道である。川越街道も引又道も、西端で越戸川を渡って隣村の台村に入る。川越街道には土橋（つちばし）を架け、引又道には越戸橋を架けている。引又道の北にある地蔵堂は向イノ地蔵（足洗い地蔵）を祀る堂である。地蔵堂

の東に描かれた、鳥居を前にした堂は滝不動堂である。西のはじにある金剛院塚はコゲンヅカと呼ばれ、入定塚であるといわれる。金剛院塚・地蔵堂・不動堂の北を谷中川が東西に流れて谷をつくり、北の台地と分けている。谷中川を渡って北の台地に上ると東林寺がある。台地の西には御岳社がある。鳥居を前にしている。御岳社の西に法釈院・氷川社・天神宮が続いている。天神宮の東に描かれた木はクデン（富岡家）の榧（かや）である。大木であったことが伝えられている。北の台地の北縁部に御籾蔵がある。郷蔵であろうが、備荒貯穀の籾を蓄えたか、年貢米の籾を収納したものであろう。矢来をめぐらした敷地内にある立派なものである。御籾蔵の東に高札場がある。

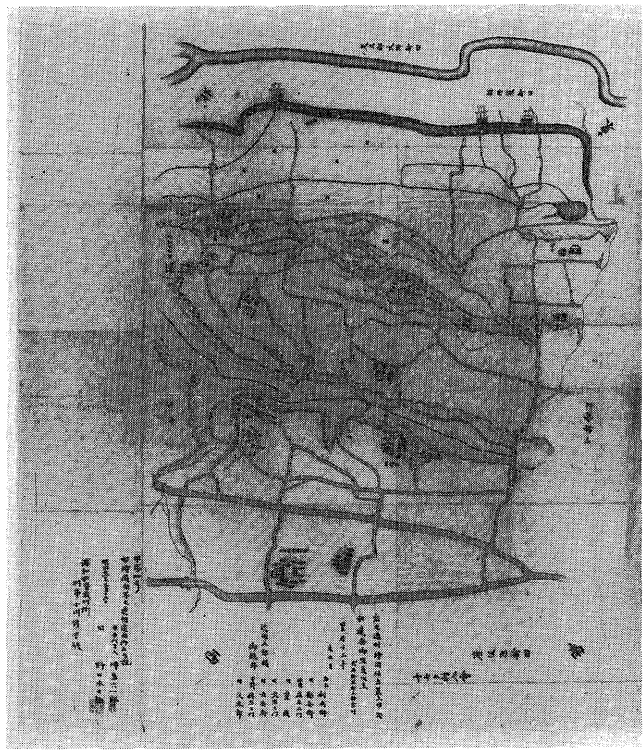

写真 4-14　宝暦13年の上新倉村絵図

下新倉村については『新編武蔵風土記稿』が次のように説明する。家数一〇〇軒余の村である。北は荒川を境として対岸は足立郡佐々目村である。東は新倉川（白子川）を隔てて豊島郡上赤塚村・成増村である。南は白子村、

南西の末は川越街道にかかり片山村に至る。西はすべて上新倉村である。東西一〇町余、南北一里ばかり、南北に長い。弥太郎坂や動坂と呼ばれている坂がある。村の東境を流れて荒川に入る新倉川は、白子川の末流である。下新倉村は一帯に土地が高いので畑が多い。水田は西の谷間と、東北の方にある崖の下に若干ある。

村の鎮守は東福寺持の氷川社と原新田にある氷川社の二社である。ほかに本村の少し小高いところにある神明社、青覚院橋の脇にある稲荷社、吹上台から西の耕地へ下る坂の中途にある稲荷社などの小祠がある。寺院には東明寺・金泉寺・壱鑑寺・妙典寺・東福寺がある。東明寺は吹上観音の別当寺である。このほか金泉寺の住職が隠居したときに居住する松葉軒がある。この村の領主は江戸時代のはじめから引続いて酒井家である。

下白子村についての同書の説明もまた以下のようである。人家は一五〇軒である。東は豊島郡赤塚村、南は同郡土支田村、西は新座郡上白子村、西北は同郡下新倉村に接する。東西一〇町、南北三〇町の村である。西北は土地が高くなり山となっているが、東南は低くなっている。白子川の水を引いて用水としているが村全体としては低地が少なく、水田の少ない畑の多い村になっている。

鎮守は、はじめは村の北にある氷川社であったが、後に滝不動の境内にある熊野宮に変わった。ほかに神社として、宿の西の御林の中に諏訪社がある。寺院は地福寺と、牛房通り観音寺山の上にある観音堂、白子宿の中ほどにある滝不動の不動堂がある。村は伊賀者の給地であるが、代官川崎平右衛門の支配所もまじっている。

下新倉村人別改帳

下新倉村本左衛門組の文政二年（一八一九）六月の「人別改帳」（『和光市史』史料編二）は同組二六軒の家の家族を記載している。同村の二六パーセントほどの家である。人数は一四九人で、このうち男が七三人、女が七六人である。男の人数よりも女の人数が少し多い。一軒当りの平均人数は五・七人ほどである。実際には九人世帯の家が一軒あり、これが家族数の最も多い家である。以下、八人が三軒、七人が二

軒、六人が一一軒、五人が二軒、四人が六軒、二人が一軒である。

家族は戸主を中心として妻・父・母・祖父・祖母・悴・娘・嫁・弟・姉・妹・孫で聟・兄はいない。また奉公人及び馬の記載はない。九人世帯の半次郎（三一歳）は三〇歳の妻と七歳・五歳の二人の悴、父（五三歳）・祖父（八三歳）及び二四歳・二一歳の二人の弟、一七歳の妹の家族である。二人世帯の徳右衛門（六四歳）は二九歳の娘との生活である。

最も多い六人世帯の家では常五郎（三八歳）が妻（三五歳）・母（六八歳）・娘（六歳）・妹（二一歳）の家族で、ほかに身分の記載がない男子一人との生活である。元次郎（五四歳）は妻（五二歳）と二三歳・一一歳の二人の悴、二〇歳の妹、同じく二〇歳の嫁との生活である。二〇歳の嫁は二三歳の悴の妻であろう。平五郎（三〇歳）は二四歳の妻と四歳の娘、それに五七歳の父、七五歳の祖母、二一歳の弟との暮しである。祖母は父の母であろう。文左衛門（四五歳）は妻（四四歳）・悴二人（二一歳・一一歳）・娘（一四歳）・母（六四歳）との暮しであり、勝五郎（五一歳）は妻が無く、三人の悴（二三歳・一五歳・八歳）と二人の娘（二一歳・一八歳）だけである。

同じ六人世帯で権三郎（四六歳）は、妻が無く、悴二人（一七歳・六歳）・娘一人（一四歳）と父（七五歳）・母（七三歳）との暮しである。浅五郎（二一歳）も妻が無く、母（四四歳）・祖母（七〇歳）・妹三人（一五歳・一二歳・五歳）との暮しであり、才次郎（二六歳）は妻（二四歳）・母（四五歳）・悴二人（八歳・六歳）とそれに身分の記載がない三六歳の男との暮しである。八十松（二九歳）は妻（二八歳）・母（五九歳）・悴二人（七歳・四歳）・妹（一六歳）との生活であり、豊五郎（二六歳）は妻（一九歳）・母（五九歳）・悴（四歳）・姉（二九歳）・妹（二一歳）との暮しである。半兵衛（五〇歳）は妻（二六歳）・母（六九歳）・娘三人（一八歳・一五歳・四歳）との暮しである。

以上、いずれも叔伯父母・甥・姪の同居は見られず、複雑な家族構成ではないようである。

表 4-28　文政２年６月下新倉村杢右衛門組年齢別家族構成表

年齢区分	男									女									下男	下女	計		
	戸主	忰	聟・養子	父	兄	弟	孫	祖父	不明	戸主	妻	娘	嫁・養女	母	姉	妹	孫	祖母			男	女	計
91—95																							
86—90																		1				1	1
81—85								1													1		1
76—80														1								1	1
71—75				1										2				1			1	3	4
66—70														3				1				4	4
61—65	2													1							2	1	3
56—60	1			1										2							2	2	4
51—55	4			1							4			1							5	5	10
46—50	7																				7		7
41—45	1										5			2							1	7	8
36—40	1								1		1										2	1	3
31—35	5										2										5	2	7
26—30	4	2									5	2			1						6	8	14
21—25	1	9				4					3	3				2					14	8	22
16—20		3							1		1	6	1			3					4	11	15
11—15		5										8				2					5	10	15
6—10		11										6									11	6	17
1— 5		6					1					5				1					7	6	13
計	26	36		3		4	1	1	2		21	30	1	12	1	8		3			73	76	149

年齢の点から眺めると八九歳を最高年齢として八一歳から八五歳までが一名、七六歳から八〇歳までが一名、七一歳から七五歳までが四名いる。これは男子一人・女子三人である。最低年齢は四歳であるが、これは人別改帳の上で四歳未満が記載されなかったのではないかと思う。五歳ずつに年齢区分をしてみると、三〇歳以下が多く、だいたい低年齢が多く、高年齢の少いピラミッド型を形成しているが、二一歳から二五歳までが二二名で突出し、ピラミッド型を破っている。

忰・娘・弟・妹などの年齢が大きく開いているのは、その間に奉公に出ている家族がいることを思わせるが、他村から来た家族としては戸主に溝沼村二名・川越一名がいる。妻（女房）では上新倉村・野火留村・板橋が各二名、牛房（下白子村）・田島

村・宗岡村・内間木村・膝折村・片山村・秋津村・練馬村が各一名である。妻の二一人のうち七〇パーセント近くが他村生れである。母では根岸村二名、浜崎村一名、しら畑（浦和市）一名である。地域的には、さほど遠くないところが多い。

村の石仏

市域に残存する石塔・石仏の中で、宝暦元年（一七五一）から天保一一年（一八四〇）までの九〇年の間の年号のあるものは三一基である（六地蔵は六体を一基とした）。これを紀年銘に従って一〇年ごとに分けてみると宝暦元年から同一〇年までと、同一一年から明和七年（一七七〇）までのはじめの二期が五基及び六基で多く、寛政三年（一七九一）から同一二年までが三基、享和元年（一八〇一）から文化七年（一八一〇）までが二基で少ない。それが文化八年から文政三年（一八二〇）までと天保二年（一八三一）から同一一年までは各四基で、再び多くなる。

表 4-29　宝暦元年より天保11年まで
年号のある石塔・石仏

	観音	馬頭観音	地蔵	庚申塔	富士講碑	各種供養塔	計
宝暦 1—宝暦10			1	1		3	5
宝暦11—明和 7			1	4		1	6
明和 8—安永 9				2		1	3
天明 1—寛政 2		1		2			3
寛政 3—寛政12		1		2			3
享和 1—文化 7			*1		1		2
文化 8—文政 3		2	1			1	4
文政 4—天保 1				1			1
天保 2—天保11		1	*1	1		1	4
計		5	5	13	1	7	31

＊ 六地蔵は6体で1とした

信仰対象別に分けてみると馬頭観音五基、地蔵菩薩五基（内六地蔵二組で独尊は三基である）、庚申塔一三基、富士講碑一基、各種供養塔七基である。庚申塔には吹上観音にある百庚申の中の三基が含まれているが、他の石塔・石仏にくらべて、ぬきんでて多い（『和光市史』民俗編）。

馬頭観音は下新倉村浅久保にある文化一五年四月銘のものが「在々諸村馬持中、当村馬持中」となっているほかは、すべ

て個人が願主となって建てたものである。また下白子村地福寺門前にある文化一五年三月銘のものは「馬頭観世音」、下新倉村田中家宅地内にある天保一一年八月銘のものは「馬頭観世音菩薩」と文字で刻んだものであり、像形ではない。田中家宅地内の馬頭観音は天保一〇年一二月、同家の火災で倒れた馬の供養のために、飼主の田中市左衛門が建てたものであった。銘文は八歳になる馬が、同家で養われること七年に及ぶと述べ、「可痛、可哭」と飼主の歎きを伝えている。馬頭観音は天保以降、ほとんど文字塔となるが、この両塔はその最も早いものといえる。

地蔵菩薩では、下白子村牛房の観音寺境内にある宝暦四年一一月銘のものは下白子村向山浪間徳右衛門が願主になり建てたものである。「講中廿人」と刻まれている。同じ宝暦のもので上新倉村長照寺境内にあるものは、願主が上原弥右衛門で「講中三十四人」によって建てられたものである。下白子村市場の大日堂にある文政三年二月銘のものは「延命地蔵大菩薩」で、願主常八妻・惣七母・佐右衛門母の三人、世話人が重次郎母・熊次郎母・藤右衛門妻・惣八の四人で、市場城山講中となっている。世話人の最後に記された惣八が、「惣八母」か「惣八妻」であったとしたなら、この講中は女人念仏講であろう。この時期になると六地蔵が残されている。下新倉村金泉寺境内にある文化二年の六地蔵は同村の石田市十郎が施主となって建立したものであるが、上新倉村長照寺境内にある天保の六地蔵は多くの人の名が刻まれ、惣世話人として坂下念仏講中と記されている。

庚申塔は青面金剛像を刻むことが定着し、ほとんどがこの像のものである。この時期の文字庚申塔としてただ一基残されている上新倉村の明和七年のものも「奉建立、青面金剛供養」と刻まれており、庚申信仰が実は青面金剛信仰となっていることを思わせる。宝暦一〇年のものが下新倉村吹上の講中一七人、宝暦一三年のものが上新倉村講中三六人、明和七年のものが上新倉村の石橋講中、安永九年のものが下新倉村の講中一七人、天明六年のものが下新倉村仏ノ木講中一二人、文政七年のものが上新倉村の峯講中、天保八年のものが下新倉村吹上講中一六人といったよう



写真 4-15　宝暦9年の供養塔
（金泉寺）

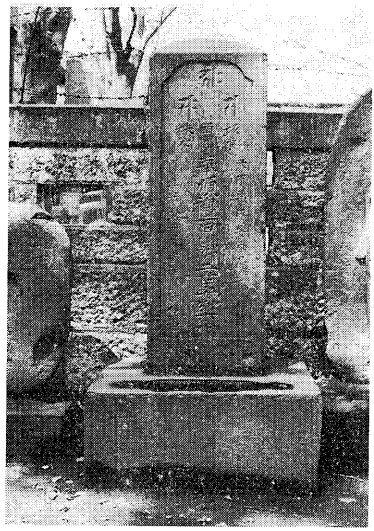

写真 4-16　安永9年の供養塔
（うけら庵）

に、「講中」を記したものが多い。

この時期の庚申塔には、道しるべとなっているものが多い。宝暦一三年上新倉村のものは「右引又道」と記し、安永元年下白子村のものは「右ひきまた・かわごえ道、左□□・ところさわ」、天明八年の下新倉村のものは「右引又ミち」と、それぞれ記している。道を示すのに引又（志木市）へのものが多い。明和七年、上新倉村の石橋講中が建てた庚申塔は、石橋供養の願意もあったであろう。

文化二年（一八〇五）六月と刻まれた富士講碑がある。下白子村の熊野神社境内富士塚にある富士講碑群中の一基であるが、文久二年（一八六二）六月、同村の三代目富澤繁右衛門が建碑したものである。初代・二代富澤繁右衛門は富士登山三三度の大願を成就しており、このことを記しているものであるが、文化年間には富士山登拝がさかんに行われたであろうことを示している。

供養塔には上新倉村の宝暦九年のものがある。願主

快円、施主上新倉村・内間木檀中・下新倉檀中による大乗妙典供養塔である。また同村宝暦一四年のものは願主浄念による「大乗妙典六十六部供養」の塔である。上新倉村のうけら庵跡にある安永九年の坂東・西国・秩父一〇〇か所巡礼供養塔は鈴木彦右衛門が願主になり、多くの村民によって建てられている。下白子村牛房の観音寺境内にある文政三年の神社・仏閣一〇〇〇か寺巡礼供養塔は八六歳の葉山政右衛門が施主となって建てたものである。

2　産業の発達

災害と飢饉

広沢原の新田検地が行われてからおよそ二〇年、宝暦の頃（一七五一―一七六四）になると新田の経営も安定し、この地方の農業は順調に発展の途をたどったようである。それが明和・安永・天明（一七六四―一七八九）の時期になると打続く災害と飢饉で農業経営は不安定になり、ひいては社会不安を招くに至った。ことに天明年間（一七八一―一七八九）は、飢饉と一揆で特徴づけられるような時期であった。天明三年に浅間山の噴火があり、その夏の冷害は全国的な不作・凶作となって、ついに飢饉状態となった。飢饉は天明四年・五年と続いた上に、六年七月には関東で大洪水があり、この年の飢饉も六年・七年に持越された。米不作は米価騰貴を生じ、これに加えて米穀商の価格つり上げや、米の買占めがあって都市でも農村でも、一揆・打ちこわしが各地で発生した。

関東におけるこの時期の一揆・打ちこわしを取り上げてみると、天明以前のものとしては明和元年の伝馬騒動が規模の大きなものであった。武蔵・上野・下野・信濃の四か国、約二〇万人の農民が、助郷役拡大に反対して蜂起したものであった。天明元年には武蔵・上野に絹一揆が起った。少数の村の商人に生糸・絹の買集めの独占を許す絹・糸貫目改所の設置に反対して、二万人の農民が蜂起して、その設置を撤回させてしまった。天明三年には、上野国における浅間山の噴火による災害救済要求にはじまった一揆が各地に波及して、信濃・上野・武蔵と同時多発的な農民の

蜂起となった。この一揆が鎮静に向ったころ、西武蔵の高麗郡一橋領で、年貢引上げのための検地に反対する農民一〇〇〇人の一揆が起っている。天明四年二月には、多摩郡羽村に起った一揆は、同郡村山地方の豪農の家々に打ちこわしを掛けた。天明七年五月になると江戸で、米価の高騰に堪えかねた市民が、主として米屋を襲う打ちこわしに蜂起した。

和光市域もまた、このような時期に、何回かの災害を受けた。明和三年（一七六六）七月一九日から二八日にかけての大水で白子川が満水し、同川の滝河原耕地大川堤二三間が押し切られた。一帯の田地が浸水したという。下白子村の領主伊賀者組地頭所は、同村の出願により堤修復の費用として、冬納めるべき年貢米のうち六〇俵をこれに充てることを許したが、村ではさらに二〇日と二八日の二度の大風で押切られた牛房堰場二〇間余、百姓源兵衛持分場所川通り二〇間余、俵久保堰場三間余の押切場の普請料下付を出願した。地頭所では翌年の三月一二日普請料として米七九俵分を金で三八両三分銭四七文として支給することにした。これは竹木を現物支給した分、二両三分を差引いて金三六両を実際に普請に取掛ったときに仕様帳に従って支給するものである。なお六月に入って、この普請の土代増金として金一分銀七匁五分を追加支給することにしている。

天明六年（一七八六）の夏は連日雨が降り、不時の冷気であったというが、七月一二日には強い雨風となり、関東の川々は洪水をひき起した。江戸近郊の竪川・逆井・葛西・松戸をはじめ、利根川近くの草加・越ケ谷・粕壁・栗橋辺は海のようになった。岡は没して州となり、瀬は変じて渕になったと伝えられている（『浚明院殿御実紀』）。

この年の一一月、下新倉村では、代官所に馬飼料の拝借を出願して許され、永四貫三二〇文を下渡されている。七月の荒川筋の水難に対する被災地への幕府の貸付であった。翌年から五か年賦で返済する条件であった。同村で貸付を受けたものは四二名、一人当りの貸付額は最高永一貫〇一六文から最低永五文であった（『和光市史』史料編二）。

寛政一二年（一八〇〇）にも、代官野田文蔵支配下の多摩郡・新座郡村々では夏・秋の度々の大雨出水に見舞われた。このとき多摩川・浅川・荒川通りでは満水して堤防が切れたり、欠崩れたりしたところがあった。上新倉村では荒川通りの三ツ俣が長さ一二〇間余の所四か所、大野前が長さ八〇間余の所四か所、雑丹袋が二〇〇間余の所六か所の決壊が見られる。同代官所はその普請修復を勘定所へ伺出した。

災害と飢饉と一揆が続いたこの時に、和光市域の村々も度重なる災害を受けたのであるが、人々はこれを切抜ける努力を続けたのである。こうした困難を切り抜けて、農業生産は発展していく。

畑作

近世後期の市域三か村は田と畑の生産を基礎としていた。しかしそれでも上新倉村が「畑多ク水田少シ」、下新倉村が「土地高ケレバ畑多シ、水田ハ西ノ谷間ニアリ、又東北ノ方ニ崖アリ、其根ニソヒ水田若干アリ」、下白子村が「水田少ク畑多シ」（『新編武蔵風土記稿』）というように、畑の生産が注目されていた。田の生産物である米は年貢として納めることが重要であり、商品として販売するものとしての大切さではなかった。商品として販売するものは畑の生産が主であった。この頃江戸周辺の農村は、江戸へ生産物を売込む村として成長を続けていた。

『新編武蔵風土記稿』新座郡総説は郡の土産として、大根・牛房・蕪根・芋の四種をあげている。それは「最多ク味美ナリ」とされるもので、そのほか「諸菜ヲモ耕シテ江戸へ運ブ」ことも記している。なお同郡の産物には荒川産の鯉があり、これは「味殊ニ美ナリ、土人スベテ荒川鯉ト云、多クハ江戸へ運ビテ土地ニテモ甚少シ」と紹介されている。同書が編さんされた一九世紀前半にこの地方は、江戸へ諸産物を送る江戸の後背地になっていたが、ことに野菜―それも根菜類がぬきんでて多い―を出す地になっていたのである。

江戸へ売り出す作物を作るために、購入肥料の使用も広く行われていた。享保六年（一七二一）の「上新倉村明細帳」に「田畑こやし之儀ハ、江戸より舟ニて取り申候」と記されているように、すでに一八世紀前半に肥料を江戸か

ら運んでいた。この「こやし」はおそらく下肥のことであろうが、一八世紀も末ころになると江戸から運ぶ下肥は肥料の中でもことに重要なものになっていた。下新倉村には寛政三年（一七九一）に一九人の百姓が、江戸の家主と特約して下肥を引取っていた。代金を支払って下肥を買っていたのである。

武蔵野地方の畑作地帯では広く糠が肥料として使われ、灰もまた併せて使われていた。糠は摂津糠・尾州糠など、上方や東海地方のものがいったん江戸の糠問屋に入り、ここから関東各地に送られた。引又河岸や川越五河岸の問屋は武蔵野地方へ送る糠を仲介して大量にこれを取扱っていた。灰もまた他村から買入れることが多く、川越南町は昔灰市場といわれ、灰を売るものがいたが『新編武蔵風土記稿』編さん時にも灰を売る店が二軒あったという。

下肥や糠のほかに基本的な肥料として、野の草を刈って堆肥にすることも行われたし、馬を飼っていたので厩肥も使われたことであろう。しかし江戸から取る下肥やあるいは糠のように、買う肥料の使われる割合が高くなり、その価格が、この地方の農業生産の上で大きく影響するようになったことは、この頃の、この地方の肥料の問題で考えなければならないことであろう。

江戸に売り出すものは田畑の生産物だけではなかった。江戸は無限といってよいような大きな燃料需要地であった。当時の主要な燃料は薪と炭であったが、一〇〇万に上る江戸の人々が朝な夕なに消費する薪は、けたはずれに多かった。江戸で炭・薪を取扱う商人は問屋・仲買として公認されているものだけでも川辺一番組古問屋七七人、川辺問屋五二四人、炭薪仲買およそ一二〇〇人に上った（東京大学史料編纂所編『諸問屋再興調』一五）。江戸周辺の村でも武蔵野台地の村々は、江戸への薪炭供給地として生産活動を続けた。

このような村々の中には積極的に植林して薪炭林を造成するところもあった。新座郡諸村の林の状況について『新編武蔵風土記稿』は次のように記している。

堀之内村　林二十五所、村中所々ニ散在ス、皆雑木ヲ植ユ、共ニ百姓持
栗原村　林、村ノ南浅間ノ社ノ辺ニアリ、雑木ムラガリタツ、北面ハナダレテ丘ノ如シ、地頭木村氏ノ林ナリ
辻　村　御林一カ所、百姓持林九丁一反、松雑木マヂリタル林ナリ、村内ニ散在シテ百三十四カ所アリ
下内間木村　林二カ所アリ、共に百姓持
浜崎村　御林、村ノ北ノ方ニアリ
膝折宿　林二、トモニ宿ヨリ東ノ方ニアリ、百姓持

市域三か村については下白子村の条に「御林、宿ノ西ニアリ、広サ五町許」と記すだけである。御林・地頭林は官有林であり、払下げの場合を除いては百姓の薪炭生産に利用されなかったが、百姓林はもう薪炭林であるといってよい状態にまで販売用の薪炭の生産に利用された。

水車稼の成立

越戸川は上新倉村の七ツ池（七ツ釜）と隣村岡村の平沢池などの水を集めた細流であったが、近世後期にはこの水を引いて水車が仕掛けられた。カミノクルマは天明二年（一七八二）に、上新倉村清左衛門が設置したもので、農業の間に賃搗きなどをしていた。カミノクルマの少し下流にシモノクルマがあった。同じ上新倉村の兵右衛門のもので、字清水に設置されていた。

白子川は越戸川より大きな川で水量も多く、この川の水を引いて動力にする水車も多かった。和光市域内に限ってみると、白子村の牛房に二か所、西牛房に一か所、滝河原に一か所、下新倉村の吹上に一か所の水車があった。このうち滝河原のものは享保年中（一七一六―三六）、柴崎平助家が創業したものと伝えられ、吹上のものは天明五年に柳下利八家の祖が設置したといわれている。その他の水車は文化・文政以降に設置されたもののようである（「水車関係書類」）。

白子宿にはまた、川越街道の両側の流れも利用して水車をしかけ穀類を精白していた。『遊歴雑記』（『和光市史』史料編一）は、その様子を「当駅ハ入口より爪先上りに次第に高き土地なるに、斯逆流両側にあれバ、井戸持る者なく、銘々水車を作り置、昼夜万のしらけものを搗事重宝といふべし」と述べている。『川越松山巡拝図誌』（『和光市史』史料編一）に載せてある「白子宿滝不動図」には「庄屋水車」が記され、その下方に二筋の流れが描かれている。この、宿の左右を流れる水は「不動の池の水と庄屋の裏手にある池の水」の流れであった。白子川に臨む段丘崖から湧出る水が、このような池をつくり、白子宿の両側の小川をつくって水車に利用されていたのである。

下新倉村で水車を営んだ柳下利八は、安政七年（一八六〇、安政七年三月一八日に万延と改元）一月に水神宮の石祠を造立している。水車稼ぎにとって水は命の綱であった。水の神を祀ったのであろう（『和光市史』民俗編）。

これらの水車は穀物の精白や製粉の動力として利用していたようであるが文化一〇年（一八一三）五月、上新倉村のカミノクルマ清左衛門は絞油株を持ちたいと代官所に出願した。同人の水車は直径一丈二尺であるが、挽臼（ひきうす）一柄・搗臼一〇柄で製粉と精白を営んでいた。これに油〆木三組を備えて辛子・菜種そのほかで絞油業を営みたいというのである。清左衛門はこれまで冥加永（みょうがえい）を一年に永二七〇文ずつ上納して水車搗挽一株を許され、営業を保証されてきたが、これに冥加永二五〇文を増加して、年々永五二〇文を上納し、搗挽株とともに水車油絞株一株を合せ持つことを出願したのである。

清左衛門のこの出願は、結局許可されなかったようである。翌文化一一年二月、一〇年間の冥加永の期間が切れる時に当って、この年から一〇か年間は二〇文増の永二九〇文とすることを承諾し、なお絞油については、少しばかりの油手絞り（自家用）であること、それは〆木によるものでなく搗挽によるものであることを条件としている。その後天保一五年（一八四四）二月の冥加永切替時には、かつて文化一〇年に永五二〇文を上納することを出願したに拘

らず、これまで二八一文であった冥加永を引上げようとする代官所の意向に対し、同水車が、近年水引きが不順になり、稼ぎができず難渋しているという理由で、三文引上げの永二八四文にして欲しいと嘆願している。「上新倉村地誌」は「旧雑税」の中で「水車運上、八百七文、三ケ所」と記している。恐らく幕末期のことであろうが同村では水車三か所分の運上（雑税）として永八〇七文を納付していたのである。

文政七年（一八二四）、豊島郡原宿村（東京都渋谷区）嘉兵衛、新座郡下白子村茂兵衛・嘉七・小源次・新蔵、多摩郡佐須村（調布市）三郎右衛門、同郡小足立村（狛江市）忠蔵の七名は連名で伊賀者組頭へ、水車運上を上納したいと出願した。いずれも伊賀者給地の農民である。出願者は前々から、それぞれの村で水車を仕掛け、水車稼ぎをしていたのであるが、水車運上を払っていなかった。代官支配所と違って私領の村では水車運上を払わず水車稼ぎを営むことができたのであろう。この七名は、水車稼ぎの営業権を確保するために水車運上を払うことを出願したのであった。「白子村地誌」は同村の「旧雑税」として「水車運上米六俵」を記している。下白子村の伊賀者給地でも水車運上を徴収するようになったのであるが、それは米で徴収するものであった。

3　商業的農業

野菜と薪炭

江戸周辺農村の農業は、売るための生産に力を注ぎ出した。肥料を購入して野菜を作る。雑木林を造成して薪炭を生産する。いずれも売るための生産であった。売るために、売れるような生産物をつくり出した。

文政九年（一八二六）四月、芝宮河岸の船問屋が荷主と取り結んだ運賃その他の議定書には、輸送する商品名として槇雑枝・雑穀米穀俵荷物・生大根・飾松竹・材木・干大根・浅草市糶（せり）荷物・同臼・同芋・松真木枯物をあげてい

る。このころ同河岸から江戸へ出す主要な商品であったろう。槇雑枝は薪・麁朶（そだ）のことであるが、薪や麁朶は、雑穀・米穀・生大根・干大根とならぶ主要商品であった。浅草市（羅荷物は、江戸浅草の町々で開かれる精霊祭草市（例年七月一三日、明六ツ半時頃より五ツ時頃まで往還で開かれる）・浅草観音市（例年一二月一七・一八日、往還へ立商人が出て開かれる）の両市（「文政町方書上」）に出荷される物であろう。これには臼や芋もあったわけである。

大根を主とした野菜物は江戸へ売る主要な商品であったが、市場は江戸だけではなかった。寛政一〇年（一七九八）六月、中山道蕨宿で同宿の青物問屋どうしが争いを起した。これは、この季節になると新倉村や赤塚村などから毎朝、馬に付けたり担ったりして瓜・茄子・西瓜などを売りに来たが、その集荷を争ってのことであった。こうして市域の村々は、自給自足の村から、売るために農作物を作る村へ変貌していくのであった。作物は、もちろん米や雑穀が主作物であったが、売れるものを作ることの結果、適地適作のすがたがあらわれて、大根を多く作り、また平地に林を仕立てて薪をきり出し、武蔵野らしい景観をつくり出していった。

江戸との関わりでは、江戸が求める作物をつくり出すだけでなく、江戸から下肥をとり入れて、この地方の基本的な肥料としていった。人々の往来も激しく、江戸稼ぎや、武家・町方の奉公人を送り出し、江戸との関わりを深めていった。市域の村々は、このようにして江戸周辺農村としての性格を、深く刻みつけていくのである。

武蔵野地方は江戸で必要とする燃料の大供給地でもあった。江戸で生活する人々は薪や炭の燃料を江戸の外に求めないわけにはいかなかった。膨大な江戸の燃料消費は周辺の燃料源を伐り尽して、薪炭を求める供給地は次第に遠方に拡大していった。このようなときに武蔵野では薪炭林を造成して江戸の需要にこたえたのであった。上新倉村・下新倉村・白子村は、享保期に開発した広沢原に樹木を植え、ここに一連の森林が成立したという（上新倉村・下新倉村・白子村「地誌」）。江戸へ売るための薪炭林であったろう。

寛政一一年（一七九九）、武蔵国多摩・入間・新座三郡の炭薪農間商人八三人は、江戸の川辺問屋炭薪問屋を相手に直売問題で訴訟を起したが、これらの商人は、居村の立木を薪にし、炭は多摩郡八王子・五日市・青梅、高麗郡飯能で買入れたものと自村で焼出したものを、江戸の四谷・青山・番町・小石川・駒込辺へ直接馬で運び、本所・深川・築地・芝口・桜田・小川町・下谷・浅草辺へは船で川下げをして運んでいた。

文政九年（一八二六）、下新倉村の芝宮河岸で、船問屋と荷主が争ったときに、運賃などをきめた議定書（『和光市史』史料編二）には「槇雑枝」の運賃が記載されている。炭の記載は無い。槇雑枝の運賃は、一〇束単位で五〇文である。この運賃は浅草大川通りまでのものであって、同じ江戸でも横堀へ積入れるときは「貫増」があるという。いくぶんか高くなるのであろう。この貫増は船持の収入になった。

炭や薪の生産は居村の年貢地のうちで地味が悪く、手余地になるような所や、あるいは畑のまわりに、楢（なら）・椚（くぬぎ）・松そのほか雑木などを植付けておき、これをきり出して土竈炭（どがまずみ）に焼立てたり薪にしたりした。炭薪を生産して売る利潤はもとより、薪伐出しで賃銀を取るもの、これを河岸まで運んで駄賃を取るもの、炭薪荷を川下げする船積問屋の利益など、この地方の炭薪付出しは郡中一統の生活を支えるのに、一方ならぬ役割を果していたといわれている。

薪炭の川下げは新河岸川から荒川へ出て、同川を下るコースを取っていた。新河岸川では寺尾河岸・古市場・水子・引又などから船積みしたが、これらの河岸まで村によっては二、三里（八～一二キロメートル）から四、五里（一六～二〇キロメートル）も離れており、村方の馬持ちに頼んで運んで貰った。

売先は武家屋敷や町方であった。町方へは江戸の炭薪問屋の手を経て売込んだが、武家屋敷へは直接売っていた。武家屋敷への売値段は問屋・仲買へ売込むよりも二割余も下値であったが、代金を前払いで受取ったり、あるいは前借をしておいて薪で返済するという方法を取ったりして、生産地の荷主と武家屋敷の関係は深く、数代にわたって同

じ屋敷に出入りしているものもあったという。

下肥の買入れ

諸生産物を江戸へ売るだけではなかった。江戸からも種々の商品を買入れていた。この地方の農業に欠くことのできない下肥も、江戸の家々から買っていた。寛政三年（一七九一）下新倉村には、このように江戸から直接、下肥を集めてくる百姓が八右衛門以下一九人いた。これらの百姓は、それぞれ江戸に掃除場所を持ち、ここから下肥を汲取ってくるのであるが、多いもので三場所、多くは一場所を約束していた。本郷・駒込・明神下・下谷などが多く、神田皆川町・本銀町もあるが、だいたい神田川か隅田川を利用し得る範囲である。享保六年の上新倉村明細帳が説明しているように、市域の村々は「江戸より舟ニて」こやしを取っていたからであろう。

掃除場所はほとんど家主名で表わされている。家主を冠しないものとして上州屋市右衛門・上州屋市五郎の二名がいるが、これも家主か家守であろう。これらの家主は恐らく貸長屋を持ち、その共同の便所を管理し、屎尿（しにょう）を下肥として農民に売っていたものであろう。農民は下肥を買うのであるが、それは便所を掃除することである。便所に溜った屎尿を汲取って掃除するのである。一場所当りの汲取量は年間二四荷というのがある（一荷は二樽である）。しかし、これを汲取る平四郎はほかに二場所を持っているので掃除人単位で見るなら九六荷になる。一掃除人当りでは八右衛門が三八荷で最も少ない。多い方では本銀町四丁目家主太七と、通新石町家主吉右衛門の場所がそれぞれ一九二荷で最も多い。掃除人単位では孫市が三三六荷で最も多い。

汲取りに当って掃除人は下肥代金を払う。掃除代と称しているが掃除をすることが下肥を汲取ることであり、その屎尿は買取ものであるからである。多くは年極めで、金又は銭で支払う。これに大根を添えることもある。大根もまた支払う代金として契約される。掃除代は一荷当り銭二三文（外に大根五本）から最高一〇五文まで、まことにまば

表 4-30　寛政3年2月下新倉村下掃除状況

掃除人	掃除場所 町名	掃除場所 名前	掃除量 (1カ年)	掃除代 金	掃除代 銭	掃除代 大根	掃除代 1荷に付
			荷	分朱	文	本	文　本
八右衛門	駒込片町上組	伊右衛門	38	3.2			105
嘉右衛門	本郷春木町3丁目	清助	60	1.0		300	23　大根5
金右衛門	〃	〃	60		3,600		57.6
藤左衛門	下谷長者町	平七	60	3.0			69.3
〃	〃	善兵衛	72	3.0			57.8
伝八	下谷御数寄屋町	幸助	96	3.2			50.6
〃	本銀町4丁目	太七	192	2.0.0			57.8
勝五郎	神田皆川町1丁目	七兵衛	140	1.2.2			64.5
惣五郎	本郷4丁目	藤兵衛	120	2.0.0			94
平四郎	本郷丸山菊坂町	与四郎	36	1.0	800		60
〃	〃	由兵衛	36	1.2			57.8
〃	本郷菊坂田町	長八	24		1,800		72
藤助	明神下聖堂	佐七	84	1.0.0			64
武左衛門	下谷長者町	勘右衛門	96	1.1.0			72.3
五兵衛	明神下旅籠町2丁目	上州屋市左衛門	96	3.0			43.5
七左衛門	吉川町	七兵衛	120	2.0.0			92.6
孫市	本郷5丁目	小左衛門	144	1.3.0			67
〃	下谷大門町	小兵衛	72	3.2			68
〃	福井町	茂兵衛	120	2.0			23.2
半平	通新石町	吉右衛門	192	2.0.0			57.9
市十郎	本郷元町3丁目	吉右衛門	48	1.2		100	43.2　大根2
幾右衛門	本郷4丁目	嘉七	94	3.0			45.7
勘兵衛	明神下御台町	上州屋市五郎	120	1.0.0			46.7
定右衛門	明神下	吉右衛門	48	2.0			57.7
源左衛門	本銀町4丁目	市兵衛	120	1.2.0			60.4

らである。掃除代が、このように一軒ごとといってよいほど違っているのは、汲取りは個々の百姓が個々に家主と交渉して掃除を契約したからであろう。支払いは「あと払い」（おそらくは盆と暮の二回か、暮の一回払い）であったようであるが、このころから前金で支払うものが出てきている。

このような江戸周辺の農民と江戸の家主との下掃除の契約は、「古来より掃除致し候」とか「先年来仕来り候」とかいっているように、かなり古くから引続いて結んでいるようで、おそらく二代前・三代前といったように代々引続いて掃除をしてきたものであろう。しかし、このように長く続いたも

のであろうとも、農民と家主が個々に結んだ契約であったから、平四郎が本郷丸山菊坂町の家主由兵衛との間に結んだ掃除契約のように、家主が変わると掃除権を取り上げられてしまうこともあった。ことに下掃除が家主にとって有利な収入となってくると、より有利な契約を求めて、これまでの掃除人をやめて、別の掃除人に変えてしまうこともあった。

下新倉村の農民が江戸の町々で行う下掃除は、だいたい以上のような形で行われたのであるが、この頃の下新倉村の家数が一〇〇軒余（『新編武蔵風土記稿』）であったから、一九軒の百姓以外の、下肥を必要としていたものは、どのようにして入手していたのであろうか。経営規模の小さい農民は自家のもので間に合ったろうが、自家から出すものでは不足する家では、やはり下肥を買っていたろう。下新倉村の一九軒の掃除人の中には、引取量の少ないものもあって、すべてが販売していたとは考えられないが、大量に引取っているものの中には、江戸から運んできた下肥を売却するものもあったろう。

船で運んできた下肥の売却方法について、文政九年（一八二六）、下新倉村の芝宮河岸で荷主と船問屋・船持の間で争論があったときに、その和解の証文の中で次のように取決めている。

1　下肥船が芝宮河岸に着いたときには船問屋へ届けて帳面に記し、仕来りのとおりに売捌く。

2　販売は村方で世話するものが取扱い、隣村の相場振合いを以って、えこひいきなく取計らう。船問屋方でも不実の取扱いがないように心付けること。

3　口銭は荷主が船一艘につき、船問屋方へ一三二文、村方世話人へ一三二文を支払う。村方の世話するものへ支払う一三二文は世話料である。

船に積んできた下肥は、着船するとその場で販売したようである。下肥を求めるものは樽を担って河岸まで下肥の

表 4-31　尾張家上屋敷出入甚右衛門子方掃除人数

郡名	村名	人数
		人
豊島郡	戸塚村	4
	大久保村	3
	柏木村	3
	長崎村	1
	中荒井村	1
多摩郡	中野村	3
	高田村	3
	新井町	1
	沼袋村	2
	遅ノ井村	4
	白幡村	1
	石神井村	1
	井草村	6
	台場村	2
新座郡	保谷村	9
	小榑村	1
計		45

（新宿区教育委員会，中村家文書）

これを村内や村外のものに売却するものが出ていた。それが発展して、江戸で下肥を取るもの、これを輸送するもの、村方で販売するものといった機能の分化が進み、下肥取引の組織ができ上っていったようである。

江戸周辺農村の農民が江戸から下肥を取ってくるのは町方からばかりではなかった。武家屋敷からも取ってきた。ことに大名屋敷や高級旗本の屋敷は多くの家臣を抱えていたので下肥汲取場としては好適であった。このような武家屋敷の下肥は、多くは請負人が、その掃除場所を請負っていたが、近世後期になると入札制で、その場所をせり取った。請負人は請負った場所をさらに細分して下請負人に請負わせたり、実際に汲取る百姓に掃除の仕事をさせた。

豊島郡戸塚村（新宿区）の甚右衛門は市ケ谷の尾張家上屋敷の下肥掃除をする請負人であったが、安政六年（一八五九）八月には、子方と呼ぶ掃除人四五人に、尾張家上屋敷の下肥掃除をさせていた。この四五人の掃除人の中に市域三か村のものは見当らないが、市域に隣接する小榑村の勇次郎は、このときの掃除人の一人である（中村家文書）。

こうして市域の村々は、下肥を取得するという点でも江戸の経済圏に深く入りこんだ。

引取に来たのであろう。売買には船問屋も荷主も関与せず、村方で世話するものが居て、これが取扱ったようである。

下新倉村に限らず、この地方の村々には江戸から下肥を取ってきて、

4　江戸名所の形成

滝不動・牛房観音・吹上観音

化政期ころになると江戸の人々の近郊遊覧がさかんになった。和光市域もその遊覧の範囲になり、名所案内記にもとり上げられた。

釈敬順の『遊歴雑記』（『和光市史』史料編一）には白子宿の滝不動の境内が、「高さ数十丈、めぐり一丈四五尺」の「相生の杉」や、数百年を経たと思われる「囲ミ一丈五六尺」の欅の大樹など、すべて「古木濛欝として憩ふによしなし」という様子であったことを伝えている。敬順はまた吹上観音の市を、文化一二年二月一九日と、一二月一八日の二回たずねている（『遊歴雑記』）。村尾正靖は、文化一三年八月二〇日、上板橋・下練馬と川越街道を経て、白子の手前で吹上道に入り、吹上観音に詣でている（『江戸近郊道しるべ』）。文化一五年三月五日、「はからずも思ひ立て」、川越・松山の旅に出た竹村立義は、白子宿の滝不動に詣り、その景観図を描いている（『川越松山巡拝図誌』）。

高田与清は文化一四年八月一七日、神田通船屋敷の自宅を出て、豊島郡・新座郡の名所旧跡をたずねつつ川越まで赴き、ここで折返して一九日に川越街道を東に向い、下白子村から北へ折れて荒川を渡り蕨宿へ出て見沼の通船会所に二泊し、さらに安行・越ヶ谷・野田・水海道・成田・安食・印旛沼・千葉などを経めぐり、二八日に船橋・市川などを経て本所から両国橋を渡って帰宅する名所めぐりをしている。川越街道を膝折宿から白子宿へ入ったのは一九日のことで、ここで昼食を取ると同行の医師竹内直躬と分れて吹上観音に参詣し、「ここはふるく、物に見えたる霊場也」と同観音を紹介している（『相馬日記』）。

『四神社閣記』は、白子不動院・牛房観音・吹上観音をとり上げている。白子不動院については「新座郡下白子村に在り、天台、神滝山と号す、仙波中院の末也」と説明して、この堂のうしろの方の山の間にある池は、水が清澄で

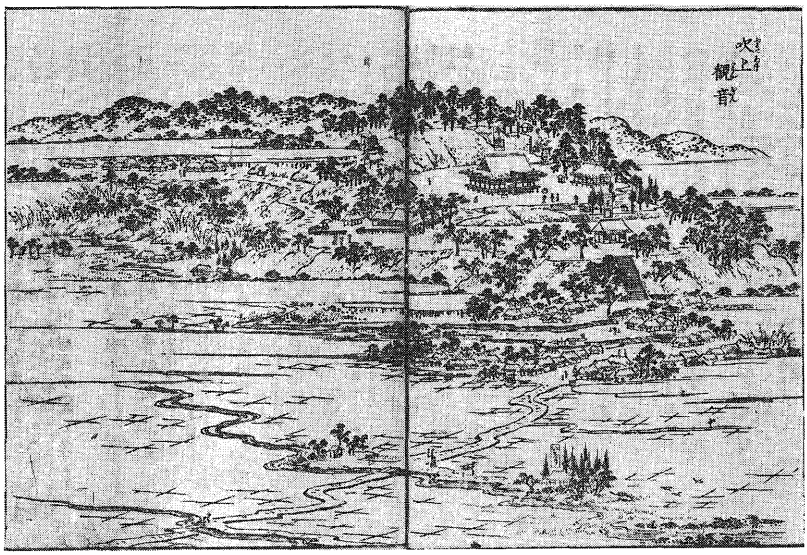

写真 4-17　吹上観音の図（「江戸名所図会」）

ある、この池から滝が流れ落ちている、白子の町中を流れる小川も、この流れであると紹介し、不動院が「江戸より五里」であると簡潔に結んでいる。牛房観音については、「白子新田牛房村と云う所に在る故、牛房の観音と云う、天台、松竹山観音寺と云う、白子地福寺の末、本尊は十一面観音、堂三間四方有り、薬師堂・阿弥陀・天王社有り、いづれも山の上にて、堂宇破壊に及ぶ、江戸より五里」と説明するだけであるが、吹上観音については、それが下新倉村の山上にあること、別当は同じ山上にある福田山東明寺であること、観音堂は七間四方であるが焼失前は七間四尺であったということを紹介するとともに、堂には観音堂建立の世話をやいた尼の像・賓頭盧（びんづる）の像・神烏（馬）の木偶があるといったことや、縁日には多くの人が参詣に来ること、二月一八日・一二月の一〇日・一八日に市が立つこと、本堂の右に観音堂があることや、八幡社・鐘撞堂（かねつきどう）・仁王門の存在、石段の段数まで、かなり詳細に説明されている。

『江戸名所図会』は江戸神田雉子町の名主、斎藤幸

雄・幸孝・幸成の三代にわたって著述・編さんしたものであるが、幸成（月岑）の代に第一巻から第三巻までを天保五年に、第四巻から第七巻までを天保七年に刊行した。その第四巻の中に、大塚から板橋・石神井・練馬あたりの名所が紹介されている。和光市域内の名所としては、この中で、吹上観音堂が、長谷川雪旦の挿絵付でとり上げられている。『郊遊漫録』は月岑の父斎藤幸孝の江戸西郊探訪筆録で、『江戸名所図会』の素材となったものと思われるが、文化一二年（一八一五）一〇月二三日から一一月二日までの記事は、上板橋・練馬・赤塚・白子宿・引又・下南畑・宗岡・野火止・平林寺などの探訪旅行である。白子宿では柏屋十右衛門に泊っているが、ここはただ「白子の宿は多摩郡にて浅窪よりちまたを分れて三四丁も行ハ、新座郡新座村也」と記すのみである。白子宿を多摩郡としているのは、何かの思い違いであろう。

以上のように和光市域は化政期になると江戸の遊覧地域に組みこまれ、白子村の不動院・牛房観音、下新倉村の吹上観音は、その名所になっていったのであった。

遊覧の拠点白子宿

江戸人の近郊遊覧がさかんになると白子宿は、この地方遊覧の拠点になっていった。白子宿は下白子村の小名であるが村の東にあって川越街道に沿い人家が軒をならべていた。「川越街道入口ノ宿」（『新編武蔵風土記稿』）であり、荷物の継送りもここで行われ、毎月五・一〇の日には市が立っていた。旅人を泊める旅籠屋も、簡単な食事ができる茶屋もあった。文化一四年八月一九日、川越を出た高田与清は膝折宿を過ぎるころから雨に遭い、白子の茶屋で飯を食い、酒を飲みして、次の行程への、しばしの憩いを取っている（『相馬日記』）。

文化一二年（一八一五）一〇月二三日、江戸を立った斎藤幸孝は、まず白子宿を目ざした。「此宿まで江戸より行程四里半」である。此日は出発も遅れ、巣鴨辺からは小雨も降り出し、持病の痔も痛み出したこともあって、「申の

かしら」（午後三時すぎ）であったが、白子宿の柏屋十右衛門に泊っている。宿の内儀は幸孝が、名所古跡をたずね歩く旅と聞いて、まず南畑の十玉院・西蔵院などを訪れることをすすめ、翌日幸孝はこのすすめに従って十玉院・西蔵院をたずねている（『郊遊漫録』）。

川越街道の名所遊覧の旅に出た釈敬順は、「膝折・大和田の両駅にハ旅泊の家少く、当駅の外ハ練馬・大井の両宿に、わずか二、三軒あるのミ」と白子宿の繁昌をたたえ、この宿の町の左右には「清潔の水、漲り流れて潤沢なるハ、尤浦山し」と宿の様子を紹介している。文政七年（一八二四）一〇月、小榑村（練馬区）妙福寺の市を見ての翌日、白子宿へ出て、宿の中程、亀屋清七という酒楼に休憩し、「きのふより鄙の俗腹をやしなひぬ」と満足している（『遊歴雑記』）。白子宿は、この地方の名所遊覧の拠点としても江戸人に知られていった。

江戸人の近郊遊覧は化政期に入り華やかに展開していったのであるが、その近郊遊覧圏の拡大は和光市域の村々も包みこんだ。それは、この地域が文化の上でも、江戸の生活圏に入ったことであった。

第二節　新しい流通組織を目ざして

1　市

武蔵国の市

釈敬順は江戸近在の風景を尋ね、古跡を訪れている間に、江戸の六、七里四方は何所へ行っても食店・酒楼に事欠かないが、在郷では差支えることが多いのに気付き、武蔵国の内、市の立つ町が、もよりの古跡・風景を尋ねるときに昼食・止宿・人馬等の便が良いと、後人のために『遊歴雑記』の中で、武州一国の在

町の市の定日を書留めた（「武州の内遊歴市の定日」）。この書留めは一九世紀前半の化政期における武蔵国各地に立っていた市を、およそ示したものであった。敬順が記した「在町の市」の市日は次のとおりである。

八王子　四・八　　本庄　二・七　　岩付　一・六　　寄居　四・九
熊谷　二・七　　八幡山　三・八・五・一〇　　鳩ケ谷　三・八　　行田　一・六
加須　五・一〇　　松山　五・一〇　　騎西　四・九　　幸手　二・七
小川　一・六　　野田　三・八　　鴻巣　四・九　　深谷　五・一〇
飯能　六・一〇　　青梅　二・七　　越谷　二・七　　粕壁　四・九
栗橋　一・六　　杉戸　五・一〇　　久喜　三・八　　吉川　一・六
所沢　三・八　　五日市　五・一〇　　宝珠花　一・六　　小鹿野　二・七
秩父大宮　四・九　　秩父よしの町　一・六　　与野　三・八　　引又　二・七（三・八）

また寺社の縁日の市の市日として彼が記したものは次のとおりである。

慈恩寺　一〇月一六日　　秩父大宮妙見　一一月三日　　池上本門寺　毎月一三日　　堀の内　毎月一三日
影向寺　一一月八日より一二日まで　　不動岡　正月二八日　　北野天神　二月二一日
大師河原　毎月二一日　　府中六社　五月五日・大晦日　　目黒不動　正・五・九・一二月の二八日
青梅住吉　三月二七・二八日　　鷲の宮　三月九・一〇日　　大宮駅一の宮　一二月一〇日
川越天満宮　一月二五日　　大相模不動　一月二八日　　八王子十夜　一月一四日　　西新井大師　毎月二一日
松山稲荷　二月初午　　矢口明神　一月・一〇月の一〇日　　大宮八幡　九月二〇・二一日
土支田（小榑村）妙福寺　一〇月九・一〇日　　関村本竜寺　一〇月二八・二九日

金町香取明神　九月九・一〇日　吹上観音市　二月一八日・七月一〇日・一二月一〇・一八日
織本の淡しま　二月三日　八王子の宮　七月一三日　川越氷川明神　九月一五日
本庄駅カナサ大明神　九月二九日

寺社の縁日市・祭礼市は、至るところにあったといってよい。『遊歴雑記』はまた、「総て此辺の寺々にハ折々の市あり」とし、その中でも「多摩郡（豊島郡）野方領上練馬中の宮村寿福寺日蓮は十羅刹女を安置して、毎年十月の十一日・十二日、あるいは十五日・十六日市たちて、境内ハ勿論門前界隈出商人夥しく、近郷の男女群集して山をなせり、又豊島郡関村法耀山本竜（立）寺日蓮は上にいう小榑村妙福寺の末にて、毎年十月二十八日・二十九日市たちて、諸商人来り集う事、寿福寺の市に髣髴たり」と、上練馬村の寿福寺と関村の本立寺の縁日市がことに盛んであったことを紹介している。

敬順はこの記録について、これは彼が実際に見聞したものだけであり、このほかにも武州のうちで市の立っていたところもあろうし、寺社の縁日・祭礼は多くして書き記す暇の無いほどである、大方の名だたるもののみをとり上げただけであるとつけ加えているが、この記録のうちからも、武蔵国で市が盛んに行われたことを見ることができるようである。この記録のうち市域内のものとしては二月一八日・七月一〇日・一二月一〇日・一八日の吹上観音市があり、近隣のものとしては引又の三・八市と土支田妙福寺（実は小榑村）の一〇月九日・一〇日の市が紹介されている。

武蔵国在町の市について『遊歴雑記』に記されたものを『新編武蔵風土記稿』・『五街道宿村大概帳』で補って、その分布を見ると、市域三か村の中央に当る下新倉村から半径五キロメートルの範囲に川越街道の膝折宿（朝霞市）が入る。膝折宿にはかつて四・九の六斉市が立っていたが『新編武蔵風土記稿』編さん当時は立たなくなっており、ただ一二月二四日だけの市となっていたという。この市は地蔵市と呼ばれた。さらに下新倉村の一〇キロ圏には引又

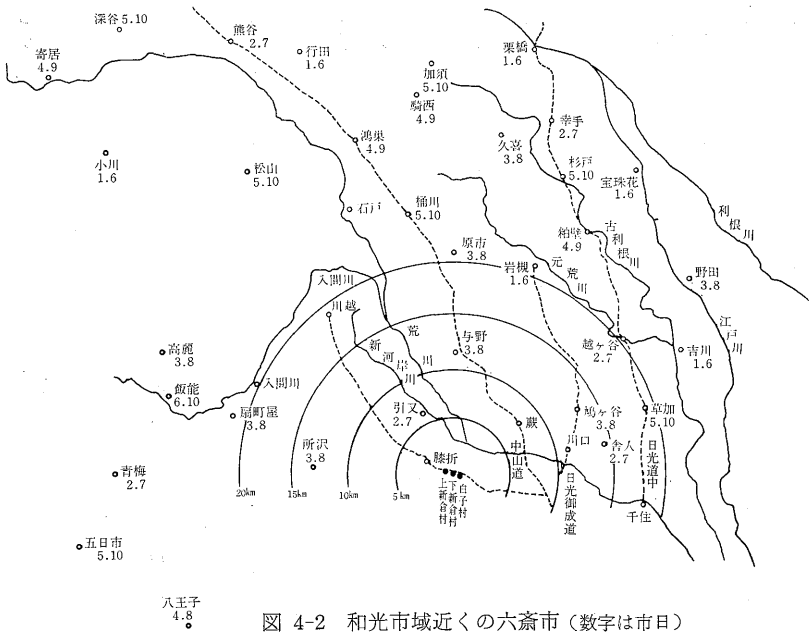

図 4-2　和光市域近くの六斎市（数字は市日）

（志木市）と蕨（蕨市）が入る。引又は昔より三・八の六斎市が立ち、穀類及び諸品が交易され、近郷の民が集まったという。蕨は中山道の蕨宿で七月一一日と一二月二六日に市が立っていた。一五キロ圏になると川口・鳩ヶ谷・与野・所沢に市が立った。川口は日光御成道の宿駅であるが、ここも以前は五・一〇の六斎市が立っていたが、化政期には一二月二五日と晦日の年二回の市になっていたという。同じ日光御成道の鳩ヶ谷宿、脇往還岩槻道の与野宿、それに所沢は、いずれも毎月三・八の日に市が立っていた。

吹上観音の市と妙福寺の市　吹上観音の市について、『新編武蔵風土記稿』は、下新倉村の寺院の条に吹上観音を説明する中で「毎年二月十八日、観音ノ輿出テ、コノ日遠近ノ男女群集市ヲナセリ、又七月十日・十二月十日・十八日の三日ニハ、彼輿ハ出ザレドモ市ヲナスコト二月ニ同ジ、是ヲ吹上ノ市トイヘリ」と記している。

文化一二年（一八一五）二月一四日、この市を訪れた釈敬順は、商人が観音堂をとりまいて本堂の背後の方まで、呉服・太物・古着・足袋・帯・綿・笠・桐油・蓑・からかさ・下駄・雪踏・畳の表・莞莚・むしろ・万の竹籠・笊・挑灯・蠟燭をはじめ、すべて勝手向の調度、一切の小間もの、農具の類まで数を尽して、あらざるものの無い程、境内の両側に居ならべて売っていたと伝えている。敬順は同年一二月一八日の市にも出掛けているが、このときは、正月の飾物の類としては組入・神酒の口・神折敷のほかは一切無く、そのほかの商品としては、よろず鉄物・古着・古道具・椀・折敷・万の竹籠・笊・筵・莞莚・カマス・葉たばこ・塩肴・灯心・小間ものの類若干を売っている程度であった。それでも暮の市であるから正月用の品々を買そろえて帰る人々が、櫛の歯をひくようであったという（『遊歴雑記』）。

この観音市には、商品を売る店が出るだけではなかった。二月の市には、種々の食物を売る店が開かれ、鐘楼堂の彼方には軽業・曲持・歌舞伎芝居をはじめ、いろいろの見せものが開かれていた。集まる人々は「二、三里四方の農人」で、売買の量は莫大であったと伝えている。

隣村小榑村の妙福寺は一〇月九日・一〇日の同寺の会式の日に立つのであるが「吹上の観音の市に倍し群集する事夥しく」といわれた。これも『遊歴雑記』の記事によると「門外の此方彼方大道へ筵敷て種々の出商人、又集う人の多きハ、彼吹上の観音の一年五度の市の賑いよりハ一倍ならん歟」としている。同書はまたここに出された商品を「立臼・杵・手杵・籠・もろもろの笊類・鋤・鍬・鎌・よろづの銅もの・丸折敷・膳椀・皿・砂鉢・莞莚・葉烟草・煎茶・塩肴・古着木綿・簑笠・足袋・雪踏・砂糖類」とあげ、なお「蕎麦・餅・団子等の食類尺地もなく居ならび、猶又香具店の類にハ火を喰女、蛇に見込れしという少婦、男女の首ふたつある児輩、猿の軽業、覗からくりの類、数を尽して境内に居流るれば、爰に群れ、かしこに集い、寺中人ならざる処なし」と、その状景を画いている。

吹上の市も妙福寺の市も、商品を交換する場というよりも、近郷近在の人々の娯楽の場となっている様子が濃い。しかしその繁栄は近隣の市を衰退に追いやるほどのものであったという。中山道蕨宿の市は、寛保元年（一七四一）、道中奉行から新市に準ずるものとして禁止されたが、その後も内々で毎月一・六の日に市をたてていた。しかし、荒川向の白子・吹上・浅窪・小榑妙福寺・荻久保などの市が繁栄して、以前のように売買に来る人が蕨にはあまり来なくなり、次第にさびれていったという（丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究』）。

白子宿市の再興

中世末に設立された白子宿の月六度の市は、その後も立てられていたようであるが、元禄年間（一六八八―一七〇四）に同宿の火災があってからは中絶してしまった。火災後は家作もできず自然に休市同然になっていたという。安永四年（一七七五）三月、下白子村の伊賀者給地・代官支配所両給総百姓は、同宿月六回の市の再興を出願した。白子宿は川越街道の人馬継立てが村高不相応に多く、近年困窮するに至った。もしも市を再興するなら同宿の人々の収入も増えて、生活の足しになるであろうというのが理由である（『和光市史』史料編二）。

この出願で再興された同宿の六斉市が、その後続いて立てられていたかどうか『遊歴雑記』には取り上げていないが、『新編武蔵風土記稿』には下白子村の小名白子宿の条に、当時ここで市が立っていたことを「郡内（新座郡）橋戸村ノ民庄忠右衛門ガ所持セル、天正十五年ノ文書ニ、新宿ヲ見立テ、毎月六次ノ楽市ヲナスベキト云コトアルハ、此処ナリ、近キ頃御代官所ヨリ糺シアリシ時、此文書ヲ証トシ、古来ヨリノ市ナルコト分明ニナリシカバ、今モ毎月五・十ノ日ヲ以市ヲナセリト云」と記している。

市に店を出すものは近くの農民が自家の生産物を持出すだけではなかった。市に店を出すことを専業としているものもいた。ことに軽業（かるわざ）・曲持（きょくもち）・芝居などの芸能はそうであったろう。市から市を回って店を出す商人の中に、仲間を

つくっているものがいた。香具仲間である。その規模は大きく、各地に香具仲間があったようである。安政三年（一八五六）二月のことであるが秩父郡には大宮町・皆野村・野上町・吉田町・般若村・小鹿野町の各町に帳元を置く香具仲間が存在した。帳元のもとには町村の香具商人が帳下としてグループをつくっていた（『皆野町誌』資料編2）。吹上観音の市を支配していたのは赤塚の帳元、友山氏であった。同氏は江戸時代から代々帳元であったという。

市は商品を交換する場であるよりも、むしろ娯楽を提供する場となっていた。人々が求める日常の品々は、村や町に成立した商人が、常時供給するようになってきた。生活を支える主要な生産物や、生産に必要な肥料も、このような商人が取扱った。市の娯楽化と反対に在方商人―村の商人―が成長し、やがてこの地方の経済のかなめを握るようになってきた。

2　在方商人の成長

肥料値下げ運動

江戸周辺農村が商業的農業を進めていくに従い、その経営の上で占める購入肥料の地位は次第に重いものになっていった。一八世紀も半ばを過ぎるころになると、肥料の価格の高騰が経営を圧迫し、農村ではこうした肥料価格の高騰がようやく問題になってきた。

肥料価格の高騰は、干鰯や糠のように商人が取扱うものは、その商人の取扱い方で高くなっていくのであるが、下肥は農村の需要の高まりとともに江戸での取得場所がなかなか得られなくなり、下肥を汲取る百姓側の競争や、掃除場所を管理する家主側の掃除代値上げで価格が高くなっていくのであった。こうした肥料価格の高騰に対し、江戸周辺では寛政年間に広汎な肥料値下げ運動が展開する。

武蔵野地方で広く使われた肥料は糠であるが、市域から西の方の畑作地帯では寛政二年（一七九〇）六月から一〇

月にかけて、入間郡・多摩郡の広い地域にわたる六七か村が、糠の価格の引下げを求める勘定奉行への嘆願運動を展開している。市域三か村は、この時期に下肥値下げ運動に参加した。下肥値下げ運動は寛政元年一一月、江戸東方にある武蔵・下総の水田地帯の村々が、勘定奉行へ値下げの嘆願をしたことに始まる。奉行所はこの嘆願に対し、下肥価格の高騰は下掃除に出る百姓が掃除場所を獲得しようとして糶合うことから起るのであると、その糶合いをやめるように申しさとした。

同年一二月、江戸周辺の村々は、下肥掃除場所の糶取りをしないように申合せるとともに、値上がりを防ぐために、掃除場所を別のものが引請けたときには、前に掃除していたものに掃除代金を問合せ、金高に増減の無いようにして引請けることを申合せた。なお村々は、もし出訴するような状態になったときには、その諸入用を高割で負担すること、この申合せを忘れぬために毎年一一月二〇日、年貢米上納の節に、江戸馬喰町四丁目江戸宿伊勢屋久兵衛方に集まり、取締り方などを相談することにしている（『和光市史』史料編二）。

その後、下肥値下げ、掃除場所糶取り禁止を申合せる村々は武蔵国三二か領八七四か村、下総国を加えると一〇一六か村に上り、領単位に申合せをまとめて結束をかためた。また掃除代金が高くなった掃除場所の値下げは、個々の百姓が家主と交渉して値下げをはかることにした（『類集撰要』）。この値下げ運動に加わった下新倉村の掃除人の交渉結果は寛政三年二月には次のとおりである。

下新倉村の掃除人一九名が下肥をとっていた掃除場所二五か所のうち、掃除代の値下げに応じたものは九名で、そのほかは江戸における値下げの状態を見てから引下げるかあるいは交渉に応じようというものが五名、引下げに全く応じないものが一一名であった。掃除代の引下げに応じない一一名の中には、すでに以前に引下げたから引続いての値下げには応じられないというものが二名いたが、この二名の引下げも、掃除代金を前払いすることになっての引下

げであった。中には武左衛門が掃除していた下谷長者町家主勘右衛門のように逆に、寛政二年に掃除代の値上げを求め、もし値上げを承服しないなら、ほかのものにやらせるというので、武左衛門は、やむなくその値上げを認めた例もあった。もちろんこのたびの値下げ交渉にも応じようとしなかった。また藤左衛門が掃除していた同じ下谷長者町の家主平七も、ほかのものにやらせるからといって値下げに応じなかった。それどころか勘兵衛が掃除していた明神下御台町上州屋市五郎のように、掃除代の引下げが問題になってくると、寛政三年一月からの掃除を、ほかの掃除人に変えてしまったものもあった。勘兵衛は「先年より仕来り」のものであると、仲人を介して掃除場所の取り戻しを交渉したが相手の上州屋市五郎は応じようとしなかった。

掃除人平四郎が下肥を取っていた本郷菊坂田町の家主長八は、古来から掃除をしてきたのであるからといって掃除代の値下げは問題にならなかったようである。掃除人にとっては掃除場所を失うことの方が何よりも問題であった。江戸の下肥掃除は売手市場であり、江戸周辺の農民にとっては掃除場所の確保をはかることの方が、より重大であった。勘兵衛が失った上州屋市五郎の掃除場所は、豊島郡上練馬村（東京都練馬区）金五郎に渡されたのであった。農民相互の間で江戸の掃除場所を獲得しようとする競争が行われていたのである。

個々の百姓が家主と直接交渉する下肥値下げの要求は、順調に進まなかったようであるが、このような状況は江戸府内を通じて一般的であったようである。この二月中に行われた調査結果では、江戸中の総家主二万一一五人のうち、

1　掃除代金を一両年以前引下げたか、あるいは此度引下げたものは七九七三人
2　値下げの交渉がまだまとまらないもの一一四一人
3　掃除代が、これまでも安かったので、値下げすることはできないと掃除人に断ったもの八六八人
4　掃除人が一両年以前から値下げして欲しいと申入れ、約束どおりの代金を払わず、内金を持ってきたので、これ

を受取ったというもの八八七人

5　掃除代金は前々から地主と掃除人が直接対談できめているので、家主は関わりが無いというもの二一二人

6　前々どおりの掃除代金を支払っているので、これを受取っているもの八一八六人

7　掃除人が掃除代値下げの問題を知らず、かえってこのことを家主に聞合せ、代金は前々どおり支払っているもの六九人

8　掃除代を取らず親類等へ下肥を取らせているか、又は代金でなく品物を届けてくるもの、あるいは自分の菜園の肥料に使っているもの一〇四八人

9　これまでの掃除人と話合いがつかず、掃除人を替えてしまったもの一一二人

10　掃除人を特定せず、ふりの掃除人へ、その時々の値段で掃除させているもの八六人

11　明地で、掃除するものが無いというもの三三人

であった。さらに、掃除代値下げ交渉が進んで、この年の一〇月には、総家主一万九八六八人中

1　掃除代金を一両年以前より追々引下げ、交渉がまとまったもの一万四三〇四人

2　掃除代金がこれまでも安かったので、前々どおりの値段で掃除を続けることがまとまったもの三九〇九人

3　掃除代金は地主と掃除人が直接対談できめているので、家主はかかわりが無いというもの一一二人

4　掃除代を取らず親類等へ下肥を取らせているか、又は代金でなく品物を届けてくるもの、あるいは自分の菜園の肥料に使っているもの一三六五人

5　掃除人を特定せず、ふりの掃除人へ、その時々の値段で掃除させているもの一三八人

6　明地で掃除するものが無いというもの四〇人

となっていた。翌寛政四年六月になると総家主一万九三八〇人中九五三七人が掃除代金を引下げ、掃除代金一か年分二万五三九八両余のうち三六一九両余を引下げることになった。村方側の総代も、こうした結果に満足し、以後掃除人の間で掃除代を釐上げないことを村方側・家主側で約束してこの問題は一応解決した（『類集撰要』）。

炭薪の江戸直売争論

この地方の諸産物の江戸売りがさかんになるとともに、いろいろの問題が発生した。この頃の江戸への商品の売込みは、江戸の問屋になされるものであった。江戸には商品別に問屋が成立し、これら問屋は同業者が仲間（組合）をつくって、その商品を取扱った。問屋が荷受けしたり、あるいは仕入れたりした商品は、さらに仲買商や小売商に売られ、そこから消費者に売られていった。こうした商品が売られる段階に応じて成立した商人の仕事は、厳格に区別され、問屋は仲買商や小売商に売ることができたが、直接、消費者に売ることができなかった。また仲買商や小売商は、商品を問屋から買うことはできたが、直接、産地の商人なり生産者なりから買うことはできなかった。こうした商業秩序は仲間を結成することで一層強固のものとなり、その仲間が幕府から公認されることで強力に保護された。

しかし商品の売買が活発になると、こうした商業の秩序は、かえって取引の上で障害となり、この商業の秩序を破るものも出てきた。ことに江戸に近い村々では、直接商品を江戸府内の小売商や消費者に持ちこむことが多くなった。取引のルートから問屋をはずして売買するこの方法を、問屋はもちろん認めるわけにはいかなかった。直売・直買と称してこれを抑止しようとした。株仲間として公認された問屋は、権力を背景に直売・直買を違法としてこれを取締ったのである。

江戸で炭や薪の配給を取扱った問屋は大別して川辺一番組古問屋（竹木川辺一番組古問屋）・川辺問屋（川辺竹木炭薪問屋）・炭薪仲買（炭薪仲買）の三種があった。このうち川辺一番組古問屋と川辺問屋は諸国からの竹木・炭薪

を引請けて仲買に売り、炭薪仲買は問屋から炭薪等を買取り、薪は割薪にして素人（消費者）へ売捌いていた。問屋と仲買の機能は、このように画然と分れていた。ただ川辺問屋の中には炭薪問屋と呼ばれて、在方から炭薪だけを引請け、仲買株を持って仲買にも素人にも、どちらへも売ることができるものがいた（『諸問屋再興調』）。

寛政一一年（一七九九）九月、川辺問屋のうち炭薪問屋は、新河岸川の寺尾・古市場・水子・鶴間・引又の五か所の河岸の船積問屋へ、当時行われていた炭薪の江戸直売りは前々から御法度であると伝えてきた。問屋宛でない炭薪は違法の荷物であるというのである。また炭薪荷物を送り出す荷主を回っては、今後炭薪の江戸直売りはしないと誓約書を取っていくものもあった。しかも荷主側が強いて直売りをしたいなら、江戸問屋河岸まで船を着け、改を受けた上で、一〇〇両につき六両の口銭を問屋方へ差出すなら、武家方であろうと町方であろうと勝手次第売捌いて差支えないというのであった。

事実、江戸問屋側の直売り取締りは、多摩郡野口村（東京都東村山市）半次郎積出しの牛込大久保彦左衛門屋敷宛樫薪二三〇束と、新座郡宗岡村（志木市）吉右衛門差出しの武家屋敷宛薪が積戻され、浅草茅場町五兵衛方へ預け置いたといった事態が発生していた。在方の船積問屋も荷主から依頼された炭薪荷物を江戸で荷揚げするに当って、神田川・浅草川（隅田川）・本所あたりの問屋・仲買が、差障りのある荷物であるから揚げるわけにはいかないと荷揚げを差止めるので、船乗りも困惑し問屋売りにするかあるいは預けておくといった状態になり、積出しを見合わせるという始末であった。

同年一〇月、入間郡二〇か村五〇人、新座郡四か村八人・多摩郡一一か村二五人の荷主は、多摩郡野口村半四郎・同郡後ケ谷村（東大和市）名主勘左衛門・入間郡所沢村年寄与惣次を惣代として、炭薪の江戸直売りは武家方・町方を問わず年来続けてきたものであることを述べて、江戸問屋の占買・占売りの計画とも思われるこのたびの行為を取

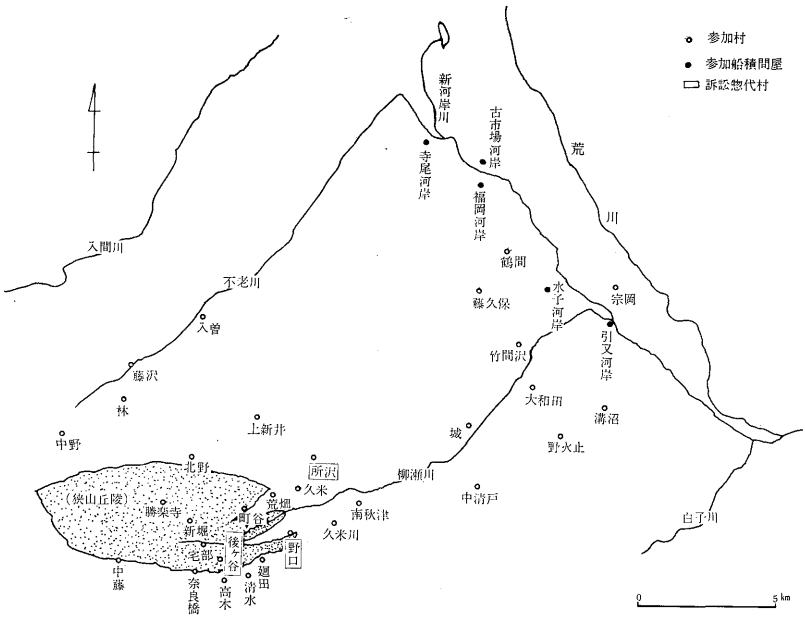

図 4-3　寛政11年炭薪江戸直売訴訟参加村々分布図

止めさせて貰いたいと勘定奉行所へ訴え出た。寺尾河岸などの五河岸の船積問屋も、この訴訟方に加わり、江戸問屋の荷出し差止めを撤回するよう出願することを半四郎・勘左衛門・与惣次へ依頼した。

在方荷主と江戸問屋との争論は、翌寛政一二年五月、江戸へ送る炭薪荷物は年来武家方へ直売りしてきたものであり、江戸町方へは問屋を通さずして売ったことはないという在方側の主張を問屋側が認めたことを基本として、奉行所の裁許が申渡された。在方側は、

1　武家方への直売りは差支えないが、猥りに武家方の名前を使って船積みすることがないようにする

2　町方へは直売りをしないこと

を約束したのである（『寛政里正日誌』）。

この争論には市域三か村は加わっていないが、江戸への炭薪積送りについては、ほぼ同様の事情にあったことであろう。

雑穀の江戸直売争論

武蔵野地方から江戸へ売込まれる雑穀についても、村々の荷主と江戸の雑穀問屋との間に直売りをめぐって、しばしば争論が発生した。

江戸周辺の村々から売込まれる米・雑穀を、江戸で引請けていたのは地廻り米穀問屋であった。ことに雑穀産地の武蔵野地方から送られる小麦・蕎麦は、江戸西北郊の四谷・内藤新宿、さらにはより外側に当る淀橋・中野などに成立した雑穀問屋が取扱った。これらの問屋は、だいたい文化・文政期頃に、すでに江戸市中に成立していた地廻り米穀問屋仲間に加入していた。

雑穀を取扱う地廻り米穀問屋は、また小麦粉・蕎麦粉も取扱った。小麦粉・蕎麦粉が地廻り米穀問屋の取扱う商品であるかどうかについては問題があった。文政一一年、多摩郡野中新田（東京都国分寺市）重右衛門は江戸麹町一一丁目太兵衛店に出店を構え、小麦粉・蕎麦粉の直売りをしていたが、これが地廻り米穀問屋に摘発され町奉行所に訴えられた。このとき重右衛門は、粉は穀物ではないこと、したがって地廻り米穀問屋の取扱うべき商品でないと反論して、ついにこれを認められた。以来小麦粉・蕎麦粉は雑穀とは区別され、直売りが許される商品となった。

雑穀の江戸直売りが活発になると、これを抑えようとする地廻り米穀問屋は、その取締りを強化した。天保二年一〇月、下白子村の伊丹屋忠左衛門は、市ケ谷田町の蕎麦屋清右衛門へ送る蕎麦二俵を付けて江戸へ出かけたが、このとき柏木成子町伝右衛門店佐兵衛に差止められた。忠左衛門が問屋の手を経ず、直接蕎麦を清右衛門へ売ることが問題にされたのである。忠左衛門は仲人を立てて問屋側に謝罪し、以後「蕎麦はもちろん雑穀諸品とも、問屋仲間のほかへは、決して差出さない。もし差出したときは、どのように申立てられても一言の申訳もしない」という一札を入れた。忠左衛門は、問題が発生してからここに至るまで、「入用金過分ニ相懸り、難儀至極」であったという。

その後、川越街道の板橋方面から江戸へ荷物を付出すと、江戸の入口で差止め、その荷物を四ツ谷筋（甲州道中方

面）へ回すように言うものがいた。その申出を断ると、荷物を通さないというので姓名を尋ねたところ、「穀屋惣代」であるというので、やむなく荷物を付戻すようになってしまったという。こうしたことから白子村の百姓は、忠左衛門と同じ結果になるのではないかと、江戸への馬付荷物を出さなくなってしまった。このことは村方一般にかかわる問題であると、翌天保三年、ついに白子村は諸雑穀・青物・土物・小割薪に至るまで、百姓荷物の江戸付送りに支障ないようにと、代官所へ出願している（富沢家文書）。

問屋の直売・直買禁止の規制を破って直売するものが在方に出ているとともに、江戸にもこれを買取るものがいたのである。ことに白子村の伊丹屋忠左衛門から実蕎麦二俵を買取った清右衛門は、四年前の文政一一年に、麴町一一丁目太兵衛店重右衛門の雑穀直買が問題になった際に、引合として呼出され、済口証文に連印した人物であった。問屋側に言わせれば「直買相成らざる旨、相弁え」ている筈の人物である（野村兼太郎「淀橋町米穀問屋仲間古記録」）。このように江戸問屋の商品取扱い独占は、直売・直買の両面から崩されていた。

在方商業

文政一〇年九月、下新倉村は農間渡世書上帳を作った。農業のあいまに商業その他を営むものの調査書である。この調査によると同村では居酒渡世が八名、髪結渡世が四名であった。このほか大小挊・研屋、煮売渡世、腰物売買渡世の調査も行われたが、これは該当者がいなかった。この調査は風俗取締り、犯罪調査の必要から行われたので調査対象が限られてしまったが、それにしても居酒屋や髪結を営むものが、これほどにも居たのである。

この頃、この地方の村々には日常の必要品を売る店や、大工・鍛冶屋・桶屋などの職人が、どこにでもといってよいように見られた。また富有な百姓が質屋を営み、肥料商や穀屋を兼ね、あるいは水車稼ぎを営み、舟問屋になるなど、地方の産業を支配するような活動をするものも出ていた。水車稼ぎを営むものは、米麦の精白を依託されるばか

りではなかった。みずから穀類を買ってこれを精白し、あるいは製粉して都市へ売込むなど、規模の大きい営業をするものもいた。

文化一〇年、上新倉村の清左衛門は自己の水車で絞油業を営むことを出願した。天保のはじめころ江戸で必要とする油は年間約一〇万樽であったが、そのうち関東などから江戸に入る地廻り油は二万樽から三万樽に達していた（津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』）。清左衛門は、江戸の油市場が関西からの下り油で占められていたときに、地廻り油の市場を形成しようとするものの一人であった。

このような商人は江戸との取引では大量の商品を取扱っていたので、江戸の問屋と紛争を起すことも少くなかった。天保五年九月、江戸の麺類仲間は、このころ蕎麦・小麦の値段が格別の高値になったことについて、これは在方のものが買占めを行ない値段をつり上げているからであると町奉行所へ訴え、その買占めを行なっているものとして多摩郡田無村（東京都田無市）半兵衛外一七名をあげている。この一七名の中には下石神井村勝右衛門・赤塚村友吉などとともに白子宿善兵衛・小源次の名が見える。

この訴えに対し、白子村年寄小源次を含めて、入間郡・多摩郡・豊島郡・新座郡の百姓七名は次のように反論した。蕎麦・小麦が高値になったのは、昨年（天保四年）が稀なる違作で米値段が高くなり、稗・麦・挽割など、ふだん食べないようなものも食べるようになったので雑穀が高値になったのであり、これに加えて当年（天保五年）は土用中干魃で五分余の不作になり、蕎麦は毎年九月頃成熟し、霜が降りる以前に取入れていたのが、右の干魃で例年より三〇日余後れて霜降時節にかかってしまったために霜倒れがたくさんできて、六分余の不作になったという結果、品不足が起きたので、買占めをしているようなことはない、というのである。

問題は翌天保六年に持越され、五月に麺類仲間が小麦・蕎麦の高値は、諸国一統違作の結果品物が払底して自然と

値上りしたものであることを認め、在方荷主と和解して訴訟を取下げるに至った（『公用分例略記』）。白子宿の善兵衛や小源次は、江戸の問屋にもその名が知られているような存在であった。

村の商人の中でも、主要産物を買取って都市の問屋へ売ったり、都市の問屋から肥料を買って広く村々に売ったり、その地方の産業を支配するような商業を営むもの、あるいは質屋を営んで土地を集め、後に地主に成長するものがいた。このような豪農を在方商人と呼んでいる。在方商人は、ほんらい百姓であるが、それが商人を兼ね、また地主であり、質屋であり、工業も営むなど多角的な経営を営むものが多かった。関東の在方商人の中にも長者番付に名を連ねるような成長を遂げるものもいた。「関八州富貴長者鑑」（『所沢市史』近世資料2）には城下町商人も含んでいるが川越の横田治郎吉が大関であるほかに、前頭として戸田・入間川・所沢・川越に各一名が名を出している。

3　川越街道の輸送

白子宿の繁栄

江戸地廻り経済の展開にともなって川越街道を往来する人々もようやく多くなった。白子宿は宿場として旅の人を迎え、送り、江戸近郊遊覧の根拠地となり、この地方の生産物を集めて江戸に送る小市場ともなった。町場的な姿も整えられていった。寛政五年（一七九三）には街道の輸送業務を取扱う問屋場がたてられることになり、同年三月、問屋茂兵衛の座敷と庭を、問屋が出来るまで借用する約束が取結ばれている（『和光市史』史料編二）。旅人を相手とする旅宿や茶屋もできた。文化一二年（一八一五）一〇月、江戸近郊遊覧にこの地を訪れた斎藤幸孝は白子宿の柏屋十右衛門に泊っているし、文政元年（一八一八）七月、大井町（入間郡）と白子宿の馬士が争ったときには、白子宿数軒の茶屋が大井町の茶屋とともに両者の和解に働いている。こうした白子宿の繁栄は、川越街道を往来する人々をめぐって、いろいろのトラブルを生んだ。

延享四年（一七四七）、白子宿で、村役人に断りなく旅人を宿泊させた事件が問題として取り上げられた。同村の百姓五郎右衛門後家と百姓七兵衛が当事者である。両人とも地頭所の指摘によって問題となったもので、村役人はじめ関係者一同は、一一月に口上書を差出して地頭所へ詫びている。五郎右衛門後家の出した口上書は「届ケも仕らず不調法仕り、申分ケ御座無く候」と詫びて、「此上何分の越度ニ仰せつけられ候共、申分ケ相立て申さず候」と誓約したものである。なお下白子村百姓佐五右衛門・金右衛門・孫七も三名連名で同様の趣旨の詫状を出し、「此上拙者共吟味仕り、左様なる儀一切致させ申す間敷く候」と誓っている。佐五右衛門は後家の近所の組合のものであろう。

七兵衛の場合は、いかけ喜三郎というものを宿にしたのであるが、このことを「常々名主・年寄中、吟味申渡され候えども、不届きニ思召され候段、仰せ渡され、あやまり奉り候」と詫びて、「此上何分の義ニ仰せ付けられ候とも、拙者申分ケ御座無く候」と誓った口上書を地頭所に提出している。いかけ喜三郎は、在々を回って鋳掛けをする職人であったろう。

宝暦五年（一七五五）にも無届けの宿泊が問題になった。泊めたのは白子宿の六兵衛で、泊ったものは神田佐柄木町代地いかけ吉右衛門弟子与兵衛であった。与兵衛は五二歳であったが、吉右衛門に連れられて諸所で鋳掛商売をするものであったという。このたびは両人とも六兵衛方を宿として仕事をしていたが、九月一日の夜中、急死した。与兵衛の死骸は白子宿で処置したが、宿を貸した六兵衛は「向後いかけ等は申すに及ばず、其外旅人何者ニても一夜も留メ申す間敷く候」と誓った証文を、名主太郎兵衛・富右衛門に提出している。

輸送量の増加

川越街道の交通量が増加するとともに、白子宿の負担は高まっていった。文政八年（一八二五）八月、上新倉村が助郷人馬を出さないことを代官所に訴えた白子宿の願書（『和光市史』史料編二）は、この頃の川越街道が五街道に準ずるほど日々人馬継立が多いと述べている。白子宿がこのように訴えるほど多か

った人馬の継立は、

1　仙波御宮御用及び御鷹御用
2　松平大和守様・秋元但馬守様・松平伊豆守様・松平錫様・同州野火止御陣屋向
3　同州平林寺へ御仏参の御通行
4　其外諸御用向数多

であった。仙波の東照宮関係の通行、鷹場役人の通行、諸大名関係の通行その他である。これらの通行で白子宿は継立に追われていたのであるが、文政七年二月に御用先触が来て白子宿が用意しなければならなかった人馬は次のとおりである。

二月一二日　代官大原四郎右衛門手代、人足三人。
二月一三日　川越藩、継本馬一疋、駕籠人足三人。川越藩封状一通、人足一人。
二月一四日　柿沢七郎兵衛、馬。三枝政三郎家、駕籠三人、分持一人。代官大原四郎右衛門手代、人足三人、但し宿駕籠用意。川越藩、駕籠二人、分持一人。東叡山、人足二人。久貝甚三郎家、駕籠人足三人。代官平岩右膳役所より刻付封状二通（人足一人）。
二月一五日　秋元家、軽尻一疋。川越藩、人足二人（駕籠）、軽尻一疋。松平右京太夫家、人足二人。川越藩、継人足四人。代官大原四郎右衛門手代、人足三人。川越藩、白木箱二ツ桐油包共。川越藩、飛脚二人。
二月一六日　川越藩、継人足一〇人、軽尻馬一疋。秋元家、駕籠人足三人。秋元家、人足一人。川越藩、油紙包一、菰包一。川越藩、白木箱一ツ、人足一人。川越藩、白木箱一ツ。高安寺門弟、泊り。
二月一七日　川越藩、継人足三人、軽尻馬一疋。

二月一八日　秋元家、人足一人。蓮馨寺、人足二人、馬一疋。代官平岩右膳御用状二通、人足一人。
二月一九日　川越藩、油紙包一ッ。川越藩、継本馬一疋、人足三人。小宮善右衛門伝触一通、人足一人。
二月二〇日　川越藩、人足二人。普請役、馬一疋、賃人足三人。仙波喜多院、乗物一挺（人足六人）、挟箱一対（人足二人）、両掛一荷（人足二人）、分持二荷（人足二人）、茶弁当一荷（人足一人）、長持三荷（人足六人）、合羽駕籠二荷（人足二人）、軽尻一疋、駕籠一挺（人足二人）、分持一荷（人足一人）、外に本馬。川越藩、白木箱一ッ。川越行伝寺、人足三人。
二月二一日　村田林右衛門、人足七人、馬一疋。木宮彦右衛門伝馬添触一通。川越藩、継人足一人、本馬四疋、軽尻馬一疋。川越藩、人足三人。川越藩、莚包三ッ、糸立包一、外二ッ。川越藩、継軽尻馬一疋。
二月二二日　川越藩、白木箱一ッ。松平宮内少輔家、山駕籠一挺（人足二人、外一人増）、軽尻馬一疋（外に本馬一疋）。川越藩、油紙包一ッ。川越藩、油紙包一ッ、白木箱一ッ、但桐油共（人足二人）。
二月二四日　永田又七郎、莚包一荷（夜中、人足二人）。川越藩、油紙包一ッ（夜中、人足二人）。
二月二五日　川越藩、莚包一ッ、白木箱一ッ、但桐油包共。川越藩、白木箱一ッ。
二月二六日　川越藩、継人足五人。
二月二七日　蓮馨寺、駕籠（人足三人）、分持（人足一人）。川越隆勝寺、駕籠（人足三人）、分持（人足一人）。川越藩、継人足二人。川越藩、本馬一疋、軽尻馬一疋。
二月二八日　仙波明星坊、本馬一疋、宿駕籠一挺（人足二人）。仙波中院、駕籠人足四人、長持二人、分持一人、合羽一人、本馬二疋。田安家、人足一人。川越藩、白木箱一ッ（人足一人）。東叡山、宿駕籠一挺、軽尻馬一疋。川越藩、油紙包一ッ（人足一人）。川越藩、駕籠（継人足五人）、軽尻馬一疋。

二月二九日　松平右京太夫、人足四人。御本丸御奥、人足四人、軽尻馬一疋。川越藩、白木箱一ッ（人足二人）、莚包一ッ（人足一人）。柏崎村万正寺、人足二人。仙波明星坊、駕籠一挺（人足二人）、供合羽一ッ、蒲団一、書状一（銭二一〇文添）。

二月三〇日　川越藩、駕籠二挺（人足四人）、分持（人足一人）、軽尻馬二疋。川越藩、駕籠（人足二人）、分持（人足一人）。川越藩、莚包二ッ。川越藩、油紙包一ッ、白木箱一ッ。川越藩、継人足二人。

この二月だけの輸送量を見ても川越藩に関するものが多いのが目を引く。同藩の川越本城から江戸へ行くもの、江戸屋敷から川越へ赴くもので、毎日のように人や荷物が往来した。川越藩だけでなく、他の諸大名や幕府の諸役人、仙波の東照宮関係といったように、川越街道の利用は予想外に多く、「中山道に準ずる」という表現が誇張ではないことがわかる。こうした交通量をさばくのに、白子宿に限らず川越街道の宿々では、とうてい常備人馬だけでは足りなかった。

常備人馬と囲人馬

川越街道の交通量が、平常でもかなり高まっていたのであるから、一時的に大量の人や荷を輸送するのは困難であったろう。明和四年（一七六七）、前橋藩主松平大和守家は前橋城（群馬県）から川越城へ移ることになった。同家は翌五年三月に川越城を受取り、藩主は五月に入城したが、このとき予め川越街道の宿々へ、同家が江戸から川越まで荷物を送るのに、継立人馬数でどのくらいまで出してよいかを問合せている。移城にともなう大量輸送を憂えてのことであったろう。しかし封建領主が、たとえ支配が違うにせよ、いちいちこのようなことを宿駅に聞くのは少しおかしい感じがするが、明和四年といえば信濃・上野・下野・武蔵の四か国にわたる二〇万人の農民が増助郷反対に蜂起した伝馬騒動（明和元年閏一二月―二年一月）が終息してから、さほど年を経ていない。松平家が江戸から川越へ荷物を送るに当ってあらかじめとったこの処置は、伝馬騒動の教訓から農

民への輸送負担の重課が、どのような事態を引き起すかわからないという心配があってのことかもしれない。

松平大和守家の問合せに対し白子宿では次のように回答している。

1　川越街道宿々は中山道伝馬勤石高五分の一の継立であること、従って中山道の五分の一の割合で荷物を出して欲しいこと。

2　常備人馬は白子村馬七疋・人足三人、膝折村馬五疋・人足五人、大和田村馬五疋・人足五人、大井村馬六疋・人足六人であるので、急に荷物を出されても輸送できないであろうから、先触を出して欲しいこと。先触が出されていれば、すぐに助郷村々へ人馬の触当てをして輸送の手配をする。

白子宿の回答は、おそらく他の宿の考え方も代弁しているものであろうが、川越街道宿駅の輸送力の低さを物語っているようである。それにしても白子宿が、伝馬の先触れがあり次第、助郷村々へ割当てをするといっているのは、当時の宿駅の伝馬勤めの方法を率直に物語っているようである。川越街道の輸送は、あげて助郷の力に負っているのである。

この頃の白子宿の輸送状況は、三人・七疋の常備人馬のうち、「東叡山御宮急御用節遣」として人足三人・馬一疋、「急御用御通行節遣」として馬二疋を囲人馬にしていた。上野寛永寺・東照宮と仙波東照宮との間の急な輸送のため、その他幕府の急な用事に備えて馬三疋・人足三人は、いつも特別に用意していなければならなかった。三人・七疋の常備人馬のうち三人・三疋を囲人馬として不時の用に備えるなら、白子宿が常時使える伝馬用の人馬は、馬四疋だけということになる。これでは助郷に頼るよりほかはないわけである。宿駅が助郷に対し人馬を触当てるのは、輸送しなければならない人や荷物が大量に出て、宿駅では輸送しきれなくなったときに、宿駅の負担分を越えた分だけ、助郷に負担させるのが原則であった。しかし白子宿のように囲人馬が多くて、常備人馬が馬四疋だけしか使えないと

いう状態では、はじめから輸送に助郷の力を借りなければならず、助郷への人馬触当は恒常的なものになっていた。

こうして先触がある通行は、その輸送を助郷へ転嫁し得たのであるが、助郷へ転嫁することのできない継立もあった。御上鳥御継立は、将軍家御用の鳥であろうが、これは輸送すべき鳥が先触と共に来るような緊急の輸送であった。しかもそれは、夜になってからの輸送が多かったという。白子宿では、この輸送を助郷に触当てては御用に差支えると、宿内で人馬のわけ隔てなく平均負担させて継立てたという。

助郷不勤争論

街道の輸送量の増大は、輸送の負担を助郷に転嫁し、助郷は常時宿駅の輸送に従うようになった。このような助郷役のありかたには、助郷村の側から疑問が持たれた。寛政一二年（一八〇〇）、日光で徳川家光一五〇年忌の法事が行われるに当って、日光道中筋の宿駅では大量の人馬が必要になった。これを補充するために板橋宿の助郷村のうち、日光道中宿駅の助郷に回されるものがあった。板橋宿では、その不足分を当分加助郷で補うことにし、道中奉行の許しを得たが、このとき板橋宿へ当分加助郷に出る村々は、青梅街道の中野村（東京都中野区）に助郷として出ている村々であった。

加助郷については、通常の通行は宿人馬と日光道中の宿駅に出ない定助郷の村々が勤め、これで賄い切れないような特別の通行があったときに、この当分加助郷の村々が出るたてまえになっていた。ところが板橋宿では四月一日・二日・三日と、連日助郷を触当てて、村々の出した人馬は三日間で延二一か村、人足三〇一人、馬二〇七疋に上った。下新倉村は定助郷であるがこの訴訟に加わり、四月二日に人足七人・馬三疋を出したことを書上げている。この助郷役が特別の大通行があってのことかどうか助郷村々は疑問を持ち、多摩郡中野村名主を総代にして事実を調べて欲しいと道中奉行へ訴え出ている。

文化五年（一八〇八）閏六月、白子宿問屋富右衛門は、白子宿助郷九か村のうち上新倉村・下新倉村の両村が助郷

人馬を出さなくなったと評定所に訴え出た。しかもこの両村が助郷人馬を出さなくなったのは、三、四か年にわたっているというのである。この問題は結局両者が和解して八月に訴訟側・相手側連名の済口証文を評定所に提出し、訴訟を取下げるに至ったが、白子宿の継立てがほとんど助郷によってなされているところに問題があったようである。

表 4-32　寛政12年4月板橋宿触当当分加助郷

	1日出人馬			2日出人馬			3日出人馬		
	村数	人足	馬数	村数	人足	馬数	村数	人足	馬数
	村	人	疋	村	人	疋			
3月晦日触	5	70	69	8	97	46			
4月1日触				5	68	46			
4月2日触							3	66	46
計	5	70	69	13	165	92	3	66	46

（東京都立大学蔵，堀江家文書）

上新倉村・下新倉村は白子宿への助郷が仙波東照宮の普請関係と大通行があるときだけ負担すると考えていた。これに対し白子宿は、仙波東照宮の普請はいうに及ばず、そのほかの場合でも助郷を出すことになっていると、正徳年間に両村役人が白子宿へ出した書付を証拠にして助郷側の主張を抑えた。上新倉村・下新倉村は、この書付を示されて、全く心得違いであったと詫びて、以後遅滞なく人馬を差出すことを誓い和解に至ったのである。

助郷村々が助郷役を負担するのは、上新倉村・下新倉村が考えているように大通行の場合といった事態のときであるべきであって、白子宿の場合のように、恒常的に助郷に出る方が、むしろ違例であったのであるが、正徳の書付は、その違例を認めないわけにはいかなかったような白子宿の輸送状況であったのであろう。また助郷村の農民にとっても助郷に出ることが負担であるというよりも、助郷に出ることで得られる人馬賃銭が、たとえわずかであっても生計補充に役立っていたという事情もあったことであろう。ところが、今や事情は変わっていた。助郷に出て人馬賃銭を得るよりも、村で農業に従うことの方が収入は多かった。商業的農業の発展は、そのような状況をつくり出していた。村々としては助郷はむし

ろ避けたい負担になっていたのである。

上新倉村・下新倉村の助郷不勤問題が一応解決した文化五年から一五年後の文政六年（一八二三）、上新倉村は再び白子宿への助郷人馬を出さなくなった。この年六月から上新倉村は伝馬触れがあっても人馬を出さず、白子宿はそのたびごとに人馬を雇揚げて上新倉村の助郷分を補ってきたのであるが、白子宿が立替えた上新倉村分の雇揚げ賃銭は銭六七貫七〇〇文に上った。しかも上新倉村は度々の請求にもかかわらず、これを支払わなかったという。文政八年八月に至り白子宿問屋勘兵衛は、事情を述べて代官所へ訴え出た。

この訴訟がどのような結末をとったか明らかではないが、白子宿で雇揚げた分を助郷村が毎月、仕切金として弁済することになったようである。この仕切金の支払いには上保谷村・下保谷村も加わっている。しかし、それさえも滞納しがちであったようである。

天保四年（一八三三）二月現在の助郷月仕切役金の滞納額は、上保谷村が金一二両一分二朱、下保谷村が金三両二分二朱と銀六匁一分五厘、上新倉村が金一二両一分二朱であった。これらの村々の滞納は、なすこともなく滞納となったのではなかった。下保谷村は天保三年四月以来の仕切役金九両余のうちを、数回にわたって返済した結果であった。上新倉村もまた文政一〇年（一八二七）七月以来の仕切金一五両〇分二朱と銭一貫一三三文を、一両前後ずつ数回にわたって返済した結果であった。

駄賃稼争論

生産の高まりを背景として川越街道の輸送が活発になるにともない、商品荷物の輸送をめぐって争論が発生した。商品荷物の輸送は公用輸送にくらべると運賃が高いので、宿駅としてはこれを宿駅以外のものに行わせることは望ましいことではなく、このようなことが行われると宿駅は、これを抑圧しようとして紛争になるのであった。

文政元年（一八一八）七月、大井町と同町市沢の馬士が駄賃荷物を運んできて白子宿の馬士と争論を起した。この争論は両者が酒に酔ってはじまったもののようであるが、その根底には、駄賃稼ぎの問題がひそんでいた。大井町は川越街道の大井宿であり、そこの馬持が商品荷物の輸送をすることは問題が無かったが、市沢の馬士の駄賃稼ぎについては白子宿の馬子が「御用人馬継立も仕らず駄賃稼のみ仕り候」とののしったといわれるように、疑惑の持たれるものがあった。

市沢は同じ大井町にある家数一九軒の字であるが宿内から少し隔ったところにあった。ここに住む一九軒の百姓は宿諸役を、前々から高一〇石につき銭五貫二〇〇文の割合で大井町に支払っていた。伝馬役に実際に出ないで、役銭を払ってこれに代えていたわけであるが、このことが白子宿の馬士には御用人馬の継立もやっていないと思われたのであろう。しかし役銭を払って伝馬役を負担していたのであるから宿の馬持と同様に、駄賃稼にも出ていた。

この日市沢の馬士は、大井町の馬士とともに、白子宿からの荷を戻り馬に付けて帰る予定であったが、白子宿の馬士との間に争いが起るとこれを取止めて帰路についた。荷物の輸送が行われなくなることは白子のものも困るわけで、白子宿の茶屋数軒は両者の争いを仲裁し、大井町のものに戻り馬に荷をつけて帰るように諭したが、大井町のものはこれに取合わず帰ってしまったという。

この争論は白子宿と大井町の茶屋が間に立って、酒に酔ってのできごとであるというので一応和解したのであるが、このとき大井町の馬持は市沢の馬持に対し、以来市沢のものは一人も駄賃稼をしてはならないと、これを差止めた。市沢の組中に「不道」のものがいるからであるというのである。恐らく白子宿の馬士と争った当事者をさしてのことであろうが、市沢は大井町馬持の処置を不当として、一七軒の百姓はあげて訴訟を起すことにした。問題は大井町の馬士と市沢の馬士の争いになったのである。しかしなお、大井町の馬士から依頼されたという上板橋・白子の両

宿が、市沢は同じ大井町でも「郷分」であること―村方であるとして、郷分のものが駄賃稼―殊に宿々を付通す駄賃稼をすることは、宿に支障を来たすという立場で市沢の駄賃稼差止めに加わって問題は一層紛糾するに至った。

市沢の訴訟は道中奉行にも持出され、翌年の一二月に至って市沢と大井町の馬持の間で和解が成立した。和解の条件は市沢馬持の駄賃稼を文政三年七月一三日まで休業することであった。その後は大井町同様に駄賃取りを続けることになっていた。しかしこの和解は大井町の馬持と市沢の馬持との間の和解であって、問題を全面的に解決したものではなかった。その後、休業期間が明けてからであったろうが、市沢の馬持が白子宿へ荷物を送った帰りに、戻り馬に駄賃稼の荷を付けて帰ろうとしたときに、同宿のものはこれを差止めた。

市沢の戻り馬を差止めた白子宿の佐平次・勘次郎は、それが上板橋宿からの申送りであって、市沢の馬士には駄賃取をさせてはならないことになっていると告げたという。上板橋宿及びこれに同調する白子宿は市沢が郷分であるという理由で駄賃稼を差止めたが、郷分のものに駄賃稼をさせないのは東海道・中山道の例に見ても当然のことであるとしている。市沢の駄賃稼をめぐる紛争は、上板橋・白子の両宿と大井町の争論に発展した。この問題について大井町は、町内の馬持どうしの争いであるにもかかわらず、一向掛かり合いもない上板橋や白子が、こうした故障を申立てて迷惑であると、文政四年一〇月、道中奉行へ訴え出た。

大井町と上板橋・白子両宿との争論は結局、大井町が郷分のものに駄賃稼をさせないことを認めて和解することになり、文政五年一月、大井町・上板橋村・白子村の三か村の間で済口証文を作成し、これを評定所に提出した。郷分のものの駄賃稼を認めないのは、宿駅で御用人馬をつとめるものの収入が減少するという理由からである。なおこの済口証文では、宿駅に許された駄賃稼は一宿限りで、数宿を付越してはならないことも明らかにされた。さらに大井町馬持惣代は、駄賃稼は付越しが許されないことを確認するとともに、宿駅と相談して付越すことが認められている

場合は、これが許されることの例外があることを記した証文を作成している（大井町史編さん委員会『大井町の宿場文書』）。

文政元年から四年間続いた紛争は、こうして一応の解決を見たわけであるが、この解決への過程で街道の駄賃稼が持つ問題が明らかになってきた。

1　街道の駄賃稼は宿駅の馬持によって行われるべきものである。郷分―宿駅以外の村方の馬持には許されないものである。

2　街道の駄賃稼は宿駅を付越すことが許されない。一宿限りの輸送である。

この二つの条件は街道で行われる駄賃稼の原則であった。東海道や中山道ではこの原則が早くから確立していたのであるが、脇往還である川越街道では多年にわたり「上板橋村より川越まで六継の儀、勝手次第ニ継越仕り、戻駄賃これ有り次第付帰り渡世」してきたのであった。この地方における商品荷物の輸送がさかんになるに及んで、その輸送権を確保する要求が強まり、種々の紛争を経て、この原則が確立したのであった。

4　芝宮河岸

船問屋争論

一八世紀のはじめ頃、芝宮河岸を利用していた白子村は、下新倉村の理左衛門の庭を借りて積送りをするという状態であった。輸送する商品を受付けたり引渡したり、あるいは舟積みの手配をしたりする船問屋も、船問屋から依託されて商品を輸送する船持も、まだここには存在しなかった。それが一八世紀の後半に入ると、輸送する商品の増大を反映して専業の輸送業者である船持が、芝宮河岸を根拠地にして活躍するようになった。

下新倉村の平五郎は高瀬舟一艘を持って舟稼ぎをしていたが、安永年間（一七七二―一七八一）からは代官所へ船持運上永一五〇文を毎年納付して、その営業が公認されるようになった。この平五郎は、はじめ内仲間として六人で舟稼ぎをしていたが、文政初年（一九世紀はじめ）には芝宮河岸での輸送を一手に引受けるまでになった。平五郎が芝宮河岸での輸送を一手に引受けていたということは、船持と船問屋の業務を合わせ行なっていたということであり、それが運上を納めて公認されていたので、芝宮河岸の舟運は、平五郎が独占することになった。

輸送量が増大してきたこの頃、芝宮河岸での輸送が、わずか平五郎の手舟一艘で独占されていたということは、この地方の人々に種々の支障を来した。文政四年（一八二一）、下新倉村は芝宮河岸に、村請（むらうけ）で船問屋を設立することを出願した。平五郎の芝宮河岸独占は、事実上は船持と船問屋を兼ねて営業していたにせよ、代官所へ納める運上は船持運上であり、平五郎は船持として公認され、船問屋として認められているものではなかったからである。村としては、船問屋を村で設立して平五郎以外のものにも輸送の仕事に従わせ、輸送量を増大しようと考えたもののようである。

下新倉村の出願は同村の領主酒井家へなされたが、その審理中に相手平五郎が、運上を上納している代官所の系統の勘定奉行所へ駆込訴訟をするという事件をひき起した。平五郎は、その駆込訴訟が心得違いであったと領主酒井家へ詫び、酒井家へ出願した下新倉村側も筋違いの出願であると奉行所から指摘されて、これを同奉行所へ詫び、奉行所は船問屋の設立は平五郎が出願することを指示して、この問題は終結した。その後船持平五郎は船問屋を出願したのであろう、以後船問屋平五郎として芝宮河岸で営業を続けた。

船問屋の村請設立の問題が終結してから五年後の文政九年、今度は荷主と船問屋・船持の間で争論が起った。船問屋は平五郎であり、船持は惣次郎外七人になっている。問題は荷物輸送に当って船持が受取る運賃と、船問屋が受取

る口銭についてであったようである。文政九年四月一八日、船問屋・船持・下新倉村名主の間で和解が成立し、議定証文を取替わした。名主は荷主を代表するものであろう。この証文に取決めた事項の要旨は次のとおりである。

1　槙雑枝・雑穀米穀俵荷物・生大根・飾松竹・材木・干大根・浅草市(いちせり)爨荷物・浅草市臼・浅草市苧・松真木枯物についての運賃及び口銭（表4-33）。

この運賃・口銭は、運賃は船持、口銭は船問屋に支払われる。槙雑枝及び雑穀米穀俵荷物の口銭については、芝宮河岸は地窪のところで出水のたびごとに別段世話が余計かかるという理由で、世話料を運賃へ書載せて荷主より差出し口銭に加えている。

2　積入れた荷物について損傷等があったと荷主から苦情を申立てたときには、問屋からどのようなことをいっても一言も反論しない。

3　もし荷主から急ぎ荷物の積出しがあったときは順番に積送るのは当然であるが、荷数が少なくて当番に当った船持が採算の取れないようなときには便船に積送るよう問屋方で取計らう。

4　九人（船持であろうか）で毎月交替で一人ずつ月行事を立て、問屋へ罷越し、問屋の状態を問合せて、各船持に不公平とならぬように荷積みする。

5　船持のうち留五郎・伝五右衛門・安五郎は、当時手船を持たず借船で輸送に従っていたが、もし借船を返したときは、右三人の稼ぎ

表 4-33　文政9年4月定め芝宮河岸運賃口銭表

品　目	単位	運賃	口銭	備　考
		文	文	
槙雑枝10束付	1駄	50	4	口銭の内2文は世話料
雑穀米穀俵荷物	1俵	24	2	口銭の内1文は世話料
生大根		48	2	
飾松竹	1駄	100	8	
材　木	1駄	100	8	馬付1駄
干大根	1駄	100	4	1駄遠近に限らず
浅草市爨荷物	1駄	100	8	1駄40貫目
浅草市臼	1駄	100	4	1尺8寸1ツ1駄
浅草市苧	1駄	72	3	1駄40貫目
松真木枯物	1束	4.2		1駄を見積束数120束で運賃524文，内40文口銭

分は、残りの船持六人へ持込み、順番に割合い、船積みする。当番に当った船が居なかったときは、次の番船に順々に積送る。もし六人のもの（借船三人以外のもの）が居合わせず差支えた場合は、問屋より船持行事へ断って、問屋手船か雇船で輸送し、差支えにならぬようにする。不参のものは、後日、かれこれ言わない。

6　生大根を輸送するときは一〇艘で一艘ずつ積送り、乗付一番に荷積みする。大根荷物が大量に持込まれて、一〇艘の船では足りなくなったときには、問屋方で雇船をして積送る。

7　荷物を積入れるには、夫々船力に応じて積込み、えこひいきの取計らいをしない。

8　下肥船については、荷主が口銭を支払う。口銭は一艘につき問屋へ一三二文、村方世話人へ一三二文である。

江戸地廻り経済の展開は、地廻り経済圏内の村々と江戸とを結ぶ輸送組織を整えたのであるが、芝宮河岸もここに河岸らしい組織と秩序を整えて、この地方と江戸との結びつきを一層深めたのであった。

早船争論

天保一〇年（一八三九）四月、入間郡上新河岸・下新河岸・福岡村・渋井村・宗岡村・上南畑村の積問屋は、川越街道の六か宿へ、旅人船を仕立てることをしないという証文を差出した。これらの積問屋は新河岸川を水路として江戸へ荷物を送っていた積問屋であるが、この頃屋根船などを仕立て、旅客の輸送を始めていた。しかも宣伝ビラを配付して利用者を勧誘するなど、旅客輸送に積極的な営業方針をとっていた。

新河岸川諸河岸の積問屋が川越街道六か宿へ旅客輸送をしないことを約束したのは、この六か宿が川船の旅客輸送をする為に川越街道を往復する旅客や荷物が減少し、六か宿の茶屋・旅籠屋・馬・駕籠・駄賃稼の営業に差支え、それはひいては宿駅の伝馬継立が困難になるという理由で、道中奉行に訴えたからであった。積問屋は道中奉行の察当を受けて、旅客輸送・ビラの配付・屋根船はもちろん、許可を受けない船の使用・荷物積船の上乗以外の乗船などを、以後しないことを宿駅側に約束したのである。

積問屋はもともと荷物の輸送を目的として営業を許可されたものであったが、江戸とこの地方を往復する人々が増大しだしたこの頃の社会状勢を見て、旅客輸送を考えたのであろう。しかし許可を受けずに旅客輸送を開始したのは違法であった。天保一〇年から三〇年ほど前の文化三年（一八〇六）、江戸川の関宿向下河岸で江戸への乗合夜船を開始した。やはり宣伝ビラを配付しての積極的営業であったが、違法であるのに、処罰されても処罰されても、再度・三度と旅客輸送を始めている（川名登『河岸に生きる人々』）。

新河岸川諸河岸の旅客輸送が、この関宿向下河岸の乗合夜船のことを知った上でのことであるかどうかはわからないが、積問屋は旅客輸送をしないことを約束した証文を宿駅側に差出したにかかわらず、その後も旅人風のものを乗船させていたようである。四月一八日、上新河岸三治郎持船を白子村の者が大野新田河岸で調べたところ、荷主のほかに多勢が乗組んでいるのがわかった。船頭・水主は、見知らぬ者であるが頼まれるままに乗船させたことを、全く心得違いであったと謝め、白子村はこのことを訴えた。

この事件は役所側の訓戒があって上新河岸・下新河岸の名主が、船頭・水主に心得違いのないように申付け、すべて四月の証文を堅く守り、荷主以外は決して乗船させないことを誓って解決した。天保一〇年九月一〇日、上板橋村外四か村惣代白子村組頭嘉七と、上新河岸名主八兵衛・下新河岸名主源次郎は議定一札を取替わしている（『大井町の宿場文書』）。

生産の高まりを背景とした交通の変化は、これまでの交通制度に変改を求めてやまなかったが、宿場側はこれまでの秩序を、なんとか維持しようとする立場を崩さなかった。その後嘉永二年（一八四九）、豊島郡上板橋村・下練馬村、新座郡下白子村・膝折村・大和田町の五か村総代は、入間郡上新河岸問屋兼名主八兵衛外五名を相手取って、これまで川越街道を通行していた旅人等を上新河岸から乗船させるようになったので茶屋・旅籠屋から駄賃稼ぎの馬士

に至るまで難儀していると道中奉行へ訴え出ている（丹治健蔵「早船屋文書・吉野屋文書」）。

第三節　村の変化と支配

1　鷹場の変容

鷹場法

宝暦四年（一七五四）八月、幕府は近年鷹場に犬が多くなり、鶴・鴈（がん）の飼付に支障が出ていると、飼犬を繋（つな）いでおくか、あるいは鷹場から二、三里も外へ遣わすようにせよと命じている。また野犬については、これを捕えて、鷹場外二、三里へ捨てるように、もし立戻ってきたら、また捕えて捨ててくるようにといっている。この法令は同月、追いかけるように、野犬を打殺しているものがあるが、立戻ってきたら何度でも捕えて捨ててくるようにと命じている（『御触書宝暦集成』）。

この年一二月、鷹場の管理が不十分になり、傷ついた鳥を度々見かけるようになったとして、鳥殺生は勿論、御拳場として守らなければならないことは、きちんと守り、もし鷹場取締りに反するような行為を見かけたなら早速訴え出るようにという触れが出された。この触れは翌年一月になって代官・領主から御拳場の村々へ伝えられ、下新倉村では一月一五日、惣百姓・寺院・水呑が連印して請書を作成している（『和光市史』史料編二）。

天明八年（一七八八）一一月、松平定信の下で寛政改革が進められているときに勘定奉行へ、御拳場が下々の迷惑にならぬようにという申渡しがあった。将軍が鷹野に出るのは、農事の艱難（かんなん）を知るため、将軍の保養のため、下々の働きぶりを見るためなどであって鳥を捕えるための鷹野ではないことから説き起して、近年は前々から見ると一体に

大げさになり、きまりも宜しくない、下々が迷惑していると聞いている。人民が繁盛し戸口が多くなると鳥などが棲みにくくなり、獲物も少なくなるが、それは民家が衰え人数が減少するよりも喜ばしいことである。鷹に関する費用を村方に出させ、不益の費用を掛けさせているということも聞くが慎むように、といった道義的なものであった。寛政四年（一七九二）五月には鳥見の寄合について、在町での寄合を禁止したが、差支えることがあるというので、これを許すが、茶道具を持参して行き、在町よりは炭薪は勿論、湯茶までも出させないようにすること、少しでも在町に費用がかかるようなことをしないこと、という鳥見頭への申渡しがなされた（『御触書天保集成』）。

寛政改革下の鷹場制度は、その改革の基本方針から出されたものであろうが、御拳場も含めて鷹場制度は、次第にその性格を変えていった。

上納物

鷹場村々の負担は、上納物の拡大で、違った方面で増えていった。武蔵野は薬草の採取場として注目されていた。市域の村々と同じ新座郡の堀之内村（新座市）には幕府の薬園が設けられ、時々江戸城の医師が来て薬草を採取していった。辻村にも、小名陣屋に一か所と北の原に二か所、道場に一か所の御薬園が置かれていた（『新編武蔵風土記稿』）。鷹場の村には、その薬草や、薬にする小動物の上納が命じられた。また医薬ではなく江戸城の婦人たちが慰みにする草や虫の上納も命じられた。これらの上納には適当な代金が支給されたが、しかし村々では、その上納物を採集することの労苦の方が大きかった。

御拳場の村々が負担した各種の上納物は鷹場に関するものばかりではなくなった。本丸・西丸・御奥・御小納戸など江戸城で求める杉葉・蓬（よもぎ）などから虫類・草類など種々多様のものがあった。これらは買上げであるから代金が支払われるのであるが、その代金はわずかで、集める労力にくらべればとうてい代金とはいえないほどのものであった。それよりも、集めることが困難なものであっても、御拳場であるという理由で求められる野生動植物が少なくなかっ

た。

天保七年（一八三六）六月、上新倉村・下白子村・台村・根岸村・岡村の五か村は製薬用の生蝙蝠（いきこうもり）の納入を止め、その他の虫類・草類の納入を減少するよう代官所及び御鷹野役所へ出願した。生蝙蝠はすでに前々年の天保五年に納入を命ぜられたのであるが、土地にはいないので川筋の橋々を千住辺まで人夫を出してさがしたが見当らない状態であった。やむなく大塚町（東京都文京区）の請負人に依頼し、一疋について銭三〇〇文の割合で納入を済ませた。ところが翌六年になると、さらに数量を増して納入が求められ、これも買納めすることになり、買入れるための代金を支払って納入を済ませた。こうして生蝙蝠の納入は、現金を納入する形で行われ、村の大きな負担になっているというのであった。

その他の虫・草については杉葉・蓬・はこべ・海老つる虫は、これまでも納入してきたが、その数量が増やされた。そのほか、赤蛙・袋蜘蛛（ふくろぐも）・蠼（けら）などの納入が要求され、納入量にこたえるほど集められるものではないので、買納めにすれば村高一〇〇石につき金二両にも当る高額となった。もちろん草類の中には正納できるものもあるが、それを求められる量だけ集めるとなると人夫をかけなければならず、負担は増すばかりであった。こうして五か村は、生蝙蝠については納入を取止め、その他の虫類・草類については納入量を減ずるように出願したのであった。

天保七年は、ここ数年続いた全国的な不作・凶作が飢饉的様相をはっきりさせた年である。願書は、打続く凶作で村方一同難儀の生活をしていると訴えているが、それはこの種願書に使われる常套語（とう）であっただけではなかったであろう。六月に至り御鷹野役所は五か村の出願を聞届け、納入品を減少し、生蝙蝠は得がたい状態であることを了解したと村々へ伝えてきた。

2　村の負担

上新倉村の定免制　上新倉村文右衛門組では寛政九年（一七九七）から年貢の定免制が施行されることになった。同年六月、代官所は同組に対し、同年から七年間、定免制の施行を通達してきた。定免制施行に当って、つけられた条件は次のとおりである。

1　風水干損等の特別の場合は検見・見分で年貢をきめるが、この場合でも三分以上の損毛に間違いないときは年貢減免を考慮するが、損毛が三分以下であれば決して減免措置を取らない。

2　川欠（かわかけ）・砂入等で耕地に変化が生じた場合でも、百姓の持分の一〇分の一以上に相当しなければ年貢減免の措置を講じない。

3　豊作の年の余分の生産量は、凶作の年の年貢補充に備えるようにすること。少しばかりの損毛を大げさに申立て、年貢減免願などの挙に出るような心得違いのことはしないように、入作のものまでよく申合わせて、きびしく守ること。

通達を受けた同組では惣百姓が連印して、この通達をきちんと守ることを誓い、たとえ定免期間中でも条件の悪い耕地が良くなってきたり、芝地を畑にし、切畑を開き、また新しく田畑を開いたときには隠さず報告することを約している。

白子村の村入用　文政一一年分の下白子村代官支配分の村入用は、川々国役金・名主給・御年貢上納の節出張入用その外御役所へ出頭の雑用代・御鷹野御役所へ上納物の買納代・往還通入用そのほか筆紙代の五項目にまとめると表4-34のとおりである。

表 4-34　文政11年 弘化4年 白子村代官支配所分村入用

	文政11年分			弘化4年分		
	金	銀	銭	金	銀	銭
	両分朱		文			文
川々国役金			2,610			3,028
名主給	1.2		789			3,500
出府入用其外役所へ出頭雑用			1,000			4,800
御鷹野役所上納物買納代			11,482			
往還通入用其外筆紙代			14,923			
往還通入用御鷹野役所上納物代						51,502
計	1.2		30,804			62,830

川々国役金は村入用として村入用帳に記載され、他の諸費とまとめて村民に割賦するようになっているが、これは幕府へ納入する租税公課である。個々の村民に割掛ける場合の便宜上、村入用の中に入れられたものであろう。御鷹野役所への上納物は、この年は、よもぎ・はこべ・けら・杉の葉である。村で調達することができないので、よそから買って納めたものであるが、これも支配者へ上納するものである。ただ、この上納物は買上げの場合があり、そのときには代金が村へ支払われる。

名主給は、米三斗七升入一俵を支給するものを、村相場で代金を算出し、さらに金一両を銭六貫七〇〇文替で銭に換算したものである。米一俵を支給するたてまえは変わりないが、村相場や貨幣の換算率に変動があって、享保八年（一七二三）には金一分二朱と銭四五〇文であったものが、この年には金一分二朱と銭七八九文になっている。

往還通入用そのほか筆紙代として計上されているものは、白子宿の伝馬継立てに関する事務費である。筆紙代は白子宿の問屋場で使用したものであろうが、村の諸事務に使用したものも含まれているかもしれない。伝馬継立をする宿の仕事と、白子村の村の仕事が同じところで行われる場合には、その両者の経費を分離することが難しくなるわけである。

この年の村入用総額は、川々国役金を含めて金一分二朱と銭三〇貫八〇四文、これをすべて銭に換算すると三三貫

三二四文*である。

*金一両を銭六貫七〇〇文として金一分二朱は銭二貫五一二文五分、これに銭三〇貫八〇四文を加えて合計三三貫三一六文五分になるが、帳簿の記載に従った。

村入用を負担するものの持高合計は七八石一斗一合であるから一石当り銭四〇〇文九分七厘余である。これをそれぞれ持高に掛けて一軒当りの負担額を算出する。

村入用総額中に占める各経費の割合は、川々国役金が〇・〇八、名主給が〇・一一、出府入用其外役所への出頭入用が〇・〇三、鷹野役所上納物買納代が〇・三七、往還入用其外筆紙代が〇・四八である。往還入用其外筆紙代は村入用総額の半ば近く、これと鷹野役所上納物買納代を合せた額は、総額の八五パーセントを占めている。白子宿の問屋でかかった経費がどのくらいになるのかわからないが、それを含めた経費がこのように大きいのも、白子村の村入用の特長といえよう。川越街道の交通は、ようやく頻繁になってきたのであろう。

村入用は本来、村の自治的経費であるわけだが、そのような自治的経費の率は低く、むしろ領主支配のための経費が大きく、且つ年とともに増加して、農民の負担を重くしているのであった。

3　文政の改革

関東取締出役の設置　文化二年（一八〇五）六月、幕府は関東取締出役を設置した。関東取締出役は関八州取締出役ともいい、略して八州廻りとも呼ばれた。関東の四手代官（品川・板橋・大宮・藤沢）の手付・手代から選ばれた八人の出役が、勘定奉行に直接服属して関八州の御料・私領を一円に廻村し、犯罪の捜査、犯人の逮捕に当るのである（森安彦『幕藩制国家の基礎構造』）。

市域の三か村は上新倉村が代官支配所、下新倉村が酒井家領、下白子村が代官支配所と伊賀者知行所であったが、この三か村の領主がそれぞれ違っていたということは、単に年貢の納入先が違っていたというだけではなかった。幕府法・旗本法というように、法源を異にする法律が行われ、法秩序の維持も、それぞれ違っていた。上新倉村から下白子村まで東西わずか一キロメートル余の間に、このように領主権を異にする三人の領主によって、その支配が行われていたのである。しかもその上、寛永から文化までの、およそ一六〇年ほどの間の地域の発展は、代官支配所が小間切れのように加わり、支配の複雑さは一層、深まっていた。

人々の生活範囲があまり広くなかった江戸時代の初め頃は、こうした支配の複雑さは、あまり問題にならなかった。村の人々は狭い地域を支配する自分の村の領主の下で、秩序だてられた生活を営んでいた。領主もまた村々から滞りなく年貢が届く限り、村の問題はできるだけ村の自治に委ねて支配を続けていた。ところが生産が高まり人々の生活の範囲が広がると、他領である隣村や、その他の村の人々との交渉が多くなり、村によって領主が異なることは、生活の上で不便きわまるものとなってきた。何よりも領主自身が、支配する人々の生活範囲が広まったのに、狭い範囲で領主権を異にすることが、支配の上で支障を生ずることが多くなってきた。

このような問題は市域三か村だけのことではなかった。小領主の多い関東一円の問題であった。このことは犯罪の取締りに手を焼いた代官側から問題が出され、ついに関東取締出役を設置することになったのである。関東取締出役は勘定奉行に属してはいるが、勘定奉行・寺社奉行・町奉行の三奉行連印の証文を携行して、幕領はもちろんのこと大名領・旗本領・寺社領と、関東一円に領主支配の相違をのりこえて、どこへでも犯罪捜査、犯人逮捕に赴いた。市域三か村へも関東取締出役が立回ることになった。市域三か村の領主の支配権は、こうした点で後退することになった。

関東取締出役は、その後一〇人に増員され、関東一円の社会秩序の維持に、次第に権限を広げていった。ことに、少ない人数で関東一円の秩序維持に当るために、その手薄さを補うものとして、各地に道案内を置いて支配の強化に当った。道案内は、その土地の者で、関東取締出役に協力するものであったが、多くは博徒や土地のならずもので、いわゆる「二足の草鞋を履く」ものであった。

組合村の編成

関東取締出役の活動は、たとえ道案内を使ったにせよ、十分に目的を果し得るものではなかった。ついに文政一〇年（一八二七）二月、幕府は関東全域に改革組合村を結成させ、関東取締出役に協力させることにした。この組合村は、領主の違いにかかわらず数か村、数十か村が共同して、関東取締出役に協力して犯罪人の捜査・逮捕に当るものである。その設置の動機となったのは、前年の群盗蜂起、悪党・無宿者の横行に対するものであり、当面の急に対処するためのものであったが、関東取締出役の不備を補うことになった。

改革組合村は近隣数か村で小組合をつくり、小組合一〇組合くらいで大組合を構成した。大組合が改革組合の一単位である。小組合には、小組合村々の村役人から選んだ一人を小惣代とし、小惣代の中から選んだ数人が大惣代になって組合の仕事を執行した。大組合の中心となる村を親村又は寄場と呼び、その村の名主が寄場名主になった。その組合の名称も寄場の村名をとって呼ばれた。ここはまた関東取締出役の地方的な拠点であった。出役は寄場から寄場へと廻村し、大惣代に指示命令した。大惣代もまた寄場を組合の拠点とし、出役から指示命令を受けると小組合惣代へ伝達し、小組合惣代はその村々へ伝えた。

改革組合村は関東取締出役に協力して犯罪人の捜査・逮捕に当たるのであるが、出役の職能が拡大するとともに社会秩序の維持、風俗の取締りにも、その組織が利用された。また幕府の農村支配に好都合な組織であったために、諸法令の伝達や年貢諸負担にも、組合組織が利用されることが多くなった。村々もまた、村を越えた地域の結合にこの

組織を利用したので組合村は、次第に広域行政区画の色彩を帯びるに至った。

改革組合村の諸経費は、その組合村々の負担として割賦、徴収された。犯罪者の捜査・逮捕にかかった費用はもちろんのこと、捕縛した犯罪者を護送したり、あるいは出役が廻村してくるまでこれを留置しておく費用、さらに留置のための圏（仮牢）を建設する費用など、すべて村々に割当てた。天保一五年（一八四四、一二月二日に弘化と改元）には、出役の手先となって働く道案内を、組合単位に設置することがきめられた。道案内は、こうして公的な存在となったのであるが、その道案内に払う給分も組合が負担することになった。各村の村入用には、次第に組合村に関する経費が大きな割合を占めるようになった。

改革組合が結成されると、その情報伝達組織は独自につくられた。天保一四年当時、改革組合村の編成替が行われたとき川越街道筋では、上板橋宿・大和田町・大仙波村小仙波村二か村・出丸下郷・石井村・森戸村・野本村・中瓜村・玉川郷・越生今市村・毛呂本郷の一一寄場が一単位の寄場触次順に組織された（『新座市史』近世資料編）。

市域三か村の所属した改革組合は大和田町（新座市）を寄場とする大和田組合である。新座郡・入間郡の内の大和田町・館（引又共）・北野・菅沢・野火止・上片山・下片山・膝折・根岸・堀ノ内・辻・上浜崎・下浜崎・岡・溝沼・上南畑・下南畑・南畑新田・石神・上内間木・下内間木・台・原が谷戸・宮戸・田島・上新倉・下新倉・白子・十二天・野寺・中沢・西堀・栗原など三三か町村から成る（大石慎三郎「武蔵国組合村構成について」）。小組合は大和田町・野火止村・白子村・膝折村・下内間木村の五組合である。この内、大和田町・野火止村・白子村の名主は大惣代であった。

改革組合村の編成は関東取締出役の機能を強化することに始まったのであるが、それができ上ってみると村々の領主権の一部が制限されて、幕府の支配権を強化することになった。関東だけであったが個々の領主権は後退し、幕府の広域支配が実現したのであった。

4　天保改革

村方騒動

村内における階級の変動は、これまでの村落秩序を維持していくのが困難になってきた。村の秩序は動揺してきた。上新倉村庄左衛門組では百姓三〇人が、天保一〇年七月、名主庄左衛門が退役したあと村政の執行に当たっていた組頭などを相手取って、不正の取扱があると代官所へ訴え出た。上新倉村は二組に分れ、それぞれ名主・組頭が村政を行なってきたのであるが庄左衛門組では名主退役後、組頭三人が年番で名主を勤め、古来から五人組頭立会で行なってきた年貢取立そのほか村入用などの勘定を少数のもので万端取計らい、そのやりかたに疑わしい点があるというのである。代官所に出願した問題は次のとおりである。

1　前年の田方年貢米は村役人が余分に取立てた疑いがある。取立帳を見届けたいので御願申上げる。

2　畑方年貢永の小前が納めるべき分について、前年と今年では過不足があり、村役人の取計らい方は疑わしい。右両年の取立帳を見届けたいので御願いしたい。

3　元名主庄左衛門が勤役中、年貢不足分が金三〇両余あった。そのほか小前の不納分が四両余あり、小前より三五両を弁納した。その後不納取立に村役人の私欲があったようである。この段、お調べ願いたい。

4　板橋宿への助郷は雇揚げであったが、その人馬雇賃銭を村役人へ前金で渡しても村役人が横領して板橋宿へ渡さない。同宿からは人馬触当てが来るので二重に役を勤めることになり難儀ではあるが、伝馬に御差支があってはならないと、致方なく人馬を出すが、困窮の小前が益々難儀している。御調べの上、小前が難儀しないように命じて欲しい。

5　村方圦樋の御普請金が、今年六月中に村役人方へ御下渡しになったが、村役人が横領してしまった。早々普請に

取掛って貰いたいと掛合っても、なおざりにしている。此上出水するなら数町歩の田が水腐れになるのは目に見えていることである。早速普請するように命じて欲しい。

6　前年の村入用が多く掛りすぎたので納得できず、遣払帳を見届けたいと、これまで数度掛合ったが、彼是申し紛わし、帳面を見せようとしない。疑わしいので見届けさせるよう申付けていただきたい。

こうして百姓と村役人は対立するに至ったのであるが、その結果は、はっきりしない。ただ村落内で、このような対立が生まれ、村が動揺していることを汲取ることができる。

天保改革の農村政策　経済の発展が生み出した社会の変化は、これまでの幕府政治で対応しきれないものが出てきた。これに加えて数年来の飢饉と全国的な一揆・打ちこわしの発生は支配者に深刻な危機感を与え、政治の変革を求める声が各方面に上った。

老中水野忠邦は権力を確立すると天保一二年五月一五日、将軍家慶の上意として幕政改革に乗り出した。水野の政治改革は享保・寛政の改革に復古することをたてまえに、質素倹約と武家の綱紀粛正で始まった。改革政策は矢継ぎばやに出され、多岐にわたったが、江戸周辺の農村に深い関わりを持ったのは問屋解放令・人返し・上知令・御料所改革などの政策であった。

問屋解放令は天保一二年一二月一三日に出された。問屋解放令とも株仲間解散令とも組合禁止令ともいわれるが、商人や職人の株仲間を禁止し、組合や問屋を廃して、商業・工業の独占をやめさせようとするものであった。直接的には江戸の商人に大きな打撃を与えたものであるが、江戸周辺の農村にとっては、江戸へ諸産物を売込む自由をもたらしたものであった。寛政一一年、この地方の薪の売出しが江戸の炭薪問屋によって妨害されたように、天保二年下白子村の伊丹屋忠左衛門が蕎麦二俵を売込むに当たって地廻り米穀問屋に差止められたように、江戸へ諸産物を売込

むには、商品別に編成された問屋へでなければ売ることができなかった。買う場合も同様だった。問屋仲間の商人からでなければ、売るための品を買うことはできなかった。それが、この頃の商業の秩序であった。

問屋解放令は江戸の問屋・株仲間・組合を解散し、商品を売買する自由を保障した。江戸周辺の農村から、直接、江戸の消費者や小売商に商品を売ることが自由になった。江戸への商品売込みがさかんになってきた、この頃の江戸周辺農村の人々にとっては、問屋解放令は歓迎されるべきものであったろう。

翌天保一三年、幕府は関東在方における問屋・仲間・組合の結成を禁じ、問屋解放令について農村側の心得るべきことを次のように命じている。

1　近来、絹・紬・木綿・紙の類で、余分の手数をかけて形や模様の変わった品を織出したり漉出(すきだ)したりすることが行われるが、このようなものを作り出すことはやめて、古来からある、ありふれた実用品を多く作り、なるたけ価格を安く売出すこと。

2　これまで在方から江戸表へ送った商品は、以来は特定の商店に限らずどこへでも自由に売捌き、できるだけ価格を引下げるようにすること。もし価格を引上げるものがあったなら、調査の上、処罰する。

3　炭薪のつけ出しで、河岸場が余分の世話銭を取ったり、運賃を引上げることを禁ずる。また荷物をつけ出すときは、どこの河岸場でも都合のよい場所で船積・水揚げし、運賃・諸掛りを減ずるよう心掛けること。

こうして江戸売りの自由は、およそ一〇年間、嘉永四年（一八五一）三月の問屋再興令が出されるまで続いた。

人返し令は、都市に集中した人口を農村に返そうとするものであった。しかもそれは、都市政策として出されたのではなく、農村の人口減少を防ぐことをたてまえとして出されたのである。天保一四年三月、江戸で人別改を整備する法令として出された。これが「人返し令」といわれるものである。「人返し」といっても農村から出てきたものを、

すべて農村に返すというのではなく、商売などをはじめて妻子があるもので町方の人別に加えられたものは、そのままにしておき、以後は、農村のものが世帯を畳んで江戸の人別に入ることを禁じたのである。

なお、大工・左官・木挽、そのほかの仕事で当分出稼ぎに出るもの、同居又は店持あるいは奉公稼ぎに出るものは月限り、年限りとすることとし、江戸へ出るに当たっては村役人へ申立てて、代官・領主・地頭へ出願し、村役人連印の代官所手代、私領の家来などの奥書のある免許状を受けた上で、江戸へ出たときにその免許状を家主あるいは主人へ差出し、村方へはどこに同居又は奉公したかの旨を通達するという手続きを取ることになっている。なお江戸へ出たもので月が来たなら一たん地方へ帰り、再び同様の手続きを取って江戸へ出るようにされたのである。

同年五月、この法令を伝えたこの地方の代官大熊善太郎は管下村々に対し、村方の人口が減少しないように心掛け、小前末々まで洩らさず申諭し、連印の請書を差出すこと、江戸へ入っているもので店借りしているもののうち、妻子もなく奉公人同様のものは早々に村方へ呼戻すこと、仕事で出稼ぎあるいは奉公稼ぎに江戸へ出ているもの及び他国他村にいる者は、その行先と名前を書出し報告すること、を申添えている（『公用分例略記』）。

天保一四年は改革の法令が農村へもさかんに出された年である。人返し令を村々に伝えた代官大熊善太郎は、同じ月に、衣服・諸道具・住居を質素にするように、同じく管下村々に命じている。百姓の衣類は布・木綿に限ること。たとえ病人・極老のもの・村役人の妻子でも絹紬より高級の衣料を使うことを禁ずる。羽二重・縮緬・繻子・鈍子（緞子）・越後縮・そのほか薄物・唐方織物類は、襟・帯・袖口・八ツ口留・髷にでも使ってはならない。また家作には上木を用いてはならない。農業に不似合の住居は追々取調べの上、場合によっては取こわしを命ずることもある、というのである。

この法令は大熊善太郎代官所限りのものであるようであるが、すでに江戸では町奉行が町人に対し衣服等の制限を

厳重にしているのであるから、農村では江戸より、もっと質素にすべきであると、江戸とのふり合いで衣服を考えている。ことに江戸に近い村や江戸続きの場所で、百姓が町人よりも華美な姿で江戸市中を徘徊することがあっては不都合であるといましめているのである。

このような衣服の禁令は九月に入ると、地は木綿であるが模様を織出した高価な品が織出されていると、その売買を禁ずる法令が出されている。この禁令は江戸に出されたもののようであるが、京都をはじめ、桐生・八王子の生産地にも出され、村方へも売買しないことは勿論、商品としてこのようなものを見かけたら訴え出るようにと触出されている。木綿の衣服を着るように強制されると、木綿織でも手数を掛けて、錦・どんす・縮緬等に見られるようなものが作り出されるのである。

天保一四年六月、江戸城最寄りの地をすべて幕府領とするために、私領は知行地を返上するよう申渡された。続いて大坂最寄りの地に、このような上知令が出された。対象とされた領地を持つ大名・旗本は上知令に反対するものが多く、領民の中にも、領主に貸米・貸金のある村は、領主の移封によって、その借財が返されなくなることを憂えて、領主が継続して支配することを出願するものも出た。こうした運動の高まりは、水野忠邦反対派の力を強め、忠邦はついに老中辞職に追いやられ、上知令は撤回された。

御料所御改革

天保一四年八月、水野忠邦は「御取箇筋御改正」のために勘定方役人その他を諸国の幕領へ派遣した（北島正元『水野忠邦』）。前月の七月頃から準備された「御料所御改革」と呼ぶ年貢増徴のための税制改革の実行であった。武蔵国多摩郡・入間郡・新座郡の村々へは太田原慎八・福田清五郎、豊島郡・足立郡・比企郡・高麗郡の村々へは福田又助・篠崎一郎が廻村することになった。見分役人の廻村に先だって八月九日、この地方の幕府代官であった大熊善太郎は管下村々に次のように伝えた（『公用分例略記』）。

1　御取箇筋見分として、御勘定方・御徒目付その他が派遣されるが、村々は廻村の道路を改めて修繕することのないように。もし全く通行できないところがあったなら、通行できる程度に手入れすること。

2　検見される村々は、内見帳・小前帳・荒地高反別小前帳・起返取下小前帳・畑田成小前帳・屋敷成小前帳・反高見取流作場切添切開小前帳などを、それぞれ該当するものを作成しておくこと。村絵図は雛形通り作っておくこと。

3　見分される村々は、定免・検見取とも、小前帳一筆ごとに、田場・耕地へ立札を立てておくこと。

4　定免・検見村々及び取下場・新田とも、当代官所で検見が済んだ後に勘定方が見分するので収穫が遅れる村々は、坪刈り分だけ残しておくこと。

5　旅宿となる家を特別に取繕うようなことをしないこと。畳・雪隠も、そのままにしておくこと。寺院その他広い座敷のある旅宿では、御勘定方・御目付・御普請役を同宿にするように取計らうこと。

6　食事は、その所にある品を用い、一汁一菜のほかは決して余計なことをしないこと。もし余計な品を出す場合は処罰する。

7　隣村の村役人は、御用のほか、見分役人の旅宿へ出てこないようにすること。もし御用で出頭する場合は銘々弁当を持参し、旅宿村に余分の村入用をかけないようにすること。

8　見分村々に、農業以外の余業がある場合は、これを別紙帳面に記して提出すること。

9　村々の子・丑・寅（天保一一・一二・一三年）三か年分の村入用をもらさず記して、当代官所へ提出すること。

見分役人の廻村に当って作成する帳簿・絵図類は八月二〇日までに廻村先の見分役人へ提出することになっている。大熊善太郎は、この勘定方役人等の廻村についての心得を村々に申渡すとともに、同日付でこのたびの御料所改革・御取箇筋改正の趣旨を次のように説明する。

当年は田方の検見をすることは勿論であるが、そのほか定免の村々及び田畑取下場・流作場等を見分し、追々小前帳・村絵図・村入用を取調べるために手付・手代を廻村させる、もちろん自分も廻村する。こうしたことは年貢の引上げの前提と思うかもしれないが、このことについては、「御改革」といっているが新しく法を立て、いわれなく一概に年貢を取増そうとするものではない、と断っている。

続けてこの触書は次のように述べている。近頃百姓は奢侈に趣き、生活の楽なものは華麗な風俗をし、結構な住居をつくり、無益の諸道具を集めるようなことをしている。小前末々も同様に、うまいものを食べ、よい衣類を着し、男女とも髪飾り等に心を用い、ことに江戸近くの村のものは江戸の風俗を見習って、農家不似合のていになっている。このように農民が贅沢するから村入用も多くかかるようになり、自然と「懶惰と申すなまけもの」になり、農業を嫌い、田畑・山林の手入れもおろそかにするので収穫は少なくなり、年貢も減少し、村は衰微・困窮し、潰百姓も出ることになるのである。「御改革」とは、このような風儀を改めることである、という。

さらに、昔は布・木綿のほかは着ることなく、髪を結ぶにも藁を使っていた。御改革は、このような古来の風儀に立戻り、何事も費を省き、村入用を減じ、農民が安穏に永続するようにという「有難き御趣意」から出たものである、と改革の趣意を説明する。説明はまだ続く。

田畑一筆ごとに調査するのは、耕地と小前帳とを引合わせ、荒地・取下場等もなるべく、もとの田畑にするのは勿論のこと、荒地等を起返しとして正直に申告しないで、そのままにしているということであるが、これを正規に改め、また不相当に高く年貢のかかっている土地は引下げなどして、上下明白、それぞれ村柄・地味相応の年貢にしようとする、これまた「有難き御沙汰」である。むたいに年貢を引上げようとするものではない。何事も正直に申立てれば、これまでの不正は許されることもあろう。元来、切添・切開というのも、事実は年貢のがれの隠地のことであって、

天下の御地面を、ひそかに作取りするものである。重大な犯罪である。

こうして、くどくどしく、このたびの税制改革が「有難き御沙汰」であることを強調するのであるが最後に、一体、百姓は国の本であるので町人よりも身分を上にされている。町人が贅沢をした結果零落しても潰れ次第にしているが、百姓が困窮すれば手当を給与し、凶年不作の節は貯穀を放出し、夫食・農具代を貸し与え、いろいろと百姓相続の世話もする。それを不正の取計らいをしているなら、それがたとえ顕れなくとも、上を掠め、不届の徳分をしていて、その身は勿論、子孫末々まで繁昌する道理はない。そのところをよくよく弁別し、この有難き時節であるので何事も正路に申立て取調べを受けるなら、必ず百姓が難儀するようなことはない。もしも心得違いで不正の取計らいをするなら、百姓をかばうことはできない。よんどころなく上司へ報告するから、厳重の沙汰を受けても、そのときには聞に合わない。この点をよくよく小前末々まで申聞かせて、本状は村役人宅へ張出しておくように、と指示しているのである。

こうして御料所改革は開始されたのであるが、事態は急変した。閏九月一二日、水野忠邦は老中を罷免された。「御勝手取扱の義、不行届」というのが理由である。同月一八日、大熊善太郎は御料所改革を取止めにしたことを管下村々に伝えた。御料所改革の取止めは、それが下々の手数となり、問題によっては村々の難儀になるのではないかという「深い御仁恵」から出たのであると説明し、この取止めは勘定方の廻村、諸帳簿・絵図類の差出し、取調べすることを止めたのであって、荒地起返・下免取下場・切添切開・畑田成の取締りを止めたのではないと強調し、これは代官所が取調べるのは当然のことであるから、追々自分や手付・手代が廻村して見分し、それぞれ年貢を引上げるのであるから心得違いのないように、代官所の取調べを正直に受けるように、とつけ加えている（『公用分例略記』）。

第四章　幕末の村落

第一節　幕末の社会

1　維新前夜の村

上新倉村の戸数と人口

幕末期、上新倉村の戸数は二一〇軒前後、人口は一一〇〇人ほどであった。享保一五年（一七三〇）三月の戸数が二〇三軒（内寺五か寺）、人口が一〇一八人であったから、およそ一〇〇年の間の増加の状態は緩漫であったといえる。村は利兵衛組(文右衛門組)・久太郎組の二組に分れていたが、利兵衛組は戸数九〇軒前後、人口四〇〇人乃至五〇〇人、久太郎組は戸数一一七軒、人口六〇〇人前後であった。一戸当りの人口は利兵衛組が四・三人から五・四人ほど、久太郎組が五・一人である。

人口を男女別に見ると、利兵衛組の天保一〇年（一八三九）の男子人口は一九四人、女子人口は二二七人、慶応元年（一八六五）の男子人口は二二七人、女子人口は二七四人である。また久太郎組の慶応元年の男子人口は二九六人、女子人口は三〇〇人である。いずれも男子より女子の方が多いが、ことに利兵衛組では男女比が女子一に対し男子〇・八程度である。

年齢別に見ると、年齢のわかるものだけであるが、嘉永四年（一八五一）の文右衛門組（利兵衛組）は、男子二歳から八一歳まで二〇六人、女子二歳から八三歳まで二二一人、計四二七人である。四二七人のうち一歳から五歳まで

表 4-35　上新倉村幕末期人口戸数表

	利兵衛組					久太郎組				計			
	家数	人数			馬数	家数	人数			家数	人数		
		男	女	計			男	女	計		男	女	計
	軒	人	人	人	疋								
天保10	86	194	227	421	21								
11		199	235	434	23								
12		202	226	428	23								
嘉永 3	92	206	219	425	16								
4	93	208	221	429									
安政 4		222	241	463									
5		222	249	471	13								
6		223	251	474	16								
万延 1	88	221	256	477									
文久 3	93	215	261	476	16								
元治 1	93	227	271	498	16								
慶応 1	93	227	264	491	16	軒 117	人 296	人 300	人 596	軒 210	人 523	人 564	人 1,087
2	93	227	269	496	16	117	302	302	604	210	529	571	1,100
3	93	225	268	493	16	117	305	317	622	210	530	585	1,115
4	93	230	276	506	14	116	303	312	615	209	533	588	1,121

が四八人で、最高年齢層の八一歳から八五歳までの二人に至るまで、だいたい年齢の高まるに従って減少するピラミッド型をつくっている。こうしたピラミッドで六歳から一〇歳までの層に落込みが見られ、二六歳から三〇歳まで、三一歳から三五歳まで、五一歳から五五歳まで、六一歳から六五歳までが突出して、ややピラミッド型を崩している。六歳から一〇歳までの落込みには男子が著しく減少し、二六歳から三〇歳まで、三一歳から三五歳までの突出には男子の多いのが目立つ。また五一歳から五五歳までと、六一歳から六五歳までの突出には女子が多い。

年齢別の男女比では一一歳から一五歳までに男子が多く、一六歳から二〇歳までに女子が多い。これを六一歳以上、一五歳以下、一六歳から六〇歳までに三区分してみると六一歳以上四七人のうち男子は二一人、女子は二六人で、女

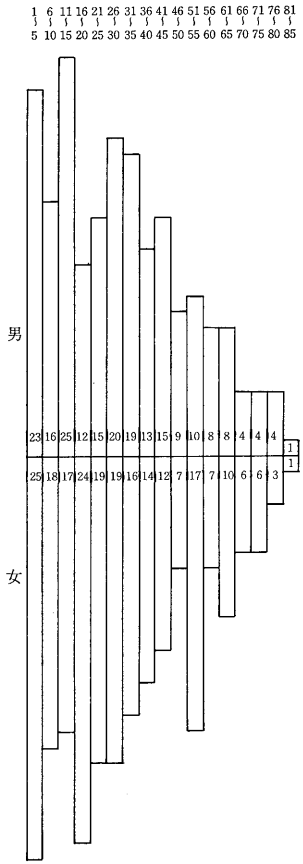

図 4-5　嘉永４年３月上新倉村文右衛門組年齢別人口構成

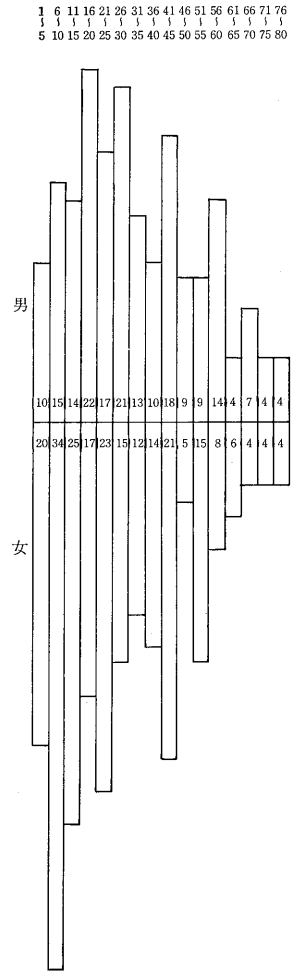

図 4-4　天保10年３月上新倉村利兵衛組年齢別人口構成

子が多く、一五歳以下の一二四人では男子六四人、女子六〇人で、その差はあまり大きくない。一六歳から六〇歳までの二五六人については、男子一二一人、女子一三五人で女子が多く、その差が大きくなっている。

慶応三年の利兵衛組（文右衛門組）は男子一歳から七六歳まで二二七人、女子二歳から八〇歳まで二六四人、計四九一人である。このうち一歳から五歳までの四二人より、七六歳から八〇歳までの六人に至るまでで、一〇歳以下層が少ない型を示し、それ以上は、大まかにはピラミッド型をつくるが、二六歳から三〇歳層、五一歳から五五歳層、六六歳から七〇歳層が突出し、三一歳から三五歳までが落ちこんでいる。二六歳から三〇歳までの層の突出は男女とも二五名ずつの同数で、その前後の層より多くなっている。六一歳以上、一五歳以下、一六歳から六〇歳までの三区分では、六一歳以上四〇人のうち男子一七人・女子二三人で女子が多く、一五歳以下は一四三人中男子六六人・女子七七人でこれも女子が多い。一六歳から六〇歳までの三〇八人では男子一四四人・女子一六四人である。

慶応三年の久太郎組では、男子二歳から八一歳まで三〇五人、女子二歳から八八歳まで三一五人で、計六二〇人である。このうち一歳から五歳までの四五人から八六歳以上の三人までの間で、二一歳から二五歳までが最も多い胴膨みの型を取っている。四六歳以上は、次第に少なくなるピラミッド型になる。六一歳以上、一五歳以下、一六歳から六〇歳までの三区分では六一歳以上六五人中男子二八人・女子三七人、一五歳以下一五四人中男子七六人・女子七八人、一六歳から六〇歳までの四〇一人中男子二〇一人・女子二〇〇人である。

長寿者では、慶応三年だけについて見ると、利兵衛組では八〇歳を超えるものは男女ともにいないが、久太郎組では男子一名・女子五名を数える。女子で八六歳を超えるものは、八六歳二名、八八歳一名である。

天保一〇年（一八三九）から慶応四年までの三〇年間の戸数・人口の推移を利兵衛組で眺めてみると、戸数は天保一〇年に八六軒であったのが嘉永三年には九二軒になり、文久三年（一八六三）以降は九三軒に固定する。人口は天

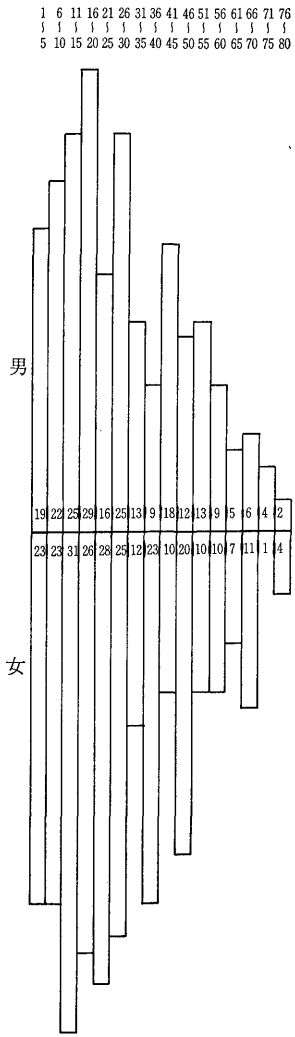

図 4-7　慶応３年３月上新倉村利兵衛組年齢別人口構成

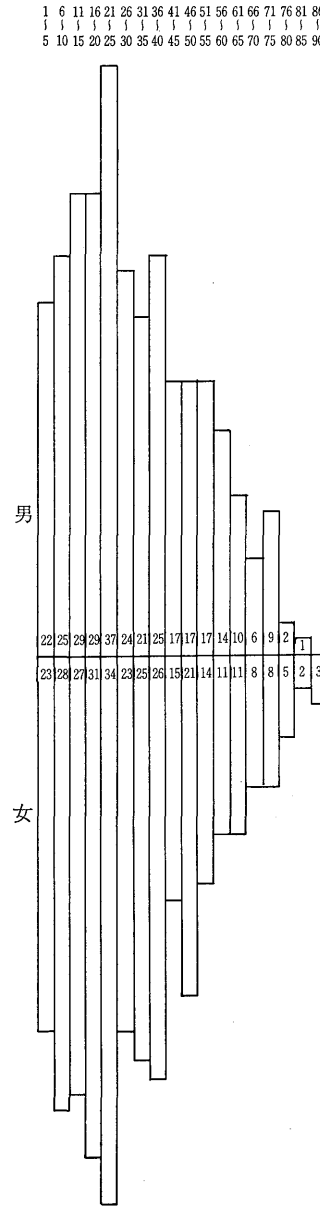

図 4-6　慶応３年４月上新倉村久太郎組年齢別人口構成

保一〇年に四二一人であったが、大体漸増し、安政四年（一八五七）に急に増えて四六三人になり、以後増加を続けて慶応四年には五〇六人に達する。久太郎組については慶応元年から四年までの四年間についてであるが、やはり漸増の傾向にある。

人口動態を利兵衛組の安政四年から五年までの例で見ると、増加の方では出生が一人、縁組で入ってきたものが一人、奉公人として入ってきたもの一人の計二三人であるが、減少の方では死亡一二人、縁組で出たもの三人の計一五人で、差引八人増である。安政六年から七年まででは増加が出生一一人、縁組六人、奉公人三人の計二〇人で、減少は死亡九人、縁組四人、奉公人三人、勘当で帳外しされたもの一人の計一七人である。差引三人増である。慶応二年から三年までについては出生及び入人が一一人、死亡及び出人が一四人で差引三人減である。

慶応二年、久太郎組は家数一一七軒、人数六〇四人であった。慶応二年から三年までの間に出生・縁組・奉公での入人が三七人、同じく死亡・縁組・奉公での出人が一九人で、差引一八人が増加し、家数は変らないが人数は六二二人になった。

下新倉村の景観

下新倉村の安政六年（一八五九）九月の村絵図（写真4―18）は同村の北半分を描いたものである。川越街道のあたりは図の外であって、この図の大部分は台地下の低地である。村の北境には荒川が雑談袋をかかえこんで大きく湾曲し、東境には白子川が蛇行して北流している。荒川が急に東に曲るあたりにある河中の州は足立郡下笹目村（戸田市）の内に入り、茂次郎野と呼ばれる反高場である。ここは安政四年に川欠で下新倉村の飛地になった。荒川沿いの下新倉村分と白子川の下流部分に薄墨色に塗ってあるところは「御領所」（代官支配所）で、その他の大部分は酒井家領である。

図のほぼ中央部分を真直ぐに、南から北へ用水が引かれている。この用水が北の端で堤防を過ぎて荒川の低地へ流

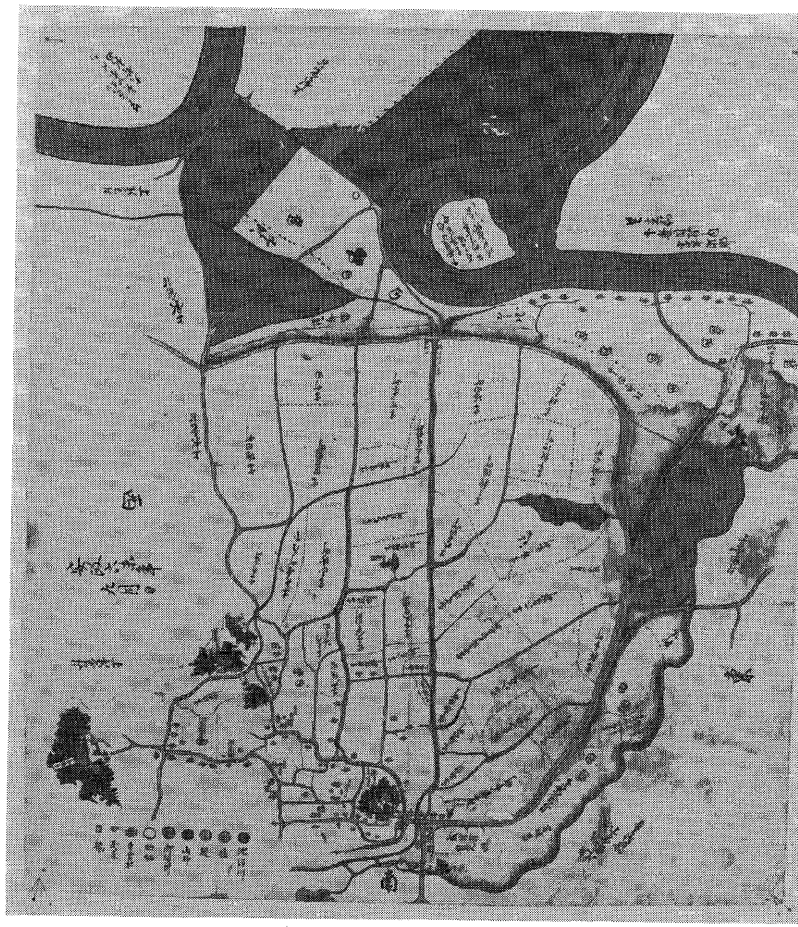

写真 4-18　安政6年下新倉村絵図

れ出すところに水神宮が祀られている。この用水のほかにも数流の用水がこの水田地帯を潤している。図の下端に描かれた寺院は台地上にある東明寺吹上観音であるが、これをとり囲むように台地下の流れがある。恐らく崖から湧き出す水が集められているのであろうが、この一流

と弁天社のある弁天池から流れ出る一流が中央の用水の西側の田を灌漑して北流し、やがて久保田圦樋に落ちこんでいる。

図の右側中央部分に内川圦樋が描かれている。これは代官支配所分の田を潤して白子川に流れている。吹上観音下あたりから内川圦樋・久保田圦樋を経て大きく半円を描くように堤防がつくられている。荒川や白子川の洪水から、この水田を守るためにつくられたものである。

神社や寺院は多く台地の縁辺部にあった。神明社は「本村ノ中、少シク高キ処ニアル小祠」で、「前ニ十一級ノ石階」があった。吹上観音堂は台地の突端にあって、足下の水田地帯の彼方に荒川が見えた。それは「堂前ヨリ荒川ノ左右ヲ望ムニ、青山眼ニ遮リ、帆舟木ノ間ヲスグルサマ、頗ル佳景」であった（『新編武蔵風土記稿』）。これらの神社や寺院は弁天社が弁天池を持っていたように、水田地帯の灌漑用水源となる池を持っていた。吹上観音堂は山の下に赤池を持っていた。妙典寺境内の子安池は同寺の霊池であった。これらの池は神社・寺院の持地の内にあるというよりも、逆に、この地の水田を養う灌漑用水源に、神や仏を祀ったのが神社・寺院になったのかもしれない。

民家は二か所に分かれて集まっている。北の荒川沿いに一列にならんで続いているところは芝宮河岸である。ここは堤外の地で、田畑まじり、芝地もあるといったところである。もう一か所は吹上観音から壱鑑寺にかけてのあたりで、台地上ばかりでなく、台地下にも民家が集まっている。吹上観音と壱鑑寺の間には松葉軒・東福寺の二寺院があり、少し外れて神明社・金泉寺・弁天社がある。吹上観音の裏手には名主次太夫の家がある。母屋の前に小家二棟と大きな長屋門を構えている。名主次太夫家の前あたりに組頭周蔵の家がある。この辺に組頭伊兵衛・組頭秀五郎の家もある。

下新倉村の民家はもう一群ある。川越街道に沿った家々を中心としたものであるが、この部分は図の外である。

庚申塔と富士講碑

市域に残る紀年銘のある石塔・石仏の中で、天保一二年（一八四一）から明治元年（一八六八）までのものは一三六基である。これを、その紀年銘によって一〇年ごと（最末期は八年）に分けてみると天保一二年から嘉永三年（一八五〇）までの最初の一〇年では一一四基、嘉永四年から万延元年（一八六〇）までの次の一〇年間では一七基、最末期の文久元年（一八六一）から明治元年までの八年間では五基である。天保一二年から嘉永三年までの数が異常に多いのは、吹上観音東明寺境内に残る百庚申中の一〇八基が入っているからである。同様に嘉永四年から万延元年までのものには百庚申中の八基が入っている。文久元年から明治元年までのものには百庚申はない。

表 4-36　天保12年より明治元年まで年号のある石塔・石仏

	観音	馬頭観音	地蔵	庚申塔	富士講碑	各種供養塔	計
天保12—嘉永3		1		108	2	3	114
嘉永4—万延1		2	1	10	1	3	17
文久1—明治1		2		1	2		5
		5	1	119	5	6	136

この一三六基の石塔・石仏を信仰対象で分けてみると馬頭観音が五基で馬頭観音以外の観音は無い。地蔵尊は一基、庚申塔は百庚申一一六基を入れると一一九基である。百庚申以外の庚申塔は三基だけである。このほか富士講碑が五基、各種供養塔が六基ある（『和光市史』民俗編）。

馬頭観音は嘉永三年三月のもの、嘉永六年二月のもの、万延元年七月のもの、慶応二年（一八六六）二月のもの、慶応三年七月のもの各一基である。いずれも文字で「馬頭観世音」と記し、像は刻んでいない。現存する場所は午王山下の満願寺境内が二基、白子の地福寺門前が二基、広沢原（和光市水道部敷地内）が一基である。

地福寺門前にある嘉永三年三月の馬頭観音は、柴崎孫右衛門が願主で、下白子村の馬持七人が世話人となり建立したものである。寄進者は白子宿中・牛房・向

山・新田・市場・城山・観音講・下新倉村中・上新倉村中のほか、膝折宿馬持中・大和田宿馬持中・中野宿馬持中・引又町馬持中・大井宿中・川越石原馬持中・橋戸村中・後安村中・成増村中・前野村亀次郎・水子村金五郎・下富村平蔵・土支田村八五郎・谷原村市五郎・西久保村長兵衛など市域外の他町村に及んでいる。この碑以外の四基は願主の名を記すだけである。

地蔵尊は吹上観音東明寺境内に残る安政二年一月のもの一基だけである。これは以前に明暦二年（一六五六）二月銘のものがあったが、これは東明寺一六世貞州が再建したものであるという。

百庚申以外の庚申塔は、嘉永六年七月銘の新倉一丁目の漆台不動滝前にあるもの、嘉永七年五月銘の新倉の天野富次家宅地内にあるもの、慶応二年六月銘の中央一丁目の柳下源太郎家宅地内にあるものの三基である。嘉永六年のものは世話人二名、講中二四名の名が刻まれているが他の二基は、こうした講中の存在を示すような表示はない。嘉永六年のものは塔前に置かれた香炉に「右引又道、左大山道」、嘉永七年のものには塔身に「右吹上かんおん道、左引又道」とあり、道しるべにもなっている。この道しるべでもやはり引又道を取上げている。慶応二年のものは道しるべは無いが、この紀年の慶応二年六月は、武州世直し一揆があったときである。

この時期に吹上観音の百庚申が建立されたことは注目に価する。現在百庚申と呼ばれている庚申塔の中には、宝暦一一年・明和五年・寛政八年の三基があるが、これは他から移されたものと考えられるものである。嘉永元年・二年に造立されたものは一〇六基を数える（『和光市史』民俗編）。このほか年代不明のものが一四基あり、その数はまだ増えるかもしれない。施主は市域三か村にとどまらず新座・多摩・豊島の三郡など広い範囲にわたっている。同一時期に同一場所へ、このように集中して庚申塔が建てられたことについては、何か意味がありそうである。

この時期の富士講碑は、浅久保浅間神社境内富士塚に弘化四年六月の「小御岳神碑」、及び万延元年の「富士山道

しるべ」、下新倉氷川八幡社境内富士塚に嘉永元年四月の「浅間大神」碑、白子熊野神社境内富士塚に文化二年六月と文久二年六月の富沢繁右衛門「富士登山三拾三度大願成就」碑と慶応四年六月の富沢藤七「富士登山三拾三度大願成就」碑の五基である。このほか、それぞれの富士塚には年紀を欠く碑が多くあり、幕末になると富士山登拝が盛んになってきた様子を示している。

浅久保浅間神社富士塚の「富士山道しるべ」に記された万延元年は庚申の年であり、吹上百庚申の中の嘉永二年一〇月銘のものは施主が「武州多摩郡西久保村富士山信者中」であった。富士山登拝もするし庚申塔も建てる、この頃

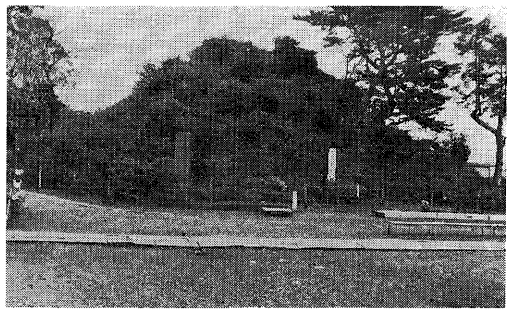

写真 4-19　白子の富士山

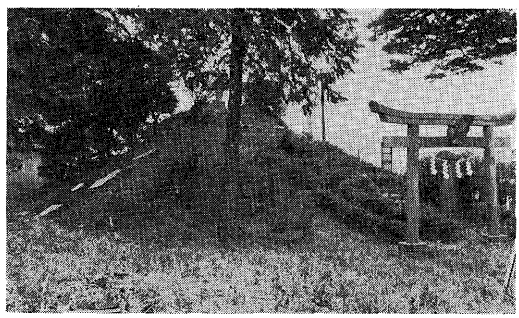

写真 4-20　下新倉の富士山

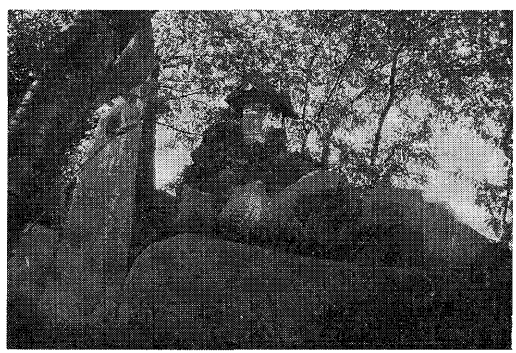

写真 4-21　浅久保の富士山

の人達の信仰のありかたは多様であった。

供養のために塔や碑を建てることも盛んに行われた。弘化四年一月、浅久保の柳下徳次郎は秩父・西国・坂東一〇〇か所を巡拝し、月山・湯殿山・羽黒山・富士山・立山を拝礼して吹上観音東明寺境内に供養塔を建てた。弘化五年（嘉永元年）二月、東明寺住職貞州は、その東明寺が行基の霊場であるとして「行基大菩薩霊場」の碑を同寺境内に建てた。同じ年の嘉永元年四月、下新倉村の柳下次太夫・清水屋源内・車屋幾右衛門・菓子屋藤七が発願人となって浄財を集め、吹上観音下の水行場敷石を造成し、その建立碑を建てている。浄財を出したものの一人は「荷物請払」の平次郎である。平次郎は船賃を寄進している。輸送業者であるので材料の石を無料で運んだのであろうか。発願人の車屋幾右衛門は水車営業者である。建碑には、このような商人の力が、あずかって大きかった。

嘉永四年、栗原忠蔵は下白子村の地福寺境内に敷石を造成し、嘉永五年には同村市場稲荷の市場・城山の氏子中その他が世話人になって同稲荷の石坂を造成し、それぞれ供養塔を建てている。この嘉永五年には、下新倉村妙典寺三六世日呈の弟子恵了日儀が同寺境内に二十三夜供養塔を建てている。

2　幕末の民衆

上新倉村の家族構成

天保一〇年（一八三九）三月、上新倉村利兵衛組には八六軒の家があった。このうち一軒は後家と呼ばれる女戸主である。人数は男一九四人、女二二七人、計四二一人である。これには下男・下女の奉公人が入っていない。一軒当りの平均人数は四・九人弱である。人数別に見ると最高九人世帯が三軒、最少一人世帯が五軒である。最も多いのは五人世帯で一七軒、次いで多いのは六人世帯の一六軒である。五人から六人くらいの世帯が普通だったようである。

表 4-37　天保10年３月上新倉村年齢別家族別人数

年齢区分	男								女										合計		
	戸主	父	悴	聟・養子	兄	弟	孫	下男	戸主	妻	母	娘	嫁・養女	姉	妹	孫	孫嫁	祖母	叔母	下女	男	女	計
96—100																							
91—95																							
86—90																							
81—85																							
76—80	4								1		3										4	4	8
71—75	3	1								3	1										4	4	8
66—70	7										3								1		7	4	11
61—65	3	1								1	3			1				1			4	6	10
56—60	13		1							6	2										14	8	22
51—55	8		1							9	4		2								9	15	24
46—50	9									4			1								9	5	14
41—45	13		3	2						19	2										18	21	39
36—40	8			1		1				9		1	4								10	14	24
31—35	5		4	1		3				6		4	2								13	12	25
26—30	4		9	3		4	1			4		6	4		1						21	15	36
21—25	3		7	1		3	3			3		12	6			1	1				17	23	40
16—20	4		13	1		1	3					13			2	2					22	17	39
11—15			13				1					17	2		3	3					14	25	39
6—10			11			1	3					23			2	9					15	34	49
1— 5			6				4					11				9					10	20	30
不明	1		1	1																	3		3
計	85	2	69	10		13	15		1	64	18	87	21	1	8	24	1	1	1		194	227	421

家族構成は戸主とその女房（妻）を中心に、悴（せがれ）（息子）・娘・父・母・聟（むこ）・養子・嫁・養女・姉・弟・妹・孫・祖母などでなり立っているが、叔母がいる家が一軒ある。兄・祖父は、この年にはいない。

九人世帯の作兵衛（三〇歳）は妻（二三歳）と母（五二歳）のほかに娘三人、弟一人、妹二人の世帯である。同じく九人世帯の六左衛門（七六歳）は妻（七二歳）・悴（五二歳）・嫁（五一歳）のほかに孫が四人、孫の嫁が一人いる。三代の夫婦が同居しているわけである。また権十郎（六八歳）は妻（五九歳）・娘・聟と五人の孫の世帯である。六左衛門と権十郎は孫が多いことで家族数が多くなっ

ているのである。

家族を、それぞれ年齢別で見ると、年齢不明の二軒を除いて、戸主の最高は八〇歳である。次いで高年齢は七八歳、その下は七六歳で二人いるが、その一人は後家である。戸主の最低年齢は一六歳で二人いるが、ほかに一七歳一人・一八歳一人とで二〇歳未満のものが合せて四人いる。八〇歳の戸主平十郎は妻は無く、四二歳の悴と三七歳の嫁と二人の孫との五人暮しである。一六歳の戸主藤八は六三歳の母と二人暮しであり、同じく一六歳の戸主権右衛門は祖母（六一歳）・母（四四歳）と二人の妹の五人暮しである。

妻は、この年の宗門人別帳では女房と記されている。最高年齢は七二歳で、最低年齢は二三歳である。四一歳から四五歳までが一九人で最も多い。七二歳の妻は惣八郎（七二歳）の妻で、夫と同年齢である。四二歳の悴と、その妻である三九歳の嫁と二人の孫の六人暮しである。二三歳の妻は作兵衛（三〇歳）の妻で、三人の娘のほかに作兵衛の母（五二歳）、弟（二四歳）、妹二人（一九歳・一四歳）がいる。

父と記されているものは二人だけである。一人は半兵衛（四〇歳）の父で七三歳である。半兵衛の娘（二一歳）には二八歳の聟が居り、ほかに半兵衛の妻（四二歳）がいて全部で五人世帯である。もう一人は嘉右衛門（三八歳）の父でやはり嘉右衛門と名乗り六八歳である。六二歳の妻（嘉右衛門の母）も健在である。当主の嘉右衛門には三四歳の妻と一人の悴、三人の娘が居り、全部で八人の世帯である。ふつう戸主が家督を譲ると父の座につくのであるが、農村の事情は仲々そうはいかず、それが父の数を少くしているのであろう。これに対し、母は一八人で、父にくらべて多い。妻は夫を失えば、家督が子に譲られて母の座につくのがふつうである。存命中に子が家督を継ぐ例が多いのであろう。最高年齢は八〇歳で、最低年齢は四四歳である。

悴は男の子である。悴の最高年齢は五八歳、最低年齢は二歳である。五八歳の悴は伊右衛門（七八歳）の子であ

る。五四歳の嫁（悴の妻）と二三歳・一九歳の孫（伊右衛門の孫）の五人暮しである。五八歳と五四歳の夫婦に二〇歳前後の子が二人も居れば、立派に家を維持していくことができるであろうが、家督が譲られない限り悴の地位にあり、その妻は嫁の地位にあるわけである。悴の最低年齢が二歳で、一歳の子が見られないのは、宗門人別帳の作成が三月であるので、数え年で一歳のものは、その年の一月から三月までに生れたものに限られるために一歳の子は極端に少なくなるのである。

悴に対し娘は女の子である。娘の最高年齢は三六歳で、最低年齢としては一歳の子が一人いる。三六歳の娘は金兵衛（六九歳）の子で、四一歳の養子（娘の夫）と孫（娘夫婦の子）二人に金兵衛の妻（六五歳）の六人世帯である。伊右衛門の悴（五八歳）と同じようなケースであろう。高年齢の娘として彦四郎後家さき（七六歳）に、三五歳と三二歳の娘がいる。ほかに三二歳の悴と、八歳・五歳の二人の孫がいるから、二人の娘のいずれかに夫がいるのであるかもしれないが、持高はわずかに一斗五升九合で、老齢の母を守る子供たちの奮闘ぶりが目に浮ぶ。

聟の最高年齢は四三歳、最低年齢は二三歳、養子の最高年齢は四一歳、最低年齢は一八歳である。嫁の最高年齢は五四歳、最低年齢は二二歳で二人いる。養女は最高年齢が三二歳で最低年齢が一二歳である。五四歳の嫁は、悴の最高年齢としてあげた伊右衛門悴（五八歳）の妻である。弟として家にあるものの最高年齢は三六歳、最低年齢は一〇歳である。妹は六四歳というのが一人いるが、なぜか宗門人別帳の戸主名のところが切取られている。例外のようである。これを除くと一九歳から九歳までである。

祖母は一人だけであるが、これは一六歳の戸主権右衛門の祖母である。叔母のいるのも一例だけ見られるが、久八（五三歳）の叔母で六六歳である。久八には四五歳の妻と一四歳の養女のほかに七四歳の母もいる。叔母は、この母の妹であるかもしれない。

下新倉村の家族構成

天保一三年（一八四二）四月、下新倉村伊兵衛組の家数は三〇軒であった。伊兵衛組は文政二年（一八一九）六月の杢右衛門組である。杢右衛門組の家数は二六軒であったから、伊兵衛組は四軒多くなっていることになる。伊兵衛組三〇軒のうち金泉寺の檀家が二六軒、妙典寺の檀家が四軒である。人数は男八〇人・女八一人の計一六一人である。天保一三年の宗門人別帳は三〇軒のうち男一人の世帯の才次郎が遍路に出ているので、これを除いて同組を二九軒としている。人数も三人の食い違いが見られ一五八人としている。

家数三〇軒、人数一六一人とすると一軒平均五・四人ほどで文政二年当時よりやや減っている。下男・下女を除いているようであるが一軒の人数の最高は一〇人で一軒だけである。以下、九人が無くて八人が五軒、七人が四軒、六人が三軒、五人が五軒、四人が七軒、三人が三軒、二人が一軒で、一人世帯は前記の才次郎一軒だけである。同居家族は戸主の妻・父・母・祖母・悴・娘・聟（養子を含む）・嫁・養女・孫で祖父のいる家は無い。だいたい直系親族が多い。傍系親族では兄・姉のいる家は無く、弟・妹のいる家が七軒ある。

一〇人世帯の孫市は四五歳で妻・父・母・悴二人・娘三人・弟一人の世帯である。馬を一疋飼っている。八人世帯では万蔵（四六歳）が妻・父・母・悴一人・娘三人で、喜兵衛（五九歳）が妻・母・悴二人・娘二人・嫁一人で、忠次郎（三〇歳）が妻・父・母・悴一人・弟三人の世帯である。万右衛門（四五歳）は妻・母・娘二人・聟一人・孫二人で、甚五郎（四七歳）は妻・母・悴三人・娘一人・嫁一人である。三人世帯は仙蔵（七三歳）が身分の記載の無い五五歳と三三歳の女子との三人暮しであり、半平（二五歳）が妻と娘一人、勝次郎（二三歳）が同じく妻と娘一人の暮しである。二人世帯の権三郎（六九歳）は本人と二九歳の悴だけの世帯である。

家族を、それぞれ年齢別で見ると戸主では最高七一歳から最低一八歳までで、五歳ごとの年齢区分で見ると四一歳から四五歳までが七人で最も多い。最低年齢の一八歳の戸主は馬五郎で、母（四四歳）・祖母（六七歳）・妹（八歳）

表 4-38　天保13年4月下新倉村伊兵衛組年齢別家族構成

年齢区分	男								女									下男	下女	計		
	戸主	忰	聟・養子	父	兄	弟	孫	祖父	戸主	妻	娘	嫁・養女	母	姉	妹	孫	祖母	不明			男	女	計
81—85																	1					1	1
76—80				1																	1		1
71—75	1												4								1	4	5
66—70	1			3									2				1				4	3	7
61—65				2									1								2	1	3
56—60	2												3								2	3	5
51—55	5			1						2			1					1			6	4	10
46—50	3									5											3	5	8
41—45	7									6			1								7	7	14
36—40	2									4											2	4	6
31—35	3	2	2							2	1							1			7	4	11
26—30	3	4				2				5	1	2									9	8	17
21—25	2	2				4				1	3	3						1			8	8	16
16—20	1	4	1								9				2						6	11	17
11—15		6				1					4				1						7	5	12
6—10		11					1				8				1	2					12	11	23
1— 5		2					1				1					1					3	2	5
計	30	31	3	7		7	2			25	27	5	12		4	3	2	3			80	81	161

及び身分の記載のない女子（二五歳）の五人暮しである。妻は最高年齢が五三歳で、最低年齢は二四歳である。妻はふつう嫁として家に入り、夫が家督を継ぐと妻の座につき、家督を子に譲ると母になるわけである。二四歳の妻は幸次郎（三〇歳）の妻で、五九歳の母、二七歳と一四歳の弟の五人暮しであった。最高年齢の五三歳の妻は仙太郎（五五歳）の妻で、二九歳・一八歳・一四歳の三人の忰と三二歳の娘と、それに二七歳の嫁の七人暮しであった。

父は最高年齢七七歳、最低年齢五四歳である。戸主は家督を譲って父となるのであるが、五四歳の父は八人世帯の忠次郎（三〇歳）の父で、その妻（五三歳）も母として健在である。七七歳の父は、これもまた八人世帯の万蔵（四六歳）の父で、母となっている妻も七五歳で健在である。母は夫が家督を譲ったか死亡したかで、子が家督を継いでいる場合である。最高年

齢は七五歳で二名居り、最低年齢は四四歳である。七五歳の一人は八人世帯の万蔵の母で、その夫も健在である。もう一人の甚五郎（四七歳）の母は、やはり八人世帯であるが、夫（父と記載される）はもういない。四四歳で母の座にある馬五郎の母は夫がいない。死亡したのであろうか。一八歳の馬五郎に家督を継がせて五人暮しの生活をしている。馬五郎には、まだ妻がいない。

この年、悴として家にあったものは最高年齢が三三歳、最低年齢が四歳である。三三歳の悴は長左衛門（五五歳）の子で、まだ家督が譲られていないから悴の座にあるわけである。娘の最高年齢は三二歳で、最低年齢は、これも四歳である。三二歳の娘は仙太郎（五五歳）の娘で、同家は仙太郎とその妻（五三歳）と三人の悴と、一人の娘と、一人の嫁の七人暮しである。嫁（二七歳）は三人の悴のうち二九歳になるものの配偶者であろう。子（戸主の孫）はまだいない。

この年伊兵衛組には、戸主の兄や姉に当るものはいない。弟は最高年齢が二九歳、最低年齢が一四歳である。二九歳の弟は八人世帯の忠次郎（三〇歳）の弟である。同家にはほかに二四歳と二二歳の弟がいる。妹は最高年齢二〇歳で、最低年齢八歳である。二〇歳の妹は庄次郎（三五歳）の妹で、同家は庄次郎と妻（三七歳）・父（六九歳）・悴（六歳）・弟（二五歳）・妹の六人暮しである。最低年齢の八歳の妹は、これも最低年齢の戸主馬五郎（一八歳）の妹である。

聟及び養子は三人である。このうち最高年齢は三二歳、最低年齢は二〇歳である。三二歳の聟は八人世帯の万右衛門（四五歳）の聟である。万右衛門の二四歳の娘の夫であろうか。やがて家督を譲られるものである。最低年齢の二〇歳は養子である。角次郎（五四歳）の養子である。同家は角次郎と妻（四六歳）とその養子及び嫁（二三歳）の四人暮しである。角次郎は養子に嫁を迎え、家督を相続させるつもりであろう。嫁は五人である。最高年齢は二九歳、

最低年齢は二二歳である。二九歳の嫁は次左衛門（五九歳）の悴二人のうち三二歳になるものの嫁であろう。夫婦の間に九歳と四歳の子（次左衛門の孫）がいる。次左衛門には、すでに妻はいない。

この年、伊兵衛組には老父（祖父）と呼ばれるものはいないが、老母（祖母）は二人いる。八五歳と六七歳である。八五歳の老母は恒七（四〇歳）の祖母である。同家は恒七の妻（三〇歳）と父（六二歳）・母（五六歳）・悴二人と、この老母の七人暮しである。老母（祖母）は六二歳の父か、五六歳の母かの、どちらかの母であろう。六七歳の老母は最低年齢の戸主馬五郎の祖母である。女子の最高年齢・最低年齢をならべてみると、

娘　三二―四
妹　二〇―八
嫁　二九―二二
妻　五三―二四
母　七五―四四
祖母　八五―六七

となり、江戸時代の農家における女性の地位につく年齢をだいたい表わしているようである。

農民のくらし　天保一五年（一八四四）一〇月、上新倉村元庄左衛門組百姓忠兵衛は、居宅をたてるために鳥見へ出す建築願の添手紙の下付を代官所に出願した。同人が建てようとした居宅は茅葺（かやぶき）一棟で、梁間（はりま）三間半・桁行（けたゆき）六間半、三尺の下屋（げや）付のものであった。元庄左衛門組は後の文右衛門組（利兵衛組）である。忠兵衛は嘉永四年（一八五一）に持高一石三斗八升であったから、同組ではだいたいふつうの百姓である。この年忠兵衛は妻及び娘三人の、五人暮しであった。

表 4-39　幕末期上新倉文右衛門組持高階層別農家数

石高＼年度	天保10	嘉永 4	元治元	元治 2
21石以上	1	1	2	1
16石～21石未満	0	0	1	1
11石～16石未満	0	0	1	0
6石～11石未満	13	20	19	9
1石～ 6石未満	39	64	64	48
1石未満	20	3	4	32
不　　明	12	1	0	0
計	85	89	91	91

（各年の宗門人別帳による）

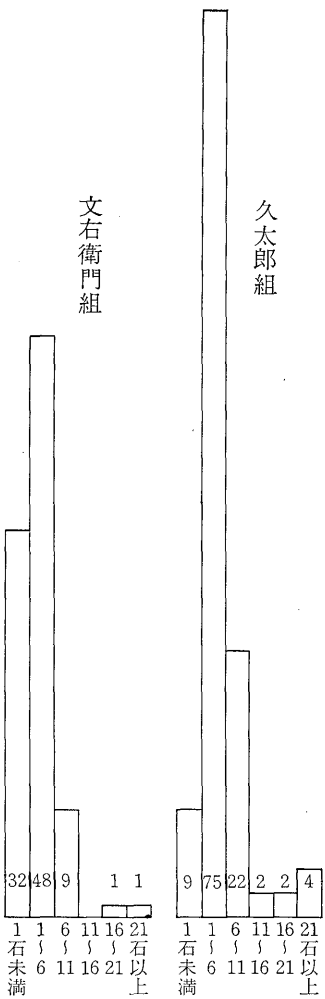

図 4-8　慶応２年上新倉村持高階層別農家数

1. 宗門人別帳による
2. 持高記載のある農家のみの数
3. 数字は農家数

嘉永七年（安政元年）五月、上新倉村名主文右衛門は一軒の百姓の土地・家屋・家財道具・農具の価格を書上げた。おそらくこの百姓の財産の売立を行なうときの見積値段であろう。このときの「家作畑諸道具直段書上帳」によると、土地は屋敷・上畑合せて一反四畝一三歩（一四アール程）で永一貫八二文五分（永一貫文は金一両）、家屋は梁間三間（五・四三メートルほど）・桁行六間・下屋三尺（九〇センチメートル余）の茅葺居宅一棟が永九〇〇文、梁間九尺・桁行二間の茅葺下屋一棟が永一二五文であった。家財道具及び農具は二升炊釜（一）・鎰（一）・古あんどん（一）・古手桶（一）・古瓶（一）・古小桶（一）・古膳（二膳）・茶漬茶碗（三）・古障子（二枚）・古莚（五枚）・茶碗（二）・鍬（一挺）・鎌（一挺）・肥荷桶（一荷）ですべて合せ

て永七六文五分であった。

茶漬茶碗が三個というのは夫婦と子供一人の暮しであったのだろうか。それにしても一反二畝二〇歩の畑では、たとえ上畑であっても農業だけで生活するのは困難であったろう。この財産を売立てた百姓は上新倉村の百姓の中でも下層に属するものであったろうが、鍬一挺・鎌一挺に肥荷桶一荷（二つで一荷）で畑作を営み、最低限度の生活を営んでいたようであるが、しかしそれは当時の百姓の生活で例外ではなかった。

上新倉村文右衛門組の天保一〇年（一八三九）・嘉永四年（一八五一）・元治元年（一八六四）・元治二年（慶応元年）の四か年における農家数の中で、持高のわかるものを取上げてみると、各年を通じて一石から六石未満の農家が最も多い。天保一〇年には全農家の四六パーセントであり、嘉永四年・元治元年にはこれが七〇パーセントから七一パーセントに達する。元治二年には再び五三パーセントになる。これに対し一一石以上の農家は天保一〇年・嘉永四年に一軒で、元治元年に四軒、元治二年に二軒である。元治元年のときでさえ四パーセントである。また一石未満の農家は天保一〇年に二〇軒（二六パーセント）、嘉永四年・元治元年に急減して三軒ないし四軒（三ないし四パーセント）であるが、元治二年になると再び増加して三二軒（三五パーセント）になる。

元治二年（慶応元年）に続いて慶応二年（一八六六）・三年・四年になると、元治二年に見られた形が、そのまま引続いて見られ、一石から六石未満の農家が最も多く五五パーセントから五二パーセントを占め、これに次いで多い一石未満の農家は三五パーセントか三六パーセントである。元治二年に一石未満の農家が大幅に増加したのに対し、六石―一一石未満層・一石―六石未満層の減少が見られる。中農的農家が下層農に転落するといった傾向が、この時期に見られるのである。

慶応二年・三年・四年については、同じ上新倉村の久太郎組の持高階層別農家の様子を見ることができる。久太郎

組では一石から六石未満層が最も多いことは文右衛門組と変りがないが、一石未満層が比較的少なく、二番目に多いのは六石から一一石未満層である。その形は丁度、嘉永四年・元治元年の文右衛門組の状態によく似ている。

3　農民の負担

年貢

明治二〇年（一八八七）の上新倉村・下新倉村・白子村、各村「地誌」は、それぞれの旧租・旧雑税を載せている。第4―41・42・43表のとおりである（『和光市史』史料編三）。これは地租改正前の租税（年貢・小物成）で、およそ幕末期の状態を示すものと考えられる。年貢・諸役をきめる基準となった村高は、幕末期の諸帳に記されたものより「地誌」に記されたものの方が、上新倉村では一〇石近く増加し、下白子村ではわずかばかり減じている。その変化は、いずれも僅少である。

上新倉村の元治元年（一八六四）の年貢・諸納物は本田年貢・新田年貢・雑談袋新田年貢・広沢原新田年貢・反高畑年貢・見取畑年貢・見取草野畑年貢・秣場年貢・秣場野銭・山手米・油絞冥加永・水車運上・質屋稼冥加永・御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用の一六種目で、その上納額は川欠などを引くと差引米二九七石八斗六升二合、永一〇八貫七八五文八分であった。

本田年貢は田六六町九反三畝二歩（高五五五石三斗五升九合）と畑・屋敷七二町四反六畝二二歩（高四〇二石〇斗六升六合）に課されたもので、上納額は米二九四石四斗四升七合、永七八貫四一七文九分であった。石盛は上田一一、中田八、下田五、上畑九、中畑六、下畑二・二、下々畑一・五、屋敷九であった。畑は永取である。

新田年貢は享保一二年（一七二七）に検地された漆台・蔵前・牛房山にある持添新田で、畑・屋敷七反四畝一八歩（高三石〇斗六升五合）の分である。すべて畑で永三七三文五分を上納する。石盛は中下畑四、下畑二、下々畑一、

屋敷九である。ほかに同所新田で下々畑が屋敷になったところが七反四畝一五歩（高二石二斗三升五合）あり、ここは石盛が三である。

雑談袋新田の年貢は田二反四畝（高七斗五升六合）、畑一五町七反〇畝二四歩（高六五石二斗九升二合）の分で、上納額は米二斗六升四合、永六貫〇五八文である。石盛は中畑六、中下畑五、下畑四、下々畑三、砂畑二である。

広沢原新田の年貢は畑・屋敷二八町三反六畝一二歩（高八一石七斗二升九合）の分で、上納額は永五貫九二四文六分である。石盛は下畑四、下々畑三、見付畑二、屋敷九である。

反高畑年貢は延享元年（一七四四）に流作場として検地された台根岸境・大

表 4-40　市域3か村の村高の変化

	上新倉村	下新倉村	下白子村
天保郷帳	石 1110.502	石 400.	石 350.0269
旧高旧領取調帳	1110.502	450.451	354.0269
3か村地誌	1120.013		349.311

表 4-41　上新倉地・下新倉村・下白子村旧租石高表

村名	田高	畑高	屋敷高	計
上新倉村	石 556.115	石 544.351	石 19.547	石 1120.013
下新倉村	164.5395	永文 (88,263.8)	永文 (4,198.7)	永 92,462文 164,539
下白子村	147.095	202.216		349.311

（明治20年上新倉村・下新倉村・白子村「地誌」）

表 4-42　上新倉村・下新倉村・白子村旧租石盛表

村名	田			畑			屋敷
	上	中	下	上	中	下	
上新倉村	石 1.1	石	石 .5	石 .9	石	石 .15	石 .9
下新倉村							
下白子村	1.1	.8	.6	.6	.4	.3	1.0

（明治20年上新倉村・下新倉村・白子村「地誌」）

表 4-43　明治20年調　市域3か村旧雑税表

雑税名	納付区分	単位	上新倉村	下新倉村	下白子村
野手米					
山手米	米	石	1.3		
秣場野銭	永	文	1,393.		
小物成永	永	文			4,137.5
口永	永	文			679.1
六尺給米	米	石	1.185	.08	.156
伝馬宿入用	米	石	.666	.024	.047
御蔵前入用	永	文	1,481.3	96.9	195.3
夫銀					
川々国役永	永	文			381.4
正納菜種		石			.078
石代大豆		石			.156
柴草冥加	永	文		536.	
油絞冥加	永	文	50.		
水車運上	永	文	807.		（米）俵 6.
舟運上	永	文		1,000.	
起返米	米				俵 斗 2.2289
番組米	米				俵 斗 1.3586
莚代銭	銭	文			4,114
合					菜種 .078
					大豆 .156
	米	石	3.151	.104	俵 斗 11,0506
計	永	文	3,731.3	2,535	9,507.3

（明治20年上新倉村・下新倉村・白子村「地誌」）

る。

見取畑年貢は畑一町一反歩に対し永三八四文が課されており、見取草野畑年貢は草野畑四畝二四歩に対し永一〇文一分が課されている。秣場年貢は村内の秣場二町〇反一畝二七歩に課されているもので、上納額は永六〇文六分である。

野前・境田・中島の諸字にある畑・萱畑・林畑合せて三五町二反一畝一八歩の分である。検地当時野畑とされた二町三反一畝二七歩が林畑とされているほかは、地目・位付・反別すべて変りがない。川欠が多く、畑・萱畑で合せて二町六反四畝〇六歩が川欠引として年貢対象地から除かれている。上納額は永一三貫一九〇文六分であ

る。秣場野銭は広沢原一七か村入会の秣場一三町九反二畝一八歩に対し課されているもので、野銭は永一貫三九三文である。山手米は米一石三斗を上納する。以上は万延元年（一八六〇）から五か年定免のもので、元治元年は、その切替年に当っていた。

「地誌」に記された旧雑税のうち油絞冥加永は絞油業者に対し課されるものであり、上新倉村では油〆木一組となっている。上納額は五〇文である。水車運上は水車稼に対し課されるもので、上新倉村には三か所存在した。一か所は元治元年より一〇か年定免のもので、運上は永二八六文である。もう一か所は安政二年（一八五五）から一〇か年定免のもので、運上は永二七五文である。更にもう一か所は文久元年（一八六一）から五か年定免のもので、運上は永二六一文である。質屋稼冥加永は村内の質屋に対し課されるもので、安政六年から二〇か年定免のものである。上納額は永二〇〇文である。

御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用は幕領の村に課される小物成（こものなり）で三役といわれるものである。三役は助郷高が免除されることになっており、上新倉村の場合は村高一一一〇石五斗〇升二合のうち、助郷高五一八石を除いた残りの五九二石五斗〇升二合に対し掛けられることになっている。六尺給米は高一〇〇石につき米二斗で、掛高五九二石五斗〇升二合へ掛けて、米一石一斗八升五合である。御蔵前入用は同様に一〇〇石について永二五〇文で、掛高に対し永一貫四八一文三分である。御伝馬宿入用米は一〇〇石について六升であるが、なぜか村総高一一一〇石五斗〇升二合に掛けられて、米六斗六升六合になっている。

上新倉村の幕末期の年貢は、反別や高は検地のときと変りないが、実際に徴収される年貢は定免切替期ごとに引上げられているようである。油絞冥加永・水車運上・質屋稼冥加永も同様であるが、その引上げは冥加や運上を上納することで営業を保証されている在方商人が成長している姿を示しているようである。

村入用

上新倉村久太郎組の文久三年分の村入用は、総額で銭七二貫一二二文（帳簿上の計は七二貫一三八文）に上るが、その内訳は次のとおりである（元治元年三月「去亥村入用書上帳」）。

1　代官所関係費

上納筋につき、御役所へ罷出入用	一、四〇〇文
宗門人別取調入用	一、七〇〇文
宗門帳の儀につき、御役所へ罷出入用	一、九〇〇文
御廻米中札の儀につき、御役所へ罷出入用	九四八文
御廻米上納入用	四、〇〇〇文
御普請の儀につき、罷出入用	一、三〇〇文
御用向につき、立合御役所へ罷出入用	一、〇〇〇文
御年貢割合入用	二、三〇〇文
夏成年貢上納入用	一、七〇〇文
秋成年貢上納入用	一、七〇〇文
皆済年貢上納入用	一、三〇〇文

2　鷹場関係費

志村御役宅へ、御法度証文に罷出入用	一、二〇〇文
御鷹野役所へ、よもぎ・はこべ納入用	五、四八〇文
御鷹野役所へ、杉の葉納入用	一一、〇七〇文

御鷹野役所へ、螻納入用　七〇〇文
御鷹野役所へ、かまえび虫納入用　六一一文
御鷹野役所へ、御用筋につき罷出入用　一、七〇〇文
御鷹野御用筋触次料　一、〇二四文
尾州家御鷹場につき、小樽村へ罷出入用　五八〇文
尾州家御鷹場境杭入用　七〇〇文

3　取締組合関係費
御取締諸入用村々割合の分、大和田町へ出金　三、三〇〇文
大和田町御取締諸入用　三、九〇〇文
御取締の儀につき、白子村へ罷出入用　三四八文
貯穀の儀につき、膝折宿へ罷出入用　五一三文

4　助郷関係費
御伝馬の儀につき、下板橋宿へ罷出入用　八〇〇文
下板橋宿御伝馬の儀につき、入用　二、七〇〇文
御伝馬の儀につき、下板橋宿へ村々割合入用　三、七〇〇文
御伝馬の儀につき、下板橋宿へ罷出入用　七〇〇文

5　村方関係費
亥年中、村中寄合入用　一、七〇〇文

出水につき、入用　一、九〇〇文
郷蔵・玖樋修復入用　四、二〇〇文
堤・橋普請入用　一、四〇〇文
村方道普請入用　一、三四八文
村方用水入用　一、一〇〇文
紙・墨・筆入用　八〇〇文
諸勧化入用　一、四〇〇文

最も多く支出しているのは鷹場関係費で銭二三貫〇六五文、総額の三二パーセントを占めている。次いで多いのは代官所関係費一九貫二四八文で二七パーセント、以下村方関係費一三貫八四八文で一九パーセント、取締組合関係費八貫〇六一文で一一パーセント、助郷関係費七貫九〇〇文で一一パーセントの順になっている。鷹場関係費が多くなっているのは、よもぎ・はこべ・杉の葉・蠟・かまえびなどを納入するための費用が多いからである。助郷関係費は最も少ないが、これは助郷村として助郷に関係する費用だからであって、助郷じたいの負担は軽いわけではない。この年の村入用で注目すべきは村方関係の費用が多くなっていることである。費途が増え、その額も多くなり、村入用が村のために使われる性質を、ようやく色濃くしてきたといえる。

弘化四年（一八四七）、下白子村代官支配所分の村入用は、川々国役金・名主給・村役人出張費・御鷹野役所上納物代銭及び往還通り入用の四費目に整理されている（第三章第三節参照）。川々国役金は租税であるが、村入用の中に入れられている。

この年の同村の村入用総額は銭六二貫八三〇文で、文政一一年にくらべ二倍近い増加である。村入用の負担基準で

ある石高は九四石二斗八升八合と増加したにもかかわらず、一石当り六五九文二分二厘となり二三三文六分の増加になっている。村入用の諸経費が、おしなべて増加しているのであるが、往還入用と鷹野役所上納品代を合せた額が二六貫四〇五文から五一貫五〇二文へと、ほとんど倍に近い増加を見せている。幕末期の物価が上昇しているので、この上昇率を考えなければならないが、この両者を合せた支出は弘化四年の村入用総額の八二パーセントに上っている。

助郷役

嘉永六年（一八五三）三月、下保谷村（東京都保谷市）は白子宿への助郷を代金で済ませるようにした。同村と白子宿との契約によるのであるが、この契約は下保谷村が白子宿へ頼んで結んだ形を取っている。下保谷村では農業の忙しいときに手が回りかね、難渋差支えることもあるかもしれないから、平日出す人馬は白子宿で調達し、下保谷村はその分を貨幣で支払うというのである。助郷役を白子宿が雇揚げで調達し、助郷村はその分を貨幣で支払うという方法は、これまですでに行われてきたのであるが、それは助郷側のサボタージュに対する白子宿側のやむを得ない処置として行われたものであった。それが今や制度としてこれを行なおうとするのであった。契約は、

1　人馬雇金を一か年金一二両として下保谷村が白子宿へ支払う。

2　但し、鷹匠の通行、松平大和守家の通行、そのほか臨時の通行がある場合は正人馬を出すこと。

というのである。

下新倉村も慶応元年（一八六五）、助郷役を貨幣納に切換えた。同年一一月、白子宿と下新倉村は、このことについて議定証文を取交わしたが、その要点は次のとおりである。

1　下新倉村が白子宿へ出金する額は、高一〇〇石に付金三両三分とする。このほか正人足一〇人で総体の出人馬出金とする。

2　宿方で継立人馬に差支えたときは、人馬触があり次第、下新倉村から人馬を差出す。このときは白子宿が人足一人に付賃銭二〇〇文ずつを支払う。

3　何かの大変革があって臨時の大通行があるときは、その節改めて相談して取図らう。

下新倉村が白子宿と約束した雇揚げ人馬の方法は、雇代金一〇両のほかに人足一〇人を出すといったように、すべて貨幣納にしたわけではないが、白子宿の助郷は、こうして雇揚げ制になっていき、労働で負担する役が貨幣に変えられたのである。こうして助郷村の人々は、馬を引いて白子宿まで出かける伝馬勤めは次第に無くなったのであるが、助郷役は、あたかも課税的な性格のものに変ったのである。

助郷役は貨幣化することで実際に労働する負担を免れることができたのであるが、幕末期の政治的動揺は公用人馬の要求が重なり、村々に重い負担を加えていった。

元治元年（一八六四）、白子宿助郷上保谷村・下保谷村は甲州道中内藤新宿への助郷を負担するようになった。これまで同宿の助郷であった多摩郡和泉村（東京都杉並区）外一三か村が和泉新田の幕府煙硝蔵警衛及び砲薬運送を負担することになり、内藤新宿の助郷が免除になった、その代りとして同宿助郷を負担することになったのである。上保谷・下保谷の両村は村柄が困難である上に、次のような役を負っていることをあげて、新しい助郷役の負担を免除するように出願した。

1　上保谷村・下保谷村とも尾張家鷹場内にあり、鷹場諸役を負っている上に、下保谷村には鷹場の陣屋があって、そのための諸種の陣屋役がある。

2　川越往還白子宿へ皆高の定助郷を勤め、川越藩・仙波東照宮関係の御用をはじめ諸大名方の通行継立てが近来非常に多くなってきている。ことに中山道戸田川（荒川）の出水のときには中山道利用の大名が川越往還へ回り、別

して勤方が多くなる上に、近年松平大和守家が品川表台場御固めとなり、その交代の人数が多数通行するようになった。なお日光社参及び大法会があるたびに日光御成道岩淵宿・川口宿への助郷を勤め、中山道板橋宿への加助郷も勤めているが、前年の文久三年二月の変革以来、助郷役はしきりに増えている。また将軍家茂の京都上洛に伴う通行量も増え、上保谷村の勤高は人足五六〇六人、馬八三〇疋、下保谷村は人足三五〇〇人、馬四八〇疋に上っている。

と、負担量が激しく高まっていることを訴えて同年一〇月、道中奉行へ内藤新宿への代助郷免除を出願した。しかし、その免除は許されず、両村は内藤新宿への代助郷を勤めることになった。両村の勤高は村高の半高である。翌慶応元年（一八六五）七月、この代助郷を勤めることになったのを理由に、上保谷村・下保谷村は両村の六尺給米・御蔵前入用の上納を免除することを代官所へ出願した。代助郷高が半高であるので、この高懸り物も半高分である（蓮見家文書）。

上保谷村・下保谷村は内藤新宿への代助郷を勤めることを理由に、白子宿への助郷を拒否した。白子宿は、これを助郷不勤であると道中奉行へ訴え出たが、慶応三年二月、両者は和解して、内藤新宿への勤め高が半高であるから、白子宿への勤め高も半高とすることで決着した（蓮見家文書）。

4　在方商人

村の商人

天保九年（一八三八）、上新倉村の家数は一九〇軒であったが、このうち専業農家は一六八軒、兼業農家は二二軒であった。兼業農家の兼業別家数は居酒屋六軒、菓子類販売五軒、穀物・荒物商一軒、酢・醤油販売一軒、水菓子販売一軒、大工三軒、桶屋二軒、木挽一軒、水車稼二軒である。二二軒の兼業農家のうち居酒

屋四軒、菓子類販売四軒、大工一軒、桶屋一軒、木挽一軒、水車稼二軒は文政一〇年（一八二七）調査当時から存在したもので、その他は文政一〇年以後に開業したものである。

これが安政二年（一八五五）三月になると家数は一八七軒で三軒減少し、兼業農家は水車稼三軒、質・荒物・穀類商が一軒、質屋が一軒、荒物商が一軒、舛酒屋が二軒になっている。調査のやりかたが変ったのであろうから、天保九年との商・職人数の変化をそのまま比較することはできないが、水車稼は文政一〇年（一八二七）調査当時の清左衛門・兵右衛門に加えて名主久太郎が水車持になっている。質・荒物・穀類商の組頭彦兵衛は文政一〇年以後に穀類・荒物商を開業したのであるが、質屋は寛政一一年（一七九九）開業である。質屋の小三郎は、このとき初めて名を出したものであるが天保八年の開業である。荒物販売の庄八も同様である。舛酒屋の弥右衛門は文政一〇年に居酒渡世として出ているが、喜右衛門は文政一〇年以後に居酒として名を表わしてくる（「大和田町組合姓名其外書上帳」）。

なお、この安政二年の「大和田町組合姓名其外書上帳」には「米・粟・大麦・小麦・大豆・小豆」のほかに、「江戸出シ品」として、大根・人参・芋の類をあげている。この地方の根菜類は土物と呼ばれ江戸の市場に売られたのである。農家もまた生産物を販売して商人的性質を持っていたのである。このほか、その輸送に従うものもいたことであろう。

大根・人参・芋の類の販売と違って水車稼や質屋の中には規模の大きいものもいた。水車稼の名主久太郎は慶応三年（一八六七）四月の宗門人別帳によると持高二六石四斗三升九合で、家族六人、下男二人、下女一人、馬一疋を抱えている。久太郎の場合は、こうした大世帯で名主を勤め水車稼を営んでいたのである。同じ農間水車稼の利兵衛組兵右衛門は天保一〇年（一八三九）三月に持高七石七斗三升であったが、嘉永四年（一八五一）三月には一〇石九斗一升九合に増加する。下男下女はいない、馬も飼っていない。しかし、なぜか持高は元治二年三月に一石七斗四升六

表 4-44　幕末期上新倉村農間渡世人

農間渡世	名前	年齢	身分	持高	家族	下男	下女	馬	旦那寺
		歳		石	人	人	人	匹	
水車稼	久太郎	43	久太郎組名主	26.439	6	2	1	1	長照寺
〃	清左衛門	61	利兵衛組五人組頭	4.8876	4	1	1		満願寺
〃	兵右衛門嫁ます	46	利兵衛組五人組頭	1.7463	5				長照寺
質屋荒物穀類商	彦兵衛	64	久太郎組組頭	21.197	9	1	1	1	〃
質屋	小三郎	41	利兵衛組五人組頭	2.554	5				満願寺
荒物類商	庄八	66	利兵衛組五人組頭	5.44	4				長照寺
升酒屋	喜右衛門	63	久太郎組百姓	8.191	8			1	〃
〃	弥右衛門	55	利兵衛組百姓	10.6811	5			1	〃
薪山売	藤右衛門	33	久太郎組百姓	31.016	7		1	1	満願寺

農間渡世は安政2年3月「大和田町組合性名其外書上帳」。但し薪山売の藤右衛門は文久2年1月「万薪山売覚帳」，その他は慶応3年3月の「上新倉村宗門人別帳」による。

合に急減する。慶応三年三月には嫁ますの代になっていた。この頃も水車稼を営んでいたかどうかはわからない。利兵衛組の清左衛門は文化一〇年（一八一三）に水車油絞株を出願したように、早くから農間水車稼を営んでいたが天保一〇年三月の持高は四石三斗三升四合で、下男・下女もいないし、馬も飼っていない。嘉永四年三月になると、下男・下女がいないし馬も飼っていないことは変りないが、持高は七石三斗九升三合に増加する。元治二年（一八六五）三月になると再び持高は四石八斗八升七合六勺に戻るが、このときには下男一人、下女一人を使っている。

質屋の久太郎組組頭彦兵衛は安政二年三月に持高三七石一斗二升二合で、たいへん多いが、慶応二年三月には一九石一斗九升七合に減っている。もちろん減っても村では上層の百姓である。この年には下男二人、下女一人を使い、馬も一疋飼っている。慶応三年四月になると持高は二一石一斗九升七合に増えるが奉公人は下男一人、下女一人になる。馬を飼っていることは変りがない。彦兵衛は荒物・穀類商を兼ねていたのであるが、利兵衛組の小三郎は質屋だ

けを農間稼としていた。天保八年の開業である。持高は安政二年に五石七斗九升であったが慶応三年三月には二石五斗五升四合に減じている。利兵衛組の五人組頭である。

荒物商の庄八も利兵衛組の五人組頭であるが、慶応三年三月には家族四人、持高五石四斗四升であった。升酒屋の喜右衛門は久太郎組の百姓であるが慶応三年三月当時は、持高八石一斗九升一合で家族八人、馬一疋を持っていた。同じく升酒屋の弥右衛門は利兵衛組の百姓で、慶応三年三月当時、持高一〇石六斗八升一合一勺、家族五人、馬一疋で農間升酒屋を経営していた。

このような村の商人の中で、主要な生産物や肥料を取扱うものは在方商人として成長し、村で支配的な力を持っていた。在方商人は地域の主要生産物の取扱いを独占しようとするものもあり、そのために広い範囲にわたる在方商人が結合することもあった。慶応元年（一八六五）六月、多摩・入間・新座・豊島四郡の在方商人六七人は藍（あい）売買の組合設立を出願した。この地方でようやく盛んになってきた藍栽培の状況の中で、これらの商人は株仲間をつくって、その売買を独占しようとしたのである。

薪売商人　江戸への薪の売込みは、この地方の産業の中でも重要な地位を占めていた。弘化年間（一八四四―一八四八）上新倉村には両組で一一人の薪渡世人がいたが、この一一人は農業の間に村内をはじめ近隣の薪山を買って薪をきり出し、主として江戸の武家屋敷へ売っていた。

こうした農間薪売商人の一人、上新倉村久太郎組の百姓藤右衛門は、慶応二年三月に持高三一石余で下女一人を使い、馬一疋を飼って経営を続けていた。慶応三年一月・二月の取引例を見ると、一月二二日に薪きりを始めて、村内各所の自己の持山からきり出したりあるいは買集めたりした薪を、二月末までに売渡した分は一四二二把で、売上は金一一両二分三朱と銀八分七厘であった。売渡先は与市・長左衛門・六兵衛の三人であるが、このうち六兵衛に売っ

たものの内枝薪三〇把は藤右衛門が太兵衛から買ったものであった。与市・長左衛門・六兵衛の三人は、江戸へ売る農間薪売商人であったろう。

薪をきるのは一月・二月・三月の間のようで、伐出し・運搬に人を雇ってするが、中には車力にきらせて、きるとともに運搬をさせている例もある。

薪の付出しは、どこの薪山からであろうとも、そこから河岸まで、最も駄賃の安いところを選んで付出していた。江戸への薪付出しが盛んになるとともに、薪山を買って薪をきり出す商人、きった薪を河岸まで運ぶ駄賃稼ぎ、河岸から江戸まで薪を運ぶ輸送業者と、営業は分化していった。

表 4-45　慶応3年1・2月上新倉村藤右衛門売渡先別薪売量

	与　市	長左衛門	六兵衛
枝　薪	把 306	把 570	把 496
雑　薪		26	24
計	306	596	520
代金銀	両分 6.2. 分厘 6.3	両分朱 12.2.2 匁分厘 3.3.4	両分朱 11.2.3 分厘 8.7

弘化五年（一八四八、二月二八日に嘉永と改元）、下新倉村芝宮の船持平治郎は上新倉村一一人の薪渡世人へ、薪を付出すときには下新倉村・隣村はいうに及ばず、どこで買った場合であろうとも、すべて芝宮河岸に付出すように申入れてきた。薪渡世人は江戸府内へ薪を付出す場合に、どこの薪山を買っても、少しでも運賃の安いところへ出すのが普通であった。上新倉村の薪渡世人は、こうした船持ちの申入れに対し、それが妥当のものであるかどうかを内々伺うために、同年二月、代表を支配代官所へ送ることにした。

この問題のように、江戸送りの炭薪荷を積出す河岸が、その取扱いを独占しようとしたり、口銭を引上げようとする動きは、その江戸送りが重要なものになってくるに従い、関東各地で出てきたようである。天保一三年（一八四二）、幕府は問屋解放令にともなって関東在方の仲間・組合禁止を命じた

が、このとき炭薪の類を河岸場で取扱うときに余分の世話銭を取立てたり、運賃・はしけ賃を高価にするものがあると聞くが不埒の事であると、これを禁じ、積出す河岸場も、どこでも都合のよい場所で船積・水揚げして、運賃・諸掛り等が、できるだけ減じるように取図らうこと、もしも故障を申立てるものがあったら訴出るようにと命じている。

問屋再興令と水車仲間　近世後期に成立したこの地方の水車稼は、その後水車製粉業として発展した。安政二年三月の「上新倉村姓名其外書上帳」（『和光市史』史料編二）には農間の稼ぎとして名主久太郎・百姓兵右衛門・百姓清左衛門の三人が、それぞれ一か所ずつの水車を経営していたことを記している。上新倉村の水車稼は主として越戸川を利用するものであったが、このほか白子川の流域にも多くの水車が稼動していた。さらに目を市域外に広げると黒目川にも柳瀬川にも、野火止用水にも水車が設けられ、西は多摩川沿いから南は世田谷の地域まで南武蔵野の地域を覆うばかりに水車が出現した。

武蔵野地方の水車稼の多くは、小麦・蕎麦を製粉して、これを江戸に売込んでいたが、その江戸への売込みの障害となっていた問屋の独占も、天保一二年（一八四一）の問屋解放令で除かれ、水車製粉は一層はずみをつけられた形で活況を呈するに至った。しかし多くの商品が問屋の手を経ないでも江戸へ売込むことができるようになったこの制度は、これまでの商業秩序を破壊し、取引に混乱を生じて、江戸への集荷を困難にするものと思われるに至った。一〇年後の嘉永四年（一八五一）三月、問屋再興令が出されて、再び天保一二年以前の商業秩序に戻された。問屋の商品取扱独占権は回復され、江戸へ売込む商品は再び問屋の手を経なければならないようになった。

再興された江戸地廻り米雑穀問屋は、仲間を再組織して集荷の独占をはかり、武蔵野地方から江戸へ直売りされる穀類・粉類の取締りを強化した。安政三年（一八五六）四月、多摩郡野中新田（東京都国分寺市）仲右衛門が江戸府内へ粉荷物を送る途中、柏木淀橋町の地廻り米雑穀問屋に差止められ、判取帳を取上げられた。株仲間が再興されて

米穀地廻り問屋が取きめられたので、粉類も雑穀の内であるから江戸府内への直売りは許されないというのである。

この事件は、たんに仲右衛門と問屋だけの問題ではなかった。武蔵野地方で水車製粉を営むもののすべてに関わる問題であった。荏原郡・多摩郡・新座郡の水車稼人は、同年七月、連名して勘定奉行所へ、穀類と違って粉類の直売りがなんら違法のものではないことを訴えた。

この訴えには文政一一年（一八二八）、多摩郡野中新田弥五左衛門が粉類直売りで江戸雑穀問屋と争い、粉は雑穀類と違い、直売買差支えないと認められた例が有力なよりどころとされた。安政三年一二月に至り勘定奉行は、江戸府内への粉類直売りは勝手次第差支えない、雑穀は直売り不可と申渡しをした。水車稼人の主張は認められたのである。この判決をかち取った武蔵野地方の水車稼人は、六一人の出願者を中心に、規模をより拡大して仲間を結成した。安政四年一月、水車稼人は次のような議定を定めた。

1　公儀の法度はいうまでもなく、仲間議定を堅く守る。

2　水車仲間は、南は玉川北縁より西は府中近辺、北は川越往還を限り、人数に加える。仲間は南・北大行事のほかに、南は高井戸近辺、北は片山・膝折近辺、玉川上水堀南側は小金井近辺、北側は田無近辺と村順よく小組合行事を定め、取引の上で違反行為があれば近くの行事が掛合い、これを改めさせる。

3　得意先は仲間のものの考え次第で売るのであるが、これまでは雑穀渡世のものか、あるいは直売をしてきた。しかし問屋だけに売るようにすると小さな粉屋や、粉取扱いの商人が難儀するようになるから、できるだけ直売を専門にし、江戸府内への出荷物が澗沢になるように心掛けること。そのようにすれば商品の値段も適正になり、代金残りも出来ないであろう。いずれにしても誠実に取引すること。もし得意先で不誠実のものがあったら行事へ申出て掛合い、いよいよ不誠実がはっきりしたなら、そのものの名と所を張出しておき、仲間一統、取引しないように

すること。

4　得意先を仲間どうしで糶合わぬこと。もし新しい得意先から注文が来たなら、前の荷主に連絡して、差支えないかどうかを確かめてから取引を始めること。

5　武家方から粉類の買上げがあったり、あるいは米・雑穀の搗立ての注文があったなら、できるだけ安値で請負うこと。

6　搗賃・挽賃については、仲間一統評議の上取りきめた場合のほかは、高値にしないこと。但し、搗賃・挽賃はその時々の相場に従い仲間が相談の上取りきめて、行事より書付を差出し、これを張出しておくこと。

7　新しく水車を取立てるものがあれば、近くの行事がこれを調べて、仲間一統に支障ないかどうかを問合せること。もっとも、水車を取立てるものが、すでに代官・領主に出願して許可を得ているものは仲間に加入させ、加入の諸費用は、その新しい加入者が差出すこと。

8　これまで稼動してきた水車を貸渡す場合は、新規加入と同様に行事へ申出て、仲間への支障がないかどうかを問合せた上で貸渡すこと。但しそれにかかった費用は、水車借受人が支払うこと。

9　粉挽奉公人を召抱えるときには、元の雇主へ、その奉公人が元の雇主に借金その他関わり合いがないかどうかを問合せること。

10　江之島百味講を設立し、年々くじ引で仲間から参詣人をきめること。但し参詣の諸費用は相談の上、出金すること。

こうして設立された仲間は、南方大行事として上高井戸宿三左衛門、北方大行事として田無村下田半兵衛を選んだ。また小組合は、北沢組・祖師ケ谷組・佐須組・保谷組・堀端組・片山組・膝折組・白子組・柳瀬川組の九組合

で、白子組に入っている水車人は白子村の茂兵衛・忠左衛門、御坊（牛房）の小源次、新倉村の浅五郎、上練馬村の又蔵、上新倉村の兵助・久太郎の七人であった。また白子組の行事は下土支田村の利左衛門であった。

元治元年（一八六四）二月、水車仲間は、近来諸物価が高騰したので粉挽賃、穀物搗賃を引上げたいと寄合を持ったが、さらに翌慶応元年（一八六五）四月にも、物価騰貴で水車稼ぎが引合わぬからと、挽賃・搗賃引上げのために寄合を持つことにしている。水車仲間は、カルテルとしての性格を濃くし出したのである。

第二節　大政奉還

1　社会不安と関東取締出役支配の強化

不穏の社会状況

天保の飢饉以後にも不作・凶作は続いて起った。弘化三年（一八四六）は、この年も不作であり村々の中には内見帳（ないみちょう）を出して年貢減免を出願するものもあった。幕領では代官所から役人が派遣され、作柄見分のために廻村することになった。この前触れを受けた下白子村代官支配所分では九月四日に年貢減免を出願した。上新倉村と同様であったというから、上新倉村はすでに年貢減免を出願していたのであろう。

文久元年（一八六一）三月、上新倉村久太郎組では三九軒の家に食料代として、一人当り金二朱と銭一〇〇文、これに一軒につき金二分を加えた金を配付した。同村で割渡した食料代の総額は金三五両と銭一二貫四〇〇文に上っている。これは恐らく富裕なものから集めて困窮者に配付したのであろうが、不作・凶作のたびごとに食料にも事欠くものが出た。その反面には、これを救うことのできる余裕のあるものも出ていた。豊かなものと貧しいものの違いが

大きくなり社会は不安定の状態となってきた。

政情もまた不安定であった。ことに嘉永六年（一八五三）六月、アメリカ軍艦が通商を求めて来航して以来、従来どおり鎖国を続けるか開港するかで世論は沸騰した。万延元年（一八六〇）三月には大老井伊直弼（なおすけ）が、その取った開港政策に反対する浪士に襲われて暗殺された。文久二年（一八六二）一月にも老中安藤信正が浪士に襲われて負傷した。開港後に来日した外国人や公使館が襲われる事件が頻発した。万延元年二月、幕府は関東在々へ浪人又は無宿風のものが立回ることを取締る触れを出している。浪人又は無宿風のものが立回ったら、構わず取押え、手に余る場合は打殺してもよい、場合によっては鉄砲を使ってもよいというきびしいものであった。

無宿・悪党が村々へ回ってくることも多くなった。上州で博徒国定忠治が捕えられ処刑されたのは嘉永三年一二月のことであった。文久三年、関東取締出役が組合村々へ出した無宿・悪党取締令は、将軍が京都に行っている間の、留守取締りから出されたものであるが、

1　無宿・悪党が立回ったときは早速、近くの関東取締出役へ報告することは勿論、押込・盗賊の類は直ちに取押えること

2　無宿共が党を結び喧嘩を企てたり、徒党を組むようなことがあったなら、廻村している近くの関東取締出役に報告すること

3　火事・盗難、そのほかなんでも変事があったときには、たとえ噂（うわさ）であろうとも、その時々報告すること

というものであった。

村方でも種々の犯罪が見られるようになった。嘉永二年七月二六日夜、下白子村諏訪社の社地で恒例の神事の花火が行われた。下保谷村の百姓悴権蔵外二人は、これを見物した後、帰途下新倉村二軒新田の往来で婦人連れの参詣人

に戯れ迷惑を掛けたが、これを止めに入った小榑村の札五郎・市五郎を打擲するという事件をひき起している（蓮見元彦家文書）。この事件は扱人が間に入り権蔵外二人が札五郎・市五郎へ詫証文を入れて解決したが、諏訪社の神事には、かなり広い範囲からの人が集まるので、こうした犯罪も起りがちであった。

関東取締出役支配の強化　嘉永五年（一八五二）三月、幕領の村々に五人組帳前書が木版で刷って渡された。五人組帳は村々で守るべき生活上の取締法令を列挙し、農民が五人組単位に連印して、その遵守を誓うものである。このたび配付されたものは、その守るべき法令だけを木版で刷ったものである。これは俗に「山本大膳五人組帳」と呼ばれ、天保七年（一八三六）に代官山本大膳が、それまでに触れ出された七〇か条に、さらに七七か条を加えて詳細に取締規定をまとめたものであるが、具体的な法令とともに道徳的規定も多く入っていた。村々では、この五人組帳を月に一度、名主が惣百姓を呼集めて読聞かせることになっていた。

「山本大膳五人組帳」の配付に見るように、幕領の代官支配は年貢の徴収をするほかには、農村の取締りについては教化を主とするものの色彩が濃くなっていた。実際の取締りは、関東取締出役の手に移っていた。天保一五年、これまで関東取締出役の私的な捜査機関として働いていた道案内を、取締組合で正規に設けるように各組合へ指令されてきた。取締組合で正規に道案内を設置し、取締組合が俸給を支給することになったのである。道案内の地位は安定し、関東取締出役の支配は一層強化された。市域三か村の属する大和田組合では二月に、内藤新宿（新宿区）の万五郎を大和田組合の道案内を兼ねるよう依頼した（『新座市史』近世資料編）。

文久二年一二月、関東取締出役は、これまで道案内のものが毎年正月、年礼に来ていたのを差止め、御用向以外は暑寒の時候見舞などに来ないように命じている。翌文久三年二月には道案内の中に風俗が宜しくなく「如何之所業」をするものもあると聞くが、もってのほかのことであるとこれを戒め、以後は身分を堅く慎しみ、風儀も宜しくする

ように申諭し、もしそれでも「如何之儀」があるなら「厳重の沙汰」をし、道案内を替えるようにせよと命じている。この場合「如何之所業」・「如何之儀」といっているのは博奕をしたり、悪党同様の行為に出ることをさしているのであろう。道案内自身の素行を改めて、関東取締出役の手先きにふさわしいものとし、その活動を期待したのであろう。

なお同日、無宿悪党の取締りが出役から組合村々へ出されたが、その中で出役は、無宿・悪党又は怪しいものが立回らぬように組合単位で大小惣代・寄場役人・村々役人・道案内が絶えず見回ることを求めている。道案内は治安維持のために村役人らとともに見回りもするのである。こうして幕末期の関東農村に不安な社会情勢が形成されてくると幕府は、関東取締出役の支配を強化して、これに対処したのであるが、その関東取締出役の支配の強化は、道案内を強化することで進められたのであった。

各組合の道案内は、それぞれ連絡して独自の情報網をつくって活動した。慶応元年（一八六五）、白川御殿江戸役所矢島雅楽が関東在々を廻村するに当たって、その警備を依頼された関東取締出役は、これを道案内に伝えた。これを受けた板橋宿紋兵衛は、江戸周辺六四宿村（中山道筋を除く）の道案内に連絡したが、このうち道案内の名が記されているものは四三宿村の七五名に上った。川越街道筋では上板橋宿三名、大和田町二名である。

文久三年（一八六三）四月、関東取締出役は組合村々へ取締りの強化を指令してきた。近年、組合内に無宿悪党共が立回っても、兎角取押え方申合が不行届であるということであるが、大小惣代・寄場役人・組合村々役人は厳重に取締るようにというのである。なお関東取締に関する文政度の改革の趣意を厚く心得、勧農教諭を専ら心掛け、組合内の風俗が宜しいように、悪者等が出ないように精々心付け、火付・盗賊・悪党共は取押えて、関東取締出役の廻村先へ連絡するようにと、組合機能の強化を命じている。

また文政改革の際に組合村々に建てた傍示杭が腐朽して打倒れ、そのままになっていたり、文字がわからなくなってしまっているものもあるが、もとどおり建直すように命じている。この杭は指示してきた案文によると一本の杭の三方に、右には「火付・盗賊・無宿・悪党共候ハヽ、搦捕り差出すべき事」、前には「文政度御取締向御改革御趣意、相守るべき事」、左には「何国何郡何村外何ケ村組合何村」と記すことになっている。

さらに、此節江戸府内のもので村方へ来て猥りに田畑をつぶし家作を取建てるということであるが、もってのほかのことであると、これを差止めている。

この触れを受取った上新倉村名主久太郎、西堀村（新座市）名主仲右衛門、宮戸村（朝霞市）名主惣左衛門は四月二四日、連名で関東取締出役の命を承知したことと、指示された傍示杭を五寸角、土入共一丈二尺（三・六メートル余）に仕立てること、火付・盗賊・無宿・悪党が立回った際は、これを取押えること、その取押えの手はずは、すでに取きめてあること、御取締向は堅く守ることの請書を作成している。

2　打ちこわし

武州世直し一揆

慶応二年（一八六六）、ここ数年来の米価の高騰は一段と進んだ。江戸では平年であると小売の米価が一〇〇文で八合ほどであったが、文久三年（一八六三）には五合、慶応二年の五月には一合五勺になっていた。前年から引続く米価の騰貴は、幕府が長州戦争に備えて米を買集めていることもあったが、米穀商がこの間にあって米価をつり上げることが大きく影響した（南和男『幕末江戸社会の研究』）。

米価の騰貴をはじめ諸物価の高騰は民衆生活を圧迫し、ことに窮民層には一層の窮迫感をもたらした。江戸では前年来不穏の情勢が続いたが慶応二年五月になると各所で打ちこわしが発生した。主として米屋・質屋・酒屋が窮民に

襲われたのである。打ちこわしは窮民が米価の引下げ、施米などを求めての行動であった。こうした情況は江戸だけではなく広く関東一円に見られた。

江戸の打ちこわしが一応沈静した六月一三日夜、秩父郡上名栗村（入間郡名栗村）で農民が蜂起した。この頃上名栗村の農民が米を買っていた飯能の米価は、一〇〇文につき一合八勺になっていた。米価引下げ、施米要求は西武蔵の山村の人々の切なる要求となっていた。上名栗村の一揆蜂起の様子を各方面の書上や聞書で記録した江戸の古本屋藤岡屋は、その日記（藤岡屋日記）で蜂起の模様を次のように記している（近世村落史研究会編『武州世直し一揆史料』）。

六月十三日、飯能入名栗と申す処、百姓一揆起り、村々え人足差出すべく、もし右人足差出さざる村方は焼払い申すべき由かけ合、尤千人位十四日早朝飯能穀屋仲間四、五軒打ちこわし、去々大家は残らず打ちこわし扇町谷え出、七、八軒は微塵に致し、十四日夜所沢宿十五、六軒ならびに在々残らず、一手は青梅在へ懸り、（以下略）

この一揆は武蔵国秩父・高麗・多摩三郡の山村、名栗・我野・成木の三谷の農民の連携による蜂起であり、頭取は各谷ごとに存在した（森安彦『幕藩制国家の基礎構造』）。蜂起後に一揆は急速に拡大し、高麗・入間・比企・新座の四郡から多摩・秩父・足立・大里・榛沢・児玉・那珂・埼玉・男衾各郡の町・村で打ちこわしが行われ、さらに上野国緑野・甘楽二郡の町村に及んだ（大館右喜『幕末社会の基礎構造』）。

幕府及び関係諸藩はこの一揆鎮圧のために武士を出動させたが、ことに幕領の代官江川太郎左衛門支配所管下では農兵が動員されて、銃隊が一揆勢に立ち向った。豪農層の中にも博徒を使って一揆勢を撃退するものがあった。こうして六月一四日から六日間にわたる一揆は終息したが、打ちこわされたものは武州・上州の一五郡二〇二か村の質屋

・酒屋・穀屋など五二〇軒以上であった。一揆勢の中で殺害されたものも多く、ひそかに死体を引取り、葬送もされなかったものもいたという。逮捕されたものは三九一名であった。

市域三か村の打ちこわし　六月一三日上名栗村を押出した打ちこわし勢は、山寄りの村々百姓残らず加わるありさまで一四日朝に飯能村穀屋四軒を打ちこわしたが、同日中に打ちこわしは高麗郡・入間郡・比企郡・新座郡に拡大した（大館右喜『幕末社会の基礎構造』）。翌一五日には和光市域に隣接する岡村が打ちこわし勢の制圧下に入った。同村の打ちこわし勢から白子村へ夕飯一〇〇〇人前と人足五〇人を用意するようにという先触が伝えられてきた（森安彦『幕藩制国家の基礎構造』）。この先触には「若し差支ひ候ハヾ、大勢のもの共、了簡有るべく候事」という威嚇の言葉がつけ加えられていた（『和光市史』史料編二）。

和光市域辺の打ちこわし状況について「藤岡屋日記」は、飯能町・牛沢村・藤沢村・北新田村・北沢村・所沢村・安松村・鎮（秋）津村・粂川村・吉田本村の書上を引いて、次のように伝えている（近世村落史研究会編『武州世直し一揆史料』）。

六月一四日夜、引又町の物持を打ちこわした節、同所領主松平右京亮陣屋・野火止宿から鎮圧の人数を繰出し、一揆のうち二人を召捕った。一揆勢は一旦は退いたが、この二人を取戻そうとして、再び引返してきて、前と同様の打ちこわしをかけ、至極手荒の所業に及んだので、致方なく召捕えた両人を一揆勢に差戻したそうである。引又町では合計五、六軒が打ちこわされたそうである。一五日の明方になって一揆勢は三手に分れて引又町から引上げた。

翌朝（一五日朝）、酒井壱岐守領分新座郡下新倉村名主治太夫事富太郎方へ参り、種々要求したが、富太郎側が応じなかったので同人宅を残らず大こわしに及んだそうである。そのほか村内で、名前も所もわからないが、質屋

二軒が打ちこわされたそうである。

昨日白子村へは一揆勢から二通の先触が来たという噂であるが、名主茂兵衛はとてもかなわないと考え小前茶屋及び商人その他へ、内々で申含め一揆勢を迎える支度をして待っていたところ、夕方になっておよそ五〇〇人ほどが来た。茂兵衛宅をはじめ相応の商人の家へ案内し夕飯をとり、頭分両三人が交渉しにきた。交渉の内容は、追々米価が高値になったので窮民が悉く（ことごと）難儀に及ぶようになった。宿内の商人に夫々申諭し、物価を引下げるようにして欲しいというのである。白子側では、前からそういう噂があったので米屋によく言い聞かせておき一〇〇文で白米五合、挽割なら八合で売るという札を掲げさせてあると答え、先触で要求されたとおり人足五〇人を出した。一揆勢からはとがめられることもなく、一同は六ツ時（午後六時頃）に白子宿を出発した。なお酒樽三本を、かがみを抜いてもてなそうとしたのであるが一揆勢は全く手を触れようとしなかった。

一揆勢はそれから同村内の字牛房の水車渡世小源次本家で、金持の主馬之助方を打ちこわし、なおまた小源次方へやってきた。小源次は平常粉類を挽き、また米を搗き、これらを販売していたが一揆勢は交渉して、以来は米を一〇〇文で五合にすること、金一〇〇〇両を困窮人に施すこと、の二か条を自筆で書かせ、張紙したところを見届けて立ちのいた。

新座郡に、俗に偏照金剛という有名な金持がいた。この人物は八王子千人同心も勤め、剣道の心得もかなりあったという。ここへ一揆が押寄せ種々交渉したのであるが、このとき偏照金剛は一揆の頭分一人を切殺した。ところが一揆の大勢は腹を立て、大こわしに居宅は勿論、土蔵・物置まで残らずこわしたという。なおそのほか、同村の物持百姓家を大こわしにこわしていった。

白子村穀屋忠左衛門方では白米一〇〇文で四合の売札を出していた。豊島郡上赤塚村のうち成増分の穀屋善兵衛

方でも一〇〇文に付白米四合、挽割八合売であった。一揆のものが白子村から連れていった人足は、川越領新河岸まで連れていくという話であった。連れ出された人足は追々帰村したそうである。なお、御廻り方の役人内田勝太郎が白子村虎屋次兵衛方に止宿しているという噂を聞いたのであろう、一揆の頭分から名主茂兵衛へ案内するように話があった。しかし内田は、それ以前に逃去ったので宿方にはいないと答えたそうである。

頭分というのはおよそ三〇人くらいで、銘々真綿を頭上にかぶり、その上に茜木綿で鉢巻をしていたそうである。一揆の中には鉄砲の類を持つものが少々いるという噂であるが、多分には持っていない。人数の駆け引きは大鼓あるいは銅たらいでやっているそうである。

今朝、松平右京亮家の人数およそ一五〇人ほどが、西洋隊で押行くのを見かけた。ただ今の様子では、一揆勢は江戸府内へ出てくることは、多分あるまいと思う。

これが藤岡屋の得た情報であるが、このとき打ちこわされた下新倉村の名主治太夫家の被害状況は次のとおりである（柳下家文書「貧徒暴賊打毀値難見舞受記」）。

居宅一棟　有合の建具・天井・畳、悉く。

物置一棟　有合の農具・諸雑具残らず。

文庫蔵一棟　階下に有合の品・諸道具・夜具類、残らず破られる。二階に有った品は無事。

穀庫一棟　有合の玄米三〇俵余、そのほか大小麦雑穀とも合せて四〇俵余、俵物総数八〇俵を損ずる。

以上の損害を金額に見積ると金五〇〇両に上ったという。同家へは打ちこわし後、各方面から見舞が寄せられたが、領主酒井家からも金一〇両を思召手当として下付されている。なお、「慶応二丙寅年六月十四日より十六日迄、打毀軒名」の図（『埼玉県史』資料編一一付録）によると、治太夫家とともに上新倉村の升屋も打ちこわされたこと

になっている。また川越藩の奥右筆が書留めた記録（『武州世直し一揆史料』二）には、下新倉村の組頭秀五郎家に押寄せた打ちこわし勢の動勢を、次のように伝えている。

十五日夕八ツ時頃、何者とも知れぬ数百人が秀五郎宅へ押寄せた。押寄せた者の中には長脇差を帯び、手槍・鳶口、あるいは掛矢を持つものもいた。頭立つものが、主人を出すようにというので秀五郎が出て面談すると、「追々諸品が高価になって苦しむ者が出ているから、難渋人へ施行を出すように。もしこの要求を聞かなければ打殺し、居宅を打毀す」と高声で述べた。やむなく秀五郎は「施行の金子を出す」と答えたところ、その証文を取り「次第によっては又来るから」といって一同は引取った、という。

一揆勢が秀五郎宅に押寄せた時刻を、この記録では「夕八ツ時頃」としているが、八ツは二時頃であり、六ツ時（六時頃）の誤りであるかもしれない。

3　徳川幕府の瓦壊

旗本の窮乏

幕末期には旗本は、どの旗本も、といってよいほど財政の窮乏で苦しんだ。旗本の財政が窮迫したのは何もこの頃から始まったわけではないが、幕末にはそれが至るところで露呈した。

下新倉村の領主酒井家は領地の入間郡滝野入村・阿諏訪村・大谷木村へ安政四年一二月から翌安政五年一〇月まで、月割で金二四〇両を調達するように命じたが、その返済は三か村の安政五年分の年貢米ですることにしている。文久二年一月には全領地の村々へ、秋に納めるべき年貢を先納することを命じている。村々はとうていこの先納に応じ得なかったので、酒井家領一八か村の年貢米一六〇〇石、畑方永四〇〇貫文を金子二五〇〇両に振替え、林田小右衛門という酒井家の指定したであろう商人から借用し、これを酒井家へ渡すようにした。この借用金は、秋の年貢米

上納期に、すべての年貢米を林田家に送って清算することにしている（『毛呂山町史』）。

しかし、この年の一二月になると、領主酒井壱岐守は、講武所奉行から駿河城代に転じた。駿河城代は徳川幕府の重要な直轄地であった駿府（静岡市）に駐在して、同所及び周辺の村々を支配した。酒井氏が駿河城代に任命されると、同家は知行所の村である下新倉村及び入間郡滝野入村（毛呂山町）・阿諏訪村（同）・大谷木村（同）へ、献上物を持ってお祝いに来るように命じた。それだけではなかった。転任にともなって出費が大きいから、村々は先例どおり村高一〇〇石に付金三両の高役金を上納するように命じたのである。



写真 4-22　御進発御用途献金受取

この高役金の上納を命じた酒井家の廻状には「近年村々へも御頼み筋多く相成ニ付、御用捨も申さるべき処」と、大変低姿勢な但し書をつけ加えている。「近年村々へ、いろいろな出金を頼んでいるので、今回は免除すべきであるが、何分にも多額の費用がかかるので」と言いわけをしているのである。「近年村々へも御頼筋多く」といっているように、酒井家は知行所村々へ、年貢以外のいろいろな出金を求めていたのである。二年後の元治元年（一八六四）、幕府の第一次長州征伐に出兵する際にも下新倉村名主柳下富太郎家へ、金二〇〇両の献金を命じている。これは酒井家だけのことではなかったが、長い間戦争の無かった時代の旗本にとって長州（山

口県）への遠征は、武器の調達や旅費に充てるために、知行所からの献金に頼らないわけにはいかなかったのである。酒井家は下新倉村と同じ知行所の滝野入村・阿諏訪村・大谷木村へも、同様の献金を求めていたことであろう。

こうして酒井家は年々の出費が多くなり、年貢収入だけではとうてい財政が賄い切れず、知行所からの献金に頼る状態になったのであるが、それは旗本一般の問題であった。旗本が、財政がなり立たないほどに窮乏することは幕府の直属家臣団が弱体化することであった。それは幕府の主柱となっていた軍事力が衰弱することであり、幕府権力が足もとから崩れ出したことでもあった。

酒井壱岐守が駿河城代になった年の文久二年、幕府は旗本に命じて、その領地から兵賦として農民を差出させた。兵力補充のためである。兵賦は後に、幕府の歩兵組に編成された。

幕府の崩壊

嘉永六年（一八五三）、アメリカ艦隊が浦賀に来航して日本との通商を求めて以来、幕政は激しく転換していった。これまで続いた鎖国政策を放棄して外国と通商することの可否をめぐって国内の世論が紛糾すると、幕府は諸大名の意見を求めることにした。幕府専制の国政のありかたは変ったのである。さらに外国との国交を決するものは天皇であると責任を回避して、その専制的幕府の性格は、こと外交に関しては放棄されるに至った。西国大名の中には京都の貴族と結びついて、江戸とは別に京都に朝廷の政府を形成していった。

日本との通商を強く求めるアメリカの要求に屈して幕府が、アメリカをはじめとする諸外国と通商条約を結んだとき、それが天皇の許可を得ずに行われたために、幕府はきびしく糾弾（きゅうだん）されるに至った。朝廷側は外国を撃退する攘夷（じょうい）政策をとることを幕府に迫り、ついに文久二年（一八六二）、幕府は朝廷側の強要する攘夷政策をとることを表明して、かえって窮地に陥った。こうして右に左に揺れる幕府の外交政策は、一層幕府の威信を失わせた。これに対し京都の朝廷には国事御用掛が設けられ、長い間政治から遠ざかっていた朝廷が、ここに政治に立入る道を開いたのであ

る。

諸外国と修好通商条約を結んだ幕府は、攘夷政策を実行し、外国を撃退しなければならないことになった。攘夷の実行は、朝廷に強く結びついた長州藩によって行われた。文久三年五月、長州藩は下関海峡を通過するアメリカ・フランス・オランダの軍艦を砲撃した。七月に薩摩藩は、生麦事件の報復に鹿児島湾に入ったイギリス艦隊と交戦した。こうして両藩が外国と交戦状態に入ったにかかわらず同年八月、朝廷の会議は一変して、攘夷を推進してきた貴族と長州藩を朝廷から追放した。翌元治元年（一八六四）七月、長州藩の一部の武士団は、朝廷を追われた貴族と長州藩の赦免を願って京都御所に押寄せ、御所を守衛していた会津藩・薩摩藩と戦闘するに至った。長州藩の武士団は撃退されたが幕府はこれを機に、長州藩征討を諸大名に命じ、幕府直属の武士を征討軍に組織した。第一次長州征伐の開始である。このときアメリカ・フランス・オランダにイギリスを加えた四国の連合艦隊は、長州藩に対し激しい報復攻撃を行い、下関を占領した。

第一次長州征伐は、戦争に入る前に長州藩が降服して征長軍は撤兵することになった。また四国連合艦隊の下関占領に対し、幕府が四国へ賠償金を支払うことで問題は一応の解決を見た。しかし長州藩では反幕府勢力が主導権を握り、慶応二年（一八六六）二月には、幕府打倒を目ざして長州藩と薩摩藩が同盟を結んだ。幕府は再び長州藩征討の挙に出た。長州に遠征した幕府軍は、歩兵組の奮戦があったにかかわらず、至るところで長州藩兵の激しい抵抗を受けて敗北した。こうした中で七月に将軍家茂（いえもち）が病死した。徳川慶喜（よしのぶ）が、そのあとを継いで将軍になると幕府軍の引揚げを決定し、幕府軍は敗北のままで撤兵した。こうした政治過程で幕府への信頼は急速に失われていった。

慶応二年、全国的な一揆・打ちこわしの展開は、幕府や藩の威信を甚しく傷つけるものであったが、幕府も藩も、権力を強化する体制の再編制はできなかった。慶応三年一〇月一四日、京都に上っていた将軍徳川慶喜は、天皇に大

政奉還を出願し、翌日これを許された。征夷大将軍は天皇に任命されたものであり、大政奉還はその任命者に対し、政治を行うことを辞退したものである。

大政奉還が行われた月の翌月、下新倉村の領主酒井家は同村に対し米一〇〇俵と金三五〇両を調達するように命じた。この米一〇〇俵と金三五〇両は、翌慶応四年分の年貢から差引くことが約束されていた。しかしその慶応四年には酒井家は、明治新政府によって領地を没収され、領主たるの地位を失っていた。下新倉村の年貢を徴収する権利は無くなっていたのである。

和光市史年表

○本年表は、おおむね各編本文の記述に依拠した。
○記載事項のうち、その生起が改元と同一年内で、改元前にあった場合は、前年号も並記した。
○元号欄の括弧内は、南朝の年号を示す。

時代	西暦	元号	市域関連事項	参考事項
始原				
先土器時代	BC一〇〇〇〇		（和光市域では未発見）	錐、尖頭器、ナイフ形などいろいろな石器が作られる。
				富士見市打越遺跡
				弓矢の使用、土器の製作が始まる。
縄文時代 草創期	七BC〇〇〇			富士見市ハケ上遺跡
				この頃から貝塚が現れる。
				一集落内の住居跡数は少ない。
縄文時代 早期	五BC五〇〇		白子宿上遺跡（撚糸文・押型文土器出土）	埼玉では早期の末に貝塚が出現する。
			市場峡遺跡で炉穴が作られる（子母口式土器出土）。	
			白子宿上遺跡（前期初頭の土器出土）	遺跡数が増加し、大規模な集落が営まれる。
縄文時代 前期	三BC一五〇		市域で数少ない白子貝塚が作られる。	多数の貝塚がつくられる。春日部市花積貝塚・蓮田市関山貝塚・黒浜貝塚・朝霞市岡貝塚等。
				環状集落が成立する。
			市場峡遺跡（列孔台付浅鉢形土器出土）	新座市内畑遺跡
			中期全般にわたる吹上貝塚が成立する。（貝塚を伴う住居跡から大量の土器が出土、出土状況を吹上パターンと呼ぶ）	集落数が増加し、長期に及ぶ例が多い。新座市池田遺跡等。
				打製石斧が各地で大量に作られる。

原始					
	弥生時代				
二BC七〇〇	BC七〇〇	BC三〇〇	AD〇	三〇〇	五〇〇
中期	後期	晩期	中期	後期	前期
中期中葉に小規模集落の妙蓮寺遺跡が成立する。	堀之内Ⅱ式期の小規模遺跡（白子宿上、丸山台、吹上等）が成立する。	吹上遺跡（土版、石棒が出土する）	吹上遺跡（県南では珍しい須和田式土器が出土する） 方形周溝墓を伴う環濠集落午王山遺跡が成立する。 武蔵野台地の縁に多数の集落が並ぶ。 荒川流域の自然堤防上に榎堂遺跡が成立する。 榎堂遺跡に方形周溝墓が造られる。	後半では台地上から遺跡が姿を消す。	
中期末、急激に人口が減少する。 常総台地に大規模な環状貝塚が作られる。 土器の器種が大幅に増加する。 信仰遺物が増大する。	晩期後半、遺跡の減少が著しい。 弥生前期になると西日本では稲作が始まり、金属器が使用される。		朝霞市台の城山遺跡 畿内で大形の前方後円墳が造られる。 埼玉古墳が造られる。		

始原				古代			
代	時	墳	古	代	時	良	奈
六四五							
六六三							
六八四							
六八七							
六八九							
六九〇							
七〇八	後期	和銅	元				
七一〇			三				
七一六				霊亀	二		
七五四				天平勝宝	六		
七五六							八
七五八				天平宝字	二		
七六〇							四
七六七				神護景雲	元		

吹上横穴墓が造られる。

百済の僧尼及び俗人二三人を武蔵国に移住させる。

渡来した新羅の僧俗二二人を武蔵国に居住させる。

新羅の韓奈末許満（かんなまこま）ら一二人を武蔵国に移住させる。

大化の改新始まる。

日本の水軍、唐・新羅の連合軍と白村江（はくすきのえ）で戦って大敗する。

高麗人五六人を常陸国に、新羅人一四人を下野国に移住させる。

新羅人を下野国に移住させる。

秩父郡から自然銅が献上される。年号を改める。

平城遷都

高麗人一七九九人を武蔵国にあつめて高麗郡を置く。

この頃南比企地方で須恵器や瓦が生産される（南比企窯跡群）。

石川朝臣麻呂、武蔵守に任命される。

巨万朝臣福信、武蔵守を兼任する。

渡来した新羅僧三二人、尼二人、男一九人、女二一人を武蔵国に移住させ、はじめて新羅郡を置く。

渡来した新羅人一三一人を武蔵国に置く。

武蔵宿祢不破麻呂、武蔵国造となる。

古代			
時代			
七七一	宝亀	二	武蔵国は東山道から東海道に所属替えとなる。
七八〇		一一	武蔵国新羅郡の沙良真熊ら二人が広岡造の姓を賜わる。
七九四	延暦	一三	
八〇〇		一九	この頃、沙良真熊、都において新羅琴の名手として名を著す。
八一八	弘仁	九	
八五九	天安	三	武蔵国で昨秋の大雨の被害が甚大であったため、政府は被災民に物品を給する。
	貞観	元	
八六六		八	武蔵国では本年及び前年の風水害やひでりで多くの人が苦しむ。
八七〇		一二	新羅人五人を武蔵国に置く。
			この頃、吹上に集落がつくられる。
九二七	延長	五	この頃、郡名は新座と記される。
九三五	承平	五	
			郡名新座は爾比久良と唱える。
一〇二三	治安	三	この頃豊島氏、南武蔵の一大勢力としての基礎をつくる。
一一五六	保元	元	保元の乱に豊島四郎らが武名をあげる。
一一六七	仁安	二	
一一八〇	治承	四	一〇月、源頼朝、武蔵国に進軍し諸事の沙汰を江戸重長に命ずる。

			平安遷都
			関東地方に大地震があり大きな被害をうける。
			『延喜式』が完成する。
			平将門、平国香・源護と戦い承平の乱始まる。
			承平年中『和名類聚抄』できる。
			平清盛、太政大臣となる。
			富士川の戦い、平氏敗走する。

世			
代			
時			
中			
鎌倉			

一一八〇	治承	四	一二月、頼朝、武蔵国住人の本領を安堵する。
一一八五	文治	元	一一月、河越重頼、重房父子が誅殺される。 この頃、畠山重忠、武蔵国総検校職となる。
一一九二	建久	三	七月、頼朝、征夷大将軍。
一一九九	正治	元	正月、頼朝死去する。
一二〇三	建仁	三	九月、比企一族、北条時政に攻め滅ぼされる。
一二〇五	元久	二	六月、畠山重忠父子、武蔵二俣川で殺される。
一二〇七	承元	元	三月、幕府、武蔵国の地頭に荒野の開発を命じる。
一二一〇		四	三月、幕府、武蔵国の大田文を作り、また国務の条々を定める。
一二一二	建暦	二	二月、武蔵守北条時房、武蔵郷々の郷司職を任命する。
一二一九	建保 承久	七 元	六月、承久の乱に武蔵武士が多数従い、奮戦する。
一二二一		三	正月、源実朝、鶴岡八幡宮で公暁に暗殺される。 五月、承久の乱起こる。
一二三二	貞永	元	八月、北条泰時、関東御成敗式目を制定する（貞永式目）。
一二七一	文永	八	この頃、新倉郷あたりの領主、墨田（隅田）五郎時光と伝える。 九月、幕府、日蓮を佐渡に流す。
一二七四		一一	一〇月、元寇（文永の役）
一二七八	弘安	元	この頃、妙典寺創建されるという。
一二七九		二	この年、片山郷が国衙領の中に見える。

世	一二八〇	三	一〇月、片山万歳丸、片山郷ほかを安堵される。
	一二八一	四	
	一二八五	八	一一月、霜月騒動起り、武蔵の御家人多数が滅びる。
	一二九七	永仁 五	
	一三一一	応長 元	六月、題目板碑二基、造立される（妙典寺）。
	一三二八	嘉暦 三	三月、高橋五郎時光、没する。
	一三三三	元弘 三	五月、近江番場宿で隅田氏等が討死する。
中	一三三五	建武 二	八月、武蔵国佐々目郷が足利尊氏によって鶴岡八幡宮に寄進される。
	一三三六	三（延元元）	
代	一三三八	暦応 元（三）	この頃金泉寺、夢窓国師により開かれると伝える。
	一三四六	貞和 二（正平元）	
時	一三五一	観応 二（六）	一二月、高麗経澄らが羽根倉において難波田九郎三郎と戦い討ち破る。
町	一三六八	応安 元（二三）	六月、上杉憲顕、平一揆と河越で戦い討ち破る。
	一三七九	康暦 元（天授五）	六月、赤塚郷、京都鹿王院領となる。
室	一三八〇	二（六）	この頃東明寺、春屋妙葩により開かれると伝える。
	一三九二	明徳 三（元中九）	
	一四一六	応永二三	

五月、元寇（弘安の役）	
三月、幕府徳政を行う。	
五月、鎌倉幕府滅ぶ。建武の新政始まる。	
七月、中先代の乱おこる。	
一一月、足利尊氏、幕府を開く。次いで後醍醐天皇、吉野に移る。	
八月、尊氏、征夷大将軍となる。	
一〇月、南北両朝合一成る。	
一〇月、上杉禅秀の乱起こる。	

世		
代		
一四一七	応永二四	一月、豊島・南一揆・上方勢ら、瀬谷原に上杉禅秀を破る。
一四一九	二六	この年四月以降に片山の住人が往生時衆と見える。
一四四九	文安六	一〇月、室町幕府、赤塚郷の伊勢外宮役夫工米の免除を伊勢造営使に通告する。
一四五一	宝徳元	三月、幕府、鹿王院領赤塚郷の用水につき、庄加賀入道善寿の違乱を停止する。
一四五三	三	九月、大工新坐次郎三郎、同左衛門二郎は本太氷川神社（浦和市）の神輿を造る。
一四五五	享徳二	八月、下新倉吹上に月待板碑が建立される。
一四五六	康正元	六月、熊野先達浄花坊、新倉郡外三郡の檀那職を銭五〇貫文で売却する。
一四五七	四	四月、太田道真・道灌父子、河越・江戸城を築く。
一四六三	長禄三	二月、堀越公方、赤塚城主千葉自胤に対し、赤塚郷を鹿王院雑掌に返付することを命じる。
	寛正四	四月、堀越公方、宗岡郷の違乱に対し、赤塚在住の鹿王院雑掌に長田清仲への協力を命じる。
中		
室		
一四六六	文正元	正月、心朝尼、満願寺観音堂に鰐口を寄進する。
一四六七	応仁元	この年、太田道真、河越城において千句の連歌会を開催する。
一四六九	文明元	六月、足利成氏、鎌倉をのがれ下総古河に拠る（古河公方）。
		一二月、足利政知、堀越公方となる。
		五月、応仁の乱起こる。

中世				
室町時代				
一四七一		三		この年以降、時宗十九代尊皓の時に白子坊主と註される漢阿弥陀仏が時宗過去帳に見える。
一四七六		八		六月、長尾景春、武州鉢形に反乱を起こす。五十子で両上杉軍を破る。
一四七七		九		四月、太田道灌、多摩郡江古田原に豊島泰経・泰明兄弟を破る。
一四七八		一〇		正月、太田道灌、豊島泰経を平塚城に攻めるため、膝折宿に着陣する。
一四八三		一五		八月、武州新座の大工左衛門次郎盛重、その子左衛門三郎らが、川口の宝厳院堂宇を再建する。
一四八六		一八		冬、聖護院門跡道興准后、野寺・野火止塚・膝折・浜崎等周辺地域を巡歴する。
一四八八	長享	二		八月、禅僧万里集九、江戸城より河越への途次、白子に一泊する。
一四九一	延徳	三		九月、願主大夫三郎太郎、朝霞浜崎宮へ福徳二年銘の鰐口を奉懸する。
一五〇一	文亀	元		八月、金泉寺本尊阿弥陀如来、住持花屋中林の発願により彩色修理される。
一五〇四	永正	元		九月、上杉顕定、河越仙波より江戸城へ向かう途中白子に陣取る。
一五二四	大永	四		一月、江戸城主上杉朝興、北条氏綱に敗れて河越城に逃れる。
一五二五		五		八月、白子原の合戦で、北条氏綱の代官櫛間九郎（伊勢新九郎）が討死する。
一五二六		六		六月、上杉朝興、北条氏綱の蕨城を攻略する。
一五三七	天文	六		七月、北条氏綱、河越城を攻略し、上杉朝定松山城に逃れる。
				一一月、応仁の乱終る。
				七月、太田道灌、上杉定正に殺される。

中世			
室町時代			
一五四三	天文一二		八月、鉄砲、種子島に伝来する。
一五四六	一五	四月、河越夜戦。北条氏康、河越城包囲の山内・扇谷・足利連合軍を破る。	
一五四九	一八		キリスト教伝来する。
一五三二 一五五五	天文年中	この頃の那智山旦那書上に、白子の地が見える。	
一五五九	永禄 二	この頃、白子は北条綱成、新倉は川村、千葉、太田大膳亮の所領となっている。	
一五六〇	三	九月、北条氏康、長尾景虎（上杉謙信）来攻に備え河越に出陣する。	
一五六四	七	正月、国府台合戦で、北条方の河村修理亮が討死する。 五月、勝沼衆が清戸番所警固役を勤める。	
一五五八 一五七〇	永禄年中	二月、白子郷百姓の年貢につき、小河出雲守が高麗丹波守に一札を入れる。その追書に地福寺が見える。	
一五七一	元亀 二	六月、河村弥二郎、吹上観音に鰐口を寄進する。 八月、後北条氏、白子郷の段銭・棟別銭の納入法を定める。	
一五七二	三	妙典寺木造祖師坐像の膝底部にこの年の墨書銘がある。	
一五七三	天正 元		二月、『小田原衆所領役帳』が作成される。 五月、織田信長、桶狭間に今川義元を急襲し撃破する。
一五七九	七	二月、本山派修験十玉坊、北条氏照により再興され、入東・新倉両郡の年行事職を安堵される。	七月、信長、将軍義昭を追放、室町幕府滅亡する。

| 中世 | | |

近世			
江戸時代			
一六一五	元和	元	大坂夏の陣、豊臣氏滅ぶ。
一六一六		二	二月、下新倉村川除堤一二〇〇間余、川越城主酒井忠利のとき築造されたと伝えられる。
一六一八		四	二月、下新倉村の規叟道円と妻大徹妙法が逆修供養の塔婆建立に当たり、芝（川口市）長徳寺の寒松和尚より頌偈をおくられる。
一六二五	寛永	二	九月、下新倉村は酒井壱岐守忠重の領地となる。一説に寛永一一年という。この地に壱鑑寺を建て菩提寺とする。
一六二七		四	一二月、酒井忠重、父忠利より川越領内のうち二〇〇〇石を分与される。
一六二八		五	酒井忠勝が父忠利の跡を継ぎ宗岡を領有する。
一六二九		六	一〇月、三代将軍家光、江戸周辺に鷹場九領を設定する。この頃荒川は入間川につながれ以後この川筋が本流となる。
一六三一		八	四月、上新倉村の検地が行われる。検地役人浅田忠右衛門外八人。田、畑、屋敷合計一一六町一反一畝五歩。
一六三二		九	三月、下新倉村九右衛門、三太郎、十左衛門の三人が長徳寺寒松を訪問する。
			四月、金泉寺住職宗真が寒松から法号天嶂を授けられる。
一六三三		一〇	板倉重宗（勝重の子）五万石の大名となる。この頃上新倉村の荒川々除堤を築いたと伝えられている。
一六三五		一二	二月、下新倉川除堤のかきあげが酒井忠重の代に行われる。
一六三八		一五	幕府、鎖国令を出す。参勤交代制確立。
			新河岸川舟運開かれる。川越に大火あり。

世代	近江時代	近江戸				
一六三九	一六	二月、白子村の検地が行われる。検地役人北川十兵衛外一六人。田、畑、屋敷合計五八町〇反五畝一八歩。				
一六四一	一八	八月、金泉寺本尊阿弥陀如来像は白河城代丹羽五郎左衛門夫人及び笠間城代浅野内匠頭夫人の寄進により修理が行われる。				
一六四二	一九					
一六四三	二〇	下新倉村神明神社に、柳下善兵衛が新たに石宮を建営する。				
一六四四	正保元	一一月、下新倉村の畑方検地が行われる。検地役人萩野太左衛門外二人。畑、かや野、屋敷合計一六四町三反一畝二九歩余。				
一六四五	二	三月、下新倉村氷川八幡神社に酒井壱岐守が神地二六六〇坪を寄進する。				
一六四七	四					
一六四八	慶安元	六月二〇日下新倉村の領主酒井壱岐守忠重死去し壱鑑寺に葬られる。				
一六四九	二	この頃作成された武蔵田園簿に村高等それぞれ次のように記載されている。上新倉村高五〇〇石八斗野銭永二貫文、下新倉村高三九六石九斗六升九合野銭永六貫一二二文、白子村高一四五石六斗六升野銭永三貫六三六文。				
一六五〇	三	三月、下新倉村の田方検地が行われる。検地役人萩野太左衛門外二人。田四四町四反八畝。				
		六月、壱鑑寺本尊釈迦如来造立される。				
			松平信綱、川越城主となる。鎖国の完成。			
			幕府は凶作対策の一として鷹場以外ではかかしを立て、猪、鹿を追うように命じる。			
			幕府は田畑の永代売買を禁止する。			
			三月、尾張家、新座郡館村附近で鷹狩、将軍家光石神井附近で鹿狩をする。			
			松平信綱、新河岸川舟運を本格化する。			
			幕府、検地条例及び勧農条例（慶安御触書）を定める。			

| 世 | | |

近世					
江戸時代					
一六七九			七	上新倉村桜井家でかう銭（香銭）覚帳をつくる。	
一六八三	天和	三		一〇月、庚申塔が冨岡九郎兵衛外七名により長照寺境内に建てられる。	
一六八六	貞享	三		一一月、白子村代官支配所分年貢割付徴収額永一六貫九〇二文。	諸国に備荒貯穀を命じる。
一六八七		四			生類憐みの令が布告される。
一六八九	元禄	二		一一月、日待・月待合体観音菩薩の石仏が結衆十人により建てられる（うけら庵）。	
一六九一		四		一〇月、石造の輪廻地蔵菩薩像が建てられる（市場榎本家墓地）。	
一六九三		六		一一月、白子村代官支配所分年貢割付徴収額永一七貫三〇三文。	
一六九五		八		一〇月、上新倉村年貢割付徴収額三一八石八斗二升三合。	武州中野に犬小屋を設置する。
一六九六		九		上新倉村しなの池の用水の玖樋伏替が領主板倉家により行われる。	千川上水が玉川上水より分水される。
一六九七		一〇		三月、白子村名主太郎兵衛、惣組頭と相談の上不動院と持地を交換する。	中野犬小屋に収容しきれぬ犬を新座外二郡の百姓に預ける。
一六九八		一一		上新倉村は板倉重冬の領知を離れ、幕府代官の支配所となる。	甲州街道、青梅街道の宿場内藤新宿が開設される。
一七〇二		一五		一一月、上新倉村高九五四石六升五合、下新倉村高四〇〇石、白子村高三四一石四升九合（『武蔵国郷帳』）。	
一七〇三		一六		二月、壱鑑寺の梵鐘が建立される。	新座郡三一か村一万二二四七石余
一七〇四	宝永	一七元		三月、白子村小百姓は伝馬役を高割とするよう地頭所に出願する。	

世			
時			
代			
一七〇四	宝永	元	上新倉村境田悪水圦樋伏替が江川太郎左衛門代官所により行われる。
一七〇五		二	一〇月、白子村伝馬役の負担が高割となる。
一七〇六		三	三月、白子村太郎兵衛は同村の熊野権現へ持地上田一反四畝一六歩を寄進する。
一七〇七		四	一一月、白子村代官支配所分年貢割付徴収額永一六貫九四五文。
一七〇九		六	
一七一〇		七	この年以降庚申塔の塔形は青面金剛となる。
一七一一	正徳	元	上新倉村用水掛樋掛替が江川太郎左衛門代官所により行われる。
一七一三		三	一〇月、下新倉村は芝宮河岸から、白子村の荷物付出しを差止める。
一七一四		四	一一月、評定所の裁許により、芝宮河岸は公の河岸として認められる。
一七一六	享保	元	上新倉村は白子宿の外、中山道下板橋宿への助郷も勤める。
			九月、御留場内における鳥獣の殺傷を禁止する等の令が出される。
			一一月、石造大日如来像が建てられる（うけら庵跡）。
一七一七		二	二月、御留場九領は六筋に再編成され、上・下新倉村、白子村は戸田筋に編入される。
一七一八		三	二月、江戸上野寛永寺の命により地福寺は寺中等の境内書を作成する。

近			
江			
戸			
			富士山噴火、宝永山ができる。
			生類憐みの令が廃止される。
			八月、徳川吉宗、八代将軍となる。鷹場制度の復活を命じ、江戸周辺を九領の御留場に編成する。
			三月、吉宗、戸田・志村辺で追鳥狩を行う。勢子としての農民

世			近		
代	時		戸		江
一七二〇	一七二一	一七二二	一七二三	一七二四	一七二五	一七二六	一七二七
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
七月、公用出役の鷹匠接遇の心得書が村々に出される。 九月、鳥見役が志村に駐在し、戸田筋の取締りに当たる。 上新倉村西袋用水圦樋が公儀により伏替えられる。 八月、上新倉村内の堰の杭木に、近村にある幕府御林の木を下付される。 八月、上新倉村は代官会田伊左衛門へ村明細帳を提出する。一二月、同じく代官松平九郎左衛門へ提出する。村高九五七石四斗二升五合、家数一六三軒、人数八二八人、馬五〇匹、牛なし。この頃すでに「こやし」を江戸から舟で運んでいる。 この頃、下新倉ささらしし舞が行われる、雌じしの太鼓胴内部に享保八年卯八月吉日の墨書銘がある。 一二月、白子村は代官支配所分村入用帳を作成する。 この頃白子村の柴崎平助は滝河原に水車を創業する。 白子村代官支配所分の年貢が定免となる。 一二月、上新倉村の漆台、蔵前、牛房山の検地が行われる。検地役人池田喜八郎外一〇人。反別七反四畝一八歩、高三石〇斗六升五合、この中には九畝一五歩の屋敷も登録される。上新倉村絵図原本成立。	三〇〇〇人。 この頃盛んに鷹狩を催す。 目安箱を評定所門前におく。 七月、幕府、江戸日本橋に新田開発奨励の高札を立てる。関東諸河川の治水工事の財源として国役金の徴収が始まる。 水害を防ぐため幕府に普請役が新設される。 幕府は関東四河川の治水に当たらせる四川奉行をおく。	

一七二八	享保一三		白子村から御拳場整備のため志村辺りの萱刈りの人足に延べ一六六人が出る。この出動に対し二年後に扶持米が割渡される。
一七三〇	一五		三月、上新倉村は代官日野小左衛門へ村明細帳を提出する。村高九五七石四斗二升五合、未年検地反別七反四畝一八歩、高三石六升五合。家数二〇三軒、人数一〇一八人。坎樋、掛樋の伏替が公儀入用を以て行われる。
一七三一	一六		一一月、雑丹袋新田の検地が行われる。検地役人日野小左衛門外一一〇人。反別上新倉村一五町九反四畝二四歩、下新倉村五町七反八畝二一歩。
一七三二	一七		六月、広沢原新田の検地が行われる。検地役人日野小左衛門外一〇人。上新倉村畑二八町三反六畝一二歩、下新倉村畑一一町二反二畝九歩、白子村畑一町三反九畝九歩。上新倉村のとうとうめき及び江川の検地が行われる。検地役人日野小左衛門外一〇人。
一七三三	一八		下新倉村の惣百姓が村中法度状を村役人に提出する。惣百姓二〇五名。
一七三四	一九		四月、代官支配所の村々へ村民の守るべききまり七〇か条が触れ出される。
一七三八	元文 三		六月、下新倉村へ知行所の申渡条目が触れ出される。
一七四一	寛保 元		九月、白子村では地福寺住職死亡による後住派遣について川越の中院を経ず、直接上野寛永寺に届出て拒否されたが、折衝を重ねて結着し、以後直接届出がならわしとされる。
一七四三	三		四月、白子村伊賀者知行所分の組頭が、五人組の設置とその組頭の選出を地頭所に願い出る。
一七四四	延享 元		七月、上新倉村、下新倉村の流作場の検地が行われる。検地役人堀江荒四郎外一二人。

荒川通りの普請が国役金で賄われるようになる。

上・下新河岸、扇河岸の問屋株一六軒公認される。

吉宗、甘藷を小石川薬園、吹上苑中に試植する。

享保に始まった幕府の新田開発政策はこの頃終了する。川越藩主、甘藷の植付けを附近の農村

世				
代	一七四六	三	七月、地福寺施餓鬼の座順について、二人の檀家間に争いが起きる。	
時	一七四七	四	地福寺、撞鐘一口を建立する。口径二尺二寸。 一二月、伊賀者は知行地の白子村などの村々に対し、年貢その他支配の方針をきめる。 白子宿で、百姓五郎右衛門後家など村役人に無断で旅人を宿泊させ問題になる。	田畑永代売買の禁令を緩和する。
近	一七四九	寛延二	七月、鷹場の状況を報告するため、下新倉村の村絵図下書が作られる。	
戸	一七五一	宝暦四元	五月、伊賀者の「永代地方目録覚」が作成される。 白子村の伊賀者知行分の年貢が定免となる。	幕府、定免制を全面的に施行する。 入間郡南永井村名主、甘藷栽培を始める。
江	一七五五	五	九月、白子宿で、六兵衛が無届けで旅人を宿泊させ問題になる。	
	一七五七	七	長照寺が色衣の寺格になる。	
	一七五八	八	三月、上新倉村で新屋敷書上、四四か所、四三名分。四月、上新倉村流作場絵図が作られる。	
	一七五九	九	七月、下新倉村は村法度を決める。	
	一七六〇	一〇	下新倉村の村高、酒井家知行分四〇〇石、代官支配所分四〇石余。	
	一七六三	一三	九月、上新倉の村絵図が作られる。	

世				
代				
一七六四	明和	元		武蔵、上野、下野、信濃の四か国、約二〇万人の農民が助郷役拡大に反対して蜂起する。
一七六六		三	七月、白子川が満水し、滝河原耕地の堤が二三間押切られ、田畑が浸水する。	諸国村々に対し油絞稼ぎを厳禁する。
一七六七		四		前橋藩主松平大和守家は、前橋から川越へ移封となる。移城に際し江戸から川越まで、差出し可能の継立人馬数を宿駅に聞く。
時				
一七六八		五		三月、松平家は川越城を受取り、五月に入城する。
一七七四	安永	三		幕府は石谷備後守に新河岸川の河岸吟味をさせる。
一七七五		四	三月、白子村の惣百姓は元禄年間に起きた火災のため中絶していた市の再興を出願する。	
一七七六		五	一二月一〇日、吹上観音堂が火災にかかる。	
近				
一七八一	天明	元		武蔵、上野二か国の二万人の農民が絹・糸・綿貫目改所の設置に反対して蜂起し、設置を撤回させる。
江				
一七八二		二	上新倉村の清左衛門が越戸に水車を設置し、営業を始める。	
戸				
一七八三		三		書家三井親和没する（吹上観世音の扁額揮毫）。浅間山が噴火する。夏、冷害となる。この頃、飢饉が続く。災害救済の一揆が起こる。

近世				
江戸時代				
一七八四	四			二月、多摩郡羽村の一揆が村山地方の豪農の家を打壊す。
一七八五	五		下新倉村の柳下利八は吹上に水車を設置し、営業を始める。	
一七八六	六		一一月、下新倉村は代官所に馬飼料拝借を願出て、永四貫三〇〇文を下げ渡される。	
一七八七	七			七月、関東に大洪水あり。
一七八八	八			五月、米価が騰貴して、江戸に打壊しが発生する。松平定信、老中となる。
一七八九	寛政元		上・下新倉村、白子村が下肥値下げ運動に参加する。	一一月、幕府は勘定奉行へ、挙場が下々の迷惑にならぬよう申渡す。
一七九〇	二			一一月、江戸東方の武蔵、下総の水田地帯の村々が勘定奉行へ下肥値下げを嘆願する。
一七九一	三		二月、下新倉村の百姓は下肥掃除値下げの直接交渉を江戸の各家主に対して行うが、半数以上の家主は応じない。	六月、入間、多摩両郡の六七か村が勘定奉行へ糠の価格引下げの嘆願運動を展開する。 幕府は諸国に郷蔵を造らせ備荒貯穀を命じる。 江戸周辺の村々の百姓は、個々に家主と直接交渉による下肥値下げ運動を展開する。 二月、江戸中の家主二万一一五人のうち、下肥値下げしたもの七九七三人。 一〇月、同家主一万九八六八人

近世				
江戸時代				
一七九二	寛政 四		中、下肥値段引下げ一万四三〇四人。	
			五月、幕府は鳥見頭へ、在村に費用のかかる接遇をさせないよう申し渡す。	
			六月、江戸家主一万九三八〇人中下肥値段引下げ九五三七人。下肥掃除問題は一応解決する。	
			幕府は砲術練習場を徳丸ケ原に設ける。	
			塙保己一江戸番町に和学講談所を開く。	
一七九三	五	三月、白子宿に街道輸送業務を取扱う問屋場が立てられる。		
一七九七	九	上新倉村の年貢は定免となる。		
一七九八	一〇	六月、上新倉村などから中山道蕨宿へも野菜物を出荷する。		
一七九九	一一		九月、炭薪の江戸直売りは法度の旨、江戸の問屋より新河岸川五河岸の船問屋へ伝えてくる。	
			一〇月、新座、入間、多摩三郡の荷主が炭薪の江戸直売りを勘定奉行へ訴える。	
一八〇〇	一二	大雨のため荒川が満水となり、上新倉村では三ツ俣、大野前、雑丹袋で堤防が決壊する。	夏、秋に大雨があり、多摩川、浅川、荒川通りでは洪水となる。	
一八〇四	文化 元		日光で徳川家光の一五〇年忌法事が行われる。	
			膝折村（朝霞市）に伸鋼業がお	

世代	時	戸	江	近
一八〇五	二			八月、上新倉村の朮庵（うけら）に狂歌師北川真顔が泊まる。この頃太田南畝も訪問する。
一八〇八	五			閏六月、白子宿問屋富右衛門は、上・下新倉村の助郷不参を評定所へ訴える。八月に和解する。
一八一二	九			俳人小林一茶が草津への途次白子宿で昼食をとる。
一八一三	一〇			五月、上新倉村清左衛門は絞油営業の出願をする。
一八一四	一一			
一八一五	一二			一〇月二三日、『郊遊漫録』の著者斎藤幸孝が白子宿の柏屋十右衛門に宿泊する。
				二月、一二月の二回にわたり、『遊歴雑記』の著者釈敬順が吹上観音の市を訪れる。
一八一六	一三			八月二〇日、『江戸近郊道しるべ』の著者村尾正靖が吹上観音に参詣する。
一八一七	一四			八月一九日、高田与清は江戸周辺をめぐり白子宿で昼食をとり、吹上観音に参り『相馬日記』にしるす。
一八一八	一五	文政元		三月五日、『川越松山巡拝図誌』の著者竹村立義は白子宿滝不動に立寄り熊野神社附近の景観図を描く。
				四月、下新倉村浅久保の馬頭観音が在々諸村及び当村の馬持中により建立される。

こる。

六月、幕府は関東取締出役を設置する。

間宮林蔵、樺太が島であることを発見する。

『寛政重修諸家譜』完成。

幕府、十組問屋仲間に株札を交付し以後新規加入を禁じる。

伊能忠敬、沿海実測全図を完成する。

斎藤鶴磯が『武蔵野話』を刊行する。

新河岸川五河岸の船問屋の数、合計三〇軒。

豊島郡土支田村下組利左衛門水車設置願出。

世	一八一八	文政 元	七月、大井町市沢の馬士が駄賃稼ぎの件で白子宿の馬士と争いを起こす。
代	一八一九	文政 二	六月、下新倉村杢左衛門組人別改帳に家数二六軒、人数一四九人を載せる。
	一八二一	四	下新倉村は芝宮河岸に村請で船問屋の設立を領主酒井家に出願する。筋違いであると奉行所に指摘される。
	一八二二	五	一月、駄賃稼ぎの争いは大井町、上板橋村、白子村の三村間で和解が成立し、郷分の者の駄賃稼ぎをさせないことにする。
時	一八二三	六	六月、上新倉村は白子宿へ助郷人馬を出さず。
	一八二四	七	白子村茂兵衛外六名の伊賀者給地の村々の水車稼ぎの者は、水車運上を上納したいと地頭に出願する。
			一〇月、釈敬順は小榑村妙福寺の市の帰途白子宿に出て亀屋清七の酒楼に休憩し、酒食満足の意を『遊歴雑記』に述べる。
近	一八二五	八	八月、白子宿問屋勘兵衛は上新倉村が助郷人馬を出さぬことを代官所へ訴え出る。
戸	一八二六	九	四月、下新倉村芝宮河岸の船問屋平次郎と荷主との争いは和解が成立し、議定証文を取替わす。
	一八二七	一〇	二月、幕府は関東全域に改革組合村を結成させ、上・下新倉村、白子村は大和田組合に入る。
江	一八二八	一一	九月、下新倉村は農間渡世書上帳を作成する。

幕府、諸大名に異国船の打ち払いを指令する。

小麦粉、蕎麦粉は雑穀でないことを認められ、江戸直売りが許される。

『新編武蔵風土記稿』脱稿。

近世	江戸時代	一八三一	天保二	白子村伊丹屋忠左衛門は蕎麦粉を江戸の蕎麦屋に直売りして問題となり、問屋側に詫びの一札を入れる。
		一八三二	三	白子村は諸雑穀類、青物、土物、小割薪など、江戸送りに支障ないよう代官所へ出願する。
		一八三三	四	白子宿の助郷月仕切役金滞納額は、上保谷村金一二両一分二朱、下保谷村金三両二分二朱と銀六匁一分五厘、上新倉村金一二両一分二朱。
		一八三四	五	飢饉のため上新倉村では幕府から食糧代を借入れる。 九月、江戸の麺類仲間が蕎麦、小麦の高値は在方商人の買占めのためと奉行所へ訴える。白子村年寄小源次など在方百姓七名は、右は不作のためであると反論する。 この年、吹上観音が『江戸名所図会』に挿絵付きで紹介される。
		一八三六	七	一二月、上新倉村高一一一〇石五斗二合、下新倉村高四〇〇石、白子村高三五〇石二升六合九夕（『武蔵国郷帳』） この頃、白子囃子が始まると伝えられる。
		一八三七	八	六月、上新倉村外四か村は生蝙蝠の上納廃止及び虫類、草類上納の減少を出願する。
		一八三八	九	上新倉村は家数一九〇軒で、うち専業農家一六八軒、兼業農家二二軒。
		一八三九	一〇	四月、新河岸川の船積問屋は、川越街道の六か宿へ旅人船を仕立てないという証文を差出す。 七月、上新倉村庄左衛門組で、百姓三〇人が組頭に不正ありと代

幕府、諸国石高を調査する。

天保の大飢饉

新座郡三七か村高合計一万四二四八石余

『江戸名所図会』刊行完了。

幕府、御救小屋を設置。この頃諸国飢饉続く。

世代	時	戸	江
一八四一	天保一二		一八五一
一八四二	一三		一八四九
一八四三	一四		一八四八
一八四四	弘化一五元		一八四七
一八四六	三		一八四六
一八四七	四		一八四四
一八四八	嘉永五元		一八四二
一八四九	二		一八四一
一八五一	四		一八四九

官所へ訴え出る。

この頃（天保年中）養蚕が始まる。

一〇月、上新倉村元庄左衛門組百姓忠兵衛は鳥見衆へ出す居宅建築願の添手紙の下付を代官所へ出願する。

上新倉村、白子村は不作につき年貢減免を代官所へ出願する。

白子村の村入用は総額銭六二貫八三〇文。

二月、下新倉村芝宮河岸の問屋平次郎は上新倉村の一一人の薪渡世人に芝宮河岸へ付出すよう申入れる。

上板橋村、白子村など五か村総代は、上新河岸問屋兼名主八兵衛外五名を相手取り、街道筋の難儀を道中奉行へ訴え出る。

七月二六日夜、白子村諏訪社宵宮の帰り下保谷村の百姓が小榑村の百姓を打擲する事件を起こす。

五月、老中水野忠邦、幕政改革に乗出す。問屋解放令が出される。

高島秋帆、徳丸原で洋式銃隊訓練を行う。

幕府は関東在方における問屋等の結成を禁じ、農村側の心得箇条を示す。

三月、「人返し令」が出される。六月上知令出される。のち徹回。

閏九月、水野忠邦、老中を罷免される。

関東取締出役の道案内を組合単位に設置する。

外国艦船しきりに来航する。

伊賀衆一〇八人、小榑村稲荷神社に手水舎を奉納する。

三月、問屋再興令が出される。

世				
代	一八五二	五		問屋の商品取扱独占権が回復される。三月、幕領の村々に木版刷の「五人組帳前書」が渡される。六月、アメリカ軍艦が来航する。世情不穏となる。
	一八五三	六	三月、下保谷村は白子宿と助郷を代金で済ませる契約をする。九月、白子村、溝沼村は御台場普請用の明俵三一一八俵を差出す。	
	一八五四	安政 七 元	五月、上新倉村名主文右衛門は「家作畑諸道具値段書上帳」を作成する。	ペリー、軍艦七隻を率い再び来る。一〇月、安政の大地震が起こる。
時	一八五五	二	三月、上新倉村は、家数一八七軒で、うち専業農家は一七七軒、兼業農家一〇軒。	
	一八五六	三	七月、荏原、多摩、新座三郡の水車稼人は連名で勘定奉行へ粉類の江戸直売りが違法でないことを訴える。一二月、粉類の江戸直売りは差支えないと勘定奉行が諚める。	
近 戸	一八五七	四	一月、武蔵野地方の水車稼人六一名は水車仲間を結成する。白子村三名、上・下新倉村三名が加わる。一二月、下新倉村の領主酒井家は入間郡内の領地三か村へ調達金を命じる。	米、和、露、英、仏との修好通商条約に調印する。
	一八五八	五		
江	一八五九	六	四月、壱鑑寺焼失する。九月、下新倉村の北半分の村絵図が作成される。	
	一八六〇	万延 七 元		一月、勝安芳など咸臨丸で米国へ渡る。二月、幕府は浪人、無

近世	江戸時代	一八六一	文久	元	三月、凶作のため、上新倉村久太郎組の三九軒は食糧代を割渡される。
		一八六二		二	一月、下新倉村の領主酒井家は全領地の村々へ年貢の先納を命じる。 一二月、関東取締出役は、組合村々の道案内に儀礼挨拶を差止め風儀を正すよう申し諭す。
		一八六三		三	同月、酒井壱岐守は講武所奉行から駿河城代に転任となる。領内村々は高役金の上納を命じられる。 四月、関東取締出役は組合村々へ無宿悪党共の取締まり強化を指令する。 上新倉村久太郎組の村入用は総額銭七二貫一二二文となる。
		一八六四	元治	元	長州征伐出兵に際し、酒井家は下新倉村名主柳下富太郎へ金二〇両の献金を命じる。 上新倉村の年貢、諸納物の合計米二九七石八斗六升二合、永一〇八貫七八五文八分
		一八六五	慶応	元	六月、多摩、入間、新座、豊島四郡の在方商人六七人が藍売買の仲間設立を出願する。 一一月、下新倉村は助郷役を貨幣納に切換える議定証文を白子宿と取交わす。
		一八六六		二	六月、武州世直し一揆起こり、一五日には上新倉村、下新倉村、宿の取締を厳しくする。三月、大老井伊直弼暗殺される。 一月、老中安藤信正、浪士に襲われる。 幕府は攘夷政策をとることを表明する。 五月、長州藩は下関海峡でアメリカ、フランス、オランダの軍艦を砲撃する。 七月、薩摩藩は、鹿児島湾に入ったイギリス艦隊と交戦する。 七月、長州藩の武士、京都御所守衛の会津藩、薩摩藩と戦う。 上保谷村、下保谷村は甲州道中内藤新宿へも助郷を負担することになる。 五月、江戸の各所に打壊しが発

世			近	
代	時	戸	江	
		一八六七	一八六八	明治四元
白子村に立回り物持宅に押かけ、そのうち数軒に打壊しを働く。	一一月、酒井家は下新倉村へ米一〇〇俵と金三五〇両の調達を命じる。 上新倉村は家数二一〇軒、人数一一一五人	三		
生する。 六月、秩父郡上名栗村の百姓が蜂起する。一揆は急速に拡大し、周辺一一郡にわたり打壊しが行われる。 一二月、徳川慶喜一五代将軍となる。 一〇月、徳川慶喜、大政奉還を出願し、許される。 一二月、朝廷、王政復古を宣言する。 四月、江戸開城 七月、江戸を東京と改称する。 九月八日、明治と改元する。				

参考文献

歴史学研究会編『日本史年表』（岩波書店）
八潮市　『八潮市古代中世史年表』
朝霞市　『朝霞市の文化財』
志木市　『志木市郷土誌』『志木市史』資料編
新座市　『郷土新座』『新座市史』資料編
戸田市　『戸田市史』資料編
川口市　『川口市史』資料編
浦和市　『浦和市史』史料編
富士見市　『富士見市史』資料編
埼玉県　『新編埼玉県史』資料編
練馬区　『練馬区史』歴史編

あとがき

昭和五三年四月一日、和光市史編さん室が設置されてから、やがて九か年が経過しようとしています。修史の気運が市当局並びに市議会に逐次醸成され、市制施行十周年が近づきつつあった昭和五二年に、その記念事業の一環として企画立案されてようやく具体化を見、五三年度から市史編さん事業が開始されました。

市史編さん室は、当初、総務部の所轄とし、室長は庶務課長が兼務し、職員二名及び専門編集員一名の陣容で発足いたしました。後に専門調査員一名の事務局勤務が加えられました。

新規の仕事であり、一日々々の仕事に変化があり、決まったコースの仕事でないため、日々の仕事の跡を書き残すこととしました。日誌の記載内容は一日の業務、関係者との連絡事項、文書その他の貸借関係など簡潔に致しました。この日誌は、後日いろいろの面で役立ち、殊に必要事項の確認のために、極めて有効に利用されることしばしばでした。現在までにB6版一六〇ページのノート五冊を超え、昨年一一月より六冊目に入りました。

発足当初の仕事は史料収集が主で、早急に返却を要する市内諸家文書のマイクロ撮影から始まりました。一方、編集執筆を担当していただく先生方をお願いする段になり、先ず監修者として萩原龍夫先生のご承諾を得、日をおって渡辺隆喜先生、新井鎮久先生、谷井彪先生、福田アジオ先生、藤田昭造先生、原島礼二先生、伊藤好一先生、須崎慎一先生に編集委員をお引き受けいただきました。後に須崎先生が神戸に勤め先が変わったため、代わって粟屋憲太郎先生にお願いいたしました。また、専門調査員の先生も逐次お願いして参りました。

編集会議は、月例会とし、第一日曜を当て、事務局よりの連絡報告事項並びに協議事項を審議し、さらに市域に関する事項について、編集委員による研究調査の発表が輪番に行なわれました。研究発表は、ときに専門調査員も担当

いたしました。事務局にとっては史料収集の示唆を受ける貴重な機会となりました。編集会議の開催は初期には年間一二回、後に一月、八月を除く一〇回となりましたが、今日まで回を重ねること実に八一回に及んでいます。

史料収集にあけくれ、研究発表を重ねるうち、昭和五五年市制施行十周年となり、『図説　和光市の歴史』の出版が記念事業の一翼を担って登場しました。これを皮切りに、市史編さん資料として六冊の調査報告書が出され、そして、通史編の根拠となる史料を収載した史料編が三冊、民俗編一冊、市史別集一冊が逐次刊行されました。

史料編刊行後は通史編の執筆に移り、着々進行しておりましたが、監修者の萩原先生が健康を害されて、昭和六〇年二月七日に入院され、手を尽して加療されましたが、その甲斐なく六月一九日に逝去されました。入院中お訪ねした時のお姿やお声から回復されるものとばかりと思っておりましたのに、痛恨の極みであります。悲嘆の中に先生の意を意として対処することになり、監修の仕事を最も身近にあられる渡辺先生に、たってお願いしてやっとお引き受けいただきました。そして萩原先生の担当であった中世の通史編執筆につき、種々審議の上造詣深く練達の大村進先生に、まことにご無理ながらお願い申し上げ、事情やむを得ずとようやくご承引いただきました。

通史編上巻の自然、原始・古代、近世各編の執筆が順調に進行している中で、右の事情からひとり中世編が後発の止むなきに至り、執筆の各先生には大負荷を肩にした力走をお願いして、予定には至りませんがここにようやく上梓の喜びを得ることができました。

この上巻に踵を接して、近代編・現代編の執筆も進み、上巻の刊行後程なく下巻も発刊される見込みであります。

本書の刊行に当たり、資料の提供をいただきました各位並びに各機関に対し厚くお礼を申し上げます。ご執筆いただきました新井先生、谷井先生、原島先生、伊藤先生、特に短期間にご執筆下さった大村先生、小要先生、小花波先生、井田先生には深く感謝を申し上げます。

市史編さん室

執筆者一覧

第一編　自　然	
第一章～第四章	新井　鎮久
第五章　第一節	細田　浩
第二節	新井　鎮久
第六章・第七章	新井　鎮久
第二編　原始・古代	
第一章～第五章	谷井　彪
第六章・第七章	原島　礼二
第三編　中　世	
第一章　第一節～第三節	大村　進
第四節	小花波平六
第二章　第一節	小要　博
第二節1・2項	小要　博
第二節3項	井田　実
第三節	小要　博
第四節	小花波平六
第三章　第一節	大村　進
第二節1・2項	大村　進
第二節3項	井田　実
第三節	小花波平六
第四節	大村　進
第四編　近　世	
第一章～第四章	伊藤　好一

調査協力者及び資料提供者

調査協力者

細野　衛　増田　裕　山口雅功

資料提供者

磯田洋二　村井武文　富沢栄太郎　井本　昭　大野俊雄　和田敏信　塩野泰弘　浦和市本太氷川神社　川口市安行慈林宝厳院　浦和市教育委員会社会教育部社会

教育課　川口市教育局社会教育課　大宮市教育委員会
与野市総務部市史編さん室　戸田市史編さん室　朝
霞市教育委員会　新座市教育委員会　狭山市総務部庶
務課市史編さん室　狭山市教育委員会社会教育課　入
間市教育委員会　富士見市立考古館　美里町教育委員
会　寄居町教育委員会　吉見町役場総務課　深谷市教
育委員会　埼玉県立文書館　埼玉県史編さん室　埼玉
県教育局文化財保護課　埼玉県立博物館　埼玉県立歴
史資料館　埼玉県立さきたま資料館　財団法人埼玉県
埋蔵文化財調査事業団　板橋区立郷土資料館　明治大
学考古学博物館　東京大学史料編纂所

市史編さん関係者

編さん委員会

委員長　竹田　尚之　（市議会総務常任委員長）
委　員　茂木　音一　（市教育長）
同　渡辺　隆喜　（市史監修者）
同　冨岡　吾良　（市文化財保護委員長）
同　新井　好一　（市水道事業管理者）

元委員長　加山由太郎　（昭和53年10月～同54年4月）
同　五十嵐一男　（昭和54年5月～同56年6月）
同　六ツ崎道文　（昭和56年6月～同58年4月）
前　冨岡　睦男　（昭和58年5月～同60年5月）
元　委　員　野浦　正二　（昭和53年10月～同56年3月）
前　林（故）　富雄　（昭和53年10月～同59年9月）
同　萩原　龍夫　（昭和53年10月～同60年6月）

監修者・編集委員

監修者　渡辺　隆喜　（明治大学教授）
編集委員　新井　鎮久　（専修大学教授）
同　谷井　彪　（埼玉県立歴史資料館考古資料室長）
同　原島　礼二　（埼玉大学教授）
同　伊藤　好一　（前明治大学講師）
同　藤田　昭造　（明治高等学校教諭）

同　粟屋憲太郎（立教大学教授）
同　福田アジオ（国立歴史民俗博物館教授）
同　大村　進（埼玉県立歴史資料館館長）

前監修者　故　萩原　龍夫（前明治大学教授）

専門編集員

冨岡　吾良（元市教育長）

専門調査員

自然部門　細田　浩（大宮市立大宮北高等学校教諭）
中世部門　小花波平六（板橋区教育委員会文化財担当）
同　井田　実（練馬区立光が丘第四小学校教諭）
同　小要　博（蕨市教育委員会市史担当）
近代部門　塩野　雅代（都立小石川工業高等学校教諭）
現代部門　小倉　裕児（一橋大学大学院生）
同　渡辺　新（日本学術振興会特別研究員）
同　岡田　彰（法政大学講師）
民俗部門　佐藤　良博（県立狭山清陵高等学校教諭）
同　新谷　尚紀（共立女子大学講師）
同　田中　正明（二松学舎大学附属高等学校教諭）

事務局

総務部　部長　古山　秀雄
同　庶務課長　山崎　敏治
市史編さん室長　冨岡　五郎
主任　星野　秀夫
専門編集員　冨岡　吾良
専門調査員　宮原　昭二

和光市史　通史編　上巻

昭和六二年三月三一日　発行

編集
発行　和光市

埼玉県和光市中央一―七―二七

印刷　第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二―一一―一七